



ベトナムの投資環境

2023

国際協力銀行



ベトナムの 投資環境



2023年2月



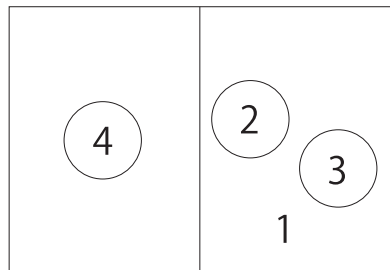
株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



表紙写真

1. ホーチミンの街
2. ホーチミンの路地
3. ノンラーと呼ばれる笠
4. カラフルな漁船

はじめに

本資料は、ベトナム向け投資をはじめ検討されている企業の方々を対象に、ベトナムの投資環境について地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版の2005年3月の発行以来、変化の速いベトナム経済、社会の実情を反映するため、一部改訂を含め、適時、改訂を実施しております。第8版となる本資料は2019年12月に発行された第7版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2022年）を反映いたしました。

ベトナムは、アセアン10ヶ国の中で、人口で第3位、名目GDPで第6位の位置にあり、2022年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2022年には7.0%の経済成長を達成する見通しです。国際協力銀行が実施している海外投資アンケート（2022年度）においても、ベトナムは中期的な事業展開先として「現地マーケットの今後の成長性」、「安価な労働力」及び「他国のリスク分散の受け皿として」等を理由に常に上位にランクインしております。一方で、「労働コストの上昇」、「法制の運用が不透明」及び「他社との厳しい競争」等の課題も挙げられております。

本資料は、第7版に倣い、はじめに総論としてベトナム全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、企業の方々から関心の強い北部、中部、南部の各地域について、地域別にその特色などを具体的に説明する形式で構成されております。本資料がベトナム向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、進出日系企業・金融機関、JETROなど多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成しました。また、本資料は、ベトナムに対する国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2023年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	v	第3章 経済概況	
図表一覧	vii	1. 経済概観	19
略語一覧	xiii	2. 産業構造	23
		3. 貿易構造	26
		4. ASEANの中のベトナム	34
<総論>		第4章 直接投資受入動向	
第1章 概観(国土、民族、社会、歴史など)		1. 外国直接投資(FDI)受入動向	38
1. 正式国名	1	2. 国別受入動向	39
2. 人口	1	3. 業種別受入動向	39
3. 国土	1	4. 日本からベトナムへの直接投資	40
4. 首都	1	第5章 日越経済関係	
5. 気候	1	1. 日越の経済関係と貿易の概要	45
6. 民族	2	2. ベトナムにおける日系企業	48
7. 言語	2	3. 日・ベトナム経済連携協定	50
8. 宗教	2	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
9. 教育	2	1. 管轄官庁	54
10. 通貨	4	2. 外資導入の概要	54
11. 歴史	6	3. 近年の主要な投資促進・優遇策	55
第2章 政治・外交・軍事		第7章 主要関連法規	
1. 政体	10	1. WTO加盟と法改正	57
2. 元首	11	2. 主要外資関連法規	62
3. 首相	12	第8章 投資形態	
4. 内閣	12	1. ベトナムへの進出・投資形態	66
5. 行政組織	12	第9章 主要投資インセンティブ	
6. 地方行政制度	14	1. 投資インセンティブの法的枠組み	69
7. 立法	15	2. 法人所得税に関する投資優遇措置	71
8. 司法	15	3. 輸入関税に関する投資優遇措置	72
9. 外交	16	4. その他の投資インセンティブ	72
10. 国防	17		

第 10 章 外資規制業種	
1. 条件付投資分野	74
2. 投資禁止分野	74
第 11 章 許認可・進出手続	
1. 概要	76
2. 投資登録証明書の取得	77
3. 企業登録証明書の取得	81
4. 外資系企業の義務と保管すべき書類	81
5. 支店・駐在員事務所の設立の許可申請 手続.....	82
6. 外国契約者として事業を行う際の許可 申請手続.....	83
第 12 章 税制	
1. 法人所得税	85
2. 付加価値税	86
3. 特別消費税	87
4. 個人所得税	88
5. 外国契約者税	90
6. 関税	90
7. その他の税	92
8. 日越租税条約	92
9. 税務上の問題点と留意点	92
10. 会計及び監査制度	94
第 13 章 用地取得	
1. ベトナム土地制度の概要	96
2. 外資系企業の土地所有権の取得方法	97
3. 土地所有権の担保	97
第 14 章 知的財産権	
1. 知的財産権の保護	98
2. 保護対象の知的財産権	100
3. 技術移転.....	101
4. 国際条約と国際評価	102
第 15 章 環境規制	
1. ベトナムの環境問題	103
2. 環境保護の体制	103
3. 環境保護の法体系	104
4. 主な環境規制	105
5. 環境影響評価	105
6. 環境が問題となった事例.....	107
第 16 章 貿易管理・為替管理	
1. 輸出入規制	108
2. 関税制度	111
3. 通関手続	112
4. 為替相場	113
5. 外国為替管理と外貨交換制度.....	114
第 17 章 金融制度	
1. 金融機関	116
2. ベトナムの金融市場	120
3. 資本市場	123
第 18 章 資金調達	
1. 日系企業の資金調達の現状.....	127
2. 現地商業銀行からの借入.....	128
3. 海外からの借入	130
4. 社債市場からの資金調達.....	130
5. 株式上場による資金調達.....	131
第 19 章 労働事情	
1. 労働法の体系	133
2. 労働市場と雇用情勢	133
3. 賃金	134
4. 雇用関係	135
5. 労働条件	139

6. 社会保険及び健康保険	140	2. ベトナムのスタートアップ.....	203
7. 労使関係	141	第 24 章 地域ごとの特徴	
8. 労働紛争の解決	141	1. ベトナムの地域分類	208
9. 外国人就労規制と労働許可の取得	142	2. 地域別の経済動向	209
第 20 章 物流・インフラ		3. 省別競争力指数	211
1. 港湾	144	4. 賃金水準	211
2. 空港	147	5. 外国投資が多い地域と工業団地の分布	214
3. 道路	150	【参考】地域別気候	216
4. 鉄道	154	第 25 章 地域編①：北部	
5. 電力	156	1. 北部の概要	218
6. 水道	158	2. 外国直接投資受入状況	220
7. ガス	158	3. 日系企業の動向	222
8. 通信	159	4. 主要工業団地	222
第 21 章 投資環境の優位性と留意点		5. 投資申請・相談窓口	224
1. 進出先としての企業の見方	162	6. インフラ	224
2. 投資先としてのベトナムの優位性	164	7. 労働事情	228
3. 投資にあたっての留意点	165	8. 消費市場として見た北部.....	231
4. 環境配慮型投資の促進と裾野産業の育成.....	168	9. 生活環境	231
第 22 章 主要産業の動向と FTA の影響		10. 主要工業団地	237
1. ベトナムの主要産業	174	第 26 章 地域編②：中部	
2. 自動車	175	1. 中部の概要	241
3. 二輪車	179	2. 外国直接投資受入状況	242
4. 携帯電話	181	3. 日系企業の動向	243
5. 縫製	183	4. 主要工業団地	244
6. 食品	184	5. 投資申請・相談窓口	246
7. 小売	189	6. インフラ	247
8. FTA、EPA の進捗状況.....	195	7. 労働事情	249
第 23 章 最近のトピックス		8. 消費市場として見た中部.....	252
1. ベトナムのエネルギートランジション	199	9. 生活環境	252
		10. 主要工業団地	253

第 27 章 地域編③：南部

1. 南部の概要	255
2. 外国直接投資受入状況	258
3. 日系企業の動向	259
4. 主要工業団地	260
5. 投資申請・相談窓口	261
6. インフラ	262
7. 労働事情	265
8. 消費市場として見た南部	268
9. 生活環境	268
10. 主要工業団地	274

付録 1 進出企業へのアドバイス	280
------------------	-----

付録 2 よくある質問 (FAQ)	284
-------------------	-----

付録 3 日本国内での相談窓口	288
-----------------	-----

付録 4 ベトナム国内での相談窓口 289

1. 外国投資主要行政機関（投資関連情報の入手が可能）	289
2. 地方省市の計画投資局など（投資関連情報の入手が可能）	290
3. 工業区／輸出加工区 管理機関 （工業団地入居関連情報などの入手が可能）	291
4. 現地政府関係機関（投資関連、生活環境などに関する情報の入手が可能）	292
5. 日系金融機関（資金調達などに係る相談、投資関連情報の入手が可能）	293

ひとくちメモ一覧

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）	1
ひとくちメモ 1： ベトナムの文化	5
第5章 日越経済関係	45
ひとくちメモ 2： 日本文化の人気	53
第7章 主要関連法規	57
ひとくちメモ 3： ベトナムの個人情報保護法	62
第12章 税制	84
ひとくちメモ 4： ベトナムの超富裕層	95
第14章 知的財産権	98
ひとくちメモ 5： 日系企業が直面している課題とその対応	102
第17章 金融制度	116
ひとくちメモ 6： キャッシュレス決済の増加	124
第18章 資金調達	127
ひとくちメモ 7： 事業領域の拡大・強化を進めるビングループ	131
ひとくちメモ 8： その他のベトナム財閥企業（コングロマリット）	132
第19章 労働事情	133
ひとくちメモ 9： ベトナム人の一日は長い？	140
ひとくちメモ 10： ベトナムの健康診断	143
第20章 物流・インフラ	144
ひとくちメモ 11： 東西経済回廊・南部経済回廊の利用の現状	153
第21章 投資環境の優位性と留意点	162
ひとくちメモ 12： 大気汚染は世界レベル？	173
ひとくちメモ 13： 「ベトナム・プラスワン」はベトナム？	173
第24章 地域ごとの特徴	208
ひとくちメモ 14： インターネットによる労働者の募集も増加	212
ひとくちメモ 15： ベトナムの労働者について	213
ひとくちメモ 16： 行政手続改善にむけた政府の取組	215
ひとくちメモ 17： 日本語とベトナム語	217
第27章 地域編③：南部	255

ひとくちメモ 18： 南部物流についてのまとめ.....	273
------------------------------	-----

図表一覧

図表 1-1	ベトナムの教育制度	3
図表 1-2	ベトナムの代表的な大学	3
図表 1-3	ASEAN 諸国で日本語学習者が多い上位 5 カ国（2018 年度）	4
図表 1-4	ベトナムの歴史	7
図表 1-5	ベトナムの歴史（ドイモイ以降）	9
図表 2-1	ベトナムの国家機構	11
図表 2-2	中央政府の組織	13
図表 2-3	ベトナムの地方行政機構	14
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	19
図表 3-2	実質 GDP 成長率と要因分解	20
図表 3-3	主要経済指標	22
図表 3-4	社会経済開発計画の全体目標と主な経済指標	23
図表 3-5	第 1～3 次産業の総付加価値（GVA）構成比の推移	24
図表 3-6	産業別 GDP（実質）の構成比	25
図表 3-7	輸出・輸入と貿易収支の推移	26
図表 3-8	主要輸出品目	27
図表 3-9	主要輸入品目	28
図表 3-10	品目別輸出増加額（対主要輸出国：2016 年→2021 年）	29
図表 3-11	品目別輸入増加額（対主要輸入国：2016 年→2021 年）	30
図表 3-12	主要輸出相手国	31
図表 3-13	主要輸入相手国	32
図表 3-14	国別の貿易収支の推移	33
図表 3-15	ASEAN 諸国の比較表（2021 年）	34
図表 3-16	ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2008 年→2021 年）	35
図表 3-17	ベトナム主要都市間の賃金コスト比較	36
図表 3-18	ASEAN 諸国・中国との賃金コストなどの比較	37
図表 4-1	ベトナムへの外国直接投資流入状況	38
図表 4-2	国別外国直接投資流入額（新規投資、認可ベース）	39

図表 4-3	業種別外国直接投資流入額（認可ベース）	40
図表 4-4	日本からのベトナム向け直接投資動向	41
図表 4-5	日本からのベトナム向け業種別直接投資（2021年）	42
図表 4-6	日本からのベトナム向け業種別直接投資	43
図表 4-7	ベトナムの有望理由と課題	44
図表 5-1	主要貿易相手国の輸出入額（2021年推定値）	45
図表 5-2	ベトナムの対日輸出入の推移	46
図表 5-3	ベトナムの対日貿易品目構成比（2021年）	46
図表 5-4	ベトナムから日本への輸出額推移	47
図表 5-5	ベトナムの日本からの輸入額推移	48
図表 5-6	日本商工会の会員企業数の推移	49
図表 5-7	日越共同イニシアティブの項目と進捗評価、達成率	51
図表 5-8	看護師・介護士候補受入人数	53
図表 7-1	最近の法整備状況	57
図表 7-2	サービス分野の市場開放スケジュール例	60
図表 7-3	投資に関する新しい法体系	63
図表 8-1	ベトナムへの投資形態	66
図表 8-2	PPP契約の概要	67
図表 9-1	投資優遇措置の概要	71
図表 10-1	投資禁止分野	75
図表 11-1	投資登録証明書の取得	77
図表 11-2	人民委員会投資承認の取得と投資登録証明書の取得手続	78
図表 11-3	首相による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続	79
図表 11-4	国会による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続	80
図表 11-5	投資登録証明書の取得手続	81
図表 11-6	企業の義務	82
図表 11-7	企業が保管すべき書類	82
図表 11-8	支店・駐在員事務所の設立許可証申請書類	83
図表 12-1	ベトナムの主な税制	84
図表 12-2	法令の構造	84

図表 12-3	発効されている税法令の全体像	85
図表 12-4	自動車に係る特別消費税	88
図表 12-5	給与所得の累進税率	89
図表 12-6	個人所得税率（主な課税所得）	89
図表 12-7	輸入関税の概要	91
図表 13-1	土地法改正案の主な論点	97
図表 14-1	知的財産権に関する法執行の概要	99
図表 14-2	ベトナムにおいて保護される知的財産権	101
図表 15-1	2020 年に改正された環境保護法の改正ポイント	104
図表 15-2	廃棄製品・包装材のリサイクルの対象製品	105
図表 16-1	輸入禁止品目と輸入管理品目のリスト	109
図表 16-2	輸出禁止品目と輸出制限品目の例	110
図表 16-3	電子申告による申告対象	113
図表 16-4	外国為替レートの推移（上段：VND/USD、下段：VND/JPY）	114
図表 17-1	ベトナムの金融機関	116
図表 17-2	金融機関の分類	118
図表 17-3	国有商業銀行一覧	118
図表 17-4	政策金利とインフレ率の推移	121
図表 17-5	不良債権比率の推移	122
図表 17-6	HOSE の上場企業時価総額上位 10 社	123
図表 17-7	株価指数の推移	125
図表 17-8	債券残高の推移	126
図表 18-1	日系銀行の現地拠点リスト	127
図表 18-2	政策金利の推移	129
図表 19-1	ベトナムの人口構成の変化	133
図表 19-2	ベトナムの就業構造	134
図表 19-3	時間外労働手当の料率	135
図表 19-4	法定最低賃金水準（2022 年 7 月 1 日以降）	135
図表 19-5	労働紛争の例	142
図表 20-1	ベトナムの主な港湾の貨物取扱量（2021 年）	144

図表 20-2	主要港湾の貨物取扱量推移	145
図表 20-3	主要 3 港湾の貨物取扱量の推移	145
図表 20-4	主要港へのおよその所要日数	147
図表 20-5	空港利用者数の推移	148
図表 20-6	輸送貨物量の推移	149
図表 20-7	日本・ベトナム間の航空便数（週）	150
図表 20-8	道路距離と舗装率の推移	150
図表 20-9	鉄道輸送貨物量と利用者数の推移	155
図表 20-10	発電量の構成比	157
図表 20-11	発電エネルギー種別、事業者別発電設備容量（2020 年）	157
図表 20-12	主な事業者とマーケットシェア（加入者数、2019 年）	159
図表 20-13	主なインターネットプロバイダとマーケットシェア	160
図表 21-1	中期的に企業が進出先として有望と考えている国・地域	162
図表 21-2	中期的に有望と考える事業展開先国理由（上位 3 項目）	163
図表 21-3	有望とされる国が抱える課題（上位 3 項目）	163
図表 21-4	決議 50 号のベトナム進出日本企業による認知度と貢献したい分野	169
図表 21-5	「グローバルサプライチェーンの分断リスクとベトナムで重視されるリスク」（左）、 「ベトナム拠点が担っている機能と中長期的に拡大したい機能」（右）	169
図表 21-6	「ベトナム企業との事業連携において懸念すること」（左）、「ベトナムにおける 事業環境の改善に期待すること」（右）	170
図表 21-7	「環境配慮型ビジネスにおける懸念」（左）、「環境配慮型ビジネスの拡大のために 期待する政策（インタビューにおける企業の声）」（右）	171
図表 21-8	政策提案全体像	172
図表 22-1	ベトナムの産業構成比（実質）	174
図表 22-2	完成車の販売台数と生産台数の推移	175
図表 22-3	自動車に係る特別消費税率	177
図表 22-4	9 人乗り以下の乗用車の特別消費税と自動車登録料	177
図表 22-5	タイプ別に見た国内販売台数の推移	178
図表 22-6	自動車販売市場の各メーカーのシェア（2021 年）	179
図表 22-7	二輪車の生産台数・販売台数（2015 年以降）の推移	180
図表 22-8	「電話機器・音響機器」の輸出額	181

図表 22-9	携帯電話の年間生産台数と輸出額の推移	182
図表 22-10	縫製関連品目（繊維、生地、アパレル）の輸出額の推移	183
図表 22-11	加工食品の売上高推移と前年比	185
図表 22-12	加工食品の売上高と構成比（2016年→2021年）	186
図表 22-13	加工食品市場の売上高構成比の比較（日本・米国・ASEAN主要国）	187
図表 22-14	加工食品の売上高と構成比（2021年→2026年）	189
図表 22-15	小売販売額の推移	190
図表 22-16	業態別販売額構成比（2016年→2021年）	191
図表 22-17	業態別販売構成比（2021年→2026年）	194
図表 22-18	ベトナムの二国間、多国間経済・貿易協定の概要	195
図表 22-19	ベトナムの交渉中のFTA・EPAの詳細	196
図表 22-20	ベトナムの発効済みFTA・EPAの詳細	197
図表 23-1	ベトナム政府が掲げるエネルギートランジションに関連する主な目標	199
図表 23-2	発電容量構成（MW）（左）と電源別発電量（GWh）（右）	200
図表 23-3	日本企業によるAETIに沿った事業展開動向	202
図表 23-4	次のユニコーンとして期待されるスタートアップ	204
図表 23-5	ベトナムスタートアップに投資する国別ファンド数	205
図表 23-6	日本企業によるベトナムスタートアップ出資案件	206
図表 23-7	ベトナムスタートアップの強みと弱み	206
図表 24-1	ベトナム各省市の面積・人口（2020年）	209
図表 24-2	市、省、地域別の1人あたり月間収入と収入の種類（2020年）	210
図表 24-3	省市別の競争力指数（2021年）	211
図表 24-4	主要3都市の日系企業の給与水準（月額）	212
図表 24-5	月額法定最低賃金の推移と地域区分	214
図表 24-6	地域別に見た日系進出企業の業種の内訳（2021年10月時点）	215
図表 24-7	地域別の気温と降水量（2021年1月～2022年8月）	216
図表 25-1	北部の主要都市の概要	218
図表 25-2	北部の外国直接投資受入状況（2021年12月31日までの累計）	221
図表 25-3	北部の主要工業団地（地図）	224
図表 25-4	ハノイ市に立地する主要大学	228

図表 25-5	ハノイ、ハイフォンの学校	234
図表 25-6	ハノイ、ハイフォンの主な医療機関	234
図表 26-1	ダナンの概要	242
図表 26-2	中部の外国直接投資受入状況（2021年12月31日までの累計）	243
図表 26-3	ダナンの工業団地	246
図表 26-4	主要都市別月額賃金（単位：ドル）	251
図表 26-5	ダナン市（中部地区）の学校	253
図表 27-1	南部の主要都市の概要	255
図表 27-2	南部の外国直接投資受入状況（2021年12月31日までの累計）	258
図表 27-3	南部の主要工業団地	261
図表 27-4	南部の主要大学	265
図表 27-5	ホーチミン市・ビンズン省の学校	271
図表 27-6	南部の主な医療機関	272

略語一覧

A	AANZFTA	ASEAN・オーストラリア・ ニュージーランド自由貿易協定	ASEAN Australia New Zealand Free Trade Agreement
	ACFTA	ASEAN・中国自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	ACV	ベトナム空港総公社	Airports Corporation of Vietnam
	ADB	アジア開発銀行	Asian Development Bank
	AFTA	ASEAN 自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AIFTA	ASEAN・インド自由貿易協定	ASEAN India Free Trade Agreement
	AJCEP	日・ASEAN 包括的経済連携	ASEAN Japan Comprehensive Economic Partnership
	AKFTA	ASEAN・韓国自由貿易協定	ASEAN Korea Free Trade Agreement
	APA	(移転価格税制に関する) 事前確認制度	Advance Pricing Agreement
	APEC	アジア太平洋経済協力	Asia Pacific Economic Cooperation
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ATIGA	ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) の 物品貿易に関する協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
	B	BCC	事業協力契約
BEPS		税源浸食と利益移転	Base Erosion and Profit Shifting
BIDV		ベトナム投資開発銀行	Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam
B/L		船荷証券	Bill of Lading
C	CEPT	共通実効特惠関税	Common Effective Preferential Tariff
	CFS	自由販売証明書	Certificate of Free Sale
	CISG	国際物品売買契約に関する国連条約	United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods
	CITES	ワシントン条約	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
	CMS	キャッシュマネジメントシステム	Cash Management System
	CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定 (TPP11 協定)	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
	CVS	コンビニエンスストア	Convenience Store
D	DONRE	地方省天然資源環境部	Department of Natural Resource and Environment
	DPI	計画投資局	Department of Planning and Investment

略語一覧（続き）

E	EEU	ユーラシア経済連合	Eurasian Economic Union
	ENT	エコノミック・ニーズ・テスト	Economic Needs Test
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EPE	輸出加工企業	Export Processing Enterprises
	EU	欧州連合	European Union
	EVFTA	EU・ベトナム自由貿易協定	EU Vietnam Free Trade Agreement
	EVN	ベトナム電力総公社	Vietnam Electricity
F	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FIA	計画投資省 外国投資庁	Foreign Investment Agency, Ministry of Planning and Investment
	FOB	本船渡し	Free on Board
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GMS	拡大メコン圏	Greater Mekong Subregion
	GRDP	名目域内総生産	Gross Regional Domestic Product
H	HEPZA	ホーチミン市輸出加工区工業団地管理委員会	Ho Chi Minh City Export Processing And Industrial Zones Authority
	HIZA	ハノイ工業団地・輸出加工区管理委員会	Hanoi Industrial and Export Processing Zones Authority
	HNX	ハノイ証券取引所	Hanoi Stock Exchange
	HOSE	ホーチミン証券取引所	Ho Chi Minh Stock Exchange
I	IAS	国際会計基準	International Accounting Standards
	IFC	国際金融公社	International Finance Corporation
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPCC	中部投資促進センター	Invest Promotion Center for Central Vietnam
	IPCN	北部投資促進センター	Invest Promotion Center for North Vietnam
	IPCS	南部投資促進センター	Invest Promotion Centre for South Vietnam
	IRC	投資登録証明書	Investment Registration Certificate
J	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JICA	国際協力機構	Japan International Cooperation Agency
	JVEPA	日越経済連携協定	Japan-Vietnam Economic Partnership Agreement

略語一覧（続き）

L	LNG	液化天然ガス	Liquefied Natural Gas
M	MFN	最恵国待遇	Most Favoured Nation
	MONRE	天然資源環境省	Ministry of Natural Resources and Environment
	MPI	計画投資省	Ministry of Planning and Investment
N	NAICS	北米産業分類システム	North American Industry Classification System
O	ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
	OVTA	財団法人海外職業訓練協会	Overseas Vocational Training Association
P	PE	恒久的施設	Permanent Establishment
	PPP	官民連携	Public Private Partnership
S	SBV	ベトナム国家銀行	State Bank of Vietnam
	SUV	スポーツ・ユーティリティ・ビークル	Sport Utility Vehicle
T	TEU	20 フィートコンテナ換算	Twenty Foot Equivalent Unit
	TRIPS	知的所有権の貿易関連の協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
U	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
	UNESCO	国際連合教育科学文化機関	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
	USTR	アメリカ合衆国通商代表部	United States Trade Representative

略語一覧（続き）

V	VAMA	ベトナム自動車製造協会	Vietnam Automobile Manufacturers' Association
	VAMC	国家債権買取会社	Vietnam Asset Management Company
	VAS	ベトナム会計基準	Vietnam Accounting Standard
	VAT	付加価値税	Value Added Tax
	VCCI	ベトナム商工会議所	Chamber of Commerce and Industry of Vietnam
	VCFTA	ベトナム・チリ自由貿易協定	Vietnam Chile Free Trade Agreement
	VEA	ベトナム環境総局	Vietnam Environment Administration
	VGCL	ベトナム労働総同盟	Vietnam General Confederation of Labour
	VICT	ベトナム国際コンテナターミナル	Vietnam International Container Terminals
	VKFTA	ベトナム・韓国自由貿易協定	Vietnam Korea Free Trade Agreement
	VNACCS	ベトナム電子通関システム	Viet Nam Automated Cargo Clearance System
	VND	ベトナム・ドン	Vietnam Dong
	VN-EEU FTA	ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定	Vietnam Eurasian Economic Union Free Trade Agreement
	VNIBOR	ベトナムインターバンク市場金利	Vietnam Interbank Offered Rates
	VNPost	ベトナム郵便会社	Vietnam Post
VNPT	ベトナム郵政通信総公社	Vietnam Posts and Telecommunications Group	
W	WIPO	世界知的財産機構	World Intellectual Property Organization
	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）

1. 正式国名

正式国名は、ベトナム社会主義共和国（英語：Socialist Republic of Viet Nam）である。

国旗は、通称「金星紅旗」と呼ばれる。旧ベトナム民主共和国で使用していた赤地に黄（金）の五芒星のデザインは、1976年7月2日の南北統一後にベトナム社会主義共和国が成立した際も変更せず、そのまま使用している。赤は独立のために人民が流した尊い血と社会主義を象徴しており、五芒星は、労働者、農民、兵士、青年、知識人を表している。



ベトナムの国旗

2. 人口

人口は、9,851万人（2021年ベトナム統計総局推計）。ハノイ、ホーチミンなどの都市部に約35%が集中し、残りの約65%は農村部に居住している。

3. 国土

ベトナムは、南北1,650km、東西600kmにわたる、南北に細長い形をしている。東西は最も短い部分で50km。国土は32.9万km²と日本の約9割の面積を有する（外務省ベトナム社会主義共和国基礎データ）。インドシナ半島の東部に位置しており、中国、ラオス、カンボジアと陸上で隣接している。

4. 首都

首都は、北部にあるハノイで、「河内」と書く。かつて、紅河とトーリック川に街が囲まれていたことに由来する。ベトナムで2番目に大きい都市で、人口の約8%にあたる825万人（2020年ベトナム統計総局推計）が住んでいる。最大の都市は南部ホーチミンであり、人口は923万人（同推計）。ホーチミンがベトナム経済の中心であるのに対し、ハノイは政治や文化の中心都市である。

日本との時差はマイナス2時間（日本時間より2時間の遅れ）。

5. 気候

国土が南北に細長く、海に接しているため、気候は各地域で異なる。

北部は亜熱帯となっており、短い冬と春がある。12月からが冬で、1～2月がもっとも寒く、最低気温が10℃以下になることもある。一方で湿度が冬場も高いため、体感気温はこれよりも低くなる。4～10月までは雨季となり、7～8月がもっとも暑い。高温多湿の夏は5～10月ごろまでで、最高気温が30℃を超える日が連日続き、40℃を超える日もある。

南部は熱帯モンスーンで四季がなく、年間を通じた平均気温は 25℃以上、平均湿度は 70%以上と、高温多湿の気候が一年を通して続く。雨季（5～10月）と乾季（11～4月）がある。7～11月の間は南西モンスーンの影響で台風が発生することがあり、特に中部は被害を受けやすい。また、中部の 8～9月 は猛暑となる。

6. 民族

ベトナムの人口の大部分を占めるのがキン族（越人）で、2019年実施の人口センサスによると、全人口の約 85%を占める。ほかに 53 の少数民族がいる。

7. 言語

ベトナムの公用語はベトナム語である。歴史的な背景から、中国語と漢字文化の強い影響を受けており、ベトナム語の 7割が漢字語と言われ、漢字表記が可能な単語となっている。また、フランスの植民地であった影響で、表記にはアルファベットが用いられている。同じベトナム語でも、北部、中部、南部では発音が異なる。そのほか、山岳地域では今も多種の山岳民族語が使用されている。

8. 宗教

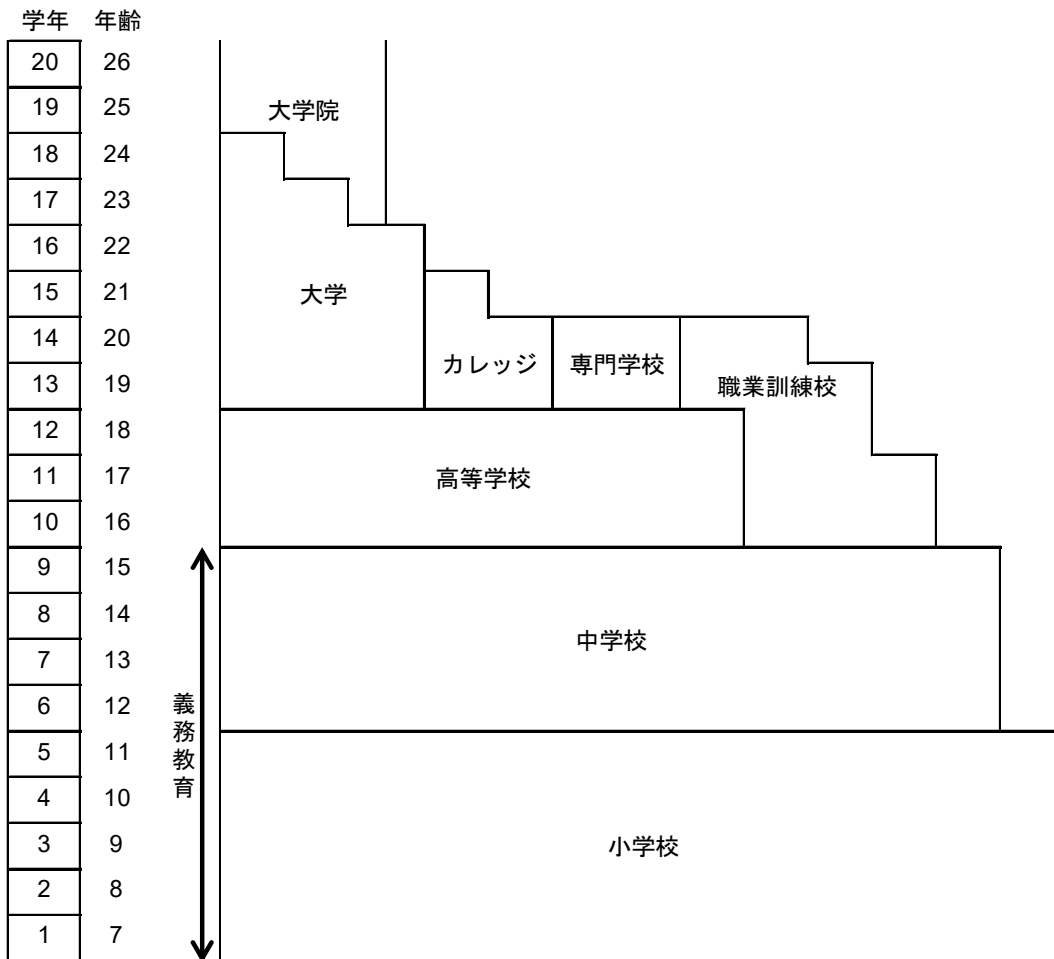
2018年にベトナムで初めてとなる宗教振興法が施行され、特定の宗教を信じる自由・信じない自由に対する権利が保障されている。2019年の人口センサスによれば、ベトナムでは無宗教者が全人口の約 86%を占めている。次いで、カトリックが約 6%、仏教徒が約 5%と続く。その他、ヒンドゥー教、イスラム教に加え、ベトナムの新興宗教であるカオダイ教、ホアハオ教がある。

9. 教育

ベトナムの教育制度は 5-4-3-4（または 5）制をとっている。義務教育は小学校から中学校課程終了の第 1～9 学年までとなるが、ハノイなどの都市部を除くと小学校課程終了の第 5 学年までの就学となっている。学年年度は 9月に始まり、5月中旬までである。都市部では生徒数の増加に伴い学校が不足しており、一方で地方部では教員が不足しているため、午前と午後の二部制が採用されている。就学率は、第 1～5 学年で 98.6%、第 6～9 学年で 90.4%。高等教育の就学率は 42.8%（UNESCO Institute for Statistics）。識字率は、男性 98.5%、女性 98.4%（2018年）と高い。

高等教育機関としては、四年制大学、短期大学、高等専門学校がある。大学も不足しており、午前、午後、夜間の三部制をとる大学も多い。大学には学士、修士、博士課程があり、通常、学士課程は 4年間（工学部は 5年、医学部は 6年）、修士課程は 2年間、博士課程は 3～4年間となる。代表的な大学としては、ベトナム国家大学ハノイ校（1906年設立）、ホーチミン市校（1995年創立）がある。また、ベトナム国家大学ハノイ校に所属する大学として、2016年 9月に日越大学が開学し、修士課程 6専攻が開設された。また、2020年 10月以降、日本学やコンピュータサイエンス&エンジニアリングなどの学士課程も開設され、2022年 9月時点で修士課程 8専攻、学士課程 4専攻が提供されている。同時点での修了生は修士課程のみで累計 305名である。

図表 1-1 ベトナムの教育制度



（出所）各種資料より作成

図表 1-2 ベトナムの代表的な大学

順位	大学名	所在省	英名
1	ベトナム国家大学ハノイ校	ハノイ	Vietnam National University Hanoi
2	トンドックタン大学	ホーチミン	Ton Duc Thang University
3	デュイタン大学	ダナン	Duy Tan University
4	ハノイ工科大学	ハノイ	Hanoi University of Science & Technology
5	ベトナム国家大学ホーチミン市校工科大学	ホーチミン	VNUHCM University of Technology
6	ホーチミン市工業大学	ホーチミン	Ho Chi Minh City University of Industry
7	グエンタットタイン大学	ホーチミン	Nguyen Tat Thanh University
8	ホーチミン経済大学	ホーチミン	University of Economics Ho Chi Minh City
9	カントー大学	カントー	Can Tho University
10	ダナン大学	ダナン	University of Da Nang

（出所）2022年7月時点の Ranking Web of World Universities より作成

なお、ベトナム政府が実施する「国家外国語プロジェクト」の下、在ベトナム日本大使館と教育訓練省の取組で、2016年9月以降、小学校3年生からの第一外国語としての日本語教育が導入されている。まずはハノイ市、ホーチミン市の5校で試験的に実施されたほか、その他地域の学校でも課外活動として日本語の授業を導入するなど、初等教育全体で20機関において日本語教育が行われている（2018年度日本語教育機関調査）。ベトナムの初等教育における日本語教育導入は、東南アジア初の取組であった。また、一部地域の中学校では既に日本語教育が実施されている。

図表 1-3 ASEAN 諸国で日本語学習者が多い上位5カ国（2018年度）

（単位：人）	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	マレーシア
初等教育	7,148	4,028	2,054	1,217	45
中等教育	650,215	143,872	26,239	11,412	19,417
高等教育	28,799	20,506	31,271	13,508	14,720
その他	23,317	16,556	114,957	25,393	5,065
合計	709,479	184,962	174,521	51,530	39,247

（出所）国際交流基金ウェブサイトより作成

10. 通貨

ベトナムの通貨は、ベトナムドン（VND）。2022年12月末時点で、1ドル=23,635ドン、1円=180ドンである。桁数が大きいため、市中では10,000ドンから「,000」を省略して「10k」と表記する場合もある。

ひとくちメモ 1： ベトナムの文化**■「稲作文化」に社会の基盤**

ベトナム社会では、「稲作文化」が社会の基盤をなし、社会主義的生産体制の導入にも拘らず、農村共同体が依然として緊密な結びつきを保っている。しかし、ドイモイ路線以降、諸外国の文化や思想が数多く流入し、ベトナムの文化を変容させつつある。

■北部と南部で異なる国民性

ベトナムは南北に長い国土を持っている。日本でも東京と大阪で人々の特徴や文化が異なるように、ベトナムもハノイとホーチミンでは異なる地域の特徴がある。ハノイとホーチミンはライバルのようでもあり、人々もお互い意識している部分も見え隠れする。人々の特徴としてよく言われるのが、ハノイの国民性は「勤勉・真面目・内気」、ホーチミンの国民性は「おおらか・商売人・人見知りをしない」。もちろん人々の特徴は個人個人によるものであるが、地域による特徴を見つけていくのも一つの楽しさである。

■儒教的な色彩が色濃く残る

紀元前から千年以上にわたる中国支配や中越戦争から中国に対し嫌悪感を持つ一方で、長幼の序を重んずるなどモラルの面では儒教的なものが色濃く残る。勤勉を尊ぶ気風があり、向上心、向学心が旺盛である。貧しくとも豊かな心を持つなど民族としての誇りも高く、中国と比べられ、文化や伝統が似ているといわれることを嫌う。

■家族・親族重視

国民の大部分が農村に生活基盤を持ち、また、戦争経験や社会主義体験から、信じられるのは家族、親族（血縁）だけという意識が強い。会社、仕事は二の次で、会社への帰属意識は薄く、家族の病気や子供の事情を理由に仕事を休むことが多い。

11. 歴史

ベトナムは、世界でも長い歴史を有する国であるが、その大部分は外部勢力による度重なる侵略と支配、そしてそれに対する抵抗と独立に向けての戦いの繰り返しであった。そのような厳しい歴史を乗り越えて、ベトナムはようやく独立と国家の統一を手にしたが、それはわずか40年余り前のことに過ぎない。

(1) 成立～19世紀

ベトナムは紀元前221年より中国王朝による侵略を受けて南越国となった。その後、紀元前111年に漢に滅ぼされてから10世紀に至るまで、千年を超える中国王朝の支配が続いた。938年に呉王朝の成立を機に独立し、2010年にタンロン（現在のハノイ）に遷都した。しかし、独立後も中国文化圏への帰属が続き、朝貢関係を維持していた。

その後、幾度か中国王朝の干渉を撃退し、次第に南方に進出していった。15世紀末には中部のチャンパ王国を併合、18世紀末に南部のメコンデルタを征服し、19世紀初にはフランスの支援を受けたグエン王朝（阮朝）が全国統一を成し遂げた。

(2) フランスによる植民地支配～南北分断

1840年のアヘン戦争の際にグエン王朝とフランスとの関係が徐々に悪化し、1858年にはフランスによるインドシナ攻略が開始した。ダナン、サイゴン、ハノイが侵略され、ベトナムは1884年にフランスの保護国となった。1887年には、ラオス、カンボジアとともにフランス領インドシナ連邦の一つとして植民地化された。

植民地時代には、フランスからの自立を求める民族運動が起こった。1930年には、民族運動の指導者であるホー・チ・ミンによりベトナム共産党が結成された。その後、第二次世界大戦が勃発すると、日本軍によるベトナムの支配が始まったが、1945年にフランスが武装解除、日本軍も降伏し、ベトナム民主共和国として独立宣言が行われた。

翌1946年にフランスとの間で第一次インドシナ戦争が勃発した。中国とソ連の支援を受けた北部のベトナム民主共和国は、フランスが南部で樹立した傀儡国家である南ベトナム共和国と対立し、1954年にジュネーブ停戦協定を以てフランスから独立した。その後南ベトナムは、共産党勢力の拡大を恐れた米国の影響下におかれ、ベトナムは南北に分断されたままとなった。

(3) ベトナム戦争～ドイモイ政策

1960年に北部のベトナム民主共和国は南ベトナム解放戦線（ベトコン）を組織し、米国は南ベトナムの軍事強化を続けた。1965年に米軍は北ベトナムを本格的に攻撃し（北爆）、ベトナム戦争が始まった。1968年にパリでの和平交渉が開始、1973年にパリ和平協定が締結され、ベトナム戦争終結への第一歩を踏み出した。同年3月にはアメリカ軍が撤退。北ベトナムは1975年4月にサイゴンを攻め落とし、南ベトナムを崩壊させ、戦争に勝利した。

翌1976年に南北統一が実現し、ベトナム社会主義共和国が発足、南を含め社会主義国家建設方針を打ち出した（第4回共産党大会）。1977年には国連加盟を果たしたが、ベトナム戦争後期からの中華人民共和国との対立の深刻化、1978年にはカンボジアの親中派ポルポト政権との国境紛争、1979年の中越戦争などで、ベトナムは国際社会から孤立した。更に、米国による経済封鎖も加わり、国内経済も徐々に疲弊し、ボートピープルと言われるベトナム難民も増加した。1980年代に入ると、社会主義的経済運営の行き詰まりと、ソ連をはじめとした友邦国からの援助の停滞から経済危機に陥った。これらの結果、1986年12月の第6回ベトナム共産党大会において、計画経済路線に代えて、市場経済に則った「ドイモイ政策」（「ドイモイ」はベトナム語の「刷新」を意味する）と呼ばれる新たな経済改革路線が採択された。

図表 1-4 ベトナムの歴史

紀元前207年	南越国の成立
紀元前111年	前漢、ベトナム北部に交趾郡を置く
938年	呉権（ゴー・クエン）、白藤江で南漢軍を破る（中国からの独立）
1009年	李王朝の成立
1010年	首都をタンロン（現在のハノイ）に定める
16世紀	ホリアンの日本人町が栄える
1884年	ベトナムがフランスの保護国となる
1930年2月	ベトナム共産党結成
1940年9月	日本軍の北部仏印進駐（1941年南部仏印進駐）
1945年9月2日	ベトナム共産党ホーチミン主席、「ベトナム民主共和国」独立宣言
1946年12月	インドシナ戦争
1954年5月	ディエンビエンフーの戦い
1954年7月	ジュネーブ休戦協定、17度線を暫定軍事境界線として南北分離
1965年2月	アメリカ軍による北爆開始
1973年1月	パリ和平協定、アメリカ軍の撤退
1973年9月21日	日本と外交関係樹立
1976年7月	南北統一、国名をベトナム社会主義共和国に改称
1979年2月	中越戦争
1986年	第6回党大会においてドイモイ（刷新）政策が打ち出される
1991年10月	カンボジア和平パリ協定
1992年11月	日本の対越援助再開
1995年7月	アメリカとの国交正常化
1995年7月	ASEAN正式加盟
1998年11月	APEC正式参加
2007年1月	WTO正式加盟
2007年10月	国連安保理非常任理事国（2008年～2009年）に初選出
2010年	ASEAN議長国
2014年～2016年	国連人権委員会理事国
2017年	APEC議長国
2020年	ASEAN議長国
2020年～2021年	国連安保理非常任理事国
2023年	日越外交関係樹立50周年

（出所）外務省ウェブサイトなどから作成

(4) ドイモイ政策の採用と市場経済の枠組みの構築（1987年～）

「ドイモイ（刷新）政策」は、旧ソ連の「ペレストロイカ」に倣ったもので、対外経済開放、企業自主権拡大、農家請負制導入などの資本主義的な制度をとり入れた点に特色がある。

ベトナムは、ドイモイ政策の下で急速に経済発展を図ってきたが、1990年代に入るとグローバル化の流れに影響され、東南アジアでも国境を越えた経済関係構築の気運が高まり始めた。東南アジアの中心に位置するベトナムも、この流れに呼応して、1995年には米国と国交正常化し、ASEANなどの地域経済のみならず、WTOなど国際経済への統合を進め、国際経済のダイナミズムに乗って将来における自国の経済発展を図る道歩んでいる。

外交の基本方針は、全方位外交、対外開放、地域・国際市場経済との関係強化の推進であり、旧社会主義国やフランス語国などとも多角的・多様な国際関係を維持している。2007年1月のWTO加盟実現に続き、2008年からは国連安全保障理事会の非常任理事国（任期2年）、2010年はASEAN議長国を務めるなど、地域の代表としてのプレゼンス向上に意欲的である。また、2018年11月のベトナム国会において「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、いわゆるTPP11）」への批准が完了し、2019年1月に正式に発効したほか、EU・ベトナム自由貿易協定が2020年8月に、英国・ベトナム自由貿易協定が2021年1月に発効している。さらに、2022年1月には地域的な包括的経済連携協定（RCEP）も発効され、貿易や実質所得などの面で恩恵が見込まれている。

図表 1-5 ベトナムの歴史（ドイモイ以降）

外交	年月	主な出来事
全方位外交 路線へ	1988年	外国投資法制定
	1989年	カンボジアから撤退
	1991年	カンボジア和平パリ協定、対中国関係の正常化、 最大の援助国ソ連崩壊、全方位外交へ
アジア域内・ 国際市場経済 との関係強化	1998年	WTO加盟申請、ASEAN正式加盟、対米国外交関係樹立
	1998年	ASEAN首脳会議開催、APEC加盟
	1999年	中越陸上国境協定締結
	2000年	中越トンキン湾領海画定協定締結 対ロシア（旧ソ連）債務削減で合意。クリントン米大統領訪越、 米越通商協定締結
	2002年	中国・ASEAN自由貿易協定締結包括合意
	2003年	日越投資協定締結
	2004年	アジア欧州会議（ASEM）首脳会議開催
	2006年5月末	WTO加盟に関する米国との二国間合意に調印
	2006年11月	APEC首脳会議開催（開催地ハノイ）
	2017年11月	APEC首脳会議開催（開催地ダナン）
WTO加盟と 自由貿易圏の 拡大	2007年1月	WTO加盟
	2008年1月	国連安全保障理事会で非常任理事国（任期2年）
	2009年10月	日越経済連携協定発効（ベトナム初の二国間EPA）
	2010年	ASEAN首脳会議開催（議長国）、東アジアサミット開催
	2015年	グエン・フー・チョン書記長が日本、中国、米国を訪問
	2019年1月	CPTPP発効
	2020年8月	EU・ベトナム自由貿易協定発効
	2021年1月	英国・ベトナム自由貿易協定発効
	2022年1月	地域的な包括的経済連携協定（RCEP）発効

（出所）各種資料より作成

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

ベトナムは憲法第4条において、「ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の先導隊であり、マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想を思想的基礎として採用し、労働者階級、働く人民全ての民族の権利を忠実に代表する、国家と社会の指導勢力である」と定め、ベトナム共産党が一党支配する統治体制になっている。共産党が国家の基本的指針や方向性を決定し、それを受けて行政機関が政策を執行する。

共産党の全国代表大会（党大会）は、450万人の党員の中から選ばれた約1,500人の党員代表により、5年に1回開催される。党大会はベトナム共産党の最高機関であり、前回の党大会における決議事項の実施結果を評価し、今後5年間の党改正規約や党人事を決定するものである。

中央執行委員会は、党大会で選出された中央委員（180名）からなる。党大会が閉会中の最高指導機関であり、定例会を6ヵ月に一度開催し、党の政策を起案・決定している。中央執行委員会には、政治局と書記局、中央監視委員会があり、政治局が党の事実上の政策決定機関となっている。書記局は、党の運営を司り、主に既存の政策の改修を検討する。

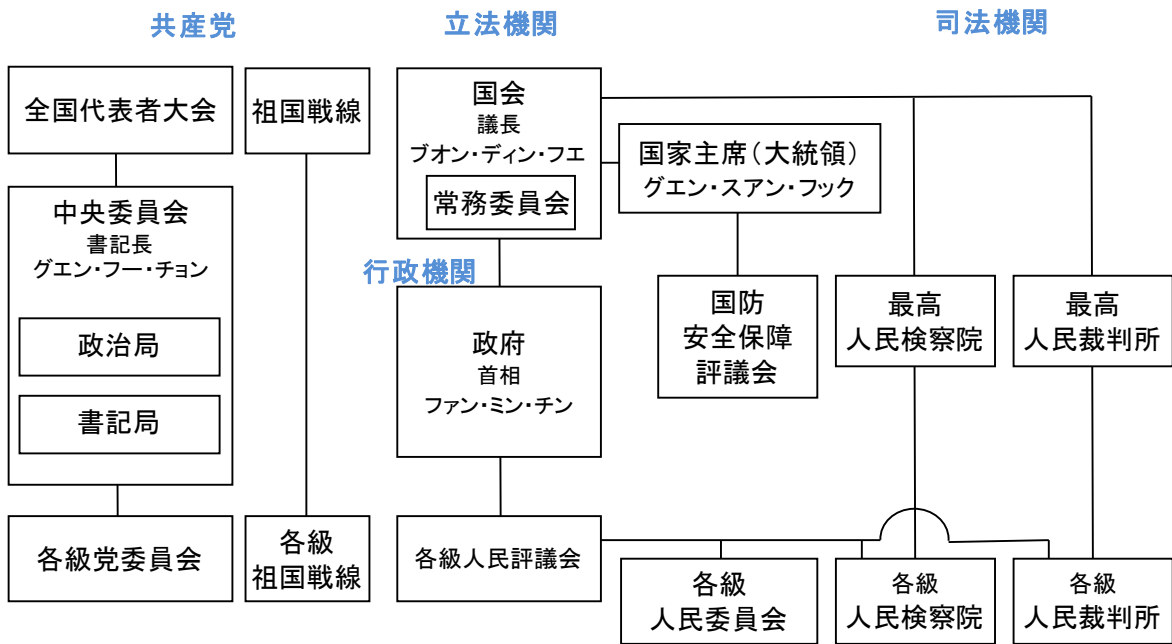
中央委員候補者のうち、政治局での序列の高い人物が党書記長、国家主席（大統領）、政府首相、国会議長の四つの要職に就任する。ベトナムでは、共産党の最高指導者である書記長、政府の長である首相、国家元首である国家主席の3人の首脳によるトロイカ体制によって政治運営がなされており、バランスが取れた政権運営が可能となっている。

2021年1月の第13期共産党全国代表大会では、共産党の新指導部として18名の政治局員が選出された（うち8名が再任、10名が新任）。

第13期（2021～2025年期）の党書記長には、第11期及び第12期でも党書記長を務めたグエン・フー・チョン（Nguyen Phu Trong）が再任となった。なお、チョン党書記の再任は、前期、前々期と同様に3連続で、選出時に65歳までという年齢制限の例外が適用された。また、党条例では、党書記長は連続2期までという任期制限が規定されているが再任された。南北統一以降、書記長を3期連続で務めるのはチョン氏が初めてである。1944年4月にハノイで生まれたチョン氏は、党機関誌「共産雑誌」の編集長やハノイ市党委員会の委員長を経て、2006年6月に国会議長に就任。2011年1月に党書記長に就任し、同年7月に国会議長を退任している。中国との歴史的な友好関係を重視する保守派とされる一方で、2015年7月にはベトナムの最高指導者としてベトナム戦争後に初めて米国を訪問している。

また、ベトナムの政治体制の一部として、ベトナム祖国戦線がある。共産党員以外の一般大衆を統制する組織であり、政権の政治的基盤とされている。共産党や政府の方針、政策を理解し、階級を超えて協力して遂行する。国会議員選挙の立候補希望者はベトナム祖国戦線による擁立が必要であり、反共産党勢力を排除する機能を担っている。

図表 2-1 ベトナムの国家機構



(注) グエン・スアン・フック国家主席は 2023 年 1 月 17 日に辞任を申し出ており、臨時中央委員会総会において承認されている。

(出所) JETRO アジア経済研究所「アジア動向年報 2022」より作成

2. 元首

ベトナムの国家元首は国家主席である。国会議員の中から国会が選出し、任期は 5 年である。任期満了後、国会が次の国家主席を選出するまでの間は、その職務を遂行することになっている。

ベトナムは共産党の一党独裁のため、政府内における実効的な権力は、個人の共産党内の序列により異なる。国家主席は大統領の位置付けであるが、人民軍の統治を除き実権はなく、名目的・礼儀的な役割を果たすことが多い。

2021 年 4 月 5 日に、第 14 期第 11 回国会においてグエン・スアン・フック (Nguyen Xuan Phuc) 氏が国家主席に選任されたが、2023 年 1 月 17 日にフック氏は辞意を表明、同日に行われた臨時中央委員会総会で国家主席、政治局員、中央委員、国防安全保障評議会議長からの辞任が決定された。報道によれば、この辞任は新型コロナウイルス感染症の拡大時の対応や政府高官の汚職事件などの責任を取ったものとされている。フック氏は中部クアンナム省出身で、同省の人民委員会委員長、官房長官を経て、2011 年から副首相を、2016 年からは首相を務めた。なお、フック氏の辞任後は、国家副主席であるポー・ティ・アイン・スアン (Vo Thi Anh Xuan) 氏が暫定的に国家主席代行を務めている。

3. 首相

政府の長は首相である。首相は、国会議員の中から国会により選出される内閣の運営責任者であり、政府の活動や任務につき、国会に対して責任を負う。また、首相は、国会、国会常務委員会、国家主席に対して、政府・政府首相の業務を報告する。政府閣僚の候補者を推薦するのは首相で、これを承認するのは国会である。なお、首相の不在時には、首相から委任された副首相の1人が首相に代わって業務を行う。

2021年3月から開催された第14期第11回国会において、首相には前共産党中央組織委員長のファム・ミン・チン（Pham Minh Chinh）氏が選任された。チン氏は、公安省副大臣やクアンニン省党書記などを歴任し2016年2月から中央組織委員長を務めてきた。

日越関係においても越日友好議員連盟会長を務めた経歴を有するなど、重要な役割を担ってきた。なお、2022年末時点ではチュオン・ティ・マイ氏が越日友好議員連盟会長を務めている。

4. 内閣

内閣は、国会が決定した事項の執行、国家機能の統一的管理、地方人民委員会の指導・監督を行う。首相、副首相のほか、各省大臣、省及び省と同レベルの国家機関の長で構成される。チン内閣は副首相4名を含む計27人の構成員からなる。なお、前内閣までは副首相の数が5名であったが、2021年7月28日に新チン内閣の構成審議に際して、副首相の数を1席減らして4名とする決議案が満場一致で採択され、チン内閣の副首相は4名となった。

5. 行政組織

ベトナムの行政機構は、図表2-2の通りである。行政機構には、省と、省と同レベルの国家機関が合わせて22ある。この他、ベトナム政府のウェブサイト（Social Republic of Viet Nam Government Portal）では政府機関として8機関がリストアップされている。

2007年7月に中央省庁再編が行われた。急速な経済発展と国際化への対応を強化するために「小さな政府」を目指し、重複している権限の統一を図ることを目指したものである。

具体的には、商業省（貿易省）は解体され、①商業省の国内産業担当部門と工業省を統合して「工商省」を新設、②投資誘致担当部門を計画投資省へ移管、③外国との経済交渉担当部門の外務省への移管が行われた。

図表 2-2 中央政府の組織

【省庁】

Ministry of National Defense 国防省	Ministry of Health 保健省
Ministry of Public Security 公安省	Ministry of Science and Technology 科学・技術省
Ministry of Foreign Affairs 外務省	Ministry of Natural Resources and Environment 資源・環境省
Ministry of Justice 司法省	Ministry of Information and Communications 情報・通信省
Ministry of Finance 財務省	Ministry of Home Affairs 内務省
Ministry of Transport 交通・運輸省	Government Inspectorate 政府監査院
Ministry of Construction 建設省	State Bank of Vietnam 国家銀行（中央銀行）
Ministry of Education and Training 教育・訓練省	Committee on Ethnic Minority Affairs 民族委員会
Ministry of Agriculture and Rural Development 農業・農村開発省	Government Office 政府官房
Ministry of Industry and Trade 工商省	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs 労働・傷病兵・社会問題省
Ministry of Planning and Investment 計画・投資省	Ministry of Culture, Sports and Tourism 文化・スポーツ・観光省

【政府機関】

Ho Chi Minh National Academy of Politics and Public Administration ホーチミン国家政治行政学院	Viet Nam Television Station ベトナム・テレビ
Viet Nam Social Security ベトナム社会保障	Viet Nam Academy of Science and Technology ベトナム科学技術アカデミー
Viet Nam News Agency ベトナム・ニュース・エージェンシー	Viet Nam Academy of Social Sciences ベトナム社会科学院
Voice of Viet Nam ベトナムの声	Ho Chi Minh Mausoleum Management ホーチミン廟管理

(出所) ベトナム政府ウェブサイトより作成

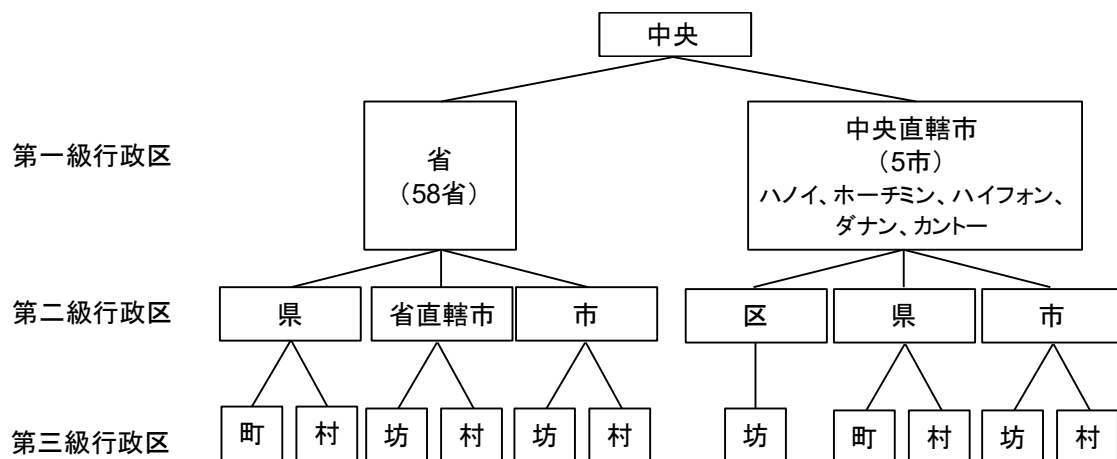
6. 地方行政制度

ベトナムの地方自治体は、①省級、②県級、③村級（町、村）の3段階に分類される。行政区画ごとに、人民評議会（地方議会）と人民委員会（執行機関）が設置されており、中央政府から地方自治体に業務や役割が分担されている（地方分級という）。

58の省（Province）と5つの中央直轄市は、第一級行政区にあたる（2008年8月の改変によるもの）。中央直轄市は、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの5つであり、政府の管轄を直接受ける、省と同格の行政区分となっている。

第二級行政区には、県（Rural district、数：528）、省直轄市（City under province、81）、市（Town、50）、中央直轄市の下に区（Urban district、46）がある（2021年12月31日時点）。第三級行政区には、町（Town district、612）、坊（Ward、1,723）、村（Commune、8,264）がある（同）。

図表 2-3 ベトナムの地方行政機構



（注） 「村」は主に農村部に位置する「行政村」である。「坊」は都市部に位置する。

（出所） 各種資料より作成

7. 立法

ベトナムで立法権を有するのは、国会である。議長、副議長、国会常務委員会、民族評議会、各委員会で構成される。主な機能は、憲法・法律の制定・改正や、国家主席・首相・国会議長・最高裁判長・検察院長官・各閣僚の選出、国家経済開発計画や財政予算・決算の審査・承認、などである。

国会議員の任期は5年間。国会常務委員会の招集により、年に2回開催される。任期終了の60日前までに、次の期の国会議員を選出する必要がある。総議員の3分の2以上の承認があった場合、会期を短縮もしくは延長することができる。総議員の3分の1以上、もしくは国家主席、首相の要求があった場合、国会常務委員会自らの決定があった場合には、臨時国会を召集できる。

議会は一院制で、議員定数は500名、直接選挙で選出される。中選挙区制が採用されており、全国に180超の選挙区がある。各選挙区から3名以下が選出される。2021年選挙では、定数500人に対して非党員74人と自薦候補9人を含む866人が立候補し、うち499人が当選した。当選者の内訳は、女性が151人、少数民族が89人、40歳未満が47人、ベトナム人民軍軍人が32人、非党員が14人であり、非党員の数は2011年選挙時が42人、2015年選挙時が21人と減少が続いている。立候補にあたっては共産党員である必要はないが、ベトナム祖国戦線による擁立が事実上必須となっており、反共産党勢力は排除される仕組みになっている。

国会議長は、国会議員の中から国会により選出される。各会議の議長を務め、法律・国会決議への署名、国会常務委員会の業務の領導、国会の対外関係の組織、各国会議員との関係の維持などの任務と権限を持つ。2021～2025年任期の第15期国会の議長には、2021年3月31日にブオン・ディン・フエ（Vuong Dinh Hue）氏が選任された。フエ氏は1957年生まれの中部ゲアン省出身で、財務大臣、共産党中央経済委員長、副首相などを歴任し、2020年2月からはハノイ市党書記を務めていた。

8. 司法

ベトナムの司法機関は、最高人民裁判所と最高人民検察院である。裁判制度は、最高人民裁判所、下級人民裁判所、軍事裁判所の三つに大別される。軍事裁判所は、被告が現役軍人である事件などを管轄する。

最高人民裁判所の下、省級人民裁判所、県級人民裁判所の3級制がとられている。原則として二審制となっており、第一審裁判所の上級裁判所が控訴審となる。最高人民裁判所には、最高人民裁判所裁判官評議会、専門裁判所として刑事裁判所、民事裁判所、経済裁判所、労働裁判所、行政裁判所がある。事件の類型に応じて各専門裁判所が担当することになる。

一審、控訴審とも3人の合議体で審判される。監督審においても3人の合議体で審判されるが、最高人民裁判所裁判官評議会が審判する場合には、全評議員の3分の2以上の参加で審判される。ベトナムには監督審という制度があり、これは確定判決に深刻な法令違反があると疑われる場合に、その適用の誤りを是正するための制度である。ただし、上級の裁判所または検察院の長による職権申立に限られ、当事者は権利として申し立てられない。

ベトナムでは裁判所や裁判官に法律を解釈する機能が認められておらず、国会常務委員会がその権限を有している。

人民検察院も、人民裁判所と同様に最高人民検察院、省級人民検察院、県級人民検察院、軍事検察院がある。憲法と法律のみに拘束され、各省・機関などの法律遵守を監督する権限を持つ。

9. 外交

ベトナムの外交の基本方針は、全方位外交、対外開放、地域・国際市場経済との関係強化の推進であり、旧社会主義国やフランス語国などとも多角的・多様な国際関係を維持している。2007年1月のWTO加盟実現以降、2008年からは国連安全保障理事会の非常任理事国（任期2年）、2013年には国連人権理事会理事国（任期2014～2016年）に選出され、2017年にはAPECの議長国、2020～21年は再度、国連安全保障理事会の非常任理事国を務めるなど、地域の代表としてのプレゼンス向上に意欲的である。

ASEANには1995年に加盟している。1998年にはASEAN首脳会議をハノイで開催した。2001年と2010年にASEAN議長国を務め、ASEAN加盟25周年となる2020年にも議長国を務めた。ASEANへの貢献により対外政策や世界経済への参入に積極的な姿勢を見せている。ASEAN各国の中でも、タイとは貿易など経済面を中心とした関係強化を図っている。ラオスとは、「伝統的な友好関係、特別な団結及び包括的な協力」の関係にあり、党・政府ハイレベルの交流が活発である。カンボジアとは「善隣、友好、全面的協力、長期安定」という協力枠組を設定し、国境線画定などの課題を解決している。また、同じく領土問題を抱えるフィリピンとは安全保障面での協力関係を築いている。

ベトナム戦争後、ベトナムは米国による経済制裁措置を受けていたが、1995年7月に正式に外交関係を樹立した。2001年に発効した米越通商協定では、対米輸出に係る関税が大幅に引き下げられ、縫製品などの対米輸出が急増し、米国が最大の輸出相手国となっている。また、2018年から顕在化している米中貿易摩擦の長期化を受けて、生産拠点を中国からベトナムに移管する動きも一部見られており、2019年から2021年までの対米輸出額はそれぞれ前年比3割近く上昇している。2013年7月にはチュオン・タン・サン国家主席（当時）が訪米し、両国は全面的協力パートナー関係の確立に合意した。2016年5月のオバマ大統領（当時）訪越時には、武器禁輸の全面解除の方針が表明され、その後海上安全保障の支援を供給し続けているほか、2017年と2020年にはハミルトン級沿岸警備隊カッターをベトナムに委譲するなど、ベトナムにおける海上での法執行能力向上に協力している。なお、これは中国を牽制する動きだったとの声もある。両国の関係は、トランプ政権下の2020年に越米外交関係樹立25周年を迎えた。近年は、バイデン政権のハリス副大統領が2021年8月に同国の副大統領としては初の訪越をしたり、チン首相が2022年5月のASEAN米特別首脳会議に際して訪米したりするなど、両国首脳レベルでの交流が続いている。

隣国である中国との関係はベトナム戦争後のカンボジアをめぐる対立で冷え込んでいたが、1991年に国交を正常化して以降は、対中貿易が大きく拡大、中国はベトナムの最大の貿易国となっている。2008年に両国は全面的戦略パートナー関係の確立に合意し、国民の利益、世界の平和、安定、発展に向けて両国で協力を続けている。直近では、2022年10月から11月にかけて、グエン・フー・チョン書記長が再び中国を公式訪問し、中国の習近平総書記と会談を行った。

この会談後には、両国間の貿易や農業、環境、観光などの分野に関する13の覚書を締結したほか、包括的戦略的パートナーシップの継続的な促進と深化に関する越中共同声明が発表されている。この訪中に際しては、中国企業によるベトナムへの投資奨励や、イーコマース分野の物流協力や製品拡大を促進することなどについても意見交換がなされた。また、ベトナムは中国による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)加入申請も支持している。

一方で、ベトナムと中国は領有権などにおいて問題を抱える。2014年5月にベトナムと中国がともに領有権を主張するパラセル（西沙）諸島周辺海域において中国側の石油リグが設置され、両国関係は緊張が高まった。これに関し、2017年1月にはグエン・フー・チョン書記長が中国を公式訪問し、友好協力関係を強化するとともに、南シナ海問題についても協議、2018年4月のファム・ビン・ミン外相との会談後には、中国の王毅外相は、南シナ海の領有権問題は協議により解決すべきとの考えを示している。他方、中国は2020年に西沙諸島とその海域を管轄する西沙区を新設することを発表し、ベトナム側はその行為を非難するなど、未だ問題解決には至っていない。

日本とは、16世紀より貿易を通じて日越友好関係が構築されている。外交関係の樹立は1973年9月であり、2004年には日越投資協定、2008年には日越経済連携協定が発効した。広範な戦略的パートナーシップのもと、投資や貿易、人材の移動などが活発化し、幅広い分野での経済関係の強化が実現している。安全保障面でも、南シナ海における領土問題などを背景に重要な関係にある。また、日本にとってベトナムは重要な貿易相手国、投資先国であり、最大のODA供与国となっている。2017年には、安倍首相（当時）の2度の訪越や、フック首相（当時）の日本公式訪問も実現した。更に、2018年5月には、チャン・ダイ・クアン国家主席（当時）と夫人を国賓として日本に招くなど、両国を往来してのハイレベル対話が継続的に行われている。2020年10月には、菅首相（当時）が初の外遊先としてベトナムを訪れ、フック首相（当時）と防衛装備品・技術移転協定について実質的な合意を行うに至った。この菅首相（当時）の訪問は、ベトナム側から同国を重視している姿勢の表れとして高く評価された。また、2021年11月にはチン首相が日本を訪れ、岸田首相と会談を行い、新型コロナウイルスワクチンの追加提供や、日越間でのDXイニシアティブ、サプライチェーン多元化イニシアティブ、技術革新協力パートナーシップを立ち上げるなどについて共同声明を発表した。加えて、2022年4月に岸田首相がベトナムを訪問した際にも、2023年に迎える日越外交関係樹立50周年に向けて実行委員会を立ち上げ、さらに連携を緊密にしていくことなどで合意している。

10. 国防

ベトナム人民軍がベトナムの国防を担当している。陸・海・空の3軍からなり、陸軍の総兵力は41.2万人と推定されている（Foreign Affairs 2019）。憲法上は国家主席が人民武装勢力を統括し、国防安全保障評議会の議長の職に就くと規定されている。ただし、事実上の最高指揮官は、共産党の書記長である。兵役は、18～25歳の男性に対して2年間の徴兵制を導入している。2011年には南シナ海での中国との対立激化により、1979年以来となる徴兵令が発令された。ベトナムは、南シナ海における問題をはじめとした安全保障上の課題に直面している。そのような中で各国との防衛協力を強化しており、ロシアとは原子力発電分野や武器供給における協力体制を強めている。

米国とは米越国防政策対話、米海軍との合同訓練、2016年6月の武器禁輸措置の全面解除などを実施した。なお、同年には国交が正常化して以降初めて米艦船がベトナム中部の軍事要衝であるカムラン港に2度寄港している。フィリピンも同様に艦船がカムラン港に寄港した。中国とは南シナ海における領有権問題などによる緊張関係にあるものの、2016年10月には中国海軍の艦船が初めてカムラン湾に寄港しており、同国ともバランスを取る様子が窺える。

日本は2013年1月の安倍首相の訪越以降、2015年には中古巡視船を無償供与し、2017年1月には安倍首相が再びベトナムを訪れ、新造巡視船を供与する方針を伝達するなど、安保健衛の関係強化を進めている。2019年6月と2020年9月には護衛艦がカムラン港に寄港している。2019年寄港時には、出港後にこれまでで初となる日越海軍種協働親善訓練を実施した。さらに、2021年9月には、日越防衛装備品・技術移転協定の署名が行われ、日越間で移転される防衛装備品や技術が適正に使用・管理されることとなった。

第3章 経済概況

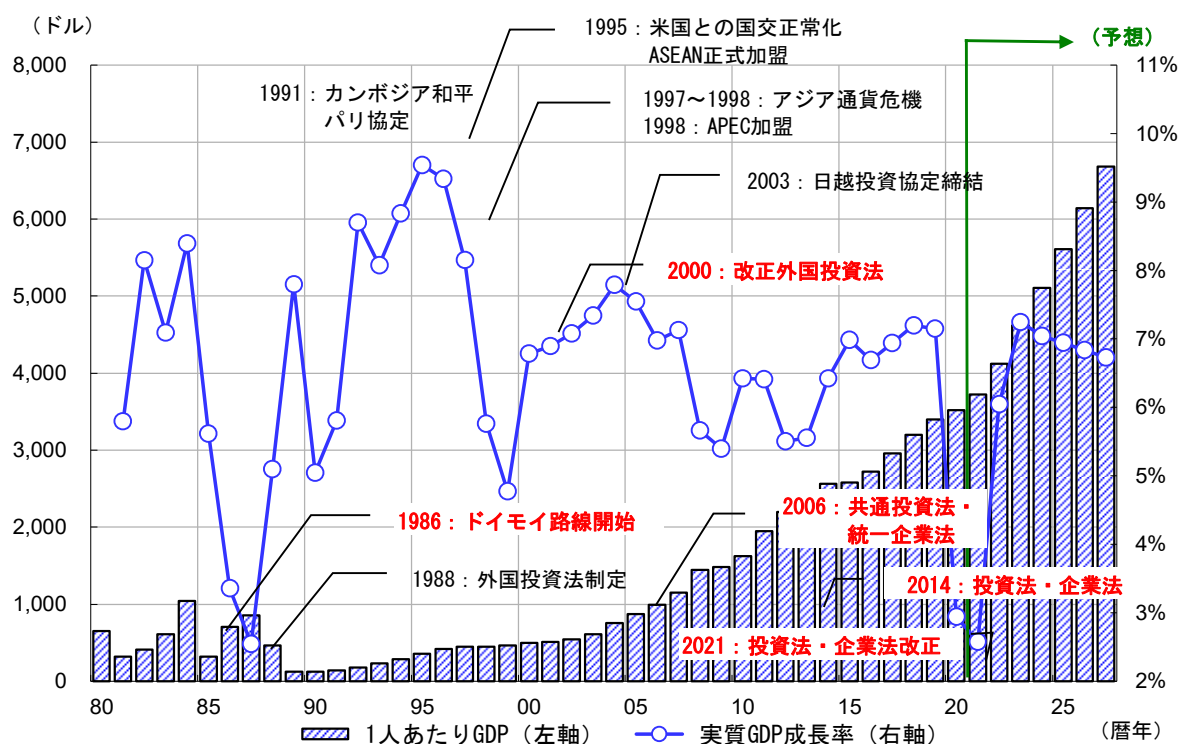
1. 経済概観

(1) ベトナム経済の歩み ～「ドイモイ」から「アジア通貨危機」～

1980年代に入り、社会主義的経済運営の行き詰まりとソ連をはじめとした友邦国からの援助の停滞から経済危機に陥ったベトナムは、1986年12月の第6回ベトナム共産党大会において、計画経済路線に代えて、市場経済に則った「ドイモイ政策」（「ドイモイ」はベトナム語の「刷新」を意味する）と呼ばれる新たな経済改革路線を採択した。この「ドイモイ（刷新）政策」は、旧ソ連の「ペレストロイカ」（再構築、改革）に倣ったもので、対外経済開放、企業自主権拡大、農家請負制導入などの資本主義的な制度をとり入れている点に特色がある。

「ドイモイ政策」の下でベトナムの経済成長率は回復するものの、通貨価値の下落とインフレの昂進が1992年頃まで続く。特に1987～1989年の3年間は、年間の通貨価値の下落率が70～80%と高く、1986年末時点では1ドル22ドンだった為替レートは1989年末には5,348ドンと、通貨価値は1986年末の0.4%に減価した。この結果、当該3年間で物価水準も43倍に高騰し、ドル建ての1人あたりGDPは1987年の675ドルから1989年には97ドルへと急落した。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF より作成、予想は IMF (1人あたりGDPは2019年から、実質経済成長率は2020年から推測値)

1990年代半ばには通貨価値が安定したことでインフレ圧力も低下し、対外的にも1995年には米国との国交正常化とASEANへの正式加盟を果たしたことで、ベトナム経済は安定成長に向かった。1991～1992年は年間5億ドル前後に過ぎなかった海外からの直接投資（実行ベース）も、1994～1997年には同28億ドルと増加し、民間消費と総固定資本形成を併せた実質GDP成長率への寄与は平均8.8%と高成長の牽引役となった。

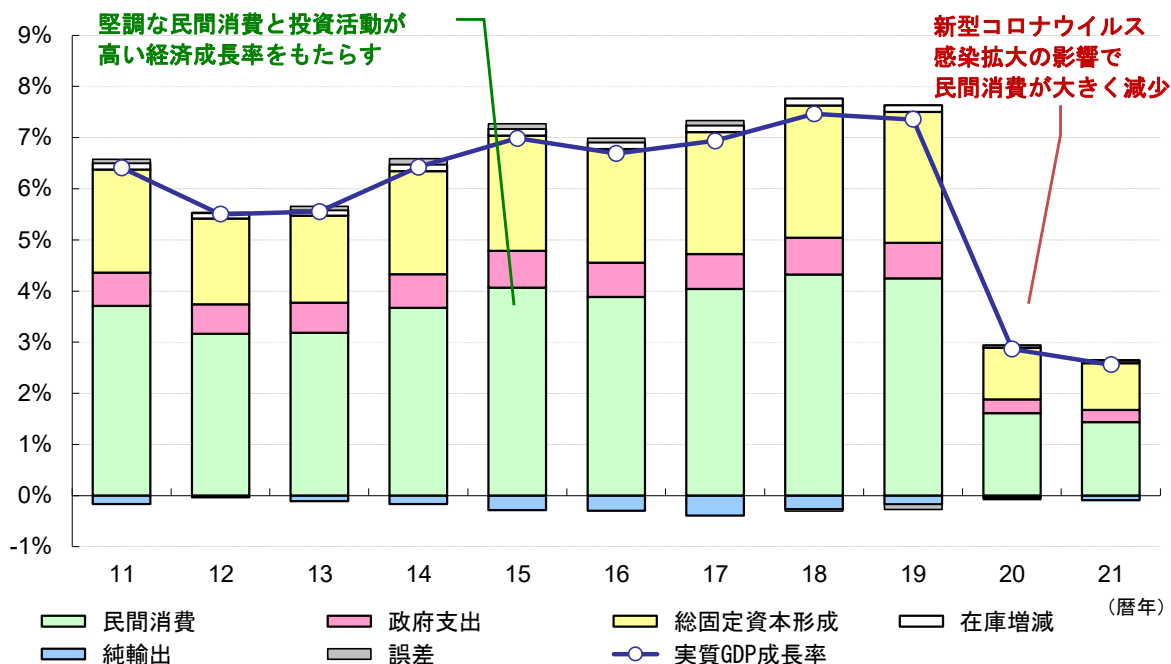
しかし、1997年7月にタイを契機に広まったアジア通貨危機は、東南アジア諸国の景気を急速に悪化させたため、ベトナムの成長率は1997年の8.2%から5.8%（1998年）、4.8%（1999年）へと低下した。

(2) 2000年以降のベトナム経済

2000年代に入ると、ベトナム経済へのアジア通貨危機の影響は一巡し、経済成長率も7%台に回復する。特に2002～2005年までは、民間消費と総固定資本形成だけで8.5%分の成長率をもたらした。しかし、旺盛な内需や2006年から急増した海外からの直接投資に伴って貿易赤字が拡大し、外貨準備高の減少、ドン下落や物価上昇によって、2008年の成長率は5.7%へと鈍化した。

高成長路線よりもインフレ抑制を重視する政策へのスタンス変更となったのが、2011年2月に同国政府が発表したインフレ抑制・マクロ経済安定化を目的とする「政府決議第11号」である。当該決議を受けて中央銀行（ベトナム国家銀行）は金融引き締めへ転じ、公定歩合の引き上げ（7%→12%）や信用残高の伸び率の20%以内への抑制などを行った。一連の政策の効果もあって、一時は前年同月比20%を超えていた消費者物価上昇率は、2012年5月以降、1桁台に低下している。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解



(出所) ベトナム統計総局より作成

2010年以降、ベトナムは5%後半～7%台の経済成長率を持続していた。2011年の金融引き締め局面では企業活動が全般的に停滞したものの、世界的なスマートフォン需要の増加によって「通信・音響機器」の輸出が急増し、外需が経済成長の牽引役となった。

その後、2013～2019年にかけても再び民間消費と総固定資本形成などの両項目が成長率に大きく寄与してきた。パンデミックの影響を受けた2020年と2021年は成長率が3%を下回るまで落ち込んだものの、ASEAN5の中では唯一プラス成長を維持している。政府は、当初新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、社会隔離や工場隔離などを行い対応し、これにより、一部の工場では稼働率が低下したり、雇用者数が減少したりするなど、特に2021年は前年よりも感染が拡大し経済成長が減速した。他方、2021年10月からはウィズコロナの方針を掲げ、貨物輸送や生産、建設などは感染リスクのレベルが高くても活動を継続できるように政府決議を発出、これ以降は感染者数が増加しても制限強化は行っていない。また、パンデミックによって影響を受けた経済の回復を目的として2022年の残業時間上限を月60時間までに緩和するなど、経済復興への取組を進めている。さらに、パンデミック以降制限が続いていたベトナムへの入国についても、2022年3月に以前の手続に戻すことが発表され、2022年末現在、ワクチン接種の有無や陰性証明書の取得は入国要件ではなくなっている。なお、統計総局が2022年12月29日に発表した2022年の実質GDP成長率推計値は前年比8.02%で、1997年以来の8%を超える水準となっている。

中期的なベトナムの成長率に対する期待は依然として高い。IMFの「World Economic Outlook」(2022年10月)に基づく、2010年から2021年にかけてのベトナムの経済成長率は年率5.9%と、比較可能な世界196カ国・地域の中で17番目の高さとなった。2024年にかけての経済成長率(同6.1%)も予測値のある193カ国・地域中18番目と、いずれも全体の1割にあたる上位20カ国に含まれている。また、IMFの予測では、ベトナムの名目GDPは2023年にマレーシアとシンガポールを上回って東南アジアの第4位の経済規模となる見通しで、同国の経済成長率は相対的に高いと期待されている。

また、2015年に4年ぶりに赤字となった貿易収支は2016年に黒字に転換し、2020年は過去最大となる198億ドルの貿易黒字を計上した。なお、2021年は4月から8月にかけて単月での赤字が続き、黒字幅は大幅に減少したが、引き続き貿易黒字(33億ドル)となっている。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
名目GDP	億ドル	1,432	1,713	1,952	2,127	2,329	2,368	2,521	2,771	3,031	3,279	3,429	3,662
1人あたりGDP	ドル	1,628	1,950	2,198	2,370	2,567	2,582	2,720	2,958	3,202	3,398	3,521	3,725
実質GDP成長率	%	6.4	6.4	5.5	5.6	6.4	7.0	6.7	6.9	7.2	7.2	2.9	2.6
人口	万人	8,797	8,786	8,881	8,976	9,073	9,171	9,270	9,367	9,467	9,648	9,741	9,832
失業率	%	1.1	1.0	1.0	1.3	1.3	1.9	1.9	1.9	1.2	2.0	2.4	2.2
消費者物価上昇率	%	9.2	18.7	9.1	6.6	4.1	0.6	2.7	3.5	3.5	2.8	3.2	1.8
輸出額	億ドル	722	969	1,145	1,320	1,502	1,620	1,766	2,151	2,437	2,643	2,826	3,362
輸入額	億ドル	848	1,067	1,138	1,320	1,478	1,658	1,750	2,132	2,372	2,537	2,628	3,328
貿易収支	億ドル	-126	-98	7	0	24	-38	16	19	65	106	198	33
経常収支	億ドル	-43	2	94	77	94	-20	6	-16	59	131	151	-38
直接投資流入額（認可）	億ドル	199	156	163	224	219	241	269	371	364	390	310	389
直接投資流入額（実行）	億ドル	110	110	100	115	125	145	158	175	191	204	200	197
外貨準備高	億ドル	125	135	256	259	342	283	365	491	555	783	948	1,094
為替レート（年平均）	ドン/ドル	18,613	20,510	20,828	20,933	21,148	21,698	21,935	22,370	22,602	23,050	23,208	23,160

（出所）IMF、ベトナム統計総局より作成

（3）社会経済発展 10 カ年戦略（2021～2030 年）と社会経済発展 5 カ年計画（2021～2025 年）

ベトナムでは、党が 10 年ごとに国家の長期戦略を策定し、政府がそれに基づいた政策の実施計画を 5 年ごとに策定、国会が承認している。2021 年 1 月 25 日から 2 月 1 日にかけて開催された第 13 回共産党全国代表大会では、今後 10 年の党と国家の方針となる「社会経済発展 10 カ年戦略（2021～2030 年）」が採択された。

この 10 カ年戦略では、党設立 100 周年となる 2030 年までに近代的工業を有する上位中所得国となり、さらに建国 100 周年となる 2045 年までに高所得の先進国となるといった野心的な目標を掲げている¹。また、同戦略では発展目標を達成するための「戦略的突破口」として、①社会主義市場経済の質的改善、②高度人材育成と、テクノロジーの開発や経済強靱化のための新たな生産能力の形成、③交通、エネルギー、デジタル、都市、気候変動対応などを含むインフラ整備、を示している。これら 3 点は以前から用いられてきたスローガンではあるが、今回の 10 カ年戦略においては、デジタル技術やイノベーションといった用語や、民間企業を「重要な原動力」と位置付けその活動を推奨する記述も増えるなどの変化が見られる。

さらに、政府が 10 カ年戦略に基づいて作成した「社会経済発展 5 カ年計画（2021～2025 年）」は、2021 年 7 月に国会で承認され、デジタル経済など高付加価値産業を育成するとともに、サプライチェーンの強靱化も行い、南北統一 50 周年となる 2025 年までに下位中所得国を脱することを目指すとしている。このような目標の達成には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経済の回復が必要であると、2022 年がその目標年とされた。さらに、マクロの観点からは、再生可能エネルギーへの融資拡大や、2025 年までの国営企業の株式化や再編完了といった点も主要な政策の方向性として示されている。

¹ 高所得国入りの目標は、2022 年 10 月に公布された「2050 年を見据えた 2021～30 年の段階における国家総合マスタープラン」により、2045 年ではなく 2050 年までに達成する目標として見直されている。

図表 3-4 社会経済開発計画の全体目標と主な経済指標

社会経済発展10ヵ年戦略（2021～2030年）	社会経済発展5ヵ年計画（2021～2025年）
(1) 全体目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年までの工業化と上位中所得国入り ・ 2045年までに先進国入り ・ 行政機関の効率性向上 ・ 国際参入の中での持続的・自律的成長 ・ 国家発展への渴望、想像力の情勢 ・ 秩序ある民主的な社会の構築 ・ 国家防衛 	(1) 全体目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ マクロ経済安定 ・ テクノロジー及びイノベーションの発展 ・ 2025年までの工業化と下位中所得国からの脱却 ・ 経済の生産性・競争性確保 ・ コロナ禍のマイナス影響からの脱却を目指した政策実行 ・ 環境保護と気候変動対応 ・ 領土主権の確保と国家統一・独立の保全による平和維持 ・ 外交活動の拡大と国際社会へのさらなる統合
(2) 主な経済指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ GDP成長率（年率平均）： 7% ・ 2030年の1人あたりGDP（ドル）：7,500 ・ 労働生産性向上率（年平均）： 6.5%超 ・ デジタル経済の対GDP比： 30% ・ 都市化率： 50%超 	(2) 主な経済指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ GDP成長率（年平均）： 6.5～7% ・ 1人あたりGDP（ドル）： 4,700～5,000 ・ 労働生産性向上率（年平均）： 6.5%超 ・ デジタル経済の対GDP比： 20% ・ 都市化率： 45%

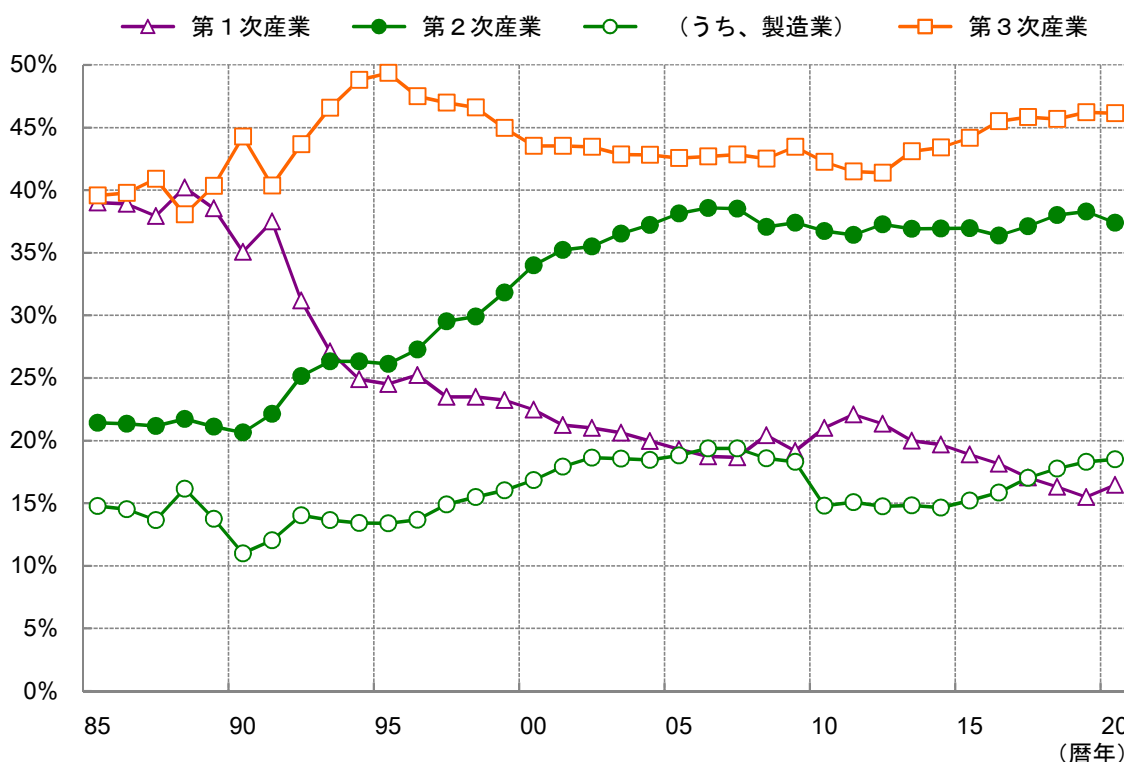
（出所）JBIC 各種資料をもとに作成

2021年1月25日から2月1日にかけて開催された第13回共産党全国代表大会にて、今後の党と国家の方針が決議された。この決議では、また、このような中長期の目標の達成に向け、図表3-4の通り2021～2025年の社会・経済発展の指標を示している。

2. 産業構造

ドイモイ政策の始まった1980年代半ば以降のベトナム経済の産業構造を見ると、①第1次産業のGDP構成比の低下、②製造業部門を中心とした第2次産業比率の上昇、③第3次産業の高いシェアの継続、などの特徴が窺える（図表3-5）。

図表 3-5 第1～3次産業の総付加価値（GVA）構成比の推移



(出所) 国連統計部 National Accounts - Analysis of Main Aggregates より作成

産業別 GDP 構成要素の変更があったため、産業別構成比の連続性を判断するには留意が必要だが、第1次産業は1985年の39.0%から2020年の16.5%へ、ほぼ一貫して比率が低下している。

第2次産業に含まれる製造業の構成比は、GDP 算出基準の変更の影響を除けば、年々上昇している。2009年には算出基準変更以外では1991年以来18年ぶりに前年水準を下回ったが、その後は再び上昇に転じている。製造業の構成比の上昇ペースを10年単位で見ると、1990年代は5.9%ポイントであったが、2010年代は3.7%ポイントとなっており、上昇スピードは引き続き速い。

第3次産業は1989年以降、GDPの4割以上を占めている。2005年から2010年にかけては、金融業（銀行・保険）、運輸・倉庫業、ホテル・レストラン業の三つのセクターが、2010年から2020年にかけては卸売・小売業が、それぞれ第3次産業のGDP構成比上昇を牽引している。

実質GDP算出の基準年が変更になった2010年と、2020年の産業別GDPの構成比を見ると（図表3-6）、第1次産業（▲4.1%）から第2次産業（+3.4%）や第3次産業（+2.2%）へのシフトが窺える。第2次産業では、製造業（+5.5%）の伸びが顕著で、徐々にではあるが、ベトナムが中期的に目標とする工業化に向けて進んでいることが分かる。その他、公益業（+1.0%）が伸び、他方で鉱業・採石業（▲3.6%）が低下している。

第3次産業では、卸売・小売（+1.5%）と情報通信（+1.3%）の伸びが顕著である。また、銀行・保険や運輸・倉庫のセクターの構成比も、それぞれ+0.5%と+0.8%の伸びを見せている。また、製造業のウェイトが高まっているものの、サポート・インダストリーとなる運輸・倉庫の比率の伸びは追い付いておらず、製造業の成長のメリットが他セクターに波及する余地がまだある。

図表 3-6 産業別 GDP（実質）の構成比

(金額：兆ドン)	2010年基準			構成比		
	2010	2020	(年率)	2010	2020	(差分)
全体	2,740	5,006	6.2%	(100.0%)	(100.0%)	(-)
第1次産業	421	566	3.0%	(15.4%)	(11.3%)	(-4.1%)
第2次産業	905	1,824	7.3%	(33.0%)	(36.4%)	(+3.4%)
鉱業・採石業	186	161	-1.4%	(6.8%)	(3.2%)	(-3.6%)
製造業	469	1,134	9.2%	(17.1%)	(22.7%)	(+5.5%)
公益業	77	192	9.5%	(2.8%)	(3.8%)	(+1.0%)
建設業	172	337	7.0%	(6.3%)	(6.7%)	(+0.5%)
第3次産業	1,113	2,146	6.8%	(40.6%)	(42.9%)	(+2.2%)
卸売・小売	203	444	8.1%	(7.4%)	(8.9%)	(+1.5%)
運輸・倉庫	129	276	7.9%	(4.7%)	(5.5%)	(+0.8%)
ホテル・レストラン	77	113	3.8%	(2.8%)	(2.3%)	(-0.6%)
情報・通信	120	283	8.9%	(4.4%)	(5.7%)	(+1.3%)
銀行・保険	123	250	7.4%	(4.5%)	(5.0%)	(+0.5%)
不動産	141	191	3.1%	(5.1%)	(3.8%)	(-1.3%)
専門サービス	65	128	7.0%	(2.4%)	(2.6%)	(+0.2%)
公共サービス	60	102	5.4%	(2.2%)	(2.0%)	(-0.2%)
教育・訓練	80	158	7.1%	(2.9%)	(3.2%)	(+0.2%)
その他サービス	114	202	5.9%	(4.2%)	(4.0%)	(-0.1%)
生産課税補助金	301	469	4.6%	(11.0%)	(9.4%)	(-1.6%)

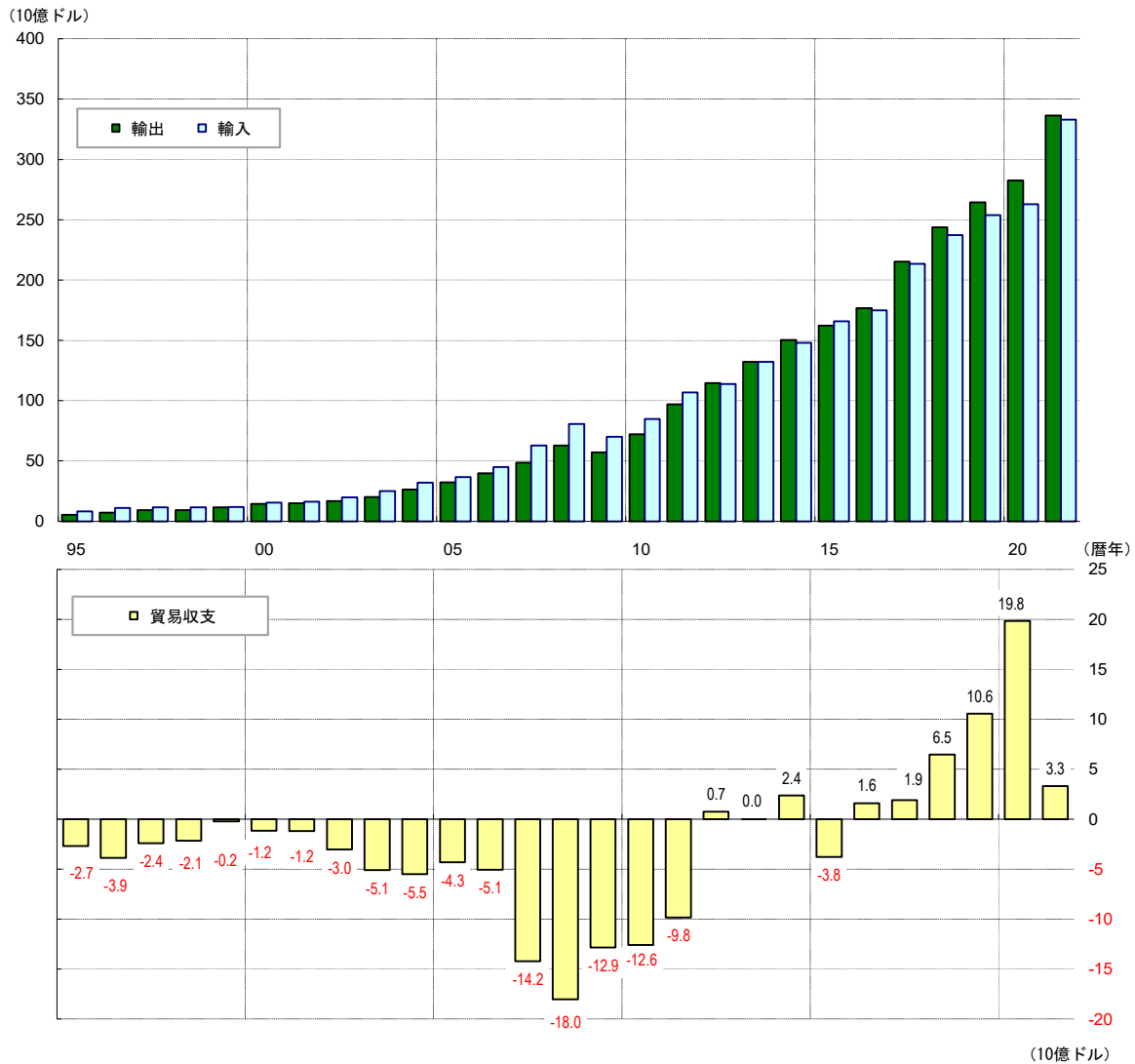
(出所) ベトナム統計総局より作成

3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

かつては恒常的な貿易赤字国だったベトナムは、2012年に20年振りに貿易黒字になって以降、黒字体質に変わっている。ベトナム統計総局（General Statistics Office）によると、同国の2021年の輸出額は3,362億ドルと過去最高となり、貿易黒字額は過去最高であった前年の198億ドルを下回ったものの33億ドルとなった。2008年には旺盛な国内需要により資本財の輸入が多くなり、名目GDPの18%に相当する180億ドルの貿易赤字を記録したが、2009年に韓国のサムスン電子が携帯電話の生産を開始したことで輸出が増加し、貿易収支は大幅に改善している。2015年には、中国、韓国、シンガポールから電気機器や通信機器（部品含む）の輸入が増加したため4年ぶりの赤字となったが、翌年以降、黒字が続いている。

図表 3-7 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) ベトナム統計総局より作成

(2) 品目別輸出・輸入の動向

UNCTAD（国際連合貿易開発会議、United Nations Conference on Trade and Development）の統計によると、2020年の輸出額は2,814億ドル。セグメント別に見た主な輸出分野は①通信・音響機器や電気機器などを含む「機械類・輸送用機器」（構成比：47.7%）、②衣類や履物などを含む「雑製品」（同26.0%）、③織物用糸・繊維製品や鉄鋼などを含む「素材製造品（皮革、紙、鉄鋼など）」（同11.0%）の比率が高い。これら3分野で全体の84.7%を占めている。

2010年からの10年間で100億ドル以上の規模で堅調に輸出額が伸びた分野は、機械類の「通信・音響機器」、「事務用機器・コンピューター」、及び「電気機器」と、雑製品の「衣類・同附属品」及び「履物」で、これらの5品目に限った2020年の貿易収支は+668億ドルで、2010年の+120億ドルから547億ドル増加し、全体の貿易収支の改善をもたらす主因となった（注：「電気機器」は2010年の▲26億ドルから2020年には▲344億ドルと貿易収支の悪化要因である）。

図表 3-8 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
輸出総額	72,237 (100.0%)	96,906 (100.0%)	114,529 (100.0%)	132,033 (100.0%)	150,217 (100.0%)	162,017 (100.0%)	176,581 (100.0%)	215,119 (100.0%)	243,699 (100.0%)	264,610 (100.0%)	281,441 (100.0%)
食料品・動物	13,428 (18.6%)	17,343 (17.9%)	18,709 (16.3%)	18,249 (13.8%)	21,425 (14.3%)	20,108 (12.4%)	21,955 (12.4%)	25,286 (11.8%)	25,138 (10.3%)	24,006 (9.1%)	23,933 (8.5%)
魚介類・同調製品	5,015	6,111	6,088	6,666	7,763	6,543	7,034	8,282	3,487	3,336	2,703
穀物・同調製品	3,418	3,870	3,916	3,193	3,227	3,090	2,501	3,038	3,087	2,924	3,329
果実・野菜	1,796	2,487	2,866	2,875	3,872	4,632	5,555	7,294	7,192	6,936	6,515
コーヒー・茶・香辛料類	2,595	3,871	4,783	4,120	5,132	4,286	5,147	5,048	4,538	3,886	3,657
飲料・たばこ	301 (0.4%)	358 (0.4%)	464 (0.4%)	538 (0.4%)	540 (0.4%)	568 (0.4%)	539 (0.3%)	537 (0.2%)	549 (0.2%)	636 (0.2%)	453 (0.2%)
食料に適さない原材料	3,294 (4.6%)	4,688 (4.8%)	4,247 (3.7%)	4,736 (3.6%)	4,130 (2.7%)	4,078 (2.5%)	4,130 (2.3%)	5,088 (2.4%)	5,594 (2.3%)	6,203 (2.3%)	6,056 (2.2%)
鉱物性燃料等	7,980 (11.0%)	11,008 (11.4%)	11,353 (9.9%)	9,685 (7.3%)	9,238 (6.1%)	4,996 (3.1%)	3,578 (2.0%)	4,846 (2.3%)	3,933 (1.6%)	3,644 (1.4%)	2,669 (0.9%)
石油・同製品	6,301	9,282	10,075	8,536	8,326	4,561	3,230	4,384	3,331	3,076	2,236
動植物性油脂	106 (0.1%)	219 (0.2%)	321 (0.3%)	258 (0.2%)	265 (0.2%)	289 (0.2%)	170 (0.1%)	171 (0.1%)	172 (0.1%)	177 (0.1%)	220 (0.1%)
化学製品	1,876 (2.6%)	2,869 (3.0%)	3,745 (3.3%)	3,829 (2.9%)	4,218 (2.8%)	4,096 (2.5%)	4,015 (2.3%)	4,683 (2.2%)	5,827 (2.4%)	6,550 (2.5%)	6,770 (2.4%)
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)	8,396 (11.6%)	10,760 (11.1%)	12,133 (10.6%)	13,788 (10.4%)	16,415 (10.9%)	16,967 (10.5%)	17,884 (10.1%)	22,110 (10.3%)	27,015 (11.1%)	28,782 (10.9%)	31,025 (11.0%)
織物用糸・繊維製品	3,061	3,770	3,894	4,612	5,330	5,628	6,108	7,199	8,228	9,073	9,798
非金属鉱物製品	936	1,247	1,816	2,305	2,869	2,731	2,492	2,815	3,360	3,499	3,517
鉄鋼	1,344	2,235	2,396	2,528	2,946	2,635	2,724	4,026	5,605	5,213	6,113
金属製品	953	1,190	1,415	1,717	2,112	2,283	2,540	2,844	3,622	4,266	4,331
機械類・輸送用機器	11,476 (15.9%)	18,836 (19.4%)	30,705 (26.8%)	43,030 (32.6%)	48,624 (32.4%)	60,570 (37.4%)	70,037 (39.7%)	90,031 (41.9%)	102,362 (42.0%)	114,436 (43.2%)	134,120 (47.7%)
事務用機器・コンピューター	2,171	2,822	4,227	6,363	6,700	7,823	6,775	7,358	28,364	29,216	38,355
通信・音響機器	3,044	7,629	14,498	23,576	26,745	34,780	41,225	54,973	43,484	47,376	50,596
電気機器	3,310	4,256	6,722	7,735	8,728	11,584	15,029	19,309	21,287	27,882	33,028
自動車・バイク等	721	969	1,304	1,586	1,902	1,899	2,058	2,317	2,628	2,930	3,145
雑製品	24,918 (34.5%)	30,199 (31.2%)	32,395 (28.3%)	37,313 (28.3%)	44,800 (29.8%)	49,718 (30.7%)	54,020 (30.6%)	62,072 (28.9%)	69,212 (28.4%)	75,691 (28.6%)	73,290 (26.0%)
家具・部品	2,960	3,140	3,640	4,032	4,712	5,186	5,537	6,268	6,947	8,929	11,301
バッグ、旅行用品	792	1,078	1,300	1,687	2,244	2,547	2,796	2,910	2,970	3,261	2,611
衣類・同附属品	10,390	13,149	14,443	17,148	20,174	21,948	23,005	25,037	28,896	30,888	28,065
はき物	5,230	6,718	7,515	8,722	10,690	12,439	13,476	15,218	16,813	18,990	17,254
その他の専門、科学機器	269	395	551	576	754	811	1,493	4,219	4,366	3,062	1,784
写真機器・光学機器・時計	515	756	1,796	1,759	2,174	2,508	2,719	3,089	3,207	1,957	1,530
その他	462 (0.6%)	626 (0.6%)	456 (0.4%)	606 (0.5%)	561 (0.4%)	625 (0.4%)	252 (0.1%)	295 (0.1%)	3,897 (1.6%)	4,485 (1.7%)	2,904 (1.0%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

一方、2020年の輸入額は2,613億ドル。セグメント別に見た主な輸入分野は①「機械類・輸送用機器」（構成比：47.1%）、②「素材製造品（皮革・紙・鉄鋼など）」（同：17.6%）、③「化学製品」（同11.2%）である。これら3分野で全体の75.9%を占め、2010年からの10年間では5.6ポイント上昇している。また、機械類などの資本財と並んで2007年から2011年の貿易収支悪化の主因だった「石油・同製品」は2011～2016年に減少、2017～2018年は増加に転じて2018年の輸入額は過去最大だった2008年（115億ドル）と同程度の114億ドルとなったが、以降再び減少傾向にある。

2010年からの10年間で100億ドル以上の規模で堅調に輸出額が伸びた分野である「事務用機器・コンピュータ」と「電気機器」は、いずれも同国の輸出製品の原材料であるため、輸出増に呼応して輸入額も増えており、特に「電気機器」については、輸出の増加以上に輸入が増加している。サムスン電子が2016年にホーチミン工場でテレビ、洗濯機、冷蔵庫の生産を開始しており、将来的には電気機器の輸出入バランスが改善する可能性はあるが、電気機器の輸入額は2020年の分野別で最大の輸入品目となっている（輸入総額の25.8%に相当）。

図表 3-9 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
輸入総額	84,839	106,750	113,780	132,033	147,839	165,776	174,978	213,215	236,869	253,442	261,309
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
食料品・動物	6,175	7,320	7,616	9,025	10,593	12,030	13,450	15,079	16,571	16,931	17,792
	(7.3%)	(6.9%)	(6.7%)	(6.8%)	(7.2%)	(7.3%)	(7.7%)	(7.1%)	(7.0%)	(6.7%)	(6.8%)
穀物・同調製品	1,339	1,462	1,624	1,664	2,263	2,641	3,116	2,945	3,784	3,604	3,816
果実・野菜	631	932	834	1,196	1,339	1,981	2,827	4,466	3,999	3,808	3,078
飼料	2,176	2,380	2,462	3,085	3,259	3,397	3,451	3,236	3,871	3,640	3,821
飲料・たばこ	293	319	321	378	383	409	414	478	571	530	502
	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)
食料に適さない原材料	4,479	6,326	6,556	7,003	8,135	7,655	7,373	9,724	11,391	11,194	11,364
	(5.3%)	(5.9%)	(5.8%)	(5.3%)	(5.5%)	(4.6%)	(4.2%)	(4.6%)	(4.8%)	(4.4%)	(4.3%)
鉱物性燃料等	8,140	12,531	11,452	10,119	10,356	7,845	7,707	11,009	14,989	15,529	12,899
	(9.6%)	(11.7%)	(10.1%)	(7.7%)	(7.0%)	(4.7%)	(4.4%)	(5.2%)	(6.3%)	(6.1%)	(4.9%)
石油・同製品	7,136	11,272	10,426	8,989	9,066	6,616	6,117	8,654	11,419	10,616	8,078
動植物性油脂	698	915	738	688	760	683	698	761	757	750	970
	(0.8%)	(0.9%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.5%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)
化学製品	12,475	15,528	16,140	18,178	19,690	20,124	21,342	26,024	29,011	29,675	29,367
	(14.7%)	(14.5%)	(14.2%)	(13.8%)	(13.3%)	(12.1%)	(12.2%)	(12.2%)	(12.2%)	(11.7%)	(11.2%)
医薬品	1,587	1,887	2,179	2,321	2,538	2,825	3,151	3,423	3,451	3,722	3,979
プラスチック（成型前）	3,820	4,798	4,834	5,760	6,368	5,994	6,308	7,654	9,153	9,111	8,482
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	22,389	25,519	26,143	29,977	34,568	37,118	38,505	43,070	48,820	49,402	45,902
	(26.4%)	(23.9%)	(23.0%)	(22.7%)	(23.4%)	(22.4%)	(22.0%)	(20.2%)	(20.6%)	(19.5%)	(17.6%)
織物用糸・繊維製品	7,042	8,702	9,075	10,633	12,069	12,825	13,322	14,519	16,543	17,284	15,476
鉄鋼	6,896	7,226	6,960	7,632	8,938	8,900	8,854	9,887	10,909	10,516	9,087
機械類・輸送用機器	24,765	31,117	38,914	49,415	55,014	70,323	74,516	91,803	95,000	108,747	123,141
	(29.2%)	(29.1%)	(34.2%)	(37.4%)	(37.2%)	(42.4%)	(42.6%)	(43.1%)	(40.1%)	(42.9%)	(47.1%)
原動機	1,928	2,409	2,173	2,542	2,726	2,943	3,521	3,534	2,919	3,168	3,781
専門機械	3,575	3,792	3,725	4,031	4,695	6,409	6,701	8,468	7,280	7,599	6,059
その他産業機械・部品	4,039	4,630	4,260	4,943	5,762	7,750	7,000	7,054	7,500	7,990	7,533
事務用機器・コンピュータ	1,943	2,170	2,228	2,997	3,204	3,216	3,146	3,452	20,895	20,612	25,504
通信・音響機器	3,473	4,724	7,575	11,469	12,938	16,072	16,433	23,887	5,606	6,172	5,499
電気機器	5,887	8,954	14,685	19,260	20,263	24,894	30,705	38,493	43,578	53,979	67,474
自動車・バイク等	2,289	2,407	1,666	1,850	3,151	4,719	4,631	4,563	4,446	6,276	5,265
雑製品	4,173	4,755	5,446	6,475	7,479	8,695	10,629	14,836	16,352	16,922	17,018
	(4.9%)	(4.5%)	(4.8%)	(4.9%)	(5.1%)	(5.2%)	(6.1%)	(7.0%)	(6.9%)	(6.7%)	(6.5%)
その他	1,252	2,420	453	775	861	893	344	432	3,407	3,762	2,355
	(1.5%)	(2.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.2%)	(1.4%)	(1.5%)	(0.9%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2010年から2021年にかけての国・地域別シェアを見ると、輸出入ともに中国と韓国の比率の上昇が顕著で、他方、輸出では日本の、輸入では日本、シンガポール、及び台湾の比率が低下している（図表3-12、3-13）。

2021年の主な輸出相手国・地域は、①米国（構成比：29.1%）、②中国（同17.0%）、③韓国（同6.6%）、④日本（同6.1%）、⑤香港（同3.6%）である。期間中、米国は継続してベトナムにとっての最大の輸出相手国であり、輸出全体の2割前後で推移してきたが、2021年は3割に迫る割合を占めている。日本は2010年時点では中国と同程度の輸出割合を占める輸出相手国だったが、2021年には韓国に次ぐ4位の額となっている。輸出に占める日本の比率は2010年の10.7%から2021年には6.1%まで▲4.6ポイント低下した一方で、対照的に、米国は+9.4ポイント（19.7%→29.1%）、中国は+6.3ポイント（10.7%→17.0%）、韓国は+2.4ポイント（4.3%→6.6%）上昇し、輸出相手国としての存在感を高めている。

図表3-10では、2021年の輸出額が高かった上位6カ国・地域について、2016年からの輸出増加額が顕著だった分野での変化を表している。これによると、サムスン電子が2009年に携帯電話の生産を開始したことで大幅増となった「通信・音響機器」では米国向けが、「電気機器」では米国及び中国向けの輸出が増えていることが分かる。また、最大輸出先国である米国向けでは衣類・履物・家具などの労働集約型産品が増加に寄与している。米国と中国に次ぐ輸出増加額を示すのは香港向けで、「事務用機器・コンピューター」の輸出増が大きく貢献している。

図表 3-10 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2016年→2021年）

（分野、億ドル）	米国	中国	日本	韓国	香港	オランダ	小計	全体
全体	590	349	60	57	108	17	1,181	1,579
食料品	26	25	2	6	6	2	67	108
魚介類・同調製品	11	8	1	4	4	1	29	38
果実・野菜	10	15	1	-	1	1	27	34
素材製造品	51	42	1	10	12	2	117	214
織物用糸・繊維製品	7	16	1	1	3	-	28	46
鉄鋼	4	10	-	1	1	-	16	53
機械類	247	215	42	18	60	8	591	744
事務用機器・コンピューター	32	133	24	3	54	7	254	319
通信・音響機器	131	8	-	4	-	2	145	151
電気機器	59	69	30	9	12	-	179	211
雑製品	260	30	14	17	24	5	351	418
家具・部品	64	-	-	2	1	-	68	73
衣類・同附属品	104	8	1	9	13	2	137	157
履物	54	14	2	2	3	2	77	101

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

（出所） UNCTAD Stat より作成

他方、主な輸入相手国・地域（2021年）は、①中国（構成比：33.8%）、②韓国（同17.3%）、③日本（同6.9%）、④台湾（同6.4%）、⑤米国（同4.6%）となっている。2010年から2021年にかけての上位2カ国の比率の上昇は顕著で、中国は+10.0ポイント（23.8%→33.8%）、韓国は+5.8ポイント（11.5%→17.3%）と高まっている。これらの国々とは対照的に、日本（▲3.7ポイント）、シンガポール（▲3.5ポイント）、台湾（▲1.8ポイント）の比率は大幅に低下している。

図表 3-11 では、2021年の輸入額に占める比率が高かった上位6カ国・地域について、2016年からの輸入増加額が顕著だった分野での変化を表している。これによると、輸入増加額が大きかった「電気機器」と「事務用機器・コンピューター」は特に中国と韓国から、「織物用糸・繊維製品」と「鉄鋼」はともに中国からの輸入が多い。電気機器の輸入増加額については、中国からは144億ドル、韓国からは101億ドルと突出していることが窺える。

図表 3-11 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2016年→2021年）

(分野、億ドル)		中国	韓国	日本	台湾	米国	タイ	小計	全体
全体		614	247	78	65	39	99	1,143	1,548
素材製造品(皮革、紙、鉄鋼等)		305	150	31	16	13	47	561	633
	織物用糸・繊維製品	71	4	3		1	7	86	90
	鉄鋼	16	9	8			8	41	67
	非鉄金属	15	12	4	2	5	1	38	54
	金属製品	34	3	2	2		1	42	44
機械類		305	150	31	16	13	47	561	633
	専門機械	18					1	19	18
	その他産業機械・部品	20	2	1		1	1	25	25
	事務用機器・コンピューター	141	88	8		2	4	243	250
	電気機器	144	101	30	21	6	42	345	399
	自動車・バイク等	1				6	1	8	15

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

(出所) UNCTAD Stat より作成

国別の貿易統計をもとに、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU など）とベトナムとの貿易収支の関係を見ると、米国、欧州（EU）に対しては輸出超過（貿易黒字）で、中国、韓国、台湾、ASEANに対しては輸入超過（貿易赤字）である（図表 3-14 参照）。

2021年の貿易総額では、中国が最大の貿易相手国で全体の50.6%を占めており、2010年の17.8%から+32.8ポイントの大幅増となっている。2位の米国（11.5%→33.9%）、3位の韓国（8.2%→23.8%）共に構成比は大きく上昇しているが、4位の日本は+2.3ポイント（10.7%→13.0%）、5位の台湾は+2.5ポイント（5.4%→7.9%）、6位のタイは+1.3ポイント（4.3%→5.6%）の程度での比率上昇が見られる。

図表 3-12 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
輸出		72,237 100.0%	96,906 100.0%	114,529 100.0%	132,033 100.0%	150,217 100.0%	162,017 100.0%	176,581 100.0%	215,119 100.0%	243,699 100.0%	264,610 100.0%	281,441 100.0%	334,518 100.0%	
先進国	日本	7,728 10.7%	11,092 11.4%	13,065 11.4%	13,544 10.3%	14,675 9.8%	14,100 8.7%	14,671 8.3%	16,792 7.8%	18,834 7.7%	20,427 7.7%	19,269 6.8%	20,334 6.1%	
	韓国	3,092 4.3%	4,867 5.0%	5,581 4.9%	6,683 5.1%	7,167 4.8%	8,915 5.5%	11,406 6.5%	14,807 6.9%	18,241 7.5%	19,729 7.5%	19,125 6.8%	22,213 6.6%	
	台湾	1,443 2.0%	1,843 1.9%	2,082 1.8%	2,224 1.7%	2,307 1.5%	2,076 1.3%	2,272 1.3%	2,568 1.2%	3,151 1.3%	4,404 1.7%	4,320 1.5%	5,000 1.5%	
	香港	1,464 2.0%	2,206 2.3%	3,705 3.2%	4,113 3.1%	5,265 3.5%	6,959 4.3%	6,088 3.4%	7,574 3.5%	7,958 3.3%	7,162 2.7%	10,436 3.7%	12,126 3.6%	
	シンガポール	2,121 2.9%	2,149 2.2%	2,368 2.1%	2,691 2.0%	2,942 2.0%	3,257 2.0%	2,420 1.4%	2,979 1.4%	3,196 1.3%	3,174 1.2%	3,009 1.1%	4,088 1.2%	
	米国	14,251 19.7%	16,970 17.5%	19,681 17.2%	23,870 18.1%	28,650 19.1%	33,475 20.7%	38,473 21.8%	41,550 19.3%	47,580 22.1%	61,404 23.2%	77,072 29.1%	97,477 35.3%	
	英国	1,682 2.3%	2,398 2.5%	3,034 2.6%	3,696 2.8%	3,647 2.4%	4,645 2.9%	4,898 2.8%	5,415 2.5%	5,779 2.4%	5,760 2.2%	4,951 1.8%	5,802 1.7%	
	ドイツ	2,373 3.3%	3,367 3.5%	4,095 3.6%	4,737 3.6%	5,175 3.4%	5,707 3.5%	5,961 3.4%	6,354 3.0%	6,873 2.8%	6,560 2.5%	6,639 2.4%	7,377 2.2%	
	オーストラリア	2,704 3.7%	2,602 2.7%	3,209 2.8%	3,488 2.6%	3,988 2.7%	2,906 1.8%	2,865 1.6%	3,271 1.5%	3,966 1.6%	3,495 1.3%	3,622 1.3%	4,580 1.4%	
	オランダ	1,688 2.3%	2,148 2.2%	2,476 2.2%	2,936 2.2%	3,762 2.5%	4,760 2.9%	6,012 3.4%	7,099 3.3%	7,085 2.9%	6,883 2.6%	6,995 2.5%	7,760 2.3%	
発展途上国	アジア	35,066 48.5%	50,086 51.7%	61,351 53.6%	68,305 51.7%	75,132 50.0%	79,311 49.0%	85,661 48.5%	112,975 52.5%	130,612 53.6%	133,960 50.6%	138,761 49.3%	161,824 48.4%	
	中国	7,743 10.7%	11,613 12.0%	12,836 11.2%	13,178 10.0%	14,928 9.9%	16,568 10.2%	21,950 12.4%	35,394 16.5%	41,366 17.0%	41,434 15.7%	48,880 17.4%	56,834 17.0%	
	タイ	1,183 1.6%	1,938 2.0%	2,832 2.5%	3,070 2.3%	3,474 2.3%	3,178 2.0%	3,691 2.1%	4,801 2.2%	5,268 2.2%	5,050 1.9%	4,904 1.7%	6,052 1.8%	
	マレーシア	2,093 2.9%	2,771 2.9%	4,500 3.9%	4,984 3.8%	3,926 2.6%	3,577 2.2%	3,342 1.9%	4,204 2.0%	4,065 1.7%	3,789 1.4%	3,388 1.2%	4,449 1.3%	
	インドネシア	1,433 2.0%	2,359 2.4%	2,358 2.1%	2,502 1.9%	2,890 1.9%	2,848 1.8%	2,618 1.5%	2,859 1.3%	3,534 1.5%	3,370 1.3%	2,824 1.0%	3,987 1.2%	
	フィリピン	1,706 2.4%	1,535 1.6%	1,871 1.6%	1,732 1.3%	2,310 1.5%	2,016 1.2%	2,220 1.3%	2,833 1.3%	3,465 1.4%	3,734 1.4%	3,563 1.3%	4,648 1.4%	
	カンボジア	1,564 2.2%	2,519 2.6%	2,930 2.6%	2,934 2.2%	2,685 1.8%	2,395 1.5%	2,199 1.2%	2,762 1.3%	3,792 1.6%	4,311 1.6%	4,221 1.5%	4,906 1.5%	
	インド	992 1.4%	1,554 1.6%	1,782 1.6%	2,355 1.8%	2,511 1.7%	2,470 1.5%	2,687 1.5%	3,756 1.7%	6,544 2.7%	6,676 2.5%	5,234 1.9%	6,346 1.9%	
	中東	U A E	508 0.7%	922 1.0%	2,078 1.8%	4,138 3.1%	4,627 3.1%	5,691 3.5%	5,000 2.8%	5,027 2.3%	5,225 2.1%	4,785 1.8%	3,917 1.4%	4,758 1.4%
		サウジアラビア	144 0.2%	262 0.3%	599 0.5%	471 0.4%	534 0.4%	534 0.3%	394 0.2%	432 0.2%	332 0.1%	350 0.1%	439 0.2%	376 0.1%
	サブサハラ・アフリカ	1,477 2.0%	3,044 3.1%	1,837 1.6%	2,265 1.7%	2,103 1.4%	2,279 1.4%	1,881 1.1%	1,790 0.8%	1,668 0.7%	1,899 0.7%	1,895 0.7%	2,275 0.7%	
	南米	メキシコ	489 0.7%	590 0.6%	683 0.6%	892 0.7%	1,036 0.7%	1,546 1.0%	1,888 1.1%	2,338 1.1%	2,240 0.9%	2,829 1.1%	3,157 1.1%	4,647 1.4%
		ブラジル	493 0.7%	598 0.6%	718 0.6%	1,105 0.8%	1,481 1.0%	1,436 0.9%	1,332 0.8%	2,040 0.9%	2,059 0.8%	2,148 0.8%	1,824 0.6%	2,296 0.7%

【参考】

ASEAN	10,365 14.3%	13,656 14.1%	17,427 15.2%	18,584 14.1%	19,107 12.7%	18,195 11.2%	17,449 9.9%	21,680 10.1%	24,634 10.1%	24,920 9.4%	23,129 8.2%	29,158 8.7%
EU (27カ国)	9,726 13.5%	14,157 14.6%	17,284 15.1%	20,643 15.6%	24,329 16.2%	26,143 16.1%	29,131 16.5%	32,899 15.3%	36,132 14.8%	35,732 13.5%	35,075 12.5%	40,618 12.1%

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-13 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
輸入		84,839 100.0%	106,750 100.0%	113,780 100.0%	132,033 100.0%	147,839 100.0%	165,776 100.0%	174,978 100.0%	213,215 100.0%	236,869 100.0%	253,442 100.0%	261,309 100.0%	329,825 100.0%	
先進国	日本	9,016 10.6%	10,401 9.7%	11,602 10.2%	11,558 8.8%	12,857 8.7%	14,182 8.6%	15,098 8.6%	16,917 7.9%	19,041 8.0%	19,533 7.7%	20,277 7.8%	22,904 6.9%	
	韓国	9,758 11.5%	13,176 12.3%	15,535 13.7%	20,678 15.7%	21,728 14.7%	27,579 16.6%	32,193 18.4%	46,943 22.0%	47,582 20.1%	46,942 18.5%	46,862 17.9%	56,920 17.3%	
	台湾	6,977 8.2%	8,557 8.0%	8,534 7.5%	9,402 7.1%	11,064 7.5%	10,943 6.6%	11,242 6.4%	12,710 6.0%	13,231 5.6%	15,181 6.0%	16,704 6.4%	21,178 6.4%	
	香港	860 1.0%	970 0.9%	970 0.9%	1,049 0.8%	1,037 0.7%	1,320 0.8%	1,500 0.9%	1,665 0.8%	1,540 0.7%	1,322 0.5%	1,112 0.4%	1,658 0.5%	
	シンガポール	4,101 4.8%	6,391 6.0%	6,691 5.9%	5,685 4.3%	6,835 4.6%	6,031 3.6%	4,769 2.7%	5,319 2.5%	4,527 1.9%	4,072 1.6%	3,657 1.4%	4,322 1.3%	
	米国	3,780 4.5%	4,555 4.3%	4,842 4.3%	5,242 4.0%	6,286 4.3%	7,793 4.7%	8,712 5.0%	9,343 4.4%	12,756 5.4%	14,377 5.7%	13,764 5.3%	15,247 4.6%	
	英国	511 0.6%	646 0.6%	542 0.5%	571 0.4%	645 0.4%	728 0.4%	724 0.4%	747 0.4%	960 0.4%	869 0.3%	689 0.3%	855 0.3%	
	ドイツ	1,742 2.1%	2,199 2.1%	2,377 2.1%	2,954 2.2%	2,607 1.8%	3,203 1.9%	2,850 1.6%	3,204 1.5%	3,812 1.6%	3,698 1.5%	3,356 1.3%	3,992 1.2%	
	オーストラリア	1,444 1.7%	2,123 2.0%	1,772 1.6%	1,586 1.2%	2,055 1.4%	2,022 1.2%	2,442 1.4%	3,200 1.5%	3,751 1.6%	4,478 1.8%	4,677 1.8%	8,006 2.4%	
	オランダ	528 0.6%	669 0.6%	704 0.6%	675 0.5%	550 0.4%	690 0.4%	677 0.4%	670 0.3%	764 0.3%	662 0.3%	657 0.3%	698 0.2%	
	発展途上国	アジア	66,946 78.9%	84,109 78.8%	91,473 80.4%	107,219 81.2%	120,410 81.4%	133,551 80.6%	140,273 80.2%	172,747 81.0%	189,060 79.8%	201,684 79.6%	210,764 80.7%	272,049 82.5%
中国		20,204 23.8%	24,866 23.3%	29,035 25.5%	36,886 27.9%	43,648 29.5%	49,441 29.8%	50,038 28.6%	58,533 27.5%	65,516 27.7%	75,586 29.8%	84,198 32.2%	111,477 33.8%	
タイ		5,602 6.6%	6,384 6.0%	5,792 5.1%	6,283 4.8%	7,053 4.8%	8,270 5.0%	8,855 5.1%	10,702 5.0%	12,043 5.1%	11,676 4.6%	10,945 4.2%	12,749 3.9%	
マレーシア		3,413 4.0%	3,920 3.7%	3,412 3.0%	4,096 3.1%	4,204 2.8%	4,185 2.5%	5,174 3.0%	5,945 2.8%	7,450 3.1%	7,285 2.9%	6,576 2.5%	8,247 2.5%	
インドネシア		1,909 2.3%	2,248 2.1%	2,247 2.0%	2,367 1.8%	2,489 1.7%	2,738 1.7%	2,992 1.7%	3,656 1.7%	4,937 2.1%	5,710 2.3%	5,388 2.1%	7,644 2.3%	
フィリピン		700 0.8%	805 0.8%	964 0.8%	952 0.7%	676 0.5%	899 0.5%	1,060 0.6%	1,158 0.5%	1,257 0.5%	1,580 0.6%	1,754 0.7%	2,445 0.7%	
カンボジア		277 0.3%	430 0.4%	543 0.5%	504 0.4%	623 0.4%	946 0.6%	729 0.4%	1,033 0.5%	969 0.4%	902 0.4%	1,179 0.5%	4,849 1.5%	
インド		1,762 2.1%	2,346 2.2%	2,160 1.9%	2,879 2.2%	3,111 2.1%	2,655 1.6%	2,746 1.6%	3,955 1.9%	4,147 1.8%	4,517 1.8%	4,482 1.7%	7,065 2.1%	
中東		U A E	223 0.3%	385 0.4%	304 0.3%	326 0.2%	466 0.3%	522 0.3%	450 0.3%	570 0.3%	468 0.2%	387 0.2%	419 0.2%	576 0.2%
		サウジアラビア	601 0.7%	784 0.7%	887 0.8%	1,239 0.9%	1,337 0.9%	1,106 0.7%	1,165 0.7%	1,309 0.6%	1,482 0.6%	1,185 0.5%	1,149 0.4%	1,650 0.5%
サブサハラ・アフリカ		738 0.9%	1,202 1.1%	921 0.8%	1,372 1.0%	1,637 1.1%	1,914 1.2%	2,547 1.5%	3,944 1.8%	2,938 1.2%	2,827 1.1%	2,812 1.1%	2,563 0.8%	
南米		メキシコ	89 0.1%	91 0.1%	112 0.1%	114 0.1%	263 0.2%	477 0.3%	484 0.3%	788 0.4%	1,125 0.5%	643 0.3%	517 0.2%	506 0.2%
		ブラジル	544 0.6%	938 0.9%	1,019 0.9%	1,295 1.0%	1,849 1.3%	2,437 1.5%	1,722 1.0%	1,838 0.9%	2,387 1.0%	2,749 1.1%	2,908 1.1%	4,159 1.3%
【参考】														
ASEAN		16,408 19.3%	20,910 19.6%	20,820 18.3%	21,287 16.1%	22,918 15.5%	23,759 14.3%	24,086 13.8%	28,363 13.3%	31,813 13.4%	32,111 12.7%	30,451 11.7%	41,699 12.6%	
EU (27カ国)		5,858 6.9%	7,116 6.7%	8,254 7.3%	8,862 6.7%	8,200 5.5%	9,598 5.8%	10,434 6.0%	11,455 5.4%	12,924 5.5%	14,072 5.6%	14,653 5.6%	17,138 5.2%	

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
貿易収支		-12,602	-9,844	749	0	2,378	-3,759	1,602	1,903	6,830	11,168	20,132	-326,819	
先進国	日本	-1,288	691	1,462	1,986	1,818	-82	-427	-125	-207	894	-1,007	-2,570	
	韓国	-6,665	-8,309	-9,954	-13,995	-14,561	-18,663	-20,787	-32,136	-29,342	-27,213	-27,737	-34,707	
	台湾	-5,534	-6,713	-6,453	-7,178	-8,757	-8,867	-8,970	-10,141	-10,079	-10,777	-12,385	-16,178	
	香港	604	1,236	2,736	3,064	4,228	5,639	4,588	5,909	6,417	5,839	9,324	10,467	
	シンガポール	-1,980	-4,241	-4,323	-2,994	-3,893	-2,774	-2,349	-2,339	-1,331	-897	-648	-235	
	米国	10,471	12,415	14,839	18,627	22,363	25,683	29,761	32,207	34,824	47,027	63,309	82,231	
	英国	1,171	1,752	2,491	3,126	3,003	3,917	4,174	4,668	4,819	4,891	4,263	4,947	
	ドイツ	630	1,168	1,718	1,783	2,568	2,505	3,110	3,150	3,061	2,862	3,283	3,385	
	オーストラリア	1,260	479	1,437	1,902	1,933	884	423	71	215	-982	-1,054	-3,426	
	オランダ	1,160	1,479	1,772	2,261	3,212	4,069	5,335	6,428	6,321	6,221	6,339	7,063	
発展途上国	アジア	-31,880	-34,023	-30,122	-38,915	-45,278	-54,240	-54,612	-59,772	-58,448	-67,724	-72,003	-110,225	
	中国	-12,461	-13,253	-16,199	-23,709	-28,719	-32,873	-28,087	-23,138	-24,150	-34,152	-35,318	-54,643	
	タイ	-4,419	-4,445	-2,960	-3,214	-3,580	-5,092	-5,164	-5,901	-6,775	-6,626	-6,041	-6,698	
	マレーシア	-1,320	-1,149	1,088	889	-277	-608	-1,832	-1,741	-3,386	-3,496	-3,188	-3,798	
	インドネシア	-476	111	110	135	402	109	-375	-797	-1,403	-2,340	-2,565	-3,657	
	フィリピン	1,006	730	907	780	1,634	1,117	1,160	1,675	2,208	2,154	1,810	2,203	
	カンボジア	1,287	2,089	2,387	2,430	2,062	1,449	1,471	1,730	2,823	3,409	3,042	57	
	インド	-770	-792	-378	-525	-600	-185	-58	-198	2,397	2,159	752	-719	
	中東	UAE	285	537	1,775	3,812	4,161	5,169	4,549	4,457	4,757	4,398	3,497	4,181
		サウジアラビア	-457	-522	-287	-768	-803	-572	-771	-877	-1,150	-835	-710	-1,274
	サブサハラ・アフリカ	739	1,842	916	892	467	365	-666	-2,154	-1,269	-929	-917	-287	
	南米	メキシコ	400	498	571	778	773	1,069	1,404	1,551	1,115	2,186	2,640	4,141
		ブラジル	-51	-340	-301	-190	-369	-1,001	-390	202	-327	-601	-1,084	-1,863
【参考】														
ASEAN		-6,043	-7,254	-3,394	-2,703	-3,812	-5,564	-6,637	-6,683	-7,179	-7,192	-7,323	-12,541	
EU (27カ国)		3,867	7,041	9,030	11,780	16,130	16,545	18,697	21,443	23,208	21,660	20,423	23,480	

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

4. ASEAN 中のベトナム

(1) ASEAN の中で3番目に人口の多いベトナム

1967年に5カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在、10カ国で構成されている。IMFの統計によると、2021年の総人口は約6億6,608万人、名目GDPは約3.4兆ドルである（図表3-15）。

ベトナムは、1人あたりGDPで見た所得水準は相対的に低いものの、人口は域内で3番目に多く、高い潜在性が魅力の国である。同国の人口は9,832万人で、インドネシア（2億7,225万人）、フィリピン（1億1,020万人）に次ぐ規模である。1人あたりGDPの水準は3,725ドルと10カ国中6番目の位置にある。過去のアジア諸国の経験則では、1人あたりGDPが3,000ドルを超えると自動車の普及率が加速しており、今後さらにベトナムの所得水準が向上すれば、自動車の販売市場としての注目度は高まることも期待されている。ベトナムでは、経済成長に伴って富裕層が増加しており、2010年から2019年までの年平均増加率は13.9%と世界第2位の増加率であった。そのため、市場では富裕層向けのサービスや商品も増えている。例えば、必要最小限のモノを保有してシンプルに暮らす「ミニマリスト」を理想のイメージとして、家電の小型化やインテリアのシンプル化なども流行している。

図表 3-15 ASEAN 諸国の比較表（2021年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
シンガポール	545 (9)	0.7 (10)	3,970 (3)	72,795 (1)
ブルネイ	44 (10)	6 (9)	199 (9)	44,809 (2)
マレーシア	3,270 (6)	331 (5)	3,728 (5)	11,399 (3)
タイ	6,995 (4)	513 (3)	5,132 (2)	7,336 (4)
インドネシア	27,225 (1)	1,911 (1)	11,861 (1)	4,357 (5)
ベトナム	9,832 (3)	331 (4)	3,662 (6)	3,725 (6)
フィリピン	11,020 (2)	300 (6)	3,936 (4)	3,572 (7)
ラオス	738 (8)	237 (7)	186 (10)	2,514 (8)
カンボジア	1,584 (7)	181 (8)	262 (8)	1,654 (9)
ミャンマー	5,355 (5)	677 (2)	652 (7)	1,217 (10)
合計（平均）	66,608	4,487	33,586	5,042
【参考】				
日本	12,551	378	49,374	39,340
米国	33,218	9,834	229,975	69,231
中国	141,260	9,600	174,580	12,359
インド	139,201	3,287	31,779	2,283
EU28	51,041	4,375	187,501	36,735
EU28（除く英国）	44,395	4,132	159,214	35,863
USMCA（3カ国）	49,392	21,783	259,322	52,503

（注） 面積のみ2020年のデータ。

（出所） IMF、“World Economic Outlook (2022/4)”、国際連合資料より作成

(2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN 域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN 諸国内での貿易額が年々増加している。2021 年の ASEAN 諸国の域内向け輸出総額は 3,762 億ドルと、2008 年 (2,530 億ドル) の 1.49 倍となった (図表 3-16 参照)。

ベトナムは、この間に ASEAN 諸国向け輸出額を 185 億ドル増やしている (図表を縦方向に合計)。一方、各国からのベトナム向け輸出 (図表を横方向に合計) は 318 億ドル増えている。つまり、ベトナムは、当該 13 年で ASEAN 諸国への輸出を増やす以上に、域内諸国からの輸出先となっていたことになる (185 億ドル-318 億ドル=▲133 億ドル)。なお、2021 年までの 13 年間の全体的な変化では、相対的に経済規模の大きいインドネシア、タイ、シンガポール、マレーシアでは域内輸出の方が増えた一方、ベトナム、カンボジア、フィリピン、ミャンマーでは輸出先としての金額の方が増えている。

図表 3-16 ASEAN 諸国間の貿易額の変化 (2008 年→2021 年)

		輸出元国											
		インドネシア	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	
輸出先国	輸出先国	年											
	インドネシア	2008	6,259	35,747	6,243	603	751	10	5	0	2,113	51,731	
		2021	8,718	28,881	9,453	865	3,943	115	32	30	156	52,192	
		Dif	2,459	-6,866	3,210	262	3,192	106	27	30	-1,957	462	
	タイ	2008	3,661		13,193	9,571	1,509	1,289	3,898	14	582	81	33,798
		2021	7,090		15,579	12,642	3,451	5,984	3,493	511	3,068	581	52,399
		Dif	3,429		2,386	3,071	1,942	4,696	-405	497	2,486	500	18,602
	シンガポール	2008	12,862	9,999		29,416	2,607	2,714	629	113	1	176	58,516
		2021	11,634	8,863		41,826	4,195	4,042	214	155	8	2,397	73,334
		Dif	-1,228	-1,136		12,410	1,588	1,328	-415	42	7	2,222	14,818
	マレーシア	2008	6,433	9,781	40,912		1,958	2,030	248	9	3	31	61,404
		2021	12,006	11,864	44,735		1,892	4,400	304	93	20	504	75,819
Dif		5,574	2,083	3,823		-66	2,369	56	84	18	474	14,415	
フィリピン	2008	2,054	3,473	7,297	2,932		1,825	5	1	0	152	17,739	
	2021	8,604	6,954	9,277	5,455		4,596	202	49	8	528	35,671	
	Dif	6,550	3,481	1,980	2,523		2,771	197	47	8	376	17,932	
ベトナム	2008	1,673	4,968	8,744	2,437	385		35	169	263	0	18,674	
	2021	6,851	12,330	15,988	10,978	1,639		224	1,561	724	178	50,473	
	Dif	5,178	7,362	7,244	8,541	1,254		190	1,392	461	178	31,799	
ミャンマー	2008	251	1,317	1,286	315	11	33		1	0	0	3,214	
	2021	1,122	4,248	2,490	656	52	409		3	0	0	8,981	
	Dif	872	2,931	1,203	341	41	376		2	0	0	5,767	
カンボジア	2008	174	2,019	519	165	7	1,532	0		0	0	4,417	
	2021	531	6,964	7,001	457	36	4,851	12		147	0	20,000	
	Dif	357	4,945	6,482	292	29	3,320	12		147	0	15,583	
ラオス	2008	4	1,757	26	9	1	160	0	1		0	1,957	
	2021	8	3,934	28	27	0	597	0	1		0	4,596	
	Dif	4	2,177	3	19	-0	437	0	1		0	2,639	
ブルネイ	2008	60	122	864	449	10	0	0	0	0	0	1,506	
	2021	211	82	998	1,391	22	11	0	8	0	0	2,724	
	Dif	152	-40	133	942	12	11	0	8	-0	0	1,219	
ASEAN10	2008	27,171	39,696	108,587	51,537	7,090	10,333	4,825	314	849	2,553	252,955	
	2021	48,058	63,957	124,976	82,885	12,153	28,833	4,565	2,413	4,005	4,345	376,190	
	Dif	20,887	24,262	16,389	31,347	5,063	18,499	-269	2,099	3,156	1,792	123,235	
輸出増-輸入増 (注)		+20,426	+5,660	+1,570	+16,932	-12,869	-13,299	-6,026	-13,484	+517	+574		

(注) 統計誤差などのため、輸出から見た上記図表 3-16 は、輸入から見た数値とは必ずしも一致しない。
(出所) IMF 資料より作成

(3) 賃金コストで比較したベトナムの位置付け

図表 3-17 では、JETRO の投資コスト比較調査（2022 年 8 月時点調査）をもとに、残業代や賞与などの年間支給分から求められた実質月額給与を職種別に算出し、ハノイ（ベトナム北部）、ダナン（同中部）、ホーチミン（同南部）を比較している。

これによると、①総じて中部のダナンの賃金コストが低く、製造業の各職種では約 1 割程度低いこと、②ハノイとホーチミンとの比較では、製造業のワーカーや非製造業のスタッフのような「人員を多く要する職種」での賃金コストはハノイの方が相対的に低い一方、ホーチミンの賃金は全ての職種で総じて高いことが分かる。

図表 3-17 ベトナム主要都市間の賃金コスト比較

都市名	製造業			非製造業	
	ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
ハノイ	低 329	高 638	高 1,409	中 782	中 1,630
ダナン	低 339	低 561	低 983	低 505	低 1,1158
ホーチミン	高 359	高 677	高 1,401	高 832	高 1,785

(注) 下段は月額（ドル）。

(出所) JETRO 資料をもとに作成

また、ベトナムの賃金コストを他の ASEAN 諸国や中国の主要都市と比較すると、相対的に低いことが分かる。図表 3-18 は、上記の JETRO 調査をもとに、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を表している。

ベトナムのワーカーの賃金は、隣接するラオスやカンボジア、ミャンマーの月額 203～273 ドルに比べれば相対的に高いが、タイ（バンコク：678 ドル）、マレーシア（クアラルンプール：587 ドル）、インドネシア（ジャカルタ：568 ドル）、フィリピン（マニラ：399 ドル）に比べれば低い水準にある。特にバンコクと比べたホーチミンやハノイの賃金コストは半分程度である。また、北部ハノイは中国南部の広州との距離は比較的近いが、ハノイのワーカーの賃金コストは広州の 3 割程度にとどまっている。

エンジニアや中間管理職での ASEAN 主要都市との賃金コストの比較においては、フィリピン（マニラ、セブ）でのエンジニアの賃金コストがベトナム（ハノイ、ホーチミン）よりも低くなっているが、当該職種でも総じてワーカーと同様の傾向が窺える。

図表 3-18 ASEAN 諸国・中国との賃金コストなどの比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 72,795 ドル	シンガポール 598 万人	1,907 (2,661)	2,813 (4,055)	4,306 (5,968)	2,589 (3,293)	4,650 (6,107)
マレーシア 11,399 ドル	クアラルンプール 891 万人	431 (587)	867 (1,140)	1,650 (2,173)	922 (1,250)	1,978 (2,679)
タイ 7,336 ドル	バンコク 1,801 万人	447 (678)	798 (1,149)	1,629 (2,227)	883 (1,387)	1,629 (2,526)
インドネシア 4,357 ドル	ジャカルタ 3,376 万人	421 (568)	582 (907)	1,260 (1,876)	507 (675)	1,216 (1,605)
	パタム 151 万人	317 (524)	444 (737)	1,028 (1,309)	- -	- -
フィリピン 3,572 ドル	マニラ 2,492 万人	272 (399)	409 (618)	1,092 (1,561)	594 (837)	1,481 (2,068)
	セブ 252 万人	243 (301)	317 (414)	611 (754)	556 (717)	1,308 (1,592)
ベトナム 3,725 ドル	ハノイ 755 万人	241 (329)	471 (638)	1,025 (1,409)	595 (782)	1,249 (1,630)
	ダナン 157 万人	214 (339)	371 (561)	609 (983)	380 (505)	782 (1,158)
	ホーチミン 1,514 万人	266 (359)	508 (677)	1,064 (1,401)	647 (832)	1,412 (1,785)
ラオス 2,514 ドル	ビエンチャン 71 万人	210 (261)	360 (436)	771 (897)	530 (556)	1,253 (1,451)
カンボジア 1,654 ドル	プノンベン 246 万人	222 (273)	408 (488)	1,003 (1,125)	530 (679)	1,343 (1,704)
ミャンマー 1,217 ドル	ヤンゴン 687 万人	181 (203)	329 (430)	836 (1,035)	477 (671)	1,118 (1,459)
中国 12,359 ドル	北京 1,852 万人	1,369 (2,034)	1,856 -	3,161 (4,828)	1,576 (2,306)	3,199 (4,575)
	上海 2,407 万人	1,124 (1,879)	1,304 (2,518)	2,509 (3,275)	1,441 (2,088)	2,978 (4,542)
	広州 2,694 万人	669 (1,208)	1,239 (1,881)	1,865 (2,749)	1,155 (1,709)	2,530 (3,853)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給(ドル)、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12ヵ月で割った実質月間コスト(ドル)。

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIA より作成

第4章 直接投資受入動向

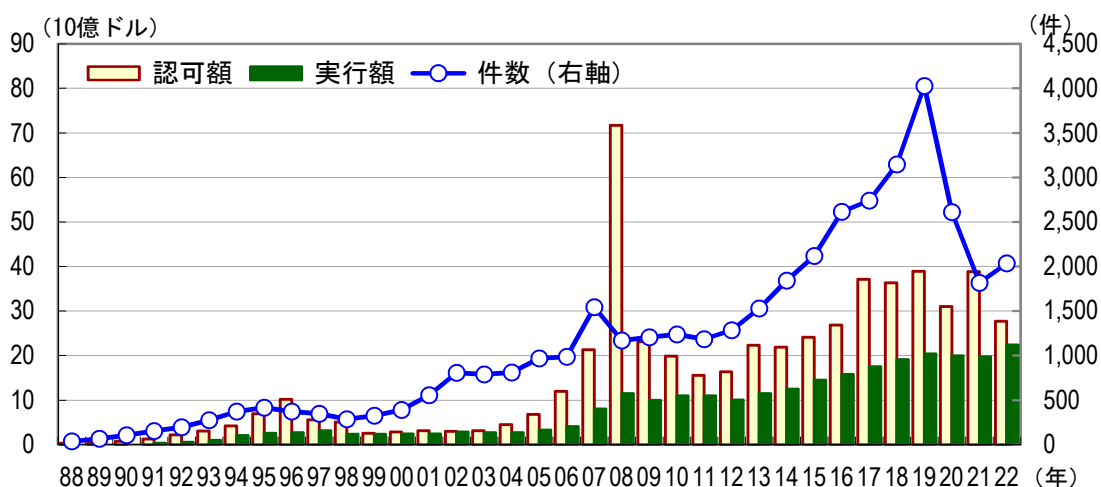
1. 外国直接投資（FDI）受入動向

ベトナムへの直接投資は、1990年代以降、外国投資法の制定（1988年）、米国の経済制裁解除（1992年）などを背景に増加し、1996年には102億ドル（認可ベース）までに達した。しかし、1997年以降はアジア通貨危機などの影響により投資は減少し、1999年には1996年の4分の1程度（25.7億ドル）まで低下した。

その後、政府による法制度の整備、制度の見直しのほか、工業団地建設など、ベトナム側での外国企業受入態勢の整備が進んだことに加え、投資家からも中国一極集中回避のためのリスクヘッジ先として注目を浴びるようになった。更に、2007年初頭のWTO加盟実現も重なり、直接投資流入額は増加基調を続け、2008年には、新規投資・追加投資・株式投資を合わせた認可ベース（717億ドル）、実行ベース（115億ドル）ともに過去最大となった。第2次ベトナム投資ブームと呼ばれるほど活況を呈したが、リーマンショックの影響で2009年は認可額ベースで7割減（215億ドル）、実行額ベースで1割減、件数で5割減と急減した。2013年～2016年にかけては、認可額ベースで220億～270億ドル程度で推移した。その後、2017年にはエネルギー関連など大型案件が多く、認可額は370億ドルと、2008年のピーク後最大となった。

その後、2018年、2019年と認可額は横ばいで推移してきたものの、2020年は大型投資があったにも拘わらず新型コロナウイルス感染症の影響により、投資認可額、投資件数が前年比で大きく減少している。2021年には認可額は2019年と同程度に回復したものの、引き続き投資件数は減少傾向にある。2021年には、韓国GSエネルギーがシンガポール資本で出資したロンアン省LNG発電所プロジェクト（31億ドル）や、韓国LGディスプレイによるハイフォン市での拡張投資案件（21.5億ドル）、丸紅出資のカントー市オモン2火力発電所（13.1億ドル）などの主要案件が承認されている。

図表 4-1 ベトナムへの外国直接投資流入状況



(注) 2022年は同年12月20日までの速報値。

(出所) ベトナム統計総局、計画投資省より作成

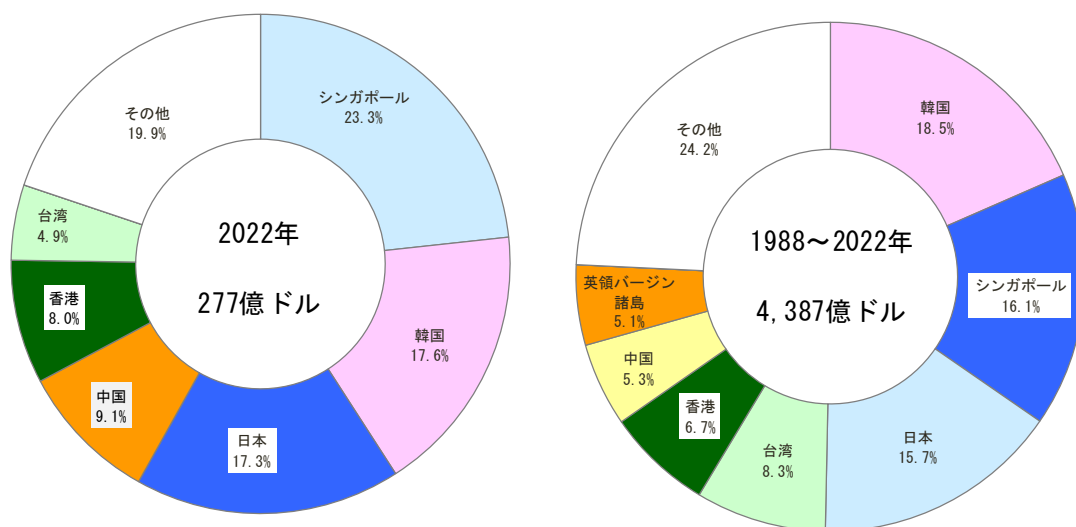
なお、計画投資省による速報値では、2022年の認可額は277億ドル、実行額は224億ドルとなっている。

2. 国別受入動向

2022年にベトナムに投資している国・地域は108カ国・地域であり、国別外国直接投資流入額（新規投資、認可ベース）を見ると、総額277億ドルの国別内訳は、シンガポールが64.6億ドルと全体の4分の1弱を占め最も多く、次いで韓国（48.8億ドル）、日本（47.8億ドル）と続いている（図表4-2左）。

投資件数で見ると新規投資も拡張投資も韓国のプロジェクト数が最も多くなっている（新規投資プロジェクトの20.4%、拡張投資プロジェクトの32.6%を韓国が占めている）。国別外国直接投資額を1988～2022年の累計で見ると、韓国、シンガポール、日本、台湾の順であった（図表4-2右）。日本は2021年以降、累積額ではシンガポールに抜かれ第3位の投資元国となっている。

図表 4-2 国別外国直接投資流入額（新規投資、認可ベース）



（注） 2022年は12月20日までの速報値。

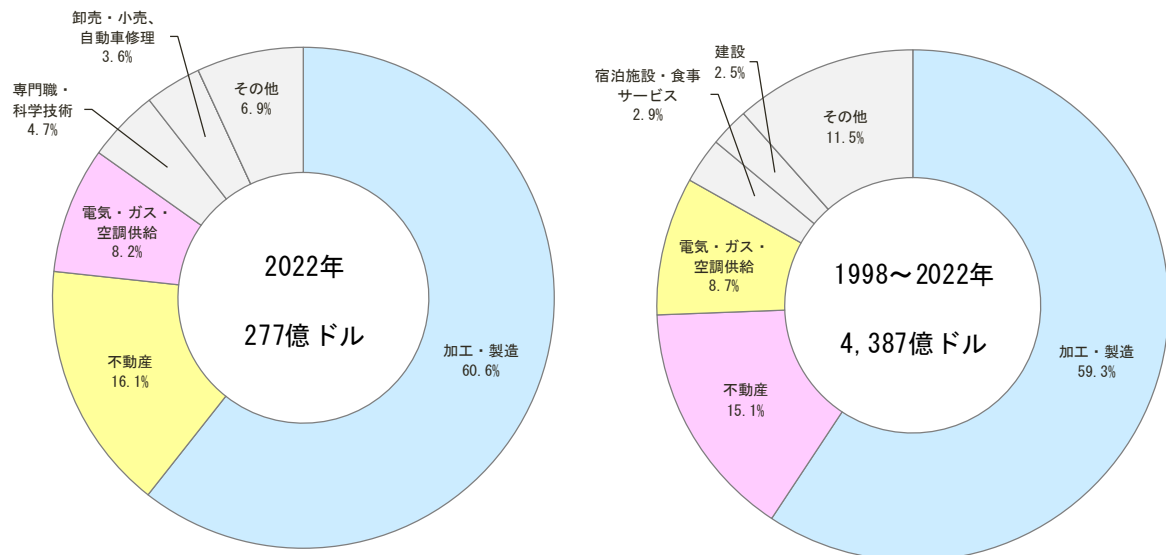
（出所） 計画投資省より作成

3. 業種別受入動向

2022年のセクター別の直接投資受入動向（認可額）では、加工・製造業が168億ドルで、全体の6割を占めている。次いで、不動産（44.5億ドル、16.1%）、電気・ガス・空調供給（22.6億ドル、8.2%）となっている（図表4-3左）。

1988～2022年の累計で見ると、加工・製造業が2,601億ドルで59.3%、不動産が663億ドルで15.1%、電気・ガス・空調供給が383億ドルで8.7%であった（図表4-3右）。

図表 4-3 業種別外国直接投資流入額（認可ベース）



（注） 構成比は金額ベース。2022年は12月20日までの速報値。

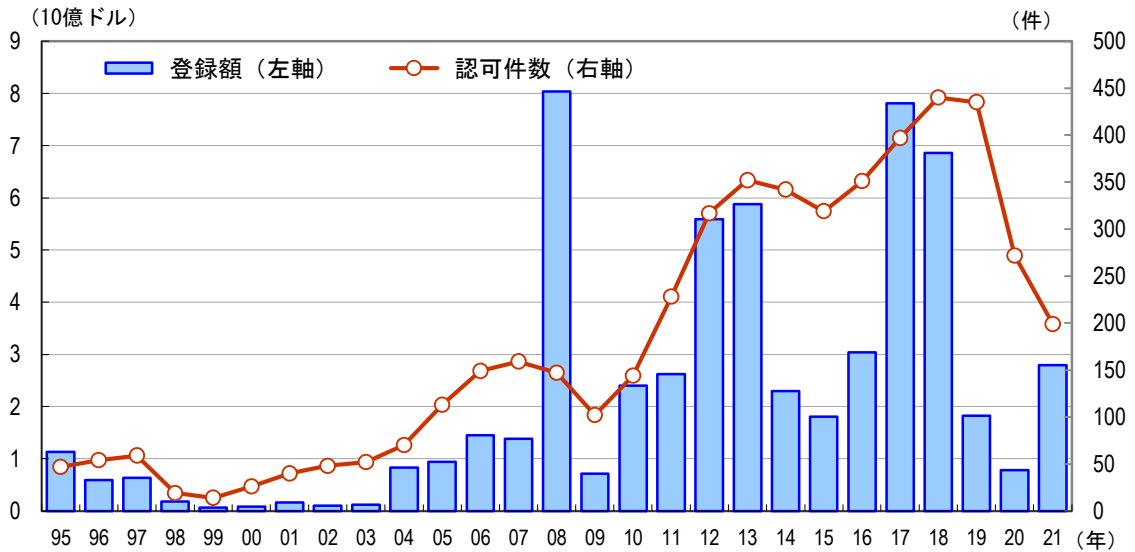
（出所） 計画投資省より作成

4. 日本からベトナムへの直接投資

日本からのベトナム向け直接投資は、1988年にベトナム外国投資法が制定され、1992年に日本からのODAが再開されたことなどを契機に増加した。1995年以降は、急激な円高による海外生産シフトなどもあり、セメント、家電、自動車、二輪車、コンピュータ部品などの分野で大手メーカーの進出が集中し、1997年に対ベトナム投資流入額は最初のピークを迎えている。1998年以降はアジア通貨危機の影響もあり、大型案件が減少し、機械金属部品、縫製業、雑貨などの分野の中小規模投資が主流となり、その後しばらくは投資流入が低迷していたが、2004年頃から回復し、その後2006年から2008年にかけて急速に増加した。その背景として、①日系を含めた各種工業団地が整備され、日系企業の受入態勢が進んだことなどが呼び水となったこと、②中国一極集中リスクヘッジのための「中国+1」の投資先として、ASEAN諸国の中でも政治的に安定しているなど魅力の多いベトナムに注目が集まったこと、が挙げられる。また、当時の特徴として、北部に向けて新規投資が増加する一方、第1次投資ブーム時（1995年以降1997年アジア通貨危機後まで）に進出した日系企業による拡張投資が進み、南部へは増資が増えている。前年のリーマンショックの影響を受けた2009年を底に、2013年までは、投資件数、投資金額ともに増加を続けていたが、2014年には減少した。大型投資の一巡や、中小企業、サービス企業の進出など、案件が小型化したことが主な背景である。2017年には住友商事のヴァンフォン火力発電所案件や地場不動産大手企業のBRGとの北ハノイスマートシティ案件、丸紅や東北電力が参画するギソン2火力発電所案件など、大型案件が多く、投資金額は2008年のピーク（80億ドル）を超える水準となった（92億ドル）。

認可件数ベースでは2018年、2019年と堅調に推移したものの、2020年、2021年は新型コロナウイルスの影響により、大幅に減少している。2021年と2022年は外国直接投資流入の全体の傾向として件数は減少しているものの、上述のとおり日本は2021年以降に累計額でシンガポールに抜かれて第3位の投資元国になるなど、投資元国としての相対的な地位が低下している。

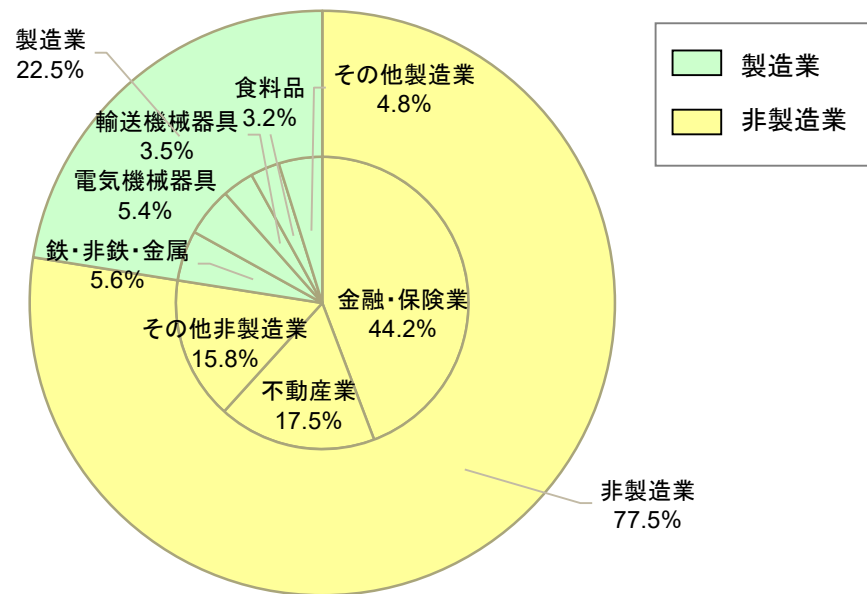
図表 4-4 日本からのベトナム向け直接投資動向



(注) 2021年は12月20日までの速報値。
 (出所) ベトナム統計総局、ベトナム外国投資庁より作成。

日本国財務省と日本銀行の統計から業種別直接投資状況を見ると、2021年の日本からベトナムへの直接投資額は4,159億円であった。製造業は全体の22.5%に相当する936億円で、非製造業は77.5%に相当する3,223億円であり、うち金融・保険業が1,840億円で全体の44.2%を占めている(図表4-5)。

図表 4-5 日本からのベトナム向け業種別直接投資（2021年）



（出所）日本銀行より作成

過去5年（2017年から2021年）までの累計で見ると、製造業では、食料品、鉄・非鉄・金属分野が増加傾向にあり、堅調に推移しており、非製造業では、金融・保険業、不動産業が近年大きく伸びている。

図表 4-6 日本からのベトナム向け業種別直接投資

	2017	2018	2019	2020	2021	2017-2021 累計
製造業	1,296	1,046	1,114	1,067	936	5,459
食料品	63	55	127	124	135	504
繊維	35	57	51	54	54	250
木材・パルプ	49	105	45	145	92	436
化学・医薬	230	148	186	158	130	852
石油	-22	-24	-312	-425	-442	-1,225
ゴム・皮革	-4	-376	-1	33	20	-328
ガラス・土石	15	39	72	2	-13	115
鉄・非鉄・金属	82	115	119	276	232	824
一般機械器具	266	182	136	65	125	774
電気機械器具	142	170	242	177	225	957
輸送機械器具	190	305	290	178	145	1,108
精密機械器具	156	82	26	143	125	532
非製造業	956	975	1,750	1,452	3,223	8,356
農・林業	2	-1	2	2	1	6
漁・水産業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	49	45	59	11	86	249
運輸業	50	45	48	47	8	199
通信業	3	9	-2	7	16	33
卸売・小売業	144	182	137	80	130	673
金融・保険業	441	359	653	705	1,840	3,999
不動産業	165	173	579	311	726	1,954
サービス業	86	109	114	142	93	544
合計	2,252	2,021	2,864	2,519	4,159	13,814

(注1) 日本のネット流出額（つまり対外投資額、原典ではマイナス表示）をプラスで表示している。

(注2) 「-」はデータが存在しない項目。

(注3) 製造業と非製造業の小計には他の金額がそれぞれ加算されているため、個別業種の合計と必ずしも一致しない。

(出所) 日本銀行より作成

国際協力銀行の『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2022年度海外直接投資アンケート調査結果（第34回）』によると、ベトナムは、インド、中国、米国に次いで中期的（今後3年程度）有望事業展開先国として第4位（得票率28.9%）にランクされている。

また、中堅・中小企業を対象とした回答においては、ベトナムはインド、米国に次ぐ第3位（同26.4%）にランクされて、前年度調査時の第4位からランクを上げ、中堅・中小企業からも注目されていることが窺われる。

産業別の順位を見ると、ベトナムは、電機・電子分野と自動車分野でも中国、インドに次ぐ第3位（自動車分野では米国、メキシコと同数の得票で3位）、一般機械と科学分野では中国、インド、米国に次ぐ第4位に位置付けられている。

図表 4-7 は、2022 年度と、4 年前の 2018 年度で、ベトナムを有望とする理由とベトナムの課題として挙げられている事項を併記したものである。ベトナムを有望とする理由上位 2 項目は 3 年前と同じで、1 位が「現地マーケットの今後の成長性」、2 位が「安価な労働力」であった。「他国のリスク分散の受け皿として」有望だとの回答が比率を伸ばし 3 位になっており、米中摩擦の長期化などを背景として新たな拠点としてベトナムに注目が集まっていることが窺える。課題については、上位 4 項目は 2018 年度と 2022 年度で大きな変化はないが、労働コストの上昇を課題として考えている比率は近年増加している傾向にある。さらに、「技術系人材の確保が困難」との課題は、ここ数年の中では高くなっており 5 位となっている。また、長期的（今後 10 年程度）有望事業展開先国・地域としても、インド、中国、米国に次いでベトナムが挙げられており、ベトナムに対する日本企業の高い関心が窺える。

図表 4-7 ベトナムの有望理由と課題

2018年度版		2022年度版	
【有望理由】	比率 (%)	【有望理由】	比率 (%)
現地マーケットの今後の成長性	70.1	現地マーケットの今後の成長性	69.2
安価な労働力	52.1	安価な労働力	55.8
優秀な人材	25.0	他国のリスク分散の受け皿として	30.8
現地マーケットの現状規模	22.9	政治・社会情勢が安定している	24.0
第三国輸出拠点として	16.7	現地マーケットの現状規模	21.2
【課題】	比率 (%)	【課題】	比率 (%)
労働コストの上昇	34.6	労働コストの上昇	40.9
法制の運用が不透明	32.3	法制の運用が不透明	39.8
他社との厳しい競争	31.5	他社との厳しい競争	32.3
管理職クラスの人材確保が困難	31.5	管理職クラスの人材確保が困難	31.2
インフラが未整備	25.2	技術系人材の確保が困難	24.7

(出所) 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」2018 年度版と 2022 年度版より作成

第5章 日越経済関係

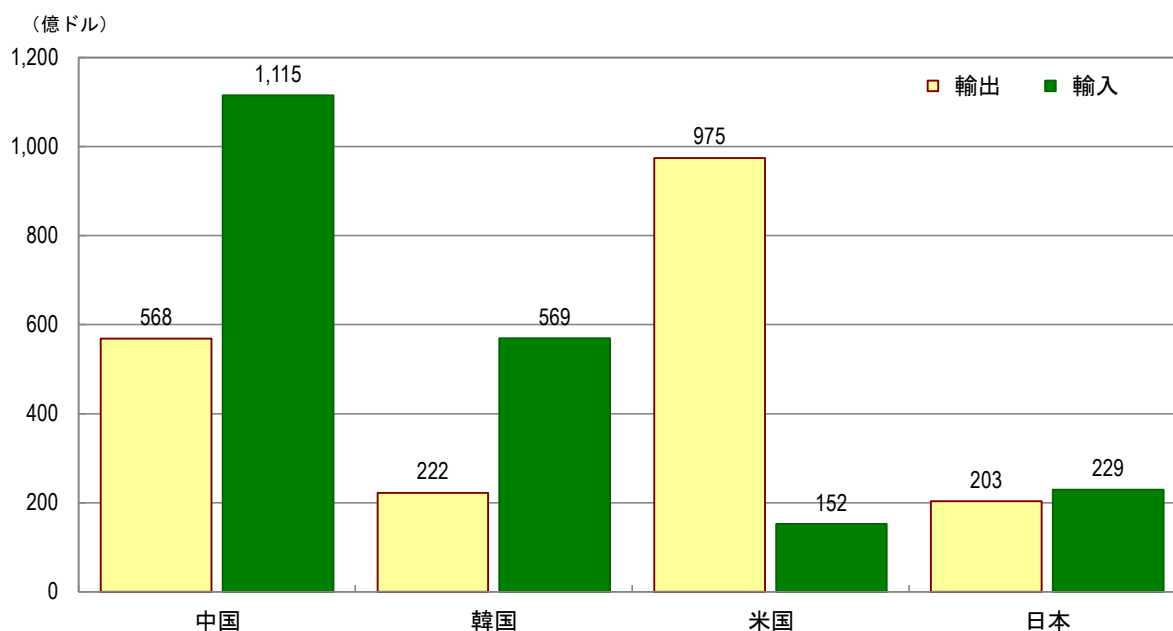
1. 日越の経済関係と貿易の概要

日越両国間の経済交流は、1973年9月21日に両国間で外交関係が成立して以来、拡大を続けてきた。公的部門では、日本は多くの経済協力を行っている。ベトナム軍のカンボジア侵攻に伴い1979年度以降は対越経済協力を停止していたが、1992年に再開しており、日本はベトナムにとっての最大の援助国となっている。日本のODA供与額の国別順位でもベトナムは上位に位置する。

また、民間部門では1988年以降、外国投資法の制定や日本からのODAが再開されたことなどを契機に投資が増加した。1997年のアジア通貨危機や2009年のリーマンショックによる影響で投資が減少したこともあったが、近年では輸出加工拠点としてだけでなく経済成長による内需の取り込みを狙った投資も見られ、更に、米中貿易摩擦から生産拠点の中国一極集中を回避するうえで、ベトナムに注目が集まっている。

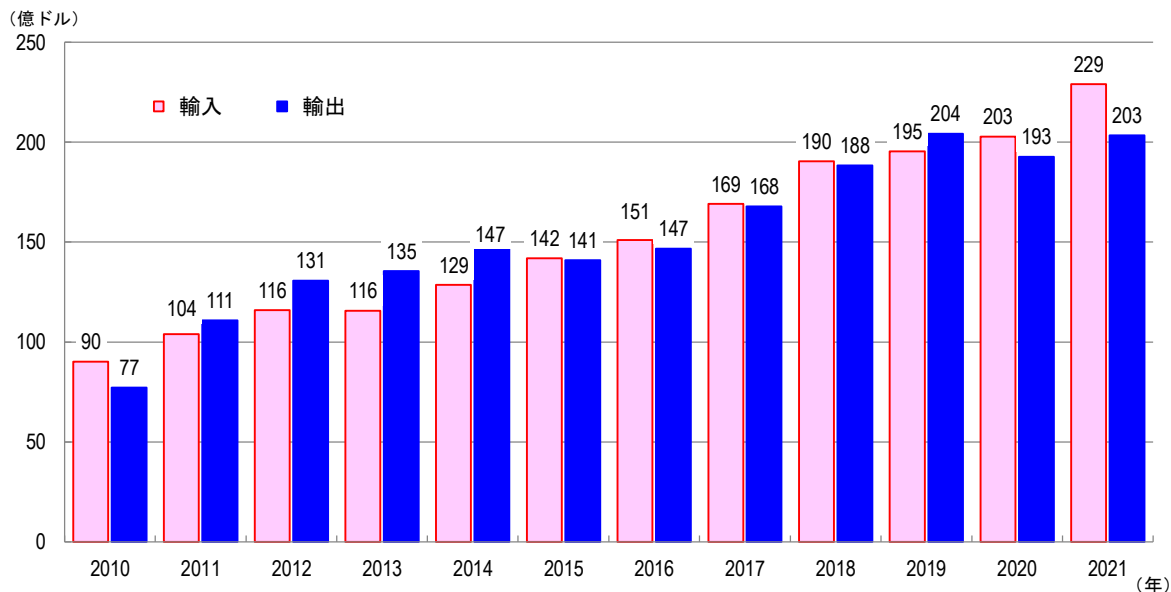
日本との輸出入は、ともに増加傾向にある。UNCTADの統計によると、2021年のベトナムの対日貿易額は、輸出が203億ドル、輸入が229億ドルである。2013年以降、中国、韓国、米国に次いで第4位の貿易相手国となっている。日本は2004年までベトナム最大の貿易相手国であったが、経済発展に伴い中国からの輸入が急増し、韓国との自由貿易協定発効により韓国からの輸入も増加したため、貿易面での日本の存在感は低下した。対日貿易収支では、2015年以降若干の貿易赤字となっているが、他の主要貿易相手国と比較すると、輸出入額の差は小さい(図表5-1、5-2)。

図表 5-1 主要貿易相手国の輸出入額（2021年推定値）



(出所) UNCTAD より作成

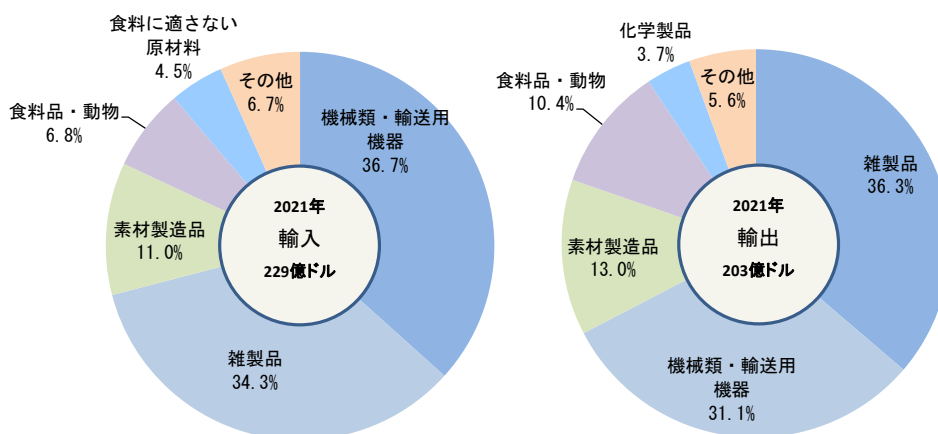
図表 5-2 ベトナムの対日輸出入の推移



(出所) UNCTAD より作成

2021年のベトナムの日本からの輸入額は229億ドルであり、機械類・輸送用機器が84億ドル(36.7%)と最も大きく、次いで雑製品の78億ドル(34.3%)となっている(図表5-3左)。また、2021年のベトナムから日本への輸出は203億ドルであり、このうち、雑製品が73億ドルと全体の36.3%を占め、次いで機械類・輸送用機器が63億ドル(31.1%)となっている(図表5-3右)。

図表 5-3 ベトナムの対日貿易品目構成比 (2021年)



(出所) UNCTAD より作成

図表 5-4 は、ベトナムから日本への分類別の輸出額の推移である。2021 年の小分類ベースでは、日本への輸出総額の 18.1% を占める「衣類・付属品」が 36.81 億ドルとなっており、2011 年の輸出額と比較すると、2.4 倍に拡大している。また、「電気機器」は輸出額 33.88 億ドルで、輸出総額の 16.7% を占めている。2011 年との比較では 2.0 倍の規模で、輸出総額全体の拡大規模（1.8 倍）よりも大きな規模で推移しており、インパクトが大きい。

図表 5-4 ベトナムから日本への輸出額推移

(単位：億ドル)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2021/2011
食品・動物	12.70	13.96	14.48	15.99	14.55	15.43	18.16	18.50	19.28	19.23	21.12	1.7
水産物	10.15	10.82	11.12	11.93	10.31	10.96	13.01	13.77	14.56	14.23	15.08	1.5
飲料・たばこ	0.20	0.24	0.23	0.29	0.26	0.25	0.24	0.23	0.22	0.18	0.22	1.1
食料に適さない原材料	3.17	3.56	4.33	4.81	6.17	4.91	5.10	6.19	7.82	7.24	7.19	2.3
鉱物性燃料等	21.77	27.23	21.61	16.18	6.68	2.37	4.80	3.22	4.46	1.75	3.65	0.2
動植物性油脂	0.11	0.15	0.21	0.20	0.23	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.14	1.3
化学製品	3.45	4.08	5.15	6.00	5.31	5.35	6.24	5.97	7.72	7.14	7.58	2.2
原料別製品	9.86	10.59	12.57	16.08	17.41	16.82	18.48	22.03	24.23	22.91	26.36	2.7
機械・輸送機器	28.44	33.63	34.11	38.06	38.34	44.70	53.60	58.71	61.94	62.31	63.17	2.2
電気機器	17.22	21.25	21.45	23.08	22.32	24.51	28.41	31.14	33.01	31.90	33.88	2.0
雑製品	31.21	37.19	42.74	49.12	52.00	56.74	61.14	71.88	77.16	70.58	73.79	2.4
衣類・付属品	15.64	18.64	22.21	24.83	26.55	27.71	29.84	36.72	38.30	34.46	36.81	2.4
特殊取扱品	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.05	0.07	1.53	1.37	1.26	0.12	5.0
総計	110.92	130.65	135.44	146.75	141.00	146.71	167.92	188.34	204.27	192.69	203.34	1.8

構成比	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
食品・動物	11.5%	10.7%	10.7%	10.9%	10.3%	10.5%	10.8%	9.8%	9.4%	10.0%	10.4%
水産物	9.2%	8.3%	8.2%	8.1%	7.3%	7.5%	7.7%	7.3%	7.1%	7.4%	7.4%
飲料・たばこ	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
食料に適さない原材料	2.9%	2.7%	3.2%	3.3%	4.4%	3.3%	3.0%	3.3%	3.8%	3.8%	3.5%
鉱物性燃料等	19.6%	20.8%	16.0%	11.0%	4.7%	1.6%	2.9%	1.7%	2.2%	0.9%	1.8%
動植物性油脂	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
化学製品	3.1%	3.1%	3.8%	4.1%	3.8%	3.6%	3.7%	3.2%	3.8%	3.7%	3.7%
原料別製品	8.9%	8.1%	9.3%	11.0%	12.3%	11.5%	11.0%	11.7%	11.9%	11.9%	13.0%
機械・輸送機器	25.6%	25.7%	25.2%	25.9%	27.2%	30.5%	31.9%	31.2%	30.3%	32.3%	31.1%
電気機器	15.5%	16.3%	15.8%	15.7%	15.8%	16.7%	16.9%	16.5%	16.2%	16.6%	16.7%
雑製品	28.1%	28.5%	31.6%	33.5%	36.9%	38.7%	36.4%	38.2%	37.8%	36.6%	36.3%
衣類・付属品	14.1%	14.3%	16.4%	16.9%	18.8%	18.9%	17.8%	19.5%	18.7%	17.9%	18.1%
特殊取扱品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.7%	0.7%	0.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) UNCTAD より作成

一方、日本からの輸入額は、2011 年の約 104 億ドルに対し、2021 年は約 229 億ドルで、2.5 倍の規模となっている。小分類で見ると、「電気機器」は 2011 年の 15 億ドルに対し 2021 年は 63.5 億ドルで、4.6 倍の規模となっており、全体の伸び（2.5 倍）を大きく上回っている（図表 5-5）。

図表 5-5 ベトナムの日本からの輸入額推移

(単位: 億ドル)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2021/2011
食料品・動物	0.67	0.77	0.84	0.94	1.09	1.43	1.60	1.97	2.49	2.92	2.88	4.0
飲料・たばこ	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.04	0.04	0.07	0.10	0.09	0.09	4.2
食料に適さない原材料	1.84	2.70	3.45	4.94	6.37	6.86	7.17	8.52	10.34	13.55	15.03	6.0
鉱物性燃料等	1.46	0.52	0.72	1.47	0.31	0.67	1.01	0.52	0.89	1.22	1.18	1.8
石油・石油製品	1.45	0.50	0.68	1.46	0.31	0.66	0.99	0.41	0.43	0.33	0.49	1.5
その他	0.00	0.02	0.04	0.01	0.00	0.02	0.02	0.12	0.46	0.88	0.69	10.6
動植物性油脂	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.08	0.11	0.08	0.12	10.7
化学製品	11.42	11.15	11.30	11.82	11.77	13.18	17.88	18.52	19.19	20.00	23.39	2.7
原料別製品	34.76	37.41	38.52	37.28	35.37	36.36	41.52	47.72	44.58	42.38	56.62	2.3
織物用繊維・関連品	7.06	7.80	7.32	7.46	7.33	8.25	8.75	9.92	10.68	8.63	11.00	2.1
鉄鋼	17.27	17.33	18.52	16.28	14.12	12.71	15.08	17.23	14.82	14.92	20.74	1.8
その他	0.00	0.02	0.04	0.01	0.00	0.02	0.02	0.12	0.46	0.88	0.69	10.6
機械・輸送機器	44.88	53.34	50.78	61.82	76.91	80.01	83.75	94.95	98.61	104.68	111.12	2.6
専用機械	7.46	8.36	8.03	9.48	10.54	10.31	9.59	10.17	10.84	9.07	10.80	1.4
通信・音響機器	0.77	1.05	1.60	5.47	7.83	7.75	12.88	1.45	1.68	2.24	1.94	1.4
電気機器	15.06	22.27	21.85	20.31	23.10	33.14	35.98	45.61	55.98	64.87	63.50	4.6
その他	0.00	0.02	0.04	0.01	0.00	0.02	0.02	0.12	0.46	0.88	0.69	10.6
雑製品	8.76	9.94	9.76	10.08	9.85	12.29	16.06	17.44	18.42	17.26	18.42	2.4
特殊取扱品	0.21	0.17	0.18	0.18	0.12	0.12	0.11	0.63	0.61	0.60	0.19	2.0
総計	104.01	116.02	115.58	128.57	141.82	150.98	169.17	190.41	195.33	202.77	229.04	2.5

構成比	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
食料品・動物	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.4%	1.3%
飲料・たばこ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
食料に適さない原材料	1.8%	2.3%	3.0%	3.8%	4.5%	4.5%	4.2%	4.5%	5.3%	6.7%	6.6%
鉱物性燃料等	1.4%	0.4%	0.6%	1.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.3%	0.5%	0.6%	0.5%
石油・石油製品	1.4%	0.4%	0.6%	1.1%	0.2%	0.4%	0.6%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%
動植物性油脂	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
化学製品	11.0%	9.6%	9.8%	9.2%	8.3%	8.7%	10.6%	9.7%	9.8%	9.9%	10.2%
原料別製品	33.4%	32.2%	33.3%	29.0%	24.9%	24.1%	24.5%	25.1%	22.8%	20.9%	24.7%
織物用繊維・関連品	6.8%	6.7%	6.3%	5.8%	5.2%	5.5%	5.2%	5.2%	5.5%	4.3%	4.8%
鉄鋼	16.6%	14.9%	16.0%	12.7%	10.0%	8.4%	8.9%	9.0%	7.6%	7.4%	9.1%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%
機械・輸送機器	43.2%	46.0%	43.9%	48.1%	54.2%	53.0%	49.5%	49.9%	50.5%	51.6%	48.5%
専用機械	7.2%	7.2%	7.0%	7.4%	7.4%	6.8%	5.7%	5.3%	5.6%	4.5%	4.7%
通信・音響機器	0.7%	0.9%	1.4%	4.3%	5.5%	5.1%	7.6%	0.8%	0.9%	1.1%	0.8%
電気機器	14.5%	19.2%	18.9%	15.8%	16.3%	22.0%	21.3%	24.0%	28.7%	32.0%	27.7%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%
雑製品	8.4%	8.6%	8.4%	7.8%	6.9%	8.1%	9.5%	9.2%	9.4%	8.5%	8.0%
特殊取扱品	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) UNCTAD より作成

2. ベトナムにおける日系企業

外務省統計（2021年10月1日時点）を見ると、邦人が現地で興した企業を含めた日系企業総数は2,306社であり、うち製造業が1,101社で全体の48%を占めている。次に、卸売・小売業が279社、建設業が178社と続いている。

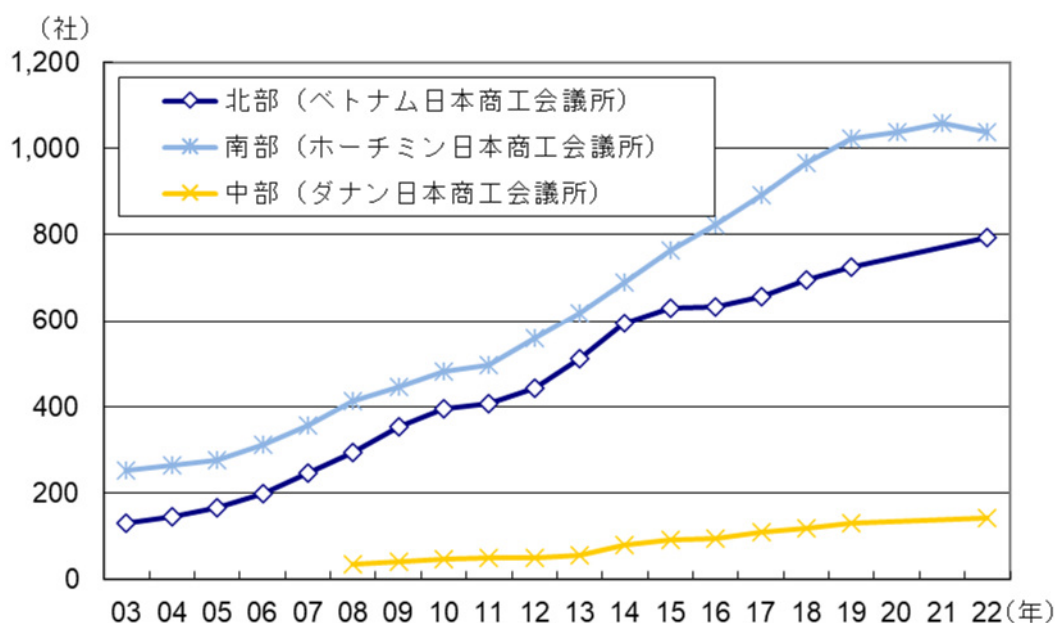
過去の大規模な投資としては、2008年の出光興産による中北部タインホア省での製油所・石油化学コンプレックス建設（62億ドル）や、2017年の丸紅のギソン第2石炭火力発電所（28億ドル）、2018年の住友商事のバンフォン第1火力発電所（26億ドル）などの大型案件がある。

直近2021年には、丸紅のオモン2発電所（13億ドル）やレンゴーの段ボール原紙事業（6億ドル）などの大型投資が行われた。加えて、中小企業やサービス業など比較的小規模な投資も増加している。

地域ごとの特徴として、北部にはOA機器や複合機器などの大手セットメーカー（キヤノン、富士ゼロックス、ブラザー工業）、二輪車・四輪車の大手メーカー（ヤマハ発動機、本田技研工業、トヨタ自動車）、及びそれらのサプライヤーが多く集積している。南部には、幅広い分野の製造業（富士通、日本電産、パナソニック）が工業団地や輸出加工区に進出し、主に輸出業を営んでいる。また、ベトナムの内需をターゲットとする食品メーカー（味の素、エースコック、ヤクルト）、小売業（イオン、ファミリーマート、良品計画、マツモトキヨシホールディングス、ABC-MART）やサービス業の進出も多い。

日本商工会議所の会員数を見ると、進出日系企業数は引き続き増加基調にある。2022年5月時点での各日本商工会議所の会員数は、北部のベトナム日本商工会議所が794社、南部のホーチミン日本商工会議所が1,038社、中部のダナン日本商工会議所が141社となっている（図表5-6）。

図表 5-6 日本商工会の会員企業数の推移



(注1) 2016年までは各年とも4月時点、2017年から2019年まで（ホーチミン日本商工会議所は2021年まで）は各年とも3月時点、2022年は5月時点。

(注2) ベトナム日本商工会議所及びダナン日本商工会議所の2020年及び2021年の会員企業数は各出所に記載がない。

(出所) ベトナム日本商工会議所、ホーチミン日本商工会議所、ダナン日本商工会議所、及びJETROより作成

3. 日・ベトナム経済連携協定

日本との関係では、2003年4月、日本政府とベトナム政府は日本企業による投資促進を目的に、「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」（いわゆる「日越共同イニシアティブ」）を立ち上げ、同年12月に、第1フェーズとして44項目からなる投資環境改善のための具体的な行動計画を策定した。このスキームはその後継続的に実施され、2022年10月時点では、第8フェーズが進行中である。

また、2003年11月には、日越投資協定が締結された。これはベトナムに投資する日本企業に対する最恵国待遇・内国民待遇の付与及び一連のパフォーマンス要求の廃止に同意し、日本企業の権利の保護を約束するものである。

更に、2005年12月の日越首脳会談においてEPAに関する検討会合立ち上げが合意され、2007年1月以降交渉が開始された。その後2008年9月に開催された日越EPA交渉において大筋が合意され、2009年10月に日本・ベトナム経済連携協定（JVEPA）が発効した。

(1) 日越共同イニシアティブ

日越共同イニシアティブは、2003年4月の小泉・カイ（当時の日越首相）会談の合意に基づき、ベトナムの外国投資促進戦略の構築・実施、投資関連規制の見直し、投資関連政府機関の能力向上、投資関連ソフトインフラの改善、経済インフラの開発などを目的として設置された枠組みである。日本側の官民とベトナム側の関係官庁が共同して行動計画を策定し、実施後の進捗評価を両国で実施する。

図表 5-7 日越共同イニシアティブの項目と進捗評価、達成率

	実施期間	要求項目	進捗評価	達成率	達成された項目
第1フェーズ	2003年12月 ～ 2005年11月	44項目	◎○	85%	15日以内の観光・商用短期滞在ビザの免除、個人所得税最高税率の引き下げ、電気料金の二重価格制廃止、四輪車産業における現地調達義務の廃止など
第2フェーズ	2006年7月 ～ 2007年11月	46項目	◎○	94%	二輪車産業マスタープラン作成、個人所得税申告書類の提出期限の延長、知的財産権の法定審査期限の遵守、電源開発への民間参入促進など
第3フェーズ	2008年11月 ～ 2010年12月	37項目	◎○	81%	国際間の陸路輸送の通関の24時間化、知的財産権侵害に対する罰則強化及び摘発のための制度改善、融資貸出上限規制緩和、PPPスキームの導入など
第4フェーズ	2011年7月 ～ 2012年11月	70項目	◎○	87%	外資系小売業者に対する経済的必要性基準の運用明確化、金型の国家技能検定制度の導入、国家銀行ウェブサイトでの経済指標公表など
第5フェーズ	2013年7月 ～ 2014年12月	104項目	◎○	78%	外国人によるサブリース事業を可能とする不動産経営法の改正、模倣品の水際取り締まりの強化、通関の事前確認制度の明確化など
第6フェーズ	2016年8月 ～ 2017年12月	32項目	◎○	81%	中小企業支援の枠組み明確化、企業の合併・買収に伴う株式売買に関する口座の使用規制の明確化など
第7フェーズ	2018年7月 ～ 2019年12月	52項目	◎○	85%	労働関連法令の問題点解決に向けた会合の実施など
第8フェーズ	2021年10月 ～ (2020年12月 プレキックオフ)	-	-	-	-

(出所) 在越日本国大使館、JICA ウェブサイトなどより作成

進捗は、「◎ (実施済み)」、「○ (予定通り)」、「△ (遅延)」、「× (実施せず)」の4段階で評価する。同イニシアティブにより、ベトナム政府は、日本の支援の下で投資関連規制の見直し、投資関連ソフトインフラなどの整備、物流など経済インフラの整備、成長を支える人材の育成、国有企業改革、中小企業・民間セクターの振興などの諸改革に取り組んでいる。

第6フェーズまでに、日本からの短期滞在ビザの免除、個人所得税の最高税率の引き下げ(50%から40%へ)、電源開発の民間参入促進のほか、国際間陸路輸送の24時間通関体制、知的財産権侵害の取締強化及び罰則の強化、融資の貸出上限規制の緩和、PPP(官民連携)スキームの導入、通関における「事前確認制度」の明確化、中小企業支援の枠組みの明確化、企業の合併・買収に伴う株式売買に関する口座の使用規制明確化などが実現した。また、第7フェーズでは、日越双方で労働関連法令の問題点解決のための定期会合の開催や、ECとカーディナーの業種に関する投資手続手順書作成を行うなどの進捗があった。

2022年10月時点では第8フェーズの協議が進行中である。第8フェーズでは、前フェーズから三つのテーマが新規に追加され、「投資法・企業法」「土地法改正」「証券市場・国営企業の改革」「裾野産業」「労働環境」「PPPによる投資に関する法律」「LNG輸入促進・普及」「判例制度・民事執行制度・競争制度」「電源ベストミックス・太陽光発電・再生可能エネルギー」「国立イノベーションセンター(NIC)の活動と地域や企業でのイノベーション活動の促進」「高度人材の育成」の合計11の分野でワーキングチームが設置されている(図表5-7)。

(2) 日越投資協定

日越投資協定(2003年11月調印、2004年12月発効)は、日本の投資家、投資企業保護の法的裏付けとしての意味を持っており、本協定では、①内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、②パフォーマンス要求(輸出義務、現地調達義務、役員の国籍制限、技術移転制限、など)の原則禁止、を定めている。また、知的財産権の保護や紛争解決のための手続が規定されているほか、通信、金融、タバコなどの例外分野もこの協定に盛り込まれるなど、ベトナムへの投資促進に向けて高いレベルの内容になっているとの評価がある。

(3) 日越経済連携協定(JVEPA)

日越経済連携協定は、2008年12月に調印、2009年10月に発効した。ベトナムにとって初の二国間EPAである。物品及びサービスの自由化、投資の円滑化、人の移動、知的財産などの幅広い分野における協力について二国間で締結した協定である。本協定の発効により、物品の貿易に関しては最終的に2006年当時の貿易総額の92%相当分の関税が撤廃される見込みである。

具体的には、日本側は輸入額の95%を2018年までの10年間で無税化(平均関税率は2.8%)することとなった。加えて、ほぼ全ての鉱工業製品の即時関税撤廃、農産品の7年間で関税撤廃などのほか、水産品ではエビや同加工品は即時、冷凍タコなどは5年間でそれぞれ関税撤廃することとなった。これにより鉱工業製品の97%、農林水産物の86%が特惠関税率の恩恵を受けることとなった。

同様に、ベトナム側は輸入額の88%を10年間で無税化し、更に6年間で(合計で16年以内に)93%を無税化する。具体的には、電気製品ではフラットパネル及びDVD部品は2年間、デジタルカメラは4年間、カラーテレビは8年間でそれぞれ関税を撤廃することとなった。農林水産品の多くの品目は即時、または10年間で関税を撤廃する。平均関税率は2018年までに7%へ段階的に引き下げるとされた。

なお、日越経済連携協定には投資に係る章は設けられていないが、日越投資協定を準用する調整規定が盛り込まれている。人の移動分野では、日本側はIT技術者や看護師・介護福祉士の受入れを約束しており、2014年以降、日本の人材不足の解消の期待を担って累計1,543名の看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。

図表 5-8 看護師・介護士候補受入人数

(単位：人)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
看護	21	14	18	22	26	41	38	37	217
介護	117	138	162	181	193	176	193	166	1326
計	138	152	180	203	219	217	231	203	1543

(出所) 厚生労働省「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」より作成

ひとくちメモ 2: 日本文化の人気

ドラえもん、名探偵コナン、ONE PIECE など、日本のアニメはベトナムでも大人気である。アニメをきっかけに、日本語を学び始める、日本に留学したいというベトナム人も少なくはない。ベトナムでは複数の日本式アイドルグループが活躍している。2018年6月には、AKB48 姉妹グループ SG048 が結成された。だが、新型コロナウイルスに伴う社会的隔離措置などの影響により、SG048 は活動制限され、2021年に解散した。

ベトナムは依然として親日家である人々が多く、日本文化の人気は高いものの、それ以上に 10~20代の若者を中心に K-POP や韓国ドラマの人気は非常に高く、若者の憧れのファッションスタイルにもなっている。こうした韓流ブームの領域はアイドルやドラマだけではなく、ファッションや料理にも広がっており、日本としても巻き返しを狙いたいところである。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

ベトナムにおける外資誘致の担当機関は、ベトナム計画投資省外国投資庁（Foreign Investment Agency, Ministry of Planning and Investment : FIA）である。同庁は、諸外国とベトナムとの間での直接投資に関して、投資家に対する助言を行う。計画投資省の関係部局や関連機関と調整し、直接投資促進に向けた戦略・プロジェクトを構築し、実行する機能を持つ。計画投資省は、地方、省市の局や事務所を有し、その地域での投資を管轄している。省などの計画投資局は、外国直接投資プロジェクト申請書の受領・審査を行い、省レベルの人民委員会や計画投資省へ提出する。

在外公館における外国投資促進機関設置に関して、2008年に計画投資省と外務省よりガイダンスが公表されており、ベトナムの在外公館においても対越投資に対する支援などを行っている。

日本企業の進出に対するサポート体制として、外国投資庁、北部投資促進センター（Invest Promotion Center for North Vietnam : IPCN）、中部投資促進センター（Invest Promotion Center for Central Vietnam : IPCC）、南部投資促進センター（Invest Promotion Center for South Vietnam : IPCS）にジャパンデスクが設けられている。中でも、外国投資庁には、日本企業のベトナム進出が円滑に進むよう、JICAによるODA技術協力としてJICA専門家が派遣されている。また、日本の各地域・団体、金融機関なども、外国投資庁内における日本企業サポートデスクを設立したり、各投資促進センターでの業務提携を結んだりするなど、積極的な活動を行っている。

2. 外資導入の概要

ベトナムは、1988年の外資導入政策を開始以降、ASEAN加盟国間による域内貿易自由化実現を目指すASEAN自由貿易地域（AFTA）への本格参加（1996年）に続き、世界貿易機関（WTO）への加盟を2007年に実現させ、アジア域内諸国に留まらず世界との貿易を活発化させている。また、2018年11月には環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、いわゆるTPP11）がベトナム国会で批准され、2018年12月に正式に発効した。EU・ベトナム自由貿易協定は2020年8月に発効、続いて英国・ベトナム自由貿易協定が2021年1月に発効、地域的な包括的経済連携協定（RCEP）が2022年1月に発効された。

さらに、米越通商協定締結（2000年）、日越共同イニシアティブ（2003年）・日越投資協定発効（2004年）・日越経済連携協定発効（2009年）、ベトナム・チリ自由貿易協定発効（2014年）やベトナム・韓国自由貿易協定発効（2015年）など2国間の貿易自由化や経済協力関係の強化も同時に進めている。

2000年に改正された外国投資法では、外資系企業は国有化されないこと、外国投資家の資産も没収されないことを保障するなど、外国投資家に対しベトナムへの積極的な参入を促しており、ベトナム市場開放に向けて着実に実績を積み上げている。2006年には内資企業と外資企業が同一環境下で投資事業を実現可能とすることを目的とした共通投資法・統一企業法が発効された。

2015年7月1日には、投資法、企業法が施行された（2014年投資法、2014年企業法）。これは投資申請手続の変更、投資禁止分野や条件付き投資分野の見直し、外国投資家の定義、外国法の適用、M&A手続の簡素化など、透明性の高い投資環境を整備し、投資先としての魅力を高めることを目的としたものであった。その後、2020年に投資法、企業法が改正され、2021年1月1日より施行されている。新投資法、新企業法の施行に伴い、一部の条項を除き旧投資法、旧企業法及びそれらの改正法令は失効した。また、経済インフラ開発において重要となる、官民連携（PPP）による投資促進に関連しては、従来は政令レベル以下で規定していたが、他の法令との抵触関係を調整する目的から、2020年にPPP法が新たに制定され、その施行政令などとともに2021年1月1日より施行されている。

3. 近年の主要な投資促進・優遇策

前述のような投資誘致政策を基本方針として、近年では内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。優遇内容の詳細は、後述の「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。

(1) 裾野産業発展のための優遇

ベトナム政府は裾野産業の育成を重視しており、各種優遇策を設けている。2015年11月3日には、裾野産業発展に関する政令 No.111/2015/ND-CP が公布され、裾野産業支援政策、裾野産業に対する優遇、優先品目リストなどが定められた。その後、2021年6月4日付で、裾野産業の法人税優遇について補足する政令 57号（57/2021/ND-CP）が公布され、裾野産業を構成する製品の生産業者のうち、2015年以前に開始された案件も、法人税の優遇措置の対象に含まれることになった。裾野産業の法人税優遇については、これまで2015年1月1日以降の新規投資及び拡張投資が対象になる一方で、それ以前に開始された案件の扱いが明示されていなかった。そのため、2015年より前に進出した企業は、管轄当局より同優遇を受けるための証明書を取得したにも拘わらず、税務総局から優遇措置を認められないという事態が発生していた。この問題は、ベトナム政府と日系企業の対話の場でも議論されてきたが、この度の政令57号の公布により、事業開始時期を問わず、優遇が認められることになった。

(2) 創造的スタートアップ

2021年に施行された新投資法により、新たに「創造的スタートアップ（クリエイティブスタートアップ）」に関する規定が新たに設けられた。創造的スタートアッププロジェクトを実施する中小企業や、投資ファンドを設立する場合、投資登録証明書（Investment Registration Certificate：IRC）の取得が免除されるというものである。また、土地賃料、法人税、ハイテク機材の輸出入における通関関連において優遇される。ただし、「創造的スタートアップ」に関する明確な定義はなく、細則や政令での確認が必要となる。

(3) 工業団地の整備

ベトナムでは数多くの工業団地が整備されている。計画投資省の発表によると、ベトナムには326の工業団地があり、総面積は9.55万haである。

その内、251カ所が稼働中で、稼働中の工業団地の総面積は6.62万haである。工業団地内での海外からの累計投資は約8,900件で1,860億ドル、国内投資の累計は約9,000件で、約900億ドルにのぼる。なお、同時点の稼働工業団地の入居率は74%である。

2018年7月には工業団地・経済区の管理に関する政令（Decree No.82/2018/ND-CP）が施行されている。輸出加工企業（EPE）の条件が改正されたほか、裾野産業工業団地や工業都市サービス団地、エコ工業団地が新たな形態として定められた。

経済区やハイテク区に入居する企業は、法人税の優遇を受けられる。適用期間は15年間で、4年間の免税、9年間の50%減税（5%）となる。なお、経済特区で働く労働者には、個人所得税の50%減税が与えられていたが、2018年7月に廃止された。

また、工業団地や経済特区に入居して輸出製品を製造しているか、輸出加工区内で操業する輸出加工企業（EPE）は、付加価値税や関税が免除される。ただし、ここ数年でEPEに対する税務調査が増えており、留意が必要である。

近年、日系商社による工業団地や日系企業向けの工業団地開発が進められており、投資の呼び込みが活発化している。また裾野産業向けの工業団地や中小企業向けのレンタル工場なども増加し、中小企業が進出しやすい環境が整ってきている。

第7章 主要関連法規

1. WTO 加盟と法改正

(1) 法改正の状況

ベトナムは、2007年1月11日にWTOに加盟した。その加盟の準備のため2005年に共通投資法と統一企業法が制定され、その後も数々の国内法の整備が進められてきた。図表 7-1 では、最近の法制度の整備状況をまとめている（法律やその施行政令・省令は多数あるため、海外からの投資に関連する主な法律のうち、基本的に2015年以降に施行された近時のものに限って掲載した）。

2005年に制定された共通投資法と統一企業法は、2014年末に大幅に改訂され、それらの基本法を施行する政令や省令が多数公布、施行された他、2020年にも投資法と企業法が改訂され、2021年1月1日から改正法が施行された（「2. 主要外資関連法規」参照）。この他、税制上の優遇措置に関連する法人所得税法、商業活動に関連する商法なども改正され、それらを施行するための施行細則を定めた政令（Decree）や省令（Circular）がそれぞれ公布、施行されている。また、以前はベトナム人と外国人で別々に運用されていた個人所得税も、法改正により、2009年1月から一本化（Law No.04/2007/QH12）され、その後、個人所得税法も改正されている。

更に、ベトナムは、環太平洋戦略経済連携協定「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（CPTTP）に加盟し、2019年1月14日から適用が始まっている。CPTTPにおける公約を遵守するため、ベトナムは、労働法、知的財産法、贈収賄規制法などの改正を行った。

図表 7-1 最近の法整備状況

法律	施行細則などの整備状況
投資法 (Law No. 61/2020/QH14)	2021年1月1日施行。 【主な施行政令】 ・ 2021年3月26日付Decree 31/2021/ND-CP（投資禁止業種・条件付投資業種や投資優遇措置の保証を定めたもの） ・ 2021年3月29日付Decree 35/2021/ND-CP（投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定）
企業法 (Law No. 59/2020/QH14)	2021年1月1日施行。 【主な施行政令】 ・ 2021年1月4日付Decree 01/2021/ND-CP（企業登記に関するもの） ・ 2021年4月1日付Decree 47/2021/ND-CP（企業法の条項の詳細を規定するもの）
競争法 (Law No. 23/2018/QH14)	2019年7月1日施行。
汚職防止対策法 (Law No. 36/2018/QH14)	2019年7月1日施行。

法律	施行細則などの整備状況
知的財産法 (Law No. 50/2005/QH11。Law No. 36/2009/QH12 of June 19, 2009 及びLaw No. 42/2019/QH14により改正)	2006年7月1日施行 (Law 42/2019/QH14による改正部分は2019年11月1日施行)。 【施行政令】 2018年2月23日付Decree 22/2018/ND-CP (著作権などに関して知的財産法の施行細則を定めたもの)
サイバーセキュリティ法 (Law No. 24/2018/QH14)	2019年1月1日施行。 【施行政令】 2022年8月15日付Decree 53/2022/ND-CP (サイバーセキュリティ法の施行規則を定めたもの/データローカライゼーションの義務の詳細)
技術移転法 (Law No. 07/2017/QH14)	2018年7月1日施行。 【主な施行政令・省令】 ・2018年5月15日付Decree 76/2018/ND-CP (技術移転法の施行規則を定めたもの) ・2018年5月15日付Circular 02/2018/TT-BKHCH (移転制限のある技術の移転契約に関する報告などに関するもの)
外国貿易管理法 (Law No. 05/2017/QH14)	2018年1月1日施行。 【主な施行政令・省令】 ・2018年5月15日付Decree 69/2018/ND-CP (外国貿易管理法の施行細則を定めたもの) ・2018年3月8日付Decree 31/2018/ND-CP (商品の原産地に関するもの) ・2018年6月15日付Circular 12/2018/TT-BCT (貿易管理法及びDecree 69/2018/ND-CPの細則を定めたもの) ・2018年4月3日付Circular 05/2018/TT-BCT (商品の原産地に関するもの) ・2019年4月19日付Decision 18/2019/QD-TTg (中古機械の輸入に関するもの) ・2022年1月10日付Decree 08/2022/ND-CP (廃棄物及びスクラップの輸入に関するもの)
政令143号 (Decree No. 143/2018/ND-CP)	2018年12月1日施行。 ・外国人労働者の強制社会保険への加入を義務付けるもの
政令09号 (Decree No. 09/2018/ND-CP)	2018年1月15日施行。 ・外国投資家及び外国投資企業による商品の流通及び販売活動に関する政令で、小売業のためのトレーディングライセンスや店舗設立許可などに関する要件などを定めたもの

法律	施行細則などの整備状況
電力法 (Law No. 28/2004/QH11。Law No. 24/2012/QH13及びLaw 28/2018/QH14により改正)	2005年7月1日施行。 【再生可能エネルギー分野での主な下位法令】 ・ 2011年6月29日付Decision 37/2011/QD-TTg (風力発電の開発奨励に関するもの。2018年9月10日付Decision 39/2018/QD-TTgによって一部改正) ・ 2020年4月6日付Decision 13/2020/QD-TTg (太陽光発電を強化するための仕組みについて定めたもの) ・ 2020年7月17日付Circular 18/2020/TT-BCT (プロジェクト開発及び太陽光発電事業に適用される電力購入契約の標準様式について定めたもの) ・ 2022年1月11日付Law 03/2022/QH15 (投資法の一部条項を改正する法律)により、再生可能技術を含めたベトナム電力の品質向上に向け民間投資による送電網の建設・運営が可能となった。
信用機関法 (Law No. 47/2010/QH12。Law No. 17/2017/QH14により改正)	2011年1月1日施行 (2017年改正法は2018年1月15日施行)。 【主な施行政令】 Decree 39/2014/ND-CP (ファイナンスカンパニー及びファイナンスリースカンパニーの運営に関する政令。Decree 16/2019/ND-CPにより改正。)
国際物品売買契約に関する国連条約 (ウィーン売買契約) (CISG)	2015年12月18日に加盟し、ベトナムにおいては2017年1月1日から発行。
包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTTP)	2019年1月14日施行。 【関連法令】 ・ CPTTPに基づく優遇輸出関税及び特別優遇輸入関税に関する2019年6月26日付Decree 57/2019/ND-CP (2019年から2022年を対象期間としたもの) ・ CPTTPの原産地ルールに関する2019年1月22日付Circular 03/2019/TT-BCT、など
官民連携 (PPP) 法 (Law No. 64/2020/QH14)	2021年1月1日施行。(詳細については第8章1. を参照のこと)

(注) 施行政令、省令は、緊急な場合などの例外を除き、発行日から45日後に発効する
(出所) JETRO ウェブサイト、各種資料より作成

- 輸出加工企業への優遇措置の扱い

これまで輸出加工企業 (EPE) が享受していた、輸出実績に連動した税制上の優遇措置は、WTO 加盟によって廃止されることになった。中でも、繊維・縫製の輸出企業に対する優遇措置は、2007 年度より即時撤廃となった。ただし、法人所得税法は 2008 年に改正された後、Law No. 32/2013/QH13 (2013 年 6 月 19 日付) 及び Law No. 71/2014/QH13 (2014 年 11 月 26 日) によって、再度改正されている。

- サービス分野の市場開放スケジュール

WTO 加盟の合意文書によると、各分野共通のコミットメントとして、次のような点が示されている (個別に指摘されている場合はそれに従う)。

- ✓ 外国投資企業は BCC (Business Cooperation Contract、事業協力契約)、合弁、100% 外資でベトナムに進出可能。
- ✓ 外国のサービス事業者の駐在員事務所をベトナムに設立することは認められるが、直接的に利益を得る事業を行うことはできない。
- ✓ 外国のサービス事業者はベトナム企業の株式を取得できるが、ベトナムの法律などで規定されない限り、その上限は定款に定められた資本の 30% までとされていたが、WTO 加盟から 1 年後、この規制は撤廃される。

図表 7-2 に、具体的な市場開放に関する状況を記載している。

図表 7-2 サービス分野の市場開放スケジュール例

分野 ^(注1)	内容
建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 加盟後ただちに外資 100%での現法設立可能。WTO 加盟から 2 年間は、外資 100%の企業はベトナムの外資系企業及び外資に資金提供されたプロジェクトにのみサービス提供可能。 ・ WTO 加盟から 3 年後に、支店展開 (branching) が可能になると約束されており、現在のところ、外国投資家による駐在員事務所・支店の設置に関する Decree 07/2016/ND-CP 第 3 条第 1 項及び商工省が公表している外国業者による支店設置が可能なサービスセクターのリストに建設業が含まれていることから、支店の設置は可能である。
流通業	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 加盟と同時に、流通事業 (distribution) を行う外資系企業は、輸入事業や国内生産品の代理店、卸売、小売事業が可能^(注2)。 ・ 代理店・卸売・小売サービス・フランチャイズの進出形態 2007 年末まで… ベトナム企業との合弁のみ、外資出資比率は 49%まで。 2008 年 1 月 1 日以降… 出資比率規制の撤廃 (49%以上の出資が可能に)。 2009 年 1 月 1 日以降… 外資 100%での進出が可能に。2009 年 1 月 1 日時点では、一部の規制品目について取扱いが制限されていたが、2010 年 1 月 1 日からは、外資系企業も、酒類 (ワインなど)、セメント、タイヤ、紙、鉄鋼、AV 機器などの取扱いが認められるようになった。 ・ 外資系企業が直営店を開設する場合、2 店舗目以降は ENT と呼ばれる出店規制に服する^(注3)。ただし、環太平洋戦略経済連携協定「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」(CPTTP) に基づき、CPTTP 発効から 5 年後には、ENT の規制が廃止されることが約束されている。
銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2007 年 4 月 1 日以降、外資 100%での現法設立が可能。 ・ WTO 加盟から 5 年間は、払込済み資本金の割合に応じて、外国銀行によるベトナム人のベトナムドンでの預金受入れ可能。2011 年 1 月 1 日より規制撤廃 (ただし、最低資本金規制などについて定めた 2014 年 11 月 20 日付けの Circular No. 36/2014/TT-NHNN dated 20 Nov 2014 (Circular No. 19/2017/TT-NHNN により改正) などは存在)。
証券	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 加盟と同時に、外資系証券会社は駐在員事務所及び合弁企業 (外資出資比率は 49%まで) の設立が可能。 ・ WTO 加盟から 5 年後に、外資 100%の現法設立が可能になると約束されており、現在のところ、証券法などに基づき外資 100%の現法設立が可能である。

分野 ^(注1)	内容
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 加盟後ただちに外資 100%の現法設立可能。 ・ 2007 年末まで、外資 100%の保険会社による法定保険事業（自動車損害賠償責任保険、建設に係る保険、石油ガスプロジェクトに係る保険など）の取扱いは認められない。 ・ WTO 加盟から 5 年後に、外資系保険会社による損害保険の取扱いが可能になると約束されており、現在のところ、保険業法の細則を定めた Decree 73/2016/ND-CP（Decree 151/2018/ND-CP により改正）により、外国損害保険会社による支店設置も認められている。
医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO 加盟と同時に外資 100%の病院設立が可能。ただし、病院事業における最低資本金額の規制がある（病院は 2,000 万ドル、外来患者診療は 200 万ドル、専門科は 20 万ドル）。

(注 1) WTO 加盟の合意文書には、上記分野のほか、実務サービス（法的サービス・会計・監査など）、通信、教育、観光・旅行、娯楽・文化・スポーツ、環境、運輸などの分野について、市場開放スケジュールが示されている。

(注 2) 次の商品については、WTO 加盟後 3 年以内に順次対象に含めていく：セメント、タイヤ、紙、トラックター、二輪・四輪車、鉄鋼、音響機器、ワイン、肥料など。(ただし、一定品目を除く)。2010 年 1 月 1 日以降…酒類（ワインなど）、セメント、タイヤ、紙。

(注 3) ENT（Economic Needs Test）が適用される場合、経済的な需要を測定した上で許可の付与が判断される（Decree 09/2018/ND-CP 23 条参照）。

(出所) ベトナムの WTO 加盟の作業部会の文書（Schedule CLX – Viet Nam、 Part II - Schedule of Specific Commitments in Services、 List of Article II MFN Exemptions、 2006 年 10 月）及び各種資料により作成

多数のサービス分野で市場開放スケジュールが示されたことは評価できるが、その一方で、市場開放が一度後退した分野も見受けられる。その一つが運輸部門である。例えば、WTO 加盟以前には外資 100%で進出可能であった倉庫業の場合、WTO 加盟時は合弁での進出が認められ（外資の出資比率は 51%まで）、加盟から 7 年後にこの規制は撤廃されることになっていた（運輸業については、2007 年 9 月 5 日付 Decree No.140/2007/ND-CP に参入条件が規定されていた）。現在、Decree No.140/2007/ND-CP は Decree No.163/2017/ND-CP によって置き換えられ、倉庫業について外資規制は撤廃されている。

ひとくちメモ 3: ベトナムの個人情報保護法

ベトナムには、日本の個人情報保護法やEUのGDPR（一般データ保護規則）のような個人情報保護法令は存在せず、サイバーセキュリティ法の個別の法令がそれぞれ個人情報やプライバシーの保護に関する規定を定めている。2019年12月にベトナム初めての包括的な個人情報保護法令となる個人情報保護に関する政令の概要が公表され、2021年2月にその詳細を示した草案が公安省からパブリックコメントを募集するために公表された。この草案が発表された時点では、2021年12月の施行を予定していたが、現時点（2022年10月）においてもまだ施行はされていない。というのも、当該草案は非常に問題が多い内容であったことから、国内外問わず多数の改善要望が出されたこともあり、改訂に時間を要しているようである。

草案は、EUのGDPRを参考に、個人情報の処理に本人の同意などの適法性の根拠を必要とし、一定のセンシティブ個人データについて厳格な規制を提供するなどといった規定が定められていた。加えて、ベトナム独自の当局の監視が強い規制を取り入れたため、国内外の企業への影響が大きいものとなった。大きな問題点としては、個人データを域外移転する場合にベトナム当局への事前承認及びコピーデータの国内保存が必要になるなどの当局主導の規制内容が定められたことである。「個人データを域外移転する場合にベトナム当局への事前承認が必要」という観点では、例えば航空会社において、常に乗客の個人情報を域外移転が発生し、直前予約なども想定される中で、当局から事前承認を得るのはほぼ不可能である。また、「コピーデータの国内保存が必要になる」という観点においては、外国からベトナムのサービス利用者にオンラインサービスを提供するような外国事業者、例えばAmazonは、対象データをベトナム国内に保存するために、ベトナムに子会社・支店、もしくは駐在員事務所を開設する必要が出てくる。

2. 主要外資関連法規**(1) 投資法・企業法****① 新法の目的と変更点**

ベトナムに進出する外資系企業から見て最も重要な法律は、投資法（Law on Investment）と企業法（Law on Enterprises）である。

ベトナム政府は、2014年の国会で、投資法と企業法を大改正し、両改正法とも2015年7月1日より施行されている。これらの大改正により、①国会で定めた投資法のみが、禁止分野や条件付投資分野を設定でき、政省令や地方の規則などで追加的な制限を設定することが禁止されたほか、②株式会社の株主総会において、65%ではなく51%という普通決議要件が認められるようになった。その後、新投資法（61/2020/QH14）が2020年6月に制定され、2021年1月1日から施行された。主な変更点を以下に挙げたが、外国投資企業の実務にとってはそれほど重要ではなく、新投資法と同時に改正された新企業法の方が、実務的に影響が大きいと考えられている。

条件付投資分野の変更：

新投資法別表第4は、投資をする際に一定の条件を満たす必要がある分野（条件付投資分野）のリストを定めている。旧法にて条件付き投資分野の対象となっていた、フランチャイズや物流などがリストから除外され、データセンター事業、電子認証や出版物輸入などがリストに追加されるなどの若干の変更が加えられた。

なお、詳細な条件付投資分野については、施行政令（Decree No.31/2021/ND-CP）にて定められている。

外資を有する企業の定義：

旧法は、外資に対する投資条件が適用されるか否かの判断基準として、外国企業などが「51%以上」の定款資本を有するののかという基準を適用していたが、新投資法では、「51%」から「50%超」へと変更された。

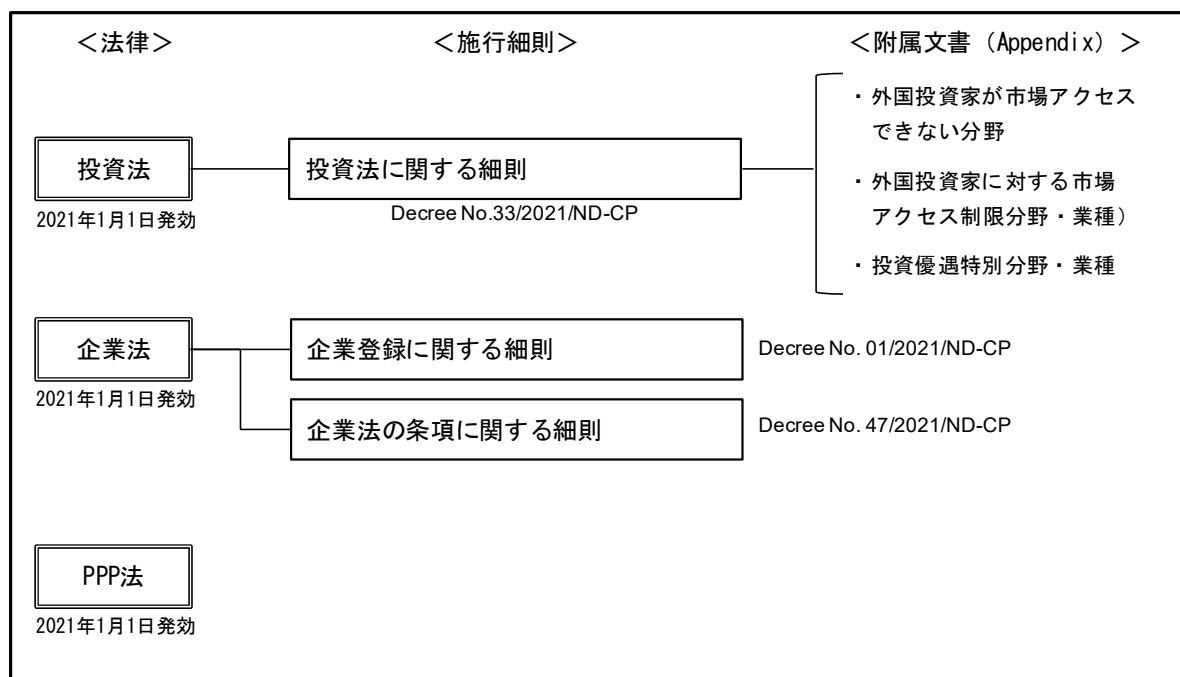
外国投資家による増資引き受け及び出資持分購入の登録手続の変更：

外国投資家が設立済のベトナム企業の増資引受または出資持分購入を行う場合において、投資法に基づく登録手続が要求される条件が新投資法第26条によって若干改正された。具体的には、対象取引により外資比率が増加しない場合には、原則として投資法に基づく登録手続が不要とされた。

② 投資法・企業法の施行細則のポイント

ベトナムでは、法律が制定された後、その具体的な運用規則を定めた施行細則が発表される。新しい投資法・企業法下における施行規則の主なポイントとしては次のようなものがある。

図表 7-3 投資に関する新しい法体系



(出所) 過年度資料より作成

投資法の施行細則

投資に関する細則：

Decree No.33/2021/ND-CP は、経営投資条件・外国投資家に対する市場アクセスの分野・業種及び条件、経営投資の確保、投資優遇・支援、投資手続、外国への投資活動、投資促進、ベトナムにおける経営投資活動及び外国への投資活動に対する国家管理に関する投資法の条項を詳細に規定している。

企業法の施行細則

企業登録に関する細則：

Decree 01/2021/ND-CP は、企業登記、経営世帯の登記の書類、手順、手続に関する詳細を規定し、経営登記機関及び企業登記、経営世帯の登記についての国家管理に関して規定する。

企業法の条項に関する細則：

Decree 47/2021/ND-CP は、社会企業、国営企業、会社グループ、国防・保安企業および国営企業の情報開示に関する条項の詳細を規定している。

(2) その他の関連法規

投資法、企業法のほかに、ベトナムに進出する企業に関係する主な法律として、以下のものがある。

① 税法

ベトナムに進出した外資系企業は、ベトナムの企業と同様に、関連税法により、法人所得税、付加価値税、特別消費税などが課税される。ただし、政策的な配慮から、外資系企業には法人所得税や付加価値税などの各種の減免措置が設けられている。税法についての詳細は、「第 12 章 税制」を参照のこと。

② 輸出入関税法

ベトナムに進出した外資系企業は、外国から機械設備や部品・原材料などを輸入する場合には、輸出入関税法（Law No.107/2016/QH13）の規定に従って輸入関税が課税される。ただし、ベトナムとの間で最恵国待遇の関係を結んでいる通商国からの輸入物品には、国内の関税法令により個別に優遇税率が規定される。また、ベトナムとの間で特別優遇輸入関税に関する協定を締結する国・地域からの輸入品には特別優遇税率が適用される。なお、輸出加工区内の企業には輸入関税や輸入時の付加価値税は課税されない。輸出入関税については、「第 12 章 税制」を参照のこと。

③ 労働法

ベトナム労働法は、2019年11月に改正され、新労働法（Labor Code、Law 45/2019/QH14）は、2021年1月1日から施行されている。ベトナム労働法はおおまかに、労働法、労働組合法、社会保険法、健康保険法などの各法律から構成されている。また、各法律の下位規則として多くの政令（Decree）、省令（Circular）などが発布されている。

ベトナムに進出した外資系企業は、ベトナム人を雇用するにあたり、労働法に規定されている労働契約、労働条件、社会保険、労働組合活動、労働紛争処理などに関するルールに従わなければならない。また、外国人の雇用に関しては、2016年2月3日付の施行細則 Decree No.11/2016/ND-CP（Decree No.140/2018/ND-CPにより改正）に労働許可証の発給要件や労働許可証不要のケースなどが規定されている。更に、賃金については2013年5月14日付で公表された Decree No.49/2013/ND-CP（Decree No.121/2018/ND-CPにより改正）に規定されている。労働事情に関しては、「第19章 労働事情」を参照のこと。

④ 土地法

旧土地法（Law No.13/2003/QH11）が改正され、2014年7月1日から新たな土地法（Land Law、Law No.45/2013/QH13）が施行されている。

ベトナムでは、土地は全人民の所有に属するものとされ、土地法により国家が全人民の代理として土地を管理する権限を有している。したがって、ベトナムに進出しようとする外資系企業は、原則として、国家より土地のリースを受け土地リース料を払う、工業団地のデベロッパーなどからサブリースを受ける、あるいは、国家より土地のリースを受けている現地パートナーから合弁会社へ土地使用权を現物出資の形態で供与してもらうことになる。用地取得に関しては、「第13章 用地取得」を参照のこと。

第8章 投資形態

1. ベトナムへの進出・投資形態

投資法 61/2020/QH14 に基づき、外国投資家は、次の形態で投資活動を行うことができる。

図表 8-1 ベトナムへの投資形態

進出・投資形態	内容
1. 新規設立(100%または合弁)	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家が全額出資、またはベトナム企業・個人との合弁で会社を設立する投資形態 単独でも複数の外国投資家による投資でも可能
2. 出資または株式、持分の購入による投資	<ul style="list-style-type: none"> 投資法、証券法、その他の関連法の規定に従う 公開企業に対する外国投資家の出資比率は、出資可能な比率が具体的に規定されている投資分野についてはこれに従い、外国投資家に適用される条件があるものの出資割合について特段の定めがない投資分野については最大 49%に限定されている。その他の場合には、100%独資(外資)が認められている
3. 投資プロジェクトの実施による投資	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトごとに建設許可を受けて施主との契約により事業を行う建設据付工事契約、特許・ノウハウを供与したいかを得る技術移転契約などがある
4. 事業協力契約 (BCC : Business Co-operation Contract)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム企業と外国投資家または外国投資家同士が、法人格を有する会社を設立せず、契約関係において利益や資本負債の共有を図る投資形態 短期間で実施する事業や政府が規制している通信事業などの特定事業への投資、石油や他の天然資源の試掘、探査、採掘などの共同事業を行う際に用いられる
5. 官民パートナーシップ契約 (PPP : Public Private Partnership)	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家とベトナム政機関との間で締結される。インフラ施設の建設、ベトナム政府に移転する時期、運営方法により契約形態が異なる 一定の場合を除き、外国投資家は、プロジェクト実施のための会社を設立する 道路、港湾、空港、鉄道、橋梁、水道、電力などのインフラの整備、改善、拡張、管理、運営及びサービス提供に関する事業を行う際に用いられる

(出所) 投資法第4章第1部より作成

旧外国投資法の下では 100%外資企業、合弁事業と事業協力契約のみが規定されていたが、2005 年成立の旧共通投資法では外国投資家による投資形態が多様化した。また、2014 年成立、2015 年 7 月 1 日施行された旧投資法において、図表 8-1 の①新規設立と②既存の経済組織への投資とで手続を分けて規定し、前者の方法による投資について、投資登録証明書の取得を必要としている。他方、後者の方法による投資については、投資登録証明書の取得は不要であるが、投資対象の会社が外国投資家に適用される条件付投資分野での事業活動を行う場合や、外国投資家及び外資企業が定款資本の 51%を保有する場合は、出資または取得に係る登録の手続を行う必要がある。

さらに、2021年1月1日に施行された現行投資法においては、同様の手続が定められているが、①新規設立のケースにおいて、中小企業支援に関する法令の規定に従った創造的スタートアップ中小企業および創造的スタートアップ投資基金の設立の場合については、その設立にあたり、投資登録証明書を取得することなく設立手続を行うことができることと加えられた。

PPP 契約による投資については、2014年投資法の適用対象であったが、2020年投資法61/2020/QH14の適用対象からは除外され、2020年6月18日付PPP法64/2020/QH14(2021年1月1日施行)に基づいて実施されている。

PPP 事業に関する規定が法律に格上げされたことで、事業の推進過程における一貫性や継続性の確保が期待されている。

PPP 法では、対象分野を(1)交通運輸、(2)発電所・送電線(水力発電及び電力法による国の独占案件を除く)、(3)灌漑、上下水道、排水・廃棄物処理、(4)医療、教育・訓練、(5)情報通信インフラに限定した。また、旧投資法に規定されていたBT(Build-Transfer/建設・譲渡)方式はPPP法において削除され、BT方式の新規事業は中止となる。計画投資省入札管理局によると、特定の分野に国家の資本を集中させる狙いがあるとの変更だと思われる。

PPP 事業として認められる投資額は2,000億ドン以上であり(医療、教育または社会的・経済的に困難あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域のプロジェクトは1,000億ドン以上)、国の参加比率は投資総額の50%までと定められている。

PPP 法にて認められている契約形態の概要は以下の通り。

図表 8-2 PPP 契約の概要

契約形態	内容
BOT契約	政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を一定期間運営し、期間満了後は政府機関に譲渡する。
BTO契約	政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は政府機関に当該インフラ施設を譲渡し、一定期間運営する権利を取得する。
B00契約	政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を所有し、一定期間運営する権利を取得する。
BTL契約	政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を政府機関に譲渡し、それを一定期間運営するサービスを提供する権利を取得する。政府機関は投資家のサービスを利用し、投資家のサービスに対する支払を行う。
BLT契約	政府機関と投資家がインフラ施設建設のために締結する契約。建設完了後、投資家は当該インフラ施設を一定期間運営するサービスを提供する権利を取得する。政府機関は投資家のサービスを利用し、投資家のサービスに対する支払を行う。期間終了時は、当該インフラ施設は政府機関に譲渡される。
O&M契約	政府機関と投資家が、インフラ施設を一定期間運営するために締結する契約。

(出所) PPP 法より作成

支店・駐在員事務所開設による進出は、商法の規定に従う（管轄官庁は商工省）。ベトナムにおける外国商人の駐在員事務所及び支店の設立条件や手続、活動内容などについては商法の細則を定める政令 07 号（Decree No. 07/2016/ND-CP）で規定されている²。主な留意点は次の通り。

- ・ 駐在員事務所の業務は、本社との連絡業務、市場調査、外国投資家の投資経営の機会の促進に限定されている。
- ・ 駐在員事務所の活動期間は 5 年とされているが、延長も可能。設立を申請する際、企業はその時点で、本国で最低 1 年以上の活動実績が必要である。
- ・ 支店に関しても、活動期間を 5 年間に制限。本国における活動実績は 5 年以上必要である。
- ・ 特殊商業分野（銀行、金融、法律サービス、文化、教育、観光など）で事業を行う外国企業は、駐在員事務所・支店設立に関して他の法律に規定される場合、当該規定にも従う。
- ・ 駐在員事務所所長と現地法人の法的代表者や支店長の兼務は不可である。

² 政令 07 号の発効前に設立許可証を発行された駐在員事務所は、その設立許可証の期間が満了するまで引き続き活動することが認められている。

第9章 主要投資インセンティブ

1. 投資インセンティブの法的枠組み

投資のための優遇措置は、2021年1月1日より施行されている投資法 61/2020/QH14 の第 16 条で定められている。投資法 61/2020/QH14 の施行に伴い、旧投資法 67/2014/QH13（その後の改正を含む）は失効された。

投資法上の投資優遇措置の内容としては、投資法 61/2020/QH14 の第 15 条に記載されており、以下の種類がある。

- (i) 法人所得税法の軽減税率（後述 2.）
- (ii) 固定資産となる商品、原材料及び投資プロジェクトの実行に必要な物資の輸入に対する関税の免除（後述 3.）
- (iii) 土地賃料、土地使用料及び土地使用税の減免
- (iv) 課税所得の計算における、加速償却法の採用、及び損金として算入できる費用の増加

これらの投資優遇措置は、投資登録証明書の発給を受けるプロジェクトの場合、投資登録証明書上に投資優遇措置の内容、適用される根拠及び条件が記載される。

投資プロジェクトが上記の優遇措置を受けるためには、当該プロジェクトが、新規または規模拡大を伴うプロジェクトであり、以下のいずれかの条件を満たすものでなければならない。なお、投資優遇産業及び投資優遇地域に関する詳細は、2021年3月26日付で発行された政令 31/2021/ND-CP の附属書 I に記載されている。

- (a) 以下に列挙したものを含む「投資優遇産業及び取引」に該当する投資プロジェクト
 - ハイテク産業、ハイテク及び研究・開発に資する製品
 - 新素材、新エネルギー、クリーンエネルギーまたは再生可能エネルギー、30%またはそれ以上の付加価値のある製品かつ省エネルギー製品
 - 電気製品、重要素材製品、農業機械、自動車及び自動車部品の製造、並びに造船
 - 優先的に発展させる裾野産業製品リスト（裾野産業の発展に関する政令 111/2015/ND-CP）に属する製品の製造
 - 情報技術、ソフトウェア及びデジタルコンテンツを含む製品の製造
 - 農業、水産業及び水産養殖業における育種、養殖及び加工、緑地化及び森林の保全、製塩、漁業及びその流通、動植物の種並びにバイオテクノロジーの生産
 - インフラストラクチャー構造物の開発及び運営、管理に関する投資、及び各都市における公共旅客運送手段の開発
 - 幼児教育、普通教育、職業教育、大学教育

- 診察、治療、医薬品、医薬品の原料、保管薬の生産、各種新薬を生産するための製剤技術、バイオテクノロジーに関する科学研究、及び医療設備の生産
 - 障害者または専門家のための訓練、体操、体育競技施設の投資、及び文化遺産の保護及び活用
 - 枯葉剤の患者治療センター、老人ホーム、メンタルケアセンター、及び高齢者、障害者、孤児、身寄りのない放浪児の養護センター
 - 人民信用基金、マイクロファイナンス機関
 - バリューチェーンまたは産業クラスターを創出し、あるいはそれらに参加するための、物品の生産または役務の供給
- (b) 以下の「投資優遇地域」で行われる投資プロジェクト
- 厳しい社会経済状況に置かれている地域及び特に厳しい社会経済状況に置かれている地域
 - 工業団地、輸出加工区、ハイテク地域及び経済地域
- (c) 6兆ベトナムドン以上の規模であって、投資登録証明書の発行日または投資政策の決定日から3年間、最低でも6兆ベトナムドンが投資されており、かつ収益を得るようになった年から遅くとも3年後に少なくとも毎年10兆ドンの総収益があること、または3,000人を超える労働者を使用しているプロジェクト
- (d) 農村地域で行われて、500人以上の従業員を雇用しているプロジェクト、及び障がい者に関する法令の規定に従った障がい者雇用をする投資プロジェクト
- (e) ハイテク企業または科学もしくは技術企業が実施するプロジェクト
- (f) 創造的スタートアップ投資プロジェクト、創造的刷新センター、研究開発センターに関するプロジェクト
- (g) 中小企業の物品流通チェーンへの経営投資、中小企業支援技術施設または中小企業育成施設への経営投資、及び、創造的スタートアップ中小企業のための共通作業エリアへの経営投資に関するプロジェクト。ただし、上記の(b)、(c)及び(d)に該当する投資優遇措置は、鉱物の掘削及び自動車製造以外で特別消費税の対象となる商品の製造または役務の提供には適用されない

なお、投資インセンティブの問題としてよくあるのが、政府は新規・拡張プロジェクト開始当初はインセンティブを付与するものの、7~8年後に書類の不備など何らかの理由をつけてインセンティブを否定し、後から遡って課税するケースである。こうしたケースは特に地方において見られる。この問題に関しては、日越共同イニシアティブを通して、投資法の問題点を提示するとともに、事前確認（バインディング）を出してくれるように制度的改善の要求を出している。

2. 法人所得税に関する投資優遇措置

通常の企業活動に課される税率は原則 20%である。石油、ガス、天然資源の開発分野の企業に対する税率は事業内容に応じて 32%から 50%である。

上記の税率に対して、優遇税率の適用及び法人所得税の減免などの優遇措置がある。優遇措置の概要は、図表 9-1 に記載の通りである。

図表 9-1 投資優遇措置の概要

投資プロジェクトの内容	優遇措置
特に厳しい社会経済状況に置かれている地域での投資プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（15年間） ● 法人所得税の免除：4年間、50%の減税：9年間
研究開発、技術開発、ハイテク法に基づくハイテク、特に重要なインフラ、ソフトウェア開発、複合材料、軽量建築材・希少な原料・再生可能エネルギー・クリーンエネルギー・廃棄物破壊から生じるエネルギーの生産及びバイオ技術・環境保護技術の開発に関する事業	
ハイテク法に従ったハイテク技術を用いた農業	
ライセンス発行後 3 年以内に投資資本 6 兆ドン払込が完了し、売上発生後 4 年以内に年間売上高 10 兆ドン以上に達する事業や製造業プロジェクト	
ライセンス発行後 3 年以内に投資資本 6 兆ドン払込が完了し、売上発生後 4 年以内に年平均 3,000 人以上の雇用を生む製造業プロジェクト	
投資資本が最低 12 兆ドンで、最新テクノロジーを使用し、投資許可を得た日から 5 年間以内に当該投資資本を拠出する、大規模製造業プロジェクト	
裾野産業製品に該当する製造業の投資プロジェクト	
教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野、司法鑑定法の社会的事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（全期間） ● 法人所得税の免除：4年間、50%の減税：9年間
公共住宅を販売、賃貸する事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：10%（全期間）
報道法に従った新聞販売業、出版法に従った出版事業	
植林保護事業、社会的・経済的に困難な地域以外で林業、農業を行う企業	
社会的・経済的に困難な地域あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域以外の地域における農業、林業、漁業、製塩業の共同組合	
社会的・経済的に困難な地域あるいは社会的・経済的に特別に困難な地域以外の地域において、農業または水産業の分野における栽培・畜産・加工を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：15%（全期間）
困難な社会経済状況に置かれている地域でのプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：17%（10年間） ● 2年間の法人所得税の免除及び4年間の50%の減免
高品質鉄鋼、省エネルギー製品、農業用機械及び備品、林業、漁業、製塩業、灌漑と排水設備の建設、畜産業、水産物養殖業及び伝統産業の発展に資するプロジェクト	
人民信用基金、共同組合銀行、マイクロファイナンス機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 優遇税率：17%（全期間）

(出所) KPMG ベトナム投資ガイド 2022 より作成

3. 輸入関税に関する投資優遇措置

下記の条件により、一部の固定資産及び物品に対する輸入関税の免除が認められている。

- 輸出加工企業（EPE）において、製品生産のために輸入する設備や材料は免除となる
- EPEに限らず、輸出生産のために輸入する部品、原材料は免税となる
- 「特別奨励投資業種」または「社会的・経済的に特別困難な地域」に該当する投資案件で、ベトナム国内で生産できない部品・原材料を輸入する際は、生産開始時より5年間輸入関税が免除となる
- 優遇対象となる投資案件のために輸入する固定資産設備、生産専用交通設備、ベトナム国内で生産できない建設資材は免税となる
- ソフトウェア開発、IT製品生産のために輸入する、ベトナムで生産できない部品、原材料は免税となる

4. その他の投資インセンティブ

投資法上、投資優遇措置以外に、以下の①から⑦の種類の投資支援が定められている。

- ① 技術的インフラ施設、社会的インフラ施設システムの開発支援
- ② 人材の育成・開発支援
- ③ 金融支援
- ④ 生産、経営用地へのアクセス支援、生産施設の都市部、市内からの移転支援
- ⑤ 科学技術、技術移転支援
- ⑥ 市場開発、情報提供支援
- ⑦ 研究、開発支援

また、上述の支援の他、国会は、特に重要な分野や経済特区での投資に対し、上記以外の投資支援及び優遇措置を行う旨の決定をすることができる。加えて、2018年7月1日から施行された公的債務管理法の下で、首相または国会により承認されたプロジェクトについては、政府保証を受けられるようになった。同法によれば、政府保証を得るための要件は、以下の通りである。

- (a) 法律上の地位を有し、ベトナムにおいて適法に設立され、かつ、少なくとも3年間運営されていること。
- (b) 監督官庁により承認された国家政策の採用により生じた損失を除き、監査報告書に従って過去3年間連続して損失がないこと。
- (c) 政府保証の申請時に延滞債務がないこと。

- (d) 負債と株主資本の比率が、査定年度の最終年次財務諸表で3倍を超えないこと。
- (e) 保証額が、政府が承認した年間保証限度額内であること。
- (f) 投資法その他の関係法令に基づく投資手続を完了していること。
- (g) 財務省が評価し、内閣総理大臣の承認を受けた財政計画を有すること。
- (h) プロジェクトの投資総額に対するオーナーの投資比率が、少なくとも20%であること。
所有者の持分は、履行時期に支払われることになっていること。
- (i) 国内資本市場における国債保証付社債の発行については、上記の条件に加え、有価証券関連法及び関連する法律の規定に定める債券書類を保有すること。

第10章 外資規制業種

1. 条件付投資分野

条件付投資分野とは、投資活動を実施するには、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康を理由とする必要条件に適合しなければならない分野のことを言い（投資法第7条1項）、投資法の別表第4に該当分野が列挙されている。さらに、投資法の施行政令31号（31/2021/ND-CP）にて、条件付きで投資が認められる59分野を示し、その外資規制の内容について明示されている。この条件付投資分野の条件は、各法律、国会常務員命令、政令及び国際条約で規定され、省庁、人民評議会、人民委などの機関では規定できないとされている（投資法第7条3項）。

条件付投資分野のリストは旧法にも記載されていたが、旧法のリストは必ずしも網羅的ではなく、各業界に関連する別の法令において当該リストに存在しない外資規制が定められていることもあった。外国投資家の便宜を図るため、投資法第4条第3項但書が列挙する一部の例外を除いて、全ての外資規制対象の業種は投資法別表第4に網羅されるようになった（投資法第4条第2項）。また、条件付投資分野及び投資禁止分野以外の分野、並びにこれらの分野に属するものの具体的な外資規制内容が定められていない分野については、外資規制を受けず、内国投資と同様に市場アクセスが認められることが、明確に確認された（本施行細則第17条）。よって、今後は、外資規制の有無を検討する際には、投資法（及び今後の改正版）を確認すれば基本的に足りることになる。なお、条件付外国投資リストに適用される具体的な外資規制の内容は、施行政令31号第18条に従って、計画投資局のウェブサイト に公表されている。

以前であれば、国内法上、外資規制が具体的に定められていない分野においても、世界貿易機関（WTO）協定などで明示的に外資開放が定められていないものについては、ベトナム当局の裁量に基づいて外国投資プロジェクトの申請に実務上制限を課すことが散見されていた。今後は、そのような明確な根拠のない外資規制が適用されなくなることが期待される。

2. 投資禁止分野

ベトナム政府は、投資法の施行細則に当たる政令31号（31/2021/ND-CP）にて外国企業の投資を禁止する25分野を明示している。禁止分野リストが明示されたことで、リスト以外の分野では外国企業も地場企業と同条件になる。これにより、参入条件の予見が可能になり、投資誘致の拡大につながると期待されている。（図表10-1参照）。

図表 10-1 投資禁止分野

1	商業分野で国が独占的に扱う商品・サービスの取引	14	積み換え貨物
2	メディア活動及びあらゆる形態の情報収集	15	再輸出のための一時輸入
3	漁業	16	外国人投資家、外資系経済団体向けの商品リストにある商品の輸出、輸入、及び流通の権利の行使
4	公安調査	17	軍隊での公共財の収集、購入、取扱い
5	司法行政	18	軍隊と警察で使用する兵器弾薬、機器、資材、装備などの取引と、それらの製造に使用する特殊機器と技術
6	海外雇用契約に関する職業紹介	19	知的財産と工業財産の評価
7	墓地開発・墓地運営	20	領海・港湾の維持や運営、調査など
8	家庭ごみ収集	21	沿岸警備など
9	世論調査	22	各種輸送手段の検査や認証、輸送に使う車両や機器などの安全証明、海上での石油ガス探査や開発に関する検査や安全証明など
10	発破・破砕	23	天然森林の調査や開発など
11	武器・爆発物の製造・取引	24	農業・地方開発省の評価を受けていない家畜の遺伝子情報の調査や使用
12	中古船舶の輸入・解体	25	観光（海外旅行者向けを除く）
13	公共郵便		

(出所) 投資法施行政令 31 号 (31/2021/ND-CP)

第11章 許認可・進出手続

1. 概要

会社設立については、2021年1月1日付で施行されている新投資法（61/2020/QH14）で定められており、投資プロジェクト及び外資企業を設立するための手続や必要書類については同じく2021年1月1日より施行された新企業法（59/2020/QH14）で定められている。

ベトナムにおいて会社設立などの投資プロジェクトを実施する外国投資家は、各省の管轄当局が発行する当該プロジェクトに関する投資登録証明書（Investment Registration Certificate）を取得しなければならない（投資法 第36条第1項）。この投資登録証明書の取得後、外国投資家は、企業法に従って企業登録証明書（Enterprise Registration Certificate）を取得し会社を設立する流れとなる。投資登録証明書、企業登録証明書の説明は以下の通り。

投資登録証明書：

地方人民委員会の計画投資局または工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの管理委員会が発行する（投資登録証明書の取得手続・政府機関の窓口については、次項2を参照のこと）。投資登録証明書には、当該投資案件が享受できる優遇措置も記載される。

企業登録証明書：

企業登録証明書には、登録する企業の本店住所、法定代表人に関する情報、定款資本の額などが記載され、会社の登録証としての性質を有している。

ベトナムおけると外国投資案件は、一定の重要案件について、国会、政府首相または省級の人民委員会への事前申請・承認が必要とされている。それ以外の通常の案件については、各地の計画投資局または工業団地等の管理委員会へ申請し、投資登録証明書が発効される。企業登録証明書については省ごとの計画投資局事業登録部が発行し、企業登録証明書に記載される企業コードが税コードとなる。

外国投資企業の会社設立に係る留意事項は以下の通り。

投資期間：

- ・ 経済区外の投資プロジェクトの場合、原則として最長 50 年
- ・ 経済区および一定の条件を満たした経済区外の投資プロジェクトの場合、最長 70 年

最低定款資本：

- ・ 原則自由（ただし、一部の条件付投資分野については個別に規定あり。また、実務上会社運営に必要と認めうる金額を拠出しないと審査時に却下される可能性あり。）

定款資本金の払込：

- ・ 企業登録証明書の発行から 90 日以内の全額の払込が必要となる。

投資金額・定款資本金の変更：

- ・ 増資、譲渡、減資は、投資登録証明書及び企業登録証明書発行機関への申請・承認が必要である。

2. 投資登録証明書の取得

投資登録証明書の申請先・発行機関は、以下の図表の通りである。

図表 11-1 投資登録証明書の取得

プロジェクトの種類	申請先・発行機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区外のプロジェクト ・ 複数の省にまたがって実施されるプロジェクト ・ 工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの内外の双方に位置するプロジェクト ・ 管理組合が存在しない工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設を発展させるプロジェクト ・ 管理委員会が存在しない工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク内のプロジェクト 	省レベル人民委員会の計画投資局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委員会が存在する工業団地、輸出加工区、ハイテクパークのインフラ施設を発展させるプロジェクト ・ 管理委員会が存在する工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク内のプロジェクト 	工業団地、輸出加工区、ハイテクパークの管理委員会

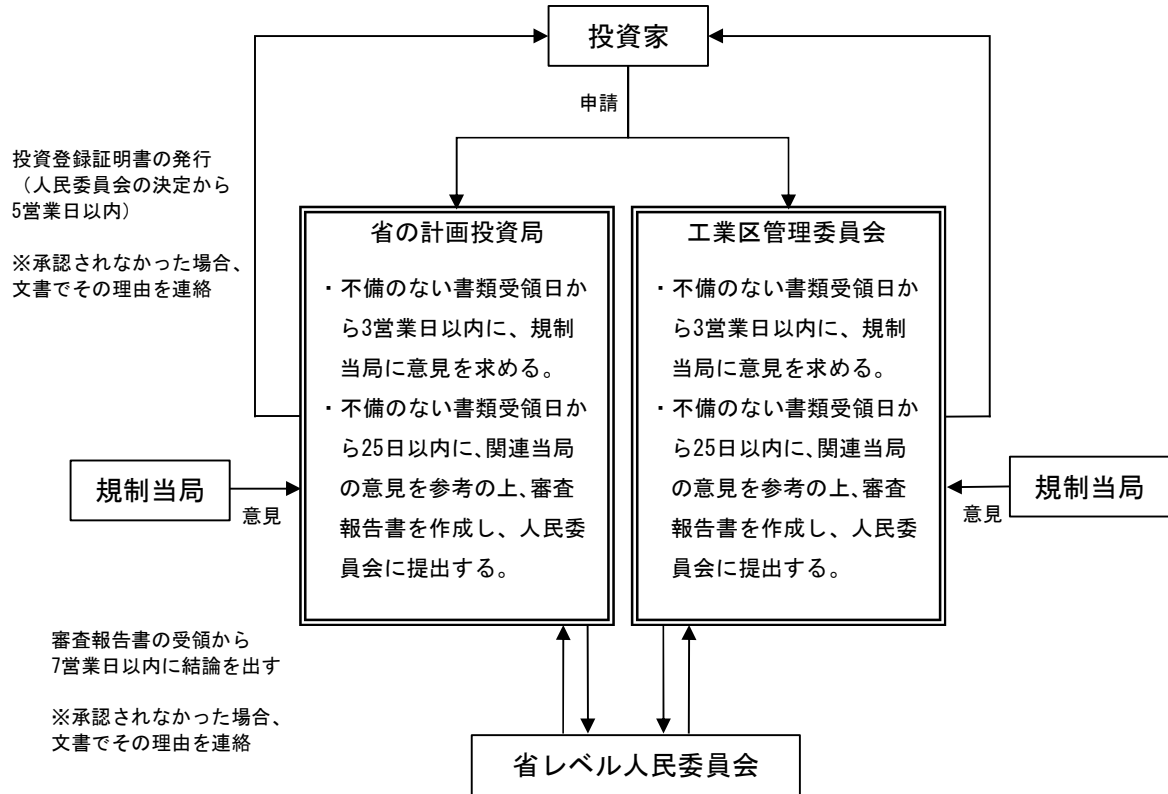
投資登録証明書取得手続は、投資額・投資分野によって、①各省の人民委員会による投資方針の承認を得る必要がある場合、②首相による投資方針の承認を得る必要がある場合、③国会による投資方針の承認を得る必要がある場合、そして④投資方針の承認を得る必要がない場合に分かれる。

投資方針の決定に際しては、計画投資省（MPI）及び投資登録証明書の発行機関は、各事業分野を所管する関連政府機関の意見を参考の上で、投資登録証明書を発行するか否かを決定する（政令 118 号第 25 条 1 項）。それぞれの手続と申請書類は、以下の通りである。

(1) 省レベルの人民委員会による投資方針の承認が必要となる場合

国会や首相の承認を必要とするプロジェクト並びに工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、経済区で実施されるプロジェクトを除き、競売手続を経ることなく土地使用权を得た土地を利用するプロジェクトや土地利用目的の変更を伴うプロジェクトなど投資法第 32 条に該当する場合は、図表 11-2 に示した手続で投資登録証明書を取得する。

図表 11-2 人民委員会投資承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 33 条より作成

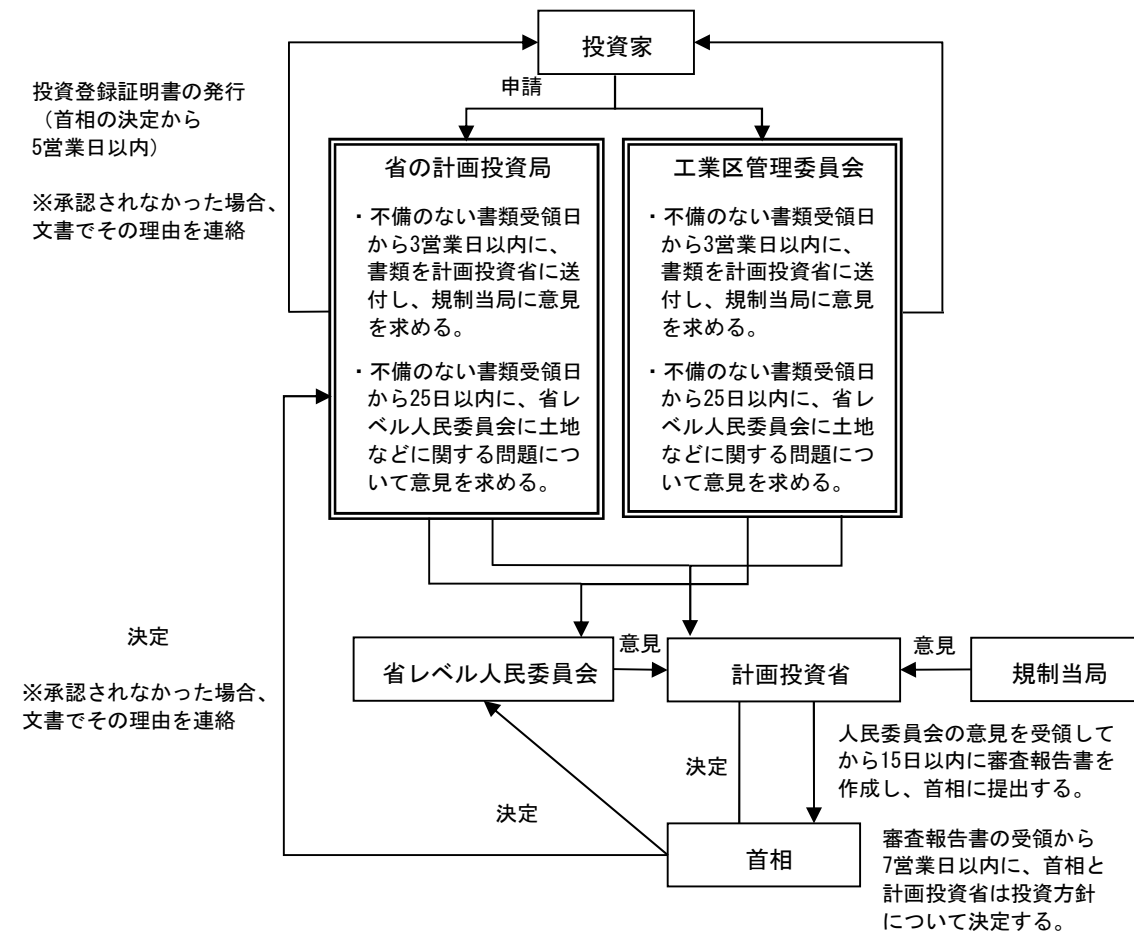
申請時に必要とされる書類は以下の通り (投資法第 33 条 1 項)。

- ①投資証明書の発行申請書
- ②投資家の法的地位を証明する書類 (登記簿謄本など)
- ③以下の内容を記載した投資提案書 :
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、
優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦事業協力契約 (Business Cooperation Contract、BCC) 書 (投資形態が BCC の場合)

(2) 首相による投資方針の承認を得る必要がある場合

大規模な住民移転を必要とするプロジェクト、空港、海港または工業団地の開発プロジェクトなど投資法第 31 条に該当する場合は、図表 11-3 に示した手続により投資登録証明書を取得する。

図表 11-3 首相による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 35 条より作成

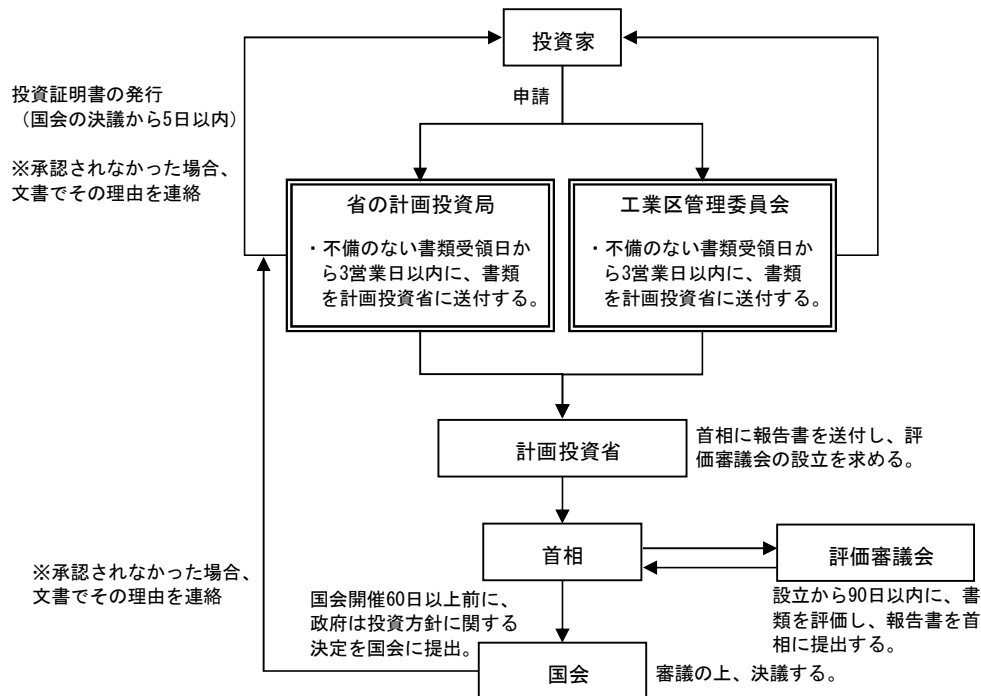
申請時に必要とされる書類は以下の通り (投資法第 35 条 1 項)。

- ①投資証明書の発行申請書
- ②投資家の法的地位を証明する書類 (登記簿謄本など)
- ③以下の内容を記載した投資提案書 :
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦事業協力契約 (BCC) 書 (投資形態が BCC の場合)
- ⑧土地区画整理、移転計画 (あれば)
- ⑨予備的な環境影響評価及び環境保全措置
- ⑩経済・社会的な影響評価

(3) 国会による投資方針の承認を得る必要がある場合

環境への重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトなど（例えば、原子力発電プロジェクト）投資法第 30 条に該当する場合は、図表 11-4 に示した手続により投資登録証明書を取得する（投資法第 34 条）。

図表 11-4 国会による投資方針の承認の取得と投資登録証明書の取得手続



(出所) 投資法第 34 条より作成

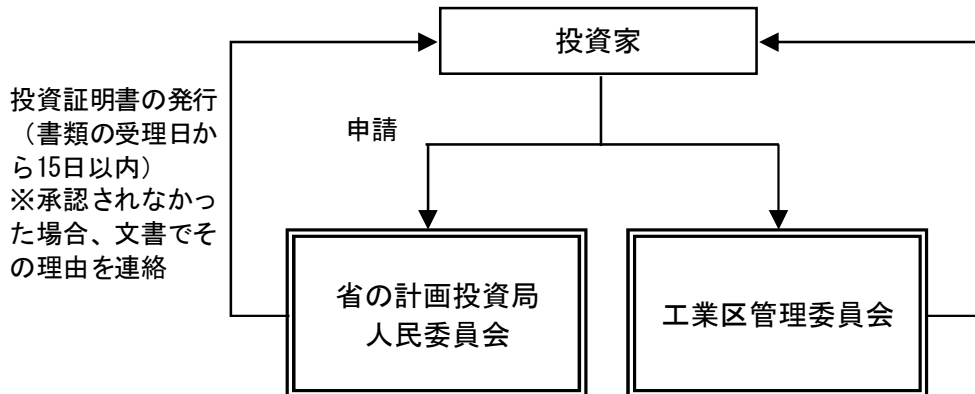
申請時に必要とされる書類は以下の通り（投資法第 34 条 1 項）。

- ①投資証明書の発行申請書
- ②投資家の法的地位を証明する書類（登記簿謄本など）
- ③以下の内容を記載した投資提案書：
投資家、投資目的、規模、投資資本、資本調達手段、立地、投資期間、労働需要、優遇措置の要望、社会経済影響評価
- ④投資家の直近 2 年分の財務報告書など
- ⑤土地使用に関する提案書/賃貸借契約書その他投資家の敷地利用権を証する書類
- ⑥一定の技術を使用する投資プロジェクトの場合は、係る技術の適用に関する説明書
- ⑦事業協力契約（BCC）書（投資形態が BCC の場合）
- ⑧土地区画整理、移転計画（あれば）
- ⑨予備的な環境影響評価及び環境保全措置
- ⑩社会経済影響評価
- ⑪特別の方針提案

(4) 投資承認を得る必要がない場合

投資家は、図表 11-5 に示した手順により投資登録証明書を取得する（投資法第 37 条）。申請時に必要とされる書類は先述(1)の場合と同じである（投資法第 37 条）。

図表 11-5 投資登録証明書の取得手順



(出所) 投資法第 37 条より作成

3. 企業登録証明書の取得

投資登録証明書の申請先・発行機関は、本店所在地の地方人民委員会計画投資局の事業登録部である。企業法第 21 条（Limited Liability Company の場合）及び第 22 条（Joint-stock Company の場合）によれば、一般的に必要とされる書類の一覧は次の通りである。

- ①企業登録証明書の発給申請書
- ②定款
- ③社員名簿（株式会社の場合は株主名簿）
- ④投資家（または設立株主）の現在事項全部証明書
- ⑤投資登録証明書の写し

4. 外資系企業の義務と保管すべき書類

企業法第 8 条は企業（外資系企業を含む）の義務を、同第 11 条は企業が保管すべき書類をそれぞれ図表 11-6、図表 11-7 のように定めている。

図表 11-6 企業の義務

1. 法令の規定に基づく条件付き経営投資分野、外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野の経営を行うときは、すべての経営投資条件に適合し、経営活動の過程においてそれら条件を全て維持する。
2. この法律の規定に従って、企業登記、企業登記内容変更登記、企業の設立及び活動、報告に関する情報の公開義務及びその他の義務を完全かつ遅滞なく履行する。
3. 企業登記書類及び各報告書で申告した情報の誠実性、正確性につき責任を負う。申告又は報告した情報が正確さを欠き、十分なものではないことを発見した場合は、その各情報を遅滞なく修正、補充しなければならない。
4. 法令の規定に従って、会計業務、納税及びその他の財政的義務を履行する。
5. 法令の規定に従って、労働者の合法的、正当な権利、利益を保護する。企業における労働者の名誉、人格の差別的対応、毀損をしない。労働虐待、労働強制、法令に反した未成年者の使用をしない。労働者が学歴、職業技術の向上に参加するために有利な条件を支援、創設する。法令の規定に従って労働者に対する社会保険、失業保険、医療保険及びその他の保険制度の政策を実施する。
6. 法令の規定に従ったその他の義務を履行する。

(出所) 企業法第 8 条より作成

図表 11-7 企業が保管すべき書類

- ・ 企業の定款、内部管理規則、社員登録簿または株主登録簿
- ・ 工業所有権保護証明書、製品品質登録証明書、その他の許可証及び証明書
- ・ 企業の財産所有権確認資料及び文書
- ・ 社員総会議事録、株主総会議事録、取締役会議事録、企業による各種決定書
- ・ 証券発行目録見書・監査役会の報告書、検査機関や会計監査組織のレポート
- ・ 会計帳簿、証票及び年次財務報告書

(出所) 企業法第 11 条第 1 項より作成

5. 支店・駐在員事務所の設立の許可申請手続

支店・駐在員事務所の設立は、改正商法の施行細則である 2016 年 1 月 25 日付政令 07 号 (Decree No. 07/2016/ND-CP) で定められている。

同施行細則によれば、駐在員事務所の設立許可に関する権限は、工業団地などの管理委員会、それ以外の場合は事務所候補地の商工局 (Provincial/ Municipal Trade Services) が有し、支店の設立許可に関する権限は商工省が有している (政令 07 号第 5 条)。なお、特定の商業分野 (銀行、金融、法律サービス、文化、教育、観光など) については、関連する中央あるいは地方の政府機関が設立許可証を発行する (例: 保険事業の管轄は財務省)。必要書類については図表 11-8 を参照のこと。

図表 11-8 支店・駐在員事務所の設立許可証申請書類

	支店	駐在員事務所
管轄	商工省	各省の商業局、商業観光局
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省に定められた用紙どおりの支店設立のための申請書類 ・ 外国商人の事業登録証明書またはこれに類する書類の写し ・ 支店長に対する任命書 ・ 最新財政年度における外国商人の存在と営業活動の状況を証明できる会計監査済みの財務諸表、税金債務の支払証明書またはこれらの同等書類の写し ・ 支店の定款の写し ・ 支店長のパスポートの写し ・ 支店の設立予定地に係る仮賃貸借契約の写しなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工省に定められた様式に従った駐在員事務所設立のための申請書類 ・ 外国商人の事業登録証明書またはこれに類する書類の写し ・ 駐在員事務所の長に対する任命書 ・ 最新財政年度における外国商人の存在と営業活動の状況を証明できる会計監査済みの財務諸表、税金債務の支払証明書またはこれらの同等書類の写し ・ 駐在員事務所の長のパスポートの写し ・ 駐在員事務所の設立予定地に関する仮賃貸借契約書の写しなど

(出所) 政令 07 号第 10 条 1 項、第 12 条 1 項より作成

6. 外国契約者として事業を行う際の許可申請手続

外国契約者とは、ベトナム国内で事業を行っている外国人または外国法人のうち、計画投資省(MPI) または管轄当局による外国投資許可を受けず法人格を有さない事業体、またベトナム国内で所得が発生する外国人または外国法人を指す。例えば、ベトナム企業と「建設据付工事契約」、「技術移転契約」、「加工・委託生産契約」、「代理店・販売店契約」などの契約を締結して事業を行う外国人または外国法人が該当する。

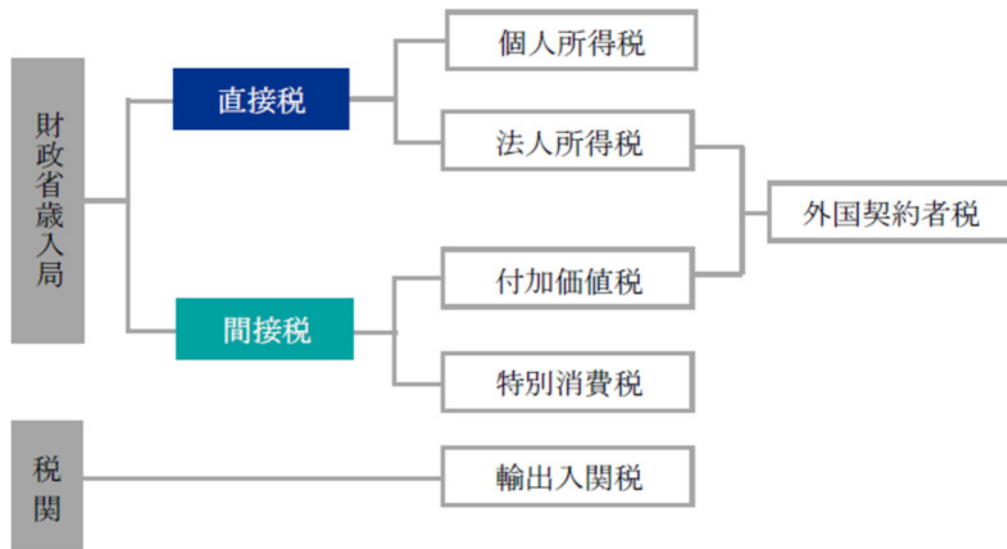
外国契約者は事業実施にあたり、それぞれの管轄官庁から許可を受ける必要がある他、外国契約者に係る個別の規定に従うことになる。例えば、建設業は、下記の法令にも従う必要がある。

- 政令 59 号 (Decree No. 59/2015/ND-CP) : 建設法に従い、建設プロジェクトマネジメントの細則を定めるもの。外国契約者に対する営業許可、営業許可の必要条件や必要書類、外国契約者の権利や義務などを規定している。
- 政令 63 号 (Decree No. 63/2014/ND-CP) : 外国契約者の選定に関する入札法の規定の施行細則を定めるもの。

第12章 税制

ベトナムの主な税制は、以下に示すように個人所得税、法人所得税（以下、法人税）、外国契約者税、付加価値税（Value Added Tax：VAT）がある。

図表 12-1 ベトナムの主な税制



（出所）KPMG ベトナム投資ガイド 2022

上記のほかには、資本譲渡税、天然資源開発税、非農業用地使用税、環境保護税などが存在する。

税法令は、法律(Law)の他、首相府が発行する政令(Decree)、管轄省庁が発行する通達(Circular)、決定、通達(ガイドライン)によって細目が規定され、税制度に関する規定が網羅されている。不明確な内容や実務と乖離している内容については、新規定の発行により少しずつ改正されている。

図表 12-2 法令の構造

名称	発行主体	内容
Law	National Assembly	税金に関する基本法規
Decree	Government	税法の詳細規定
Circular	Each Ministry	実務指針
Decision	Prime Minister/Minister	Circularの詳細規定または上位規定に関する特別な取扱い
Official Letter	Administrative Office	特定の実務に関する取扱い

（出所）KPMG ベトナム投資ガイド 2022

現時点で、発効されている主な税法令は以下の通りである。

図表 12-3 発効されている税法令の全体像

個人所得税	法人税	VAT
<ul style="list-style-type: none"> • Law on Personal Income Tax (2013年7月より改正法施行) • Decree 65/2013 • Circular111/2013 	<ul style="list-style-type: none"> • Law on Corporate Income Tax (2014年1月より改正法施行) • Decree218/2013 • Decree132/2020 • Circular78/2014 • Circular48/2018 • Circular41/2017 	<ul style="list-style-type: none"> • Law on Value Added Tax (2014年1月より改正法施行) • Decree209/2013 • Circular219/2013 • Circular39/2014
外国契約者税		
<ul style="list-style-type: none"> • Circular103/2014 		
租税行政法		
<ul style="list-style-type: none"> • Law on Tax Administration (38/2019/QH14) • Decree126/2020 • Circular156/2013 • Circular205/2013 等 		
その他(上記の法規全般に関わる規定)		
Decree92/2013, Circular141/2013, Circular119/2014, Decree91/2014, Circular151/2014, Law71/2014/QH13, Decree 12 /2015, Circular92/2015, Circular96 /2015, Circular26/2015 , Law106/2016/QH13, Decree100/2016, Circular130/2016, Circular173/2016, Circular37/2017, Circular95/2016, Decree119/2018, Decree82/2018, Circular42/2019, Decree57/2019, Circular18/2019 等		

(出所) KPMG ベトナム投資ガイド 2022

1. 法人所得税

2022年10月時点の法人所得税の標準税率は20%である。2013年までは25%であったが、法人税法の一部を修正及び補足する改正法(Law No. 32/2013/QH13)により、2014年1月1日より22%、2016年1月1日より20%に引き下げられた経緯がある。

課税対象者は、ベトナムの法令に基づいて設立された法人や協会、共同事業体などの内国法人及びベトナム国内に恒久的施設(Permanent Establishment: PE)を有する外国法人、ベトナム国内を源泉とする所得を稼得している外国法人である。

課税年度は原則暦年であるが、当局の承認を得れば、決算期を四半期末(3、6、9月末)にすることができる。新規に設立した会社の初年度もしくは清算した会社の最終年度は、15ヵ月まで延長することが可能である。外貨建て取引は、取引日の取引商業銀行公表の為替レートにてベトナムドンを用いて換算する。

課税所得の計算は、監査済み財務諸表の税引き前利益を基礎とし、損金不算入項目や繰越欠損金など税務上の調整項目を加減算して算出する。異なる税率が適用される取引については、別々に計算する必要がある。損金不算入や欠損金は5年間繰り越すことが可能である。ただし、係る5年間には後述の優遇措置適用期間も含まれているので留意が必要である。

損金算入の要件として、①企業の事業運営に関連して実際に発生した費用であること、②法規制に基づいて要請されるインボイスと支払証憑があること、③2,000万ドン（VATを除く）を超える場合は、非現金決済の証憑（銀行送金やクレジットカード払いなど）が個別にあることが挙げられる。損金不算入となる費用については、Circular 78/2014/TT-BTC、Circular 96/2015/TT-BTC、Circular 130/2016/TT-BTC 及び Circular 25/2018/TT-BTC に規定されている。

固定資産の認識には、①利用により将来的に経済的便宜がもたらされる資産、②その取得原価が独立して計算できる資産、③1年以上使用できる資産、④3,000万ドン以上の資産という要件に合致する必要がある。いくつかの構成品によって構成され、それらが一体となって機能を果たす資産であっても、その構成品ごとに耐用年数が異なる場合、または一部が欠けた場合でも他の機能が果たせる場合、かつ、各構成品がそれぞれ上記の4つの基準を満たす場合には、それぞれの構成品ごとに独立した固定資産として計上する。3,000万ドン未満の少額固定資産は3年以内に費用化する必要があり、即時償却も可能である。

Circular 45/2013/TT-BTC では資産分類ごとに新品の固定資産の耐用年数表が定められている。中古資産の耐用年数は、「(中古資産の合理的価値÷同種資産の新品の販売価格)×新品の耐用年数」で計算する。償却方法については、減価償却費を計上する前に、①定額法、②定率法、③生産高比例法の三つの中から一つ選択し、所管の税務局に登録する必要がある。原則①定額法となるが、一定の条件を満たす場合は、②定率法、③生産高比例法を選択することができる。

税務申告書は、四半期ごとの提出は必要ないものの、四半期終了後30日以内の予定納付が必要となる。予定納付は、該当四半期の益金から損金を控除して算定するか、前年度の法人所得税金額を用いて算定する。決算日後90日以内に年次確定申告・納税をする必要がある。外資企業は監査済みの財務諸表とともに年次申告書を提出する必要がある。欠損の場合は、年次申告時に欠損金を申告する。四半期納付の合計額が確定申告税額を20%下回る場合は、当該差額が遅延利息の対象になる。

事業地域や内容に応じて、法人所得税に対する優遇措置が設けられている（詳細は「第9章 主要投資インセンティブ」参照）。優遇税率適用期間には、営業開始後、全期間にわたり適用されるものと期間が限定されているもの（10年間または15年間）がある。期間が限定される事業については、課税所得が最初に発生した年度より開始される免税期間終了後、更に引き続いて一定期間、法人所得税の50%減税が適用される。なお、優遇期間が終了すると標準税率（20%）が適用される。また、石油・ガス事業者は関連法規に従い32%～50%の税率が適用される。

2. 付加価値税

ベトナムでは1999年1月より、取引税に代わり欧州型の付加価値税（VAT：Value Added Tax）が導入された。付加価値税は、特定の免税品目を除く全ての製造、商業、輸入及びサービスの提供に対して適用される。

消費者が最終的に VAT を負担するが、実際には物品・サービスの輸入、国内製造、販売、消費の各過程で課税と納付が繰り返される。具体的に事業者は徴収した VAT と支払った VAT との差額を納税する。

付加価値税の税率は 0%（輸出品・輸出サービス・輸出加工費など）、5%（必需品・必需的サービス）、10%（標準課税）の 3 段階となっている。ただし、社会的・政策的な見地から課税対象外となっている物品・サービスがあり、それらは付加価値税法及びその下位法令にて定められている。

納付額の算出方法には、①控除方式と②帳簿方式の二つがある。①の控除方式はインボイス方式とも言われ、売上 VAT から仕入 VAT を控除して納税額を算出し、②の帳簿方式は、付加価値額に税率を乗じて算出する。一般的には①控除方式が多く利用され、課税事業者が会計法やインボイスや証憑書類に関する法令に従って帳簿書類を作成する。控除方式の対象は、売上高が年間 10 億ドン以上の法人かまたは自発的に控除方式の登録をした法人である。帳簿方式は、控除方式の要件を満たさない外国法人または外国人、個人事業者が利用している。

仕入 VAT として認識されるためには、①公式なインボイスまたは外国契約者に代わって納税した証明書、②2,000 万ドンを超える取引の場合は、銀行送金証明、③輸出の場合は、①②に加えて契約書、通関申告書を揃える必要がある。

VAT 還付が認められる場合は主に、①新規設立企業の場合で、設立後 1 年以上が経過し、仕入 VAT が 3 億ドン以上となっている場合、②輸出による売上があり、国内売上に係る売上 VAT 控除後の仕入 VAT が 3 億ドン以上となっている場合、③資本譲渡や企業・プロジェクトの清算時の三つである。なお、2016 年 7 月 1 日に施行された付加価値税などに関する改正法により、12 ヶ月連続して仕入 VAT を繰り越した場合の還付申請は不可となった。また、2017 年 12 月 15 日の Decree 146/2017/ND-CP により、再輸出を目的に輸入する商品に対する VAT も還付の対象に加えられた。

付加価値税は原則、月次での申告・納付となっており、VAT インボイスが発行された翌月の 20 日までに申告・納付を行う。ただし、新規設立や、前年度の総売上高が 500 億ドン以下の場合は、四半期で申告を行うことができる。

なお、ベトナムでは、事業者が商品販売・役務提供を行う場合は、公式インボイス（レッドインボイス）の発行が必要とされる。事業者によるレッドインボイスの発行において、2022 年 7 月 1 日以降、電子インボイスの使用が義務化された。

3. 特別消費税

一部の消費財は贅沢品にあたるとして、生産・輸入・サービス提供時に特別消費税が課される。対象品目は、物品では、タバコ、酒、ビール、24 席以下の自動車、ガソリン、トランプなどであり、サービスではディスコ、マッサージ、カラオケ、賭け事、カジノ、ゴルフ場、宝くじである。これらの消費財は同時に付加価値税の課税対象にもなっている。税率は 10%～150%まで様々であり、特別消費税法（Law No.70/2014/QH13）やその改正法（Law No.106/2016/QH13、2016 年 7 月 1 日付で発効）にて定められている。

近年の大きな変更は自動車に係る特別消費税で行われた。具体的には、排気量 2,500cc 超の乗用車の税率が 60%~150%となっている。一方で、2,000cc 以下の小型車や、電気やバイオエネルギーを使用する自動車については、税率が引き下げられている（1,500cc 以下：40%→35%、1,500cc~2,000cc：45%→40%）。

図表 12-4 自動車に係る特別消費税

排気量	税率（2018年1月1日以降、単位：%）	
	（旧）	（新）
1,500 cc以下	40	35
1,500 cc超~2,000 cc以下	45	40
2,000 cc超~2,500 cc以下	50	（変更なし）
2,500 cc超~3,000 cc以下	55	60
3,000 cc超~4,000 cc以下	90	（変更なし）
4,000 cc超~5,000 cc以下	110	（変更なし）
5,000 cc超~6,000 cc以下	130	（変更なし）
6,000 cc超~	150	（変更なし）

（出所） Law No.106/2016/QH13 をもとに作成

4. 個人所得税

ベトナムの個人所得税は、ベトナム国内で所得を得ていれば、居住者とともに非居住者も課税対象となる。居住者の定義は、暦年あるいはベトナム入国日から 12 ヶ月間のうち 183 日以上ベトナムに滞在する者、ベトナムに定常的な居所を有している者である。これらに該当しない者は、非居住者となる。また定常的な居所とは恒常的な住居や課税年度内で 183 日以上滞在する賃貸住宅など（ホテル、事務所などを含む）を意味する。なお、2009 年 1 月 1 日よりベトナム人と外国人居住者の課税規定が一本化されている。

居住者はベトナム内外で得た全世界所得に対して個人所得税が課され、非居住者はベトナム源泉所得に対してのみ課税される。非課税所得には、居住用不動産の譲渡所得、預金及び生命保険の利息、海外からの外貨送金、残業及び夜勤勤務手当などの通常勤務給の超過分、年金、保険金及び補償金、外国機関からの援助金、労働契約に明記する限り現地駐在員のベトナムへの赴任手当・年 1 回一時帰国休暇の往復航空運賃・子女の高校までの学費、会社が直接負担する従業員の通勤費用、従業員とその家族に対する慶弔手当（社内規定による）などがある。

居住者の給与所得に対する税率は 5~35%の累進税率となっている（図表 12-5）。給与所得の課税所得計算では、社会保険料控除、人的控除（基礎控除：月 900 万ドン、扶養者控除：被扶養者 1 人あたり月 360 万ドン）、寄付金など、任意年金への掛金（1 人あたり月 100 万ドン）を控除することが認められている。また、個人事業者などによる事業所得の課税率などは図表 12-6 を参照。

図表 12-5 給与所得の累進税率

年間課税所得 (100 万ドン)	月間課税所得 (100 万ドン)	税率 (%)	税額
～ 60	～ 5	5	課税所得額 × 5%
60～120	5～10	10	課税所得額 × 10% - 25 万ドン
120～216	10～18	15	課税所得額 × 15% - 75 万ドン
216～384	18～32	20	課税所得額 × 20% - 165 万ドン
384～624	32～52	25	課税所得額 × 25% - 325 万ドン
624～960	52～80	30	課税所得額 × 30% - 585 万ドン
960～	80～	35	課税所得額 × 35% - 985 万ドン

(出所) 個人所得税法 (Law No. 4/2007/QH12) より作成

図表 12-6 個人所得税率 (主な課税所得)

課税所得の種類	税率 (%)
事業所得 (個人事業者など)	0.5～5
給与所得	居住者 : 5～35 非居住者 : 20
投資所得	5
ロイヤリティ・フランチャイズ所得 (1,000 万ドン超)	5
勝利金・賞金所得 (1,000 万ドン超/回)	10
相続・贈与所得 (1,000 万ドン超/回)	10
資本譲渡所得	20
不動産譲渡所得 (取引額)	2

(出所) 個人所得税法 (Law No. 4/2007/QH12)、Circular No. 92/2015/TT-BTC より作成

個人に対して所得の支払を行う法人などは、従業員から源泉徴収した個人所得を納税するため、課税所得を有する個人は、扶養控除の適用を受けるため、納税者登録を行う必要がある。

従業員を雇用する法人は、毎月個人所得税の源泉徴収を行い、翌月 20 日には仮納付を行う (四半期は翌月 30 日以内)。また、年度末には実際の所得に基づいて確定申告を行うこととされている (課税年度終了時から 90 日以内)。過納付額は翌年の確定申告時に調整される。ベトナム法人から給与所得を得ると同時に国外から給与所得を得る個人は、個人で確定申告をしなくてはならない。なお、非居住者には確定申告は求められていない。

日越租税条約 (日越二重課税回避条約 (1996 年 1 月発効)) によりベトナム在住期間が 183 日未満の場合や報酬支払者がベトナム居住者でない場合には、免税制度適用の申請を行うことにより、個人所得税が免税になる可能性がある。また、援助プロジェクトをベトナム国内で実施する非営利団体に働く日本人専門家も個人所得税が免除される可能性がある。

5. 外国契約者税

外国契約者税とは、外国法人及び個人（外国契約者）がベトナムの個人及び組織と契約などを締結の上、ベトナム国内でサービスを供与し対価を得た場合に適用される税で、法人税と付加価値税（VAT）からなる。外国契約者は、ベトナムに在住していない場合も含み、またベトナムに恒久的施設（PE）を有するか否かを問わない。

例えば、次のようなケースが外国契約者税の課税対象となる（出所：過年度資料及びジェトロウェブサイトなど）。

例 1：ベトナム法人が外国法人と監督・据付、試運転、トレーニングなどサービスを伴った機械設備の供給契約を締結した場合

例 2：技術移転契約に基づきベトナム法人が海外のサプライヤーからソフトウェアを購入した場合

なお、ベトナム投資法により設立された法人や、ベトナム国境外で所有権が移転する物品の販売のみを行う外国契約者、ベトナム国外で提供・消費されるサービスを提供する外国契約者、特定のサービスをベトナム国外でベトナム法人もしくは個人に対して提供する外国契約者は、課税対象とはならない。

外国契約者は契約締結後 20 営業日以内に所轄税務当局へ契約登録が必要となる。登録・申告・納税方法は 3 通りあり、そのうち外国契約者が自己申告できる場合は、①ベトナムに恒久施設を有するか、ベトナム税法上の居住者であり、②183 日以上ベトナムで事業を行い、③外国契約者がベトナム会計基準（VAS：Vietnam Accounting Standard）を採用するという三つの基準を全て満たす場合のみとなる。これらを満たす場合、法人税、付加価値税ともにベトナム国内法人と同様の申告・納税を行うこととなる。①～③に該当しない場合、税の支払者はベトナム側当事者となり、みなし税率で税額を算出する（みなし方式）。みなし税率は、提供する内容によって異なる（法人税は最大 10%、VAT は最大 5%）。この場合、支払の発生都度 10 日以内に申告・納税する必要がある。契約満了時は、契約終了後 45 日以内に法人税の申告・納税を行う。また、上記①、②に加え、外国契約者がベトナム財務省のガイドラインなどに従って会計処理を行う場合、外国契約者は、ハイブリッド方式を選択することができる。ハイブリッド方式では、法人税はみなし方式で申告調整し、付加価値税はベトナム国内法人と同様の手順で申告・納税する。

なお、外国契約者税は、租税条約の規定によって減免されることがある。外国契約者税と租税条約に齟齬が生じる場合は、租税条約の規定が優先される。ただし、実務上は申請により許可を得ないと減免されない点、留意が必要である。日越租税条約では、外国契約者税の法人所得税部分には、利子所得、ロイヤリティ、証券譲渡所得が該当する。

6. 関税

2006 年 1 月 1 日に発効した輸出入関税法（Law No.45/2005/QH11）は、旧外国投資法、旧国内投資奨励法、石油法、科学技術法などに示されていた関税の免税、減税、還付に関わる規定を一本化した法律である。2005 年輸出入関税法に代わり 2016 年 9 月 1 日に改正輸出入関税法（Law No.107/2016/QH13）が施行された。輸出入税の課税対象や納付義務者、各種関税の計算方法や時期、アンチダンピング規定、輸出入税の保護、減免、還付が規定されている。

輸出関税（0～40％）の主な課税対象は、砂、チョーク、大理石や林産品など天然資源である。課税対象価額は、積み地における販売価格（FOB 価格）とされている（保険料及び運賃は除く）。

輸入品には、原則として輸入関税が課される。税率は輸入関税従価税であり、全般的な傾向として、消費財、特に贅沢品については税率が高く、投資財や原材料、特にベトナムで生産されない物品の関税率は低く、場合によっては免税にもなる。ベトナムは ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加に伴い、共通実効特惠関税（CEPT）プログラムに基づき対象品目の税率を 5%以下に引き下げ、2015 年には ASEAN 域内からの輸入関税を撤廃した（完成車は 2018 年）。

ASEAN は、日本（AJCEP）、韓国（AKFTA）、中国（ACFTA）、インド（AIFTA）、オーストラリア・ニュージーランド（AANZFTA）などの国との経済連携を積極的に行っている。二国間の経済連携ではベトナムは、日本と投資協定及び経済連携協定（JVEPA）、チリ（VCFTA）、韓国（VKFTA）と自由貿易協定（FTA）、米国やその他の国と通商協定を締結している。また、ユーラシア経済連合との自由貿易協定（VN-EEU FTA）は 2016 年 10 月に発効、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）は 2019 年 1 月に発効、EU との FTA（EVFTA）は 2020 年 8 月に発効された。さらに、ベトナムは 2022 年 1 月に発効された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）にも加盟しており、積極的に関税の引き下げの方向にある。

図表 12-7 に示す通り、ベトナムの輸入関税は輸出入関税法により三つに分類されている。日本はベトナムに対し最恵国待遇を供与しているため、図表 12-7 の「2」の優遇税率（商業省による 1999 年 5 月 22 日付 Decision No.616/1999/QD-BTM）が適用される。ただし、上記の通り、日本はベトナムとの間で EPA を締結しているため、対象品目については特別優遇税制が適用される。JVEPA においては、輸入額の 88%が 10 年間で無税化され、多くの農林水産品は即時または 10 年間で、電気製品は品目に応じて（フラットパネル及び DVD 部品は 2 年間、デジタルカメラは 4 年間、カラーテレビは 8 年間）それぞれ関税が撤廃される。また、CPTPP においては、協定発効後直ちに品目ベースで 65.8%に対する関税が撤廃され、4 年目からは 86.5%、5 年目からは 97.8%の関税が撤廃される。ベトナムに限ったことではないが、このように FTA/EPA によって、関税撤廃される品目が異なるため、どの FTA/EPA を活用すべきかの見極めが重要となる。なお、課税対象額は、積み地における CIF 価額（インボイス価額）を基礎とする。

図表 12-7 輸入関税の概要

輸入関税の種類	内容
1. 特別優遇税率	特別優遇税率を適用している国・地域からの輸入に適用
2. 優遇税率	最恵国（MFN）待遇が適用される国からの輸入に適用
3. 標準税率	上記以外の国・地域からの輸入に適用

（出所）輸出入関税法（Law No.45/2005/QH11）第 10 条より作成

特別優遇税率及び優遇税率の適用を受けるためには、原産地証明書が必要であり、特別優遇税率、優遇税率が適用されない品目に対する標準税率は優遇税率の 150%に設定されている。

法人の新規設立時に機械などを輸入する場合、投資ライセンスの事業内容に基づき固定資産として使用する機械は税率が優遇される。減価償却後は譲渡が可能であるが、途中で譲渡する場合は使用期間を控除した金額に関税が適用される。

輸出加工型企業（EPE：Export Processing Enterprise）には、輸出向け製品の生産のために輸入した設備や原材料が免税となる。なお、特定の品目を除き、輸入品・サービスには付加価値税も課される。更に、特定の輸入品には特別消費税も課される。関税率は頻繁に変更されるため、最新の税率を確認することが必要である。

7. その他の税

上記以外の税として、生産・事業を行う組織や個人に対し、登録資本金額または年間売上額に応じて課税される営業許可税（年間税額 30 万ドン～300 万ドン）、石油などの天然資源税（1～35%）などがある。2010 年 6 月 17 日付け非農地使用税法で非農業用地使用税（2012 年 1 月 1 日施行、0.03～0.20%）、特定物の取引に係る環境保護税（ガソリンやビニール袋など単位あたり 500～50,000 ドン）が導入されている。

また、主要な源泉税として法人が海外から借入を行った場合の海外への支払利息に対する利子源泉税（5%）がある。また、外国契約者税の一部として、法人が海外から技術導入を行った場合の海外への支払使用料に対する技術移転源泉税（10%）、法人が海外の法人とリース契約を結んだ場合、海外への支払リース料に対してみなし源泉税（付加価値税 5%＋法人所得税 5%）が課される。

8. 日越租税条約

日本とベトナムは、二重課税の回避、脱税の防止を主な目的に、1995 年に日越租税条約を締結している。この条約の対象となる租税は、日本側が課す所得税、法人税及び住民税と、ベトナム側が課す個人所得税、法人所得税、利益送金税、外国契約者税、外国石油下請契約者税及び使用料税である。ただし、利益送金税は 2004 年に廃止されており、また、外国石油下請契約者税及び使用料税は外国契約者税などに含めて規定されている。

当該条約は、これらの税についてどのような場合にどちらの国が課税するかを定め、またベトナム側で課税された税額は日本で納付すべき法人税額から控除されるという二重課税排除規定、日本法人がベトナム法人から配当を得る場合や貸付・預金の利子を得る場合のロイヤリティ（使用料）に対する軽減税率（10%以下）の適用、ベトナムでの勤務に対する給与所得の一定の条件下での日本側に対する課税権の存在を規定している。

9. 税務上の問題点と留意点

(1) 移転価格税制

近年、ベトナムでは移転価格税制の整備が進められ、ベトナム当局による問題意識の高さが窺える分野である。ベトナム初の移転価格税制基本法令として関係当事者間の事業取引における市場価格の計算に関するガイダンス（Circular No.117/2005/TT-BTC）が 2006 年 1 月に施行された。2010 年 4 月には関連法との整合性を確保するため、Circular 117 を修正する 2010 年 4 月 22 日付 Circular No.66/2010/TT-BTC が発行された。

その後、2017年にBEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）を踏まえた大幅な改定が行われ、要求文書化の拡大、作成・提出期限の明確化が行われた（Decree20/2017/ND-CP、Circular41/2017/TT-BTC）。そして、2020年にDecree20/2017/ND-CPを改定した政令（Decree132/2020/ND-CP）が施行されている。

関連者取引がある場合には、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書を作成し保管する義務があり、関連者取引の基本情報（関連者取引の金額、免除要件の有無及び移転価格決定方法など）は、毎年法人税の別表Appendix 1で開示する必要がある。またローカルファイルとマスターファイルを作成したことを宣誓する形式のAppendix 2及びAppendix 3についても同時に開示する必要がある。移転価格に関する情報、資料はベトナム語で表記する必要がある。

2017年2月24日付け政令20/2017/ND-CPにより、関係当事者間取引で「関係当事者」と見なされる資本比率が20%から25%へ緩和された。また、全体の販売高または仕入高の50%を占める取引先は資本関係がなくても移転価格税制の対象とされていたが、資本関係がない場合は対象にならないこととなっている。

なお、2020年に改定された政令により、独立企業間レンジの下限値の引き上げが行われた。以前までは日本と同様に、第1四分位から第3四分位まで、すなわち25パーセントから75パーセントまでの数値で独立企業間レンジを算出することとなっていたが、今般の改定で35パーセントから75パーセントに変更となった。今回の改定にて、企業はより厳しくなった独立企業間利益率レンジ内に自社の利益率が到達するように準備する必要がある。

2021年6月に、移転価格税制についての事前確認制度（APA）の手続についての新通達（Circular 45/2021/TT-BTC）が発効されている。税務当局と納税者間、場合によってはベトナムが租税条約を締結している関連国・地域の税務当局との間で、課税標準、移転価格算定方法、独立企業間価格を確認する文書による取決めが可能となり、一国内（ユニラテラル）、二国間（バイラテラル）、多国間（マルチラテラル）でのAPAが可能となっている。APAの有効期限は、最長5年となっている。

(2) 税務調査

ベトナムでは外資誘致のための法人税の引き下げが行われているが、税収減による歳入不足を補うため税務調査も増えている。2013年以降は移転価格税務調査が本格化しており、輸出加工型企業（EPE）への関税調査も増加している。

税務調査は書面にて通知される。最大10営業日の準備期間を経て、原則5営業日、最大10営業日の実地調査が行われる。重大なコンプライアンス違反があった場合は、税務査察に切り替えられ、詳細な調査が行われる。行政手続違反に対しては、法人で最高2億ドン、個人では最高1億ドンのペナルティーが規定されている。過少申告の場合のペナルティーは追徴税額の20%で、故意あるいは悪質な場合は、追徴税額の100~300%のペナルティーが課される。遅延利息は1日あたり0.03%であるが、税務調査担当官は税収のノルマと大きな裁量を有しているため恣意的な判断がされることや、税法の誤った解釈による指摘により、多額の追徴課税となることがある。実施は不定期であるが、租税管理法上罰金の時効が5年間であることから、3~5年に一度の頻度で税務調査が入ることが多い。

また、現地ベトナム子会社の社長の交代時期を狙って、税務調査が入ることもあるとの声もあった。税務裁判制度はあるが、裁判に時間がかかることなどから、訴訟に持ち込むまでのケースはあまりない。税務調査担当官は必ずしも合理的とは言えない解釈であることを分かった上で、更生をしていくケースもある模様であり、税務対応には留意する必要がある。

移転価格調査では、移転価格操作により不当に利益を低くし納税を回避する企業を見つけるため、3年以上連続して赤字となっている企業や、グループ会社内で取引金額の多い企業が対象となることが多い。ロイヤリティの海外送金などには留意する必要がある。

輸出加工型企業は、生産のために国外から輸入した原材料を加工して製品として輸出するという特性から、輸入原材料に係る関税と付加価値税が免除されている。そのために、実在庫と関税在庫に差異があった場合は通関を行わなかった（国内に販売した）と見なされペナルティーが課される。税務調査は上記のほか VAT 還付の申請時、清算もしくは閉鎖時にも実施される。

10. 会計及び監査制度

(1) 会計

2006年に財務省より新会計基準が公表されている。法律は変更されていないが、下位規定で修正・追加が繰り返されている。基本的に国際会計基準（IAS）に準じたベトナム会計基準（VAS：Vietnam Accounting Standard）となっているが、公正価格（時価）を注記として記載する点や、退職給付、有形固定資産に係る減損会計や金融商品会計がないなど、判断基準が定められていない項目がある。そのような項目に対してはIFRSなどの国際基準を参照しつつ決算が行われてきた。2015年会計法より公正価値会計が導入された。その他、欠損金の繰越期間は5年、固定資産の減損テストはなし、借入費用の資産計上などベトナム固有の会計処理がある。日本では借入に係るコストは費用として処理されているが、ベトナムでは固定資産に計上して償却される。

財務諸表は、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、注記の4つから構成されている。勘定科目と勘定コードは、財務省により定められている。会計年度は、四半期末（3、6、9、12月末）から選ぶことができ、一般的には12月が多い。会計年度末には資産の棚卸が義務付けられている。

表示通貨は原則としてベトナムドンである。ただし、外国通貨建て取引が多く発生する企業については、事前申請により当該外貨の使用が認められる。申請は事業年度開始時点で所管の税務局で行う。

外貨建取引は実際の為替レートで換算しなくてはならないが、例外的な方法として、簡便的な近似レートの使用も認められている（Circular No.53/2016/TT-BTC）。期中の外貨建取引には、企業が最も利用する商業銀行の Sell レートと Buy レートの平均レートに近似するレートを使用できる。期末には、期中に適用した為替レートと整合するように外貨建貨幣性資産及び負債の換算レートを適用しなくてはならない。また、外貨建取引に適用する換算レートは財務諸表の注記にて開示しなくてはならない。

記帳はベトナム語で行う必要があるが、外国語の併記も認められている。外国語で記載されている会計証憑はベトナム語に翻訳し、原本と翻訳版を保管する必要がある。ただし、契約書や終了報告書などは当局から求められない限り翻訳する必要はない。

企業はチーフアカウント（会計主任者）を常設する必要がある。チーフアカウントは、日常の支払業務や、決算書類の作成などの責任を負う。設立後の会計初年度は、チーフアカウントに代わる会計責任者を置くことが許可されている。

次年度以降は、チーフアカウントを雇用するか会計事務所などの代行サービスを依頼する必要がある。

(2) 監査

上場企業、金融機関、外資企業はベトナムで許可を受けた独立した監査法人により会計監査を受ける義務があり、会計年度末から 90 日以内に財務省の地方局、税務局、計画投資局、統計局に監査済み年次財務諸表を提出する必要がある。また、工業団地に入居している場合は、工業団地管理委員会に提出する。

ベトナムの公認会計士は、大卒者で 5 年以上の実務経験、もしくは監査法人で 4 年以上の監査経験が必要などの条件が求められる。その上でベトナム語での試験に合格するか財務省から認定を受ける必要がある。

ひとくちメモ 4： ベトナムの超富裕層

毎年 Forbes 紙が発表している世界長者番付 (World's Billionaires) の 2022 年版によると、ランキングされた 2,668 人の中にベトナム人は 7 人含まれていた。参考までに、日本人は 40 人、インド人は 166 人、インドネシア人は 30 人、タイ人は 28 人、フィリピン人は 17 人となっており、諸外国と比較すると超富裕層は少ない方であると言える。

ベトナムで最も裕福であるのは、財閥企業（コングロマリット）Vingroup の Pham Nhat Vuong 会長で、推定 62 億ドルの資産を保有している。ただし、選ばれた 7 人の中で唯一、昨年と比較して資産が減少し、昨年から 67 ランク下げ、411 位となっている。

その他に、Hoa Phat Steel の Tran Dinh Long 会長 (951 位)、LCC 最大手 Vietjet Air の Nguyen Thi Phuong Thao 社長兼 CEO (984 位)、不動産投資開発会社 Nova Group の Bui Thanh Nhon 会長 (1053 位)、Techcom bank の Ho Hung Anh 会長 (1579 位)、食品製造・加工企業 Masan Group の Nguyen Dan Quang 会長 (1579 位)、Truong Hai 自動車の Tran Ba Duong 会長 (1818 位) がランクインしている。

(注) Forbes 長者番付の資産算出には居住用不動産や収集品、消費財、耐久消費財が含まれており、投資可能資産とは定義が異なる。

第13章 用地取得

1. ベトナム土地制度の概要

ベトナムでは、全ての土地が国民に帰属し、国家がその代理として土地の統一管理を行っていることから、私人が土地を取得・使用する場合、土地使用権（Land Use Right）の取得という形態がとられる。なお、土地上の建物については、土地とは切り離して取引が可能であり、建物自体の所有が認められている。

土地法（Law No.45/2013/QH13）によれば、国家からの割当という形式と、国家からのリースという形式に大きく区分される。かつての土地法では割当とリースの権利内容の差が大きかったが、2013年土地法によれば両者の違いは縮まっている。また、工業団地などでは国家からデベロッパーがリースを受け、当該デベロッパーから各私人がサブリースを受ける形態もしばしば見られる。

土地使用権の期間は申請に基づいて決定されるが、原則としては最長50年である（特別な場合では、最長70年とすることが認められている）。土地使用権の期間が満了した場合、法令上は、土地使用者が引き続き土地を使用する必要がある場合、国家が土地使用期間の延長を検討するとされている。

土地使用権の割当・リースを受ける場合、使用権者は、土地使用料を当局に支払わなければならない。土地使用料の支払方法は二つあり、一括払い方式と毎年払い方式であるが、前者の方が使用権者に認められる権利の範囲がより広い。一方、その使用目的が特定されることから、使用権者は、当該使用目的の範囲内で土地を使用することが求められる。

土地使用権の内容は当局により発行される土地使用権証（Land Use Right Certificate）に記録される。土地使用権証は、実務上、土地取引に係る非常に重要な書類であり、かつてその表紙が赤色であったことから、レッドブックとも呼ばれている。土地使用権の権利者や内容の変更がある場合、土地使用権証の書換え手続が必要となるが、当局の書換え手続にはある程度の時間を要する。なお、本稿執筆時点では、土地使用権証の内容を第三者が閲覧できるデータベースなどは存在しておらず、権利者から任意に写しの開示を受けない限り、第三者は土地使用権証の内容を確認することはできない。土地使用権には、第三者から見えない制限や条件が付されていることも少なくないため、ベトナムでは土地取引に先立ち、土地使用権証の写しの確認が必須である。

なお、土地法（Law No.45/2013/QH13）については、2017年末以来、ベトナム政府が天然資源環境省に対して改正法の草案作成指示を出している。各種報道によれば、2022年10月の国会にて土地法改正案が提出され、2023年に国会で可決を目指すことになっている。今回の改正案で大きな論点の一つが公示地価制度の改定である。現行の土地法では、「土地価格帯」という制度を設けており、政府が土地の種類や地域によって5年ごとに更新し、各省市人民委員会はこれに基づいて公示土地価格表を作成している。この5年ごとに更新されるという制度により、公示地価と市場の実勢価格が乖離する状況に至っている。道路や鉄道整備用地取得のための立ち退き補償額が、市場価格と乖離し、土地収用が進まない事例が頻発し、インフラ整備の遅れにつながっている。法改正によって硬直した土地制度を修正し、住宅・オフィスを含む開発事業の促進につなげたい狙いがある。このほか、下記の論点が改正案に含まれている。

図表 13-1 土地法改正案の主な論点

① 投資しよう企画計画
② 土地の割当、土地リース、土地使用目的の変更
③ 土地回収、補償、収用
④ 地価
⑤ 土地に関する税金
⑥ 土地管理と使用における全国の各機関の役割と責任の規定
⑦ 土地管理システム・データベースの整備、測量、地籍記録作成、 土地使用権及び住宅所有権証明書発行
⑧ 土地使用者の権利と土地使用の制度

(出所) 各種報道をもとに作成

2. 外資系企業の土地使用権の取得方法

ベトナムにおける外国投資企業は、原則として、国家から直接割当またはリースを受けるか、工業団地のデベロッパーなどからサブリースを受ける形態に限り、土地使用権を取得できる。上記原則の例外として、外国投資企業が土地使用権を取得する方法には、土地使用権を有するベトナム企業からの現物出資を受ける（その結果、当該ベトナム企業の現物出資を受けた法人の持分権者・株主となる）方法、また、2014年不動産事業法に基づく不動産開発プロジェクト（当該プロジェクトには土地使用権が含まれる）の譲渡を受ける方法がある。

なお、土地使用権を有するベトナム内国法人の株式の購入も、土地使用権の取得の一形態として実務上行われているようである。

3. 土地使用権の担保

土地使用権には抵当権を設定することが可能であり、抵当権の設定については土地使用権証に記録される。なお、土地使用権に抵当権を設定できる主体は、土地法上、ベトナム国内で営業を許可された金融機関のみとなっている。

第14章 知的財産権

ベトナムでは2005年11月に知的財産権法が国会を通過し、2006年7月1日から施行されている。その後、2009年6月に一部が改正され、改正法は2010年1月1日に施行されている。そして、2022年6月に知的財産権法改正の法案が国会を通過し、改正法（Law No.07/2022/QH15）が2023年1月1日に施行されることになった。なお、この改正法はLaw No. 36/2009/QH12 及び Law No. 42 /2019/QH14 により一部の改正及び補足がされた知的財産法（Law No. 50/2005/QH11）の諸条項を改正、補足する法律となっている。

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権の侵害

近年、ベトナムでは知的財産権制度の整備が急速に進んだものの、未だに不備な面が残されている。更に制度が存在しても、運用面での対応が期待できず、外国の投資家にとっては、知的財産権の保護とそれによる利益の回収に懸念を抱かざるを得ない状況にあった。とりわけ、日系製品の模倣品流通が後を絶たず、知的財産権の保護対策の強化が望まれていた。

(2) 知的財産権に関する法体系と法改正

ベトナムは、工業所有権保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、特許協力条約、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約（2004年6月署名）などの国際条約にも加盟しており、知的財産権の保護に関する義務を負っている。

2001年12月に発効した米越通商協定では、WTO加盟を目指した国内司法制度整備や「知的所有権の貿易関連の協定」（TRIPS協定³）に準拠した保護法制に改めることを定めたことから、WTOへの加盟を最重要課題として、国際的な知的所有権の保護慣行に沿う形での国内法体系の整備を急いできた。

そのような状況の下、2006年7月に知的財産権法が施行された。従来、知的財産権保護に関する法規は、民法典上の一部として規定されていたが、知的財産権法では独立した法律（6部18章、222条）として原則的にTRIPS協定などの世界標準に依拠した内容となっている（なお、その後ベトナムは2007年1月に正式にWTOに加盟）。また、2019年1月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟に伴い、同年6月、同協定の規定と平仄を合わせるための知的財産権法の改正法（特許権新規性喪失要件の変更、電子出願に関する規定の追加など）が可決された。

³ Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

図表 14-1 知的財産権に関する法執行の概要

権利執行機関とその対象	知的財産権庁：	国家知的財産庁（NOIP）
	所管警察：	公安（経済警察）
	税関での差し止め対象：	知的財産権侵害品の輸出入
	専門当局（適用条件）：	科学技術省（MOST） 市場管理局（MMB）
侵害に対する救済手段	特許権：	行政、民事及び刑事
	意匠権：	行政、民事及び刑事
	商標権：	行政、民事及び刑事
	著作権：	行政、民事及び刑事
知的財産裁判の仕組み	第一審：	管轄裁判所及び省級裁判所（経済裁判所）
	特別裁判所：	なし
主な海賊版・模倣品の例	映像・音楽媒体、ソフトウェア、医薬品、化粧品、電子製品、靴、スポーツ用品・スポーツウェア、鞆・皮革製品、自動車部品、電化製品、時計、ブランドTシャツ・ズボン・下着、中国からの輸入衣類	

（出所）JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」（2012年8月）より作成

今回の知的財産法改正により、主に以下の改正が行われた。

- ・ 公表著作物の使用に関する規定
- ・ 保護証書の効力の終了および保護証書の無効に関する規定
- ・ 工業所有権代理人の責任、工業所有権代理人としての実務に係る条件に関する規定
- ・ 著作権・隣接権の登録書類およびその書類の提出方法（オンライン公共サービスポータルまたは郵便サービスを通じて書類を提出する方法を補充）
- ・ 周知商標の定義および認定方法に関する規定

また、新たに導入された主な規定は以下の通りである。

- ・ 国家予算を使用するプロジェクトにおける発明・意匠のプロジェクト管轄機関による出願
- ・ 特定の著作人格権の当事者の合意による譲渡（例として著作物命名の合意等）
- ・ 音商標
- ・ 権利保護のための技術的措置の適用（権利保護のための技術的措置とは、著作権所有者・隣接権所有者の許可なく行われた行為に対する著作権・隣接権を保護することを主たる機能として、通常の動作中に任意の技術、機器またはコンポーネントを使用する措置）
- ・ 工業所有権登録出願に対する異議に関する規定
- ・ 審査および監督を行う際に、輸入・輸出される商品が知的財産の偽造品であると疑う明確な理由がある場合の税関当局の通関手続きの停止権

(3) 知的財産権認定のための手続

知的財産権法では、著作権、著作権に関連する権利、工業所有権（創作または所有する発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示）、植物品種に係る権利と権利保護が規定されている（第1条、第4条）。

所轄官庁は、科学技術省・国家知的財産庁であり、文化スポーツ観光省、農業農村開発省が協力して国家管理を実施することと規定されている（第11条）。

各権利の登録には所轄官庁への申請書を出願し登録することが要件となり、登録出願により認定された内容だけが、権利侵害のあった場合に各権利が自己の所有であることを証明する必要なく、保護される（第49条など）。

一般的に、登録出願については、先願主義が認められており、条件を満たした申請書の中で最先の出願日を有する出願に対して証書が発行される（第90条など）。

2. 保護対象の知的財産権

保護の対象となる知的財産権は以下の通り（図表 14-2）。

図表 14-2 ベトナムにおいて保護される知的財産権

知的財産権	保護対象	認定手続	保護期間
著作権	文学・芸術・学術作品 コンピュータ・プログラム 及びデータ編集物	出願→審査→登録証の交付 →登録→登録証交付の決定 の公告（官報掲載） ^(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・人格権：無期限（財産権の保護期間と同様となる著作物を公表する権利を除く） ・財産権： <ul style="list-style-type: none"> - 映画、写真、応用美術及び匿名の著作物：最初の公表から 75 年 - 25 年以内に公表されなかった著作物：著作物の作成から 100 年 - その他の著作物：著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から 50 年間
著作権に関連する権利	実演、録音、放送番組などの電送に係る組織・個人	出願→審査→登録証の交付 →登録→登録証交付の決定 の公告（官報掲載）	実演固定、公表または放送から 50 年
工業所有権	発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示	出願→方式審査→出願公開（官報掲載）→実体審査 ^(注2) →保護証書の発行→登録	<ul style="list-style-type: none"> ・発明特許：出願日から 20 年 ・実用新案特許：出願日から 10 年 ・工業意匠権：出願日から 5 年（5 年ずつ 2 回更新可） ・半導体集積回路の回路配置：出願日から 10 年 ・商標権：出願日から 10 年（10 年ずつ更新可） ・地理的表示：無期限
植物品種	農業農村開発省が公布した政府保護植物体	出願→方式審査→出願公開（官報掲載）→実体審査→保護証書の発行→登録	<ul style="list-style-type: none"> ・林木及びつる植物：発行日から 25 年 ・その他の品種：同 20 年

（注 1）著作権及び著作権に関連する権利の登録出願は、著作権及び著作権に関連する権利を取得するために必須の手続ではないとされている（Law No. 36/2009/QH12 第 49 条 2 項）。

（注 2）半導体集積回路の回路配置については実体審査は行われず（Law No. 36/2009/QH12 第 114 条 2 項）。

（出所）知的財産権法（Law No. 36/2009/QH12 及び Law No.07/2022/QH15）より作成

3. 技術移転

技術移転に関しては、旧技術移転法（Law No. 80/2006/QH11）に代わる新しい技術移転法（Law No. 07/2017/QH14）が、2017 年 6 月 19 日に国会で成立し、2018 年 1 月 1 日より施行されている。当該技術移転法では、外国からベトナムまたはベトナムから外国への技術移転、国家資本が使われている技術移転などについて、原則として、当該移転に係る技術移転契約締結日から 90 日以内に当該移転契約を科学技術省または科学技術局（投資プロジェクトの承認機関などに応じて登録機関が異なる）に登録する義務を課している。また、一定の移転が制限される技術移転については、登録ではなく事前の技術移転許可の取得が必要となり、一定の移転が奨励される技術移転については、税制優遇の対象とされる。更に、当該技術移転法は、親子会社間や関係会社間で技術が移転される場合などは、技術移転価格が監査され税務関係規制を遵守している必要があると定めている。

4. 国際条約と国際評価

ベトナムは、先述の「1.知的財産権の保護」で述べた通り、工業所有権保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書、特許協力条約、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約、植物の新品種の保護に関する条約などに加盟しており、そのほかにも世界知的財産機構（WIPO）が管理する多数の国際条約（衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約、レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約、WIPO 条約など）の加盟国となっている。

もともと、ベトナムは、International Property Rights Index 2022 の知的財産権指数でも 129 の国・地域中 82 位⁴となっているなど、国際的な統計データでは、ベトナムの知的財産権の保護について改善の余地が大きいことが窺える。

ひとくちメモ 5： 日系企業が直面している課題とその対応

知的財産権の侵害の問題：日系企業からは、中国から日本企業製品の模造品が流入していたり、日本から輸入して無許可でロゴを使って営業している場合もある。模倣品の場合、中身の製品自体の質が悪く、時間が経てば偽物であることはすぐに分かるようであるが、パッケージの印刷技術は高く、見た目ではほとんど見分けが付かないとのことであった。決定的な対策は難しいようではあるが、当局に査察を働きかけ、犯人の特定や模造品の差し押さえなど、地道な対応をとるしかない。

他方で、正式な店舗で本物を購入したいというベトナム人のニーズは高いため、実際に店舗を出店することで、模倣品や無許可営業の被害が減るケースも見受けられた。

⁴ <https://www.internationalpropertyrightsindex.org/countries>

第15章 環境規制

2020年11月17日付で、ベトナム国会は環境保護法（Law No. 72/2020/QH14）を可決し、2014年環境保護法を改正した。改正法は2022年1月1日から施行されるが、予備的環境影響評価報告書の評価基準は2021年2月1日から適用されており、また、2022年1月1日より前に環境に関する行政手続きの申請書類を提出した者は、その申請に対して新法の適用を選択することができる。また、環境保護法の改正に伴い、環境基準、戦略的環境評価、環境影響評価などについて細則・指針を定める環境保護法の実施細則・指針に関する政令が順次策定されている。

1. ベトナムの環境問題

ベトナムは、世界に向けて門戸を開いた1990年初頭から環境保全に配慮するようになった⁵。しかし、経済発展と工業化に伴い、環境汚染の負荷は、とりわけ大気及び水分野において、ますます重大になっている。大気汚染に関しては、ハノイやホーチミンのような巨大都市で、汚染レベルが高水準となっている。自動車・バイク、工場、建設工事から発生するスモッグが原因となって、ベトナムにおいて重大な課題となっている。水質に関しては、環境レポートによると、工業団地の工場廃水のわずか60%しか集中廃水処理システムで処理されていない。残りの廃水は、業者により処理されるものもあるが、中には処理されずに川に流されるケースもある。例えば、2016年半ばに、台湾企業（Formosa）が工業廃水を未処理のまま海に排出したという事件が起こり、水質汚染問題に関する警鐘となった。この事件については、後述6.(2)で詳しく説明する。当該以来、ベトナム政府は2016年8月31日付環境保全のための緊急の命令と解決策についての指令25/CT-TTg及び2016年11月18日付で2017年2月1日施行の環境保全のための行政罰についての政令155/2016/ND-CPに基づき、違法排水の防止のための法的枠組みの強化に尽力している。

2. 環境保護の体制

天然資源環境省（MONRE：Ministry of Natural Resources and Environment）の下部組織であるベトナム環境総局（VEA：Vietnam Environment Administration）が国家レベルの環境政策立案を担当し、政策立案、環境保護法の遵守状況の検査、環境保全地方機関に対する指導などを行っている。また、地方レベルでは、省・中央管轄市の環境行政機関である天然資源環境局（DONRE：Department of Natural Resources and Environment）が所管している。

産業公害規制の主な法体系

1. 環境保護法（2020年改訂）
2. 環境保護法の実施に関する細則及び指針に関する政令
3. 環境保護領域における行政義務違反に対する制裁
4. 水資源法（2012年改正）
5. 排水への環境保護料金に関する政令
6. 廃棄物管理規則

⁵ 「法的側面から見たベトナム環境保護規制の実施にかかるレポート」（2015年、ベトナム語）
http://nature.org.vn/vn/wp-content/uploads/2015/04/25042015_Thuc-thi-chinh-sach-phap-luat-BVMT.pdf

DONRE は工業に対する環境ライセンスの発行、河川や大気などのモニタリングを実施するとともに、工場から排出される廃水、排ガス、廃棄物を実際に規制し、立ち入り検査などによって違反が判明した場合には摘発する役目を負っている。その他、国有企業の産業公害対策を管轄する商工省、建設省、科学技術省などの省庁が、環境行政に関係している。

3. 環境保護の法体系

2020年11月17日付で新たな環境保護法(72/2020/QH14)が発効され、2014年環境保護法を改正した。改正された環境保護法は2022年1月1日から施行されている。様々な点において2014年の環境保護法から改正されているが、主に改正されたポイントは以下に示す通りである。

図表 15-1 2020年に改正された環境保護法の改正ポイント

項目	詳細
気候変動	温室効果ガス（GHG）の削減、オゾン層保護、気候変動に関する国家データベース、排出権取引などを規定
POPs 条約	残留性有機汚染物質（POPs）及びPOPsを含有する原料・燃料・資材・製品・商品・設備の管理における環境保護に関する要件を規定
廃棄製品・包装材のリサイクル	廃棄製品・プラスチックごみなどの収集・処理・リサイクルに関する要件を規定。特に今回の改正においては新たに「環境保護基金」という制度を導入
利用可能な最良の技術	環境汚染を引き起こす可能性のある工場に対するBATの導入を規定
環境監査	事業者に対する環境監査の実施の推奨を規定。具体的な技術ガイドンスについては天然資源環境省により別途公布される予定である

(出所) 海外環境規制・環境市場調査エンヴィックスの情報より作成

上述した主な改正ポイントの中でも、特に進出企業に影響が大きいのが廃棄製品・包装材のリサイクルに関する規制である。従前の規制と比べて対象製品の範囲が拡大され、包装廃棄物が追加された。また、生産者の責任を実施するための選択肢の一つに、「ベトナム環境保護基金」という新たなオプションが加えられ、多くの日系企業に影響があると思われる。具体的な対象製品は図表 15-2 の通りである。

図表 15-2 廃棄製品・包装材のリサイクルの対象製品

項目	対象となる製品・包装材
リサイクルに関する責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電池、バッテリー ・ 電気電子機器 ・ 潤滑油 ・ タイヤ ・ 輸送機器（建設機械などの重機も含む） ・ 各種包装材
処理に関する責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬、殺虫剤・殺菌剤、及び各種化学品の容器 ・ チューインガム ・ 使い捨ておむつ、ナプキン ・ タバコ ・ プラスチック製品及びプラスチック包装材（カトラリー、ストロー、靴、サンダル、玩具、家具、建設資材など）

（出所）海外環境規制・環境市場調査エンヴィックスの情報より作成

4. 主な環境規制

環境保護のための主な規制は、プロジェクトの実行に先立つ環境影響評価報告書または環境保護計画レポートの提出（後記 5）、環境保護費の負担、環境保護税の支払いである。

まず、環境保護費は、廃水の排出企業あるいは事業活動において環境に悪影響を及ぼす企業により、負担される。また環境保護費は、廃棄物量・環境への影響度合、有害・危険度、環境の許容度に基づいて計算される。

次に、環境保護税は、環境に悪影響を与える製品及び商品に対して、環境保護税法に基づき課される。課税対象品目として、①ガソリン・石油など、②石炭、③ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC・フロンガス）、④課税対象ビニール袋、⑤使用制限を受けた除草剤・殺虫剤、⑥使用制限を受けた防腐剤、⑦使用制限を受けた倉庫殺菌剤が挙げられる。

また、ベトナム政府は、プラスチック製使い捨てレジ袋の提供を 2026 年から禁止する方向で検討を進めている。プラスチックごみの海洋流出に対する国際的な監視や批判が強まっていることに対応し、環境改善の取組に前向きに取り組む姿勢を示したいというのが背景にある。このほか、生産者や輸入業者が製品の廃棄・リサイクルの段階まで責任を持つ「拡大生産者責任」に向けた改正も検討されているが、コロナ禍で打撃を受けている企業や国民が多い中、リサイクル料金の徴収は物価上昇の要因になりかねないという反対もあり、改正案の施行は延期されている。

5. 環境影響評価

投資家は、投資分野及び投資範囲によって投資準備期間における環境影響評価報告書または事業実施前の環境保護計画レポート（「環境保護計画レポート」）の提出が求められる。

(1) 環境影響評価報告書

投資家は、以下の事業につき、環境影響評価報告書を提出しなければならない。

- (a) 国会、政府または首相の承認を要するプロジェクト
- (b) 野生生物保護区域、国立公園、歴史的文化的建造物、世界文化遺産、生物圏保護区、または景観保全地区に指定された土地を使用するプロジェクト
- (c) 環境を害する恐れのあるプロジェクト

環境影響評価報告書を要するプロジェクトの詳細リストは、政令 18/2015/ND-CP（政令 40/2019/ND-CP 号により一部改正）の別表Ⅱに、次の一般的区分に基づき記載されている：建築及び建材の製造、交通、電気、エネルギー及び放射能、灌漑、森林伐採及び開墾、鉱物調査、採掘及び加工処理、石油及びガス、廃棄物処理及び再利用、エンジニアリング及び冶金、木材加工、ガラス及び陶器生産、食品製造及び加工、農産物加工、家畜及び飼料加工、肥料及び作物保護製品、製造業、化学、薬品、化粧品及びプラスチック、紙及びオフィス用製品の製造、並びに繊維、染色及び服飾。

環境影響評価報告書の内容の中でもとりわけ重要な項目は以下の通りである。

- (a) プロジェクトの詳細
- (b) プロジェクトの実施のために選択された技術評価
- (c) プロジェクトの環境影響評価
- (d) （廃水方法及び環境保全設備の予測建設費用の評価を含む）環境への悪影響を最小限にとどめるための方策の評価
- (e) コンサルテーションレポート
- (f) 環境保全のための代替的手段

(2) 環境保護計画レポート

環境影響評価報告書が要求されないプロジェクトは、政令 18/2015/ND-CP（政令 40/2019/ND-CP 号により一部改正）の別表Ⅱのリストに該当する場合には、環境保護計画レポートを提出しなければならない。リストに該当しない環境影響評価報告書が要求されないプロジェクトについては、環境保護計画レポートの提出は不要である。

環境保護計画レポートの内容のうち、とりわけ重要な項目は以下の通りである。

- (a) プロジェクト実施場所の表示
- (b) 製造、取引及び役務の種類、技術及び規模
- (c) 必要な原材料及び燃料
- (d) 廃棄物及び環境に影響を与えるその他の物質の見積り
- (e) 廃棄物の処理方法及び環境への悪影響を緩和する方策
- (f) 実施の予定されている環境保全施策

6. 環境が問題となった事例

(1) Vedan Vietnam の事例

2008 年 9 月 8 日、天然資源環境省の環境警察及び捜査チームは Vedan Enterprise Corporation（台湾）のグループ会社である Vedan Vietnam Enterprise Corporation Limited（以下「Vedan Vietnam」と言う）をティバイ川に未処理廃水を排出したとして摘発した。

結果として、Vedan Vietnam は、2008 年 10 月 6 日付決定 131/QD-XPHC により、2 億 6,750 万ベトナムドンの行政罰を科された。更に、Vedan Vietnam は違法排水に係る全パイプライン、下水道及びポンプシステムの除去など、必要とされる改善を行うこととなった。また、Vedan Vietnam は損害の査定に関連して当局及び実施機関に生じた調査費用及び関連費用として 45 億ベトナムドンの支払いも命じられた。

他の特筆すべき点として報道によると、Vedan Vietnam はその違法な行為の被害者に対し、2,000 億ベトナムドンの損害賠償を支払うとのことであった。Vedan Vietnam は、2011 年 1 月 12 日にこれらの支払いを終えた。なお、本事件では刑事責任が問われたという報道はされていないようである。

(2) Formosa の事例

2016 年 4 月以来、ハティン省、クアンビン省、クアンチ省及びトゥアティエンフエ省を含むベトナム中部の複数省で、魚の大量死が記録された。

約 3 ヶ月に及ぶ捜査の後、2016 年 1 月 28 日、Formosa Plastics Corporation（台湾）の子会社である Formosa Ha Tinh Steel Corporation（以下「Formosa」という）は、同社による工業廃棄物の海洋投棄がベトナム中部省の魚の大量死を引き起こしたと認めた。Formosa 事件の捜査の記者会見によると、当該行為により 70 トン以上の魚の死骸が発見された。これにより、漁師などを含む 26 万人以上の生活に影響が出たと言われている。

その結果、Formosa は、産業廃棄物の厳しい管理による排水、排気、固形廃棄物の浄化や、大学や研究機関などとの地下・地上での産業廃棄物排出モデルの研究、4 省の住民への損害賠償（5 億米ドル）などを行ってきた。Formosa が投じた費用は数十億米ドルに上ったという。なお、本事件では、刑事責任が問われたという報道はされていないようである。Formosa はこの 5 年程、環境当局による特別監視対象となっていたが、同社による 5 年にわたる海洋環境回復の取組により海洋環境は改善したとして、2022 年に特別監視の解除が行われた。

(3) Pomina の事例

2018 年、バリアブントウ省の人民委員会は、Pomina Steel Corporation（外国投資家も出資している上場企業）に対し、2016 年～2018 年の間に同社の子会社 2 社が行った合計 17 件の環境関連法令違反（国家環境技術基準を超える不純物を含んだ金属くずの輸入など）に関して、48 億ベトナムドンの行政罰を科す旨の決定を下した。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

改正商法（The Commercial Law）が2005年12月に国会を通過、2006年1月1日から施行されている。同法は、①国内商業（物品の売買と各種サービスの提供）、②貿易（輸出入）、③外国企業のベトナムにおけるあり方（駐在員事務所、支店）とその許容される事業・活動、④販促のための展示・展覧会、見本市、販促行事の推進、⑤物品加工の委託と受託（含む外国との間の委受託）、⑥物流関連、⑦物品の賃貸・借用などの分野をカバーしている。

輸出入に関する許認可権限は基本的には商工省が所管している。CITES（ワシントン条約）に関する一部の品目は、農業農村開発省が管轄することがある。その他、関税総局（財務省）で関税業務一般や物品税の免除・還付など、保健省が動植物・水産物の輸入に際しての検疫制度を担当している。

輸出入管理制度では品目は、輸出入禁止品目、輸出入管理品目、供給調整品目に区分され、具体的品目が指定されている。輸出入に関する制度は、国内及び世界経済や産業の状況に応じてしばしば変更されるため、常に最新法令を注視しておくことが肝心である。

(1) 輸入規制

① 輸入地域規制

現状、輸入元として地理的な制約を受ける特定の国・地域は存在しない。

② 輸入品目規制

輸入に関しては、輸入禁止品目として武器・弾薬・爆薬（工業用爆薬を除く）・軍事技術設備、花火、中古消費財10種、中古の情報通信関連製品など13品目が指定されている（図表16-1）。

輸入管理品目としては有害化学物質、鉱物、動植物・水産物の一部、出版物、一部の薬品などが、また、供給安定化を目的に政府が管理する品目として塩、卵、精製糖、葉巻原料の4品目が定められており（輸入クォータ管理品目）、規制の対象となっている。

輸入管理品目は、品目によって要求内容が異なる。これらの輸入にあたっては、輸入許可、自動輸入許可証、輸入クォータの輸入許可証や、規定の遵守などが求められる。

輸入規制の品目リストは2018年 Decree No. 69/2018/ND-CP に記載されており、その後品目ごとの随時改正や改定が行われている。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入管理品目のリスト

輸入禁止品目	
1	武器、弾薬、爆薬（工業用以外）、軍事技術設備
2	花火各種、走行速度測定器を妨害する設備など
3	中古消費財（衣類、家電、医療器具、室内装飾品、陶磁器、自転車など 10 種）
4	中古の IT 商品
5	国内で普及・流通が禁止されている出版物、郵便法にて規定される郵便切手、無線周波数法の基準を満たさない無線機器・設備
6	国内で普及・流通が禁止されている文化製品
7	右ハンドル車などの車輛
8	中古輸送機器
9	ロッテルダム条約の付録Ⅲにて定められている化学製品
10	ベトナムで使用が禁止されている植物保護物質
11	フロンガスを使用した鉄くず、廃棄物、冷蔵設備
12	角閃石類のアスベストを含む製品・原材料
13	化学兵器禁止条約や特定の規定で定められた毒性化学薬品

制限・要求内容の例	主な対象例
輸入許可証	救命索発射器、郵便切手、セキュリティーソフト製品、輸入前に検査対象となっている動植物栽培種子など
自動輸入許可	商工省の定める自動輸入許可品目
輸入クオータの輸入許可証	輸入クオータ適用品目（塩、卵、砂糖、葉巻原料）
検査合格証	輸入品として初めて登録される獣医薬・飼料・及び関連品、ベトナムに生息していない農作物・植物栽培種子・昆虫、精子、胚子
流通登録	人の健康に直接影響を与える化粧品、殺虫剤、殺菌剤
法令や条件への適合	印刷物、印刷機、鉄くずなど
輸入代行業者の指定	紙幣印刷用紙、紙幣印刷用インク、造弊機など

（出所）Decree No. 69/2018/ND-CP、JETRO 資料などより作成

③ 中古機械・設備の輸入規制

中古機械・設備の輸入に関して、2016年7月1日より Circular No. 23/2015/TT-BKHCN が施行されている。中古機械・設備を輸入する際は、製造から 10 年を超えておらず、安全・省エネ・環境保護に関してベトナムの基準もしくは G7 の基準に適合していないと輸入ができず、批判が上がっていた。それが、中古機械の輸入に関する緩和策となる首相決定 18 号（18/2919/QD-TTg）が 2019 年 6 月 15 日より施行され、製紙や木材、機械エンジニアリングといった分野の機械の一部で年数上限が 15 年または 20 年に緩和されることとなった。また、中古機械・設備、中古生産ラインを輸入する際、それぞれに輸入基準を設けており、基準が満たされていることを指定の鑑定機関が発行した鑑定書などで証明する必要がある中で、首相決定 18 号に基づく日本発の指定鑑定機関として、日本海事検定協会が認定された。

④ 輸入許可証

輸入許可証は非自主規制輸入許可証の一種である。非自主規制輸入許可証は、輸入管理品目で輸入許可証が必要な品目において取得が義務付けられている。従来は、自主規制輸入許可証もあったが、現在、同制度は無期限に停止となっている。

⑤ 自由販売証明書

ベトナムでは自由販売証明書（Certificate of Free Sale : CFS）管理品目が定められており、対象となる品目を輸出入する場合は、CFS を取得し、管轄官庁に提出する必要がある。CFS は、輸出国において製品が一般市場で問題なく流通していることを証明する。日本では各地方の厚生局にて発行しており、管轄官庁は輸入品の CFS の管理に加え、輸出品の CFS の発行も行っている。

(2) 輸出規制

① 輸出地域規制

輸入の場合と同様に、現状、輸出において地理的な制約を受ける特定の国・地域は存在しない。

② 輸出品目規制

輸出に関しては、輸出禁止品目として骨董品、国内自然林を源泉とする丸太及び製材、希少水産用食品など7品目が、輸出管理品目として鉱物、農作物・植物栽培用の貴重種子及び稀少種子、出版物全般などが、それぞれ指定され、規制の対象となっている（図表 16-2）。

図表 16-2 輸出禁止品目と輸出制限品目の例

輸出禁止品目	
1	武器、弾薬、爆薬（工業用以外）、軍事技術設備
2	国内遺跡、骨董品、国内で普及・流通ができない文化製品
3	国内で普及・流通が禁止されている出版物、郵便法にて販売などが禁止されている郵便切手
4	国内の自然林でつくられた丸太、製材
5	貴重価値・稀少動植物、農産物・植物栽培用種子、国際組織との「レッドブック」に記載された貴重動物・稀少動植物など
6	国家機密保持に関わる情報機器
7	化学兵器禁止条約などにて規定された第一種有毒性化学品

制限・要求内容の例	主な対象例
輸出許可証	輸出クオータ適用対象品、国際条約による輸出管理品目、遺物・骨董品
自動輸出許可証	商工省の定める自動輸出許可品目
出所証明	映像・音声製品、文化製品、美術品などの著作物
法令や条件への適合	化学品・化学製品、印刷物

（出所） Decree No. 69/2018/ND-CP、JETRO 資料などより作成

③ 自由販売証明書

輸出に際して、自由販売証明書（CFS）が必要となる管理品目が定められている。同証明書を取得するには、CFS 取得申請書及び規格証明書の公証コピーと管轄官庁により必要書類が追加となる。CFS は取得後 2 年間有効である。

④ 輸出のための原産地証明書の発行

ベトナムでは近年国際協定や貿易協定などを多く締結している。それらの協定に基づき特定の国への輸出において関税減免措置を利用するために、特惠原産地証明書の発行が必要となる場合がある。原産地証明書の発給は、商工省、各地の商工局輸出入管理課、ベトナム商工会議所が行う。申請は、事業体の登録と、原産地証明書の発行申請からなる。書類に不備がなければ 3 営業日以内に発行される。

なお、特惠関税の適用を受ける場合でなく、輸入者から商取引上などに求められた場合に提出する非特惠原産地証明書は、国内法に従う。

2. 関税制度

外国から機械設備や部品・原材料などを輸入する場合には、輸出入関税法（Law No.107/2016/QH13）の規定に従って輸入関税が課税される。従価税による関税を適用し、輸入関税率は、全般的な傾向として、消費財、特に贅沢品については高く、投資財や原材料、特にベトナムで生産されない物については低く、場合によっては免税にもなる。標準関税率、優遇関税率、特別優遇関税率の 3 種類があり、優遇関税率や特別優遇関税率が適用されない場合は、標準関税率となる。標準関税率は、優遇税率の 150% に設定されている。優遇関税率は、ベトナムと最恵国待遇の関係を有する通商国（MFN）から輸入する場合に適用される。特別優遇税率は、自由貿易協定や共通関税制度など特別優遇貿易協定を締結している通商国からの輸入に適用される。

ベトナムは、ASEAN 自由貿易地域（AFTA）への参加に伴い、共通実効特惠関税（CEPT）プログラムに基づき対象品目の税率を 5% 以下に引き下げ、2015 年には ASEAN 域内からの輸入関税を撤廃している。2018 年には、永久適用外品目、臨時適用外品目及び留保品目を除き、完成自動車を含む関税撤廃が完成している。ASEAN では、域外の国との間の経済連携として、AJCEP（日本）、AKFTA（韓国）、ACFTA（中国）、AIFTA（インド）、AANZFTA（オーストラリア・ニュージーランド）、などを締結している。また、二国間では、日本と投資協定及び経済連携協定（JVEPA）、チリ（VCFTA）、韓国（VKFTA）、英国（UKVFTA）と自由貿易協定、米国やその他の国と通商協定を締結している。多国間では、ベトナムとユーラシア経済連合との自由貿易協定（VN-EAEU FTA）、EU との自由貿易協定（EVFTA）、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（CPTPP）、そして東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が発効済みである。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税のほかに付加価値税（税率 0%、5%、10%）が課されるほか、一部については特別消費税も課される。付加価値税は、輸入価格・関税・特別消費税の合計に対して課される。特別消費税は、輸入価格と輸入関税に対して課される。ただし、法人の新規設立時に機械などを輸入する場合、投資ライセンスに記載の事業内容において固定資産として使用する機械には税率が優遇される。

減価償却後は譲渡が可能であるが、途中で譲渡することになった場合は追徴課税となり、使用期間を控除した金額に対し関税が適用される。また、輸出加工区内は外国と見なされ輸入関税や輸入時の付加価値税は課税されない。以前は外資企業への輸入関税免税措置があったが、2006年に廃止されている。

輸出関税（0～40%）が課される品目は、米、鉱産品、林産品、水産品などの天然資源のほか、スクラップなどの一部の物品に限られている。課税対象価額は、積み地における販売価格（FOB価格）とされている（保険料及び運賃は除く）。

輸出入関税については、「第9章 主要投資インセンティブ」、「12章 税制」も併せて参照のこと。

3. 通関手続

(1) 輸入通関手続

輸入の許可申請や通関の流れは、輸入申告、書類審査、関税納付、現物検査、搬出の順に行われている。電子通関システムのVNACCSにて輸入申告を行い、グリーン（審査・検査免除）、イエロー（書類審査）、レッド（税関検査）の判定に応じて手続を進める。イエローの場合は、書類審査を経て検査の有無が確定する。必要となる書類は、輸入申告書、インボイス、パッキングリスト、売買契約書もしくは発注書、船荷証券（B/L）であり、そのほかに輸入許可証、検査免除通知もしくは専門機関による検査結果、自由販売証明書（CFS）、原産地証明書など必要に応じて提出する必要がある。なお、輸出加工企業（EPE）の場合は、製品を加工して輸出する際に輸入・輸出数量の確認が必要になるため、原料・部材リストも提出する。関税納付は、オンラインでの支払いが可能である。

税関からの搬出許可が出た後、輸入品を引き取ることができる。現物検査が完了していなくても搬出はできるが、サンプル検査の結果が出ていない場合は、販売などができない。

(2) 輸出通関手続

輸出の許可申請や通関の流れは輸入の流れとほぼ同じで、輸入申告、書類審査、現物検査、船積みの順に行われている。必要となる書類は、輸出申告書、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）であり、そのほか輸出ライセンスや原産地証明などは必要に応じて提出する。なお、植物、食品、医薬品・化粧品、水産物、化学品、文化作品は、輸出時に検査が必要となる（図表 16-3）。

図表 16-3 電子申告による申告対象

輸入電子通関申告書
輸出電子通関申告書
インボイスリスト
免税登録情報
輸送申告情報
通関後の追加申告
物品保管申告
商品出荷申告
検査場持込申告

(出所) Circular No. 38/2015/TT-BTC、JETRO 資料などより作成

4. 為替相場

ベトナムの外国為替相場は、管理フロート制が採用されている。為替の売却・交換に関する規制は 1999 年以降緩和されており、外資系企業の経常支払いについても、2001 年 1 月からベトナムドンからドルに為替を交換する権利が付与されている。

1999 年の管理フロート制導入時の為替相場制度は、ベトナム国家銀行 (SBV) が前日のインターバンク市場取引の平均相場を基準相場として公表し、その上下 0.1% の範囲内で変動を容認するというものであった。変動許容幅は、2002 年 7 月 1 日に±0.25% として以降、段階的に拡大され、2009 年 3 月 24 日には±5.0% とされた。ベトナムドンは、対外不均衡の拡大、財政収支の悪化、インフレ圧力の高進などから、たびたび売り圧力にさらされ、2009 年 11 月～2014 年 6 月までに 6 回の基準相場の調整という事実上の切り下げを余儀なくされた。この間、変動許容幅は±1.0% に段階的に縮小された。2015 年には、1 月に次いで 5 月に基準相場の調整 (切り下げ) と変動許容幅の拡大に追い込まれたのに続いて、8 月にも中国の人民元切り下げを契機に同年 3 度目となる通貨調整 (切り下げと変動許容幅の±3% への拡大) を行った。

2015 年 12 月 31 日付の Decision No. 2730/QD-NHNN により、2016 年 1 月 4 日以降、基準相場は、前日のインターバンク市場取引の為替相場、貿易・資本取引の主要相手国の為替相場、国内マクロ経済動向の三つの要素を加味して算出されることになり、変動許容幅は±3% とされた。このような変更は、市場実勢をより反映した為替相場を実現することで、ドラスティックな通貨調整を回避しようとするものである。

2022 年に入ってから急激なドル高ドン安傾向となっており、2022 年 12 月末の対ドル為替レート (終値) は 1 ドル=約 23,610 ベトナムドンに達している。一方で、円に対しては円安ドン高傾向にあり、2022 年 12 月末の対ドル為替レート (終値) は 1 円=約 177 ベトナムドンである。

図表 16-4 外国為替レートの推移（上段：VND/USD、下段：VND/JPY）



（出所）CEIC、Vietcombank より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

ベトナムでは、外国為替管理に関する規則（Ordinance No.06/2013/UBTVQH）が2013年3月に制定され、2014年1月より発効している。当該規則では、商業活動をドンで実施するよう、定められた。また、同規則の施行細則（Decree No.70/2014/ND-CP）において、外貨建て商品やサービスの輸出入に関する支払や振替は、ベトナム国家銀行（SBV）の認可金融機関での電信送金にて行うことが求められている。

貿易取引では、信用状、為替手形、振込指示書などでの決済が可能である。一覧払信用状（At sight L/C）及び180日までの信用状が一般的である。

資本取引においては、ベトナム国内で営業を許可された金融機関に開設した特定の口座を通じて行う必要がある。期間が 1 年を超える外国ローンは、ベトナム中央銀行に登録しなくてはならない。

外貨の持込み、持出しは、通貨、金額に関わらず自由であるが、入出国の際に所持する金額が現地通貨（ドン）で 1,500 万ドン、外国通貨（現金）で 5,000 米ドル相当を超える場合は、税関でその金額を申告する必要がある。

なお、2014 年より国内における取引、支払、広告、見積、価格設定などで外国通貨による表示が禁止されている（Circular No. 32/2013/TT-NHNN）。また、外貨収入のない企業は外貨建て借入ができず、用途も制限される。ただし、輸出加工企業（EPE）や、外国投資における外貨出資、外国人労働者への給与支払いなどにおいては、外貨の使用が認められている。

第17章 金融制度

1. 金融機関

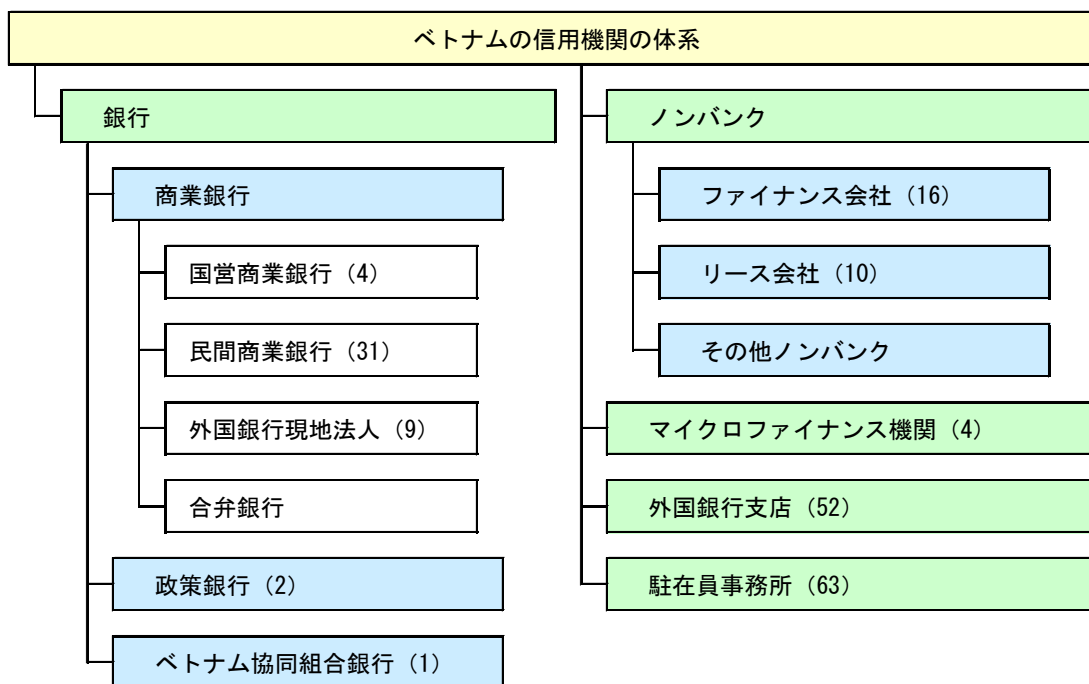
ベトナムの金融機関の監督官庁はベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam : SBV）である。SBVのウェブサイトによると、2022年9月末時点、同国の信用機関には、商業銀行44行、政策銀行2行、ベトナム協同組合銀行1行、ノンバンク26社、マイクロファイナンス4機関、外国銀行支店52行などから形成されている。

ベトナムでは、2004年6月に与信機関法が改正され、外国金融機関の投資に関し、①100%外資系銀行の設立、②国内の金融機関に対する外国金融機関の資本出資・株式取得を容認するなどの改革が行われた。その後、2010年の同法の改正では、ノンバンクに係る規定が加わっている。

2010年代に入り、ベトナムでは金融再編計画を進めている。2012年には、銀行の経営状態別の分類に基づき、脆弱とされた銀行の処理を集中的に進めることを骨子とする金融再編計画が、首相決定（No.254/2012/QD-TTg）として公布された。これにより、2011～2015年の5年間で、買収・合併や解散などで銀行が9行、ノンバンク2社、外資系銀行8支店が整理統合された。

また、2017年以降は不良債権処理に関する国会決議がなされ、不良債権の徹底的な処理に重点を置いた、預金者権利の保護、金融システムの安定確保、脆弱な経営基盤の金融機関の整理などを実施してきたものの、新型コロナウイルスの影響による不良債権の増加が懸念されている。

図表 17-1 ベトナムの金融機関



(注) 括弧内の数字は該当する金融機関の数を示す。ただし、合併銀行、その他ノンバンクには対象となる銀行または企業がなかったため、金融機関数を示していない。

(出所) ベトナム国家銀行ウェブサイトより作成

(1) 中央銀行

ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam：SBV）は、ベトナムの中央銀行であり、金融監督機関でもある。2010年のベトナム国家銀行法（Law on the State Bank of Vietnam 2010）に基づき、ベトナム国家銀行は政府の一つの省庁と規定され、またその権限、機能、組織などが定められている。金融機関の監督以外の役割としては、通貨政策の策定、外国為替準備金管理などがある。

歴史を振り返ると、SBVやベトナムの銀行制度は、同国が社会主義国であることによる影響を大いに受けてきた。1986年のドイモイ政策導入後、SBVは1988年まではモノバンクシステムを採用し、中央銀行としての機能と商業銀行としての機能の二つを有していた。1990年に二階層銀行制度へと移行し、民間資本が銀行セクターに参入するようになった。

モノバンクの解体の際、商業銀行部局がSBVから独立し、四つの国有商業銀行になった。ベトナム産業貿易商業銀行（Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade：VietinBank）は中央銀行の産業・商業融資部門、ベトナム農業農村開発銀行（Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development：Agribank）は農業部門、ベトナム外国貿易商業銀行（Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam：Vietcombank）は外国貿易部門、ベトナム投資開発銀行（Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam：BIDV）はインフラ部門を担っていた。

(2) 商業銀行

商業銀行部門は、①国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）、②民間商業銀行（Joint-Stock Commercial Banks）、③外国銀行（Wholly Foreign Owned Banks）の3部門に大別される。

① 国有商業銀行

2019年6月末時点、国有商業銀行は、Agribank、Global Petro Sole Bank（GP Bank）、OCEAN Bank、Construction Bankの4行である。ただし、かつてSBVから独立したVietcombank、VietinBank、BIDVの3行は2014年までに株式上場を果たし、SBV以外の株主が現れたことから、民間商業銀行として扱われているが、SBVの持株比率が50%超であるため、統計上、当該3行を含めた計7行が、国有商業銀行として見なされることも多い。

なお、戦略的外国投資家（Foreign Strategic Investor）として、Vietcombankはみずほ銀行、VietinBankは三菱UFJ銀行と世界銀行グループの国際金融公社（IFC）などによる出資を受けている。ベトナムの銀行には外国投資家に対する出資比率規制があり、その上限は30%である。ただし、戦略投資家の出資上限は20%、外国機関投資家は15%、個人投資家は5%と上限が定められている。

Agribank、Vietcombank、VietinBank、BIDVの4行は、当初は特定の政策目的のもと国有企業向けの融資を行っていたが、国有企業だけでなく民間企業向けの融資を増やしている。当該4行に加え、1997～2015年にはメコンデルタ住宅開発銀行（MHB）が国有商業銀行として存在していたが、2015年5月にBIDVと合併し、Construction Bank、GP Bank、OCEAN Bankの3行は、財務内容の悪化を要因に、SBVがこれらの銀行の全発行済株式を0ドンで強制買収した商業銀行である。

過去に比べて存在感は低下したものの、国有銀行の存在は引き続き大きい。2022年6月時点では、ベトナムの金融機関の総資産に占める国有銀行の比率は7行合算ベースで41.4%と高い（図表17-2、17-3）。特に、VietinBank（2009年上場）、Vietcombank（2009年上場）、BIDV（2014年上場）は3大国有商業銀行として知られ、過半数はSBVが株式を保有しているものの、いずれもホーチミン証券取引所（HOSE）に上場している。

図表 17-2 金融機関の分類

	総資産	
	(兆ドン)	(構成比)
国営銀行	7,096	41.4%
商業銀行	289	1.7%
外国銀行、外国銀行支店、合併銀行	7,572	44.2%
ベトナム社会政策銀行（政策銀行）	1,685	9.8%
ファイナンス・リース会社	279	1.6%
人民信用基金	51	0.3%
ベトナム協同組合銀行	167	1.0%
合計	17,139	100.0%

（注） 2022年6月末時点。

（出所）ベトナム国家銀行より作成

図表 17-3 国有商業銀行一覧

国有商業銀行	略称	主要株主 (2021年12月時点)	
		Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	Agribank
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	Vietcombank	SBV みずほ銀行	74.80% 15.00%
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	VietinBank	SBV 三菱UFJ銀行 IFC Cap Fund	64.46% 19.72% 5.39%
Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam	BIDV	SBV	80.99%
Vietnam Construction Bank	Construction Bank	SBV	100%
Global Petro Commercial Bank	GP Bank	SBV	100%
OCEAN Commercial Bank	OCEAN Bank	SBV	100%

（出所）各種資料より作成

② 民間商業銀行

2022 年 9 月時点、SBV のウェブサイト上では、民間商業銀行 (Joint-Stock Commercial Bank) は 31 行ある (VietinBank、Vietcombank、BIDV の 3 行を含む)。商業銀行では国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率などに関する国際統一基準である「バーゼル II」の達成に向け、増資などの資本政策を行うケースが多い。バーゼル II では、達成すべき最低水準 (8%) はバーゼル I と変わらないものの、銀行が抱えるリスク計測 (自己資本比率に使われる分母の算出) の精緻化が行われている。これは、ベトナム国家銀行が 2016 年 12 月に発出した通達 41 号 (41/2016/TT-NHNN) に基づく対応である。今後はバーゼル III の導入も控えていることから、一部の銀行ではさらなる増資を行うことにより、財務体質を強化に向けた取組を行っている。

③ 外国銀行

2006 年、外資 100%による銀行の現地法人及び支店の設立が認められるようになった。2019 年 8 月時点では、ベトナムで 100%外資銀行や合弁銀行を設立する場合、設立申請書類を提出する年の直近 1 年間において、総資産の価値が 100 億米ドル以上相当であることが求められる。また、外国銀行の支店設立の場合は、その親会社の総資産額が 200 億米ドル以上相当でなければならないとされている。2022 年 9 月末時点 SBV のウェブサイトによると、ベトナムに進出している外国銀行には、英国系では香港上海銀行 (HSBC) とスタンダード・チャータード銀行、マレーシア系ではホンリョン銀行、パブリックバンク、CIMB、韓国系は新韓銀行とウリィ銀行、シンガポール系ではユナイテッド・オーバーシーズ銀行 (UOB)、豪州系ではオーストラリア・ニュージーランド銀行 (ANZ) の合計 9 行がある。

邦銀では、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行が、それぞれハノイ、ホーチミンに支店を設立している。ベトナムに進出した日系企業が頻繁に関わりを有することになるのは、邦銀のホーチミン支店やハノイ支店である。設立時の資本金口座開設や、資金調達に際しての親会社の保証をもとにした邦銀本体からの借入、邦銀支店を通じた親子ローン、海外送金サービスの提供などで進出済み日系企業にとっては必要不可欠な存在となっている。駐在員の給与は HSBC などの非日系外資銀行を利用することが多く、従業員への給与振込や現地取引先との決済などでは地場の銀行を利用することが多い。また、最近の動向として、みずほ銀行がベトナムのモバイル決済市場で最大手である Momo に出資を行うなど、邦銀と地場のフィンテック・スタートアップとの協業も始まっており、今後新たなサービス展開の可能性が高まっている。

(3) 政策銀行、協同組合銀行

ベトナムには商業銀行以外に政策銀行と協同組合銀行がある。政策銀行はベトナム社会政策銀行 (VBSP) とベトナム開発銀行 (VDB) の 2 行である。VBSP は貧困層や零細企業に融資する役割を担い、VDB は開発金融機関である。また、協同組合銀行であるベトナム協同組合銀行 (Co-operative Bank of Vietnam) は、ベトナム全土に展開する 1,162 の人民信用金庫 (PCF) の本部組織である⁶。

⁶ <https://www.co-opbank.vn/Introduction/Overview>

(4) ノンバンク

ノンバンクにはファイナンス会社とリース会社がある。なお、ファイナンス会社には、個人ローンや割賦販売などが含まれる。ノンバンクも不良債権問題を背景に業界再編の動きが見られ、外資による買収が続いている。2016年11月に新生銀行がMB Financeへの出資を発表し（2017年11月に正式発足）、2017年2月には三井住友信託銀行がBIDV Financial Leasingへの出資に関しSBVから基本承認を得て、同年5月に合併事業を開始した。

2021年4月には株式会社三井住友フィナンシャルグループの傘下であるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社が、ベトナムの商業銀行であるVietnam Prosperity Joint Stock Commercial Bankから、100%子会社のVPBank Finance Company Limitedの持ち分49%について、関係当局からの許認可などを前提に取得することが発表された⁷。

(5) 駐在員事務所

SBVのウェブサイトによると、2022年9月末時点でベトナムに駐在員事務所を構える外国銀行などは63あり、この内の13拠点に日本の金融機関などが該当している。邦銀では、ホーチミン市に福岡銀行、大垣共立銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、群馬銀行、北國銀行、北陸銀行、ハノイ市に広島銀行、常陽銀行、十六銀行、国際協力銀行の計11行が駐在員事務所を構えている。この他、三菱UFJリース、アコムはホーチミン市に事務所がある。

また、近年は、日本の地方銀行が、現地でコンサルティング会社を設立する動きも現れている。2017年には、大垣共立銀行が、現地法人の設立、運営サポート、投資コンサルティング業務などを行う子会社をハノイに設立し、2019年10月には、東京きらぼしフィナンシャルグループの子会社であるきらぼし銀行が、ホーチミンにコンサルティングの現地法人を設立した。さらに、2021年11月に北國フィナンシャルホールディングスのグループ会社であるCCイノベーションがホーチミンに現地法人を設立し、タイに続いて現地でコンサルティング業務を展開している。

2. ベトナムの金融市場

(1) 金融政策

SBVは、2021年の①経済成長、②通貨価値の維持、③金融システム（為替相場）の安定性を、その責務として負っている。これらの目標を達成するための金融政策手段として、政策金利の変更、預金準備率の変更、公開市場操作などを用いている。

SBVが調整する政策金利には、公定歩合（ディスカウントレート）とリファイナンスレートの2種類がある。公定歩合は短期の有価証券を商業銀行から買い取る際の金利で、リファイナンスレートはSBVが短期の有価証券を担保に商業銀行に対して貸出を行う際の金利である。

⁷ https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20210428_01.pdf

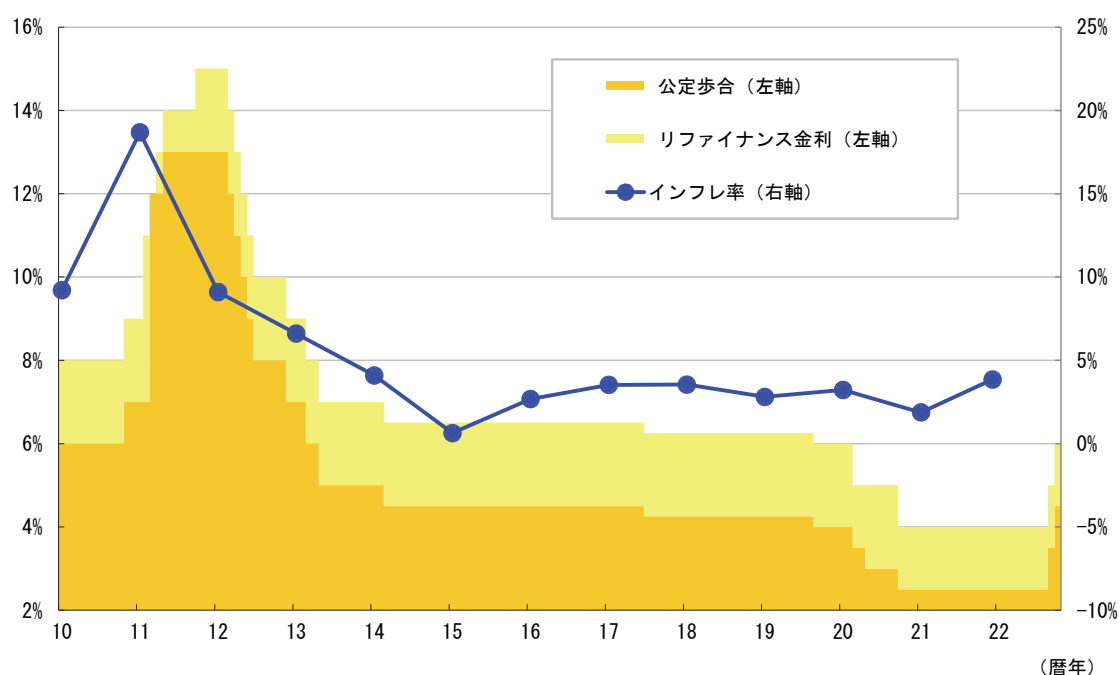
2014年3月から2017年6月まで、公定歩合は4.50%、リファイナンスレートは6.50%だったが、2017年7月に両政策金利を0.25%ずつ引き下げ、また2019年9月にもそれぞれ0.25%引き下げた。さらに、2020年に段階的に引き下げを行い、暫くの間公定歩合は2.50%、リファイナンスレートは4.00%となっていたが、2022年9月に1.00%ずつ引き上げ、公定歩合は3.50%、リファイナンスレートは5.00%となり、10月にも1%引き上げられ、2022年12月時点において、公定歩合は4.50%、リファイナンスレートは6.00%となっている。なお、インターバンク市場の指標金利はVNIBORと呼ばれ、国内・外国銀行大手行の調達金利の平均値として算出される。

また、ベトナムでは預金金利に対する規制がある（ドン預金：2020年9月30日付中央銀行決定1729/QD-NHNN、米ドル預金：2015年12月17日付中央銀行決定2589/QD-NHNN）。商業銀行などの場合、2022年9月時点のドン預金の上限金利は、普通預金と1ヵ月未満の定期預金が0.2%、1ヵ月以上6ヵ月未満の定期預金が4.0%となっている（信用機関やファイナンス機関における、1ヵ月以上6ヵ月未満の定期預金は4.75%）。また、米ドルの預金金利は期間に関わらず0%と規定されている。

SBVのウェブサイトによると、預金準備率は、銀行属性（分類）、預金期間、通貨によって異なる。2022年9月時点の預金準備率は、1年未満のドン預金に対して3%、1年以上のドン預金は1%に設定されており（政策銀行・農業銀行・協同組合銀行を除く）、外貨預金の準備率はそれぞれ8%と6%に設定されている。

また、通貨ドンには変動相場制が採用されているが、SBVが基準レートを毎日公表し、当該基準レートから上下3%の範囲内での取引となる（管理フロート制）。

図表 17-4 政策金利とインフレ率の推移



(出所) ベトナム国家銀行、中央統計局より作成

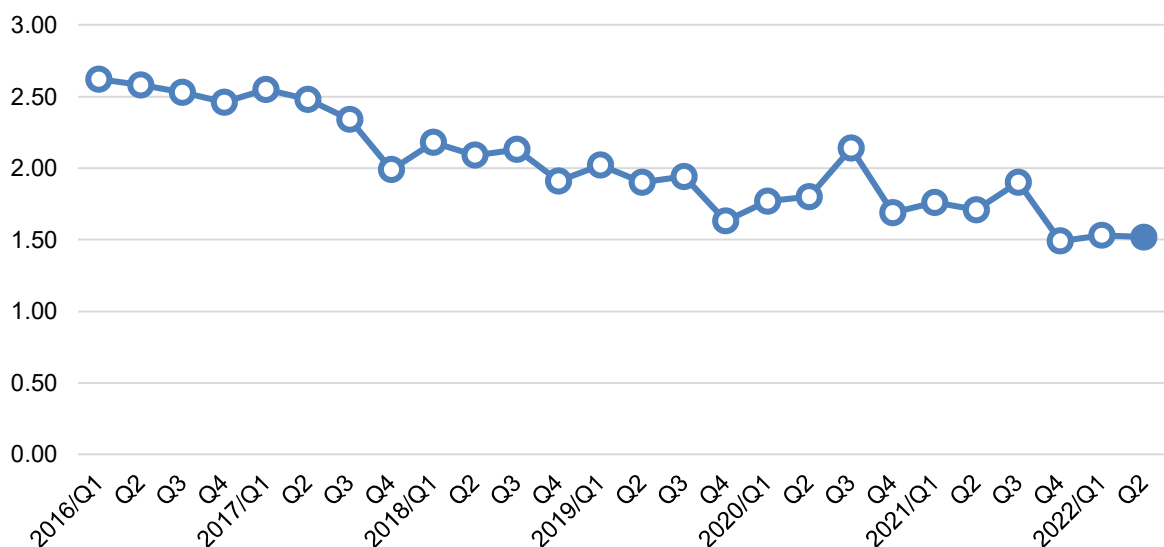
(2) 不良債権比率の現状

2000年代、ベトナムでは不動産投資ブームや銀行間の競争を背景に貸出が増加した。貸出の増加はベトナム経済の高成長を支えたが、2009～2010年に対前年比30%以上の高い伸びを記録した後、不良債権問題を深刻化させた主因ともなった。SBV統計によれば、不良債権比率は2012年9月末に4.9%まで上昇したが、実態は15%以上との見方もあった。

2013年には不良債権を処理する国家債権買取会社（Vietnam Asset Management Company：VAMC）を設立し、不良債権の処理を加速させた。また、2017年8月に金融機関の不良債権の試験的処理に関する国会決議42号（42/2017/QH14）が施行されてからも不良債権の処理が進んでいる。

これらの結果、不良債権率は低下傾向にあり、2021年6月末時点の不良債権率は1.52%となっている。

図表 17-5 不良債権比率の推移



(注) 2019年第2四半期のデータは報道ベース

(出所) ベトナム国家銀行

3. 資本市場

(1) 株式市場

ベトナムにはホーチミン、ハノイの2カ所に証券取引所があり、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)とも財務省が保有する国有企業であったが、2021年12月に2つの証券取引所が経営統合し、新たに誕生したベトナム証券取引所(VNX)が持株会社としてHOSEとHNKの一体経営をスタートさせている。

ベトナムの上場銘柄数は2022年5月末時点でHOSEが415銘柄、HNXが348銘柄である。HOSEとHNXの上場基準は異なり、HNXにはHOSEよりも小規模の企業が上場している。HNXにはUPCoMという市場も併設されており、未上場の公開企業株式を取引する場となっている。HOSE上場企業のうち時価総額上位には国有企業(銀行を含む)が多く入る(図表17-6)。大手国有企業は上場しているものの浮動株比率は非常に低いのが特徴である。

HOSEの株価指数は上場全銘柄からなる時価総額加重平均指数で、2000年7月28日を基準(100)として算出されており、2022年9月末のHOSEの株価指数は1132.11である(図表17-7)。

以前はベトナムの株式市場には外資規制が設けられており、外国投資家の株式保有比率は49%(銀行は30%)が上限とされてきたが、2015年9月に49%を上限とする外国投資家の保有比率規制は撤廃された。ただし、上限撤廃には各社が国家証券委員会から個別に認可を得る必要がある。

図表 17-6 HOSEの上場企業時価総額上位10社

	会社名	産業分類	時価総額 (兆ドン)
1	ベトナム外商銀行(ベトコムバンク)	銀行	372.9
2	ビンググループ	不動産	361.9
3	ビンホームズ	不動産	357.1
4	ホアファットグループ	鉄鋼	207.5
5	マッサングループ	農業	201.9
6	ベトナム投資開発銀行	銀行	187.7
7	ペトロベトナム・ガス	石油・ガス	184.1
8	ベトナム乳業(ビナミルク)	食料品	180.5
9	ノー・バー・ランド・インベストメント・グループ	不動産	175.7
10	ベトナムテクノロジカルコマーシャル	銀行	175.5

(注) 2022年9月末時点

(出所) Bloomberg 資料より作成

ひとくちメモ 6: キャッシュレス決済の増加

決済の方法に関しては、まだまだ現金主義でキャッシュレス決済はあるとしても QR コードでの決済が中心である。ベトナム政府としても日系の小売店などを含む民間企業においても、キャッシュレス化を進めたい気持ちは大きい。具体的に中央銀行がキャッシュレス決済の拡大に向けて旗印となる目標を掲げており、規制の改正なども進み銀行口座を保有していない層へのキャッシュレス化も拡大している。何よりも、新型コロナウイルスの影響は大きかった。「お札に触りたくない」という人が増え、キャッシュレス決済の拡大に追い風になった。またコロナ以前と比べると銀行口座の保有比率も上がり、地で最大シェアを誇る MoMo（みずほ銀行が出資）や Grab Moca などの QR コード決済のプロモーションを行ったこともあり、キャッシュレス決済の利用が拡大した。

ベトナムは、全人口のうち、約 60%が 30 歳以下と若者が多い国である。それもあってか、スマートフォンの普及率は高く、新しいものを抵抗無く受け入れる人が多い。また、マンションの維持管理費などに関して日本では口座振替といった支払方法が多いが、ベトナムは銀行への信用が低いために自動引き落としは普及してこなかった。ベトナムでは、小売店などでの支払いに限らず、こうした家賃の支払いにもキャッシュレス決済が広がりつつある。

MoMo の他、Viettel Pay（携帯通信大手 Viettel）、Zalo Pay（SNS 大手 Zalo）、AutoPay（IT 大手 FPT）、Payoo（NTT データ子会社）、Samsung Pay（Samsung）など様々な事業者がキャッシュレス決済に参入しており、それぞれ、決済手段の多さ、銀行口座不要（コンビニで入金可）、利用可能店舗数の多さ、決済スピードの速さ、割引やキャンペーンなどを売りに、ユーザーを獲得している。利用店舗からは支払いデータをマーケティングに活かさないかといったニーズも聞かれ、今後はデータの活用法に関するビジネス機会も拡大しそうである。

図表 17-7 株価指数の推移



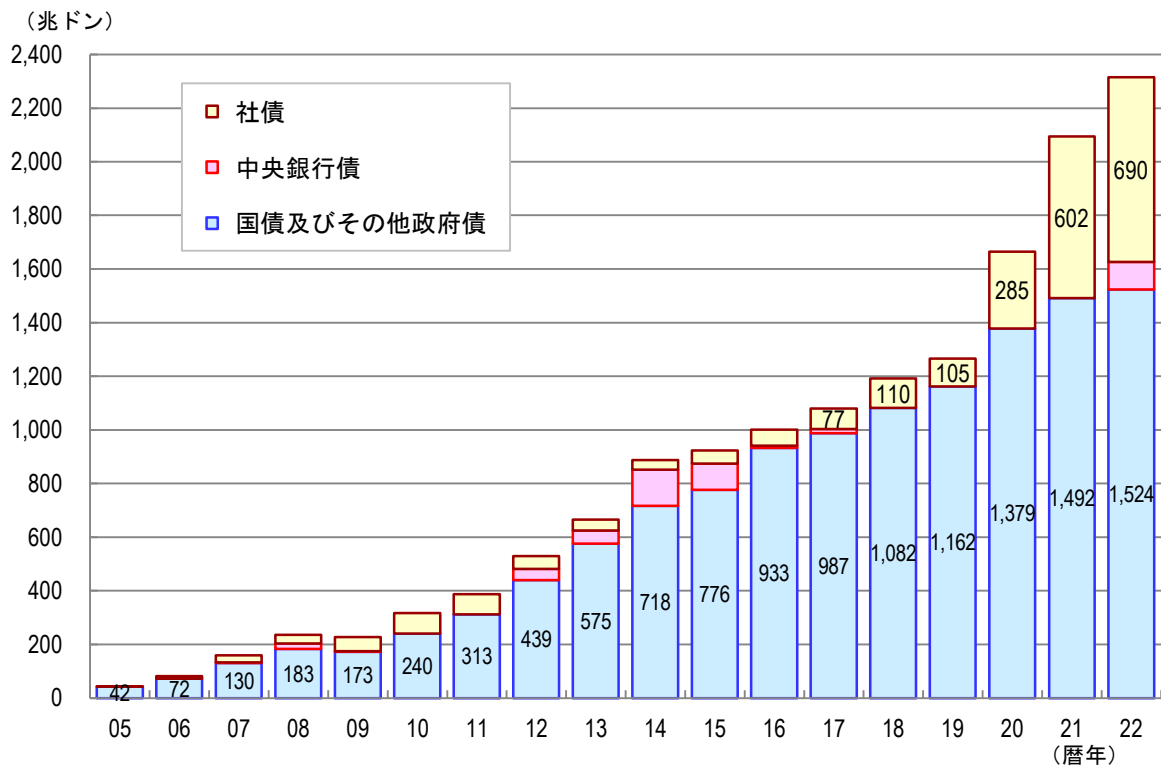
(出所) IMF 資料などより作成

(2) 債券市場

Asian Bonds Online のデータに基づくと、2022 年 6 月末時点のベトナム債券の市場規模は、国債（その他政府債含む）が 1,523 兆ドンと全体の約 66%を占め、次いで社債が 689 兆ドンで全体の約 30%を占めている。ベトナムの債券市場は年々拡大しており、特に近年は社債の発行金額が大きく伸びている（図表 17-8）。

ベトナムの債券の売買は取引所取引が原則であり、HOSE と HNX のいずれにも債券が上場しているが、HNX が債券取引の中心的市场となっている。

図表 17-8 債券残高の推移



(注) 年末値。ただし、20年は6月末

(出所) Asian Bonds Online より作成

第18章 資金調達

1. 日系企業の資金調達の現状

ベトナムに進出している日系企業が資金を調達する方法として、①現地金融機関からの現地通貨（ベトナムドン）や外貨（ドル、円など）の借入（ただし、外貨借入れは外貨収入を得ている企業のみ可能）、②海外の金融機関からの借入、③親会社からの出資（増資など）や親会社・グループ会社からの借入（親子ローン）、④株式の上場、⑤社債の発行のいずれも認められている。

しかし、実際の調達手段としては、③親会社からの出資や親子ローンが主となっている。新規進出時には親会社から調達し、事業拡大に伴う運転資金や新工場建設に伴う資金ニーズについては銀行借入を活用するケースが多い。また、事業が軌道に乗ってからは、内部留保を設備投資の原資に充てていると回答する企業も多く見られた。

借入金額は投資許可額の範囲内であれば制約はなく、業種による規制も設けられていない。しかし、中長期借入の場合、借入総額（国内・海外を含む）は、会社設立時の投資登録許可書に記載された総投資額と資本金の金額の差額内に限定される。したがって、借入額が上限を超えた借入を行う場合には、投資登録証明書に記載される総投資額をあらかじめ増額する必要がある。現地には、企業設立時に会社設立から5年程度の必要資金を資本金として調達する企業が多いようである。なお、ベトナムに展開している日系銀行の現地拠点の一覧は図表 18-1 を参照のこと。

図表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト

	銀行	拠点名
支店	三菱 UFJ 銀行	ハノイ支店
		ホーチミン支店
	みずほ銀行	ハノイ支店
		ホーチミン支店
	三井住友銀行	ハノイ支店
		ホーチミン支店
駐在員事務所	十六銀行	ハノイ駐在員事務所
	常陽銀行	ハノイ駐在員事務所
	広島銀行	ハノイ駐在員事務所
	池田泉州銀行	ホーチミン駐在員事務所
	福岡銀行	ホーチミン駐在員事務所
	りそな銀行	ホーチミン駐在員事務所
	北陸銀行	ホーチミン駐在員事務所
その他	大垣共立銀行	OKB コンサルティングベトナム
	きらぼし銀行	キラボシ・ビジネス・コンサルティング・ベトナム

(出所) 各行ウェブサイトより作成

2. 現地商業銀行からの借入

外資企業は、地場銀行、外資銀行を問わず、ベトナム国内に存在する金融機関から借入を行うことが可能である。また、ベトナムドン建て、外貨建て（先述の条件あり）のいずれも認められている。借入期間は、投資ライセンスに基づいて決定された事業の残存期間を超えることはできない。日系企業の間でもベトナム国内向けの売上構成比が高い企業に関しては、為替リスクを低減させるべくベトナムドン建ての借入を選ぶ傾向が見られ、ドン建て借入の需要が高まっているようだ。

(1) 関連する規制

商業銀行セクターに対しては、ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam、SBV）が貸出伸び率の目標を設けている。これは、多くの銀行が貸出を加速させて不良債権が急増した2012年に導入された総量規制であり、各商業銀行は、前年の業績に基づき4つのグループに分類され、各グループの基準に応じた伸び率に収まるよう、貸出をコントロールしている。2021年の貸出伸び率の目標値は前年比12%増、2022年の目標値は前年比14%増とされた。ベトナム国家銀行からは、消費需要に応え、COVID-19パンデミックの影響からの早期回復を図るべく柔軟な方針をとる一方、投機的な資金の動きについては引き続き厳しく精査するとの方針が示されている。ベトナム国家銀行によると、政府の景気刺激策の効果もあって、2022年6月時点の速報値では貸出伸び率は17.09%であった。

ベトナムでは、2014年に、単一顧客に対して銀行の自己資本の15%を超える融資は不可とする大口融資規制が導入された。関連企業を含む企業グループとしては、融資可能金額は自己資本の25%までに規制される。借り手にとっては、総量規制、大口融資規制により大規模な融資を受けられないケースもあることから、事業拡大に伴って、資金調達上の制約となる可能性がある。

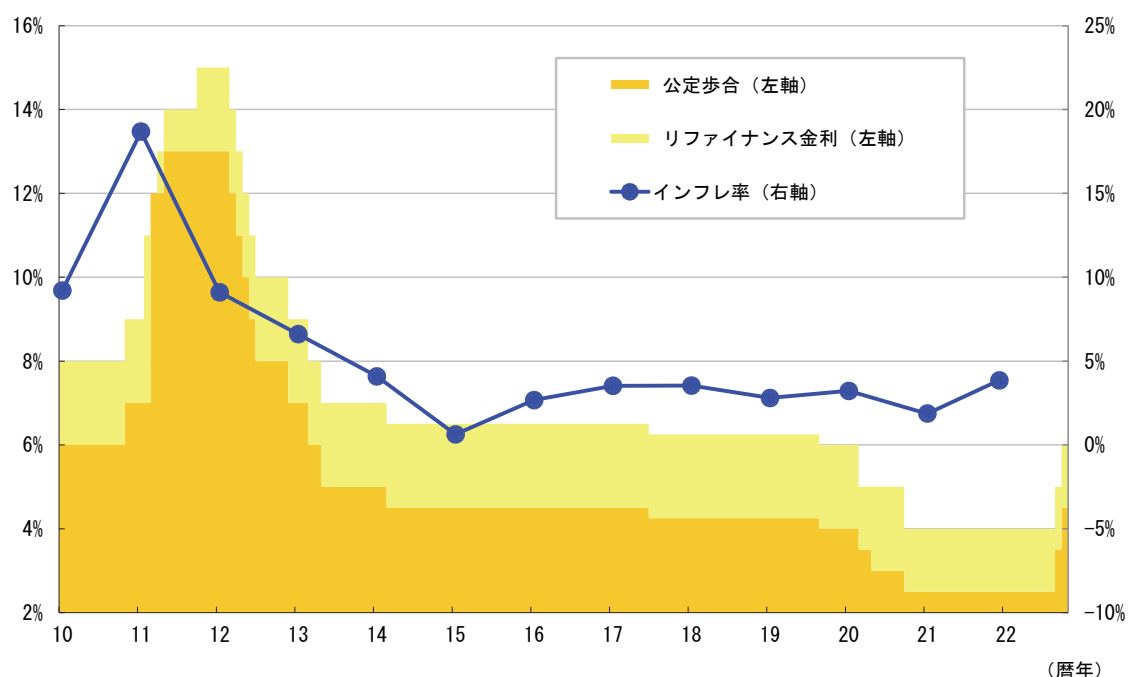
また、ベトナムでは同一企業グループ間でのグループ・ファイナンス（キャッシュマネジメントシステム（CMS））が認められていない。グループ・ファイナンスを行うためには、企業が金融機関のライセンスを取得する必要があるとのSBVの判断による。ベトナム国内だけで20社近くの関連会社を持つ企業グループもあるが、これら企業は資金の効率運用ができない状態にある。

ベトナムでは外貨収入がなければ外貨の借入ができない。更に、ベトナム国内で決済はドン建てで行う必要がある。売上の建値（ドン）を米ドルの変動にリンクさせ実質的に米ドルでの売上額にしている場合でも、外貨収入がないと見なされる点に留意する必要がある。輸出加工企業（EPE）は外国扱いであるためドル建ての決済が可能であるが、外貨で借入れた資金は用途も限定されている。また、EPE以外の企業であっても輸出のための輸入決済・国内決済、製造原価などの運転資金や販売管理費などの営業費用（短期）に限れば外貨での借入は認められている。ただし、国内のEPE向けの販売については、それ自体が輸出とは見なされず、当該販売製品の生産に使用した輸入部材のための外貨借入が認められない可能性が高いので注意が必要である。また、2019年9月以降は輸入設備決済のための長期借入が認められなくなったことに伴い、国内での長期外貨借入は原則的に不可能となった。

(2) 金利水準の推移

図表 18-2 は SBV が政策金利として用いている公定歩合とリファイナンスレートの推移を示している。2011 年に消費者物価が大幅に上昇したことを受けて（2011 年のインフレ率は 18.7%）、SBV はインフレ抑制を重視するスタンスへと変更、大幅な利上げを行った。この期間は金融機関の貸出金利も 20%を超える水準となった。しかし 2012 年に入り急激なインフレ率の低下を受けて、大幅な利下げが行われた。その後、暫くの期間、政策金利は概ね横這いで推移したものの、2019 年から 2020 年にかけては、COVID-19 の影響を受けたこともあり、複数回にわたり利下げが行われた。ただし、足元では 2022 年 9 月に、ドン安とインフレ率の抑制を念頭に、1%政策金利が引き上げられ、続く 10 月にも 2 ヶ月連続で 1%政策金利が引き上げられた。2022 年 12 月時点において、公定歩合は 4.50%、リファイナンスレートは 6.00%となっている。インフレと景気減速を両睨みで、SBV は商業銀行に対しては優先産業分野への貸出金利の引き上げを極力回避するよう要請している。

図表 18-2 政策金利の推移



（出所）ベトナム国家銀行及び IMF より作成

(3) 留意点

ベトナムドンの借入についてはインボイスを、外貨借入については売買契約書、インボイス、通関証明書（事後提示も可能）を、エビデンスとして提出しなければならない。また、運転資金はビジネスサイクル内の範囲でロールオーバーすることが可能であるが、その他借入についてはリファイナンスが認められていない点にも注意が必要である。

なお、進出日系企業がベトナム国内で借入を行う場合は、日本の親会社からの保証をもとに、日本の金融機関の在ベトナム支店から借入れるケースが多いようである。

3. 海外からの借入

海外からの借入に関しては、通貨はベトナムドン以外の通貨建てとなる。企業は、外資・内資の別、あるいは産業分類を問わず、当事者間で合意した契約条項に従って外国の貸し手から借入を行い、その返済を行うことができる。

借入期間が1年以内の短期借入に係る金額の規制は設けられていないが、資金使途は原則的に運転資金に限られており長期投資や設備目的での使用は認められず、また、投資証明書に記載された事業分野の必要資金に限定される。運転資金については当初実行から1年以内に収まる期間内はロールオーバーすることが可能であるが、リファイナンスは認められていない。中央銀行への登録手続は不要である。

期間が1年を超える借入については、認可当局により承認された投資案件または生産計画・事業計画における借入期間、返済猶予期間、借入費用（利息、手数料、その他費用）が中央銀行の発布した規定と合致している場合、金銭貸借契約を締結することができる。契約締結後、借入人は中央銀行（本店あるいは支店に提出）に対し、契約署名日から30日以内かつ借入金が送金される前に借入・返済を登録し、登録証を取得しなければならない。なお、短期借入、長期借入とも借入に対する銀行へのエビデンスの提出は不要であるが、中央銀行が資金使途違反と認めた場合は罰せられる可能性がある。

また、親子ローンによる借入も可能である。短期の借入は1年以内を期間とし、銀行はエビデンスとして親子ローン契約書、金利計算書を確認する。1年超の長期借入を行う場合には、中央銀行に①中央銀行登録申請書、②親子ローン契約書（ベトナム語）ベトナム当局公証印付投資ライセンスコピーを提出し、登録を済ませなければならない。銀行はエビデンスとして、親子ローン契約書と金利計算書、上記中央銀行からの登録・決済完了通知のコピーを確認する。なお、中央銀行登録については手続が不透明であったり、基準が統一されていないなど、日系企業からの不満も多いようである。また、登録・決済後も返済開始後に国外への元利払金額に変動が生じた際に、再度申請取得を促せるなど、州の管轄官ごとの裁量が大きく、基準が一体化されていない傾向が窺える。

現地日系企業の中では、親会社からの日本円または米ドルでの短期借入が多い模様である。在ベトナム日系企業の場合、地場企業への支払にはベトナムドンで、EPEからの原材料調達には米ドル払い、日本からの輸入には円での支払いが必要となるため、都度、米ドルからドンに、日本円から米ドルに両替している企業が多いようだ。

4. 社債市場からの資金調達

Asian Bonds Online のデータによれば2022年6月末時点の現地通貨建て債券の残高は、国債の1,626兆ドン（約7,000万米ドル）と比較すると、社債は690兆ドン（約3,000万米ドル）と約4割の規模である。

足元では、経済活動が正常化し、国内の経済成長が予想を上回ったことで、社債の発行額は増加している。2022年6月末時点で、ベトナムの上位30社の社債発行残高は414.7兆ドンとなり、全体の約6割を占めている。国営ベトナム投資開発銀行（BIDV）は、53.4兆ドンとベトナム国内で最大の社債残高を有している。

ベトナムで発行された社債の多くは、変動利付債であり、そのほとんどが銀行セクターから発行されたものである。なお、ベトナムで社債を発行している日系企業は、2022 年 10 月時点では確認されていない。

5. 株式上場による資金調達

ベトナムではかつて、外資系企業の形態は有限責任会社に限られていたが、2003 年以降は株式会社として設立することが可能となり、証券取引所を通じた株式発行による資金調達も認められることとなった。

上場株式は、ホーチミン証券取引所（HOSE）、ハノイ証券取引所（HNX）で取引されており、未上場企業は UPCoM 市場で取引されている。かつて、上場企業に対しては外資規制が設けられており、外国投資家の株式保有比率の上限は 49%と制限されていたが、2015 年 9 月に同規制は撤廃された。しかし、ベトナムの株式市場で上場している日系企業は、日系企業が買収したベトナム子会社のケースが少数存在する程度である。

ひとくちメモ 7： 事業領域の拡大・強化を進めるビンググループ

ベトナムで有名なコングロマリットと言ったら、どのグループ会社を思い浮かべるだろうか。まずはベトナム最大のコングロマリットであるビン・グループ（Vin Group）であろう。ビン・グループ会長のファム・ニャット・ブオン（Pham Nhat Vuong）氏は 1968 年生まれで、1 代でベトナム最大のコングロマリットを築いた若きタイクーンである。「ひとくちメモ 4」にあるようにベトナム最高位の富豪である。若くして旧ソ連で学び、ウクライナで食品会社を立ち上げたのがビジネスの始まりである。これをネスレに売却して、2000 年にベトナムに帰国。政府とのリレーションを活用して好立地における不動産再開発事業で収益を上げ、さらにそれを別の不動産投資に振り向けるやり方でビジネスを拡大してきた。2001 年には「Vinpearl」（現在は高級志向のリゾート、ホテル、娯楽施設、ゴルフコース事業）、2002 年には「Vincom」（現在はショッピング・モール事業）を設立した。2012 年に Vinpearl が Vincom を買収し、Vingroup（Vingroup Joint Stock Company）が誕生した。

不動産事業がビンググループの中核だが、2012 年以降、同社は事業領域の拡大期に入る。2012 年には医療事業の「VINMEC」、2013 年には教育事業の「VINSCHOOL」、2014 年にはスーパーマーケット・コンビニ事業の「VinMart」と「VinMart+」、2015 年には専門店小売事業の「VinPro」と、消費者（コンシューマー）関連分野に進出した。

更に、2016 年以降は製造業の分野に進出している。2017 年には自動車・バイク製造事業の「VINFAST」、2018 年には携帯電話などのスマートデバイス事業の「VINSMART」が設立された。そんな中、2019 年に成長市場であった小売事業を同じベトナム財閥のマサン・グループに売却し、さらに 2021 年にはスマートフォン・テレビ生産から撤退し、2022 年以降は自動車事業を EV 専業とする方向に舵を切り、米国含む輸出市場を開拓しつつ、更に自動車事業に注力していくという動きも見せている。最近では新型コロナウイルス以降に活発化してきたワクチン事業に参入、また、AI 分野の研究・応用会社のビン AI を設立するなどビンググループの動きは引き続き活発である。2021 年年次報告書にあるセグメント別の売上高構成比を見ると、不動産事業が約 70%、自動車などを含む製造事業が約 13%、病院関連事業が約 2%、教育関連事業が約 2%、その他の事業が約 12%となっている。急速すぎる事業拡張は、時としてグループ全体の財務力やガバナンス機能を低下させるリスクとなり得るが、ビンググループがこれらの問題に今後どのように対処し、事業を拡大・強化していくかは引き続き注目されることだろう。

ひとくちメモ 8: その他のベトナム財閥企業 (コングロマリット)

ベトナムの経済成長が始まったのが1986年に提唱されたドイモイ政策以降である。中国、フランス、アメリカとの和解が進んだのが1990~95年頃であり、グローバル経済下での成長が始まってからただか20年程しか経っていないにも拘わらず、上述したビンググループ、FPT(情報技術)、BRG(金融・不動産・ゴルフ)や次に説明するマサン・グループのようなコングロマリットが登場してきている。

ビンググループに次いで有名なベトナム財閥はマサン・グループである。マサン・グループは、食品、銀行、資源開発などを手掛けるコングロマリットである。創業者はグエン・ダン・クワン(Nguyen Dang Quang)氏である。彼は1953年生まれで旧ソ連の大学で学んだ。事業の中心は、魚醤やチリソースなどの調味料、即席麺の分野で大きなシェアを持つ。上述したように、ビンググループは、2019年にコンビニエンスチェーンのビンマート・プラスとスーパーマーケットチェーンのビンマートなどの小売事業の経営権をマサン・グループに売却した。将来的にコンビニ市場の成長率は飛躍的に伸びると見込まれているだけにビンググループのこの一手は市場に衝撃を与えた。具体的には、ビンマートとマサン・グループが新会社を設立し、ビンググループのコンビニやスーパーを運営する子会社とマサングループの食品子会社とその傘下に収まり、経営支配権はマサン・グループが握ることになったのである。

なお、マサン・グループと日本企業の協業事業で言うと、エースコックがベトナムで即席麺市場の事業展開を始めた当初、手を組んだのがこのマサン・グループである。また、ハウスがマサン・コンシューマーの株式を数%保有しており、日系企業との協業実績があるグループである。

加えて、ベトナムで数多く立ち上がってきているプライベート・エクイティ・ファンドの中でも、投資の総額とポートフォリオの大きさと他を寄せ付けない圧倒的な規模を誇るビナキャピタル・グループについても特筆しておきたい。これを率いるのはドン・ラム(Don Lam)氏である。ビナキャピタル・グループは2003年に設立された。立ち上げ時の資金は約10億円だったのが、投資総額の2000億円のファンドに育て上げた。主なファンドは不動産投資を行うファンド、ビナミルクやベトジェットなど成長企業に投資するファンド、そして長期的に成長すると見込まれる銘柄をセレクトするファンドである。また最近では、アーリーステージのテクノロジー企業に投資するファンドも立ち上げている。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

ベトナムの労働法制として、雇用関係については2019年労働法（Law No. 45/2019/QH14）が存在する。本法は、2019年11月に2012年ベトナム労働法が改正されたもので、2021年1月1日に施行された。なお、現地調査での日系企業インタビューの結果を踏まえると、本改正による日系企業への大きな影響は生じなかったようである。

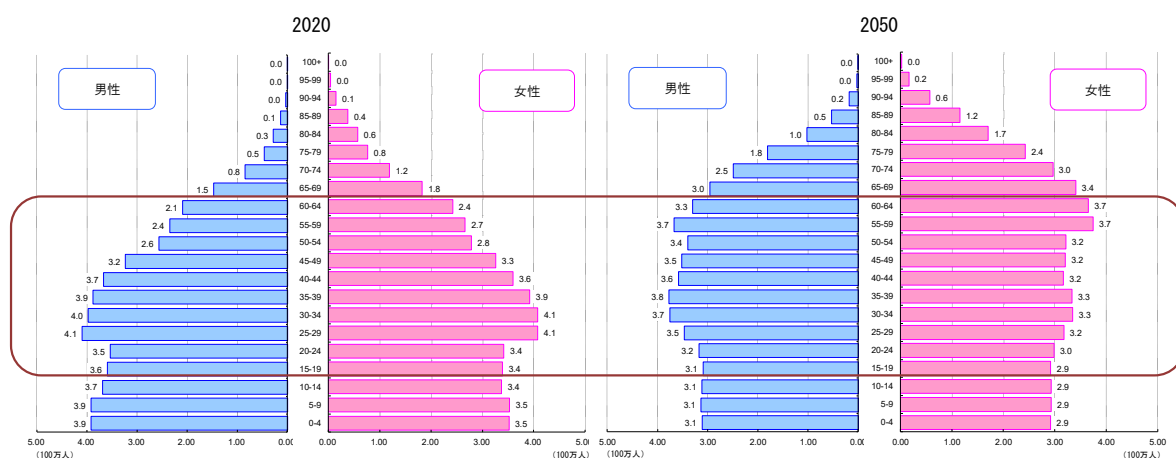
労働組合については2012年労働組合法（Law No. 12/2012/QH13）があり、社会保険関係については2014年社会保険法（Law No. 58/2014/QH13）、2014年健康保険法（Law No. 25/2008/QH12）及び2013年雇用法（Law No. 38/2013/QH13）がある。その他代表的な労働関連法令として労働安全衛生法（Law No. 84/2015/QH13）が存在する。以下、法令に関しては制定時点における法令番号などを記載するが、その後の改正を含む。

なお、労働関連法制は、他分野と比較しても特に法改正が行われる頻度が高い傾向があるため、常に最新の法令を確認する必要がある。

2. 労働市場と雇用情勢

国連の「World Population Prospects 2022」によると、15才～64才の労働人口は2020年時点では約6,657万人で、総人口（9,665万人）の68.9%を占めていた。同予測によると、2050年には、ベトナムの総人口は1.07億人まで拡大する一方、労働人口の見込み値は6,744万人であり、人口の伸びに対して労働人口の伸びは小さい。高齢化が進み、労働人口の総人口に占める比率は63.0%まで低下すると見込まれている。人口ピラミッドを見ると、その形状は2020年の星型から2050年には釣鐘型になっているのが分かる。

図表 19-1 ベトナムの人口構成の変化



（出所）国際連合「World Population Prospects 2022」より作成

2020年の就業者総数は5,361万人である。その内訳は、第1次産業が約1,772万人（全体の33.1%）、第2次産業が約1,651万人（同30.8%）、第3次産業は約1,938万人（同36.1%）で、更に第2次産業の中では製造業が1,130万人（同21.1%）となっている。2015年との比較では、就業者総数は5,311万人から5,361万人へと50万人増加しているが、ほぼ横ばいである。就業人口で最も多くを占める農林水産業就業者数は2015年の2,314万人（全体の43.6%）から2020年には1,772万人（同33.1%）へと約542万人減少したが、製造業（対2015年で約284万人増）、建設業（同約142万人増）、卸・小売・修理業（同約45万人増）への増加が、これを相殺している。

図表 19-2 ベトナムの就業構造

	2015		2018		2019		2020		2021（速報値）	
	就業者数 （万人）	構成比	就業者数 （万人）	構成比	就業者数 （万人）	構成比	就業者数 （万人）	構成比	就業者数 （万人）	構成比
全就業人口	5,311	100.0%	5,428	100.0%	5,466	100.0%	5,361	100.0%	4,907	100.0%
第1次産業	2,314	43.6%	2,042	37.6%	1,883	34.5%	1,772	33.1%	1,426	29.1%
農林水産	2,314	43.6%	2,042	37.6%	1,883	34.5%	1,772	33.1%	1,426	29.1%
第2次産業	1,224	23.0%	1,479	27.2%	1,646	30.1%	1,651	30.8%	1,625	33.1%
鉱業	23	0.4%	20	0.4%	20	0.4%	17	0.3%	18	0.4%
製造業	846	15.9%	1,000	18.4%	1,129	20.7%	1,130	21.1%	1,121	22.8%
電気・ガス・水道・空調	15	0.3%	17	0.3%	19	0.4%	17	0.3%	15	0.3%
上下水	12	0.2%	15	0.3%	16	0.3%	17	0.3%	17	0.3%
建設	328	6.2%	427	7.9%	462	8.4%	470	8.8%	455	9.3%
第3次産業	1,773	33.4%	1,918	35.3%	1,937	35.4%	1,938	36.1%	1,856	37.8%
卸・小売・修理	675	12.7%	729	13.4%	728	13.3%	729	13.6%	720	14.7%
運輸・倉庫	165	3.1%	176	3.2%	197	3.6%	197	3.7%	186	3.8%
宿泊・外食	246	4.6%	271	5.0%	274	5.0%	274	5.1%	249	5.1%
情報・通信	35	0.7%	31	0.6%	35	0.6%	34	0.6%	28	0.6%
金融・保険	37	0.7%	41	0.8%	48	0.9%	46	0.8%	48	1.0%
不動産	16	0.3%	26	0.5%	30	0.6%	32	0.6%	31	0.6%
教育・訓練	186	3.5%	210	3.9%	199	3.6%	201	3.7%	186	3.8%
保健・福祉	54	1.0%	59	1.1%	61	1.1%	60	1.1%	60	1.2%
その他	359	6.8%	376	6.9%	365	6.7%	365	6.8%	347	7.1%

（出所）ベトナム統計総局より作成

3. 賃金

(1) 賃金

賃金には、給与、各種手当、賞与などが含まれる。法令上、賞与の支給は必ずしも義務とはされていない。ベトナムの商慣習上、旧正月前に支給することが多く、JETROの「2020年度 アジア大洋州・日本投資関連コスト比較調査（2021年3月）」によると、日系企業での支給額は賃金の1.4～1.6ヵ月分程度である（調査アンケートに回答した企業の平均値。ハノイ：1.64ヵ月、ダナン：1.40ヵ月、ホーチミン：1.41ヵ月）。図表 19-3 は、労働法で定められた時間外労働手当の料率を表している。

図表 19-3 時間外労働手当の料率

勤務種別	手当の水準
残業手当（通常勤務日の時間外労働）	通常賃金の少なくとも150%
休日出勤手当（週休日の労働）	通常賃金の少なくとも200%
祝祭日や有給休暇日の出勤手当	通常賃金の少なくとも300% （当該祝祭日・有給休暇日の通常の賃金を受領している場合はその賃金の額を控除する）
深夜勤務手当（深夜労働）	上記の少なくとも30%増し
深夜かつ残業手当	更に20%増し

（出所）労働法第 98 条より作成

(2) 最低賃金

賃金については、ベトナム政府が地域ごとに月額最低賃金を定めている。ベトナム政府は2022年6月、最低賃金に関する政令 38 号（38/2022/ND-CP）を公布した。地域別に設定されている最低賃金を改定し、2022年7月1日から月額で平均6%引き上げる。改定は2020年1月1日に平均5.5%引き上げて以来、2年半ぶりとなる。

図表 19-4 法定最低賃金水準（2022年7月1日以降）

適用地域	最低賃金（月額）
第1種地域	4,680,000 ドン
第2種地域	4,160,000 ドン
第3種地域	3,640,000 ドン
第4種地域	3,250,000 ドン

（注） 2022年10月の為替レートは1円=165 ドン

（出所）Decree No. 38/2022/ND-CP より作成

4. 雇用関係

(1) 労働規制

ベトナムの労働法令は、2019年労働法（Law No. 45/2019/QH14）のみならず、多くの下位法令が定められており、代表的なものとしては以下の政令が挙げられる。

- ① 労働契約に関する政令（Decree No.44/2013/ND-CP）
- ② 労働時間、休憩時間、労働安全衛生に関する政令（Decree No.45/2013/ND-CP）
- ③ 賃金に関する政令（Decree No.49/2013/ND-CP）
- ④ 労働法違反の場合の罰則規定に関する政令（Decree 95/2013/ND-CP）
- ⑤ 労働法の施行細則に関する政令（Decree No.05/2015/ND-CP）
- ⑥ 女性労働者に関する労働法の施行細則に関する政令（Decree No.85/2015/ND-CP）

(2) 雇用契約の締結

2012年労働法では、「労働契約とは賃金が支給される業務、労働条件、労使関係における当事者各々の権利と義務に関する労働者と使用者との間の合意を言う」と定義されていた。これに対し、2019年労働法では、労働契約の定義が拡大され、具体的には、労働契約は次のように定義されている。

「労働契約とは賃金が支給される業務、労働条件、労使関係における当事者各々の権利と義務に関する労働者と使用者との間の合意を言う。当事者は他の契約で合意するが、その契約には賃金や報酬が支給される業務、一方の当事者の管理・指導・監督などに関する内容が含まれている場合、その契約は労働契約と見なされる。」（労働法13条1項）

雇用者は労働者を採用する場合、雇用開始前に雇用契約を締結しなければならない。ただし、労働法では、書面による労働契約のほか、電子的手段による労働契約が追加された。電子的手段による労働契約は書面による労働契約と同様の効力を有することとされる。また、口頭による労働契約の対象について、2012年労働法では、期間が3ヵ月未満の一時的な業務とされていたが、2019年労働法では、期間が1ヵ月未満の労働契約とされた（労働法14条2項）。

雇用契約の契約期間は以下の3種類が認められている（労働法20条）。

- ① 無期労働契約。両当事者が契約の期間、効力が終了する時期を確定しない契約。
- ② 有期労働契約。両当事者が契約の期間または効力が終了する時期を、契約の効力発生の時点から36ヵ月を超えない期間で確定した契約。

なお、2012年労働法においては、有期労働契約については、季節的な業務または特定業務を除く一般的なものでは12ヵ月以上という下限があったが、2019年労働法では、この下限が撤廃され、12ヵ月未満の労働契約が可能となった。36ヵ月を超える期間の有期労働契約を締結した場合は、当該期間の定めは無効と解釈され、その場合は期間の定めのない契約と解釈される可能性がある。上記のうち、②の有期雇用契約の場合、契約期間が終了した後も被雇用者が引き続き就労する場合には、契約終了の日から30日以内に新しい雇用契約を結ばなければならない。この点、仮に30日以内に新しい雇用契約を結ばない場合、締結済みの契約は期限の定めのない雇用契約となるので注意する必要がある。また、有期雇用契約の更新は1回のみ可能で、被雇用者がその後も引き続き就労する場合は無期労働契約を締結しなければならない。

(3) 試用期間

雇用者と被雇用者の合意により試用期間を決めることができる。試用期間は、業務の内容に応じて定められている上限を超えてはならない。

- ① 企業法及び企業における生産・経営に投資する国の資本の管理・使用に関する法律に定める企業の管理者の業務：180日以内
- ② 短大以上のレベルの専門的または技術的な職種：60日以内
- ③ 職業訓練学校、専門学校、技術を伴う労働者、経験を有する事務職レベルの専門スタッフ：30日以内
- ④ その他の職種：6営業日以内

雇用者は、被雇用者の試用期間中の労働が、両者で合意した要件を満たさない場合には、試用期間中、損害賠償を行うことなく試用期間に係る労働契約を終了させることができる。試用期間中の賃金は、同種の業務に対する賃金の 85%以上とされている。

なお、2012 年労働法では、試用契約と労働契約は別個の契約とされていたが 2019 年労働法では、試用契約と労働契約は別個のものとするができることと定められた。試用期間を労働契約内に入れ込む場合、試用の結果採用になった場合は、その試用期間も含んで社会保険に加入しなければならないとされている。

(4) 雇用契約の終了

労働法第 34 条によると、雇用契約は次の場合に自動的に終了する。

- ① 労働契約の期間が満了した場合。
- ② 労働契約に基づき業務を完遂した場合。
- ③ 両当事者が労働契約の終了に合意した場合。
- ④ 裁判所による判決又は決定により、労働者が懲役刑を科された場合であって執行猶予を受けないとき、若しくは刑事訴訟法の定めるところにより釈放されていないとき、死刑の場合、または労働契約に記載する業務に従事することを禁止される場合。
- ⑤ 外国人労働者が、裁判所の判決若しくは決定または管轄国家機関の決定により、退去強制処分を受けた場合。
- ⑥ 労働者が死亡した場合または裁判所により民事行為能力の喪失、行方不明若しくは死亡を宣告された場合。
- ⑦ 個人である使用者が死亡した場合または裁判所により民事行為能力の喪失、行方不明若しくは死亡を宣告された場合。個人でない使用者が活動を終了し、または省級人民委員会に属する経営登録に関する専門機関から、法的代表者若しくは法的代表者の権利・義務の履行を委任された者が不在であることの通知の発行を受けた場合。
- ⑧ 労働者が解雇の規律処分を受けた場合。
- ⑨ 労働者が、労働契約を一方的に終了させた場合。
- ⑩ 使用者が、労働契約を一方的に終了させた場合。
- ⑪ 使用者が、労働者を退職させた場合。
- ⑫ ベトナムにおいて就労する外国人労働者について、労働許可証が失効した場合。
- ⑬ 労働契約において試用の内容の合意が記載されていたが、試用が要求を満たさなかった場合または一方当事者が、試用に関する合意を解除した場合。

また、雇用者が一方的に労働契約を解除することができるのは次の場合である。

- ① 労働者が、労働契約に定めた業務を常時完遂せず、そのことが使用者の規程における業務完遂程度評価基準に従って確定された場合。

- ② 労働者が疾病または災害により、無期労働契約の場合は連続して12ヵ月、12ヵ月以上36ヵ月以下の期間の有期労働契約の場合は連続して6ヵ月、または12ヵ月未満の期間の有期の労働契約の場合は契約期間の2分の1を超える期間にわたり治療を受けたが、労働能力を回復できない場合。
- ③ 天災、火災、危険な疫病、戦災または管轄国家機関の要求に基づく生産・経営拠点の移転若しくは縮小により、使用者があらゆる回復措置を模索したが、やむを得ずポストの削減を行う場合。
- ④ 労働者が、一定期間の経過後も職場に出勤しない場合。
- ⑤ 別段の合意がある場合を除き、労働者が定年に達した場合。
- ⑥ 労働者が、正当な理由なく5営業日以上連続して無断欠勤した場合。
- ⑦ 労働者が、労働契約の締結にあたり、誠実に情報を提供せず、それが労働者の採用に影響を及ぼす場合。

2019年労働法では、雇用者の一方的解除事由として、労働者が正当な理由なく連続5営業日以上欠勤した場合、労働者が労働契約の締結の際に事実と異なる情報を提供して労働雇用の影響を与えた場合なども規定された。前者について、以前は懲戒手続を取らなければならなかったものの、今回は一方的解除事由として通知不要で解除できるようになったため、企業にとっては運用しやすい改正となった。上記の解除事由がある場合、使用者は労働者に対し原則として期間の定めのない雇用契約である場合は45日前、12ヵ月以上36ヵ月以下の有期の雇用契約である場合は30日前、12ヵ月未満の有期の雇用契約である場合は少なくとも3日前までの事前通知を行うことにより、雇用契約を解除することができる。

雇用者は、組織上・技術上の変更を行ったことにより多数の労働者の雇用に影響を与える場合、または経済的な理由により多数の労働者が職を失う恐れがある場合、合併・会社分割などの組織再編で既存の労働者の全てを雇用することができない場合は、まずは法定の使用計画を作成し、新たな配属先が存在する場合は労働者を再訓練した上で雇用する義務を負うが、上記の努力にもかかわらず、新たな雇用を創出できない場合、雇用者は被使用者を解雇することができる。

懲戒解雇が認められるのは、次の場合である（労働法125条）。懲戒解雇にあたっては法定の手続きを経る必要があり、雇用者は被雇用者の過失を証明しなければならない。当該手続きには被雇用者本人と労働組合の代表者が出席しなければならない。被雇用者は弁護士などの代理人を選任することができる。

- ① 職場において、窃盗、横領、賭博、故意の傷害、麻薬の使用を行った場合
- ② 使用者の経営の秘密・技術の秘密を漏洩し、知的所有権を侵害する行為、使用者の財産、利益に重大な損害をもたらす、あるいは特別重大な損害をもたらすおそれがある行為、または就業規則で規定されるセクシャルハラスメントを行った場合
- ③ 昇給期日延期処分または降格処分を受け、その処分が消滅する前に再犯した場合。
- ④ 労働者が正当な理由なく、最初に無断欠勤した日から数えて30日間に合計5日、または365日間に合計20日無断欠勤した場合

5. 労働条件

2012 年労働法では、10 人以上の労働者を雇用する場合に就業規則の発行が求められていた。これに対し、2019 年労働法では、労働者の人数に関係なく就業規則の作成が求められている。当局への就業規則の登録は 10 人以上の場合に必要なことは変更ない。

(1) 勤務時間

労働法により、通常の労働時間は 1 日 8 時間、週 48 時間（週休 1 日）が上限とされている。使用者は、労働時間を日または週あたりで規定する権利を有し、ただし、労働者に通知しなければならない。週あたりとする場合、通常の労働時間は 1 日あたり 10 時間、かつ 1 週間あたり 48 時間を超えないものとする。使用者に対しては、週 40 時間労働を実施するよう奨励されている。

時間外労働は、原則として 1 日の労働時間の 50% 以内、通常の労働時間及び時間外労働の時間の合計が 1 日あたり 12 時間を超えない、1 ヶ月 40 時間以内、年間 200 時間以内（下記に該当する場合を除く）に制限されている。なお、2012 年労働法では、1 ヶ月の残業時間の合計の上限が 30 時間とされていたが、2019 年労働法では上限が 40 時間とされた。また 2012 年労働法では、年間 200 時間の残業時間の上限の例外規定として、「政府が規定する特別な場合」にのみ年間 300 時間を上限とすることが認められるとしていたが、2019 年労働法では、年間 300 時間までの残業が認められるケースを以下の 5 つに明確に規定した。

- ① 輸出用の繊維・縫製、皮革、履物、電気・電子製品の製造・加工事業、農林水産物・塩の製造事業
- ② 発電・配電、通信、石油精製、給排水
- ③ 高度な技術を要するが労働市場で人材が不足している場合
- ④ 季節的な要因による緊急の業務、または天候、自然災害、敵対行為、火災、電力不足、材料不足、技術的故障、火災などの予期せぬ客観的な理由により発生した業務を解決する場合
- ⑤ 政府が規定するその他の場合

(2) 週休日・祝日

雇用者は、被雇用者に対して、24 時間連続する休暇（週休日）を与える必要がある。この週休日は、日曜日その他の一定の週日とされている。ただし、職務の性質により、週休を取ることが不可能な場合には、1 ヶ月に平均 4 日の休日を与える必要があるとされている。

(3) 祝日

ベトナムでは週休日のほか、祝日として、以下の計 11 日間が休日とされる。なお、2019 年労働法により、建国記念日の祝日の日数が 1 日追加され 2 連休とされたことにより、年間休日総数は 10 日から 11 日に増加した。

- ・ 1 月 1 日：新年
- ・ 旧正月（テト・5 日間）※

- ・ 4月23日：雄王（フンブオン）記念日（旧暦の3月10日）※
- ・ 4月30日：再統一記念日（サイゴン開放記念日）
- ・ 5月1日：メーデー
- ・ 9月2日とその直前または直後の1日：ベトナム建国記念日

※旧暦によるため、年によって日にちが異なる。

(4) 年次有給休暇

雇用者は被雇用者が1年間勤務した後は、業務の軽重などに応じて、年次有給休暇を年間に最低12～16日与えなければならず、かつ、年次有給休暇数は勤続5年ごとに1日ずつ増える。労働者の勤続年数が1年未満の場合も、期間に応じて有給休暇を取得できる。なお、未取得の有給休暇は金銭で支払われる。本人の結婚時や家族（親、配偶者、子供）の死亡時には3日間、子供の婚姻時には1日間の有給休暇を取ることができる。

ひとくちメモ 9： ベトナム人の一日は長い？

都市部の激しい通勤ラッシュや暑さを避けるため、ベトナムでは朝6時頃から人々の移動が始まる。朝5時台でも、ある程度バイクや車が走っている。ラッシュや暑さだけが理由ではなく、夕方に学校に通うために朝早く出勤をする勤勉なワーカーもいるとのことだ。そして、街や道路は日曜でも比較的遅くまで賑わっている。睡眠時間が短くても平気なのはうらやましいと思ったが、昼休憩の際に実態を知る。習慣として昼寝があるようだ。確かに最も暑い昼の時間帯に昼寝をすることで、仕事の効率低下を避けることができる。電力が十分に供給されるようになった今、この文化は変わるのか、それとも変わることはないのだろうか。

6. 社会保険及び健康保険

(1) 社会保険

ベトナムでは、強制社会保険制度が存在する。具体的には、雇用期間が3ヵ月以上に及ぶ労働契約を締結している、ベトナム国籍を有する労働者は、社会保険に加入しなければならないとされている。また、2018年1月1日以降は、ベトナム国籍を有しない(=外国人)労働者であっても、雇用期間が1年以上に及ぶ労働契約を締結し、労働許可証などの証明書を有する場合、社会保険への加入が義務づけられている点、留意が必要である(2014年社会保険法(Law No. 58/2014/QH13))。社会保険からは傷病手当、産休手当、労災手当、年金などの各種手当として、一定の給付金額が支給される。

(2) 失業保険

失業保険は、ベトナム国籍を有し、3ヵ月以上の労働契約がある者につき、加入が強制される。毎月の失業手当の受給の上限は、一般最低賃金の5倍を限度として退職前6ヵ月の1ヵ月平均賃金の60%相当とされている。

(3) 健康保険

健康保険は、3 ヶ月以上の労働契約がある者につき、従業員の国籍を問わず、加入が強制される。健康保険からは、一定の要件を満たした治療を受けた従業員に、治療費の全額または一部が支給される。保険料負担率は、ベトナム国籍を有する労働者と有しない労働者とで区別されており、まず、ベトナム国籍を有する労働者に関する保険料負担率は以下の通りとされている。

負担者	社会保険		失業保険		健康保険	
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者
保険料負担率	17.5%	8%	1%	1%	3%	1.5%

他方で、ベトナム国籍を有しない労働者に関する保険料負担率は、以下の通りとされている。表に示されている通り、2022 年 1 月以降、保険料率が引き上げられている。

負担者	社会保険		失業保険		健康保険		
	使用者	労働者	使用者	労働者	使用者	労働者	
保険料負担率	2018 年 12 月 1 日以降	3.5%	無	無	無	3%	1.5%
	2022 年 1 月 1 日以降	17.5%	8%				

7. 労使関係

ベトナムでは労働法及び労働組合法に基づき、従業員に労働組合の設立が保障されている。使用者は労働者に対し、労働組合への加入・非加入を強制することはできない。使用者側は、労働組合のための場所や情報を提供し、組合活動のための環境を提供する義務を負うが、労働組合を組成する義務を負うものではない。

事業所内に労働組合がない会社については、上級労働組合が社内労働組合の責任を果たす。労働組合の全国組織としてはベトナム労働総同盟（VGCL）があり、その下に、省市の労働組合事務所と産業別の労働組合事務所がある。他方、雇用者側の代表機関としては、ベトナム商工会議所（VCCI）がある。

雇用者は、労働組合の要求がある場合、団体交渉会合を経て、合意に達した場合、集団労働協約を締結する。ただし、企業の集団労働協約を締結する場合、労働組合に加入する組合員の過半数の者の賛同が必要となる。

8. 労働紛争の解決

ストライキなどの労働紛争は外資系企業でしばしば発生している。ベトナムにおける労働紛争の代表例を図表 19-5 に整理したが、ストライキの背景には、厳しい労働環境や低い賃金への不満があるとされている。

ベトナムの労働法は、法で定められた手続に従って労働者がストライキを行う権利を認めている。ストライキは、利益に関する団体労働争議の場合で、かつ、労働争議が不調となった場合にのみ決行可能である。「利益に関する団体労働争議」とは、労働者集団と雇用者間の交渉過程において、労働者集団が労働に関する法律、労働協約、就業規則及びその他の合法的な規則や合意の規定に関して、新たな労働条件の確立を要求することから発生する労働争議を意味する。また、ストライキ実施のためには、法令に従った手続（労働者代表から雇用者への事前通告、ストライキの決定書の作成・送付など）を経なければならない。

しかし、ベトナムで発生するストライキは決められた手順を踏まない違法スト（いわゆる山猫スト）が多いと言われている。例えば、事前に団体交渉などが一切なく、突然ストライキが始まったり、労働組合が主導するのではなく、中間管理職者や部外者が裏で先導したりする事例がある。法律上、労働争議を解決するための手続は用意されてはいるものの、事実上機能していないため当事者間での解決は困難となっており、行政機関や労働組合の地方組織が介入することで解決することが多いようである。

企業側から見ると、山猫ストはストライキの首謀者が明確でないため、違法スト終了後にその首謀者への処罰ができないという問題がある。また、労働当局に法令遵守の概念が乏しく、違法行為に対して毅然とした対応をとらないなどの不満もあるようである。

対応策の一つとして、企業が自社の労働組合を積極的に育成し、労働者との間に問題が発生した場合の交渉窓口にしていくことが挙げられる。なお、企業は、違法ストライキに参加した労働者に対して賃金を支払う義務はないが、違法ストライキに参加していないが、それによって働けなくなった労働者に対しては、賃金支払義務を負っている点には留意が必要である。

図表 19-5 労働紛争の例

種 類	代 表 事 例
労働報酬に関する争議	賃金の不払い、遅配、ピンはね、低賃金に関するもの
ボーナスの支払い要求	解放記念日やメーデー時期のボーナスの支払い要求に関するもの
時間外労働に関する争議	長時間労働、過酷な残業に関するもの
勤務体制に関する争議	シフト制勤務の導入に関するもの
保険・福祉に関する争議	社会保険、医療保険、勤務年数計算に関するもの
労働保護に関する争議	衛生・労働安全、職業病、労働者に対する暴力に関するもの
職業訓練に関する争議	職業訓練機会の不平等に関するもの
労働契約変更・解除・終了に関する争議	労働契約の履行・内容変更に関するもの、除名・解雇や従業員の無断離職に関するもの、労働契約の終了・更新に関するもの

(出所) 各種資料より作成

9. 外国人就労規制と労働許可の取得

(1) 外国人労働者の採用

使用者は、ベトナム人では十分に行うことができない管理、監督、専門、技術的業務についてのみ、外国人労働者を雇用できる。

また、使用者は、原則として、労働者が就労する場所の省または中央直轄市の人民委員会の委員長へ、外国人労働者の雇用需要を報告しなければならない。

(2) 外国人労働許可証（ワーク・パーミット）の取得義務

外国人労働者がベトナムで就労するためには、一定の免除事項（有限会社の出資者または所有者、株式会社の取締役を含む各種類型がある）に該当する場合を除き、労働許可証を取得する必要がある。ただし、免除事項に該当する場合（例えば、ベトナムの株式会社の取締役として駐在するような場合など）でも、何らの手続も必要ないという訳ではなく、原則として、使用者は、外国人労働者の勤務開始日から最低 7 営業日前に、外国人労働者が勤務する地方の労働傷病兵社会福祉局（DOLISA）に、労働許可証の発行が不要であることの承認を受ける必要がある。

2021 年 2 月、政令 152 号が施行され、労働許可証の申請手続が厳格化された。具体的には、管理者・専門家・技術者という労働許可証申請の 3 分野のうち、「専門家」について、大学の学位を厳格に確認されるようになり、学位を証明する書類として、これまで認められていた大学の卒業証明書が受理されない事例が起きている。これに対して、日本大使館は口上書を発出し、日本の大学の卒業証明書が学位を証明する書類に当たることを通知している。

ひとくちメモ 10： ベトナムの健康診断

日本では、定期健康診断の実施が労働安全衛生法において事業者には義務付けられている。ベトナムでも 2016 年 7 月 1 日より労働安全衛生法が施行され、雇用者には最低年 1 回の健康診断実施義務が課されるようになった（重労働者や未成年労働者、高齢労働者の場合は 6 ヶ月に 1 回）。多くの企業が法定健診の検診費用を全額負担しているという。法人を顧客としてその従業員向けの健康診断を引き受ける地場、外資の事業者も増加している。

なお、日本人がベトナムに駐在する際は、労働許可証を取得するために就労に問題がない健康状態である旨確認する必要がある。ベトナム保健省の規定に基づいた項目でチェックされるため、日本の健康診断などでの一般的な検査項目にはない項目がある。また、診断結果のベトナム語翻訳と公証作業が必要になることから、ベトナムの病院で受診の方が手間や時間が少なく済むようだ。現地には日本人医師や日本語でのサービスを提供する外資系病院も存在している。実際にベトナムの健康診断を受けた方によれば、胃カメラ検診では日本に比べると麻酔への寛容度が高いため、健康診断はベトナムで受けた方が楽だという声も聞かれた。

第20章 物流・インフラ

1. 港湾

(1) 港湾概要

南北に長い海岸線を持つベトナムには、多数の港湾が点在している（図表 20-1）。ベトナム港湾協会（Vietnam Seaports Association）が公表する 73 の港湾の統計によると、2021 年の取扱貨物量は 3.6 億トンで全体の 62%を南部が占め、26%を北部、12%を中部が占めている。コンテナ取扱量は 1,750 万 TEU で、南部が全体の 73%、北部は 21%を占め、中部は 5%である。港湾別では、ホーチミンのサイゴン新港が取扱貨物量の 23%、コンテナ取扱量では 31%を占め、他を圧倒している（図表 20-1）。

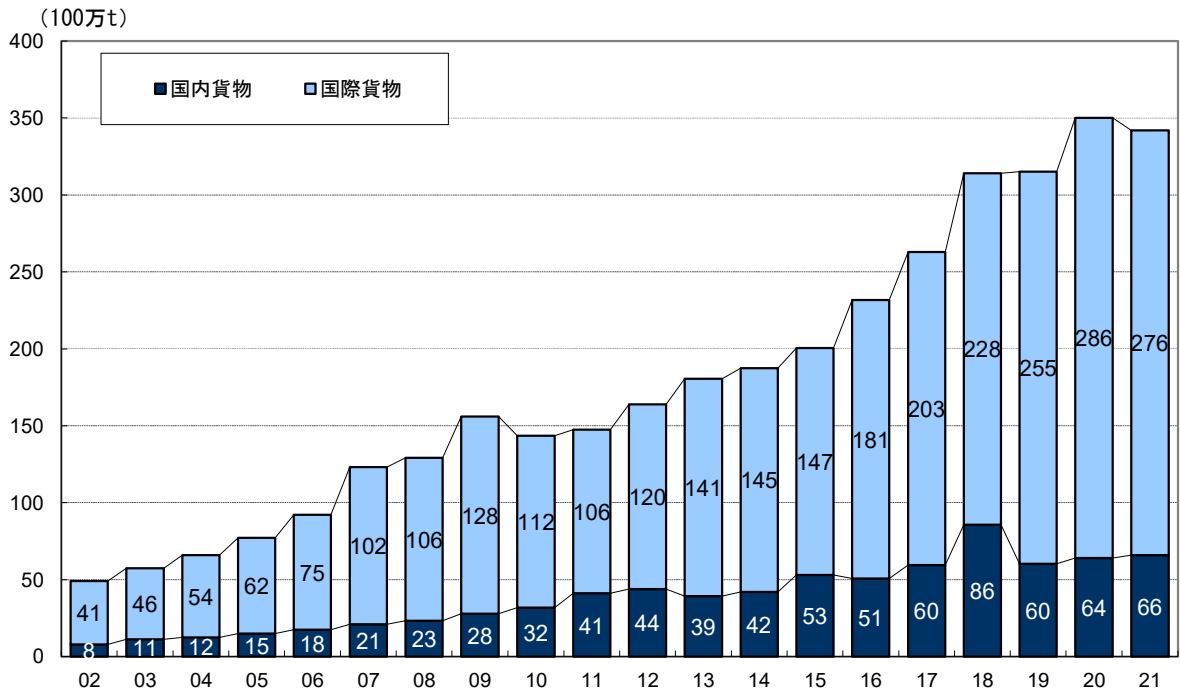
図表 20-1 ベトナムの主な港湾の貨物取扱量（2021 年）

	取扱貨物量（1,000トン）				取扱コンテナ量 TEUs	入港船舶数 （隻）
	合計	輸入	輸出	国内		
北部	92,834	36,755	32,447	23,521	3,759,704	7,584
ハイフォン港	29,236	10,266	10,023	8,947	1,435,817	1,120
ディンヴァー港	9,016	4,399	4,069	548	601,096	513
カムファ港	8,464	0	887	7,577	0	600
クアンニン港	8,105	3,971	3,388	746	710	451
中部	41,994	8,131	22,790	10,700	915,081	8,338
ダナン港	10,027	3,619	3,744	2,664	668,446	1,773
クイニョン港	11,369	2,052	7,819	1,498	160,095	1,234
南部	221,266	100,584	75,398	43,863	12,823,650	14,757
サイゴン新港	80,751	43,148	37,603	0	5,383,411	3,748
サイゴン港	10,177	4,104	1,207	4,866	134,008	1,282
タンカン・カイメップ国際ターミナル+カイメップコンテナターミナル（TCIT+TCCT）	30,425	11,827	14,652	3,946	2,574,883	335
カイメップ国際港（CMIT）	13,094	5,184	6,720	1,191	872,928	162
SP-SSA 国際ターミナル（SSIT）	11,973	6,275	4,912	786	798,187	333
VICT	7,966	821		7,145	531,088	594
合計	356,094	145,471	130,635	78,084	17,498,435	30,679

（出所）ベトナム港湾協会より作成

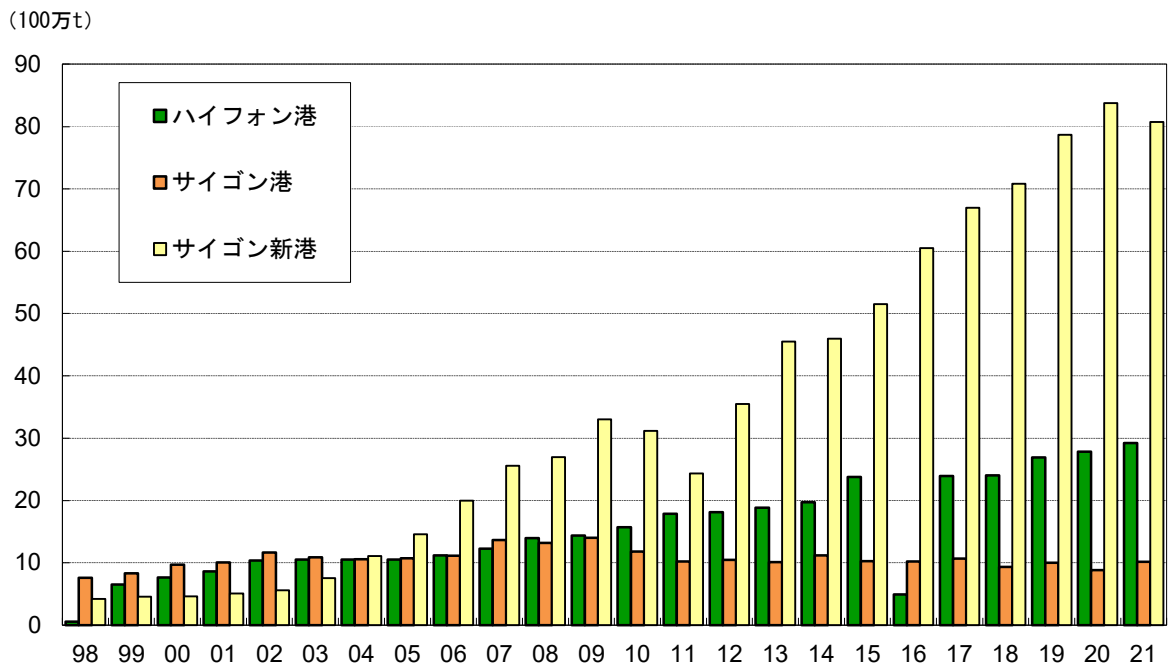
ベトナムの貨物取扱量はリーマンショック時と COVID-19 パンデミック時を除いてほぼ右肩上がりで増加している。国内貨物の取扱量は約 6,000 万トンで推移する一方で、国際貨物の取扱量は 2010 年以降、年率 8.5%のペースで急増しており、2021 年には 2.76 億トンと貨物取扱量全体の 80%を占めた（図表 20-2）。また、港湾別ではサイゴン新港の貨物取扱量が多い（図表 20-3）。

図表 20-2 主要港湾の貨物取扱量推移



(出所) ベトナム港湾協会より作成

図表 20-3 主要 3 港湾の貨物取扱量の推移



(出所) ベトナム港湾協会より作成

(2) 北部の港湾

北部の代表的な港湾は、ハイフォン港（ハイフォン市、ディンヴー港を含む）、カイラン港（クアンニン省）で、ほかに石炭積出港のカムファ港などがある。ハイフォン港は北部最大の商業港であるが、河川港であることから航路水深は 5.5～7.2 m と浅く、大型船が入港できない（4 万トンが上限）。ハイフォン港の河口ではディンヴー港が整備されており、水深は 6.7 m、4 万トンの船舶が入港可能である。ナムハイ・ディンヴー港は、2014 年 6 月より稼働している。

また、カイラン港は、ハイフォン港を補完する国際商業港とするために建設された、北部で最初の深海港である。航路水深は 10m で、最大 5 万トンの船舶まで入港可能である。2004 年 6 月にコンテナ・ターミナルが開業した。しかし、カイラン港への期待は大きかったものの、貨物需要はハイフォン港ほど大きくなく、コンテナ取扱量は伸び悩んでいる。近隣に世界遺産に指定されたハロン湾があるため、さらなる拡張は難しいとの指摘もある。

今後も増加が見込まれるコンテナ貨物に対応するため、ハイフォン沖のラックフェン地区で国際大深水港が日本の ODA を活用した本邦技術活用条件（STEP）案件として建設され、2018 年 5 月に施設の供用が開始した。同事業は、日本の ODA による基本インフラ整備部分と、日越間の官民連携（PPP）事業（事業主体は伊藤忠商事や商船三井など）による岸壁・コンテナヤードなどの整備部分に分かれる。2017 年 9 月には同じく日本の ODA を利用したアクセス道路・橋が開通している。ラックフェン国際港は、水深 14 m、総延長 750 m の二つの栈橋を有し、積載量 10 万トン級の大型コンテナ船の寄港が可能で、2019 年 2 月にはガントリークレーン 6 基が稼働し、14,000 TEU の船舶を受け入れることができる。港湾整備と利便性向上に伴う企業の進出増を見越し、周辺ではレンタポートグループ（ベルギー）やアマタグループ（タイ）による工業団地の建設が進められている。

(3) 中部の港湾

中部の中心的な港湾は、ダナン港（＝ティエンサ港、ダナン市）、クイニョン港（ビンディン省）、であるが、各港のシェアは北部や南部ほど特定港には集中していない。ダナン港は、水深 10 m 以上を有し、4.5 万トン級の船が入港可能である。クイニョン港では 2013 年に新埠頭が稼働しており、航路水深は 11 m、3～5 万トン級のコンテナ船が着岸可能となっている。

中部では、リエンチュウ港の開発計画が 2021 年 3 月に首相に承認され、2022 年 12 月にダナン市人民委員会による起工式が行われた。総面積 450ha に及ぶ同プロジェクトへの投資総額はおよそ 1 億 4,480 万ドルであり、これによりリエンチュウ港は、ホーチミンのタンカン港、ハイフォンのラックフェン港と同規模の港湾になるものと期待されている。リエンチュウ港の開発計画については JICA が情報収集調査を実施しており、2021 年 6 月にはウェブセミナーが開催され、数多くの日系企業が参加している。

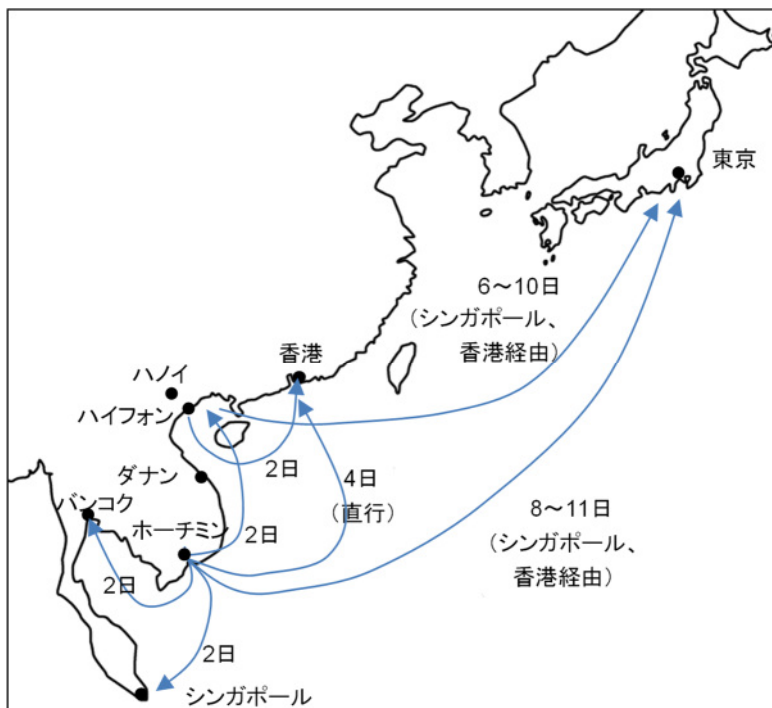
(4) 南部の港湾

南部には多数の港湾がある。中でもサイゴン新港、サイゴン港はコンテナの取扱量が多い（両港にベン・ゲー港、ベトナム国際コンテナターミナル（VICT）を加えて「サイゴン港」と呼ぶこともある）。

いずれも河川港であるため3万トン級の船しか入れないが、貨物やコンテナの取扱量は非常に多い。このため、南部で多くの港湾開発計画が進められ、特にホーチミン市の南に位置するバリア・ヴァンタウ省のカイメップ川・チーバイ川の港湾群への期待は大きい。2009年に日本のODAや民間資本により8万トン級の大型コンテナ船が入船できる港湾が完成し、北米向けの大型船が寄港するため、国内外から貨物が集約されている。フーミー港も同じ港湾群に位置する。

図表20-4には、海外主要港への所要日数を示している。通常、ベトナムと日本とを結ぶ航路は、シンガポールや香港経由が多いため、その分日数がかかる。

図表 20-4 主要港へのおよその所要日数



(出所) 各種資料より作成

2. 空港

ベトナムには11の国際空港、12の国内空港がある。利用者数は年々増加し、2019年には約5,500万人が利用したが、2020年には新型コロナウイルスの影響から利用者数は大幅に減少した。貨物輸送量については、一貫して増加傾向にあり、2019年には9.2億トン/kmまで増加した(空港利用者数及び輸送貨物の推移は、図表20-5、20-6を参照のこと)。

主要な国際空港は、北部のノイバイ空港(ハノイ市)、南部のタンソンニャット空港(ホーチミン市)、中部のダナン空港(ダナン市)の3空港である。

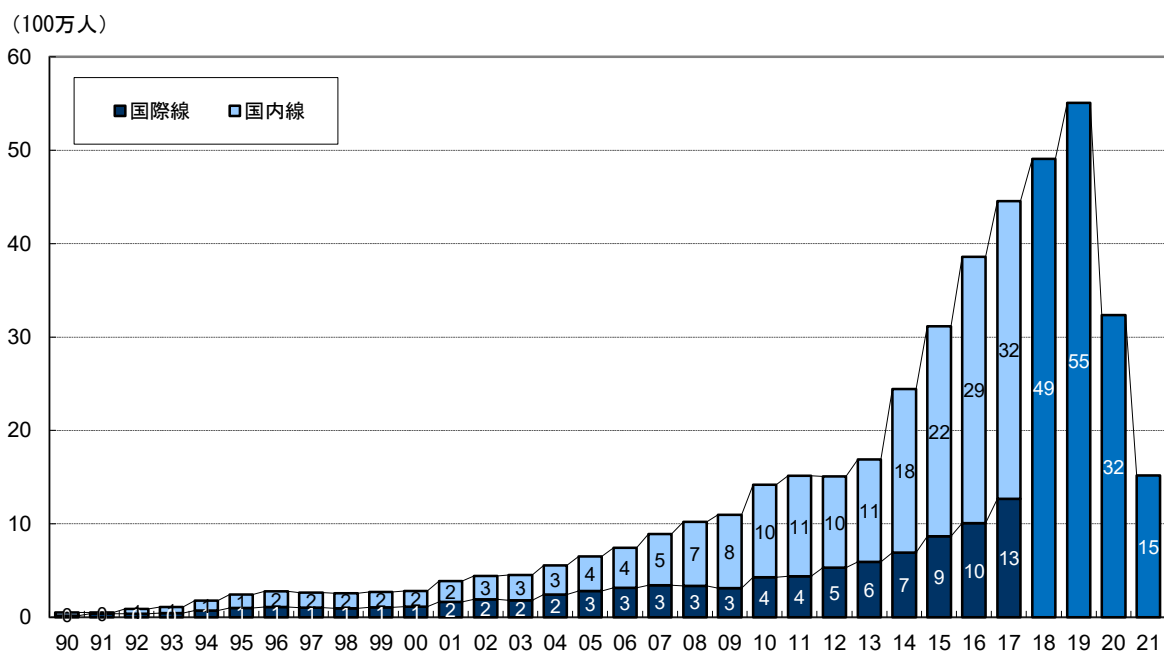
タンソンニャット国際空港は、ベトナム最大規模の空港であり、ホーチミン市の北西約8kmに位置している。2007年には日本のODAにより建設された国際線新ターミナルの利用が始まった。空港を運営するベトナム空港総公社(ACV: Airports Corporation of Vietnam)の発表では、2018年の利用者は3,850万人と、年間旅客処理能力の2,500万人を上回っている。

2022年12月には、新設される第3ターミナルの建設プロジェクトが着工した。同ターミナルは2年の建設期間を経て、2024年末までに試験運用を開始する予定となっている。

また、南部では、新しい国際空港の建設が計画されている。ホーチミン市街から約40km離れたドンナイ省のロンタインでの新空港建設で、完成すれば、タンソンニャット空港に代わる南部の国際空港となり、タンソンニャット空港は国内線用の空港として利用されることとなる。2019年にFS調査が終了し、運輸省によると、2025年に開港の予定である。同プロジェクトでは、滑走路1本と旅客ターミナル1棟、附属施設を建設し、ターミナルの年間旅客取扱能力は2,500万人、貨物取扱能力は120万トンを予定している。ただし、同プロジェクトについては、用地取得や投資準備手続、隣接事業との連携などで遅れが生じていることが指摘されており、報道によると、2012年12月には、旅客ターミナル建設について書類不備による入札がキャンセルとなり、ACVは再入札を予定している。

ノイバイ国際空港は、首都ハノイ都心部から北に45kmの位置にある。1978年に開港し、北部最大の空港となっている。2014年末には日本のODAにより国際線専用の第2ターミナルが開業し、第2ターミナルの運用開始後は年間旅客処理能力が1,600万人に拡大した。利用者数の更なる増加に対応するため、既存ターミナルの拡張や第2ノイバイ国際空港を新規建設するプロジェクトが進行している。2030年までに旅客取扱能力を年間5,000万人にまで拡大させる計画である。

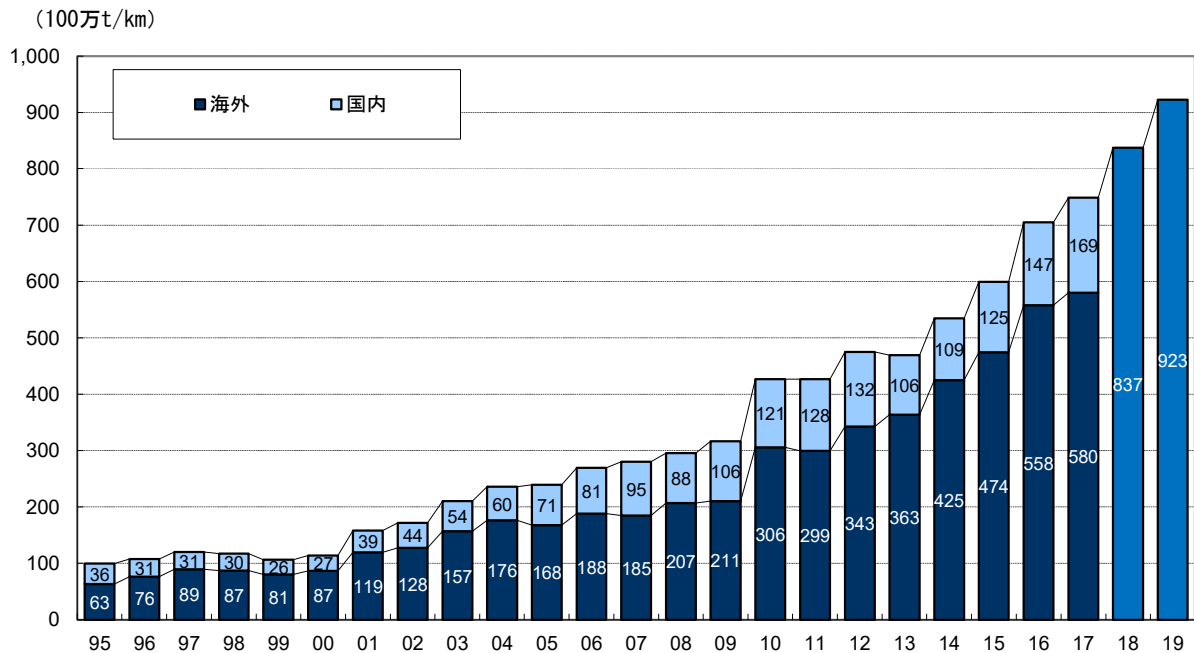
図表 20-5 空港利用者数の推移



(注) 2018年以降は合計値データのみ。2021年データは速報値。

(出所) ベトナム統計総局より作成

図表 20-6 輸送貨物量の推移



(注) 2018年以降は合計値データのみ。2020年以降はデータなし。

(出所) ベトナム統計総局より作成

2022年10月時点、日本とベトナムとを結ぶ航空便の就航状況は図表20-7の通りとなっている。現在、ベトナム航空、日本航空、全日本空輸（ANA）、ベトジェットエア（VietJet Air）、バンブー・エアウェイズの5社が直行便を運航している。2016年5月にはANAホールディングスとベトナム航空が資本・業務提携契約を締結しており、同年10月30日よりANAとベトナム航空が共同運航を開始している。また、ベトジェットエアは2018年に大阪－ホーチミン線、大阪－ハノイ線、成田－ハノイ線を就航し、2019年7月に成田－ホーチミン線を、同10月に羽田－ダナン線を新たに就航した。2021年11月には、ベトナムの航空会社バンブー・エアウェイズが成田－ハノイ線を開設した。

ベトナム国内では、ベトナム航空に加え、LCCのベトジェットエア、ジェットスターパシフィック航空が就航し、各地を結んでいる。ハノイ－ホーチミンは約2時間、ハノイ－ダナンが1時間20分、ダナン－ホーチミンは1時間10分を要する。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が始まって以来、ベトナムへの入国には制限があったが、2022年3月15日、ベトナム政府は、新型コロナウイルスのための水際措置が適用される以前の入国手続に戻すことを発表した。日本路線の便数は2023年夏には新型コロナウイルス流行前とほぼ同数の水準に戻り、新路線も計画されていると言われている。

図表 20-7 日本・ベトナム間の航空便数（週）

	ハノイ	ダナン	ホーチミン	本数計（週）
成田	35	3	28	66
羽田	3	7	14	24
名古屋	8	0	2	10
大阪	12	0	10	22
福岡	6	0	2	8

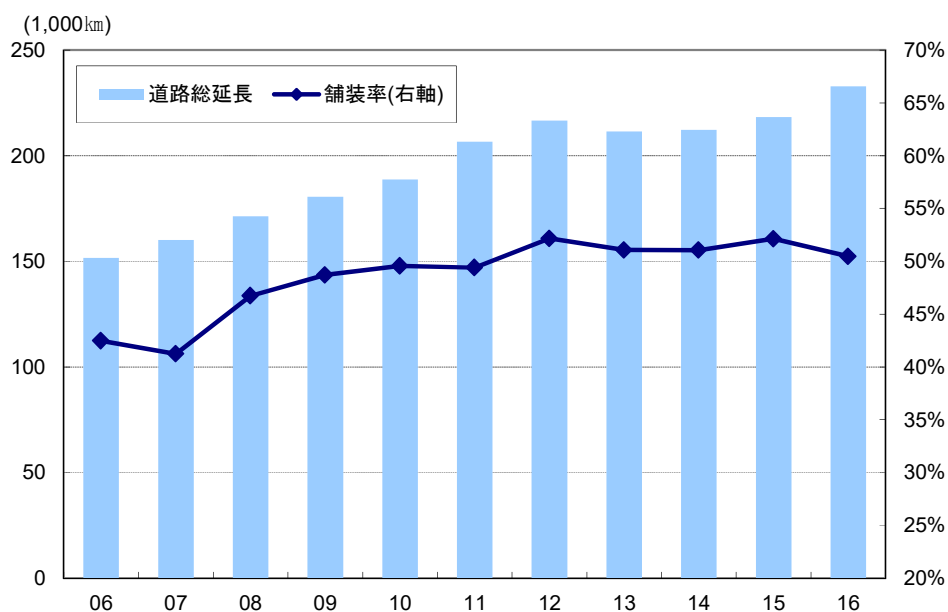
（出所）各航空会社ウェブサイトなどより作成

3. 道路

(1) 道路概要

ベトナムの道路総延長は、2016年時点で約23万kmであったが、道路舗装率は50%程度に留まっている（図表20-8）。幹線道路は整備が進んでいるが、幅員、舗装状況など、改善の余地が大きい。特に、産業道路と生活道路の区分が整備されていないことが課題の一つとして挙げられる。ベトナムでは幹線道路でも乗用車やトラックの間を大量のバイクが縦横無尽に走り、時に逆走さえ見られる。都市部ではトラックの総積載量に応じて通行規制が行われているものの、バイクや自動車も増加しており、事故や渋滞が増えている。通行規制に関しては、ホーチミン市中心部では出勤・帰宅ラッシュの時間帯にはトラックの市内走行を禁じる措置が取られているのに対し、ホーチミンやハノイと比較すると交通量が少ない中部のダナンでは、やや緩めの規制となっている。ホーチミンやハノイでは、都市部を通過する道路が多く、渋滞を悪化させているため、都市部を迂回する環状道路の整備が進められている。

図表 20-8 道路距離と舗装率の推移



（注）2022年時点で公表されているデータは2016年まで。

（出所）ベトナム統計総局より作成

2021年9月、ファム・ミン・チン首相は、交通システムの発展を加速させるため、2050年に向けたビジョンを掲げて、「2021～30年の鉄道網整備計画及び2050年までの展望」を承認した。本計画では、2021年に3,841 kmだった高速道路を2030年までに5,000 km以上整備することを目標としている。具体的には、南北軸に沿って、「南北高速道路東部クラスター」(2,063 km)、「南北高速道路西部クラスター」(1,205 km)などの計画を示し、北部地域に14の高速道路(総延長:約2,305 km)、中部及び中央高原地域に10の高速道路(総延長:約1,431 km)、南部地域に10の高速道路(総延長:1,290 km)、ハノイに三つの都市環状道路(総延長:425 km)、ホーチミンに二つの都市環状道路(総延長:295 km)を整備する計画としている。また、同計画では、172路線(総延長29,795 km)の国道と(2021年時点で5,474 km)、28の都市と省を通る海岸道路(総延長:3,034 km)を整備するとの目標が併せて示されている。

(2) 主要幹線道路

国内の主要幹線道路には、ハノイとホーチミンを結ぶ国道1号線をはじめ、南北を結ぶ道路、国内外主要都市とを結ぶ道路がある。足元ではハノイからホーチミンを経てカントーに至る南北高速道路建設プロジェクトをはじめ、南北間の物流整備や域内の経済分断の改善などを目的に、様々な道路建設プロジェクトが進められている。都市部の渋滞緩和については、環状道路の整備が進められており、2020年10月には、日本の援助で建設されたハノイ市環状道路3号線(マイジック～タンロン南間)の開通式が行われた。

国道1号線は、ベトナムの南北をつなぐ縦断道路で、全長2,301 km、国内輸送の基幹ルートとなっている。トラック輸送の所要日数は片道約3日(70時間程度)である。基本的には片側一車線で、大都市を通過する部分には片側二車線に整備されているところもある。ハノイ以北は中越国境のランソン省友誼関経由で中国を結んでいる。

南北間の道路整備に対しては、国際金融機関が様々な支援を行っている。例えば、世界銀行がハノイーヴィン間及びホーチミン～カントー間、アジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)がホーチミン～ニャチャン間の整備事業に借款を供与している。日本も、ダナン～フエ間のハイバントネルの建設に借款を供与した。ハイバントネルは2005年に完成し、峠越えにかかる時間が従来の約1時間から5分へ大幅に短縮された。日本政府は南北高速道路網建設においても優先度の高い区間を支援しており、交通需要増大への対応や物流の効率化によりベトナムの経済開発に寄与している。

第2の南北幹線道路であるホーチミン道路は、国道1号線に並行し、2016年1月よりベトナム北端のカオバン省から南端にあるカマウ省までをつないでいる。

【北部】

ベトナム～中国を結ぶルートは複数あるが、注目されているのはハノイ北東に位置するランソンと、中国広西チワン自治区・憑祥(ピンシャン)を結ぶルートである。ランソンはハノイから国道1号線を北東に約150 km進んだ距離にあり、所要時間は約3時間である(ランソンから中国国境まではさらに20 km)。

中越物流に関しては特に中国側で改善が進んでおり、2005年12月、中越国境の友誼関と南寧を結ぶ高速道路（南友道路、約180km、片側2車線）が開通した。この結果、ハノイー南寧の所要時間は、それまでの約7時間から約5時間へ短縮された（南友道路はベトナム側の国道1号線に接続）。

ハノイ～ハイフォン間は国道5号線（130km）が主要な道路であるが、交通量の増加による渋滞が問題となっていた。2015年5月にはハノイ市からハイフォン市ディンヴー港を結ぶ高速道路が開通した（全長105.5km）。それまで所要時間は2時間30分～3時間程度であったが、高速道路開通により1時間30分～2時間程度に短縮された。通行料金は1回あたり16～84万ドン。現在、ディンヴー工業団地からクアンニン省のラックフェン港を結ぶ高速道路が2017年9月に開通した。加えて、2022年9月には、バンドン～モンカイ間高速道路（80.23km）が正式に開通し、これによりハノイからモンカイへの移動は6時間から3時間に短縮された。

【中部】

中部の道路網の中心はダナンである。ここから東西経済回廊がスタートしダナン北部のフエ、ドンハを通過し、ラオスのサバナケットを経由してタイやミャンマーへとつながっている。南北高速道路の一部として、ダナン～クアンガイ間の高速道路が日本のODAで建設されており、2018年9月に完成した。

【南部】

南部では、国道1号線がホーチミンからさらに南部のカントーまで延伸している。ホーチミンからカントーまでの高速道路のうち、2010年2月にホーチミン～チュンルオン区間、2022年1月にチュンルオン～ミートゥアン区間が既に開通しており、ミートゥアン～カントー区間及びミートゥアン第2橋梁の建設が進められている。また、ホーチミンからは国道22号線が北西58kmに伸び、タイニン省にあるカンボジア国境のモクバイ、カンボジアの首都プノンペン経由でタイのバンコクへ通じている（南部経済回廊）。ホーチミンとバリア・ヴンタウ省のヴンタウ市の間には、全長72.7kmの国道51号線が通っている。また、カントーとキエンザン省を結ぶ高速道路が2021年1月に開通している。

(3) 経済回廊

ベトナムと近隣諸国との間の物流は、ラオスを除けば今のところ海上輸送が中心である。その一方で、アジア開発銀行（ADB）の支援を受けて、GMS地域（Greater Mekong Subregion：拡大メコン圏。タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、中国雲南省が対象）を結ぶ道路網の整備が進められてきた。中でも、東西経済回廊、南部経済回廊は、日系の物流企業や製造企業、メディアや企業活動を専門とする有識者の関心を集めた。

東西経済回廊は、東側のベトナム・ダナン港と西側のミャンマー・モーラミヤイン港をつなぐルートである。2006年12月、ラオス（サバナケット）・タイ（ムクダハン）国境にかかる第二メコン国際橋が完成し、同ルートはほぼ直線経路で開通した（全長1,450km）。

第二メコン国際橋の完成で、バンコクーハノイ間の陸上輸送距離は 1,925 km から 1,555 km へ、所要日数も約 4 日間（4 泊 5 日）から約 3 日間へ短縮された。更に、2015 年 1 月にベトナムのラオバオとラオスのデンサワン間で通関手続のシングルストップ化が実現している。一方、ハノイーバンコク間の海上輸送を利用した場合、現状、7～9 日間必要とする。

ひとくちメモ 11： 東西経済回廊・南部経済回廊の利用の現状

陸上輸送は海上輸送に比べて輸送時間が短いため、タイからベトナムへの部品供給などの潜在需要は大きいと考えられるが、現地でのヒアリング調査に基づくと、日系企業による活用はほとんどない模様である。背景には、タイからベトナムに輸送する製品はあるが、ベトナムからタイに輸送する製品が少なく、片荷の問題が生じ、結果として輸送コストが高くなってしまっていることの影響が大きい。輸送時間の短縮化で在庫が減ってキャッシュフローが改善する効果はあるが、現状では陸上輸送に代替した場合のコスト増の影響の方が大きいようである。また、「確かに輸送方法の一つとして陸上輸送があるのは有難いが、海上輸送でも 1 週間程度で輸送でき、船便の数も多いので、海上輸送が大きな事業リスク、サプライチェーンのリスクにはなっていない」とする声も聞かれた。

また、南部経済回廊は、ベトナム・ホーチミン（サイゴン港）からカンボジア・プノンペンを経由してタイ・バンコクを結ぶプロジェクトであるが、①バンコクープノンペン、②ホーチミンープノンペン、③ホーチミンーバベット（カンボジアの東側、ベトナムとの国境付近）、などの輸送需要はあるが、ホーチミンとバンコク間の陸上輸送は、輸送コストが高いため、ニーズは少ないようである。

4. 鉄道

ベトナムの鉄道は総延長が約 2,600 km（除く側線）で、南北の主要都市を結び、北部は 2 地点で中国とも結ばれている。ベトナムの鉄道輸送貨物量（年間）は 2006 年の 900 万トン超をピークに減少傾向にあったが、近年はおよそ 600 万トン弱の水準で、2013 年頃からはやや減少傾向で推移している。また、2019 年の利用者数は年間 800 万人程度であったが、2020 年には新型コロナウイルスの影響もあって利用者数が大幅に減少した。（図表 20-9）。

(1) 主要鉄道路線

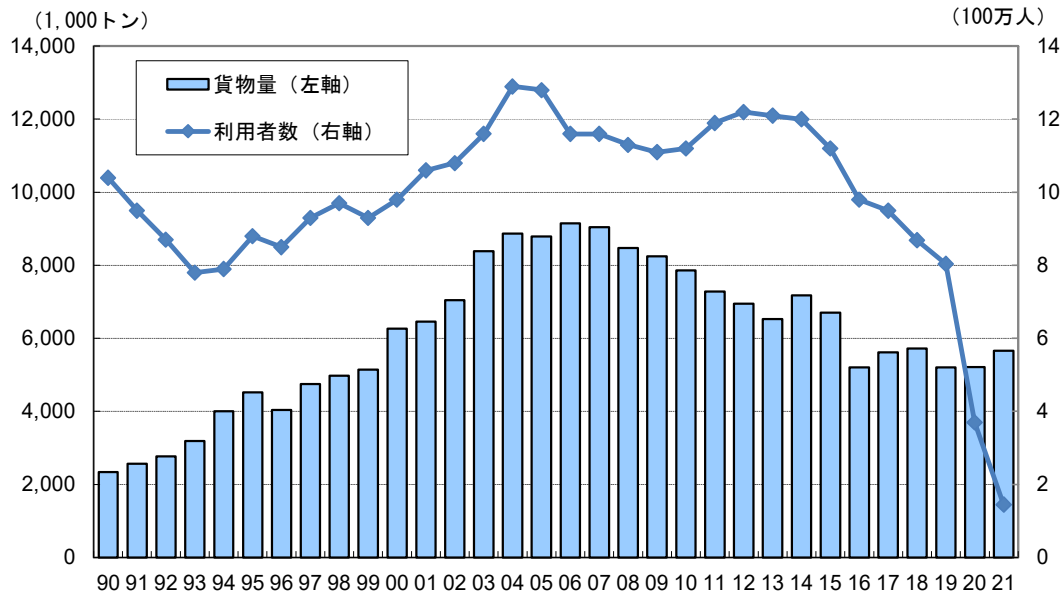
国内路線の中でも重要な路線は次の 4 つである。

南北を結ぶハノイーホーチミン線は全長 1,726 km あり、ベトナム全鉄道網の 3 分の 2 を占めるだけでなく、旅客輸送の 8 割、貨物輸送の 6 割を占めるなどベトナムの交通の大動脈となっている。ハノイーホーチミン間の運行列車数は 1 日 4 本。便によって異なるが、所要時間は 32 時間～35 時間程度である。貨物輸送については、通常の貨物で 3 日程度（約 70 時間）を要するが、2016 年 10 月より快速貨物線が開業しており、51 時間でハノイのサップバット駅からビンズン省のソントン駅を運行している。北部のハノイーハイフォン線の総延長は 102 km であり、運行列車数は 1 日 4 往復。所要時間は 3 時間程度である。

中国との国境までつながる北部のハノイードンダン線（157 km）は、1 日 1 往復、所要時間は約 5 時間となっている。狭軌と広軌の複軌道であり、ベトナムと中国を結ぶ重要な路線となっている。また、ハノイーラオカイ線の総延長は 294 km であり、農産物と鉱石が主要貨物となっている。

ベトナムの鉄道は単線で電化されておらず、軌道、路盤、信号、通信設備などの老朽化が進んでおり、安全面、能力面で大きな課題となっている。日本の ODA で、経年劣化の激しいハノイーホーチミン線に関し、掛け替えなどを行うプロジェクトが実施されてきた。

図表 20-9 鉄道輸送貨物量と利用者数の推移



(注) 2021年データは速報値。

(出所) ベトナム統計総局より作成

(2) 南北高速鉄道計画

ハノイーホーチミン間を10時間以下で結ぶ「南北高速鉄道計画」では、日本の新幹線方式の採用が議論されたが、2010年6月19日のベトナム国会で建設計画が否決され、2013年には計画中止となった。

その後、2021年10月、ベトナムのファム・ミン・チン首相は、中長期的な鉄道システムの整備計画案である「2021～30年の鉄道網整備計画及び2050年までの展望」を承認した。計画案では、優先投資事業の一つとして、南北高速鉄道の整備を指定しており、このうち、ハノイ～北中部ゲアン省ビン(約281km)の区間と、中南部カインホア省ニャチャン～ホーチミン(約370km)の区間を2030年までに整備し、残るビン～ニャチャンの区間については、2050年までに完成させる予定としている。

(3) 都市鉄道計画

ハノイでは都市鉄道1～3号線が計画されており、1号線、2号線は日本の円借款が供与される。2A号線は中国のODAにより建設が進められ、2011年に着工して以来、土地収用や安全検査などで度々遅れが生じ、開業計画を幾度も延期してきたが、2021年11月ようやく開業した。2A号線は、ハノイ市中心部のドンダー区カットリン駅から、住宅開発が進むハドン区イエンギア駅までを南西につなぐ高架鉄道であり、全長約13kmで、12駅が設置されている。車両は中国製の4両編成で、960人の乗客を輸送できる。平均速度は時速35kmで、最高速度は時速80kmで、始点から終点までの乗車時間は24分ほどである。運賃は8,000～1万5,000ドン(約50～90円、1ドン=約0.006円)であるが、工業団地の労働者や学生は半額となり、高齢者、障害者、6歳未満の子供などは無料で利用できる。

3号線（ハノイ駅―北トゥーリエム区ニョン間）はADBやフランスの支援により建設が進められている。3号線の建設は09年に開始し、15年に完了する計画だったが、新型コロナウイルスによる行動制限や土地収用の遅れなどで工期が長引き、現在は29年の完了が見込まれている。このほか、ハノイでは、4～8号線の計画もある。

ホーチミンでは、1号線（ベンタイン～スオイティエン）19.7kmが日本の円借款で設計・施工されている。ホーチミン市中心部の都心部は地下を通り、それ以外の区間は高架とする計画となっている。1号線プロジェクトは、新型コロナウイルスの影響や行政手続の遅れで、当初の計画よりも時間を要し、2022年8月時点での進捗率はおよそ9割、2022年12月には試運転が実施された。ベトナム政府は2023年中の完成を目指している。加えて、2～6号線の計画も進められており、総延長195km、176の駅を設置する計画である。それらの都市鉄道の開通により、深刻化する交通渋滞や交通事故、大気汚染の解決が期待される。

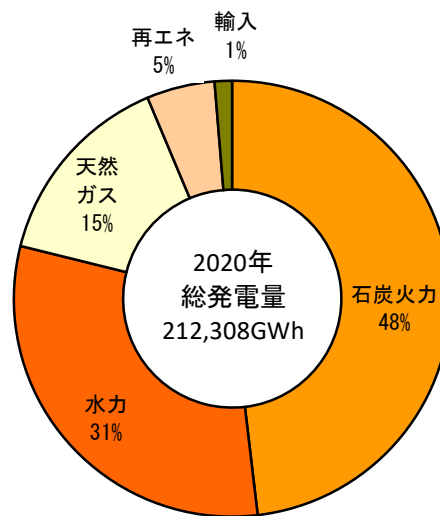
5. 電力

(1) 電力概要

発送配電を一貫して運用する国営企業としてベトナム電力総公社（Vietnam Electricity：EVN）が1995年に設立され、発電、送電、供給、売買を担ってきたが、現在は発電部門及び電力卸売市場が自由化されている。発電部門は国内投資家によるIPP、外国投資家によるBOT方式での参入など、民間企業が多数参入している。一方、電力卸売市場は一部が民間に開放されているものの、実質的にはEVNとその子会社が占めている。現在は電力小売市場の自由化に向けて準備が進められている。

2020年の総発電量は238,459GWhであった。発電種類別では、石炭火力が48%、水力発電が31%、天然ガスが15%を占めており、再エネが5%、中国・ラオスからの輸入が1%となっている。電化率については、2018年に村落での電化率100%を達成しているが、地方の農村は一部電化されておらず、2020年時点で99.3%の電化率となっている。発電設備容量は2019年時点の55,107MWから2020年時点の69,297MWへと増加している。事業者別の発電容量別では、EVNが約17%、EVNの子会社GENCO（順次民営化が進められている）が約25%、民間が約57%となっている（図表20-10、20-11）。2020年には時限的なFITの適用もあり、太陽光発電、屋根置き太陽光発電の設置容量が急増したものの、需要地と接続する送電網の整備が間に合っておらず、有効に活用できていない状況である。

図表 20-10 発電量の構成比



(出所) EVN 資料などより作成

図表 20-11 発電エネルギー種別、事業者別発電設備容量 (2020年)

エネルギー種別	発電設備容量 (MW)	構成比 (%)	事業者別	発電設備容量 (MW)	構成比 (%)
石炭	21,554	31.1	EVN	11,883	17.1
水力	20,774	30.0	GENCO 1	6,979	10.1
ガス	8,858	12.8	GENCO 2	4,421	6.4
風力	518	0.7	GENCO 3	6,230	9.0
太陽光	8,871	12.8	BOT and other	39,784	57.4
屋根置太陽光	7,785	11.2	総計	69,297	100.0
バイオマス	365	0.5			
輸入	572	0.8			
総計	69,297	100.0			

(出所) EVN 資料などより作成

(2) 需給状況

経済発展に伴って電力需要が増加することから、ベトナムでも将来を見越した上での安定した電力供給が課題である。石炭火力発電の割合を増加させることで対応してきたものの、昨今の脱炭素潮流の中で石炭火力発電への風当たりも強くなっており、クリーンエネルギーへの移行も課題となってきている。

北部は5～7月にかけて降水量が少ないことから、気温が上がる日が多い。このため、水力発電による発電量が減り、代わりに石炭火力発電への依存度が増す。猛暑日には電力需給バランスが逼迫するため、節電要請が出ることもある。2021年は北部の工業団地で節電要請が出ている。また、2022年はロシアによるウクライナ侵攻で石炭価格が高騰したことから、石炭火力発電の稼働率が低下するという事態も起きている。

上述の通り、ベトナム政府は電力小売の自由化も目指しているところであるが、再エネ事業者と需要家の間の直接電力購入契約（direct power purchase agreement）のパイロットスキームの施行も準備が進んでいる。

ベトナム政府は2021年中に「第8次国家電力マスタープラン」（PDP8）の公表を目指していたが、COP26で発表した2050年までのカーボンニュートラル宣言を踏まえて草案が見直されており、2022年12月時点では承認・公表待ちとなっている。具体的には、洋上風力など再エネ電源開発、石炭火力発電の削減、LNG調達・ガス火力発電の開発のほか、小規模原子力の開発研究なども盛り込まれることが見込まれている。

(3) 工業団地での最近の電力事情の実態

かつては計画停電が工場の操業に影響を及ぼしていたが、2010年代とそれ以前と比較すると、頻度は少なくなったとの声が聞かれた。ただし、ベトナムの経済成長が加速し、一方で昨今の電力インフラ整備に遅れが生じている中で、2021年、2022年には、北部地域にて雨量不足に伴う水力発電量低下との要因も加わり、日系企業が入居する工業団地でも夏場の一時期停電が発生するなど、電力需給はタイト化している。係る事態を受けて、ベトナム政府としても、電力安定供給へ万全の対策を講ずるとしている。なお、地域によっては雷が多く、これに起因して依然として停電が発生している模様であり、停電に備えてジェネレーターを設置する工業団地や企業も多い。他方、工業団地の運営会社が電力の調達やメンテナンスまで行っている場合もあり、停電の頻度は、工業団地の整備状況により差が出るようだ。

6. 水道

ベトナムでは、主に地方自治体に属する水道公社や下水道公社が水道事業を運営している。ハノイ市では、工業用水の料金1m³あたり5,000～10,000ドンとなっている。下水料金は、給水料金の10%が自動的に徴収される仕組みになっている。現地調査では、工業団地への給水については、深刻な問題は聞かれなかった。

ベトナムでは、工業化や都市部の人口集中により産業排水や生活排水が増えたことに加え、下水処理が未整備のため、水質が悪化している。また、給水人口は6割程度に留まり、無収水率は30%と高い。浄水設備、集中排水処理システムが必要とされており、各地で整備が進められ、外国の支援などにより水道事業の改善が図られている。ホーチミン市では、浄水場の増設、配水管や貯水槽の整備が進められ、2017年1月には上水道の普及率が100%となった。

7. ガス

ベトナムのガス業界は、国有ペトロベトナムグループ傘下のペトロベトナムガス（PV Gas）が市場をほぼ独占している。ベトナムには南東部を中心に沖合に大規模な油田があり、海底パイプラインで陸上に輸送されている。すでに発見されているガス資源も多く、長期的な増産を見据え、大型ガス田の開発が期待されている。政府の政策により、ベトナムのガス需要のほとんどが発電用となっている。

ガス輸送パイプラインも発電所向けに建設され、そのほぼ全量が発電所や、その近隣の肥料工場などの産業施設で消費されている。一方、ベトナムのエネルギー需要は拡大しており、ペトロベトナムは LNG の輸入を開始する計画である。

2022 年 3 月、ペトロベトナムガスは、同年第 4 四半期に国内初の LNG ターミナルを試験操業すると発表した。南部のバリア・ブンタウ州にあるティバイ LNG ターミナルは、2023 年から商業運転を開始する予定であり、隣接するドンナイ省に建設中のガス火力発電所に供給する。同ターミナルは当初、年間 100 万トンの生産能力を持つが、その後 3 倍に拡大される可能性があるとのことである。ペトロベトナムガスは、これまでに 8 つの LNG サプライヤーと売買基本契約を締結しており、他のサプライヤーとも交渉中であると述べている。

なお、進出日系企業によるガスの利用は少量に留まっており、大半を工場の社員食堂用が占めているものの、今後のベトナム国内でのガス需要拡大を睨み、昨今は、東邦ガスによる現地企業への出資による産業用天然ガス販売事業、エア・ウォーターによる総合充填工場など、日系大手企業によるベトナム国内でのガス供給事業への進出が増えつつある。

8. 通信

(1) 電話

情報通信省によると、ベトナムの固定電話の加入者数は約 366 万人であった（2019 年 12 月時点）。2010 年の 1,437 万人から大きく減少している。2019 年時点で、固定電話事業者は 6 社で、VNPT（Vietnam Posts and Telecommunications Group、ベトナム郵政通信総公社）が 65.9%と圧倒的なシェアを有している（主な事業者とシェアは図表 20-12 の通り）。一方、2019 年の携帯電話加入者数は約 1.3 億人である。2019 年のベトナム総人口が 9,621 万人であることから、1 人 1 台以上携帯電話を保有している計算となる。Viettel が 52.2%のシェアを有するトップ企業であり、VNPT（24.2%）、MobiFone（19.6%）、が続く。このように携帯電話市場は上位 3 社で市場の 9 割超を占める寡占市場となっている。ベトナムでは 2015 年 12 月以降、VNPT、Vinaphone、Viettel、MobiFone の 4 社に 4G 事業の免許が交付され、2016 年末より 4G サービスの提供が開始、利用者は急増している。また、ベトナム政府は 2022 年には 5G サービス免許の供与を開始するとしており、首都のハノイや商業都市のホーチミン市などの大都市圏の他、工業団地などニーズが多い地域で先行導入する予定となっている。

図表 20-12 主な事業者とマーケットシェア（加入者数、2019 年）

固定電話事業者	シェア (%)	携帯電話事業者	シェア (%)
VNPT	65.9	Viettel	52.2
Viettel	30.9	VNPT	24.2
その他	3.1	MobiFone	19.6
		Vietnamobile	3.6
		その他	0.4

（出所）“Vietnam Information and Communication Technology White Book 2020” より作成

(2) インターネット

ベトナムの人口におけるインターネット利用者の占める割合は、2019年時点で68.7%に達している（約6,600万人）。一方、ADSLやCATV、FTTH（Fiber To The Home、光通信）などブロードバンドの契約者数はおよそ1,480万人とまだ比率としては少ないが、2016年の910万人からは大幅に増加している。他方、スマートフォンなどのモバイル端末によるインターネットアクセスは多い。ベトナムでは、人口の9割が携帯電話を所有し、この内の半数以上がスマートフォンとのことである。

通信サービス事業者の数は2019年時点で、66社にのぼる。加入者シェアで見ると、固定ブロードバンドサービスについては、VNPTが39.33%で第一位、Viettelが38.61%で第二位と続く。モバイルブロードバンドサービスについては、Viettelが55.35%で第一位、VNPTが20.50%で第二位となっている。（図表20-13）。

ベトナムは、海外とのデータ通信に光海底ケーブルを利用している。数年前までは太平洋を横断し、東南アジアと米国を結ぶアジアアメリカゲートウェイ（AAG）が通信量の6割を占めており、AAGのベトナムへの支線の切断事故が頻発するなどが原因で、インターネットアクセスの速度が大幅に低下するなどのトラブルが生じていた。しかし、アジアと日本を結ぶアジアパシフィックゲートウェイ（APG）の運用が2016年11月に開始、ヨーロッパとを結ぶアジアアフリカユーロ1（AAE-1）が2017年に導入されており、ベトナムのAAGへの依存度は軽減される見通しである。

図表 20-13 主なインターネットプロバイダとマーケットシェア

固定ブロードバンド事業者	シェア (%)	モバイルブロードバンド事業者	シェア (%)
VNPT	39.3	Viettel	55.4
Viettel	38.6	VNPT	20.5
FPT	15.6	MobiFone	18.6
SCTV	5.5	Vietnamobile	5.0
その他	1.0	Indochina	0.5

（注） マーケットシェアは2019年の加入者数ベース。

（出所）“Vietnam Information and Communication Technology White Book 2020”より作成

(3) 郵便・宅配

ベトナムにおける郵便事業は、情報通信省傘下のベトナム郵便会社（Vietnam Post：VNPost）が行っている。郵送対象は重量上限が2,000gの封書と、30kgまでの小包の2種に分けられる。郵送サービスには普通、書留、配達証明、代金引換、速達などがある。ベトナムには郵便番号はあるものの、あまり利用されていない。郵便は配達の未着や遅延の問題が多く、近年、郵便サービスの改善が取り組まれている。

日本向けなどの国際郵送及び配送サービスには、普通郵便のほかに速達郵便、国際エクスプレス・メール (EMS)、FedEx、DHL、佐川急便などが利用できる。到着までの日数は、日本への普通郵便物を送る場合、投函する郵便局によって 5 日から 1 ヶ月まで大きく異なる。遅延や紛失を避けたい場合は、追跡可能で配達も速い EMS や国際宅配業者の利用が推奨される。

これらのサービスを利用すると、ホーチミンやハノイなどの主要都市からであれば通常は 2~4 日ほどで日本に届く。

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方

(1) 進出先として注目を浴びるベトナム

日系企業は、事業展開先としてベトナムをどのように見ているのか。既に海外への進出経験のある企業を対象として国際協力銀行が毎年実施している海外直接投資アンケート調査結果によると、ベトナムは、中国、インド、米国に次いで4番目に位置付けられている（図表 21-1）。回答した製造業企業の約3割が、今後3年程度を見通した場合の有望事業展開先国としてベトナムを挙げている⁸。人口大国が上位に名を連ねる中、ベトナムも有望な進出先の一つとして引き続き日系企業の注目を集めている。

図表 21-1 中期的に企業が進出先として有望と考えている国・地域

順位	2020年度調査結果			2021年度調査結果			2022年度調査結果		
	有望とする事業展開先国	回答企業数(社)	得票率(%)	有望とする事業展開先国	回答企業数(社)	得票率(%)	有望とする事業展開先国	回答企業数(社)	得票率(%)
1位	中国	168	47.2	中国	162	47.0	インド	148	40.3
2位	インド	163	45.8	インド	131	38.0	中国	136	37.1
3位	ベトナム	131	36.8	米国	113	32.8	米国	118	32.2
4位	タイ	111	31.2	ベトナム	105	30.4	ベトナム	106	28.9
5位	米国	98	27.5	タイ	77	22.3	タイ	85	23.2
6位	インドネシア	96	27.0	インドネシア	67	19.4	インドネシア	77	21.0
7位	フィリピン	37	10.4	フィリピン	31	9.0	マレーシア	31	8.4
8位	マレーシア	34	9.6	メキシコ	30	8.7	フィリピン	28	7.6
9位	メキシコ	32	9.0	マレーシア	27	7.8	メキシコ	27	7.4
10位	ミャンマー	25	7.0	台湾	19	5.5	台湾	23	6.3

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2020年～2022年度調査）より作成。

(2) ベトナムを有望視する理由と企業が指摘する課題

上記調査においてベトナムを有望と考える理由について、ベトナムを有望と回答した約7割の企業が「マーケットの成長性」を挙げている。次いで、有望理由として「安価な労働力」、「他国のリスク分散の受け皿として」が続く。このように日本の製造業企業はベトナムの今後のマーケットとしての成長性に注目していることが分かるほか、近年では米中対立などの影響が長期化する中で、「他国のリスク分散の受け皿として」ベトナムを評価する声が高まっている（図表 21-2）。

⁸ 海外現地法人を3社以上（うち、生産企業1社以上を含む）有している製造企業を対象に、中期的（今後3年程度）に有望な事業展開先国として上位5カ国を挙げてもらっている。調査名は「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」。

図表 21-2 中期的に有望と考える事業展開先国理由（上位 3 項目）

	ベトナム		中国		インド		タイ	
	理由	割合	理由	割合	理由	割合	理由	割合
1	現地マーケットの今後の成長性	69.2%	現地マーケットの現状規模	67.2%	現地マーケットの今後の成長性	85.5%	現地マーケットの今後の成長性	54.9%
2	安価な労働力	55.8%	現地マーケットの今後の成長性	64.2%	現地マーケットの現状規模	43.4%	現地マーケットの現状規模	32.9%
3	他国のリスク分散の受け皿として	30.8%	産業集積がある	27.6%	安価な労働力	31.0%	安価な労働力	32.9%

（注） パーセンテージの数字は、当該国を有望と考える企業のうち、その理由を回答した企業の割合を表す。

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2022 年度調査）より作成

一方、ベトナムを進出先として有望と考える企業が、ベトナムに進出する上で課題と考えている項目が図表 21-3 である。上記調査では「労働コストの上昇」と回答した企業が最多で 40.9%を占めた。現地調査では、「マネージャーレベルの採用について、要求される価格と自社水準が合わないケースが増えており、市場の賃金レベルが上がってきている」とのコメントも聞かれた。次いで「法制の運用が不透明労働コストの上昇」と答えた企業が 39.8%に及んだ。ベトナムでは法律の変更や施行規則の制定・改正が頻繁に実施されることや、法律の運用に関しても担当官により解釈が異なることが多いことが、これらの回答に反映されているものと思われる。また、「他社との厳しい競争」についても、ベトナムを有望と考える 3 割強の企業から課題として認識されていることが示された。

図表 21-3 有望とされる国が抱える課題（上位 3 項目）

	ベトナム		中国		インド		タイ	
	理由	割合	理由	割合	理由	割合	理由	割合
1	労働コストの上昇	40.9%	労働コストの上昇	63.8%	法制の運用が不透明	38.8%	労働コストの上昇	48.0%
2	法制の運用が不透明	39.8%	他社との厳しい競争	59.2%	他社との厳しい競争	37.3%	他社との厳しい競争	38.7%
3	他社との厳しい競争	32.3%	法制の運用が不透明	49.2%	インフラが未整備	32.8%	管理職クラスの人材確保が困難	24.0%

（注） パーセンテージの数字は、当該国を有望視する企業のうち、その理由として該当項目に回答した企業の割合を表す。

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」（2021 年度調査）より作成

2. 投資先としてのベトナムの優位性

(1) 成長する国内市場

ASEAN 加盟 10 カ国の中でインドネシアとフィリピンに次ぐ約 9,500 万人以上の人口を有するベトナムは、消費マーケットとして魅力的である。1 人あたり所得・支出も年々増加し、2021 年の小売市場規模は 2,429 兆ドン（約 14 兆円、Euromonitor 調べ）、2016 年から年率 5.3% のペースで拡大している。また、ベトナムは平均年齢も 31 歳と非常に若い国でもある。

今後、労働力確保や地代上昇などから、既に散見される外資企業の地方部への進出が加速すると想定される。地方への外資企業の進出に伴い、地方部での所得水準の向上が見込まれ、現状、都市部が牽引している消費の底上げも期待される。

小売業に対する外資規制は設けられておらず、100%外資での参入が可能である。しかし、2013 年に一旦緩和した外国企業による小売店の設立条件は、2018 年 1 月の制度改正により再び厳格化されている。具体的には、外国企業が出資する小売店については、企業登録証明取得後 30 日以内に小売店許可証を申請しなければならない義務が明確化され、また、1 号店の出店には「小売店設立の財務計画を有すること」などの条件を満たす必要があることが規定された。更に、2 号店以降についてはエコノミック・ニーズ・テスト（ENT）を受ける必要があるが、ENT が免除されるのは(1)店舗目の敷地が 500 m² 未満である、(2)ショッピングモール内にある、(3)コンビニエンスストアまたは小型スーパーマーケットとして指定されていない、の三つの条件を全て満たす場合に限られることになり、従前は ENT の免除対象とされていた小型スーパーやコンビニエンスストアも ENT が必要となった。

ベトナムは国土が南北に細長く、都市部が離れていることもあり、地方部でのマーケット開拓は地場企業のネットワーク活用がカギとなるなど、販路の構築にはベトナム企業との連携が求められる。

(2) 若くて優秀な人材

前述したように、ベトナム人の平均年齢は 31 歳と若く、かつ UNESCO（国際連合教育科学文化機関）の統計では、15 歳以上の人口の識字率は 98% に及ぶ。休日が少なく実働 300 日以上で、特に定着した労働者については遅刻や無断欠勤がほとんど見られないなど、若くて優秀、真面目な人材像が浮かび上がる。先述の国際協力銀行の調査においてもベトナムを有望視する理由の 4 位にも「優秀な人材」が挙げられており、ベトナム人の一般的な特徴として、勤勉で、指示されたことを着実にこなすことができるという特徴を挙げる日本人が多い。向学心が高い労働者には、夕方の勤務時間終了後に英語学校や専門学校などに通う者も多いようだ。また、気質面については、ベトナム人は「性格は温和で、ほとんど口論はしない」と評価する声を多く聞いた。

(3) 政治・社会の安定性

ベトナムは社会主義体制を維持しているため、政策運営に大きな振れがなく、政治的な安定感がある。また、治安は良く、仏教精神が広く行きわたり、宗教的対立もないなどから、社会的にも安定している。親日度も高い。

(4) 自由貿易の拡大

2000 年以降、米越通商協定の発効や WTO 加盟により、物品貿易だけでなく、ベトナム政府はインフラや法令などの整備を急ピッチで進めてきた。近年では、日本との経済連携協定 (EPA) の発効や、韓国、ユーラシア経済連合 (EEU)、EU との自由貿易協定 (FTA) の合意・発効により、繊維・衣類製品や、近年輸出主要品目となった携帯電話などの輸出増加が期待されている。2018 年 11 月にベトナム国会において「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP、いわゆる TPP11)」への批准が完了し、2019 年 1 月に正式に発効した。2020 年 11 月には、ASEAN 関連首脳会議の機会に RCEP 首脳による共同声明が発出され、RCEP 協定が署名された。ベトナムは繊維輸出など、同協定の恩恵を最も受けられる国と評価されており、深刻化する米中貿易摩擦を背景に、世界的企業が中国からベトナムへ生産拠点をシフトする動きも見られる。

また、ベトナムは ASEAN 諸国の中央に位置し、ASEAN 諸国の主要都市への距離は、ハノイあるいはホーチミンから 2,000 km 以内にある。ハノイから中国国境までは 200km 弱で、陸路での所要時間は 2 時間強に過ぎず、中国華南地域の産業集積や中国南西部市場へのアクセスが良いことから、特に北部への関心が高まっている。先発 ASEAN 諸国 (ブルネイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ) は既に中国との関税を撤廃済みであったが、後発 4 カ国 (ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー) についても 2018 年に 94.8% の品目の関税が撤廃された。

3. 投資にあたっての留意点

(1) 賃金

ベトナムの賃金は、タイやインドネシアと比較すると低い水準にあり、国際協力銀行の調査でもベトナムを有望とする 2 番目の理由として「安価な労働力」が挙げられている。一方、ベトナムの 2 番目の課題として「労働コストの上昇」が挙げられているが、2016 年まで 2 桁台の上昇が続いたのに対し、2017 年は 7.3%、2018 年は 6.5%、2019 年は 5.3% と、2020 年は 5.2% と、1 桁台の上昇が続いた。2021 年は、コロナ禍で経済が落ち着いていなかったこともあって最低賃金が据え置かれたが、2022 年には増加率 5.6% で 2 年ぶりの改定が行われた。

なお、ベトナムドンに対するドルレートは、長期的には一貫してドン安で推移しているため、ドルベースで見ると労働コスト増加分を一部相殺している。

(2) 法務・税務処理の難しさ

ベトナムでは、1986 年のドイモイ以降、市場経済化に向けて各種法制度の整備が進められてきた。これに対して、日本政府は 1996 年以降、ベトナムに対して法整備支援を実施してきている。一方、日本企業は、ベトナムの法律自体の曖昧さに政府機関の動きの遅さが加わり、法律の解釈や適用をめぐる生じる法務処理、あるいは税務処理に関連した当局との行き違いが大きな問題となっていると指摘している。

進出済みの日系企業関係者によると、朝令暮改的な法律改正が多く、法律や制度が突然変更されたり、承認された事象が覆されたりすることがよくあるため、法務処理、税務処理で困惑することも少なくないとのことである。特に近年は、輸出加工企業（EPE）に対する関税手続に係る指摘や、関連者間取引のある企業への移転価格調査も増加しているとのことである。また、施行細則を制定したものの担当者レベルまでその細則が浸透するには時間がかかり、運用面で不必要なトラブルが発生している例も見られた。特に当局での申請や税関窓口などでは、法律が曖昧、不透明なことに起因して、正規料金以外に不透明な謝礼支払いが発生することがあるとの声も聞いた。このような経緯から、ベトナムへの進出企業は、各地域の日本商工会や日本国大使館などと連携しつつ、ベトナム政府との対話などにおいて改善に向けた要請を行っており、その結果、緩慢ながらも、規定が明確化されるなどの対応がなされているとのことである。

(3) インフラの未整備

ベトナムのインフラ整備については、改善が進んでいるものの、物流関連やエネルギー分野で遅れが目立っている。特に、道路インフラの整備の遅れは、大都市では交通渋滞による物流の非効率化を招き、地方部では幹線道路、農道など全般的に道路インフラが未整備のままとなっている。鉄道インフラについては、老朽化がひどく運行に不安が伴い、荷物の取扱いにも不慣れであることから必要以上に時間を要している。港湾インフラについては、河川港の土砂堆積により大型船の入港が困難となるなど課題が多い。ベトナム政府はインフラ整備を積極的に進めているものの、経済成長のスピードに対して整備の遅れが見られる状況と評される。

電力インフラについては、古くは2010年の渇水による発電量の減少により各地で停電が頻発したことを契機に、大型の発電所建設が進められてきている。また、固定価格買取制度（FIT）導入を契機に、特に2018年以降、太陽光発電などの発電量が変動する再生可能エネルギーが急増し、送電網の系統運用に支障が生じたことや、南北地域間の電力融通にも対応する必要から、500 kVの基幹送電線など送電網の強化・拡充が進められている。日照・風況に恵まれた南部を中心に再生可能エネルギーの設置が進んだ一方で、特に北部では、現状では発電所の立地数が限られる中で、急速な経済成長により、今後電力需要が急増することが見込まれており、国家全体での電力供給体制の早急な強化が求められている。

また、徐々に改善の方向にあるが、上記のハードインフラと並んでソフトインフラの整備も遅れが目立つ。ベトナムでは金融、会計、貿易事務などの分野において十分な経験を有する人材が不足し、国際慣行に慣れた人材も足りない状況である。特に、金融面では、為替市場、企業間信用、個人口座の未発達などの諸問題が存在し、また、ベトナム会計制度（VAS：Vietnam Accounting Standard）も国際基準対応となっていないなど制度の国際化も進んでいない。

(4) 高度人材の確保の難しさ

ベトナムでは長年の戦争の影響で、中高年齢層の人口が少ない人口構成の歪みが存在し、中間管理者として期待される労働者の採用に困難が伴う。また、熟練工を新規に採用するのは事実上不可能と考えた方がよい。日系企業の間では、労働者を教育し、中間管理職に育てていくとの考え方が一般的のようである。

一方、韓国、台湾、中国などのアジア勢のベトナム進出も加速している中で、現地調査ではしばしば労働者の流動性の高さが問題とされ、数年の間に労働者が総入れ替えとなってしまった、などの苦労話も聞かれた。

なお、近年の日本においては、中国の所得向上に伴い同国からの技能実習生の受入れが減少する一方、それを埋め合わせる形でベトナムからの技能実習生が急増している。国別の技能実習生の人数ではベトナムが現在第一位である。ベトナムからの技能実習生の受入れについては、帰国後の就職先がないことや、日本で身に付けた技術を必ずしも活かしていない実習生が多いこと等の課題も指摘されている一方、技能実習後に実習先の現地法人で採用され、将来のリーダー候補として活躍している様な事例もある。日本で技術を身に付けた技能実習生が日系企業で有効活用されることにより、日越双方の利益に繋がっていくことが、今後期待される。

(5) 裾野産業の未発達

ベトナムでは依然として地場産業が未発達で、裾野産業が成熟していない。外資系企業、特に日系企業は、100%外資形態で輸出加工区や工業団地に入居し、原材料、製品ともにほぼ全量輸入、全量輸出している企業が多い。一部現地調達している日系企業も見られるが、サプライヤーとともに進出し、輸出加工のクラスターを形成している例や、ベトナムに進出してきた台湾・韓国企業から部品を調達している例が多く、現地進出日系企業によるベトナム地場企業からの調達は、輸送用梱包材などが中心である。

ベトナムは(1)に前述の通り、国際経済への統合に伴う市場の開放が進むことが期待されており、今後も関税が引き下げられるとともに、非関税障壁も撤廃されていく方向にある。このため、今後、タイをはじめとした ASEAN 諸国や中国などの製品がベトナム市場に大量に流入する可能性がある。政府は各種優遇制度を設け裾野産業の育成を目指しているものの、ベトナムに技術が蓄積せず、いつまでも裾野産業が育たない懸念もある。

(6) 日系社会と駐在生活

2022年10月時点におけるベトナムの在留日本人数は22,185人（外務省海外在留邦人数調査統計、2022年10月時点）であり、進出企業数は1,947社（2021年12月時点、各商工会議所（ハノイ・ホーチミン・ダナン）加入企業数より）である。ベトナムは、その治安の良さ等から外国人にとっても住みやすい国として知られ、日系企業にとっても主要な海外進出先の一つとなっている。なお、韓国からの駐在員数はおよそ20万人と日本よりもはるかに多く、韓国は、文化面でも経済面でもベトナムに大きな影響を与えている。

ホーチミンに関しては、スーパーマーケットやコンビニエンスストアも多く、食料品などの生活必需品はほとんど問題なく入手することができる。ハノイにおいても、2015年にはイオンが進出し、コンビニエンスストアも増加している。ベトナムは日本と同じ稲作文化圏であり、食生活で大きな違和感はない。日本食や日本風レストランも多数出店しており、日本人が日常生活で困ることはほとんど無いようである。治安に関しては、日本に比べるとやや不安が伴うものの重犯罪は多くなく、一般的な海外生活の注意事項を守れば大きな問題はないとされる。

駐在員にとっては家族、特に子女の帯同の可否が関心事であるが、教育環境面で言えばハノイ、ホーチミンには日本人学校（小・中学部）があり、ホーチミンには日本人幼稚園もある。しかし、上記以外の都市には日本人学校が存在せず、インターナショナルスクールに入学することが多いようである。なお、日本人学校には高等部がないため、駐在員を残して家族が帰国、または子女のみが帰国することもあるようだ。

4. 環境配慮型投資の促進と裾野産業の育成

2019年、ベトナム共産党政治局は、「2030年までにFDIの質と効果を高めるための法的枠組み及び政策完遂の方向性（政治局決議50号）」（以下、決議50号と言う。）を決定した。本決議のもとで掲げられた指標でも重要なものとして、以下2点が挙げられる。

- ・ より持続的な成長を可能にする「環境配慮型の投資を呼び込むこと」
- ・ FDIを自国産業に昇華し、国力の基礎となる「裾野産業を育成すること」

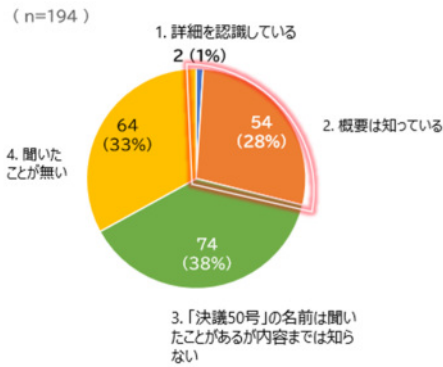
上記を踏まえ、国際協力銀行ハノイ駐在員事務所では、「環境配慮型投資の促進」及び「裾野産業の育成」の2分野において、更なるベトナムと日本の協力可能性を検討することを目的とし、三菱総合研究所とともに調査を実施した⁹。以下、本調査の結果概要について紹介する。

ベトナムのFDIにおける日本企業の存在感は大きく、日本からの投資は、2000年以降、右肩上がりである。全FDIに占める割合は、20年間で約2倍となっている一方で、製造業による投資には一巡感がある。ベトナムが求める「質の高いFDI」にどのように貢献していくかが課題となっている。日本企業へのアンケート調査の結果、日本企業の決議50号の認知度はおよそ3割であったが、日本企業は決議50号への貢献意欲は高く、特にベトナムの競争力向上や、生産性・品質の向上への意向が高い。

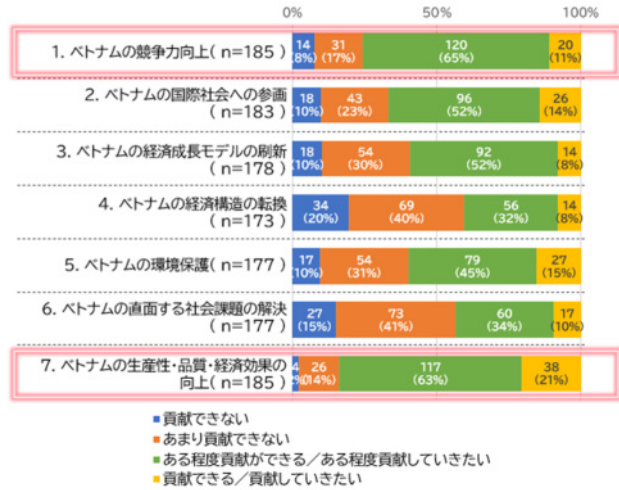
⁹ 調査手法は、在ベトナム日本企業へのアンケート調査、アンケート回答企業の一部へのインタビュー調査、日系企業と取引があるベトナム中堅企業（従業員数100～350人程度）約10社にインタビュー調査である。

図表 21-4 決議 50 号のベトナム進出日本企業による認知度と貢献したい分野

決議50号の認知度



決議50号が目指す目標の中で貢献が可能もしくは貢献していきたい分野

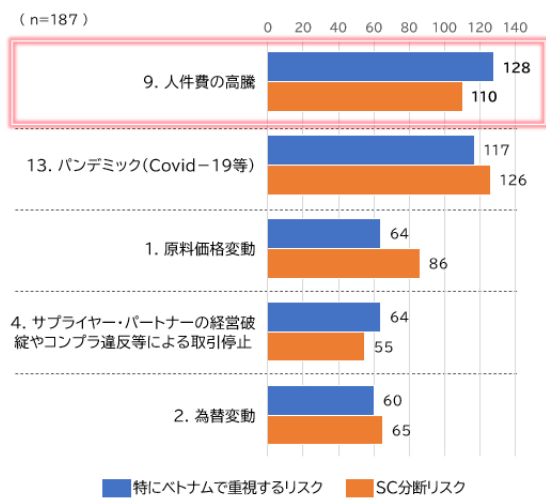


(出所) 国際協力銀行ハノイ事務所「質の高い FDI 促進に向けたベトナムの政策方針(共産党政治局決議 50 号)に係る調査」

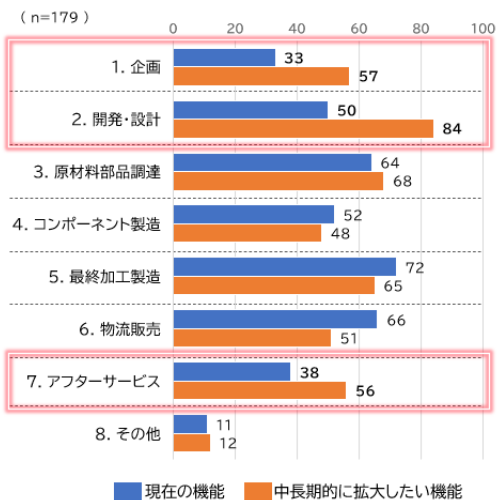
ベトナムで重視されるリスクとして「人件費の高騰」が挙げられ、多くの日本企業が懸念を有している一方で、人件費を理由に他国に移管するのではなく、ベトナム拠点の付加価値を高めることを志向していることが窺える。

図表 21-5 「グローバルサプライチェーンの分断リスクとベトナムで重視されるリスク」(左)、「ベトナム拠点が担っている機能と中長期的に拡大したい機能」(右)

グローバルサプライチェーンの分断リスクとベトナムで重視されるリスク



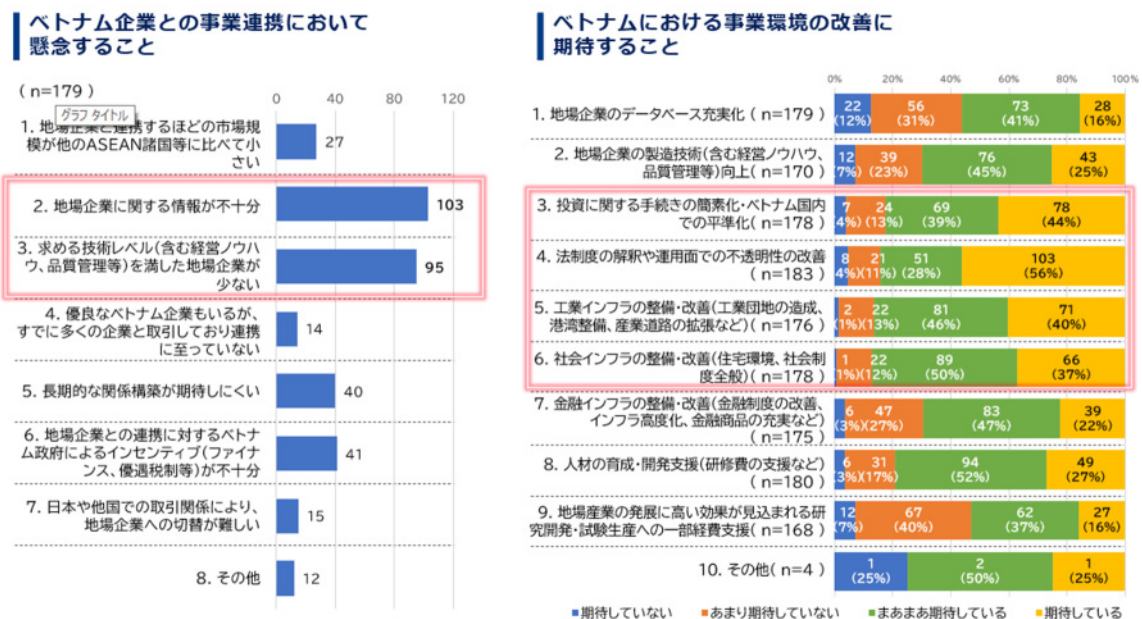
ベトナム拠点が担っている機能と中長期的に拡大したい機能



(出所) 国際協力銀行ハノイ駐在員事務所「質の高い FDI 促進に向けたベトナムの政策方針(共産党政治局決議 50 号)に係る調査」

日系企業によるベトナム企業との連携意向は高い。ただし、企業情報が不足しており、技術レベルへの懸念がボトルネックとして挙げられる。事業環境面では、法制度の透明性向上と運用面の改善、工業・社会インフラの改善への期待が大きい。

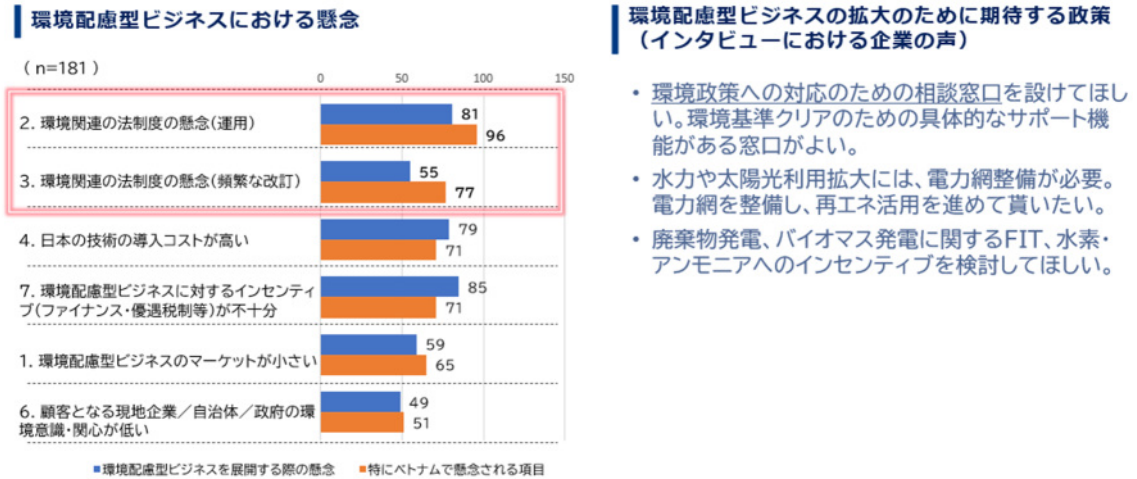
図表 21-6 「ベトナム企業との事業連携において懸念すること」(左)、「ベトナムにおける事業環境の改善に期待すること」(右)



(出所) 国際協力銀行ハノイ駐在員事務所「質の高いFDI促進に向けたベトナムの政策方針(共産党政治局決議50号)に係る調査」

環境配慮型ビジネスについては、法制度が最大の懸念であり、ビジネス拡大にはインフラ整備とともに相談窓口の設置など、“民間企業を支援する機能”が強く望まれている。

図表 21-7 「環境配慮型ビジネスにおける懸念」(左)、「環境配慮型ビジネスの拡大のために期待する政策 (インタビューにおける企業の声)」(右)



(出所) 国際協力銀行ハノイ駐在員事務所「質の高い FDI 促進に向けたベトナムの政策方針 (共産党政治局決議 50 号) に係る調査」

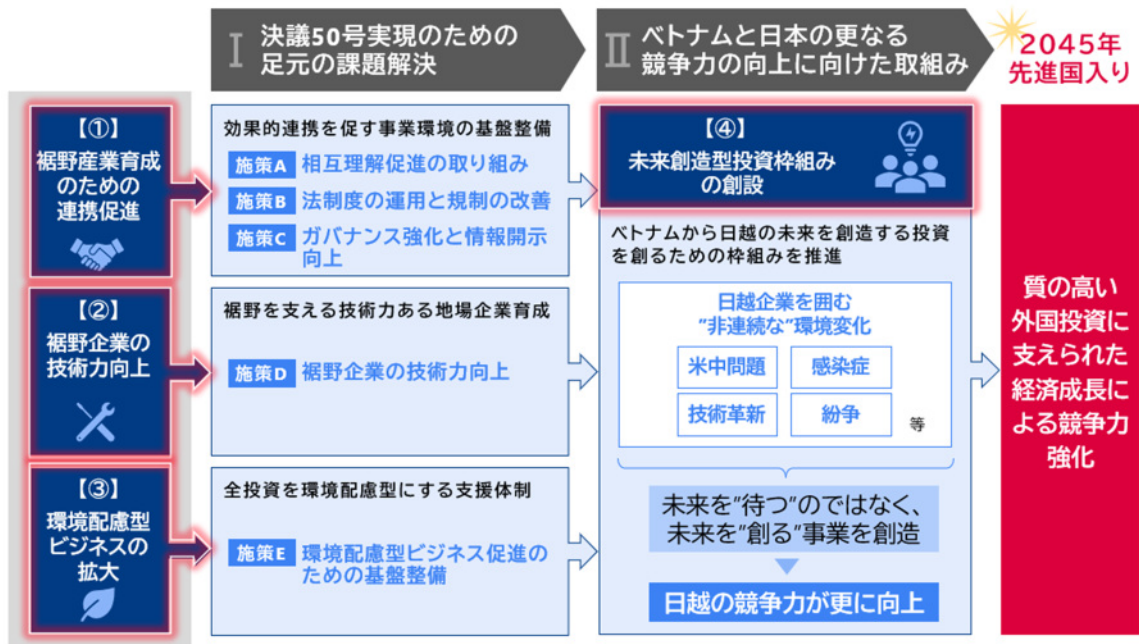
日系企業へのインタビュー調査においては、日系企業は、ベトナム事業を長期的な目線で捉えており、短期的な利益のみを追うのではなく、事業環境変化の予測が困難な中で、競争力を強化するための新たな価値創造にベトナム企業とともに取り組んでいくことに期待する声もあった。

一方、ベトナム企業へのインタビュー調査により、日系企業との連携のメリットとして、「安定的な取引」と「技術的支援」が日系企業と連携する上で最大のインセンティブであること、課題として、日系企業からの「厳格な要求」、「言語・商習慣の違い」、「スピード」が連携のボトルネックとして認識されていることが明らかになった。

また、日系企業との取引でさらなる成長を遂げ、輸出拡大やグローバルサプライチェーン参画を目指したいといった展望や、政策面では、ベトナム企業に関する情報発信や連携機会創出、支援制度の強化や法制度の改善による後押しを期待しているというコメントも得られた。

上記の調査結果を踏まえ、法制度の運用・規制の改善などの 5 つの施策を行うとともに、「未来を創る事業を生み出す＝未来創造型投資」を実現することが日越双方にとって重要であるとし、産業の再構築、新事業の創出に向けて日本企業とベトナム企業の協力を促す施策を日越共同で支援することを提言として取りまとめている。本調査結果と政策提言については、外国投資庁及びベトナム側関係者の参加を得て、報告を行っている。

図表 21-8 政策提案全体像



(出所) 国際協力銀行ハノイ駐在員事務所「質の高い FDI 促進に向けたベトナムの政策方針（共産党政治局決議 50 号）に係る調査」

ひとくちメモ 12： 大気汚染は世界レベル？

日本本社から出向されている方々に、ベトナムの生活環境を尋ねると一様にポジティブな回答が返ってくる。食事はおいしい、治安も良い、ある程度設備の整った病院もある。重篤な病気にならない限りにおいて、生活環境に問題はないという。その反面、生活面の問題として、大気汚染に対するコメントも多く聞かれた。ハノイではようやく都市鉄道が開通したものの、人々の移動手段はまだバイクがメインであり、バイクの数も年々増加している。特にハノイでは、3月から4月にかけての空気が非常に悪くなり、スモッグが空を覆い、ずっと曇り状態が続く。ベトナムニュース総合情報サイトのVIET JOによれば、2019年に大気汚染を示す空気質指数は、ハノイがインドネシアのジャカルタやインドのニューデリーを抜いて、ワースト1位を記録した。ホーチミンは3位で、いかにベトナム都市部における大気汚染の深刻であるかが浮き彫りになった。なお、ワースト2位はインドのニューデリーだった。

大気汚染の課題は、今後のベトナムの成長を考えるとボトルネックとなる。他方で、日本企業のプレゼンスが韓国企業、台湾企業、中国企業に圧されつつある中で、こうした社会課題事業をビジネスチャンスと捉え、日本企業がリードしていくこともできるのではないだろうか。

ひとくちメモ 13： 「ベトナム・プラスワン」はベトナム？

2000年代後半になると、それまで「世界の工場」として海外からの投資が急増した中国で人件費の上昇が危惧され、一部業種では中国以外の生産拠点を検討する「チャイナ・プラスワン」の動きが見られるようになった。この10年程度が過ぎ、ベトナムは縫製業をはじめとした労働集約産業において、「チャイナ・プラスワン」の有力候補地として、外国企業の進出が増えた。そして、今回の新型コロナウイルスによる中国でのロックダウンや激しさを増す米中対立によって中国に依存しすぎるサプライチェーンへのリスクを目の当たりにし、再考を迫られている。

他方で、ベトナムでもハノイやホーチミンなどの都市部をはじめ、全般的に最低賃金は上昇しており、日系企業は「生産拠点」としてのベトナムはどう見ているのだろうか？

「ベトナム・プラスワン」の最適地はどこになるだろうか？

勿論、より人件費の安いカンボジア、ラオスなどは有力な候補地となるだろう。繊維業であればバングラディッシュという見方もある。

まず、「生産拠点」としてのベトナムという観点に関して、最低賃金は上昇しているものの、今後も生産体制を維持、あるいは拡大していく方針であり、ベトナムから他の人件費が安い国にシフトすることは考えていないという企業ばかりであった。その理由は次の通りである。①ベトナムの人件費が上がっているとはいえ、元々の水準が低く、依然として人件費のコスト優位性はある。②所得が上がり、内需向けビジネスが台頭してきた。③共産党一党体制のもと、政治体制が周辺国に比べて政治的安定性が高く、治安も良い。④締結しているFTAが多く、特に欧州向けの輸出ビジネスに関税コストの優位性がある。

各社によって考え方は様々であるだろうが、既にベトナムに進出している企業の多くは、今後の「生産拠点」としてのベトナムの展望として、全くネガティブな印象はなく、低付加価値製品の製造から高付加価値製品へのシフトや製造工程の効率化・自動化によるコスト削減などによる生産工場の強化や拡張という未来志向的な方向性を掲げている。

また、確かに「ベトナム・プラスワン」という話は挙がるものの、これはあまり現実的ではないと言う。ベトナムの地方に行けば、依然として賃金も安く、優秀な人材もまだまだ存在する。地方でも、識字率も高く、手先が器用な人材を雇用することは可能で、ベトナムの余力はまだある。例えば、中部ゲアン省は比較的貧しい省であるが、技能実習生の多くがこの省の出身で、ホーチミンに出稼ぎに行く人もいような省である。ただし、家族のつながりが大きい文化であり、地方出身者は将来的に地方に戻りたいという意向も強い。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、手に職を付けた人材がホーチミンからゲアン省に戻っており、安いコストで技術のある人材を雇えるゲアン省に進出しようと考えている日系企業も多いと聞く。したがって、「ベトナム・プラスワンはベトナム」というのが大方の見方ではないだろうか。

第22章 主要産業の動向と FTA の影響

1. ベトナムの主要産業

実質 GDP で見たベトナムの産業構成比（2020 年）は、第 1 次産業が 11.3%、第 2 次産業が 36.4%、第 3 次産業が 42.9%、生産上の課税補助金（Products taxes subsidies on production）が 9.4% となっている（図表 22-1）。比較可能な 2010 年との比較で見ると、「製造業」（17.1%→22.7%）の構成比が相対的に上昇し、「第 1 次産業」（15.4%→11.3%）が低下している。

図表 22-1 をもとに次節以降、ベトナムの主要産業として、製造業では「二輪車」、「自動車」、「食品加工」、2008 年以降の貿易収支改善に最も貢献した「携帯電話」、米国向け輸出が増加している「縫製」、卸売・小売業ではベトナム独特のエコノミック・ニーズ・テスト（Economic Needs Test : ENT）の要件が残るものの日系企業の進出が増えた「小売業」を取り上げ、業界動向を詳述する。

図表 22-1 ベトナムの産業構成比（実質）

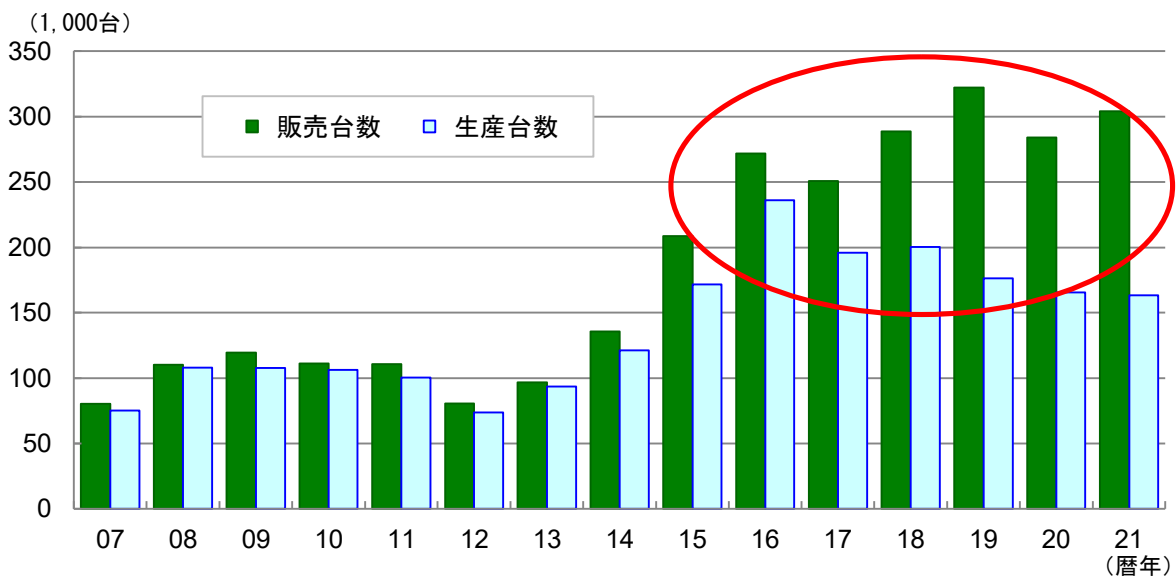
(金額：兆ドン)	2010年基準			構成比		
	2010	2020	(年率)	2010	2020	(差分)
全体	2,740	5,006	6.2%	(100.0%)	(100.0%)	(-)
第 1 次産業	421	566	3.0%	(15.4%)	(11.3%)	(-4.1%)
第 2 次産業	905	1,824	7.3%	(33.0%)	(36.4%)	(+3.4%)
鉱業・採石業	186	161	-1.4%	(6.8%)	(3.2%)	(-3.6%)
製造業	469	1,134	9.2%	(17.1%)	(22.7%)	(+5.5%)
公益業	77	192	9.5%	(2.8%)	(3.8%)	(+1.0%)
建設業	172	337	7.0%	(6.3%)	(6.7%)	(+0.5%)
第 3 次産業	1,113	2,146	6.8%	(40.6%)	(42.9%)	(+2.2%)
卸売・小売	203	444	8.1%	(7.4%)	(8.9%)	(+1.5%)
運輸・倉庫	129	276	7.9%	(4.7%)	(5.5%)	(+0.8%)
ホテル・レストラン	77	113	3.8%	(2.8%)	(2.3%)	(-0.6%)
情報・通信	120	283	8.9%	(4.4%)	(5.7%)	(+1.3%)
銀行・保険	123	250	7.4%	(4.5%)	(5.0%)	(+0.5%)
不動産	141	191	3.1%	(5.1%)	(3.8%)	(-1.3%)
専門サービス	65	128	7.0%	(2.4%)	(2.6%)	(+0.2%)
公共サービス	60	102	5.4%	(2.2%)	(2.0%)	(-0.2%)
教育・訓練	80	158	7.1%	(2.9%)	(3.2%)	(+0.2%)
その他サービス	114	202	5.9%	(4.2%)	(4.0%)	(-0.1%)
生産課税補助金	301	469	4.6%	(11.0%)	(9.4%)	(-1.6%)

(出所) ベトナム統計総局より作成

2. 自動車

アジア諸国の経験則では、1人あたり GDP が 3,000 ドルから 5,000 ドルの範囲に成長すると、乗用車普及率が急拡大する傾向にある。2020 年のベトナムの 1人あたり GDP は 2,785 ドル（世界銀行調べ）であることから、この経験則に基づくとまだ自動車市場は萌芽期の段階となる。2020 年の自動車販売台数は 28.4 万台であるが、この中には、韓国系のヒュンダイ・タインコンと地場のビンファストが含まれていない。この 2 社が発表する販売台数を加えると、2020 年の新車販売市場は約 41 万台と推定され、インドネシア（約 89 万台）、タイ（約 76 万台）、マレーシア（約 51 万台）に比べて市場規模はまだ小さいものの、市場は継続して成長基調にある。他方、販売台数に比べ、生産台数は伸びていない。ヒュンダイ・ビンファストを除いたデータとなるが、新型コロナウイルスの影響もあって、2019 年以降のベトナムの生産台数は減少基調で推移している。（図表 22-2）。

図表 22-2 完成車の販売台数と生産台数の推移



（出所）ASEAN AUTOMOTIVE FEDERATION より作成

(1) パンデミック下のベトナム自動車販売市場

2020 年の自動車販売市場は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で世界的に低迷した。ベトナムも例外ではなく、新車販売台数は前年を下回った。特に、2020 年 4 月のベトナム全土における外出制限を伴う社会隔離措置下では、自動車販売店も一時的に休業せざるを得ない状況となり、同月の販売は前年同月比 4 割以上の大幅な減少となった。それでも、国内での感染がいったん収束したのに伴い、下半期は前年を上回る伸びを見せた。政府はベトナム国内の自動車メーカーを支援するため、2020 年 6 月に政令 70 号を公布し、同日から 12 月 31 日までの期間、国内で組み立て生産された自動車の登録料を 50%減額した。これにより、輸入車に対する国産車の価格競争力が高められ、6 月以降は国産車の販売が輸入車を大きく上回る伸びが続いた。

2021年の自動車販売市場は、4月以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会隔離措置の適用に従い、販売台数は下降した。2021年7月から9月にかけての、ベトナム南部を中心とした厳格な社会隔離措置適用の結果、工場の稼働率低下が相次ぎ、生産台数も停滞した。また、前年度の自動車登録料の半減措置の反動も受け、2021年は国内生産者の販売が伸び悩んだ。この状況も受け、政府は2021年11月に、再度国内生産車の自動車登録料を12月から6ヵ月間半減することを定めた政令103号を公布した。この度の政令でも優遇措置の対象から輸入車は外された。

足元の2022年では、4月までに多くの主要ブランドで同年前月比2桁～3桁の販売台数の伸びを記録している。ベトナム政府のパンデミックコントロール施策が機能していることから、自動車販売市場は徐々に回復すると予測されている。

(2) 政府の自動車政策の方向性とEV政策

ベトナム政府の自動車産業政策には、2014年7月に決定した「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」(1168/QD-TTg)や、2016年2月に公布・施行された「自動車産業発展計画・支援政策に関する首相決定(229/QD-TTg)」がある。

「2025年までのベトナム自動車産業発展戦略及び2035年までのビジョン」には、国内自動車産業の生き残り戦略、その目標及び方向性などが含まれている。例えば、乗用車分野の戦略を「交通インフラや国民の収入に適した小型で燃費の良い車種に集中する」などと規定し、国内生産台数(2020年:約23万台、2025年:約47万台、2035年:約153万台)や自動車生産に対する国内製造加工額の比率(乗用車の例、2020年:30～40%、2025年:40～45%、2035年:55～60%)が具体的な目標として挙げられている。

また、2016年2月に施行された「自動車産業発展計画・支援政策に関する首相決定」では、優遇措置を受けられる企業の条件などが規定された。優遇措置を受けられる条件は、年間5万台以上の優先車種の製造能力を持つ企業や、重点部品(エンジン、ギアボックス、トランスミッション)を生産する企業とされている。優先車種には、①1,500cc以下で9人乗り以下の低燃費で購入しやすい低価格の小型乗用車、②3t以下の農業用小型多目的トラック、③農業用作業車、④近・中距離バス、などが挙げられている。優遇措置の詳細は規定されていないが、「首相が決定する割合での法人税の優遇」、「土地に関する優遇」、「機械・設備の輸入関税の優遇」、「トランスミッション、ギアボックス、スペアパーツなどの輸入関税の優遇」などが、方針として示されている。

ASEANの自動車販売市場では最近、各国ともカーボンニュートラル達成に向けて各種施策を推進しており、その対策の大きな柱として自動車の電動化を加速させている。ベトナム自動車工業会(VAMA)は2021年9月、2050年までのEV化推進のロードマップを示し、具体的には、2030年まではガソリン車を中心に年間100万台の生産を目指し、その後、EVの生産を2040年までに年350万台、2050年までに年400万～450万台に引き上げるとの計画を発表した。EV向けのインフラが未整備で、利用者の利便性が確保されない段階では、環境負荷を抑えたハイブリッド車(HEV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)へのシフトも選択肢となるため、VAMAはHEVやPHEVも含めた支援を政府に要請している。

政府は、2022 年 3 月から、EV 購入時の特別消費税と自動車登録料を減免することを決めた。また、自動車登録料について、現在 9 人乗り以下の乗用車に対する新規登録料は原則 10% であるが、EV の場合、2022 年 3 月 1 日から 3 年間は免除することとした。3 年経過後の 2025 年 3 月 1 日から 2 年間は、ガソリン車などの半額相当に減額する。

図表 22-3 自動車に係る特別消費税率

項目	EV			ガソリン車など
	現行	2022 年 3 月	2027 年 3 月	現行
9 人乗り以下	15%	3%	11%	35~150%
10~15 人乗り	10%	2%	7%	15%
16~23 人乗り	5%	1%	4%	10%
貨客兼用	10%	2%	7%	15~25%

(注) ガソリン車などの 9 人乗り以下と貨客兼用は、排気量によって税率が変わる。

(出所) ジェトロ

図表 22-4 9 人乗り以下の乗用車の特別消費税と自動車登録料

乗用車	項目	現行	2022 年 3 月 ~	2025 年 3 月 ~	2027 年 3 月 ~
EV	特別消費税	15%	3%		11%
	自動車登録料	10%	0%	5%	
ガソリン車など	特別消費税	35~150%			
	自動車登録料	10%			

(注) 自動車登録料は原則 10% だが、各省・市の人民委員会によって上限 15% まで調整可能。表上では国内生産車への優遇措置などは加味していない。

(出所) ジェトロ

政府は国内の EV 生産に対する支援も検討している。ファム・ミン・チン首相は 2022 年 1 月、EV 関連の大型投資の誘致と今後 5 年の EV 輸出を念頭に、商工省に対して方策を検討するよう指示した。政府は 2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指し EV への期待は大きく、政府が今後どのような追加支援をしていくか、その動向が注目される。

(3) ベトナム初の自動車メーカー「ビンファスト」

自動車に対する需要が増え、かつ ASEAN 域内からの完成車輸入の関税率が撤廃されたベトナムにおいて、2019 年に自動車市場に本格参入したビングループのビンファスト (VINFAST) の動向が注目される。ビンファストは、2017 年に突如自動車業界に現れたベトナム初の自動車メーカーであり、ベトナムでは誰もがその名を知る国内最大コングロマリット「Vingroup JSC (ビングループ)」の傘下企業の一つである。

ビンファストは、小型車「Fadil」を2019年6月に発売し、以降、Fadilやビンファストのセダン「Lux A2.0」は、国内の月間販売台数上位10位に何度も入っている。ビンファストは、ガソリン車だけでなく、EV電気自動車の製造にも力を入れ、2021年3月には、初のEV車である「VFe34」の予約受付を開始し、開始からわずか12時間後までに3692件の注文を受付けた。

2021年12月には、初の「VFe34」が顧客に引き渡されている。また、ビンファストは、2021年3月に、台湾のバッテリーメーカー ProLogium と、ベトナムでEV向け全固体電池パック製造の合弁会社を設立することで合意した。ビンファストは、ProLogium が特許を保有する電池パックの組立技術を活用し、2023～24年に量産するEVにこの電池を搭載するとしている。さらに、ビンファストは、2022年1月には、年末までにガソリン車の生産を中止し、EV電気自動車の生産に特化する方針を示し、2022年7月にはガソリン車の新規注文の受付を停止し、既に受け付けた注文はガソリン車の生産ラインを閉鎖する前に引き渡されると表明している。世界の有力電気自動車メーカーを目指すビンファストは、国内市場だけでなく、アメリカやヨーロッパへの進出を進めている。2022年6月には、ドイツとフランス、オランダで、ショールーム兼サービスセンターの「ビンファスト・ストア」計50カ所を開設する計画となっている。

(4) セダン・SUVの人気の高い国内市場

ベトナムの自動車販売の特徴は、セダンの比率が高いことである。VAMAの、国内自動車販売台数の推移を見ると、2018年以降は、乗用車の構成比が概ね70%強で推移しており、その中でもセダンの人気の高い。また、近年は、スポーツ・ユーティリティ・ビークル（Sport Utility Vehicle：SUV）の構成比も増加している。

図表 22-5 タイプ別に見た国内販売台数の推移

	2018	2019	2020	2021
合計	276,817	306,073	283,983	277,203
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
乗用車	192,084	229,706	215,908	203,766
(構成比)	69.4%	75.0%	76.0%	73.5%
セダン	98,891	101,542	93,905	75,588
(構成比)	35.7%	33.2%	33.1%	27.3%
SUV	35,558	56,885	60,880	64,091
(構成比)	12.8%	18.6%	21.4%	23.1%
クロスオーバー	12,243	10,231	17,868	28,094
(構成比)	4.4%	3.3%	6.3%	10.1%
MPV	20,305	39,533	28,560	22,051
(構成比)	7.3%	12.9%	10.1%	8.0%
ハッチバック	13,767	14,934	8,840	4,457
(構成比)	5.0%	4.9%	3.1%	1.6%
高級車	11,320	6,581	5,855	9,485
(構成比)	4.1%	2.2%	2.1%	9486.0%
商用車	68,530	64,694	63,096	68,134
(構成比)	24.8%	21.1%	22.2%	24.6%
ピックアップ	18,491	22,767	19,697	25,325
(構成比)	6.7%	7.4%	6.9%	9.1%
バン	2,983	1,386	1,531	1,536
(構成比)	1.1%	0.5%	0.5%	0.6%
小型トラック (GVM≤5,000kg)	22,248	20,386	23,893	23,272
(構成比)	8.0%	6.7%	8.4%	8.4%
軽型トラック (5,000kg<GVM≤20,000kg)	19,989	16,060	13,149	11,801
(構成比)	7.2%	5.2%	4.6%	4.3%
中型トラック (10,000kg<GVM≤20,000kg)	1,923	1,449	1,501	1,372
(構成比)	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%
その他トラック	2,896	2,646	3,325	4,828
(構成比)	1.0%	0.9%	1.2%	1.7%

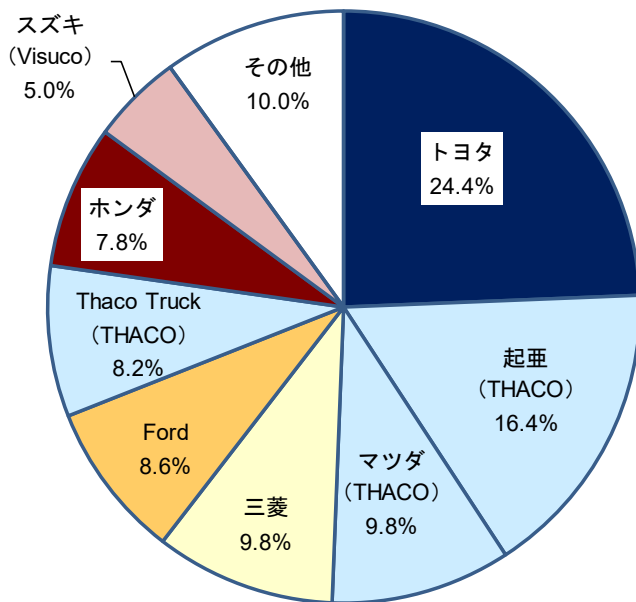
	2018	2019	2020	2021
バス	10,452	8,482	2,536	2,039
(構成比)	3.8%	2.8%	0.9%	0.7%
ミニバス (10-16席)	6,161	5,223	1,324	1,383
(構成比)	2.2%	1.7%	0.5%	0.5%
中型バス (17-30席)	527	305	100	26
(構成比)	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%
大型バス (31-55席)	3,605	2,751	1,047	611
(構成比)	1.3%	0.9%	0.4%	0.2%
シティバス	159	203	65	19
(構成比)	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
多目的車	5,751	3,191	2,443	3,264
(構成比)	2.1%	1.0%	0.9%	1.2%
ダンプトラック	5,717	3,130	2,417	3,219
(構成比)	2.1%	1.0%	0.9%	1.2%
その他	34	61	26	45
(構成比)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(出所) ベトナム自動車製造協会 (VAMA) より作成

(5) 自動車販売市場におけるメーカー各社のシェア

2021 年のブランド別の市場シェアは、トヨタが 24.4%（シェア 1 位）、次いで起亜が 16.4%、マツダと三菱が 9.8%となっている。トヨタが今のところシェア 1 位を確保しているが、トヨタに迫る勢いで起亜が追いついてきている。また、メーカー別で見ると、地場のチュオンハイ（Truong Hai Auto Corporation：THACO）が最大手である。チュオンハイ（1997 年に前身の会社が設立された）は地場の完成車メーカーで、日本のマツダ、韓国の起亜自動車、Thaco Truck の各ブランドの乗用車の生産・販売を行っており、チュオンハイ合計の市場シェアは 34.4%と、トヨタ（トヨタ、レクサス合算）の 24.4%を上回っている。

図表 22-6 自動車販売市場の各メーカーのシェア（2021 年）



（出所）ベトナム自動車製造協会（VAMA）より作成

3. 二輪車

(1) コロナ禍におけるベトナムバイク市場

ベトナムの二輪車市場は 1990 年代の外資系メーカー進出による国内生産開始までラオス経由で輸入されるタイ製の二輪車が主だったが、1993 年に台湾の慶豊グループ（現、三陽工業）の進出を契機に、1995 年にスズキ、1996 年末に本田技研工業（以下、ホンダ）、1997 年 7 月にヤマハ発動機（以下、ヤマハ）が現地生産を開始した。

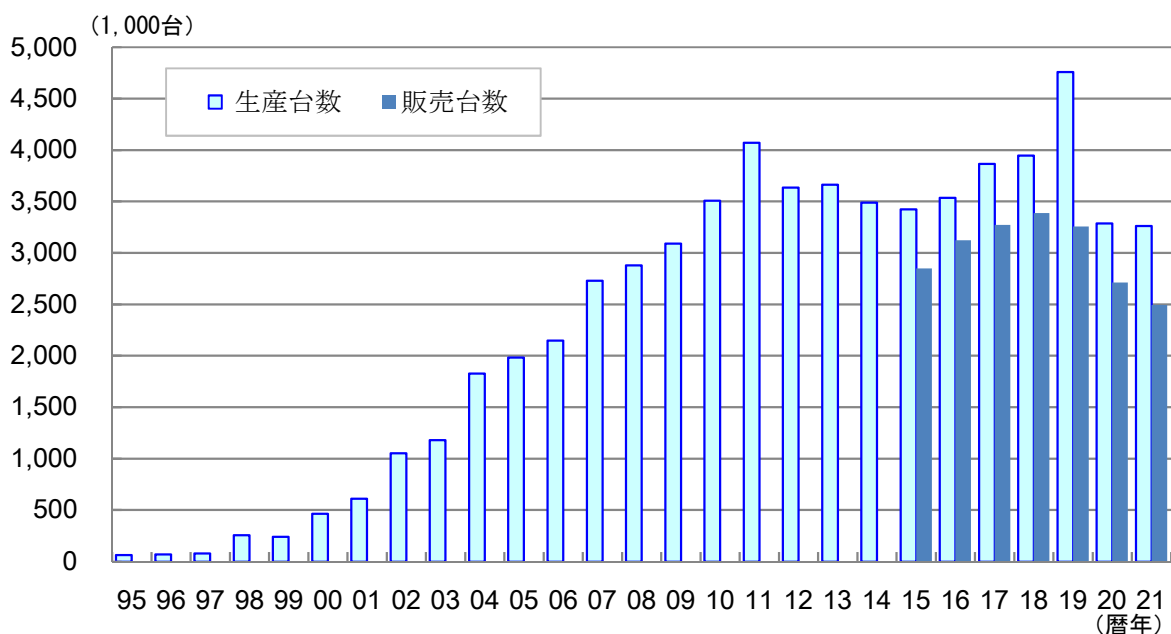
国内生産増加には、ベトナム政府の二輪車政策が大きく貢献している。1998 年の完成二輪車の輸入禁止と同年 12 月の国産化率に連動した奨励的輸入関税政策の導入により、国内二輪車生産台数は 2000 年から急増した。ベトナム統計総局を見ると 1999 年に 24 万台だった生産台数は、生産台数のピークである 2011 年には 407 万台と約 17 倍に拡大している（図表 22-7）。

2011年以降、二輪車生産台数は減少傾向にあったが、2015年を境に再び増加基調に転じ、2019年には475.8万台に達した。ただし、2020年は、新型コロナウイルスの影響から、生産台数は大幅に減少した。

ベトナムの二輪車販売市場における日系メーカーの存在感は大きく、ほぼ市場を独占している。例年、ホンダが7～8割と圧倒的に大きなシェアを占め、ヤマハが2～3割、スズキが1%弱のシェアとなっている。

2020年の国内バイク販売台数は、前年比16.7%減の271.3万台となった。ベトナムの二輪車市場はすでに飽和状態にあり、近年は320万台～330万台水準で横ばいとなっていたが、2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、300万台を割り込んだ。市場シェア約8割を占めるホンダはベトナム政府の指示に沿って2020年4月に現地生産を休止した。2021年の国内販売台数は前年比8.1%減の249.2万台となり、2年連続で300万台を割り込んだ。

図表 22-7 二輪車の生産台数・販売台数（2015年以降）の推移



(出所) ベトナム統計総局、マークラインズより作成

今後の二輪車生産台数を予想する上で重要となるのが、「所得水準の向上に伴う二輪車から自動車への需要シフトの動き」となろう。ベトナムの1人あたりGDPは、間もなく3,000ドルに到達しようとしており、本格的な需要シフトが到来するタイミングが近づいていると考えられる。その一方で、ベトナムの場合、都市部が自動車の使用を想定した設計になっておらず、駐車場の数も決して多くない。近隣のインドネシア（ジャカルタ）のように、渋滞が慢性化してしまうと元の状態には戻れないことを危惧する見方もある。

ベトナムでは、ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン、カントーの5都市において、排気ガス軽減、渋滞対策や交通秩序の強化のために、2030年までに公共交通機関の利用率の上げつつ、一部地区におけるバイク通行の制限又は禁止する計画が示されている。

但し、2022 年 9 月の現地調査ヒアリングによると、現実的にはインフラが整っておらず、二輪を即座に寄生することが難しいのではないかと意見も聞かれた。企業としては、インフラの状況も確認しつつ、EV バイクが規制の対象となるのか否か等も含め、対応を検討していく方針とのことである。

(2) バイク市場における電動化の動向

ベトナムでも電動二輪車の市場導入に関する動きが活発化している。ビンファストは 2018 年 11 月に電動スクーター「Klara (クララ)」を発売したのに続いて、2019 年 9 月には「Impes (インペス)」と「Ludo (ルド)」の 2 車種を発売、2022 年 2 月には、「Vento」を発表した。同社は電動バイクや EV 向けに、2022 年内に 15 万基の充電ポートを設置する計画を進めている。

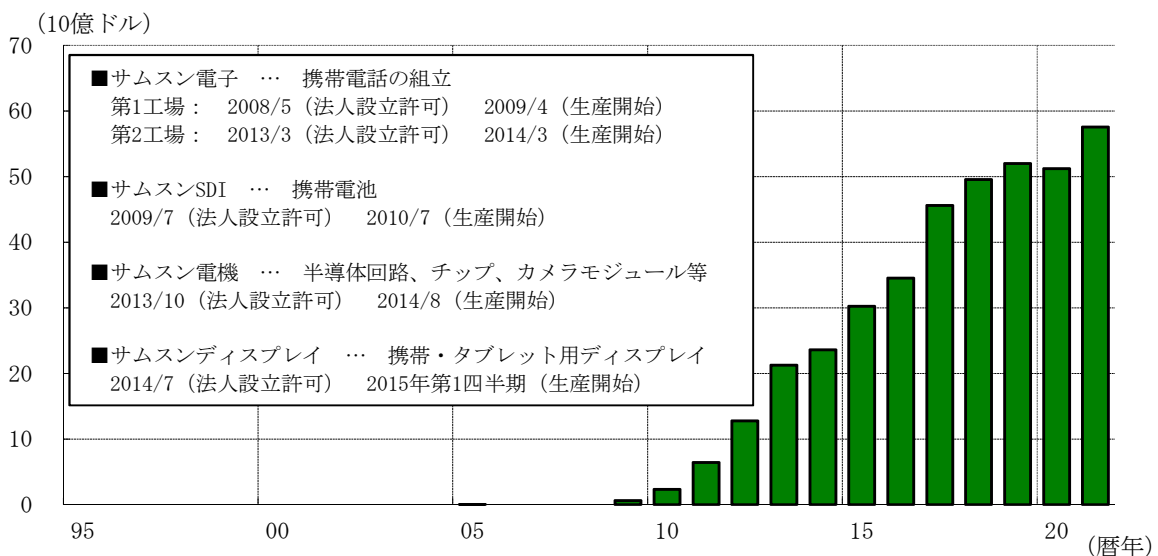
また、Son Ha (ソンハー) グループは 2020 年 8 月に Bosch (ボッシュ) と提携し、10 月に北部バクニン省で電動二輪車工場の稼働を開始したと発表した。

4. 携帯電話

(1) 貿易赤字改善の主因となった携帯電話

UNCTAD 統計に基づく、ベトナムの「電話機器・音響機器」分野の貿易収支は恒常的に赤字だったが、サムスン電子の携帯電話の第 1 工場が稼働した 2009 年を境に輸出が急増し、黒字に転換した(図表 22-8)。2018 年の当該分野の貿易黒字は 317 億ドルと、全体の貿易黒字(4 億ドル、UNCTAD ベース)を大きく上回っており、ベトナム経済における韓国企業の影響は年々高まっている。

図表 22-8 「電話機器・音響機器」の輸出額



(出所) ベトナム統計総局、ブイ・ディン・タン「サムスンのベトナム進出とベトナム経済への影響」より作成

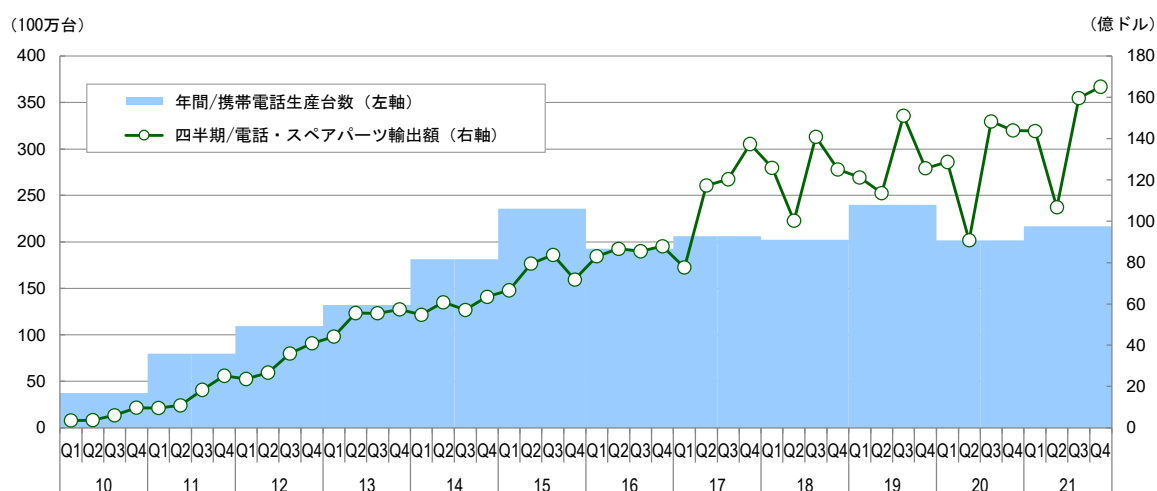
(2) 携帯電話のベトナムへの生産シフトが進行中

ベトナム統計総局によれば、同国内での携帯電話生産台数は2億1,678万台（2021年速報ベース）であり、5年連続で年産2億台の大台を超えた。過去最高だった2019年（2億4,006万台）を下回るものの、単価の高い高付加価値製品の輸出が増え、輸出金額は増加傾向にある。2021年の輸出金額も、前年同期比12%増の575.38億ドルに達している（図表22-9）。携帯電話の生産規模の拡大に伴い、ベトナムでは携帯電話に関わる部品メーカー数が増加している。現地報道によると、2019年時点でのサムスン電子のベトナム企業サプライヤーは、1次サプライヤーが35社、全体では308社となっている模様である。特に1次サプライヤーは2015年初の4社から着実に増加している。

このようなサプライヤー数の増加に伴い、サムスン電子（第1工場）の現地調達率は2014年の35%から2016年には51%、2017年には57%へと上昇している。同工場はベトナム北部バクニン省イエンフォン工業団地に立地しているが、当工業団地には、既にカメラモジュール、プリント回路基板、レンズ、ケースなどの関連サプライヤーが既に集積している。

携帯電話の製造に関わる歴史を振り返ると2000年代に携帯電話事業をリードしてきたノキアが、スマートフォンの登場によりシェアを落としたように、サムスン電子が現在のシェア、生産台数や単価を継続的に維持・向上させることは容易ではないが、短期的にはベトナムが中国や韓国から携帯電話の生産をシフトすることで、ベトナムでの生産量は高水準で推移すると期待される。既に、サムスン電子は2018年末に中国の天津市のスマートフォン工場での生産を停止し、2019年には広東省惠州市の工場の閉鎖方針を発表した。ベトナムの貿易収支にとっても、サムスン電子への依存はリスク要因である一方、当面はベトナムへの生産移管と現地調達率の上昇で、貿易黒字が拡大する可能性が高いと予想される。

図表 22-9 携帯電話の年間生産台数と輸出額の推移



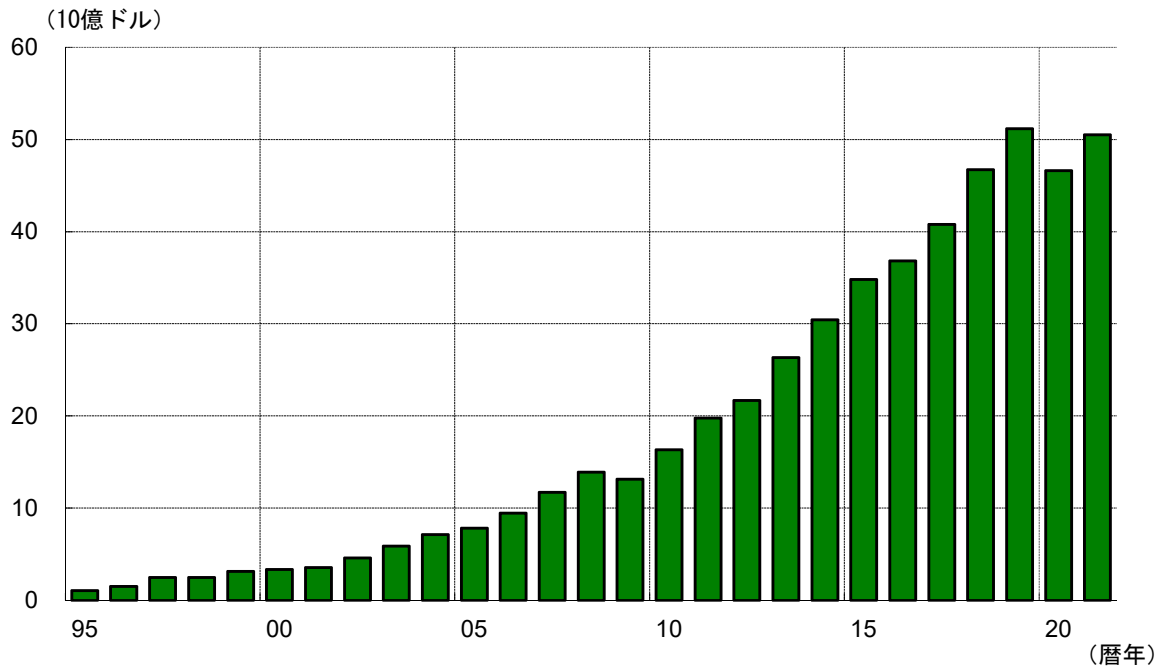
(出所) ベトナム統計総局より作成

5. 縫製

(1) 輸出増に併せて増加基調にある縫製セクターの貿易黒字

縫製業は「電話機器・音響機器」と並び、ベトナムの重要な輸出産業である。縫製関連（繊維、生地、アパレル含む）分野は 1999 年から輸出超過が続いており、多額の貿易黒字をベトナムにもたらしている。輸出額も年々拡大し、更に近年は川中・川上企業のベトナム進出が増えたため、今後、輸出拡大ペース以上に貿易黒字が増加する可能性は高い（図表 22-10）。

図表 22-10 縫製関連品目（繊維、生地、アパレル）の輸出額の推移



(注) 繊維・縫製製品、フットウェアの合算。

(出所) ベトナム統計総局より作成

ベトナムの縫製業は、新型コロナウイルスにより調達と販売の両面で打撃を受けた。ベトナムの縫製業は、2020年初め、中国で感染が拡大し中国での素材生産や物流が止まり、生産したくてもできない状況に陥った。その後、調達の問題は徐々に解消されたが、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大したことにより、世界的にアパレル製品の需要が落ち込むこととなった。2020年4月のベトナム縫製業の輸出額は前年同月比31.6%減、5月には31.9%減と大幅な減少を経験した。

以上の危機を経験したベトナムの縫製業であるが、2022年現在の市況は好調である。ベトナム繊維協会によると、2022年1～6月の繊維・衣料品輸出額は、前年同期比23%増の220億ドル（約2兆9,600億円）と過去最高となる見通しを明らかにした。EUとの自由貿易協定（FTA）の発効などが輸出額を押し上げている。

(2) 日本、米国の「脱中国」のメリットを最も受けたベトナム

ベトナムの縫製関連の輸出増は、同国が他国に比べて中国のシェア奪取に成功しているためである。中国は人件費高騰の影響でアパレル産業の生産拠点としての魅力が低下している。日本の衣類（財務省「貿易統計」概況品コード：80701、80705）の輸入相手国比率を見ても、2011年までは全体の8割以上を中国が占めていたが、2018年には6割弱と急速に低下している。また、世界最大のアパレル消費国であり、海外からの輸入額が最大の米国でも同様の傾向が窺える。米国センサス局の統計によると、米国の縫製品（米国センサス局“International Trade Statistics”、NAICS Code: 315）輸入に占める中国品の比率は、2010年の40.9%から、2018年には34.0%と約7%ポイント低下している。

このように「脱中国」が進む中、バングラデシュやミャンマーなどの労働コストが低い国からのシェアは上昇しているが、ベトナムのシェアの伸びはこれらの国々よりも大きい。同国は、安価で大量の労働力だけでなく、地理的にも縫製産業のサプライチェーンが構築された中国に最も近く、生地やボタンなどの副資材に関わる調達のリードタイムの点で他国よりも良い環境にある点が、最大のシフト先となった一因と考えられる。

中国からのシェア奪取の持続性のカギを握るのが、①供給力の拡大余地、②ドルベースで見た賃金上昇率と予想される。労働集約型の縫製業では、労働コストの低い国への生産シフトが繰り返されている。市場規模の大きい米国や日本向け輸出の増加には、安価な労働力という「量」と、川中・川上を含めたリードタイムの短縮や歩留まり率の向上などの「質」も含めた供給力向上が求められる。また、これまでのベトナムは10%超の賃上げ率があっても、ベトナム通貨（ドン）安でドルベースの労働コストが抑制されていたが、今後、為替レートや賃上げ率次第では、ベトナムのシェア奪取のペースが鈍化するリスクがある。

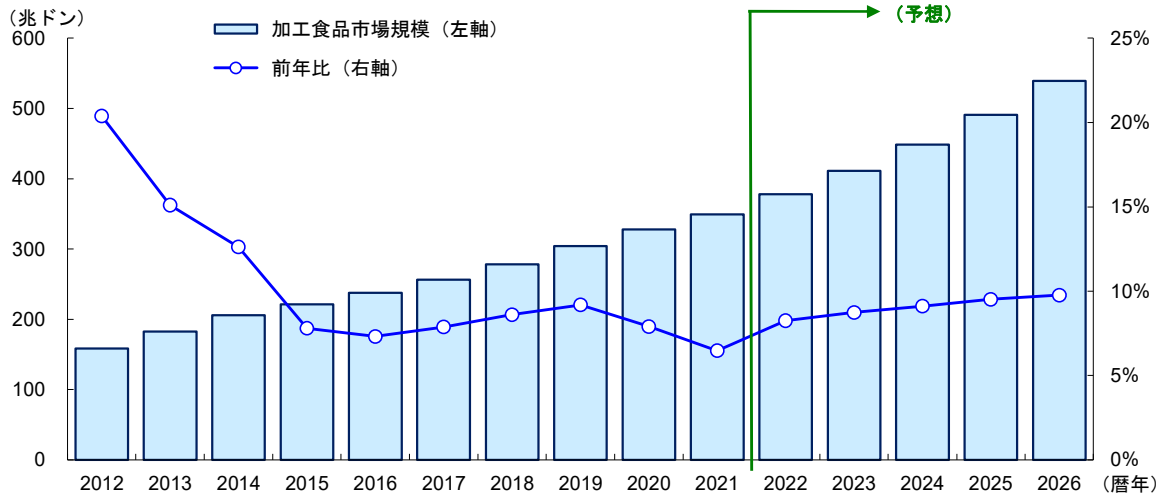
6. 食品

(1) 食品加工業の市場規模とその推移

2021年のベトナムの加工食品の市場規模は349兆ドン（約152億ドル、Euromonitor調べ）である（図表22-11）。ASEAN諸国の中では、インドネシア（354億ドル）、フィリピン（162億ドル）、タイ（157億ドル）に次ぐ規模であり、人口が上回るフィリピン、所得水準が上回るタイと同程度となっている。2016年からの5年間の加工食品市場の成長率（年率）は8.0%増と名目GDP成長率（8.3%増）と同程度であった。

今後も一定の市場拡大が続くと期待される。Euromonitorが予想する2021年から2026年にかけての年率成長率は9.1%増と、ASEAN主要国との比較で見ても、今後5年間の成長率は、タイ（4.2%増）、インドネシア（8.6%増）、フィリピン（3.6%増）に比べ、ベトナムの成長率は高い。

図表 22-11 加工食品の売上高推移と前年比



(出所) Euromonitor より作成

(2) カテゴリー別に見た加工食品の市場規模

Euromonitor 社では、加工食品市場を 4 つの大分類、16 の中分類、70 の小分類、104 の細分類に分けている。図表 22-12 は 2016 年と 2021 年の各分類の売上高と構成比を表しており、これに基づくと、当該期間中で構成比が上昇した品目は、「飲料乳製品 (ミルク、豆乳など)」(+1.0%)、「ヨーグルト・乳製品」(+1.1%)、「米」(+1.7%) で、低下した品目は「ベビーフード」(▲2.5%)、「その他食用油」(▲0.7%)、「ソース、ドレッシング、香辛料」(▲0.6%) であった。

図表 22-12 加工食品の売上高と構成比（2016年→2021年）

分類	金額（10億ドン）			構成比		
	2016	2021	年率成長率	2016	2021	差分
加工食品	237,569	349,174	8.0%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	53,907	74,613	6.7%	22.7%	21.4%	-1.3% ↓
食用油	26,289	35,633	6.3%	11.1%	10.2%	-0.9% ↓
バームオイル	3,214	4,031	4.6%	1.4%	1.2%	-0.2%
大豆油	4,125	6,171	8.4%	1.7%	1.8%	0.0%
その他の食用油	17,179	22,827	5.8%	7.2%	6.5%	-0.7% ↓
レディー・ミール	2,259	3,873	11.4%	1.0%	1.1%	0.2%
ソース・ドレッシング・香辛料	25,163	34,806	6.7%	10.6%	10.0%	-0.6% ↓
調味料	8,901	12,363	6.8%	3.7%	3.5%	-0.2%
テーブルソース	15,950	21,973	6.6%	6.7%	6.3%	-0.4%
スープ	-	-	-	-	-	-
スプレッド	196	302	9.0%	0.1%	0.1%	0.0%
乳製品等	95,571	136,718	7.4%	40.2%	39.2%	-1.1% ↓
ベビーフード	34,009	41,104	3.9%	14.3%	11.8%	-2.5% ↓
乾燥ベビーフード	4,024	5,861	7.8%	1.7%	1.7%	-0.0%
粉ミルク	29,781	34,830	3.2%	12.5%	10.0%	-2.6% ↓
乳製品	56,696	90,189	9.7%	23.9%	25.8%	2.0% ↑
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	36,589	57,205	9.3%	15.4%	16.4%	1.0% ↑
ヨーグルト・乳製品	11,522	20,640	12.4%	4.8%	5.9%	1.1% ↑
その他乳製品（コンデンスミルク等）	6,420	9,023	7.0%	2.7%	2.6%	-0.1%
植物性食品	4,866	5,425	2.2%	2.0%	1.6%	-0.5% ↑
菓子等	31,781	49,019	9.1%	13.4%	14.0%	0.7% ↑
チョコレート菓子・ガム類	10,331	14,287	6.7%	4.3%	4.1%	-0.3%
ガム	2,800	2,836	0.3%	1.2%	0.8%	-0.4%
キャンディ等	5,641	8,490	8.5%	2.4%	2.4%	0.1%
アイスクリーム・冷凍デザート	2,597	3,982	8.9%	1.1%	1.1%	0.0%
ナッツ・クラッカー類	11,098	17,747	9.8%	4.7%	5.1%	0.4%
ナッツ類	761	953	4.6%	0.3%	0.3%	-0.0%
ソルティー・スナック	6,918	10,982	9.7%	2.9%	3.1%	0.2%
その他	1,345	2,119	9.5%	0.6%	0.6%	0.0%
ビスケット菓子類	7,755	13,003	10.9%	3.3%	3.7%	0.5% ↑
ビスケット	7,378	12,248	10.7%	3.1%	3.5%	0.4%
主食	56,309	88,823	9.5%	23.7%	25.4%	1.7% ↑
パン類	16,293	24,577	8.6%	6.9%	7.0%	0.2%
パン	6,772	9,521	7.1%	2.9%	2.7%	-0.1%
ケーキ	8,498	13,524	9.7%	3.6%	3.9%	0.3%
朝食用シリアル	189	391	15.7%	0.1%	0.1%	0.0%
加工果物・野菜	300	362	3.8%	0.1%	0.1%	-0.0%
加工肉・シーフード	7,400	10,859	8.0%	3.1%	3.1%	-0.0%
加工肉	3,060	4,126	6.2%	1.3%	1.2%	-0.1%
加工シーフード	898	1,427	9.7%	0.4%	0.4%	0.0%
米・パスタ・麺類	32,128	52,634	10.4%	13.5%	15.1%	1.6% ↑
麺	22,025	31,707	7.6%	9.3%	9.1%	-0.2%
米	9,792	20,417	15.8%	4.1%	5.8%	1.7% ↑

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成

(3) ベトナムの加工食品市場の特徴

ベトナムは世界第 5 位のコメ（米）の生産国であり、料理にもコメが使われることが多い。米
 国農務省などの統計に基づくと、コメの年間消費量（2014-2015 年）は 22,100 千トンと世界第 5 位
 である（日本は 7,966 千トンで第 9 位）。

また、ベトナムの食文化には、コメだけでなく、「フォー」（平たい米粉麺）に代表される麺や、
 「バインミー」（フランスパンの中にバター、パテ、野菜、ハーブ類、肉などをはさみ、魚醤など
 のソースをかけるベトナム版サンドイッチ）などのパンも根付いている。特に麺の中ではインス
 タント麺の消費量が多く、2018 年の 1 人あたり年間消費量は 55 食と、韓国（74 食）に次いで世
 界で 2 番目に多い（世界ラーメン協会データをもとに推計）。

ベトナムはコメや麺などの主食での消費量が多いことが特徴に挙げられるが、加工食品の売上
 高構成比を ASEAN 主要国や日本、米国と比較すると、また「消費量」とは異なる特徴が見られる
 （図表 22-13）。

図表 22-13 加工食品市場の売上高構成比の比較（日本・米国・ASEAN 主要国）

分類	国名 1人あたりGDP（ドル）	ベトナム	フィリピン	インド ネシア	タイ	マレーシア	日本	米国	シンガ ポール
		3,694	3,549	4,292	7,233	11,371	39,285	69,288	72,794
加工食品		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
調味料・食材		21.3%	16.8%	13.7%	23.1%	13.9%	23.8%	18.6%	9.8%
食用油		10.2%	8.4%	6.7%	6.8%	6.7%	0.9%	0.9%	2.5%
レディー・ミール		1.1%	0.5%	0.0%	4.7%	0.8%	11.4%	9.4%	1.3%
ソース・ドレッシング・香辛料		9.9%	6.9%	6.3%	10.9%	5.5%	9.7%	6.2%	3.3%
テーブルソース		6.3%	2.9%	3.7%	5.7%	2.8%	2.9%	2.1%	1.5%
スープ		-	0.4%	0.0%	0.1%	0.2%	1.2%	1.1%	0.5%
スプレッド		0.1%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	1.0%	2.1%
乳製品等		39.3%	23.2%	20.2%	25.6%	20.7%	10.6%	18.5%	22.5%
ベビーフード		11.8%	5.8%	7.2%	5.8%	7.0%	0.4%	1.7%	6.0%
粉ミルク		10.0%	5.6%	6.4%	5.7%	6.6%	0.2%	1.1%	5.6%
乳製品		25.9%	17.2%	12.7%	16.2%	12.7%	9.7%	16.0%	15.9%
バター・マーガリン		0.3%	2.3%	0.4%	0.5%	1.0%	0.4%	1.4%	1.1%
チーズ		0.7%	1.8%	0.9%	0.5%	0.5%	1.3%	6.3%	2.2%
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）		16.4%	9.2%	6.5%	5.9%	6.3%	2.9%	3.8%	6.7%
ヨーグルト・乳製品		5.9%	2.1%	1.6%	5.5%	2.2%	4.1%	2.1%	5.0%
その他乳製品（コンデンスミルク等）		2.6%	1.9%	3.2%	3.8%	2.6%	0.9%	2.4%	0.8%
菓子等		14.1%	23.3%	19.2%	19.7%	16.9%	17.0%	30.7%	26.7%
チョコレート菓子・ガム類		4.1%	4.9%	5.1%	5.1%	5.7%	4.7%	8.7%	9.7%
アイスクリーム・冷凍デザート		1.1%	2.5%	2.8%	2.5%	3.3%	3.1%	3.9%	3.8%
ナッツ・クラッカー類		3.2%	5.6%	2.7%	5.1%	2.2%	4.2%	6.2%	2.3%
ビスケット菓子類		3.7%	4.7%	6.0%	3.2%	3.4%	2.7%	5.3%	6.0%
主食		25.3%	36.8%	46.9%	31.5%	48.4%	48.6%	32.2%	40.9%
パン類		7.0%	7.2%	6.9%	8.6%	7.3%	13.7%	15.0%	12.8%
朝食用シリアル		0.1%	0.9%	0.3%	0.6%	1.1%	0.4%	2.3%	1.7%
加工果物・野菜		0.1%	1.9%	0.1%	0.5%	1.0%	1.3%	3.8%	0.8%
加工肉・シーフード		3.1%	18.0%	4.7%	5.4%	8.3%	22.8%	9.2%	11.0%
米・パスタ・麺類		15.0%	8.7%	34.9%	16.3%	30.7%	10.4%	1.9%	14.6%
麺		9.0%	6.2%	9.2%	5.3%	7.8%	5.0%	0.5%	2.9%
インスタント麺		8.8%	5.8%	8.9%	4.5%	7.4%	3.1%	0.3%	2.5%
常温の非インスタント麺		0.3%	0.4%	0.3%	0.8%	0.3%	0.7%	0.1%	0.3%
パスタ		0.1%	1.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.6%	0.4%
米		5.8%	1.3%	25.5%	10.9%	22.7%	5.0%	0.7%	11.4%

（出所）Euromonitor より作成

例えば、ベトナムの構成比で特徴的であるのが、「乳製品など」の高さである。他の ASEAN 主要国での構成比がほぼ 2~3 割で、日本や米国では 10%~18%程度であるのに対し、ベトナムは約 4 割と高い。また、魚醤、醤油、ケチャップ、マヨネーズ、ソースなどが含まれる「テーブルソース」の比率が 6.3%と、他国に比べて高い比率となっている。また、「ベビーフード」の「粉ミルク」の割合も ASEAN 主要国が 5~6%程度であるのに対し、ベトナムは約 10%程度となっている。なお、出生率(2021年)は、フィリピン 19.89%、インドネシア 17.45%、マレーシア 16.44%、ベトナム 16.12%、シンガポール 8.5%と、シンガポールを除いてベトナムが最も低い。

他方、「菓子など」と「主食」の構成比は低い。特にコメの場合は、国によっては価格を統制していることもあり、ベトナムの構成比は 5.8%と、消費量の割には低い。この他、「主食」に関しては、所得水準の高いシンガポール、米国、日本に比べ、ベトナムを含めた他の ASEAN 主要国では、パン類の構成比が 7~8 割程度であることから、今後は所得増加に呼応したパン市場の拡大期待が高いことが挙げられる。現地に進出している企業からは、有力な販売チャネルの獲得、ベトナム人の好みに合う商品開発が成功要因という声が聞かれた。

(4) 今後の見通し

Euromonitor の見通しに基づく 2021 年から 2026 年までの 5 年間の市場成長率は年率 9.1%増と高い。また、構成比では「米・パスタ・麺類」(+1.4%)や「乳製品」(+1.0%)などの上昇と、「食用油」(▲1.2%)の低下が見込まれているなど、これまで市場が急拡大してきた大分類の「乳製品など」では、「飲料乳製品(ミルク、豆乳など)」(+0.7%)、「ヨーグルト・乳製品」(+0.6%)は上昇する一方で「粉ミルク」(▲1.0%)は下落の予想となっている(図表 22-14)が、ASEAN 諸国と比較すると比較的高い方である。この他、主食分野では「麺」及び「米」は引き続き上昇が見込まれている。

図表 22-14 加工食品の売上高と構成比（2021 年→2026 年）

分類	金額（10億ドン）			構成比		
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分
加工食品	349,174	539,123	9.1%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	74,613	104,231	6.9%	21.4%	19.3%	-2.0% ↓
食用油	35,633	48,313	6.3%	10.2%	9.0%	-1.2% ↓
パームオイル	4,031	5,198	5.2%	1.2%	1.0%	-0.2%
大豆油	6,171	8,275	6.0%	1.8%	1.5%	-0.2%
その他の食用油	22,827	31,125	6.4%	6.5%	5.8%	-0.8% ↓
レディー・ミール	3,873	5,993	9.1%	1.1%	1.1%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	34,806	49,429	7.3%	10.0%	9.2%	-0.8% ↓
調味料	12,363	18,391	8.3%	3.5%	3.4%	-0.1%
テーブルソース	21,973	30,307	6.6%	6.3%	5.6%	-0.7% ↓
スープ	-	-	-	-	-	-
スプレッド	302	496	10.4%	0.1%	0.1%	0.0%
乳製品等	136,718	209,937	9.0%	39.2%	38.9%	-0.2% ↓
ベビーフード	41,104	58,197	7.2%	11.8%	10.8%	-1.0% ↓
乾燥ベビーフード	5,861	8,434	7.6%	1.7%	1.6%	-0.1%
粉ミルク	34,830	49,121	7.1%	10.0%	9.1%	-0.9% ↓
乳製品	90,189	144,865	9.9%	25.8%	26.9%	1.0% ↑
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	57,205	92,318	10.0%	16.4%	17.1%	0.7% ↑
ヨーグルト・乳製品	20,640	35,171	11.2%	5.9%	6.5%	0.6% ↑
その他乳製品（コンデンスミルク等）	9,023	12,288	6.4%	2.6%	2.3%	-0.3%
植物性食品	5,425	6,875	4.9%	1.6%	1.3%	-0.3%
菓子等	49,019	81,036	10.6%	14.0%	15.0%	1.0%
チョコレート菓子・ガム類	14,287	22,244	9.3%	4.1%	4.1%	0.0%
ガム	2,836	4,271	8.5%	0.8%	0.8%	-0.0%
キャンディ等	8,490	13,527	9.8%	2.4%	2.5%	0.1%
アイスクリーム・冷凍デザート	3,982	6,198	9.3%	1.1%	1.1%	0.0%
ナッツ・クラッカー類	17,747	31,083	11.9%	5.1%	5.8%	0.7% ↑
ナッツ類	953	1,522	9.8%	0.3%	0.3%	0.0%
ソルティアー・スナック	10,982	18,156	10.6%	3.1%	3.4%	0.2%
その他	2,119	4,227	14.8%	0.6%	0.8%	0.2%
ビスケット菓子類	13,003	21,511	10.6%	3.7%	4.0%	0.3%
ビスケット	12,248	20,116	10.4%	3.5%	3.7%	0.2%
主食	88,823	143,920	10.1%	25.4%	26.7%	1.3% ↑
パン類	24,577	36,321	8.1%	7.0%	6.7%	-0.3%
パン	9,521	13,914	7.9%	2.7%	2.6%	-0.1%
ケーキ	13,524	20,140	8.3%	3.9%	3.7%	-0.1%
朝食用シリアル	391	660	11.0%	0.1%	0.1%	0.0%
加工果物・野菜	362	488	6.1%	0.1%	0.1%	-0.0%
加工肉・シーフード	10,859	17,899	10.5%	3.1%	3.3%	0.2%
加工肉	4,126	6,698	10.2%	1.2%	1.2%	0.1%
加工シーフード	1,427	2,543	12.3%	0.4%	0.5%	0.1%
米・パスタ・麺類	52,634	88,553	11.0%	15.1%	16.4%	1.4% ↑
麺	31,707	52,901	10.8%	9.1%	9.8%	0.7% ↑
米	20,417	34,844	11.3%	5.8%	6.5%	0.6% ↑

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

（出所） Euromonitor より作成

7. 小売

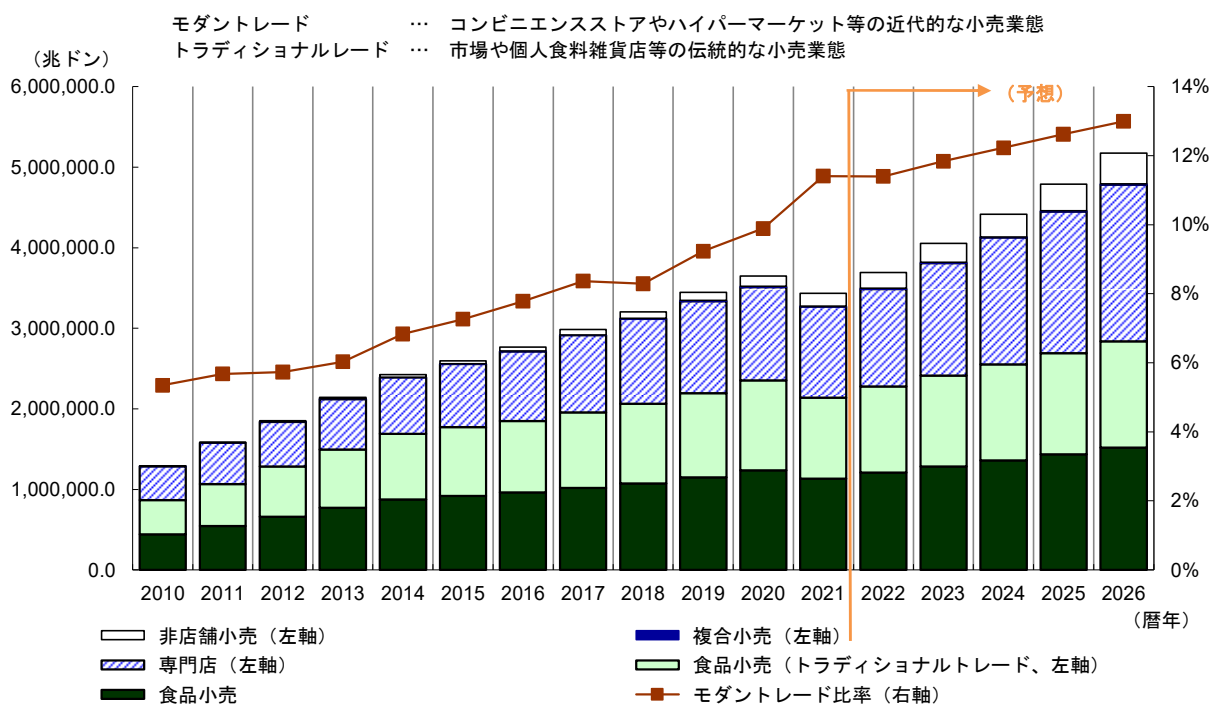
(1) 市場概況

ベトナムの 2021 年の小売市場規模は 2,429 兆ドン（約 14 兆円、Euromonitor 調べ）。2016 年からの 5 年間の市場成長率は年率 5.3% 増となっており、業態構成の変化などからは小売市場の近代化も進んでいることが窺える（図表 22-15、22-16）。

小売市場の近代化の例として、①コンビニエンスストア（CVS）やハイパーマーケット（HM）などの近代的な小売の食品小売に対する売上高比率が、2016年の7.8%から2021年には11.4%へと上昇していること、②e-コマースに代表される非店舗型小売の市場規模が2021年には約159兆ドン（約9,550億円）であり、小売り全体の年率成長率（2016年～2021年）が5.3%であるのに対し、29%の成長率となっていることが挙げられる。

e-コマース市場では、特に食料品・飲料品の売上が2019年の5兆8千億ドンから2020年には13兆ドンと倍以上に伸びている。また、COVID-19パンデミックによるロックダウンなどの影響が大きいものと考えられる。この他、専門店における家電の売上高構成比が0.8%低下している一方で、e-コマースによる白物家電、黒物家電（ゲーム機などの娯楽家電）の構成比がそれぞれ0.2%、0.8%上昇し、アパレル・靴についても専門店の売上高構成比が0.8%低下しているのに対し、e-コマースでは0.4%の上昇となっている。家電製品、アパレル・靴関連でのe-コマースへのシフトが顕著である。

図表 22-15 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-16 業態別販売額構成比（2016 年→2021 年）

分類	金額（兆ドン）			構成比		
	2016	2021	年率成長率	2016	2021	差分
小売売上高	1,880	2,429	5.3%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	1,830	2,270	4.4%	97.3%	93.4%	-3.9% ↓
食品小売店	963	1,134	3.3%	51.2%	46.7%	-4.5% ↓
モダントレード	75	129	11.5%	4.0%	5.3%	1.3% ↑
(内、コンビニエンスストア)	3	8	19.1%	0.2%	0.3%	0.2%
(内、ハイパーマーケット)	25	33	5.7%	1.3%	1.4%	0.0%
(内、スーパーマーケット)	47	88	13.6%	2.5%	3.6%	1.2% ↑
トラディショナルトレード	888	1,004	2.5%	47.2%	41.3%	-5.9% ↓
非食品専門店	861	1,128	5.5%	45.8%	46.4%	0.6% ↑
アパレル・靴専門店	52	48	-1.5%	2.8%	2.0%	-0.8% ↓
電化製品専門店	212	255	3.8%	11.3%	10.5%	-0.8% ↓
健康・美容関連製品専門店	159	261	10.4%	8.5%	10.8%	2.3% ↑
(内、美容専門小売店)	11	12	1.0%	0.6%	0.5%	-0.1%
(内、調剤薬局)	124	214	11.5%	6.6%	8.8%	2.2% ↑
(内、ドラッグストア)	19	29	8.5%	1.0%	1.2%	0.2%
日用品、家具、園芸専門店	224	302	6.2%	11.9%	12.4%	0.5% ↑
D I Y	189	261	6.7%	10.0%	10.8%	0.7% ↑
家具・日用品専門店	35	41	3.1%	1.9%	1.7%	-0.2%
レジャー、スポーツ用品専門店	102	139	6.3%	5.4%	5.7%	0.3%
(内、靴)	8	12	7.7%	0.4%	0.5%	0.1%
(内、時計・宝飾品)	38	50	5.7%	2.0%	2.1%	0.0%
(内、メディア製品)	12	14	3.6%	0.6%	0.6%	-0.0%
(内、スポーツ用品)	7	10	7.7%	0.4%	0.4%	0.0%
(内、文具・オフィスサプライ)	30	42	6.8%	1.6%	1.7%	0.1%
その他非食品専門店	112	122	1.7%	6.0%	5.0%	-0.9% ↓
百貨店等	6	8	7.3%	0.3%	0.3%	0.0%
(内、デパート)	6	8	6.5%	0.3%	0.3%	0.0%
非店舗型小売	50	159	26.1%	2.7%	6.6%	3.9% ↑
訪問販売	9	16	11.2%	0.5%	0.7%	0.2%
通販（除くインターネット決済）	1	1	6.4%	0.0%	0.0%	0.0%
e-コマース小売	40	142	29.0%	2.1%	5.8%	3.7% ↑
(内、アパレル・靴)	4	14	29.9%	0.2%	0.6%	0.4%
(内、美容・パーソナルケア)	2	6	28.1%	0.1%	0.3%	0.2%
(内、白物家電)	5	12	20.9%	0.2%	0.5%	0.2%
(内、黒物家電)	13	33	19.5%	0.7%	1.3%	0.6% ↑
(内、コンシューマーヘルス)	2	3	15.8%	0.1%	0.1%	0.1%
(内、食品・飲料)	1	18	102.0%	0.0%	0.8%	0.7% ↑
(内、ホームケア)	0	3	59.8%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、メディア製品)	0	1	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%
(内、ペットケア)	0	0	29.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(内、その他)	13	51	31.0%	0.7%	2.1%	1.4% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

(2) 外資小売企業に係る規制の厳格化

2022年10月時点では、ベトナムでは小売事業での外資比率の規制はなく、完全子会社（100%出資）の設立が可能である。ただし、2013年に一旦緩和した外国企業による小売店の設立条件は、2018年の改訂で再び厳しくなっている。

2018年1月に、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法及び外国貿易管理法の細則を定める政令（Decree09/2018/ND-CP）が公布・施行された。これによると、株式の保有比率に関わらず、外国企業などが直接出資するベトナム企業（外資系企業）が小売店を展開しようとする場合、企業登録証明取得後30日以内に、小売店許可証の申請を行うことが必要となった。また、1号店の出店にあたっては、①小売店設立の財務計画を有する、②税金の滞納がない、③出店予定地が地域の基本計画に適合している、の三つの条件を満たすことが規定された。更に、2店舗目以降の小売店舗の設立にあたっては、関連当局にエコノミック・ニーズ・テスト（Economic Needs Test : ENT）を受ける必要があると規定されている。

2013年4月の商工省の通達（Circular08/2013/TT-BCT）では、このENTを受ける必要がない例外を規定し、「物品取引活動のために計画され既にそのインフラ設備の建設が完了している地域においては、面積が500㎡未満の小売店舗であればENTが適用されない」ことが明示されたが、2018年の政令により、ENTが免除されるのは、(1)2店舗目の敷地が500㎡未満である、(2)ショッピングモール内にある、(3)コンビニエンスストアまたは小型スーパーマーケットとして指定されていない、の三つの条件を全て満たす場合に限られることとなった。このような改訂により、特に小型の食品小売店の出店は厳しくなったと言える。

(3) 日本企業など外資小売チェーンの進出・撤退動向

外資系企業の多店舗化に対する制約の影響もあり、既に進出している日系コンビニエンス企業では多店舗化や収益改善に苦戦しているが、ベトナムの所得水準の向上と消費市場の拡大で、日系小売企業の進出は増えている。2008年の100円ショップ「ダイソー」を展開する大創産業（バラエティ業態）の進出以降、2009年にはファミリーマート、2009年にはミニストップとCVS企業が進出し、2014年にはイオン（HM、複合業態）、2016年にはコーナン商事（ホームセンター）と高島屋（百貨店）が、2017年にはセブン&アイホールディングスの「セブン-イレブン」（CVS）が1号店をオープンしている。また、「無印良品」を展開する良品計画が2020年にホーチミンに無印良品1号店をオープン、2021年にはハノイに旗艦店をオープン、ドラッグストアのマツモトキヨシホールディングスが現地企業と合弁会社設立。更に、2019年にはユニクロがホーチミン市中心部に1号店をオープンし、開店前に1,000人の列ができたことが報道されるなど、進出する専門店の分野も広がってきている。2022年9月時点でユニクロの店舗はホーチミン7店舗、ハノイ4店舗、ハイフォン1店舗に拡大している。

日本以外の外資小売チェーンでベトナムに参入している企業は、欧州のアパレル企業やタイの流通大手グループが挙げられる。また、スペインのアパレル大手インディテックスの「ZARA」が2016年に、スウェーデンのH&Mが2017年に、それぞれホーチミンに初出店した。反面、欧州系の食品卸や食品小売企業はベトナムからの撤退が続いている。

2015 年にはドイツの卸・小売大手のメトロ・グループがベトナムでの卸売型スーパーマーケット事業をタイの総合商社バーリ・ユッカー（BJC）に売却し、フランス企業では、2016 年、大手小売カジノが「Big C」の HM 事業と CVS 事業をタイの流通大手セントラル・グループに、2019 年にはオーシャンがベトナム事業を地場のサイゴンコープに売却した。

e-コマースでは中国の EC 最大手アリババがベトナムに進出しており、2021 年には地場コングロマリットのマサン・グループの小売部門に出資を行うなど、事業を拡大している。

なお、現地調査では日本ブランドに対する信頼は高いものの、日用品の購買に関してはシビアであり、日本人の感覚のみでマーケットインのビジネスをすることは難しいため、ベトナム人に参画してもらう必要があるという声もあった。また、新規出店の場合、1 店ごとに審査があるが不透明であり、この点は日系企業を含む外資系企業のハードルになっている、という声もあった。小売店では、ベトナム人店長を日本の店舗に派遣するという工夫をしている企業もある。決済方法についてはクレジットカード保有者が少なく、現金がいまだ主流となっているということであるが、みずほ銀行も出資する電子決済スタートアップである MoMo の加盟店の開拓を進められており、キャッシュレス決済の拡大も期待される。

(4) 今後の見通し

Euromonitor の調べでは、2021 年から 2026 年までの 5 年間のベトナムの小売市場の成長率は年率 9.7%と予想されている（図表 22-17）。小売全体の年成長率 9.7%よりも大きな成長率が見込まれているのが、「コンビニエンスストア」（10.6%）、「電化製品専門店」（12.5%）、「日用品、家具、園芸専門店」（12.7%）、「訪問販売」（10.8%）、「e-コマース」（20.0%）などである。売上高構成比では e-コマースが 2026 年には 9.2%に上昇することが見込まれており、小売市場の約 1 割が e-コマースとなると予想されている。

図表 22-17 業態別販売構成比（2021年→2026年）

分類	金額（兆ドン）			構成比		
	2021	2026	年率成長率	2021	2026	差分
小売売上高	2,429	3,855	9.7%	100.0%	100.0%	-
店舗型小売	2,270	3,474	8.9%	93.4%	90.1%	-3.3% ↓
食品小売店	1,134	1,517	6.0%	46.7%	39.4%	-7.3% ↓
モダントレード	129	197	8.8%	5.3%	5.1%	-0.2%
（内、コンビニエンスストア）	8	13	10.6%	0.3%	0.3%	0.0%
（内、ハイパーマーケット）	33	47	7.4%	1.4%	1.2%	-0.1%
（内、スーパーマーケット）	88	137	9.1%	3.6%	3.5%	-0.1%
トラディショナルトレード	1,004	1,320	5.6%	41.3%	34.2%	-7.1% ↓
非食品専門店	1,128	1,941	11.5%	46.4%	50.4%	3.9% ↑
アパレル・靴専門店	48	74	8.9%	2.0%	1.9%	-0.1%
電化製品専門店	255	460	12.5%	10.5%	11.9%	1.4% ↑
健康・美容関連製品専門店	261	408	9.3%	10.8%	10.6%	-0.2%
（内、美容専門小売店）	12	17	7.5%	0.5%	0.4%	-0.0%
（内、調剤薬局）	214	332	9.1%	8.8%	8.6%	-0.2%
（内、ドラッグストア）	29	49	11.2%	1.2%	1.3%	0.1%
日用品、家具、園芸専門店	302	550	12.7%	12.4%	14.3%	1.8% ↑
D I Y	261	471	12.5%	10.8%	12.2%	1.4% ↑
家具・日用品専門店	41	79	14.1%	1.7%	2.1%	0.4%
レジャー、スポーツ用品専門店	139	237	11.3%	5.7%	6.1%	0.4%
（内、靴）	12	20	10.6%	0.5%	0.5%	0.0%
（内、時計・宝飾品）	50	75	8.4%	2.1%	1.9%	-0.1%
（内、メディア製品）	14	25	12.3%	0.6%	0.6%	0.1%
（内、スポーツ用品）	10	21	15.4%	0.4%	0.5%	0.1%
（内、文具・オフィスサプライ）	42	79	13.5%	1.7%	2.0%	0.3%
その他非食品専門店	122	213	11.8%	5.0%	5.5%	0.5% ↑
百貨店等	8	15	12.3%	0.3%	0.4%	0.0%
（内、デパート）	8	13	12.1%	0.3%	0.3%	0.0%
非店舗型小売	159	382	19.1%	6.6%	9.9%	3.3% ↑
訪問販売	16	27	10.8%	0.7%	0.7%	0.0%
通販（除くインターネット決済）	1	2	5.2%	0.0%	0.0%	-0.0%
eコマース小売	142	354	20.0%	5.8%	9.2%	3.3% ↑
（内、アパレル・靴）	14	32	17.3%	0.6%	0.8%	0.2%
（内、美容・パーソナルケア）	6	13	14.9%	0.3%	0.3%	0.1%
（内、白物家電）	12	22	13.6%	0.5%	0.6%	0.1%
（内、黒物家電）	33	63	14.2%	1.3%	1.6%	0.3%
（内、コンシューマーヘルス）	3	5	7.5%	0.1%	0.1%	-0.0%
（内、食品・飲料）	18	33	12.7%	0.8%	0.9%	0.1%
（内、ホームケア）	3	8	21.8%	0.1%	0.2%	0.1%
（内、メディア製品）	1	2	14.5%	0.0%	0.1%	0.0%
（内、ペットケア）	0	0	33.4%	0.0%	0.0%	0.0%
（内、その他）	51	175	27.8%	2.1%	4.5%	2.4% ↑
自動販売機	-	-	-	-	-	-

（注） 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

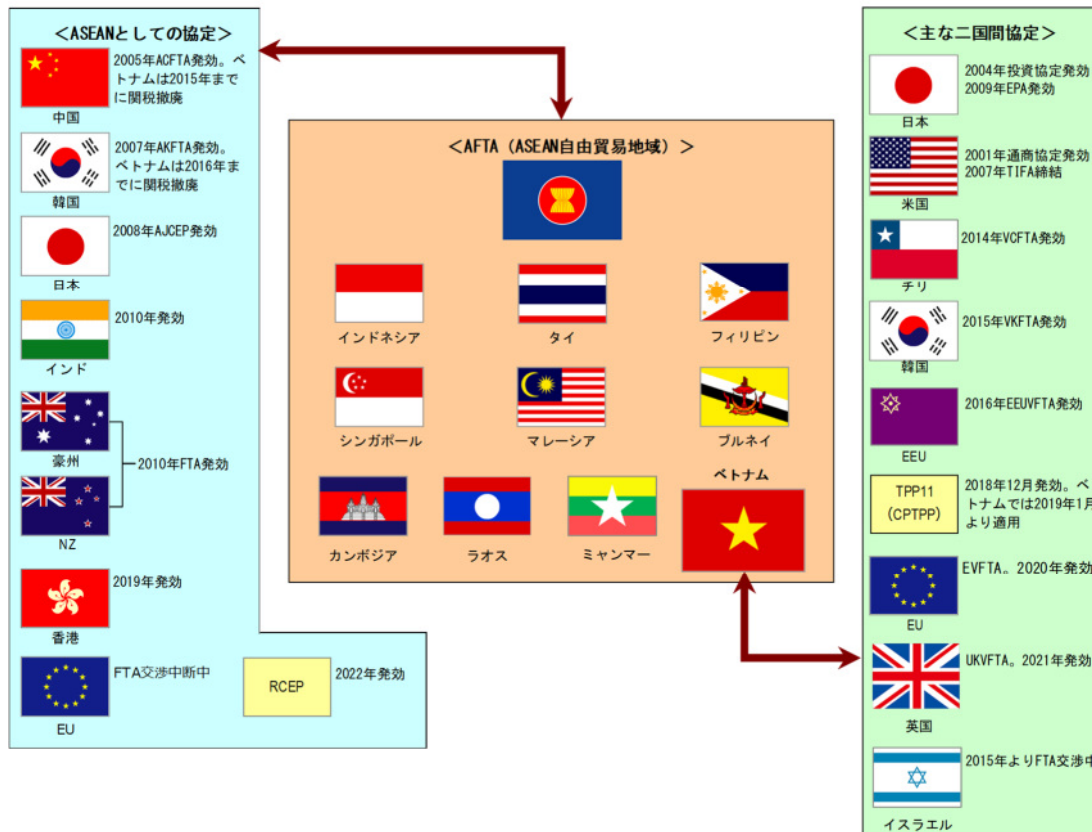
（出所） Euromonitor より作成

8. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-18 から 22-20 にかけて、ベトナムの各国との自由貿易協定(Free Trade Agreement :FTA) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreement : EPA) の交渉・発効についての進捗状況をまとめた。ベトナムの FTA・EPA の特徴としては、ASEAN を通じた協定締結の後に、特定の相手国に基づく二国間協定を締結していることが挙げられる。具体的には、日本との二国間協定は 2009 年 7 月に発効しているが、日本・ASEAN 包括的経済連携協定が発効したのは 2008 年 12 月であった (注:図表 22-20 中の記載では 2018 年 3 月発効とあるが、インドネシアを除く対象 10 カ国は 2010 年中に発効済みだった)。現在の主要貿易相手国である韓国についても同様に、ASEAN と韓国との自由貿易協定が 2007 年 6 月に発効したのに対し、二国間協定は 2015 年 12 月の発効と約 8 年が経過した後となっている。

日本貿易振興機構 (JETRO) の「世界の FTA データベース」や各種報道に基づく、日本、韓国以外で既にベトナムとの二国間協定が発効している国は、チリ (2014 年 1 月発効)、EEU 諸国 (ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス、2016 年 10 月発効)、CPTPP 参加国 (日本、ニュージーランド、豪州、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、チリ、ペルー、メキシコ、カナダ、2018 年 2 月発効)、英国 (2021 年 1 月発効)、ASEAN としての枠組みでは中国 (2005 年 7 月発効)、インド (2010 年 1 月発効)、豪州・ニュージーランド (2010 年 1 月発効)、香港 (2019 年 6 月) がある (図表 22-18)。

図表 22-18 ベトナムの二国間、多国間経済・貿易協定の概要



(出所) JETRO「世界の FTA データベース」より作成

2019年6月に、貿易総額の1割を占めるEUとの間で、自由貿易協定（EVFTA）に署名された。当該FTAでは、物品貿易に関し、ベトナム側のEU原産品に対する関税は全品目の65%が発効と同時に撤廃され、その他も最長10年の段階的な逡減期間を経て、最終的に約99%が撤廃されることとなった。また、EU側もベトナム原産品への関税は71%が即時撤廃、残りも最長7年の逡減期間を経て撤廃を目指すとしている。当該FTAにより、ベトナムからの衣類・履物、農水産物などの輸出、EUからの機械設備、自動車、医薬品などの輸入にメリットがあると見られている。EVFTAは、2020年8月に発効した。

他方、中国と韓国に次ぐ貿易相手国で、特に輸出においては最大の相手国である米国との間では、FTAは交渉の段階にもあがっていない。現状、ベトナムは米国からの最恵国待遇（Permanent Normal Trade Relations）を享受することで、輸出額を増やしている。元々、米国との国交が正常化したのが1995年7月（経済制裁の解除は1994年）であることや、米越二国間通商協定が発効したのが2001年12月と比較的歴史が浅いことも、他国・地域とは異なり、FTA交渉に進展しない要因であった。2006年5月、米国通商代表部（USTR）とベトナム商業省は、ベトナムのWTO加盟交渉を契機として、工業製品、IT/サービス、農産品の各分野で関税・非関税障壁の撤廃ないし大幅削減、通信・金融・流通サービスを含む投資自由化・環境整備による市場アクセス改善や知的所有権保護など二国間合意に達し、2007年のベトナムのWTO加盟が大きく評価されたことで、ベトナムは米国からの最恵国待遇を享受できるようになった。

また、2010年1月にはASEAN域内での物品貿易協定（ATIGA）も発効している。この様に積極的にFTA、EPAを進めた結果、ベトナムの貿易総額の5割以上が自由貿易協定を締結済みの国からとなっている。

2022年1月には、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が発効した。RCEPは、ベトナムを含むASEAN10カ国（ベトナム・ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ）・日本・中国・韓国・豪州・ニュージーランドの計15カ国の経済連携協定であり、15カ国の人口は22.7億人、GDP合計は世界全体の29%を占める25.8兆米ドル（約2,709兆円）にも及ぶ。特に大きなメリットと考えられているのが、累積規定（他締結国の原産材料を自国の原産材料と見なすことができること）の活用である。RCEP域内から輸入した原材料を使用して製品を製造した場合でも、その原材料はベトナムで生産した原材料と見なされるようになった。中国から原材料を多く輸入していたベトナムにとっては大きなメリットがあり、中国や日本と連携したサプライチェーン構築がより一層進展することが期待されている。

図表 22-19 ベトナムの交渉中のFTA・EPAの詳細

枠組	加盟国・地域	名称	交渉開始年月	経緯
ベトナム	EFTA （スイス、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド）	EFTA・ベトナム自由貿易協定	2012/5	EU非加盟国（スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー）とベトナムとの間で交渉中。2018年の第16回交渉では、知的財産保護や公共調達为重点課題として話し合われた。また、財の貿易やサービス、原産地規則、衛生と植物防疫のための措置等広域にわたるトピックスが話し合われた。2020年7月に、交渉プロセスを検討、未解決の問題のフォローアップを合意。
	イスラエル	ベトナム・イスラエル自由貿易協定	2016/3	2015年12月（2016年3月）交渉開始 2018年6月第5回交渉
ASEAN	カナダ	カナダ・ASEAN自由貿易協定	2007/5	2016年8月共同研究開始の準備を指示 2017年9月対話開始を発表 2018年7月第1回予備協議 2019年4月第2回予備協議 2019年9月予備協議終了を発表 2021年11月交渉開始合意

（出所）JETRO「世界のFTAデータベース」をもとに作成

図表 22-20 ベトナムの発効済み FTA・EPA の詳細

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
ベトナム	日本	日本・ベトナム 経済連携協定	2009/7	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の95%を10年間で無税化。鉱工業品につき即時関税撤廃。ベトナムにとっては初めての二国間FTA。ベトナム側は同88%を10年間で無税化。自動車部品ではベトナム側はボルトネットが5年間、エンジン・エンジン部品、ブレーキが10~15年間で関税撤廃。
	チリ	チリ・ベトナム 自由貿易協定	2014/1	【自由貿易協定】 9,000品目以上が対象。チリにとっては、豚肉や乳製品などベトナムが高関税をかけている品目を関税削減の対象品目としたことは大きい。
	韓国	韓国・ベトナム 自由貿易協定	2015/12	【自由貿易協定】 当該二国間協定（VKFTA）での品目ベースでの無関税率は「韓国94.7%・ベトナム92.2%」と、ASEANとの枠組み（AKFTA）の「韓国91.7%・ベトナム86.2%」を更に踏み込んでいる。貨物車は即時、3,000cc以上の車両や自動車部品、化粧品、家電製品も追加的に関税が引き下げられる。
	EEU	ベトナム・EEU自由 貿易 協定	2016/10	【自由貿易協定】 ロシア、ベラルーシ、カザフスタンが加盟する関税同盟の超国家機関であるユーラシア経済委員会がベトナムとの自由貿易交渉の開始を決定。FTA発効後数年で、EEUのベトナムの貿易額が80~100億ドルに拡大と分析されている（2015年の貿易額は43億ドル）。
	ニュージーランド、 豪州、シンガポール、 チリ、ブルネイ、 ペルー、マレーシア、 メキシコ、カナダ、 日本	環太平洋パートナ シップに関する包括 的及び先進的な協定 (CPTPP)	2018/2	【自由貿易協定】 元の協定であるTPPは太平洋を囲む12カ国による包括的な自由貿易協定として2016年2月署名に至ったものの、2017年1月にトランプ大統領がTPPからの離脱に関する大統領令に署名。米国を除く11カ国でTPP11の発効に向け交渉を進め、2017年11月に、米国離脱に伴い凍結する20項目を発表。新協定CPTPPの中核について合意に達したことを閣僚声明で公表した。2018年10月までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続の完了を通知したため、TPP11の発効要件が満たされた。
	EU	EU・ベトナム自由貿易 協定	2020/8	【自由貿易協定】 欧州委員会によれば、ベトナム側は、同協定の発効により最終的に双方の貿易に課されている関税の99%が撤廃される。ベトナム側は同協定の発効と同時にEUからの輸出のうち65%の関税を即時撤廃、その他の品目についても段階的に軽減され、10年程度の期間で撤廃される見通し。ベトナムはEUへの主要輸出品目は革靴製品、コーヒー、木工製品で、FTA締結により、更に輸出を拡大するのが狙い。一方、EUからの主要輸入品は機械、薬剤、鉄、肥料などで、ベトナム経済の潜在性が期待されている。
	英国	英国・ベトナム自由 貿易協定	2021/1	【自由貿易協定】 EUとベトナムとの貿易協定の内容を、EU離脱後も英国で維持するための「継続協定」として、2020年12月に署名。離脱協定の下で英国の移行期間が終了し、EUのFTAが英国に適用されなくなったため、同協定の暫定適用を2021年1月に開始、5月に正式に発効した。

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
ASEAN	日本	日本・ASEAN包括的 経済連携協定 (AJCEP)	2018/3 全加盟国で 発効	【自由貿易協定】 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。ASEAN6 (タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ) は10年以内に貿易額の90% (品目ベースで90%) を無税化。CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じてASEAN6との差を設ける。
	ASEAN 10カ国	ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	1993/1: CEPT発効 2009/2: 署名 2010/1: 発効	【自由貿易協定】 ATIGAは、従来のAFTA-CEPT協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置などを一本化したもの。域内の関税・非関税障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN先行加盟6カ国 (タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ) は2010年に、新規加盟4カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は2015年に域内関税を撤廃。但し、新規加盟国については総品目数の7%を上限に、2018年まで関税撤廃期間の猶予が与えられた。
	中国	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	2005/7	【自由貿易協定】 農産品8分野の関税引き下げを2004/1開始。現在までに農産品の関税は撤廃されている。物品貿易協定では、2005/7から関税引き下げを実施。中国とASEAN先行加盟6カ国は物品貿易の90%について2010年までに関税を撤廃し、CLMV諸国は2015年までに撤廃することを目指した。 センシティブ品目は、400品目以内で、且つ総輸入の10%以内、高度センシティブ品目は、センシティブ品目の40%もしくは100品目のいずれか少ない方を指定可能。センシティブ品目は2010年末まで、高度センシティブ品目は2014年末までに現行関税を維持でき、以降、段階的に引下げ予定。 2010/1からASEAN先行加盟6カ国と中国との間で約89%の品目で関税が撤廃された。2012/1からセンシティブ品目の関税が20%以下に削減された。高度センシティブ品目は2015/1から50%以下に削減された。
	韓国	韓国・ASEAN自由貿易協定	2007/6	【自由貿易協定】 物品貿易では、双方は原則として2010/1までにそれぞれ輸入の90% (輸入金額、品目数ベース、ノーマルトラック) にあたる品目について関税撤廃。2016年までに残りの7%について関税を0~5%に引き上げ、残りの3%については、当該品目に対する各国の状況を考慮して除外、長期間の関税引き下げ、関税割当設定などAからEまで5つのグループを設定。また、CLMV諸国のノーマルトラックの関税引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも50%を0~5%に (ベトナム: 2013/1まで、CLM: 2015/1まで)、品目数の90%を0~5%に (ベトナム: 2016/1まで、CLM: 2018/1まで)、全品目の関税の完全撤廃 (ベトナム: 2018/1まで、CLM: 2020/1まで) 等の段階を経て削減される。
	インド	ASEAN・インド包括的 経済協力枠組協定	2010/1	【自由貿易協定】 関税については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む内容で合意、2010/1に発効した。
	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ ニュージーランド 自由貿易協定	2010/1 インドネシアは 2012/1	【自由貿易協定】 全18章からなる極めて包括的な協定で、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力などを含んでいる。品目数 (タリフライン) ベースで、豪州、NZ、シンガポールは100%自由化 (関税撤廃) を実現するなど自由化率の高いFTA。
	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	2019/6	【自由貿易協定】 両協定には物品貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、紛争処理解決メカニズムに関する内容が盛り込まれたとみられる。FTAについては、調印後、ASEAN10カ国のうち4カ国が国内手続きを完了した時点で発効に向けた手続きが開始されることとなる。 2019年6月発効 (ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム間)
	日本、中国、韓国、 オーストラリア、 ニュージーランド、 ASEAN	地域的な包括的経済連 携 (RCEP) 協定	2022/1	【自由貿易協定】 RCEPは世界のGDP、貿易総額および人口の約3割を占めるメガFTA。域内で原産地規則が統一され、かつ累積が可能となることで、RCEP域内におけるサプライチェーンの効率化、市場アクセスの改善が期待できる。

(出所) JETRO「世界のFTA データベース」、各種資料をもとに作成

第23章 最近のトピックス

1. ベトナムのエネルギートランジション

世界的に脱炭素・エネルギートランジションがメガトレンドとなっているが、ベトナム政府も 2050 年カーボンニュートラルという野心的な目標を掲げ、当該分野の投資を呼び込む意欲を示している。ベトナム政府による脱炭素・エネルギートランジションに関連する目標（NDC や COP26 などと言及されたものなど）の主要なものは下表の通りである。

図表 23-1 ベトナム政府が掲げるエネルギートランジションに関連する主な目標

分野	内容
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 一次エネルギー供給の再エネ割合を 2030 年に 15~20%、2050 年に 25~30%とする。 太陽光発電と風力発電の容量を 2030 年までに 31~38 GW 導入する。 洋上風力発電設備容量を 2030 年までに 4 GW、2045 年までに 36 GW とする。
化石燃料	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年までに石炭火力のシェアを 31%にまで低減し、2040 年代までに石炭火力発電を段階的に廃止する。
気候変動	<ul style="list-style-type: none"> GHG 排出量を 2030 年までに 9%、国際的な支援により BAU レベルから 27% 削減する。 エネルギー使用による GHG の削減目標。BAU 比で 2030 年までに 15%、2045 年までに 20%削減。 国内資源を活用し、国際的な協力も得ながら、2050 年のカーボンニュートラルを目指す。

（出所）IEA “Southeast Asia Energy Outlook 2022”

なお、第 8 次国家電力マスタープラン（PDP8）草案が作成されているものの、2022 年 10 月現在で承認されていない。

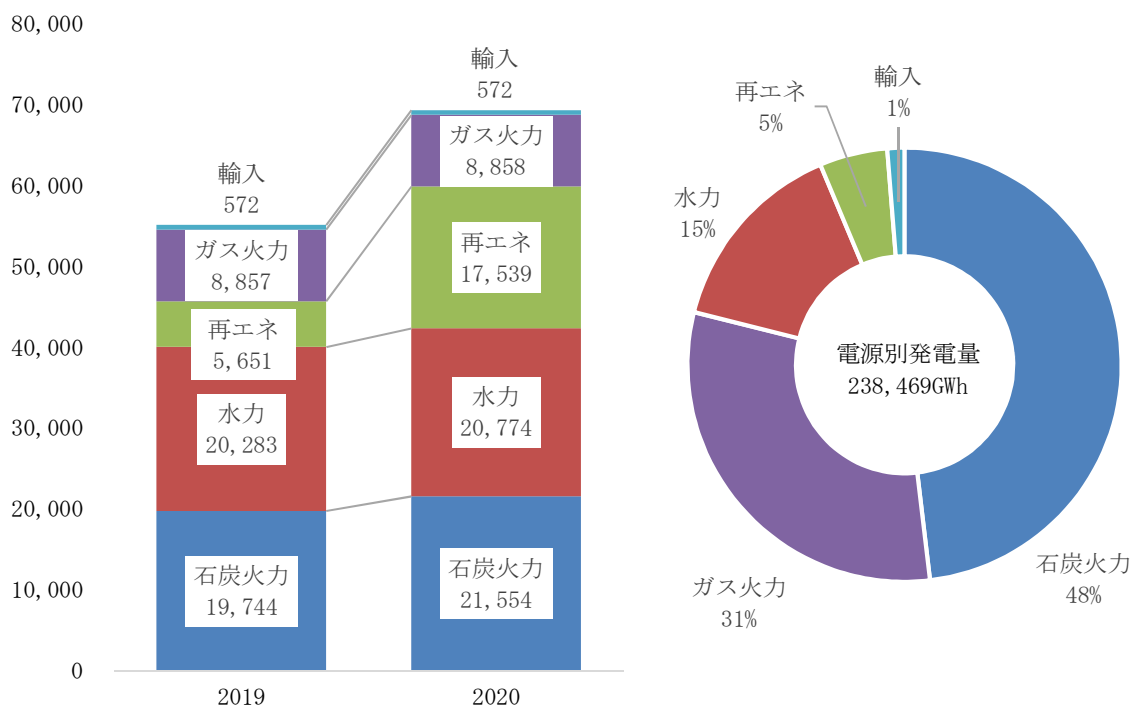
(1) ベトナムの電力セクター概況

ベトナムは水力資源が豊富であり、発電容量ベースでも発電量ベースでも水力発電の割合が大きいことが特徴である。しかしながら、近年の著しい経済成長に伴う電力需要に対応するため石炭火力発電の割合が増加しており、石炭火力発電の構成比が最大となっている。再エネに関しては、2020 年は太陽光発電の発電容量が前年比でほぼ倍増しており、屋根置き太陽光発電の発電容量は前年比の 24 倍と急増している。

この太陽光発電容量の急増の背景には FIT 制度（太陽光については 2019 年 11 月 23 日より前に承認を受け、同年 7 月 1 日～2020 年 12 月 31 日に商業運転を開始するものが対象であった）の適用があると考えられる。南部の特定地域に集中して太陽光発電が急増した一方で、需要地とつなぐ送電網の整備が間に合っていないなどにより、出力抑制が生じるという事態も起きている。

電力市場については、発電市場、電力卸売市場が自由化されており、電力小売市場の自由化も今後予定されている。現在の民間発電事業者の電力の販売先としては、基本的にベトナム電力公社（EVN）及びその子会社となっている。しかしながら、再エネ事業者と大口需要家の間の直接電力購入契約（Direct Power Purchase Agreement）のパイロット制度導入も検討（当初計画では 2022 年～2024 年で実施予定）されており、試行期間を経て本制度が策定・導入されれば、電力の販売先の拡大が期待できる。

図表 23-2 発電容量構成（MW）（左）と電源別発電量（GWh）（右）



（注） 「ガス火力」は石油を燃料とするものも含む。「再エネ」は太陽光、風力、バイオマスなどを含む。
 （出所）EVN “Annual report 2021”

ベトナムは洋上風力のポテンシャルが大きいと言われている。2020 年にデンマーク政府（デンマークは風力発電機メーカー最大手のヴェスタスを擁する）と世界銀行により、ベトナム政府に対して洋上風力発電開発のロードマップが提案されている¹⁰。

¹⁰ <https://en-press.ens.dk/pressreleases/roadmap-to-offshore-wind-power-development-and-policy-recommendations-for-vietnam-3036544>

同ロードマップでは、ベトナムの海岸から5 km ~100 km の範囲内で160 GW の洋上風力発電ポテンシャルがあると推定している。

一方、デンマーク政府及びベトナム商工省による「Vietnam Energy Outlook Rreport 2021」¹¹によれば、2021年時点における洋上風力開発の課題として、以下が挙げられている。

- i) 許認可手続が不明瞭であり、多くの機関が関与している。
- ii) 資金や投資支援メカニズムに関する政策やガイドラインが存在しない。
- iii) 洋上風力発電に関する安定した政策や価格体系が存在しない、プロジェクト承認プロセスが不明瞭。

(2) 日本政府及び日本企業の協力によるエネルギーtransition

ASEANにおけるエネルギーtransitionに関する協力方策として、日本政府は「アジア・エネルギーtransition・イニシアティブ (AETI)」を2021年5月に、「アジア未来投資イニシアティブ (AJIF)」を公表している。ベトナムとの間では、2021年11月に「カーボンニュートラルに向けたエネルギーtransition協力のための共同声明」を発出している。この共同声明では、①再生可能エネルギー及び省エネルギーを含む、クリーンエネルギープロジェクトへの日本企業からの投資動員への支援、②次世代再生可能エネルギー技術、水素、燃料アンモニア、CCUS/カーボンリサイクルなどのクリーン技術の導入への資金的及び技術的支援、③東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) と連携した、ベトナムのエネルギーtransitionのロードマップ策定支援、といった支援方針が盛り込まれている。

更に、日本政府はベトナムを含むアジア諸国に対し、「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) 構想」を提案しており、2023年に立ち上げ予定である。AZECは、脱炭素に向けた課題を日本と同じくするアジア有志国と共に、経済成長とセキュリティを確保しつつ、各国の実情に応じた脱炭素化を進めることを掲げるプラットフォームとなり、AETIやJCMなどを通じ、技術面、資金面、人材面などでの支援や政策協調などを行っていくことが想定されている(2022年12月時点)。

¹¹ https://ens.dk/sites/ens.dk/files/Globalcooperation/vietnam_energy_outlook_report_2021_english.pdf

日本企業による、上記の AETI に沿った直近の事業展開動向は以下のようなものがある。

図表 23-3 日本企業による AETI に沿った事業展開動向

企業名	内容
JERA	<ul style="list-style-type: none"> ・ LNG 火力発電や再エネなどエネルギー移行に資する事業開発の推進へ、JERA Energy Vietnam Co を設立 (2022.3)。 ・ ベトナムの大手再生可能エネルギー発電事業者ザライ電力合弁会社へ出資 (2022.8)。
レノバ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム南東部で計画されている洋上風力発電開発につき、ベトナムの国営石油大手ペトロ・ベトナム・テクニカル・サービス社と MOU 締結 (2022.5)。
住友商事	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベトナム南部沖での洋上風力開発事業が日本の経済産業省が公募した「アジアグリーン成長プロジェクト推進事業」に採択 (2022.9)。 ・ タンロン工業団地における屋根置き太陽光発電事業も推進 (2021.2～)。

(出所) 各社ウェブサイト、報道資料

AETI のほか、ASEAN においてはクリーンエネルギーと低炭素技術の開発を加速するための官民連携を促進するためのプラットフォームである CEFIA (Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN) を日本の経済産業省が主導している。2019 年に日本政府が提案し、同年の第 16 回 ASEAN+3 エネルギー大臣会合 (AMEM+3) で実施への合意が得られたものである。

CEFIA のもと、ZEB (Zero Energy Building: 省エネ技術と再生可能エネルギー技術を組み合わせることでエネルギー消費量を大幅に削減し、最終的にネットゼロエネルギーを目指す建物) や、工場や商業ビルなどの事業単位全体のエネルギー管理システム (EMS) といったフラッグシッププロジェクトが実施されている。

カーボンニュートラルの実現のためには、エネルギー効率化によるエネルギー需要削減も重要である。特に ZEB については、日本の官民の努力により国際標準 ISO TS23764 が 2021 年 9 月に発行されるなど、世界への ZEB 普及に向けて日本が主導していくことが期待される。2018 年の ASEAN サミットで設立された ASEAN のスマートシティ開発プラットフォームである「ASEAN スマートシティ・ネットワーク (ASCN)」に、ベトナムからはハノイ、ホーチミン、ダナンの 3 都市が参画している (ハノイのスマートシティ開発は住友商事が参画)。このようなスマートシティ開発においては、上述の ZEB や EMS といったエネルギー効率化技術も重要な役割を果たすことが期待される。

2. ベトナムのスタートアップ

2021年はCOVID-19パンデミックに伴う金融緩和の影響もあり、米国、中国、インドなどをはじめとして世界中でスタートアップへの資金流入が大きく増加し、多くのユニコーンが登場したが、ベトナムも例外ではない。2021年VC（Venture Capital）によるベトナムスタートアップへの投資は、前年比の3.5倍である10億6,200万ドルとなっており¹²、電子決済事業のMoMoと、ブロックチェーンゲーム事業のSkyMavisが新たにユニコーンとして誕生している。

2021年の東南アジア主要国における、VCによるスタートアップ投資額はインドネシア約108億ドル、シンガポール約85億ドル、マレーシア約5億3千万ドル、タイ約4億4千万ドルであり、ベトナムへの投資額は、インドネシア、シンガポールと比較すればまだ規模は小さいものの、東南アジアの中では比較的投資を集めていると言える。

今後成長が期待される都市別のエマージング・エコシステムランキング¹³では、ホーチミンが81～90位（コロンビアのボゴダ、カナダのオタワ、サウジアラビアのリヤドなどと同位）となっている。ASEANの他都市ではジャカルタが12位、クアラルンプールが21～30位、バンコクが91～100位となっている（シンガポールはエマージング・エコシステムではなく、通常のエコシステムランキングで世界18位）である。ベトナムのスタートアップエコシステムは未成熟であり、やはりシンガポールやジャカルタには水をあけられているものの、今後の成長が期待されている。

図表23-5はKPMG及びHSBCによる、次のユニコーンとして期待されるベトナムのスタートアップ10社である。eコマース、エドテック（教育サービス）、不動産などに期待が集まっているようである。ホーチミン拠点の企業が多いが、一部シンガポールに拠点を構える企業もある。

¹² KPMG & HSBC “Emerging Giants in AsiaPacific” 2022

¹³ Startup Genom “The Global Startup Ecosystem Report 2022” 2022年6月

図表 23-4 次のユニコーンとして期待されるスタートアップ

	会社名	セクター	事業	拠点
1	Propzy	不動産テック、TMT* ¹	不動産プラットフォーム事業	ホーチミン
2	Sipher	暗号通貨、ブロックチェーン、フィンテック、ゲーム	ブロックチェーンを用いたゲーム事業	ホーチミン
3	Sendo	e-コマース、SaaS、TMT	e-コマースプラットフォーム事業	ホーチミン
4	Jio Health	デジタルヘルス、ヘルステック、SaaS	オンライン医療サービスアクセスのためのプラットフォーム事業	ホーチミン
5	Clevai	エドテック	十分な教育が受けられない層へのオンライン教育プラットフォーム事業	シンガポール
6	CoolMate	e-コマース	紳士服小売りポータル	
7	EveHR	HR テック	従業員福利厚生プラットフォーム	シンガポール
8	Lozi	アグリテック、e-コマース、サプライチェーンテック	e-コマースプラットフォーム事業	ホーチミン
9	VUI	フィンテック、Saas	給与即時支払いアプリなどのソリューション事業	
10	HomeBase	不動産テック	Rent-To-Own 不動産融資	ホーチミン

(注*1) テクノロジー、メディア、テレコム

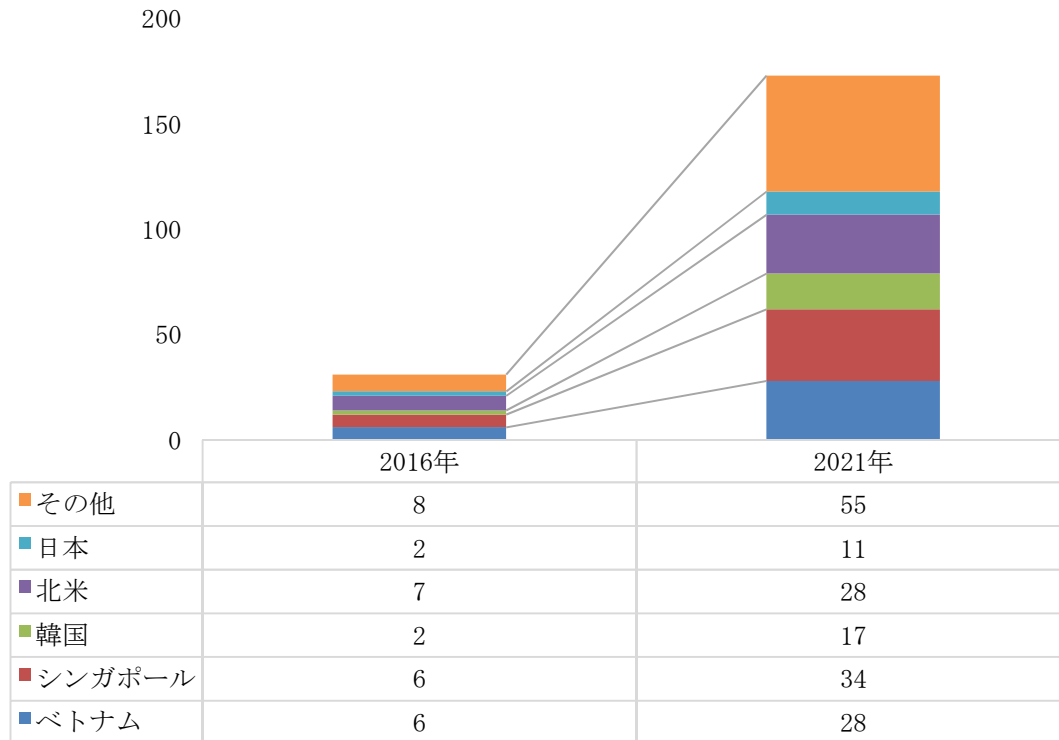
(出所) KPMG & HSBC “Emerging Giants in AsiaPacific”

海外からの VC による投資は、シンガポール、韓国、北米、日本からの投資が大きい。日系のクレディセゾンキャピタル（拠点はシンガポール）、創業者が日本人である BEENEXT（拠点はシンガポール）などがディール数でトップクラスとなっており、サイバーエージェントキャピタルの活動も活発なようである¹⁴。日本の VC からの投資は、COVID-19 パンデミックの影響で減速したものの、徐々にベトナムでの活動を再開している模様である。

¹⁴ Vietnam National Innovation Center (NIC) & Do ventures “VIETNAM INNOVATION & TECH INVESTMENT REPORT 2021 ”

現地調査では、ベトナム国内の投資家は、財閥や銀行オーナーの個人マネーであることが多く、コミュニティやネットワークを大切にするベトナムでは有名ファミリーの資金が入っているスタートアップは注目される傾向があるとの見方が示された。なお、エグジットとしての上場については、国内の証券取引所での事例は少なく、国内での上場は発展途上である。

図表 23-5 ベトナムスタートアップに投資する国別ファンド数



(出所) Vietnam National Innovation Center (NIC) & Do ventures "VIETNAM INNOVATION & TECH INVESTMENT REPORT 2021"

VCのようなフィナンシャル・インベスターだけでなく、日本からのストラテジック・インベスターによる出資も行われている。レアジョブや学研によるエドテック企業との資本提携・協業が目立つ。ジェトロによれば、ベトナムでは教育への関心が高まっており、子供1人あたりの教育費は、2008年からの10年間で3倍に伸びており、教育市場は長期的な手堅い成長が期待されることから、日本企業によるベトナムのエドテック産業¹⁵への関心が高まりつつあるということである。また、現地日系企業へのインタビュー調査では、ベトナムで可能性のあるビジネスとしては、日本で規制上参入が難しいオンライン診療など、日本でまだ提供していないサービスの実証実験をベトナムで行うことも考えられるとの声もあった。

¹⁵ ジェトロ「ベトナム 教育 (EdTech) 産業 調査」(2021年1月)

図表 23-6 日本企業によるベトナムスタートアップ出資案件

セクター	時期	日本企業	ベトナムスタートアップ
アグリテック	2020年2月	双日	Ryan
ヘルステック	2021年9月	住友商事	Insmart
フィンテック	2021年10月	マネーフォワード	Bizzi
エドテック	2021年10月	レアジョブ	Kyna for Kids
フィンテック	2021年12月	みずほ銀行	Momo
エドテック	2022年4月	学研ホールディングス	KiddiHub

(出所) JETRO 資料、各種報道などをもとに作成

ベトナム投資計画省は、ベトナムスタートアップの強みと弱みを以下のように整理している。まだまだ先進国ビジネスモデルの輸入型が多く、独自のイノベーションモデルは不足しているようであるが、IT人材が豊富であることや人口構成比が若く、IT受容度が高いことは大きな強みであり、今後の成長が期待される。

図表 23-7 ベトナムスタートアップの強みと弱み

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会のIT受容度、スマホ文化、若い人口 ● IT・ソフトウェア人材、英語、高い教育、低コスト開発 ● 新興市場、成長市場、伸びしろ ● 豊富な社会課題とビジネス機会 ● 政府支援、成功者への敬意 ● 先進国の成功モデルの輸入、ローカリゼーションが用意、素早い展開 ● 大手IT企業からのスピノフ環境 ● ベトナム語、ベトナム慣習に守られた国内市場：海外勢の参入障壁 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未発達なエコシステム：VCファンド、メンター、アクセラレータなどの未整備 ● 輸入モデルゆえの破壊的イノベーションの不足、独自路線、ブルーオーシャン追求が弱い。 ● ベトナム経済・市場規模の限界、競争不足 ● バイオ、物質、電気、エネルギーなどのハードテック、ディープテック系SUの不足 ● 法制度の脆弱（特許保護など）、政府の資金不足

(出所) ベトナム計画投資省資料より JETRO 作成

ジェトロでは日本企業とスタートアップなどの海外企業の国際的なオープンイノベーション創出のためのビジネスプラットフォームである J-Bridge を運営しており、スタートアップの情報収集や個別の支援を行っている。

2022 年 1 月にはベトナムのスタートアップとの協業（オープンイノベーション、投資、M&A など）を目指す日本企業を対象に、法務・会計面の規制、手続などの基礎情報を取りまとめたガイドブックを作成、公表している。スタートアップとの協業の検討の際には大いに活用されたい。

第24章 地域ごとの特徴

1. ベトナムの地域分類

南北に長い国土を持つベトナムは、その歴史、地理、気候風土に起因する発展形態の違いなどにより、北部、南部と二つの地域に分けて語られることが多い。歴史的背景から言えば、19世紀以降でも、フランス領インドシナ下で北部、中部、南部と異なった植民地体制下に置かれたり、ジュネーブ協定調印で設定された北緯17度線の軍事境界線によって南北に分割されたりするなど、幾度も地理的に分断されてきた。1976年にベトナム社会主義共和国が成立し、南北が統一される以前には、「北は社会主義体制」、「南は資本主義体制」と政治経済体制も異なっていた。南ベトナムには市場経済体制導入基盤が整備されていたため、外資の流入状況についても、南ベトナムが圧倒的にリードしてきた歴史的経緯がある。

また、北部の紅河デルタと南部のメコンデルタは、ベトナムの農業生産高の約5割を占める穀倉地帯であるが、それぞれのデルタで培われた農民の特徴が、地域の人々の気質に影響を与えているとも言われており、現地では北部の人は「我慢強く堅実」であり、南部の人は「おおらかでその日暮らし」と言われている。

このような歴史的経緯以外にも、地理的に中国に隣接する北部とASEAN（カンボジア）に隣接する南部、四季のある北部と常夏の南部、と対比して語られることも多い。なお、北部は行政都市ハノイを中心に発展し、南部は経済都市ホーチミンを中心に発展しており、両都市の関係を中国の北京と上海のそれに例えることもできる。

ベトナムの統計では、紅河デルタ、北部内陸・山間地域、北中部・中部沿岸地域、中部高原、南東部、メコン川デルタの6地域に分けられることが多い。次章より、地域編として紅河デルタと北部内陸・山間地域の「北部」、北中部・中部沿岸地域と中部高原の「中部」、南東部とメコン川デルタの「南部」に分けて、それぞれの地域の特徴などを記している。

北部と南部に次ぐ地域となる中部は、ベトナム第3の商業都市ダナンを中心に発展している地域であるが、北部と南部の目覚ましい発展に比べると、やや開発が遅れている。中部は地理的に細長い地形に山脈が走る構造により気候にも恵まれないことから農業生産量の成長も鈍く、工業基盤も脆弱となっている。しかし、近年、重工業や観光業、IT産業の投資が増加しており、今後の発展が注目されている。

2020年のベトナムの総人口は9,758万人で、北部と南部にそれぞれ3,500~3,600万人、中部に2,600万人強が分布している。行政区画は現在5市58省となっており、北部が2市23省、中部が1市18省、南部が2市17省で構成される。

面積は、中部が最も広く、全体（約33万km²）の45%を占める。1km²あたり人口密度の地域平均は、北部606人、中部161人、南部602人であり、全国ベースでは295人である。特に人口が集中している地域は、北部の紅河デルタ地域（同1,078人）と南部の南東地域（同779人）となっている。

図表 24-1 ベトナム各省市の面積・人口（2020 年）

	面積		人口		人口密度
	(km ²)	(構成比)	(千人)	(構成比)	(人/km ²)
全国	331,236	100.0%	97,583	100.0%	295
紅河デルタ	21,261	6.4%	22,920	23.5%	1,078
ハノイ	3,359	1.0%	8,247	8.5%	2,455
ヴィンフック	1,236	0.4%	1,171	1.2%	948
バクニン	823	0.2%	1,419	1.5%	1,725
クアンニン	6,178	1.9%	1,338	1.4%	217
ハイズオン	1,668	0.5%	1,917	2.0%	1,149
ハイフォン	1,562	0.5%	2,053	2.1%	1,315
フンイエ	930	0.3%	1,269	1.3%	1,364
タイビン	1,586	0.5%	1,870	1.9%	1,179
ハナム	862	0.3%	862	0.9%	1,000
ナムディン	1,669	0.5%	1,780	1.8%	1,067
ニンビン	1,387	0.4%	994	1.0%	717
北部内陸・山間地域	95,222	28.7%	12,726	13.0%	134
ハザン	7,929	2.4%	870	0.9%	110
カオバン	6,700	2.0%	533	0.5%	80
バクカン	4,860	1.5%	316	0.3%	65
トゥエンクアン	5,868	1.8%	793	0.8%	135
ラオカイ	6,364	1.9%	746	0.8%	117
イェンバイ	6,887	2.1%	832	0.9%	121
タイグエン	3,527	1.1%	1,308	1.3%	371
ランソン	8,310	2.5%	789	0.8%	95
バクザン	3,896	1.2%	1,842	1.9%	473
フートー	3,535	1.1%	1,482	1.5%	419
ディエンビエン	9,541	2.9%	613	0.6%	64
ライチャウ	9,069	2.7%	470	0.5%	52
ソンラ	14,123	4.3%	1,271	1.3%	90
ホアビン	4,591	1.4%	861	0.9%	188
北中部・中部沿岸地域	95,876	28.9%	20,343	20.8%	212
ティンホア	11,115	3.4%	3,665	3.8%	330
ゲアン	16,481	5.0%	3,365	3.4%	204
ハティン	5,991	1.8%	1,297	1.3%	216
クアンビン	8,000	2.4%	902	0.9%	113
クアンチ	4,622	1.4%	637	0.7%	138
トゥアティン=フエ	4,902	1.5%	1,134	1.2%	231
ダナン	1,285	0.4%	1,169	1.2%	910
クアンナム	10,575	3.2%	1,505	1.5%	142
クアンガイ	5,156	1.6%	1,233	1.3%	239
ビンディン	6,066	1.8%	1,488	1.5%	245
フーイエン	5,023	1.5%	874	0.9%	174
カインホア	5,138	1.6%	1,240	1.3%	241
ニントゥアン	3,355	1.0%	594	0.6%	177
ビントゥアン	7,944	2.4%	1,239	1.3%	156

(出所) ベトナム統計総局資料より作成

	面積		人口		人口密度
	(km ²)	(構成比)	(千人)	(構成比)	(人/km ²)
中部高原	54,508	16.5%	5,932	6.1%	109
コントゥム	9,674	2.9%	556	0.6%	57
ザーライ	15,511	4.7%	1,542	1.6%	99
ダクラク	13,031	3.9%	1,887	1.9%	145
ダクノン	6,509	2.0%	638	0.7%	98
ラムドン	9,783	3.0%	1,310	1.3%	134
南東部	23,553	7.1%	18,343	18.8%	779
ビンフック	6,877	2.1%	1,011	1.0%	147
タイニン	4,041	1.2%	1,178	1.2%	292
ビンズン	2,695	0.8%	2,581	2.6%	958
ドンナイ	5,864	1.8%	3,177	3.3%	542
バリア・ヴァンタウ	1,981	0.6%	1,168	1.2%	590
ホーチミン	2,061	0.6%	9,228	9.5%	4,476
メコン川デルタ	40,816	12.3%	17,319	17.7%	424
ロンアン	4,495	1.4%	1,714	1.8%	381
ティエンザン	2,511	0.8%	1,773	1.8%	706
ベンチェ	2,395	0.7%	1,292	1.3%	540
チャヴィン	2,358	0.7%	1,010	1.0%	428
ヴィンロン	1,526	0.5%	1,023	1.0%	670
ドンタップ	3,384	1.0%	1,600	1.6%	473
アンザン	3,537	1.1%	1,905	2.0%	539
キエンザン	6,349	1.9%	1,729	1.8%	272
カントー	1,439	0.4%	1,241	1.3%	862
ハウザン	1,622	0.5%	730	0.7%	450
ソクチャン	3,312	1.0%	1,196	1.2%	361
バクリユウ	2,669	0.8%	913	0.9%	342
カマウ	5,221	1.6%	1,194	1.2%	229

2. 地域別の経済動向

(1) 地域別の産業の特徴と所得水準

歴史的には、縫製業などを中心に南部への外資の進出が多く見られ、製造業の拠点としては南部が優位にあったが、北部でのバイクや完成車メーカーの進出や、韓国の携帯電話やディスプレイ製造工場進出などもあり、北部での製造業の位置付けが大きく変化してきた。中部では、ダナンを中心に、観光や IT 分野への注力に加え、クアンガイ省やティンホア省での大規模石油化学工場やハティン省での製鉄工場など、重化学工業分野での投資も多い。南部では、縫製や家電工場など多くの生産拠点が立地しているのに加え、サービス業への投資も拡大している。

図表 24-2 では、省市別の 1 人あたり月間収入（その他収入を除く）と種類を示している。全国平均は 380 万ドンで、この内の約 6 割にあたる 236 万ドンを「給与・賃金」から得ている。農業による収入は 47 万ドンと全体の約 13%程度を占めている。

これに対し、外国資本による商品作物の栽培が盛んな中部の「中部高原」地域では、給与・賃金は108万ドン（約5,000円）と全国平均の半分程度だが、農業での収入が87万ドンと2倍程度となり、農業による収入が給与・賃金を超える省もある。なお、米作の盛んな南部の「メコン川デルタ」地域では、給与・賃金の162万ドンに対し農業での収入が76万ドンで、やはり農業による収入の比率が比較的高く、主要な産業の一つであることが分かる。

給与・賃金についてはホーチミンを含む「南東部」が394万ドンと、全国平均の1.7倍の水準となっている。次いでハノイを含む「紅河デルタ」が302万ドンである。市省別では、ホーチミンの北部に隣接し、外資も多く進出するビンズン省が最も高く499万ドン（約32,600円）で、全国平均の約2倍の水準となっている。次いで、ホーチミン439万ドン、ハノイ401万ドンで、中部の中心都市ダナンは314万ドンである。

図表 24-2 市、省、地域別の1人あたり月間収入と収入の種類（2020年）

(単位：1,000ドン)	合計 (①～③)	①給与・賃金	②農業	③非農業
全国	3,804	2,357	476	971
紅河デルタ	4,524	3,021	309	1,194
ハノイ	5,516	4,012	170	1,334
ヴィンフック	3,920	2,207	407	1,306
バクニン	4,929	2,914	224	1,791
クアンニン	4,181	2,831	523	827
ハイズオン	3,931	2,554	535	842
ハイフォン	4,560	3,264	223	1,073
フンイエ	3,667	2,217	406	1,044
タイビン	3,527	2,447	362	718
ハナム	3,660	2,106	327	1,227
ナムディン	3,610	1,778	340	1,492
ニンビン	3,433	2,277	379	777
北部内陸・山間地域	2,477	1,448	545	484
ハザン	1,690	955	525	210
カオバン	1,905	1,130	398	377
バクカン	2,010	1,118	634	258
トゥイエンクアン	2,417	1,368	668	381
ラオカイ	2,232	967	805	460
イエンプイ	2,228	1,117	591	520
タイグエン	3,562	2,220	633	709
ランソン	2,101	1,200	461	440
バクザン	3,491	2,253	476	762
フートー	2,918	1,847	412	659
ディエンビエン	1,525	898	479	148
ライチャウ	1,743	934	512	297
ソンラ	1,605	690	582	333
ホアビン	2,478	1,654	436	388
北中部・中部沿岸地域	2,990	1,765	433	792
タインホア	3,106	1,901	408	797
ゲアン	2,488	1,385	382	721
ハティン	2,676	1,386	598	692
クアンビン	2,626	1,550	430	646
クアンチ	2,499	1,452	610	437
トゥアティン＝フエ	2,819	1,659	274	886
ダナン	4,616	3,143	110	1,363
クアンナム	3,248	1,932	481	835
クアンガイ	2,803	1,595	444	764
ビンディン	3,074	1,701	473	900
フーイエン	2,969	1,861	508	600
カインホア	2,893	2,078	245	570
ニントウアン	2,649	1,464	315	870
ビントウアン	3,659	1,870	837	952
中部高原	2,614	1,150	873	591
コントゥム	2,220	1,109	717	394
ザーライ	2,190	906	779	505
ダクラク	2,455	1,292	737	426
ダクノン	2,654	826	1,245	583
ラムドン	3,491	1,401	1,068	1,022
南東部	5,550	3,935	247	1,368
ビンフック	3,785	1,890	1,055	840
タイニン	3,781	2,179	491	1,111
ビンズン	6,714	4,985	205	1,524
ドンナイ	5,160	3,577	366	1,217
バリア・ウンタウ	4,211	2,824	415	972
ホーチミン	5,965	4,387	47	1,531
メコン川デルタ	3,355	1,616	764	975
ロンアン	3,804	2,299	554	951
ティエンザン	4,088	2,231	777	1,080
ベンチェ	3,088	1,448	920	720
チャヴィン	2,882	1,216	976	690
ヴィンロン	2,718	1,395	538	785
ドンタップ	3,442	1,843	813	786
アンザン	2,830	1,371	513	946
キエンザン	3,708	1,299	849	1,560
カントー	4,354	2,215	417	1,722
ハウザン	3,246	1,482	827	937
ソクチャン	2,980	1,376	840	764
バクリュウ	3,037	1,188	1,178	671
カマウ	2,671	1,152	967	552

(出所) ベトナム統計総局より作成

3. 省別競争力指数

ベトナム商工会議所による、ベトナムのビジネス環境に関する省・市の競争力指数 (PCI) が 2005 年より公表されている。エントリーコスト、土地アクセス、手続の透明性などの指標を省ごとに算出するものである。2021 年の PCI は北部のクアンニン省がトップとなっており、北部のハイフォン、南部のドンタップ省、中部のダナン、北部のヴィンフック省が続いている。ハノイは 10 位、ホーチミンは 14 位となっている。

図表 24-3 省市別の競争力指数 (2021 年)

省 市	PCI スコア	起業時の参入コスト	土地への容易なアクセスと事業所の安全性	平性	公的手続の透明性・公	公的手続や検査に係る時間の短さ	コストの低さ	非公式	国営企業、外国企業などに対する政策バイアス	リーダーシップ	問題解決のための積極的かつ創造的な	ポットサービス	高品質なビジネスサ	ポリシー	労働訓練	紛争解決のための公正かつ効果的な法的手続き	Tier	PCI
クアンニン	73.02	7.98	7.39	6.31	8.52	7.85	6.96	7.74	7.39	7.27	7.91	Excellent						
ハイフォン	70.61	6.52	6.77	6.82	7.64	6.70	6.02	7.73	7.49	7.17	7.21	High						
ドンタップ	70.53	7.73	7.26	6.94	8.35	8.11	6.96	7.27	6.53	6.42	7.68	High						
ダナン	70.42	6.94	7.51	6.30	7.46	7.29	5.92	7.01	7.57	7.15	7.33	High						
ヴィンフック	69.69	7.02	7.56	5.63	8.46	8.05	7.07	7.20	7.11	6.81	7.78	High						
ビンズン	69.61	6.38	7.21	6.98	8.01	7.06	6.36	6.74	7.64	6.37	6.47	High						
バクニン	69.45	6.53	7.14	6.39	8.47	7.27	6.29	7.27	7.27	6.74	7.06	High						
トゥアティエンフエ	69.24	7.02	7.05	6.47	8.29	7.95	6.39	7.06	6.94	6.49	7.16	High						
バリア・ヴァンタウ	69.03	6.48	7.01	6.07	8.00	7.23	6.52	6.77	7.81	6.56	7.08	High						
ハノイ	68.60	6.57	6.60	5.21	8.45	7.15	5.38	6.92	7.74	7.64	6.60	High						
ビンディン	68.32	7.03	6.97	6.23	8.14	7.42	6.41	7.62	7.13	6.21	7.35	High						
カントー	68.06	6.85	7.43	6.03	6.24	7.71	5.58	7.55	7.64	6.24	7.43	High						

(注) Tier が High (トータルの CPI スコアが 68 以上のもの) から Excellent (トータルの CPI スコアが 73 以上のもの) とされる省を記載。

(出所) "THE PROVINCIAL COMPETITIVENESS INDEX (PCI)" より作成

4. 賃金水準

JETRO の「2020 年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査 (2021 年 3 月)」によると、日系企業の現地給与水準は図表 24-4 の通りである。ハノイ、ホーチミン、ダナンの 3 都市での比較では、製造業のワーカー (一般工職) とエンジニア (中堅技術者)、非製造業のスタッフ (一般職) でホーチミンが最も高い。また、管理職についても、製造業の中間管理職 (課長クラス)、非製造業のマネージャー (課長クラス) のいずれもホーチミンが最も高くなっている。

法定最低賃金は 2021 年においては一旦改正が見送られたものの、2022 年 7 月に改正されており、ハノイ、ホーチミンの 468 万ドン、に対してダナンは 392 万ドンでハノイ、ホーチミンの 8 割の水準となっている。

図表 24-4 主要 3 都市の日系企業の給与水準（月額）

(単位：ドル)		ハノイ	ホーチミン	ダナン	プノンベン (参考)	バンコク (参考)
製造業	ワーカー (一般工職)	241	266	214	222	447
	エンジニア (中堅技術者)	471	508	371	408	798
	中間管理職 (課長クラス)	1,025	1,064	609	1,003	1,629
非製造業	スタッフ (一般職)	595	647	380	530	883
	マネージャー (課長クラス)	1,249	1,412	782	1,343	1,629

(出所) JETRO「2020 年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査 (2021 年 3 月)」より作成

ひとくちメモ 14: インターネットによる労働者の募集も増加

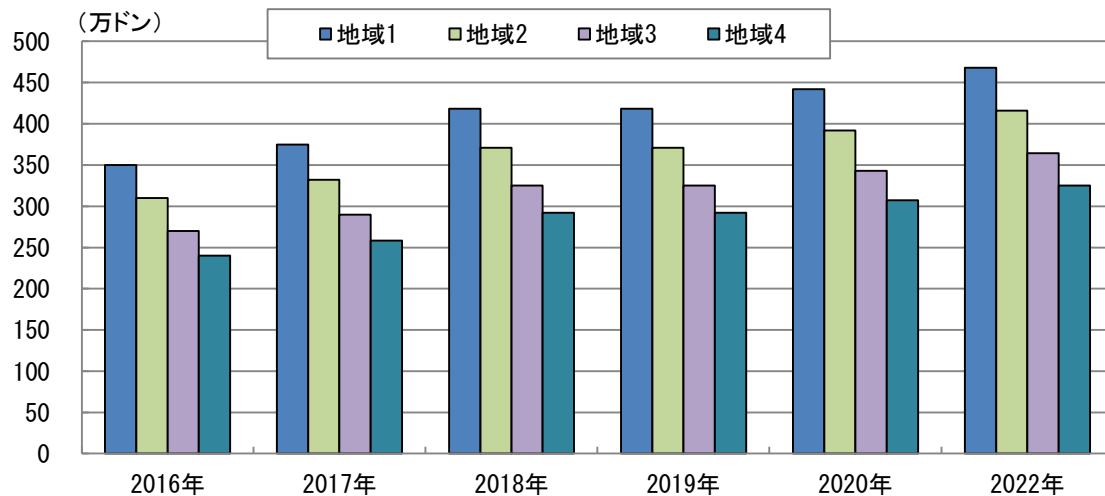
現地日系企業によると、ワーカーの求人広告の手段として、工業団地事務所の掲示板や工場の門に張り紙をする、地元情報誌への掲載、口コミなどを通して行うのが定番となっている。エンジニアや中間管理職候補となるスタッフに関しては、人材紹介会社のほかにインターネットを通じて募集をかける企業も多い。

ひとくちメモ 15： ベトナムの労働者について

ベトナムの賃金水準はタイ、マレーシアや中国に比べ依然として安い。しかし、日系企業からの話を総括すると、必ずしも安い労働コストだけがベトナムに生産拠点を置くことの優位性ではないと感じられた。ベトナムに進出している日系企業のヒアリング調査において、一般的にベトナム人は真面目できれい好きだという声が多かった。「人件費に対する作業者の質で言うと、スピードや真面目さに優位性があり、東アジアの労働者の質を物価の低い東南アジアで雇える。」「タイの田舎であれば、ベトナムの都市部の賃金水準で雇用できるかもしれないが、ベトナムの方が質がいい」といった声も聞かれたほどである。また、作業品質・業務品質を長期間きちんと教育していけば、シニアマネジメントの層も育ってくる。日本のやり方はベトナム人には受け入れられやすく、マネージメントがしやすいという。余談ではあるが、ハノイやホーチミンでのバイク量は他国でも類を見ない数ではあるが、街のいたるところでバイクが整然と並んで駐輪されているのはベトナム人がきれい好きであることよく表している。

一方で、国民が豊かになっていることもあり、真面目に長く同じ会社で勤めたいと考えている人は昔よりも断然減っている。離職率が上昇しており、人の流動性も高くなっている。ただし、離職率の高さをどうポジティブな方向にもっていくのかは企業の取組次第でもある。例えば、誰が作業したとしても同じ品質を維持できるような仕組み作りをすることで、人がコロコロと入れ替わっても影響が出ないようにする企業もある。あるいは、社員のエンゲージメントを上げるために、日本人とベトナム人のカラオケ大会などの交流会を企画したり、新型コロナウイルスの拡大によって工場内で衣食住を強いられた従業員に対し、他の外資系企業はテントの提供に留まった中で、簡易ベッドを導入したりと、従業員の労働環境に真剣に取り組むことで人材の定着率を高めている企業もある。

図表 24-5 月額法定最低賃金の推移と地域区分



地域1	ハノイ市区部、Gia Lam、Dong Anh、Soc Son、Thanh Tri、Thuong Tin、Hoai Duc、Thach That、Quoc Oai、Thanh Oai、Me Linh、Chuong My、Son Tay ハイフォン市区部、Thuy Nguyen、An Duong、An Lao、Vinh Bao ホーチミン市区部、Cu Chi、Hoc Mon、Binh Chanh、Nha Be ドンナイ省Bien Hoa、Nhon Trach、Long Thanh、Vinh Cuu、Trang Bom ビンズン省Thu Dau Mot、Thuan An、Di An、Ben Cat、Tan Uyen、Bau Bang、Bac Tan Uyen バリア・ヴァンタウ省ヴァンタウ市、Tan Thanh
地域2	上記以外のハノイ市、ハイフォン市、ハイズオン省ハイズオン市、フンイエンの一部、バクニン省の一部、ダナン市区部、カントー市区部、ドンナイ省の一部、ビンズン省の一部、ホーチミン市Can Gioなど
地域3	ハイズオン省の一部の地域、バクニン省の一部の地域、クアンニン省の一部の地域、ドンナイ省の一部の地域など
地域4	上記以外

(注) 2021年は法定賃金の改正がされていない。

(出所) Decree No. 153/2016/ND-CP などより作成

5. 外国投資が多い地域と工業団地の分布

2021年10月現在のベトナムにおける日系企業の拠点数は2,306拠点であり、地域別ではハノイ市、ホーチミン市、その周辺地域が主な進出先となっている。図表24-6は、大使館・総領事館の管轄地域別に集計したものである。北部と南部の2地域に分類されているデータだが、全国2,306拠点のうち、1,018拠点はホーチミンの総領事館の管轄区域内に立地している。特に、サービス業（全国325拠点、うち南部176拠点）で南部への進出が多い。製造業では、全国1,101拠点のうち、北部が620拠点、南部481拠点で北部の拠点数が拡大している。工業団地は、特にハノイ市、ハイフォン市とそれらの間に位置する地域（ハイズン省など）や、ホーチミン市とその周辺省のホーチミン市寄りに多数立地している。近年では、レンタル工業団地の整備が進み、中小企業の進出をサポートしている。中部では沿岸部に大型の経済開発区などが設置され、大型インフラ投資が進められている。

図表 24-6 地域別に見た日系進出企業の業種の内訳（2021 年 10 月時点）

	全地域	大使館 (ハノイ)	在ホーチミン総 領事館
全業種	2,306	1,236	1,070
農業、林業	16	8	8
漁業	2	2	0
鉱業、採石業、砂利採集業	7	2	5
建設業	178	110	68
製造業	1,101	620	481
電気・ガス・熱供給・水道業	31	16	15
情報通信業	130	72	58
運輸業、郵便業	124	43	81
卸売業・小売業	279	149	130
金融業・保険業	58	35	23
不動産業、物品賃貸業	38	16	22
学術研究、専門・技術サービス業	102	39	63
宿泊業、飲食サービス業	25	10	15
生活関連サービス業、娯楽業	23	3	20
教育、学習支援業	16	9	7
医療、福祉	10	4	6
サービス業(他に分類されないもの)	149	84	65
分類不能の産業	4	2	2
区分不明	13	12	1

(出所) 外務省「海外進出日系企業拠点数調査 2021 年調査結果」より作成

ひとくちメモ 16： 行政手続改善にむけた政府の取組

2021 年 3 月、ベトナム政府が「行政手続費用評価指数 (APCI: Administrative Procedures Compliance Costs Index) 年次報告書 2020」を公表した。APCI 報告書は、個人や企業が現行の法規に従って行政手続に費やす時間と費用を評価している。評価は 8 つの主要な行政手続について行われた (事業登録、税金、投資、事業許可、労働許可、土地、環境、建設)。

税務関連の手続が全体の項目の中で最高レベルとして評価され、2019 年比で 5.6 ポイント改善された。特にタイビン省は最も優れた成績を収めた。続いて、専門検査に関する行政手続は 2019 年と比較して 5 ポイント上昇、環境と経営状況に関連する行政手続がそれぞれ 0.5 ポイント、0.2 ポイント上昇した。逆に、残る「事業登録」「投資」「建設」「土地」「越境取引」の関連項目は、2019 年と比較して低いスコアを記録した。

記者会見でズン大臣は、APCI 2020 の 4 つの改革教訓を指摘し、政府、省庁、セクター、地方が最優先で取り組むべきは、企業のコスト削減のために IT の適用を推進し、電子プラットフォームで行政手続を処理することだと強調した。

標準的なコストモデルとベトナムの 63 都市・省の企業における調査に基づいて構築された APCI 年次報告書は、初めて発表された 2018 年以降、企業が法律に沿って行政手続を行うために支払わなければならないコストの分析を通じて、行政改革のレベル、ビジネス環境の改善、政策や法律の執行を客観的に反映する重要なツールとされている。

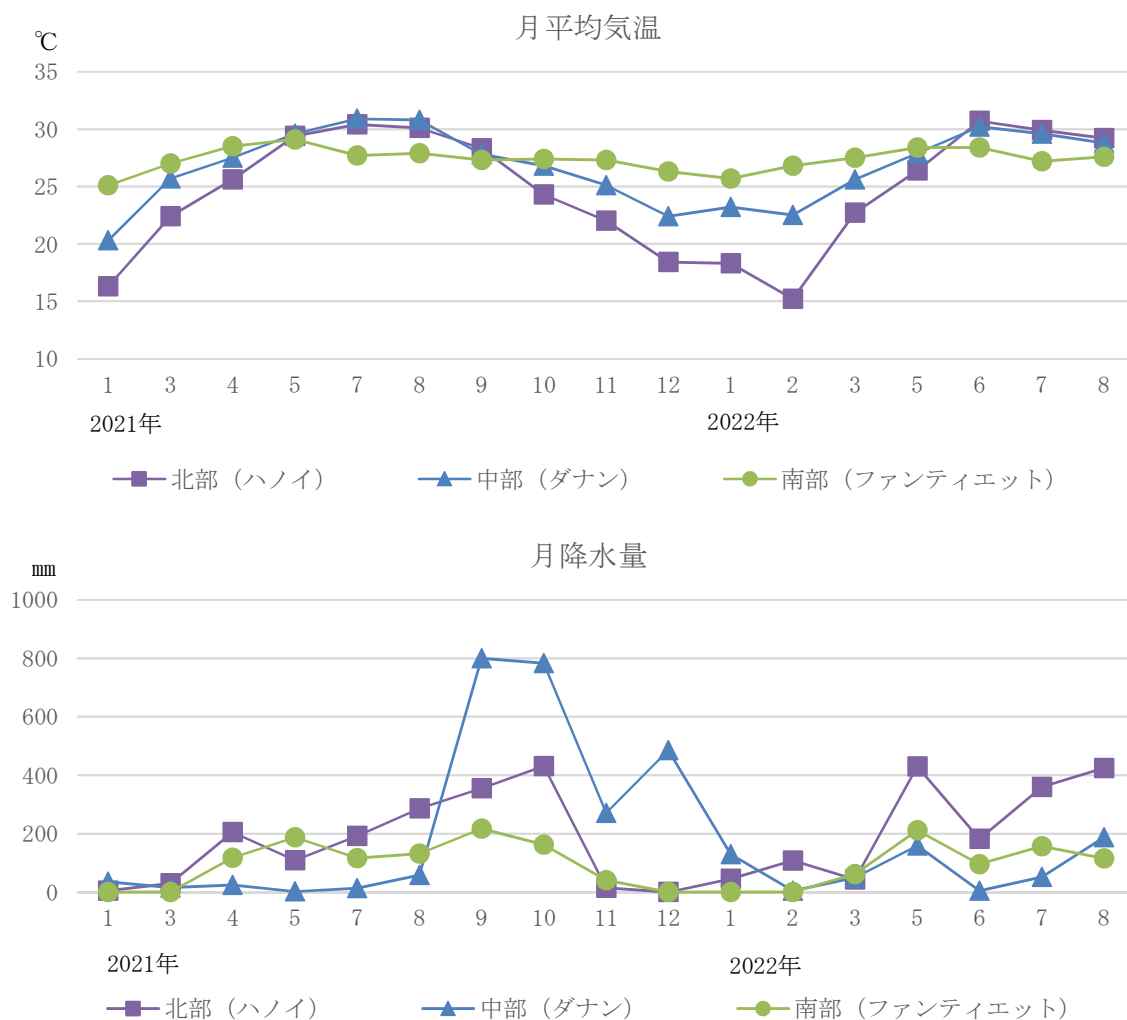
【参考】地域別気候

ベトナムの気候については、北部は亜熱帯気候に属し、四季が見られる。1年を通じた気温変化が大きく、1月から4月は乾季で肌寒く、気温が10℃前後まで下がることもある。5月から10月の雨季には気温は30℃を超え、スコールのような雨が多い。

南部は、熱帯モンスーン気候で、11月から4月の乾期と、5月から10月の雨季とに分かれている。年間を通じて気温が高く、3月から4月が最も暑い。雨季にはスコールが見られる。

中部は、北部と南部の中間にあたる気候であるが、8月、9月には台風の上陸が多く、8月から12月にかけて降雨量も多いといった特徴がある。

図表 24-7 地域別の気温と降水量（2021年1月～2022年8月）



(注) 南部については、ホーチミンの数字の公表がなかったため、公表されている都市の中で最もホーチミンに近いファンティエットの数字で比較した。

(注) データのない月は除いている。

(出所) 気象庁「世界の天候データツール」より作成

ひとくちメモ 17： 日本語とベトナム語

ベトナムには日本語人材が多いため、中小企業にとって事業がしやすい環境と言える。古くは漢字を使用していたこともあるため、日本語への理解も比較的スムーズなのかもしれない。2021年12月に実施された日本語能力試験の受験者数を実施国別に見ると、ASEANで約半数を占める約8,000人がベトナムで受験している。試験はN1～N5の5段階で認定され、日本語で働いてもらうには、N2～N3以上（受験者数の半数程度）が望ましいとされている。

一方で、子供に対して英語以外で教える言語として、昔は日本語が主流であったのが、最近では韓国語を教えるということが主流になってきた。ベトナム人が韓国語を習得する一方で、韓国系企業の社員もベトナム語を習得し、流暢に話す人が多い。というのも、韓国系企業の場合、数年後には韓国本社に戻るといった出向の形態ではなく、ベトナムで長期間生活することを覚悟して来ている社員が多いためである。ベトナム語を習得、あるいは勉強しているかどうかで、交渉時における相手の反応が異なるとも言われる。特に官僚との関係性を構築するにあたっては、英語や日本語で通訳を挟むと外資系企業が来たとき身構える姿勢が見受けられるが、ベトナム語が分かっていることを示すと相手側の姿勢が和らぐ場合もある。

6つの声調を有するベトナム語は、日本人にとって習得が難しい。だが、そのハードルが高い分、語学を習得していることの優位性（あるいは、語学を学ぼうとしている姿勢）を見せることで、官僚やパートナー企業との距離を縮められる可能性も高く、本音の部分を話してくれたり、公表されていない情報の共有をしてくれるなど、ビジネス面でのメリットも大きい。

第25章 地域編①：北部

1. 北部の概要

(1) 北部の特徴

ベトナム北部は、首都ハノイ、港湾都市ハイフォンが立地する紅河デルタ地域、中国国境の町であるランソンやラオカイが立地する北部内陸・山間地域の2地域からなる。日本企業の投資は、日系工業団地が整備されていることなどから、首都ハノイとハイフォンを中心に紅河デルタ地域にほぼ集中している。

歴史的に北部地域への直接投資流入は、南部に比べて大きく出遅れてきた。その背景には、90年代後半までハノイ近郊に工業団地が存在せず、外資系企業の進出地の確保が容易ではなかったことや駐在員の生活面を含めたインフラが未整備だったことに加え、日本との関係で言えば、航空便のアクセスが悪かったことなどが要因として挙げられる。しかし、ハノイ近郊に商社などによる日系工業団地が整備されたほか、日本政府の援助などによる道路網の拡張や港湾整備などの産業インフラの改善が進み、現在では、投資環境は南部の水準に追いつきつつある。ベトナム政府による北部への政策的な投資誘致活動や、中国に近いという立地面での優位性が注目され、2001年以降、北部向け投資流入額が増加している。

北部の魅力は、ハノイから中国の広東省まで約800kmと距離的に近いことが挙げられる。中国華南地域から部品調達を行う企業の進出だけでなく、中国市場を狙うアンカー企業の進出に伴い、そのTier 1、Tier 2企業や部品産業の進出も活発である。ハイフォンも工業団地の設立などの産業インフラ整備により、輸出加工企業（EPE：Export Processing Enterprise）にとってメリットある地域となっている。

ハノイの南約40kmに位置し、ノイバイ国際空港から約70km、ハイフォン港から約90kmの場所に位置するハナム省にも大手企業から中堅・中小企業まで様々な日系企業が進出している。ハナム省の日系企業専用工業団地「ドンバンⅢ工業団地」は、ベトナム政府から裾野産業指定工業団地として認可され、裾野産業に対しては税制面等で特別優遇条件が適用される。

図表 25-1 北部の主要都市の概要

	ハノイ市	ハイフォン市
面積	3,359 km ²	1,562 km ²
人口	825万人（2020年）	205万人（2020年）
外国直接投資認可額	376億ドル（2021年12月までの累計）	236億ドル（2021年12月までの累計）
主要産業	縫製、農業、電子機器、二輪車、四輪車など	北部沿海地方における工業・貿易・サービス・観光の中心地

（出所）ベトナム統計総局などより作成

(2) ハノイ市

中央直轄市であるハノイ市はベトナムの首都であり政治の中心地である。2020年の人口は852万人で、ベトナム総人口の約8.5%を占める。各国政府機関、国際機関のほか、多くの外資系企業の支店、事務所が所在している。なお、日本からは、羽田・成田・関西・中部・福岡の5つの空港からハノイへの直行便が就航している（2022年12月現在）。

「2050年を見据えた2030年までの首都ハノイ発展計画」は、工業化を推進し、ハノイ市をアジア諸国の首都や大都市に比肩する近代都市とすることを目標としている。ファム・ミン・チン首相は2022年3月7日に、2021年から2030年までの期間のハノイの発展計画を起草するという目標を承認しているが、計画策定のプロセスが遅れていると報道されている。

また、ベトナム共産党政治局は5日、2045年までを視野に入れた2030年までの首都開発の方向性に関する決議を採択し、この中でハノイ市内の四～七つの郡（農村部）を区（都市部）に格上げする方針を示している。計画では、2025年までに三～五つの郡を、2030年までにさらに一～二つの郡を区に格上げする。郡が区に格上げされると、当局が目標達成に向けてインフラ整備をはじめとした投資開発を強化することとなる。同決議では、2026年末までに環状4号線を完成させ、2029年末までに環状5号線を建設することも目標に掲げている。



ハノイ市内の景観（左）と街中の雑貨店（右）

(3) ハイフォン市

ハノイ同様、中央直轄市の一つであるハイフォンは、ハノイの南東102kmに位置し、北部最大の港を有する工業都市である。2018年の人口は201万人であり、紅河デルタ地域ではハノイ市に次ぐ大都市の位置付けにある。輸出加工を目的としてベトナムに関心を寄せる企業から注目を浴び、工業団地の開発が進められている。

また、ハノイに通じる国道5号線に加え高速道路も開通したことで、2時間程度で両都市を移動できるようになり、更にカットビ空港が国際空港化されるなど、交通インフラの整備も進み、利便性が増している。

2. 外国直接投資受入状況

ハノイ市は2021年12月31日までの累計で376億ドルの外国直接投資を受け入れ、ハイフォン市は236億ドルの外国直接投資を受け入れている。近年、物流インフラの整備や政府の支援もあり、周辺地域への直接投資も増加している。

(1) ハノイ市

ハノイ市への直接投資は、港湾、道路などのインフラ整備が進展し始めた2000年頃から増加し始めた。2001年以降、キヤノン、TOTOなどの日本企業進出に伴う大型投資がハノイで実施されている。2018年には、住友商事が地場大手不動産開発事業者であるBRGグループと合弁でハノイでのスマートシティ開発（投資総額約41億ドル）を行うなど大型案件もあり、ハノイでのFDIが大幅に拡大している。2020年には、サムスン電子がハノイ市に研究開発センターを着工し、2022年12月に完成した。

(2) ハイフォン市

ハイフォン市は、ハイフォン港が北部の貿易拠点として活用されていることから、輸出加工型の製造業の投資案件が多い。今後、ハイフォン港よりも川下に位置するディンヴー港やラックフェン港などの大規模な港湾やその周辺の開発などが進むことから、ハイフォンへの直接投資は引き続き増加するものと予想される。

ハイフォン市には2018年、韓国LG電子、LGディスプレイが進出するとともに地場不動産大手のVingroup、Him Lamなどが新規で事業を開始している。LGディスプレイは2021年に追加投資14億ドルの承認を得ている。日系企業については同年までにブリヂストン、富士ゼロックス、JX日鉱日石エネルギー（当時）、ニプロファーマ、日本通運など140社が進出している。

(3) その他の省

北部地域の直接投資受入は、ハノイ市が突出しているが、近年バクニン省、ハイズオン省などハノイ市の周辺省や北部内陸・山間地域のタイグエン省、ハノイ南部のハナム省においても海外企業が進出していることが注目される。

バクニン省は、サムスン電子、マイクロソフト、キヤノン電子、ペプシコなどの大手外資企業の投資により、2010年以降海外直接投資（FDI）が増加基調にある。例えば、サムスン電子はバクニン省で携帯電話の第1工場を稼働しており、サムスン・ディスプレイのディスプレイ工場もバクニン省で操業している。なお、バクニン省、バクザン省には台湾EMS大手の鴻海精密工業が進出している。2020年には、米アップル社の製品の生産の中国からの移管が計画されているとの報道がされている（アップル社製品生産については正式な同社から声明はない）。同社は2022年8月にはバクザン省の生産拠点拡張のため、3億ドルの追加投資を行う覚書を締結している。台湾のEMS大手企業は米中対立などを考慮し、生産における中国への依存度を縮小しており、その一環としてベトナムの生産拡大を行っている。

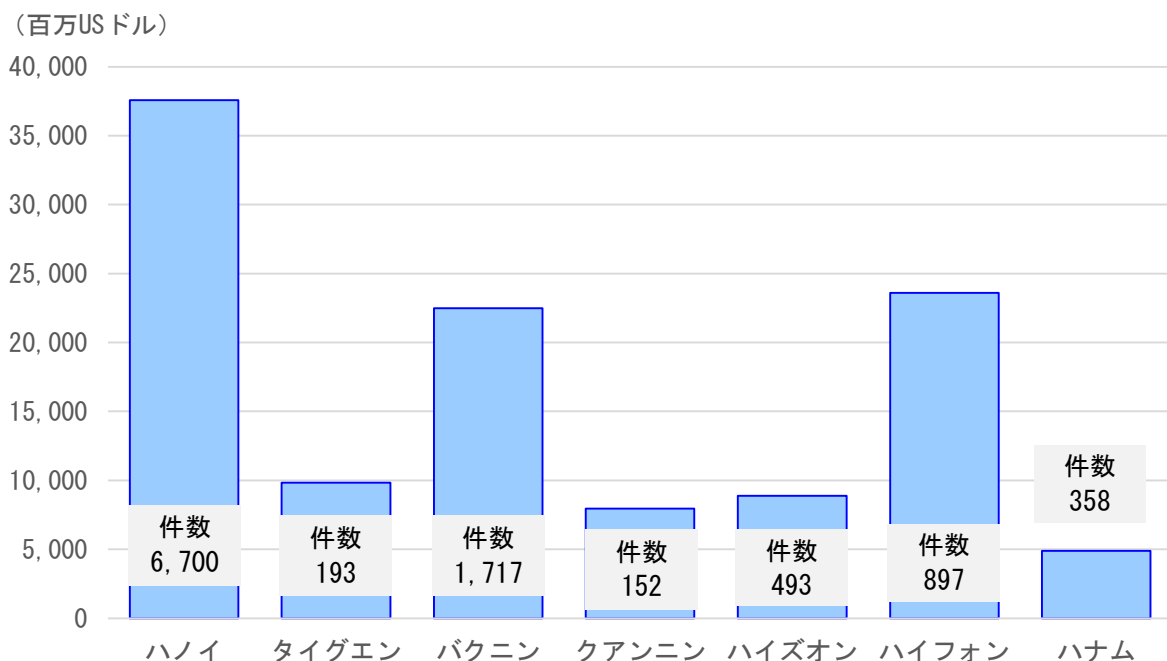
ハイズオン省には、主要な工業団地として VSIP ハイズオン工業団地が立地している。ハイフォンに複数の工場を有する香港の縫製品大手レジーナ・ミラクル・インターナショナルが VSIP ハイズオン工業団地でも大規模な縫製工場を構えている。同社は米中貿易摩擦の問題から米国向け製品の生産をベトナムに移管する計画を立てており、フンイェン省にも工場を建設する計画である。また、ブラザー工業が同省に工業用ミシン工場、プリンター生産工場を設立するなど、電子部品メーカーの進出も続いている。

ハナム省は、ハノイから約 40km、ノイバイ空港やハイフォン港へもアクセスが容易な要所に位置し、工業団地開発及び外国投資誘致が急速に進められている。主要な工業団地としてドンバン（Ⅰ～Ⅳ）工業団地が立地している。ホンダ（二輪車工場）はじめ、多数の日系企業が進出し、日本企業による投資件数は累計約 100 件に上る。人民委員会にはジャパンデスクを設置している。

タイグエン省には、サムスン電子の関連会社で電子部品などを手掛けるサムスン電機の製造ラインがある。2022 年 2 月にはサムスン電機による半導体パッケージの先端基板の量産ライン整備の投資計画がベトナム政府により承認されている。投資金額は 8 億 5,000 万ドルである。

このように、北部への直接投資は、ハノイとハイフォンの 2 大都市から周辺部にも広がりを見せている。

図表 25-2 北部の外国直接投資受入状況（2021 年 12 月 31 日までの累計）



(出所) ベトナム統計総局より作成

3. 日系企業の動向

(1) 直接投資流入の推移

日本からのベトナム向け直接投資の推移を概説すると、2001年以降、特に北部向けが増加している。特に、2002～2005年の期間では、件数では北部と南部は拮抗しているが、投資金額では北部が南部を大きく上回った。

北部向け直接投資の特徴の一つとして、大手企業による投資が多いことが挙げられる。個別案件を例に挙げると、2001年のキャノン、住友ベークライト、デンソー、2002年のTOTO、2003年のパナソニック（南部には1996年に進出済み）などがある。更に、2006年にはブラザー工業、2012年にはブリヂストン、ニプロファーマ、富士ゼロックスが北部へ進出した。2016年にはダイキン工業がフンイエン省での投資を決定し、2018年5月に住宅用エアコンの製造工場が同県内の第2タンロン工業団地で本格稼働を開始した。既進出の大手メーカーを取引先とする関連部品メーカーの進出も堅調である。

最近では、学研ホールディングスによるハノイに本社を置くエドテック企業キディハブとの資本提携契約の締結などの事例も見られる。

ハノイ南部のハナム省へは中堅・中小企業も多く進出している。ハナム省への日系企業の進出例としては、神戸製鋼、YKK、産業ガス大手のエア・ウォーター、車載アンテナ大手ヨコオなどが進出しているほか、2022年11月には海外梱包用資材の太陽紙工（岐阜県養老町）、金属加工の友和工業（愛知県小牧市）が海外初進出でハナム省にそれぞれ工場を設立するという報道がなされているが、日本での取引先である大澤ワックス（名古屋市）の現地法人が保有する工場建屋に入居して初期投資を抑えるという工夫をしているようだ。

(2) 北部進出企業のベトナム戦略（ベトナム拠点の位置付け）

日系企業の北部進出は、ベトナム政府による政策的誘導も貢献しているが、2001年以降は工業団地の整備など、本格的に外資系企業の受け皿が整備されたことが最大の要因であると言える。企業も「北部」と「南部」のそれぞれの投資環境を比較し、自社戦略に基づき北部を選択した企業が多い。2004年以降のハノイ、ハイフォンにて実施した現地ヒアリングをもとに北部への進出背景を整理すると、①中国華南地方との分業を視野に入れた、②割安な人件費を求めた、③大手メーカー（納入先）の近接地を選んだ、という3点に集約される。また、②では、南部に進出した企業が第2工場建設など拡張計画を実施する際、南部での労働力不足や高騰する土地代を考慮し、北部を選択するケースも出てきている。加えて、この拡張計画に合わせて、その事業に関連する周辺企業が進出するケースも見受けられる。

4. 主要工業団地

北部では1990年代後半以降、相次いで工業団地の開発が進められ、外資系企業による進出先の候補が格段に増えた。代表的な日系工業団地としては、タンロン工業団地I（住友商事系、ハノイ市）、野村ハイフォン工業団地（野村証券グループ、ハイフォン市）などが挙げられる。なお、レンタル工場施設を除き、上述の工業団地における入居可能なスペースは、現状、限られている。

そのため、新規進出あるいは生産増強などのために工場を増設する企業は、ハノイの北西に位置するヴィンフック省、南部に位置するハナム省やハノイとカイラン港を結ぶ国道18号線が通過するバクニン省、国道18号線や国道5号線（ハノイ～ハイフォン港）が通過するフンエン省やハイズオン省など、幹線道路沿いの工業団地へ進出している。ハイフォン市にも三菱商事が間接出資するVSIP工業団地や、深水港に近接するディンヴー工業団地などが整備されている。例えば、2001年にタンロン工業団地Ⅰへ進出したキャノンは、第2工場をバクニン省のクエゴ工業団地に、さらに第3工場を同省のティエンソン工業団地に進出するなど、周辺地域へ工場を拡張している。

タンロン工業団地Ⅱはハノイ中心部より東へ33kmのフンイエン省に位置しているが、こちらもレンタル工場のみ空きがある状況（2022年9月）であるが、ハノイ中心部より北へ55kmのヴィンフック省にあるタンロン工業団地Ⅲ2020年3月に完工した第二期の販売を行っている（2022年9月時点）。ハナム省の日系企業専用工業団地「ドンバンⅢ工業団地」は、ベトナム政府から裾野産業指定工業団地として認可され、裾野産業に対しては税制面等で特別優遇条件が適用される。

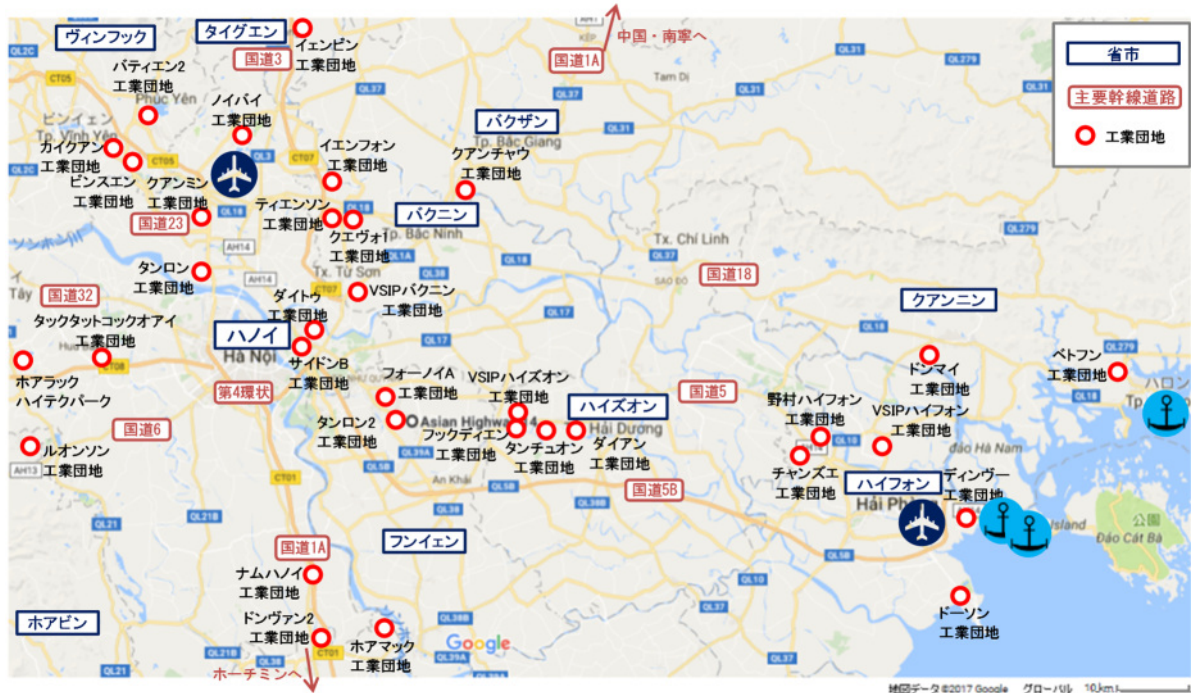
日系工業団地の場合、工業団地内の道路、電力などのインフラをはじめ、投資申請に係るサポートを含めたサービスが行き届いており、新規にベトナムへ進出する企業や中堅・中小企業には心強い。現地企業や政府が運営する工業団地は、土地賃貸料は安いものの、日系工業団地と同じレベルのインフラや各種サポートを望むのは難しい点に留意する必要がある。

なお、世界各地に工場を有し、海外事業の経験豊かな大企業の中には、既存の工業団地に入居しない企業もある。例えば、ヴィンフック省に工場を有するトヨタ自動車やホンダがそれに該当し、立地メリットを優先し、自社で周辺インフラ整備を実施している。一般的には、手続面で労力を要し、かつ初期投資コストも伴う工業団地外への進出は様々な苦勞が伴うことから、多くの日本企業は日系工業団地に進出している。

近年では、中小企業のニーズに対応したレンタル工場も増加している。日系事業者の提供するレンタル工場も多く、先述のタンロン工業団地のレンタル工場など日本人スタッフによるサポート体制が構築されているところもある。

このように日系企業による北部進出は多様化しており、自社の投資金額の制約、納品先との距離、輸出入の利便性など、様々な要素を考慮して最適の立地を選ぶことが大切である。そのほか、改善が進む近隣諸国の物流事情や、活発化している北部での日系物流業者の動向、現在検討・計画が進められている幹線道路や港湾、工業団地なども、進出先を決める際の考慮に入れることを推奨する。

図表 25-3 北部の主要工業団地（地図）



（出所）Google Map、各種資料より作成

5. 投資申請・相談窓口

進出を計画している企業は、省レベルの人民委員会計画投資局（DPI）あるいは輸出加工区・工業団地管理委員会にて投資手続を行う。ハノイ工業団地・輸出加工区管理委員会（HIZA）はハノイの工業団地に投資を希望する企業の事務手続が迅速に行えるよう、ワンストップサービス（＝ワンストップサービスに相当）に基づき運営されている。工業団地の外に投資する企業はハノイ市のDPIへ投資申請を行う（投資証明書の取得手続や施行細則の内容は、「第11章 許認可・進出手続」を参照）。また、日系工業団地では、日本人駐在員が進出企業の各種サポートを提供している。

6. インフラ

（1）港湾

北部の主要港はハイフオン港、カイラン港である。ハイフオン港は河川港であり航路水深は5.5～7.2mと浅く、4万トン級の船舶の入船が限度であるため、荷物は香港、高雄（台湾）、シンガポールなどで積み替えが必要となる。ハイフオンの河口ではディンヴー港の整備が進み、コンテナ取扱量が増加している。

また、ハイフオン港を補完する形で、2004年にハイフオンの北東30kmに位置する、ハロン湾に面するカイラン港が開港した。カイラン港は水深13mと深く、北部で唯一、5,000TEU級のコンテナ船が寄港できる港であるが、アクセスが悪く輸送コスト高になることなどが原因で、コンテナ取扱量は停滞している。日本郵船が月1便、カイラン港向けサービスを提供していたが、2016年10月から寄港地をハイフオン港に変更し、月2便の完成車海上輸送サービスを提供している。

現在、ハイフォン沖のラックフェン地区に日本の ODA により国際大深水港が建設され、2018 年 5 月に施設供用が開始された。水深は 14m で、5~10 万トンクラスの大型船の寄港が可能になる。2018 年にはインド向け航路が開始され、2019 年には初の太平洋を横断する北米向け航路が開始された。周辺地域では複数の工業団地の建設が進んでいる。

(2) 空港

北部ではハノイ・ノイバイ空港が唯一の国際空港であったため、2016 年にハイフォン市のカットビ空港が国際空港化された。ノイバイ空港は、ハノイ市中心部から約 40 km 北に位置し、車で 1 時間圏内にある。2022 年 7 月時点で、ANA、ベトナム航空は成田・羽田いずれもハノイへの直行便を運営しており、JAL は成田からの直行便のみとなっている。ANA は大阪、名古屋の直行便も運航している。カットビ空港は、国際線ではマカオ、ソウル、バンコク、中国（広州、深圳、昆明、上海）を結んでいる。

(3) 道路

ハノイ市内の幹線道路はほぼ舗装されているが、地方都市あるいは都市間を結ぶ道路整備は遅れている。ハノイーホーチミン間を走る国道 1 号線（約 1,800 km）は、主要都市を通過する区間を除き、多くが一車線のままである。また、老朽化した橋梁など未整備区間が未だ多く残っているため、現在でもハノイーホーチミンの移動には約 3 日かかる。外国の ODA や ADB の支援により、優先度の高い箇所から高速道路の整備が進められている。2015 年 1 月には、ハノイ市街地からノイバイ空港の間に位置するニャッタン橋が開通し、空港までのアクセスが大幅に改善した。

ハノイからハイフォン港までの国道 5 号線（ハノイーハイフォン間は 102 km）は日本政府の ODA により整備された道路であり（2001 年完工）、所要時間は 2~2.5 時間である。2015 年 5 月にハノイ市とハイフォン市ディンヴー港を結ぶ高速道路が開通したため、両都市間の所要時間は 1.5~2 時間と約 30 分短縮された。

ハノイーバンコク間は、2006 年 12 月に第 2 メコン橋（ベトナムーラオス間）が開通したことで、従来のビエンチャン経由のルートから輸送距離が約 400 km 短縮され、通関を含めて最短 3 日で輸送可能となった。ただし、現状ではベトナムのトラックはそのままタイに入国できないため、荷物の積み替えが必要である（ラオスは入国可）。

ベトナムの首都ハノイの郊外を周回する環状 4 号線建設投資事業は、7つのプロジェクトに分けて実施される予定で、このうち高速道路（全長 112.8 キロメートル）を建設する第 3 プロジェクトは、官民連携（PPP）方式で行われる。第 3 プロジェクトの総投資額は 56 兆 5,200 億ドン（24 億 1,000 万米ドル、約 3,120 億円）で、うち国と地方が 26 兆 7,300 億ドンを拠出し、投資家は 29 兆 7,900 億ドンを調達する必要があると報道されている（2023 年 1 月）。

(4) 鉄道

ベトナム北部の鉄道網において最も重要な路線は、南部ホーチミン行き路線と中国行きの路線である。

また、最大の鉄道幹線は、中国国境（ランソン）－ハノイーホーチミンをつなぐ総延長 1,923 km の南北統一鉄道線（うちハノイーホーチミンは 1,726 km）である。この線はフランス植民地時代に建設され 1935 年に全線開通している。しかし機関車、客車、貨車も老朽化しており、傷んだ線路や橋梁など、速度制限箇所が多数存在する。ハノイーホーチミン間は約 30 時間程度かかり、1 日 5 便である。ハノイーホーチミン間は 2016 年からは 5 つ星車両が運航している。

中国へは、ハノイ（キアラム駅）－北京間をつなぐ直行便があり、週 2 便運行している。雲南省との国境をつなぐハノイーラオカイ線（296 km）もあるが、崩落の危険性があるため、2003 年より貨物運航のみとなっている。

この他、近年、ハノイでは都市鉄道計画が進められている。1 号線、2 号線は日本の円借款により建設され、2A 号線は中国、3 号線はフランスの支援により建設が進められている。2A 号線は 2011 年に着工して以来、開業計画を幾度も延期していたが、2021 年 11 月に開通した。



ハノイの街中を走る線路

(5) 電力

日系工業団地などでは、電力は 2 系統で供給され、定期的にメンテナンスも実施されている。使用料金は時間帯によって異なる変動料金制である。ベトナムでは電力需給が年々ひっ迫する中、かつては水力発電が主要電源であったため、水不足により停電が頻発したことがあったが、2000 年以降の電力需要増加に伴い、石炭を中心とした火力発電の開発が進められてきており、ハノイでの停電は少ないようである。

他方、工業団地外のインフラは十分に整備されておらず、停電も頻繁に発生するようだ。予告無しの停電もあるため、自家発電設備を設置していない工場はそのたびに操業を停止せざるを得なくなるようだ。また、電力不足時は工業団地への電力が優先供給されることから、周辺の住宅地では停電が頻発する。

(6) ガス

現地調査時に熱処理のためにガスを利用する工場でヒアリングを実施したところ、現時点でガス供給には特に問題はないとのことだった。現地では社員食堂などでガスを利用する企業がある程度で、熱源としてガスを利用する企業は少ない。なお、ベトナムでは都市ガスは整備されておらず、基本的にはプロパンガスが利用されている。

(7) 水道

現地調査では、工業団地内の給水に関わる問題は特に聞かれなかった。工業団地外では予告無しに断水することがあるようである。排水については、無機物などは自社内で処理し、工業団地の集中処理設備にて有機物を処理、排出する必要がある。ベトナムは環境問題を厳しく取り締まっており、工業団地管理委員会が月 1 回の排水サンプル提出や抜き打ちの検査などを実施している。生活面では、日本人が居住する高級サービスアパートでは断水はないものの、ローカルスタッフの居住エリアでは頻繁に断水が発生するようである。

(8) 交通

ハノイ市内ではバイクが交通手段の中心である。交通ルールが整備順守されておらず、接触程度の事故は頻繁に起きる。交通渋滞の緩和策の一環として、ハノイ市中心部では日中、トラックなど大型車両の通行規制を導入している。また、混雑する交差点の立体化も進められている。ハノイ市内と市近郊の交通事情は悪く、道幅も狭いため、トレーラーの通行が困難な箇所も多い。2021 年 11 月に、ハノイ市中心部のドンダー区カットリン駅から、住宅開発が進むハドン区イエンギア駅までを南西につなぐ高架鉄道である都市鉄道 2A 号線が開通しているが（当初は 2013 年に開通予定であったが、大幅に遅延した）、その他の都市鉄道の開発も遅れが生じている。また、工業団地付近でも車幅分のみ舗装され、路側帯は土のままという箇所も多々見受けられる。

ハイフォンでは、現地調査において、バス網の未整備を指摘する声が聞かれた。市内のバス網は整備されているが、工業団地が立地するエリアはバス交通自体が存在しないため社員がバイク通勤せざるを得ず、そのため交通事故に遭うことが多いという。港湾の近くの工業団地では大型トラックの交通が頻繁であり、バイク通勤に危険を伴うことから、自社で通勤バスを用意している会社もある。



ハノイ市街地を走る Grab（バイクの配車サービス）の運転手

(9) 通信

ベトナムでは携帯電話が普及しており、利用料金も非常に安い。各通信会社（Viettel、Vinaphone、Mobifone など）で確認の上、用途に応じて契約することを推奨する。プリペイド方式の場合は、SIM カードを購入する。通話料はポストペイド方式と同程度で、データパッケージは街中のコンビニエンスストアや商店などで販売されている。また、無料 Wi-Fi サービスを提供する飲食店などが多く、パスワードを入力するとインターネット通信を利用できる。

7. 労働事情

(1) 労働者の確保

現地調査では、現状、ワーカークラスの調達が難しいとの声はあまり聞かれなかった。ただし、即戦力となる中間管理職、日本語を話すエンジニア、外資などでの勤務経験のある人材の確保は容易ではないとの意見であった。最近では、外資企業の大規模工場の設立により、引き抜きなど、せっかく育てた人材が流出することもしばしばあるとのことである。また、多くの企業では新卒から人材を育てるという長期的な姿勢が必要とされている。大学からのインターン生の受け入れや、寄付講座や奨学金を用意し、大学から定期的に人材を確保するなど工夫をしている企業もある。ちなみに、製造業の場合、ワーカーは工場周辺、スタッフは市内から通勤していることが多い。

2007年1月、ベトナム最大手のIT企業、FPT コーポレーションによって、ハノイに FPT 大学が創設された。同大学は、学生に日本語とITを教え、日本語ができるソフト技術者の養成を目指していることから、現地日系企業も注目している。2016年には、ハノイ国家大学の傘下大学として日越両政府により日越大学が設立された。修士課程のみで、設立時点では地域研究、公共政策、企業管理、ナノテクノロジー、環境工学、社会基盤の6コースであったが、2018年に気候変動・開発、2019年にグローバル・リーダーシップのコースが開設され、全8コースとなっている。なお、ハイフォンにも、ベトナム海洋大学、ハイフォン薬科大学、ハイフォン大学など多くの大学が立地している。滋賀県・一般社団法人滋賀経済産業協会は、ハノイ工科大学とベトナムの技術系人材が滋賀県で活躍することを促進するための覚書を締結しており、2022年に企業と大卒技術系人材とのマッチングイベントを開催している。2023年には、大阪大学による技術や人材面で支援のもと、ハノイ工科大学が溶接技術に関する総合研究拠点を設立した。神戸製鋼所など日系企業との共同研究を深める予定である。

図表 25-4 ハノイ市に立地する主要大学

学校名	特徴
ベトナム国家大学 ハノイ校	全日制（4年）ハノイ大学として知られ、自然科学、人文社会科学、工学、教育学部を擁する。在校生約3万人。
ハノイ工科大学	全日制（5年）、在校生約2万5千人。機械、情報、電子・通信工学部など。設計は、3DのCADを使用。日本語センター（1994年設立。40～50名/2クラス）。

学校名	特徴
ベトナム国家 農業大学	全日制、在校生約 38,000 人。農学科、動植物科など 14 学部。農業系大学ではベトナムで最も古い（1956 年設立）。
ハノイ貿易大学	全日制（4 年半）、在校生約 7,000 人。日本語専攻 140 人/学年。基礎日本語 2 年間で 2 級程度。4 年間 1,200 時間で検定 1 級に近い程度。
ハノイ国民経済大学	全日制（4 年）、在校生約 4 万 5 千人。経済学、経営学、会計学、金融論が中心で、卒業生は共産党、政府・官公庁、民間企業に多く輩出。

（出所）“Ranking Web of World Universities”、各大学ウェブサイトより作成

求人方法については、ワーカークラスでは、工業団地の正門や自社工場前の掲示板に募集要項を張り出したり、工業団地管理委員会の人材紹介センターに依頼したりするケースが多い。新聞・ラジオやウェブサイトなどのメディアを通じて募集する企業もある。また、ワーカー間の口コミを通じた募集も有効とされる。スタッフレベル、エンジニアなどについては、新聞広告、インターネット、掲示板への貼り出しなどで募集する。なお、現地調査では、工業団地内のネットワークを考慮し、同じ団地内からは採用（引き抜き）はせず、他の日系企業から応募があった際はその企業に確認を入れる、という声も聞かれた。離職率は企業によって差がある。給料が比較的高く福利厚生の良い企業の定着率が高い。基本的に、ベトナムではワーカーは給料が高い方に流れていく。退職理由は、多くの場合、家庭の事情（病気、誰が子供の面倒を見るか）、留学、通勤困難などである。

（2）労働管理

ベトナムにおけるストライキの原因は、賃上げ問題か食堂の質であることが多い。会社勤めの経験が浅い社員が会社側の対応、方針を理解する前に思いつきでストライキを行うケースも多く、組織だったものではないとのことである。工業団地内で発生するストライキは他の入居企業に飛び火することもある。このような労働争議などの問題が起こった場合、工業団地内に進出している企業であれば、工業団地管理委員会などが社員と経営者の間に入って対応する場合もある。

組合活動についてもベトナム人の理解は十分でなく、現地ヒアリングでは、実態は親睦会イベント活動のようなものと捉えられているとの意見を聞いた。四半期に 1 回は労使協議会を行っている企業や、良好な労使関係を構築するために組合本来の在り方まで教えている企業もある。

（3）コミュニケーション

ベトナム人労働者とのコミュニケーションは、言語の壁だけでなく、言葉が通じてもちのちの伝えたいことを正確に理解できないという問題もあり、容易ではない。問題一つ一つについて、理解できたか相手に確認することが必要となる。ワーカークラスの社内語はベトナム語で、事務所スタッフは英語、ベトナム語、日本語を併用するなど、社内言語については各社様々に対応している。英語ができる事務職員、エンジニアの採用は比較的容易であるが、日本語ができる人材の採用は容易ではないため、採用した後で日本語を教えている日系企業もある。ベトナム人は勉強熱心で語学習得能力は高く、日本語の習得も速いと聞く。

現地調査では、ベトナム人の性格の特徴として、あまり意見を言わず、自分から主体的に提案することは少なく、3~5人のグループにすると互いをかばい合って更に何も言わなくなる傾向がある、と指摘する声が多からず聞かれた。何か聞き出したい場合は、紙に書かせるなどの工夫が必要となる。

ベトナム人は、社内旅行、運動会などのイベントを非常に好み、現地調査では「まるで30年前の日本のようなものである」との意見も聞かれた。社内イベントは特に家族の参加を可能とすると参加率が高くなるとのこと。このようなイベントを通じて企業への忠誠心を養い、離職率を低くしようと努力している企業が多い。

(4) 雇用契約（残業時間、有給休暇、退職、転職）

ベトナム人は一般的に残業を好む傾向にある。労働契約については3ヵ月の試用期間を設けている会社が多い。法律により、2回目の更新から期限のない契約での雇用となり、その場合、解雇が容易ではないこと、労働コストの上昇につながるなどから、企業の中には一旦契約を解消し、再雇用という手続をとるところもある。ベトナムは社会主義国で労働法も労働者寄りであるため、①証拠があり、②就業規則に違反していることが分かり、③本人もその事実を認めていること、などが揃わないと、解雇は非常に困難である。法律上は3回警告で解雇は可能であるが、反対に労働者から訴えられるケースもあるため、就業規則に解雇となるケースを規定し、警告についても毎回労働者のサインをもらいその事実を確認するなどの対応が必要である。

事務スタッフ、エンジニアを日本で研修させる場合、事前に「研修に参加後の退職（一定期間内）については、研修費を返金する」という契約を締結しても、実際に効果を発揮するのは限定的であり、契約違反で研修費を返金した事例は稀であるようだ。退職に際しては、法律上は退職日の45日前に雇用主宛てに報告することと定められているが、実際には事後（決定後）報告となる。また、すでに転職先を決めてしまっているケースが多いため、慰留は不可能である。

(5) 労働者に対する評価

ベトナムに進出した企業は一般的に、ベトナム人労働者をまじめで優秀、勤勉、手先が器用と評価することが多い。実際、上司に指示されたことは一生懸命に頑張る者が多い。ただし、自分で課題を見つけることは得意ではなく、自ら改善することも苦手であることから、日本人が細かく確認し、指示を出す必要がある。

ベトナム人は仲間意識が強く、人を批判せず、年長者の言うことを良く聞く特徴があり、同世代の従業員からリーダーを選ぶことは難しい。上を見て仕事をするというよりは、横を見て低い方に合わせる傾向が見られるため、リーダー格になりうる人材が少ないとの見方もある。ベトナム人同士は非常に仲が良いが、その一方で、仕事になると部署ごとの横の連携は悪く、チーム内部の連携も弱い。更に、自分の知見を後任や周囲に引き継ぎをしない傾向があり、このため、後継者が育たないケースもあると聞く。進出企業の中には「ベトナム人は出世意欲が低く、中国人と比較するとやや物足りないとの印象を受ける」といった声も聞かれた。

ベトナム人は権限を持つと「周りから報酬を持ってくる」ことを当然に思う傾向にあり、日系企業においても購買担当が業者と癒着してリベートを取ることや、備品の納入数量を発注量より少なく注文し差額を着服するケースもあるようだ。

また、ベトナム人男性と女性を比較すると、概してベトナム人女性の方が勤勉で手先が器用などの理由で好まれる。ちなみに日系企業ではベトナム人女性の採用比率が圧倒的に多いが、多くの日系企業がベトナム人男性労働者を、二日酔いで休む、サッカーの日に休む、けんかをする、単調な仕事を嫌うなどの理由で採用を避けているためである。日系企業では、ベトナム人男性労働者の多くは力仕事への従事か、または単純作業とならない工程に従事させているようだ。なお、ベトナム人の衛生感覚は日本人と大きく異なる。現地調査では、掃除を教えるのも一苦労との声を聞いた。

(6) 賃金水準

2022年7月からの最低賃金は以下の通りである。年の法定最低賃金（月額）に基づき、北部では①ハノイ市とハイフォン市の区部が468万ドン、②区部以外のハノイ市とハイフォン市が416万ドン、③ハイズン省、バクニン省、クアンニン省の一部地域が364万ドン、④その他の地域が325万ドンの四段階に区分される。日系企業の高卒ワーカーの賃金は一般的に、法定最低賃金に、交通費、食事手当（現物支給の場合あり）、リーダー手当、日本語手当（一定水準に達したワーカーに対して）、皆勤手当、住居手当など各種手当を付加したものだが、その支給状況は企業によって様々である。日系企業ネットワークがある工業団地では、人件費や福利厚生は大きな関心事項であることから、日系企業間で月に1回など定期的に情報交換が行われているようだ。

8. 消費市場として見た北部

ハノイ市の1人あたりGRDP（域内総生産：Gross Regional Domestic Product）は5,000ドルを超えており、自動車などの耐久消費材の購入が増える3,000ドルの水準を大きく超え、消費市場としての魅力が高まっている。越僑送金が多い南部に対し、公務員の副業が認められているベトナムでは、北部には副収入を持つ官僚が多く、購買力は額面所得以上に高いとされる。

また、1年のうちでテト（旧正月）時は消費量が最も増える。近年、ベトナムにおいても高級品を志向する購買層が増え、白物家電の販売も伸びている。二輪車は引き続き好調な売れ行きを示しており、自動車の販売台数も近年増加傾向にあったが、2020年からは新型コロナウイルスの影響を受け横ばいで推移している。なお、北部は南部と比べると四季の区別が明確であることから、気候の影響を考慮したマーケティングが必要となる。

9. 生活環境

(1) ハノイ

ハノイの生活環境は、ここ数年で飛躍的に改善した。ただし、現地の駐在者からは、湿度が高く暑いため、むしろ南部のホーチミンの方が過ごしやすいといった声や、娯楽が乏しいなど一部不満も聞かれた。

治安は良いが、街灯が少ない歩道もあるので夜間外出時は注意を怠らないようにする必要がある。そのほか、衛生面、交通事故などの問題がある。また、首都といっても、街中では英語が通じないことも多い。なお、ハノイでは大気汚染がひどいようである。駐在員は、サービスアパートに住むケースが多い。日系事業者が施工、運営するサービスアパートメントや、24時間セキュリティシステムを完備した物件も多い。



上段左：ハノイ市内のショッピングセンター、上段右：工業団地内の食堂の定食メニュー
 下段：日系サービスアパートメントの居室内（左）と食堂（右）（出所：大和ハウス工業）

ハノイでは、2015年11月にイオンモール・ロンビエンが開業し、2019年には二つめのモールであり、ベトナム最大面積であるイオンモール・ハドンが開業した。ハノイ市初出店となるスターバックスコーヒーや、日本食を扱うデリカ売り場などがある。その他、ユニマート（旧・西友）や、韓国の Lotte Mart、タイ資本の Big C と Metro、地場 Vinmart などのスーパーマーケットがある。地場系の FIVIMART 及び Citimart はイオンと提携しており、イオンの PB 商品「トップバリュ」を購入できる。日系コンビニエンスストアはハノイにはサークル K が出店している。また、地場の Shop&Go や Vinmart、個人経営の商店が多くある。また、有機野菜や安心・安全野菜などを取り扱う事業者がおり、日系の宅配サービスも利用可能となっている。日本食レストランは、ラーメンから寿司、焼肉など幅広い種類が存在している。特に、日本食レストランは日本国大使館が立地する Kim Ma エリアに多い。また、各国料理のレストランもあり、ホーチミンほどではないが食生活におけるバラエティに富んできている。Grab Food といったフードデリバリーアプリも活用できる。生活用品については、ダイソーや無印良品も進出している。

娯楽はゴルフ、テニス、ソフトボール、カラオケなどが楽しめる。

ハノイには日本人学校があり、小学部と中学部が設置されている。また、英語教育を基本とするインターナショナルスクールも複数立地する。また、日系の幼稚園もある。医療機関では、ハノイ市内には在留邦人を含め外国人が利用する外資系医療機関が複数あるが、緊急搬送を必要とする場合は、日本かシンガポールの病院に搬送されるようだ。外務省ウェブサイト「世界の医療事情ベトナム」¹⁶に医療機関の情報が掲載されているほか、在ベトナム日本大使館のウェブサイト上でも新型コロナウイルス感染症のワクチン接種などに関連したサービスを提供している医療機関の情報を掲載している¹⁷。

(2) ハイフォン

ハイフォンは人口規模が小さい分、ハノイに比較すると治安も良い。現地では、駐在員が 1 人でタクシーに乗っても問題はないとの声が聞かれた。

駐在員の住まいとしては、サンフラワービレッジやハイフォンタワー（いずれも韓国系）、サマセット（シンガポール系）などのサービスアパートメントがある。ハノイと比べると安価であるものの、施設面では劣るため、ホテル住まいをする駐在員もいる。なお、日系事業者によるホテル・サービスアパートメントを含む複合施設の建設も進められている。大和ハウス工業とフジタにより、ハイフォンでホテル Hotel Nikko Hai Phong（株式会社オークラ ニッコー ホテルマネジメントが運営）とロングステイホテル Roygent Parks Hai Phong（大和リビングマネジメント株式会社が運営）が 2020 年に開業している。

スーパーマーケットは地場の Co.opMart や、Metro、Big C などがある。その他、マレーシア系百貨店パークソンがある TD プラザや VincomCenter などでも買い物が可能。前述のハノイ市の日系食品宅配サービスは、ハイフォンエリアでも週 1 回の配送が可能である。日本食レストランも複数ある。ハイフォンでもフードデリバリーの Grab food も利用可能である。買い物については、2020 年にはイオンがハイフォンに出店している。

娯楽はゴルフ、サッカー、ソフトボール、テニス、カラオケなどが楽しめる。また、カットビ空港が近いので、ホーチミンや国内のリゾート地だけでなく海外旅行もしやすい。なお、ゴルフ場で蚊に刺されてデング熱に罹患するケースがあるということである。アウトドアの活動を行う際には注意したい。

ハイフォンにはインターナショナルスクールが 1 校あるが、現在、邦人向けの学校はない。ハイフォン市内にも外国人の利用できる病院が複数ある。国立総合病院（Viet Tiep General Hospital）と地場の私立総合病院（Hong Phuc Hospital）に加え、2014 年にはグリーン国際病院（産婦人科、小児科など 12 科）、2015 年にはハイフォン国際総合病院が開業している。

2018 年に開業したビングループのハイフォン Vinmec 国際総合病院では、日本語・英語での対応が可能である。

¹⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>

¹⁷ https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_clinic.html

図表 25-5 ハノイ、ハイフオンの学校

学校名、URL	場所	対象
ハノイ日本人学校 (The Japanese School of Hanoi) URL : https://jsh.edu.vn/	Ham Nghi, My Dinh 2, Nam Tu Liem, Hanoi	小学生、 中学生
United Nations International School of Hanoi (UNIS) URL : https://www.unishanoi.org/	G9 Ciputra, Phu Thuong, Tay Ho, Hanoi	幼稚園、 小・中・ 高等部
Hanoi International School URL : https://www.hisvietnam.com/	48 Lieu Giai St., Cong Vi, Ba Dinh, Hanoi	幼稚園、 小・中・ 高等部
British International School Hanoi URL : https://www.nordangliaeducation.com/our-schools/vietnam/hanoi/bis	Hoa Lan Road, Vinhomes Riverside, Long Bien District, Hanoi	幼稚園、 小・中・ 高等部
Concordia International School Hanoi URL : https://www.concordiahanoi.org/	Van Tri Golf Compound Kim No, Dong Anh, Hanoi	幼稚園、 小・中・ 高等部
QSI International School of Haiphong URL : https://haiphong.qsi.org/	Me Linh Quarter, Km2 Pham Van Dong Road, Anh Dung Commune, Duong Kinh District, Haiphong	幼稚園、 小・中・ 高等部

(出所) 各校ウェブサイトなどより作成 (閲覧日 2022年9月27日)

図表 25-6 ハノイ、ハイフオンの主な医療機関

病院名、URL	診察科目	住所	電話番号
ハノイ・フレンチ・ホスピタル (Hanoi French Hospital) URL : https://www.hfh.com.vn/ フランス資本による私立総合病院 日本語で対応可能なベトナム人スタッフ 2名	総合診療科、内科専門科、外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、精神科、麻酔科、歯科など概ね全科。	1 Phuong Mai Street, Dong Da District, Hanoi	024-3577- 1100 日本語直通 024-3576- 0508
Vinmec International Hospital (ビンメック国際総合病院) URL : https://vinmec.com/eng/ 日本語で対応可能なベトナム人スタッフ 3名	総合診療科、内科専門科、心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、腫瘍科、産婦人科、皮膚科など概ね全科。デイケア、リハビリセンターなどもある。人間ドック及び予防接種も可能。	458 Minh Khai Street, Hai Ba Trung District, Hanoi	024-3974- 3556 日本語直通 090-214- 4455 救急外来 024-3974- 4333
ファミリーメディカルプラクティス、ハノイ (Family Medical Practice Hanoi) URL : https://www.vietnammedicalpractice.com/ 日本人医師1名(診療日確認が望ましい)、日本人スタッフ1名 診療科(事前の予約が望ましい)	総合診療科、内科、小児科、産婦人科(分娩施設はないがフレンチホスピタルと連携)、理学療法、臨床心理(心療内科)。専門科(外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、整形外科、泌尿器科など)は予約制。予防接種も可能。各種健康診断や救命救急処置の出張トレーニングも行っている。	298 I Kim Ma Street, Ba Dinh District, Hanoi	024-3843- 0748 (24時 間救急対 応) 24時間対応 日本語直通 08-3822- 1919
ラッフルズ メディカル ハノイ (Raffles Medical Hanoi) URL : https://www.internationalsos.co.jp/	総合診療科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、内分泌科、放射線科、呼吸器科、理学療法など。産婦人科、外科、整形外科、泌	51 Xuan Dieu Street, Tay Ho	024-3934- 0666 (24時 間対応) 1900545506

病院名、URL	診察科目	住所	電話番号
clinic/vietnam.html 日本語通訳者2名	尿器科、歯科は無い。往診や予防接種可能	District, Hanoi	(日本語ホットライン)
Hクリニック・チュンホア (H Clinic Trung Hoa) URL: https://sekaidr.com/clinic-list/h%E3%82%af%E3%83%aa%E3%83%8b%E3%83%83%E3%82%af-h-clinic-trung-hoa/ 日本語対応なし。英語、フランス語、ベトナム語での対応となるが、ハノイフレッチ病院の日本語担当(ベトナム人スタッフ)の電話による通訳が可能なおある	総合診療科、小児科、産婦人科、予防接種など	24T1 Hoang Dao Thuy Street, Cau Giay District, Hanoi	024-6251-2835
さくらクリニック (医科・歯科) URL: https://sakurahanoi.com/ 日本人医師1名、日本人歯科医師1名、日本人看護師、日本人歯科衛生士が常駐	内科、消化器科、予防接種	10F, Hanoi Tourist Building, 18 Ly Thuong Kiet Str, Hoan Kiem District, Hanoi	024-3661-1919
東京インターナショナルクリニック URL: http://tokyo-clinic.tokyo/ja/ 日本語対応: 日本人医師1名、日本の看護師免許を持つベトナム人看護師	内科、消化器科、予防接種	10F, Hanoi Tourist Building, 18 Ly Thuong Kiet Str, Hoan Kiem District, Hanoi	024-3661-1919
日本国際眼科病院 (JAPAN International Eye Hospital) URL: https://jieh.vn/ja 日本人医師常駐無し(服部医師は2ヵ月に一度2日程度診療、予約必須)、日本人スタッフ、日本語通訳者常駐	眼科全般	32 Pho Duc Chinh, Truc Back, Ba Dinh District, Hanoi	093-222-8180 (日本語直通電話)
ロータスクリニックハノイ (Lotus Clinic Hanoi) URL: https://lotus-clinic.com/clinic/ 日本人医師1名、日本人看護師(日本の看護師資格保有)1名、日本人スタッフ1名。ベトナム人スタッフは全員日本語で対応可能	総合診療科(プライマリーケア)、健康診断	No.1 +No.2, D2 bldg, Glang Vo St, Ba Dinh Dist, Hanoi	024-3817-0000

病院名、URL	診察科目	住所	電話番号
ハイフォン総合病院 (Viet Tiep General Hospital) URL : http://viettiephospital.vn/ 外国人専用外来、入院棟あり	内科、神経内科、外科、心臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、麻酔科、歯科など	No. 1 Nha Thuong Street, Haiphong City, Vietnam	84-225-845185、846214
グリーン国際病院 (Green International Hospital) URL : http://benhviengreen.com/	産婦人科、小児科など 12 科	No. 738 Nguyen Van Linh Str, Niem Nghia, Le Chan, Hai Phong	02253-786-555 (救急) 02253-786 - 333
ハイフォン国際総合病院 (BENH VIEN DA KHOA QUOC TE HAI PHONG) URL : http://hih.vn/	総合病院 (内科、東洋医学、産婦人科、小児科、整形外科、外科、内視鏡、MRI、CT)	124 Nguyen Duc Canh Street, Le Chan District, Hai Phong	0225-3955-888

(出所) 外務省「世界の医療事情 ベトナム」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html> などより作成 (2020年10月時点、閲覧日 2022年9月27日)

10. 主要工業団地

北部の主要な工業団地の概要を省毎にまとめると、以下のようになる。

ハノイ市				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	クアンミン工業団地	Quang Minh Industrial Zone	Me Linh District, Ha Noi City	400
2	ソクソン・クリーン工業団地	Hanoi Soc Son Clean Industrial Park	Minh Tri Ward and Tan Dan Ward, Soc Son District, Ha Noi City	303
3	タックタット・クオックオアイ工業団地	Thach That - Quoc Oai Industrial Zone	Thach That District, Ha Noi City	274
4	タンロン工業団地	Thang Long Industrial Park	Kim Chung Commune, Dong Anh District, Ha Noi City	273
5	ナムハノイサポーティング工業団地	Ha Noi Southern Supporting Industrial Park - HANSSIP	Dai Xuyen, Phu Xuyen District, Hanoi City	2,000
6	ハノイ・ダイトゥ工業団地	Ha Noi - Dai Tu Industrial Zone	Long Bien District, Ha Noi City	40
7	ホアラックハイテクパーク	Hoa Lac Hi-Tech Park	Km29, Thang Long Boulevard Thach That, Hanoi City	1,586
8	サイドン A 工業団地	Sai Dong A Industrial Park	Long Bien District, Ha Noi City	197
9	サイドン B 工業団地	Sai Dong B Industrial Park	Long Bien District, Ha Noi City	94
10	ナムタンロン工業団地	Nam Thang Long Industrial Park	Thuy Phuong Village, Tu Liem District, Ha Noi City	119.5
11	ノイバイ工業団地	Noi Bai Industrial Zone	Quang Tien Village and Mai Dinh Village, Soc Son District, Ha Noi City	n/a
12	フーギア工業団地	Phu Nghia Industrial Zone	Km25, Nation Roadway 6, Phu Nghia, Chuong My, Ha Noi City	n/a

バクニン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	イエンフォン工業団地	Yen Phong Industrial Zone	Yen Phong District, Bac Ninh Province	658
2	クエヴォーI 工業団地	Que Vo I Industrial Zone	Que Vo District, Bac Ninh Province	640
3	クエヴォーII 工業団地	Que Vo II Industrial Zone	Km 18, Nation Road 18, Ngoc Xa Commune, Que Vo District, Bac Ninh Province	570
4	クエヴォーIII 工業団地	Que Vo III Industrial Zone	Que Vo District, Bac Ninh Province	530
5	ティエンソン工業団地	Tien Son Industrial Zone	Tu Son & Tien Du Ward, Bac Ninh Province	350
6	ナムソンハプリン工業団地	Nam Son - Hap Linh Industrial Zone	Tien Du District, Bac Ninh Province	300
7	VSIP バクニン工業団地	VSIP Bac Ninh Industrial Zone	No.1, Huu Nghi Road, VSIP Bac Ninh, Tu Son, Bac Ninh Province	700

バクニン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
8	VSIP バクニン 2 工業団地	VSIP Bac Ninh 2	Tam Giang Commune & Cho Town, Yen Phong District, Bac Ninh Province	273
9	トゥアンタイン I 工業団地 Viglacera Corporation	Thuan Thanh 1 Industrial Park	Thuan Thanh, Bac Ninh Province	250
10	トゥアンタイン III 工業団地	Thuan Thanh III Industrial Zone	Khai Son IZ, Bac Ninh Province	1,000
11	ダイドン・ホアンソン工業団地	Dai Dong-Hoan Son Industrial Park	Hoan Son Commune, Tien Du District, Bac Ninh Province	n/a
12	トゥアンタイン II 工業団地	Thuan Thanh District, Bac Ninh Province	Thuan Thanh District, Bac Ninh Province	n/a
13	ハナカ工業団地	n/a	Dong Nguyen Ward, Tu Son, Bac Ninh Province	n/a

ハイズオン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	アンファット工業団地	An Phat Industrial Zone	Km47, Route 5, Viet Hoa Ward, Hai Duong City, Hai Duong Province	46
2	新ダイアン工業団地	Dai An Extended Industrial Zone	Km 51, Highway 5, Tu Minh Ward, Hai Duong Province	603
3	ダイアン工業団地	Dai An Industrial Zone	Km51, Nation Roadway 5, Tu Minh Ward, Hai Duong City, Hai Duong Province	603
4	タンチュオン工業団地	Tan Truong Industrial Zone	Cam Giang District, Hai Duong Province	199
5	ナムサック工業団地	Nam Sach Industrial Zone	Nam Sach District, Hai Duong Province	63
6	フックディエン工業団地	Phuc Dien Industrial Zone	Cam Giang District, Hai Duong Province	87
7	ライカック工業団地	Lai Cach Industrial Zone	Km48, No.5 Nation Roadway, Lai Cach Town, Cam Giang District, Hai Duong Province	n/a
8	VSIP ハイズン工業団地	VSIP Hai Duong	Cam Dien Commune, Cam Giang District, Hai Duong Province	150
9	キンタイン工業団地	Kim Thanh Industrial Park	Kim Thanh District, Hai Duong Province	165
10	コンホア工業団地	Cong Hoa Industrial Park	Cong Hoa Ward, Chi Linh, Hai Duong Province	201
11	ライブ工業団地	Lai Vu Industrial Park	Kim Thanh District, Hai Duong Province	128

タイグエン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	イエンビン工業団地	Yen Binh Industrial Zone	Yen Binh Complex, Dong Tien District, Pho Yen Town, Thai Nguyen Province	693
2	クエトタン工業団地	Quyêt Thang Industrial Park	Quyêt Thang, Thai Nguyen Province	200
3	ソンコン I 工業団地	Song Cong Industrial Zone I	Bach Quang Ward, Song Cong, Thai Nguyen Province	220
4	ソンコン II 工業団地	Song Cong Industrial Zone II	Tan Quang Ward, Song Cong, Thai Nguyen Province	250
5	ナムフォーイエン工業団地	NamPho Yen (South Pho Yen) Industrial Zone	Thuan Thanh Commune, Pho Yen District, Thai Nguyen Province	200
6	ディエントウイ B 工業団地	Diem Thuy B Industrial Zone	Phu Binh, Thai Nguyen Province	n/a

ハナム省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	ドンバン I 工業団地	Dong Van 1 Industrial Zone	Dong Van Commune, Duy Tien District, Ha Nam Province	221
2	ドンバン II 工業団地	Dong Van 2 Industrial Park	Duy Tien District, Ha Nam Province	321
3	ドンバン III 工業団地	Dong Van 3 Industrial Park	Duy tien District, Ha Nam Province	523
4	ドンバン IV 工業団地	Dong Van 4 Industrial Park	Kim Bang District, Ha Nam Province	300
5	チャウソン工業団地	Chau Son industrial park	Le Hong Phong Ward, Chau Son Commune, Phu Ly City, Ha Nam Province	377
6	ホアマク工業団地	Hoa Mac Industrial Park	Hiagh way 38, Hoa Mac Village, Duy Tien District, Ha Nam Province	131
7	タイムリエム工業団地	Thanh Liem Industrial Park	Thanh liem District, Ha Nam Province	293
8	タイハー工業団地	Thai Ha Industrial Park	Ly Nhan district, Ha Nam Province	200

クアンニン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	ソンコアイ工業団地-アマタハロン	Song Khoai Industrial Zone - Amata Ha Long	Song Khoai Industrial Zone, Song Khoai Commune, Quang Yen Town, Quang Ninh Province	714
2	テクスホンハイハ工業団地	Texhong Hai Ha Industrial Zone	Hai Ha District, Quang Ninh Province	660
3	ドンマイ工業団地	Dong Mai Industrial Zone	Dong Mai Town, Quang Yen Commune, Quang Ninh Province	160
4	ハイイエン工業団地	Hai Yen Industrial Zone	Mong Cai City, Quang Ninh Province	182

クアンニン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
5	クアンチェウ工業 団地	Quan Trieu Industrial Park	2 Wards, Xuan Son, Kim Son, Dong Trieu District, Quang Ninh Province	150
6	ナムティエンフォ ン工業団地	n/a	Tien Phong, Quang Yen Town, Quang Ninh Province	487
7	バクティエンフォ ン工業団地	n/a	Tien Phong, Quang Yen Town, Quang Ninh Province	1,193
8	ホアンボ工業団地	Hoanh Bo Industrial Park	Le Loi Ward, Hoanh Bo District, Quang Ninh Province	681
9	カイラン工業団地	Cai Lan Industrial Zone	Bai Chay Ward, Quang Ninh Province	n/a

第26章 地域編②：中部

1. 中部の概要

(1) 中部の特徴

ベトナム中部は、ベトナム第3の商業都市ダナンを中心とする地域である。ハノイ、ホーチミンに比べてこれまで経済発展が遅れてきたが、「平等と公平」を国是とするベトナム政府の方針で重点的に中部開発が進められている。ハイバントネル、ダナン〜クアンガイ高速道路、チューライ開放経済区（クアンナム省）、ダナン空港の近代化など、ODA関連の大型公共投資を中心に、インフラが整備されてきている。

ダナン市は、ベトナムの中央直轄都市の一つであり、東西回廊の起点となるダナン港（ティエンサ港）を有する。また、周辺に世界遺産に指定される観光地が集中していることから、近年では観光業やICT産業に注力しており、工業、サービス業ともに今後の発展が期待されている（東西回廊については「第20章 物流・インフラ」を参照）。

ダナンの南にあるクアンナム省には、チューライ経済区などの工業団地が整備されており、農水産品の加工、建築資材の生産などのポテンシャルがある地域として注目されている。また、クアンナム省の南に位置するクアンガイ省にはズンクワット経済区があり、2009年に商業生産が開始されたベトナム初の石油精製所が立地する。ズンクワットは産油地からも石油製品の消費地からも遠いが、これは、中部地域振興の観点からベトナム政府が政治的に誘致したものである。

(2) ダナン市

ダナン市は中部地域の中央の沿岸地域に位置する人口117万人（2020年）の都市であり、観光業やIT産業の誘致に積極的である。中でも観光業は、フエ（トゥアティンフエ省）、ホイアン（クアンナム省）、ミーソン聖域（同）、フォンニャ・ケバン国立公園（クアンチ省）が近く、中部各地の世界遺産への玄関としても知られている。また、長く美しい海岸線を活用し、ビーチリゾート開発も盛んである。

主要産業である観光業をより振興するため、2008年には環境都市宣言を行い、環境に配慮した都市づくりに取り組んでいる。IT業界の誘致に力を入れている理由として、環境にやさしい産業であること、限られた土地を利用できることが挙げられる。加えて、ハノイやホーチミンの人材不足や人件費高騰を背景に、日系を含むIT企業がダナンに支店をつくる動きもあり、全体的に投資が増加している。

製造業では、工業団地の整備を通じて産業誘致を図っている。ダナン港は東西経済回廊の東端窓口であり、ラオスやタイなどインドシナ半島との東西物流の拠点として発展が期待される。

図表 26-1 ダナンの概要

	ダナン市
面積	1,285 km ²
人口	117 万人 (2020 年)
外国直接投資認可額	59 億ドル (2021 年 12 月までの累計)
主要産業	観光業、縫製業、IT、水産業

(出所) ベトナム統計総局より作成



2. 外国直接投資受入状況

中部への外国直接投資件数（累計）を見ると、ダナンが最も多く、次いでクアンタム、タインホアと続いている。

中部地域の直接投資に関しては、軽工業から重工業へ脱却を図るベトナム政府の方針を受け、重工業案件が増加している。2009年に操業を開始したベトナム初の石油精製工場であるズンクワット製油所（クアンガイ省）に続き、出光興産と三井化学が参画するタインホア省（中部域内北部）のニソン製油所の建設が進められ、2018年に商業運転を開始した。同じく域内北部のハティン省では、台湾のフォルモサグループが一貫製鉄所を建設し、2017年より生産を開始している。

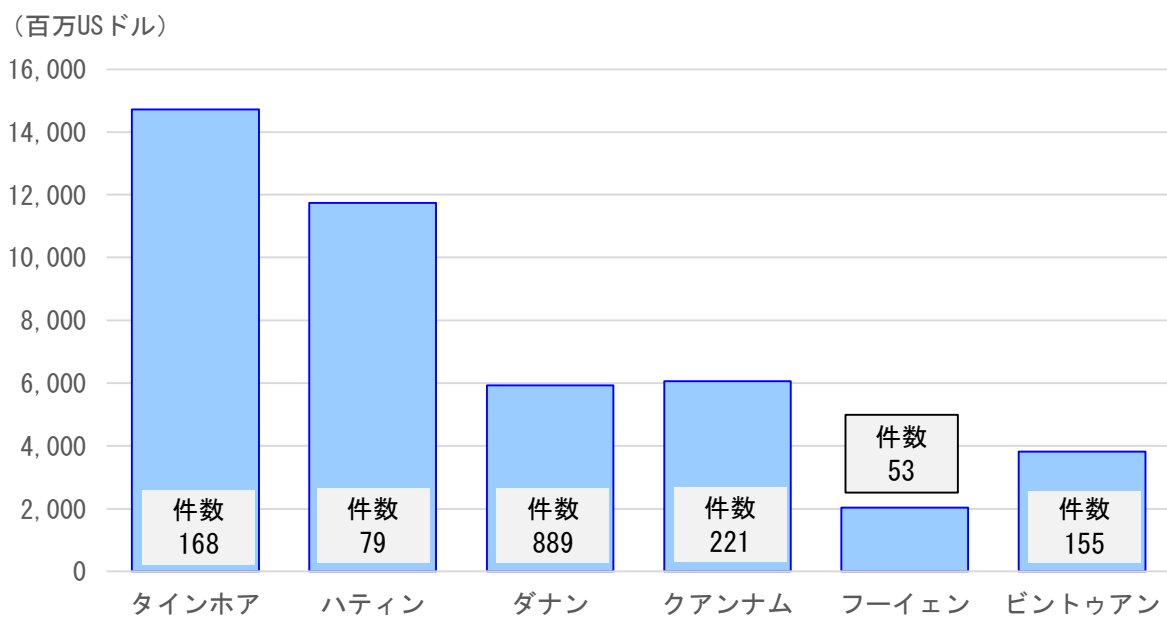
また、中部には長く美しい海岸線と4つの世界遺産（フエの建造物群、古都ホイアン、ミーソン聖域、フォンニャ・ケバン国立公園）が存在する。

これらの観光資源を用いたリゾート開発が韓国やシンガポール資本などにより進められている。

韓国企業は、ゴルフ場建設プロジェクトにも関与するなど、積極的に投資を実施している。また、大型リゾート開発案件や高級住宅地開発などのプロジェクトも進められている模様である。シンガポールやバーズ諸島を経由して、中国や米国からの投資資金が多く入ってきているとも言われている。

ダナンの南に位置するクアンナム省は繊維産業を積極的に誘致している。2015 年以降、同省のチューライ経済区などで韓国企業による繊維・染色工場が複数設立され、稼働している。

図表 26-2 中部の外国直接投資受入状況（2021 年 12 月 31 日までの累計）



(出所) ベトナム統計総局より作成

3. 日系企業の動向

日本から中部地域への直接投資に関しては、ダナンへは加工系メーカーやサービス業の進出が多く、その他の省では資源・エネルギー開発プロジェクトへの投資が多い。2022 年時点のダナン商工会議所の会員数は 141 社となっている。

ダナンへの日本企業の進出は、2005 年のマブチモーターの進出を契機に加速している。既に進出している企業を見ると、縫製業、電子部品製造などの輸出加工業や、木材加工、水産物加工の製造業の進出が多い。これらの製造業企業のビジネスモデルは海外から部品を輸入するか、現地の一次産品を利用するかといったケースが多いため産業集積には至っていないが、繊維・縫製分野で複数の企業がまとまって進出した事例や、比較的大規模な企業が部材企業に声をかけ進出している事例もある。その一方で、比較的安価な土地リース料や落ち着いた環境に着目し、原材料や製品の配送・輸出入が不要なソフトウェア開発や電子カタログの作成などを代行する IT 系企業の進出も増加している。2014 年には NTT データや富士通がオフショア開発拠点を開設している。

その他の省では経済区における資源・エネルギー開発プロジェクトへの投資が行われている。具体的には、タインホア省のギソン経済区におけるギソンセメント（太平洋セメント、三菱マテリアル）や、ニソン（ギソン）製油所（出光興産、三井化学ほか）が稼働している。中部高原のラムドン省では、冷涼な気候を活かした農作物の栽培に日本や韓国、ドイツなどの外資事業者が参入している。

4. 主要工業団地

ダナンの主要な工業団地には、ダナン工業団地、ホアカイン工業団地、リエンチュウ工業団地、ホアカム工業団地などがある。また、高度先端技術に基づく研究開発や人材育成を行うべく、ダナンハイテクパークが設立されている。

ダナン投資促進センターによれば、政府が管理する工業団地内のインフラについては必要ないものの、民間の工業団地では入居企業が排水設備を用意する必要があり、コスト高要因となっているとのことである。ダナン市は環境に配慮していることから排水アセスメント基準が厳しく、高額な排水設備を設置する必要があることには留意を要する。なお、ダナン工業団地は、ベトナムとマレーシアの合弁であることから、日系企業にとっても安心感があるが、立地面では、市内に近いホアカイン工業団地の優位性が高く、多くの日系企業が進出している。工業団地によっては土地の余力はあるものの整備が進んでいないところもあるようだ。ダナンハイテクパーク付近にはシリコンバレーや台湾の新竹サイエンスパークを参考にしたダナン IT パークが開発されている、フェーズ1は稼働中であり、フェーズ2は2020年～2025年の間に建設予定となっている。

ダナン市にはダナンソフトウェアパークという政府主導で造成した賃貸オフィスビルがある。ビル内にはサーバールームがあり、室内には冷房とセキュリティが完備されており、入居にあたってのサポートもあることから、日系企業も入居している。スペースが手狭になるとビルを出るケースが多いものの、最近では空室が出にくく、入居待ちの日系企業も増えているという（注：特段の優遇税制などは設けられていない）。

その他の省では、工業団地に加え、経済区への進出が目立つ。タインホア省のギソン経済区、ハティン省のブンアン経済区、クアンビン省のホアラ経済区、トゥアティエンフエ省のチャンメイ・ランコ経済区、クアンナム省のチューライ経済区、クアンガイ省のズンクアット経済区などに日系企業が進出している。なお、経済区に立地すると法人税や輸入税、付加価値税などが減免される（投資証明書の取得手続や施行細則の内容については、「第9章 主要投資インセンティブ」を参照）。



ダナン市内の IT パーク

図表 26-3 ダナンの工業団地



(出所) Google Map、各種資料より作成

5. 投資申請・相談窓口

ダナン市に進出する際、投資証明書の取得手続はダナン投資促進センター (IPA ダナン: Danang Investment Promotion Agency)、工業団地内への進出であれば工業団地管理委員会が窓口となる。IPA ダナンは、ダナンの工業団地に投資を希望する企業の事務手続が迅速に行えるよう、ワンストップサービスの提供により、投資申請などに係る手続を簡素化している。更に IPA ダナンは、直接投資に関する情報提供、採用支援なども実施しており、投資家はダナンでプロジェクトを立ち上げる場合、これらのサービスを無料で受けることができる。なお、ダナンには JETRO のオフィスや日本商工会の常設事務所がないため、IPA ダナンが代替の役割も担っている (投資証明書の取得手続や施行細則の内容については、「第 11 章 許認可・進出手続」を参照のこと)。

6. インフラ

(1) 港湾

ダナンは、主要港のティエンサ港に加え、ハン川港で構成されるダナン港を有する。ティエンサ港は、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーを通過する全長 1,450 km に及ぶ「東西経済回廊」の起点にもなっている。同港は 2000 年代に日本政府の ODA により拡張工事が行われたが、更なる貨物量増加に対応するため、2016～18 年には ODA を活用せずに第二期拡張工事が行われた。水深 5～12 m のバース 7 本が稼働しており、積載能力 4,000TEU のコンテナ船や客船などの入港が可能である。最大取扱可能量は 1,200 万トンである（2018 年実績は 865 万トン）。中部地域の経済発展により、ダナン港の貨物取扱量は急速に増加しているため、リエンチュウ新港の開発も進められている。JICA が「ダナン市リエンチュウ港区開発に係る情報収集・確認調査」を実施しており、住友商事と地場デベロッパーの BRG グループが投資することが報道されている。現在貨物輸送に供されているダナン港は、新港完成後には観光用の港となる予定である。

ダナンから日本への海上輸送は、韓国・香港・台湾などを経由し、東京、横浜、水島、博多、神戸などへ向かう。その他、高雄、香港、シンガポール経由便なども就航している。

(2) 空港

ダナン国際空港は市内から近く、車で 5 分程度の距離にある。2011 年 12 月に第 1 ターミナルが完成した。更に、2017 年 11 月の APEC フォーラムのダナン開催に向けて、同年 5 月に第 2 ターミナルが完成した。現在は第 1 ターミナルが国内線用、第 2 ターミナルが国際線用として使用されているが、旅客数増加に伴って旅客取扱能力が限界に近付いており、第 3 ターミナルの建設が計画されている模様である。

日本からの直行便は、ベトナム航空（全日本空輸）が成田ーダナン間と関西国際空港ーダナン間を毎日運航している。更に、2019 年 10 月よりベトナムの LCC であるベトジェットエアが羽田ーダナンの直行便（週 7 便）の運航を開始していたが、COVID-19 の影響により、2022 年 7 月時点でベトナム航空、ベトジェットいずれも日本路線は運休となっている。その他、中国、香港、マカオ、韓国、マレーシア、タイ、シンガポール、カンボジアの主要都市への直行便が運航していたが、COVID-19 の影響による運休状況は随時確認する必要がある。

国内線については、北部のハノイ、ハイフォン、ヴィン、中部のバンメトート、ダラット、カムラン、プレイク、南部のホーチミン、カントーへのフライトがある。ダナンーホーチミン、ダナンーハノイ間のフライト時間は約 1 時間 10 分～1 時間 15 分である。

(3) 道路

ダナンは、比較的整備された道路網を有しており、市中心部の道路は年々拡張され、市外に向けての道路整備も進んでいる。経済発展に伴い、渋滞も深刻化している。なお、2022 年 3 月にダナン国際空港と市中心部を結ぶトンネルが開通している。

ダナンからハノイは 763 km (車で 1.5 日、所要約 32 時間)、ダナンからホーチミンは 947 km (同 2 日弱、所要約 38 時間) 離れている。長距離輸送はコスト高となるため、製造業における道路輸送の利用は多くないとの声も聞かれた。なお、南北高速道路の一部として、ダナンークアンガイ間の高速道路 (全長 139 km) が日本の円借款などで建設され、2018 年 9 月に全線開通した。従前は国道を利用した移動に 3 時間以上を要していたが、高速道路の開通によって 1 時間強に短縮された。

ダナンにはロジテムや佐川急便などの日系企業が数社進出しているが、地場の物流企業も多い。地場の物流業者を利用している日系製造業企業からは、コストは安いもののリードタイムが読めない問題があるとの声も聞かれた。例えば、ダナンーホーチミン間の輸送が 2 日間で届く場合と、4 日間かかってしまう場合があるという。また、雨が降ると積荷が濡れるケースもある。保険を掛けるよりも再出荷した方が安いことから輸送品質の改善が行われれないなど、日系企業が求めるサービスの質には及んでいないとの声が寄せられた。

(4) 東西回廊

2006 年 12 月、第二メコン橋が完成し、これにより、ダナンーバンコク間の陸路輸送が大幅に短縮された。また、2015 年にはラオス国境のラオバオ税関でシングルストップ検査が開始されている。(東西回廊の詳細については「第 20 章 物流・インフラ」を参照)。

(5) 鉄道

ベトナム中部には、南北統一鉄道がダナンを通過している。この路線は電化されておらず、現状、ディーゼル車が通行している。ダナンーハノイ間は 1 日 3 便、ダナンーホーチミン (サイゴン駅) 間は 1 日 5 便運行されている。単線であるため所要時間はやや長く、ダナンーハノイ間が 15~18 時間、ダナンーホーチミン間が 16~20 時間程度かかる。鉄道輸送はコンテナ単位の利用となるが、ダナン発の場合には陸送 (トラック) の方がコスト的に割安との見方もある。

(6) 交通

ダナンの道路整備は比較的進んでいる。自動車やバイクの通行量もハノイやホーチミンほど多くはなく、渋滞もあまりない。また、ダナン市内は積載量 1.5 t 以上のトラックの通行制限がある。

(7) 電力

ダナン市の電力は、ホアビン水力発電所から 50 ヶ所の変電所を経由し、南北に延びる 500 kV の高圧線により供給されている。渇水で電力不足となった 2010 年は工業団地内でも計画停電が発生し、操業日のやり繰りで調整した会社が多いようだが、調整しきれず操業停止が数日発生した例もあった。しかし、現状では電力供給はかなり改善されており、計画停電を除けば、年に数回瞬停が発生する程度である。

(8) 水道

ダナン市内では水質は問題ないが、水量リスクがあるとの声が聞かれた。ダナン市水道公社のウェブサイトによれば、2022 年中でも地区ごとにそれなりの頻度で断水が起きているようである。雨不足や塩水遡上が発生すると水不足に陥ることがある。近年でも夏場の約 2 ヶ月間、工業団地の入居企業に対して水の使用制限が発せられた。雨量が少なかったことも重なり、ダナン市によりホアカイン工業団地への水供給量も制限され、1 日単位で入居企業に使用枠が割り当てられていたようだ。24 時間稼働の企業では、この期間、稼働率の低下を余儀なくされたとのことである。

排水についても設備が十分ではなく、雨季には道路が冠水することが度々ある。また、排水の環境査察は、事前通知がある場合と抜き打ちの場合とがあるので、留意する必要がある。

(9) ガス

ベトナムはガス管網が整備されていないため、LP ガスを利用することが一般的である。

(10) 通信

ダナンはインターネットの速度が国内一となったという報道もある。5G については 2019 年に Mobifone が同年 4 月に試験免許を受けハノイ、ハイフォン、ダナンで 5G 基地局を設置し試験を実施している。

ベトナムの携帯電話料金は全国統一料金であり、中部での利用も問題ない。ダナン市では 2014 年以降、市内中心部全域で無料の Wi-Fi システムが設置されている。

(11) その他

自然災害では、中部は台風の通り道でもあることから、強風には留意が必要である。かつて、フィリピン経由でベトナムに到来した台風の強風により建屋の屋根が飛ばされた企業もあったようである。

銀行取引に関して、ダナン市には邦銀の営業拠点はなく、ハノイ、ホーチミン支店からの遠隔地取引となる。

7. 労働事情

(1) 労働者の確保

ダナン市には、公立のダナン大学（工科、経済、外国語、師範）や私立のズイタン大学、ダナン建築大学などと短期大学を合わせて 25 校、19 の専門学校、コンピュータ、縫製、機械、電気・電子、建設などの 59 校の職業訓練学校が開校している。ダナン大学の外国語大学には日本語学科があり、日系企業とインターン協定を締結し、半年間のインターンが行われている。その他、外国語研修センターの日本語コースなど日本語学校が多数存在する。また、地元中学校 2 校ではテストケースとして日本語教育が開始されている。

なお、ベトナムの小学校では英語が必修科目として導入されている。IT 分野では、ダナン大学の傘下にダナン工科大学があり、多数の IT 人材を輩出している。

労働力の安定性は同地域の強みではあるが、ダナン市においても労働者の確保が難しくなっている。日本語が話せる人材はハノイやホーチミンで就職してしまうことが多い。また、企業での勤務経験者も少ないため、技術者や中間管理職の採用は容易ではなく、現地調査では、スタッフ人材は大卒を採用し社内で教育しているとの声が多く聞かれた。また、企業によっては、優秀なワーカーをスタッフに抜擢するケースも聞かれた。

ワーカーの募集に関しては、北部と同様に、工業団地の紹介所の利用、自社工場出入口の掲示板への求人広告掲載や、市場でのビラ配り、近隣の省での呼びかけなどが行われている。従業員を通じた口コミの効果も大きく、現地調査では、新聞への求人広告の掲載は効果が薄いと考えている企業が多かった。

IT 業については、地場大手の FPT がダナンに本社を移転し、同社が同地において人材を多く採用したため、他社にとっては人材の採用が容易ではなくなった。なお、IT 分野でもアプリやウェブ開発分野は人気の職種であり高い給与を目指して転職が激しいと聞く。離職率は IT 業で年 15% 程度であり、製造業では年 30% 程度にも達する。しかし、比較的地元の雇用が多いため、ハノイやホーチミンと比べると離職率は低いと言われている。

製造業では、ベトナム人女性しか採用しない方針の企業もある。

(2) 労働管理

日系企業では大きな労働争議はあまり発生していないようであるが、韓国企業や中国企業では待遇の問題などから、ストライキが発生している模様である。

ベトナムでは、テト（旧正月）明けにワーカーが職場に戻らないまま退職してしまうケースもあり、その対策を含めたワーカー流出対策として、労働組合と協調している日本企業が多い。具体的には、テトのボーナス支給日をどう設定するか協議したり、忘年会や運動会、社員旅行などを共同で企画・実施したりするなどして、労働組合と友好関係を築き、ワーカー流失を抑制している企業もある。

組合員はダナン市の上部団体に所属し、上部団体からの指示の下、組合活動を運営している。仮に組合がなかったとしても、会社は上部団体に年会費相当額を納める必要がある。社会保険料算定の基本となる給与の 2% を会社が支払い、従業員は同 1% を拠出する。ダナン市では比較的最近、上部団体が設立されたため、これまで実際に上部団体と企業が話し合った機会はほとんどないと言われている。他社の例では、組合長が組合費を横領した際に、上部団体が仲裁に入り組合長に返金させ事態を収束させた事例がある。現地調査では、トラブルのない企業からは、月 1 回の会合などは中身がなく仕事が増えるだけ、との意見も聞かれた。

社員教育は日本人駐在員から直接行うのではなく、ベトナム人リーダーを介して行わせ、かつ、ベトナム人リーダーの自尊心を損ねてしまわないように配慮する必要がある。また、現地調査では、ワーカーの結束力を高める上で、心が通じ信頼できるベトナム人の右腕を持てると良いとの意見も聞かれた。

(3) 労働者の評価

ダナン市に住むベトナム人の気質は、どちらかというとな部のベトナム人のそれに近いと言われる。器用で熱心、素直で教育するとそれに従う。納得しないと動かないが、納得すると協力的（残業も同様）。「受け身になりやすいので、主体的に動いてほしいという期待を持つと難しいかもしれない」、「チームプレイよりも個人戦の方が得意」、「上下関係ははっきりさせた方がうまくいく」、との意見もあった。

中部では、地方の農村出身のワーカーの場合、企業で働くのが初めてというケースが多く、時間を守る、仕事中はおしゃべりをしないなどの仕事をする上での基本的な心構えから教育する必要がある。このような背景もあり、日本と生産性を比較すると半分程度に過ぎないとの意見も聞かれた。

ベトナム全土に共通することであるが、ベトナム人は点数や表彰など目に見えるもので評価するのが良い。また、皆勤や無遅刻に対して特別手当を支給するなど、雇用規定、職務規定や評価基準、責任範囲を明確にしている日系会社は多く、従業員からの文句に対する説明責任の向上やトラブル防止に役立っている。

(4) 賃金水準

政府が設定する最低賃金が上昇するとともに、ダナン市の賃金区分も上昇するため、同地においても賃金水準は大幅に上昇している。2022年7月時点のダナン市区部は最低賃金の地域区分で第2地域に指定されており、法定最低賃金（月額）は416万ドンで、第1地域のハノイ、ホーチミンの市区部（468万ドン）よりも1割程度低い。2022年の最低賃金の対前年比伸び率は、第2地域では6.1%であった（第1地域は5.9%）。

JETROの「2020年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査（2021年3月）」によると、ダナンの日系企業での現地従業員の給与水準は、ワーカー（一般工職）でハノイの9割、ホーチミンの8割程度の水準で、中間管理職（課長クラス）では両地域の6割程度の水準である。

図表 26-4 主要都市別月額賃金（単位：ドル）

		ハノイ	ホーチミン	ダナン
製造業	ワーカー（一般工職）	241	266	214
	エンジニア（中堅技術者）	471	508	371
	中間管理職（課長クラス）	1,025	1,064	609
	スタッフ（一般職）	595	647	380
非製造業	マネージャー（課長クラス）	1,249	1,412	782

（出所）JETRO「2020年度 アジア・オセアニア投資関連コスト比較調査（2021年3月）」より作成

ベトナムでは日本よりも目先の賃金で転職する人は多い。また、グループ作業をすると必ず誰かが怠けるため生産性がなかなか向上しない中、賃金が上昇していくため、賃金上昇に生産性向上を追いつかせることが進出企業の悩みとなっている。

8. 消費市場として見た中部

ダナン市の1人あたり平均月収は461万ドンであり、消費市場としては拡大している。従来、比較的多く現金を保有しているにも拘らず、娯楽施設が乏しく、お金の使い道がなかったが、近年、①会社勤務による定期収入、②株式投資によるキャピタルゲイン、③不動産価格の上昇により金融資産が増加するベトナム人が増加していることなどを背景にして、中間層ではバイクや家電などの購入、富裕層では自動車の購入が増加している。

ダナン市は観光地化が進んでおり、2009年にTripAdvisorでダナン市が高く評価されたことを契機に、西洋人や韓国人の旅行者が増加している。海沿いには既に高級リゾートが立ち並んでいる。

9. 生活環境

ダナン市の治安は良いとされる。

ハノイやホーチミンと比較し自動車がまだ少なく渋滞も少ないなど交通事情も良い。ダナン市の駐在員は、一戸建て、あるいはホテル住まいをしていることが多く、低層ビルを共同で賃借するケースも見られる。なお、このような駐在員向けのサービスアパートメントは近年増加している。

生活用品は百貨店Big CやLotteMartなどのスーパーマーケット、ショッピングセンターで入手可能である。日本食材は、日本食材専門店のアクルヒショップなどで、価格は高いものの、日本のお菓子やカップラーメンなどの食品が購入できる。ダナン市には、日本食が供されるレストランは、居酒屋風も含めて10軒以上存在する模様であり、日本人が経営する日本食屋や、日本人がよく利用する店もある。2022年6月にはイオンがダナン市とショッピングモール開発の覚書を締結している。

娯楽は、テニス、ゴルフ、マリンスポーツ、釣りなどが楽しめる。ゴルフ場はダナン市の周辺に3~4カ所ある。

教育面では、インターナショナルスクールが複数ある。日本の外務省は、ウェブサイト「世界の医療事情 ベトナム」で、ダナンの病院としてFamily Medical Practice, DANANGを紹介している。日本語での診療は行っていないが、フィリピン人医師による英語での診療が可能と紹介されている。

図表 26-5 ダナン市（中部地区）の学校

学校名、URL	場所	対象
シンガポール インターナショナル スクール https://danang.sis.edu.vn/	SIS Building, Vung Trung 3 Street, Phu My An New Urban Area, Hoa Hai Ward, Ngu Hanh Son District, Da Nang	小学校～高校
Green Shoots International School https://www.greenshoots.edu.vn/	Green Shoots International School Campus 414/7 Cua Dai, Cam Chau District Hoi An, Quang Nam Province	幼児～アッパーセカンド（高校 は 2024 年開校予定）

(出所) 各校ウェブサイトなどより作成

10. 主要工業団地

中部の主要な工業団地の概要を省毎にまとめると、以下となる。

タインホア省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	ビムソン工業団地・A区	Bim Son Industrial Zone - A Area	Bim Son Town, Thanh Hoa Province	163
2	ビムソン工業団地・B区	Bim Son Industrial Zone - B Area	Km 289 National Highway 1A, Bim Son Town, Thanh Hoa Province	222
3	ビムソン工業団地・南A区	Bim Son Industrial Zone - Southern A Area	Bim Son District, Thanh Hoa Province	145
4	ラムソン・サオバン工業団地	Lam Son - Sao Vang Industrial Park	Xuan Thang, Tho Son, Xuan Phu Ward, Tho Xuan District, Thanh Hoa Province	592
5	ホアンロン工業団地	n/a	Tao Xuyen, Thanh Hoa, Thanh Hoa Province	286
6	ギソン経済区	Nghi Son Economic Zone	Truc Lam Ward, Tinh Gia District, Thanh Hoa Province	n/a
7	ディンフオン・タイバクガー工業団地	Dinh Huong-Tay Bac Ga Industrial Zone	Thanh Hoa City, Thanh Hoa Province	n/a
8	レモン工業団地	Le Mon Industrial Park	Quang Hung Commune, Thanh Hoa City, Thanh hoa Province	n/a

ハティン省				
No.	工業団地名		所在地	総開発面積 (ha)
1	カウチェオ経済区	Gau Treo Economic Zone	Huong Son District, Ha Tinh Province	566,00
2	ジャラック工業団地	Gia Lach Industrial Zone	Xuan An Town, Nghi Xuan District, Ha Tinh Province	300
3	ハバン工業団地	Ha Vang Industrial Zone	Can Loc District, Ha Tinh Province	250
4	ブンアン 1 工業団地	Vung Ang I Industrial Zone	Ky Thinh Ward, Ky Anh Town, Ha Tinh Province	115

ダナン市			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	新ホアカイン工業団地	Hoa Khanh Extended Industrial Zone Hoa Hiep Nam Ward, Hoa Khanh Bac Ward, Lien Chieu District and Hoa Lien Commune, Hoa Son Commune, Hoa Vang District, Da Nang City	1,326
2	ダナンハイテクパーク	Da Nang Hi-tech Park Hoa Lien and Hoa Ninh Commune, Hoa Vang District, Da Nang City	1,128
3	リエンチュウ工業団地	Lien Chieu Industrial Zone Hoa Hiep Bac Ward, Lien Chieu District, Da Nang City	289
4	ダナン工業団地	Da Nang Industrial Zone Son Tra District, Da Nang City	50
5	ダナン水産物サービス工業団地	Da Nang Aquatic Product Service Industrial Zone Son Tra District, Da Nang City	50
6	ホアカイン工業団地	Hoa Knh Industrial Zone Lien Chieu District, Da Nang City	395
7	ホアカム工業団地	Hoa Cam Industrial Zone Hoa Tho Tay Precinct, Cam Le District, Da Nang City	n/a

クアンナム省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	北チューライ工業団地	North Chu Lai Industrial Zone Tam Hiep Commune, Nui Thanh District, Quang Nam Province	361
2	タムアイン・韓国工業団地	Tam Anh - Korea Industrial Zone Chu Lai Open Economic Zone, Tam Anh Ward, Nui Thanh District, Quang Nam Province	193
3	タムタン工業団地	Tam Thang Industrial Zone Tam Thang Commune, Tam Ky City, Quang Nam Province	197
4	タムタンII工業団地	Tam Thang II Industrial Zone Chu Lai Open Economic Zone, Thang Binh District, Quang Nam Province	103
5	タムヒエップ工業団	Tam Hiep Industrial Zone Tam Hiep Commune, Nui Thanh District, Quang Nam Province	417
6	チューライチュオンハイ港・物流工業団地	Chu Lai Truong Hai Port Logistics Industrial Zone Tam Hiep Commune, Nui Thanh District, Quang Nam Province	143
7	チューライ・チュオンハイ自動車製造工業団地	Chu Lai - Truong Hai Car Manufacturing Industrial Zone Tam Hiep Commune, Nui Thanh District, Quang Nam Province	243
8	ディエンナム・ディエンゴック工業団地	Dien Nam - Dien Ngoc Industrial Zone Dien Ban District, Quang Nam Province	357
9	トゥアンイエン工業団地	Thuan Yen Industrial Zone Hoa Thuan Ward, Tam Ky City, Quang Nam Province	230
10	ドンクエソン工業団	Dong Que Son Industrial Zone Huong An Ward, Que Son District, Quang Nam Province	211
11	新チューライチュオンライ工業団地	n/a Tam Hiep Ward, Nui Thanh District, Quang Nam	286
12	チューライ開放経済区	Chu Lai Open Economic Zone Nui Thanh District and Tam Ky City, Quang Nam Province	4,500

第27章 地域編③：南部

1. 南部の概要

(1) 南部の特徴

南部地域は、1990年代以降のベトナム投資ブーム期から2000年まで、海外からの直接投資のほとんどを受け入れてきた。その要因として、整備されたインフラ基盤があったことが挙げられる。南部地域は1990年頃より工業団地や輸出加工区を開発し、外国投資家が進出しやすい環境を用意してきた。

南部は、特に、ベトナム戦争中、米国による道路インフラや電力インフラの整備が行われ、産業インフラの基盤が既に構築されていた。更に、1976年のベトナム統一以前より資本主義体制であったことから、ホテル、レストラン、流通業などのサービス業も充実しており、市場経済を受け入れる事業環境が北部よりも整備されていたと言える。

2021年までの外国直接投資流入額（累積ベース）を見ても、南部への投資が約5割以上を占めている。また、WTO加盟によりサービス業の外資規制緩和が進み、経済活動が活発なホーチミンを中心に内需を狙ったサービス業による投資も増加している。

南部地域では、ホーチミンを中心に所得水準が高いため、消費意欲が強く、市場としての魅力もある。多くの日本企業が同地域に投資を実施しているが、北部と比較すると土地、労働賃金などが高騰し、コスト面での競争力が失われつつある。このためホーチミン市の周辺省であるドンナイ省、ビンズン省などで開発が急速に進んでいる。従来、投資対象地域はホーチミンから車で1時間程度の範囲までであったが、投資拡大とともに、近年では、1時間半～2時間程度の範囲まで広がっている。また、南部主要経済圏（ホーチミン市、ロンアン省、ビンズン省、ドンナイ省）をつなぐ環状道路3号線及び4号線の整備が2025年の竣工を目標に進められている。

図表 27-1 南部の主要都市の概要

	ホーチミン市	ドンナイ省
面積	2,061 km ²	5,864 km ²
人口	923万人（2020年）	318万人（2020年）
外国直接投資 認可額	529億ドル（2021年12月までの累計）	340億ドル（2021年12月までの累計）
主要産業	伝統的には製造業。縫製業、履物業、建設業、食品加工業などで急成長する民間企業もある。近年はサービス業も多い。	伝統的には農業、食品加工、縫製、革製品（靴など）製造などの軽工業品製造など。最近では、外資系企業の増加に伴い、化学工業、電気・電子なども盛んである。

	ビンズン省	ロンアン省	バリア・ヴンタウ省
面積	2,695 km ²	4,495 km ²	1,981 km ²
人口	258 万人 (2020 年)	171 万人 (2020 年)	117 万人 (2020 年)
外国直接投資 認可額	378 億ドル (2021 年 12 月ま での累計)	123 億ドル (2021 年 12 月ま での累計)	330 億ドル (2021 年 12 月ま での累計)
主要産業	かつては農業中心であった が、外国直接投資の増加など により、現在は工業が主体。 外資誘致に積極的で、投資手 続が整備されている。	農業・農産物加工業、繊維業、 建築資材生産など。	石油・天然ガス、建材が豊富 であり、火力発電が果たす 役割は大きい。海運業も主 力産業となっている。

(出所) 各省市ウェブサイトなどより作成

(2) ホーチミン市

ホーチミンは、ベトナム最大の商工業都市であるだけでなく、都市ベースで最大の人口 860 万人 (2018 年) を擁し、かつ、ベトナムの中で最も経済基盤が整備されてきた都市である。立地や整備されたインフラなどを背景に日系企業の約 6 割がホーチミン近郊に進出しており、海外投資家からの人気も高い。2020 年のホーチミン市の 1 人あたり月収は約 597 万ドンと、他地域と比較して既に一段階高い水準にある。所得水準の高さから、ホーチミンは消費市場としての魅力が今後も一層高まると期待される一方、労賃上昇、労働力不足、進出余地 (土地) の供給不足も顕在化しており、コスト高になりつつある点が懸念されている。



市内を流れるサイゴン川



ホーチミン市民劇場 (オペラハウス)

(3) ドンナイ省

ドンナイ省は、ホーチミン市の東側に位置し、省都のビエンホアはホーチミン市内から 30 km、約 1 時間半圏内に位置する。国道 1 号線など主要な幹線道路が複数通っており、ビエンホアからバリア・ヴンタウ省のヴンタウを結ぶ高速道路の建設計画 (2023 年 4 月着工、2025 年 6 月完工予定) や、ロンタイン国際空港の新設プロジェクトも進められており、2021 年には第 1 期建設が着工した (2025 年完工予定)。主要地区はホーチミン市と同じ最低賃金が設定されているが、比較的安い労働力が確保可能な上、工業団地も広く進出余地が大きいなどの魅力があり、ベトナム国内で日系企業からの投資が多く流入している。

労働者向けの住宅サービスや、投資進出支援体制としてワンストップサービスセンターも設置されている。また、ドンナイ省工業団地管理局では、日本語相談窓口として近畿経済産業局との連携の下、関西デスク及びコーディネーター組織が設置されており、日本語でのサービスが可能となっている。更に、内陸に立地することから、台風などの自然災害リスクが低い点も魅力の一つである。

(4) ビンズン省

ビンズン省は、ホーチミンから国道 13 号線を 30 km 北上した約 1 時間圏内に位置する。日本企業の進出も増加しているが、韓国、台湾からの投資が急増しており、2020 年時点の海外直接投資受入額(累積)は全国第 2 位となっている。大規模工業団地として、日系企業が多く立地する VSIP1 やビンズン新都市に近接する VSIP2 が挙げられる。2012 年以降、東急電鉄とビンズン省の BECAMEX 社により共同で工業都市開発が行われており、工業団地、商業施設、住宅、大学、病院、路線バスなどのインフラが整備され、省の政府機関も集約されている。東急グループは、ビンズン省の省庁舎が移転した総面積約 1,000 ha のビンズン新都市において、街区面積約 110 ha (敷地面積約 71 ha) を対象に、約 7,500 戸の住宅、商業施設、業務施設などの開発を行っている。同省では環境にやさしく、付加価値の高い金融やロジスティクス、ハイテク産業への投資を期待しており、スマートシティプロジェクトにも取り組んでいる。

(5) ロンアン省

ロンアン省はホーチミン市の南西に隣接しているため、メコンデルタ地域とホーチミン市をつなぐ要衝となっている。メコンデルタ地方へと延びる高速道路が 2009 年に開通し、その沿線やホーチミンに近いエリアに工業団地が多く開発されている。西側はカンボジアに接しており、国境には経済区が設置されている。また、同省には広大な平野があり、農業も盛んである。

(6) バリア・ヴンタウ省

バリア・ヴンタウ省はホーチミンの南東部に位置しており、タンソンニャット国際空港から省都のヴンタウまでは、車で 1 時間 30 分程度である。天然資源開発が盛んで、バリア・ヴンタウ省のウェブサイトの公開情報によると、海底石油は埋蔵量 15 億トンと予測され、年間 1,300~1,400 万トンが採掘されている。石油化学産業の集積が進んでいる。日本国総領事館によれば、日系企業は発電・鉄鋼・紙パルプ分野などを中心に 38 社が進出している(2022 年 10 月時点)天然ガスについては 1 兆 m³ の埋蔵量があり、年間 60~70 億 m³ が採掘されている。また、コンダオ島でのリゾート開発も進められ、観光業の立地としても注目されている。また南部には主要港であるカイメップ・チーバイ国際港がある。

(7) その他

近年、主要都市部の地価や労働賃金の上昇、従業員の募集が困難になってきた点などを受け、南部地域の地方部への進出が注目されている。

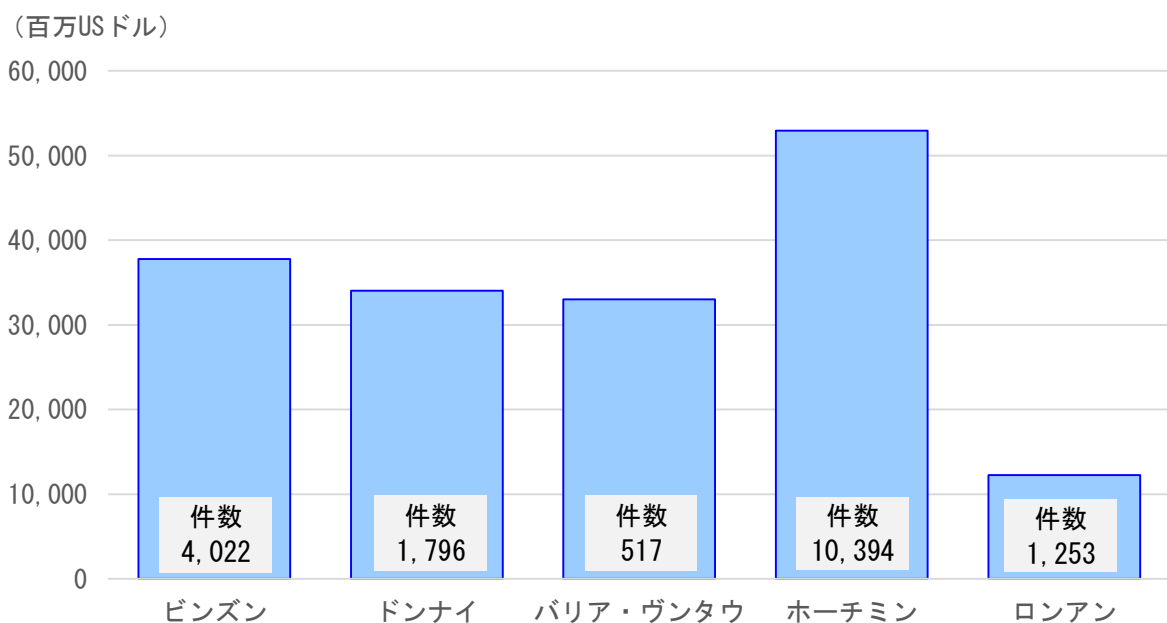
その中でも人口の多いメコンデルタ地域の最大都市であるカントーが注目を浴びている。カントーは人口約 124 万人で、以前はホーチミンなどへは陸路のみでは到達できなかった。しかし、橋梁の整備などにより、現在では車での往来が可能となっている。ホーチミンからの所要時間は 3 時間程度であるが、南北高速道路のホーチミンーミートゥアン（ヴィンロン省）間が開通しており、ミートゥアンーカントー市間の建設が 2025 年（予定）に完工すればホーチミンーカントー間は 2 時間で移動できることとなる。また、カントー国際空港もあり、日本との直行便は運航していないが、国際線が開設されている。2018 年には、日越外交関係樹立 45 周年を記念して、市内の工業団地内に「日越友好工業団地」が設置された。

また、市の投資促進センター傘下に「ジャパンデスク・カントー」を設置しており、東京と大阪にも「カントー市ジャパンデスク東京事務所」を開設している。なお、キエンザン省にはベトナム南西端の沖 40km の位置にフーコック島があり、伝統的な漁業・加工品製造（ヌックマム）に加え、近年ではリゾート開発や工業団地開発などが盛んに行われている。

2. 外国直接投資受入状況

2021 年 12 月までのホーチミンへの投資は、累計で 10,394 件、529 億ドルであった。バリア・ヴァンタウ省は 517 件で 330 億ドル、ビンズン省が 4,022 件で 378 億ドル、ドンナイ省は 1,796 件で 340 億ドルであった。

図表 27-2 南部の外国直接投資受入状況（2021 年 12 月 31 日までの累計）



（出所）計画投資省より作成

ホーチミンへの投資の特徴は、ベトナム全体での FDI と同様、①製造業では大規模な進出が一巡して中小企業の投資が増えてきていること、②製造業以外ではサービス業の進出が大幅に増加していることが挙げられる。

3. 日系企業の動向

(1) 直接投資流入の推移

ホーチミン日本商工会には、2022 年 9 月時点で 1,040 社が入会している（ハノイのベトナム日本商工会は 2022 年 8 月時点で 798 社が入会している）。進出時期では、ホーチミン市やドンナイ省では特定の時期に進出が集中した傾向はないが、ビンズン省では 2005 年頃より日系企業の進出が加速した。

ビンズン省には日本から 325 件、約 57 億ドルの投資がされており（2021 年 3 月時点）、主な投資分野はインフラ整備・都市開発、電子部品、集積回路・マイクロチップ、自動車である。電機・電子では、パナソニック、富士通、東芝が工場を操業するなど、日本でも有数の大手電機メーカーが進出している。また、このような大手組立メーカーの進出に伴い、電機・電子部品メーカーの進出も進んだ。ホーチミン市周辺では、ロンアン省において、ホーチミン日本商工会のロンアン部会への加盟は 20 社（2022 年 3 月時点）であるが、実際には電機・電子部品分野の日系企業が進出している模様である。なお、ビンズン部会には同時点で 135 社の日本企業が在籍している。

エースコック、味の素、久光製薬などは 1990 年代より同地に進出し、ベトナムの消費市場を取り込んでいる。近年も、コイケヤ、日本ハム、日東ベストなどの食品加工企業の多くは南部に進出している。更に、南部地域ではサービス業や不動産分野への投資も増加している。例えば、2011 年と 2014 年にはイオンベトナムがそれぞれ 1 億ドル超の投資認可を受けており、2016 年までにイオンモールタンフーセラドン（ホーチミン市）、イオンモールビンズンキャナリー（ビンズン省）、イオンモールビンタン（ホーチミン市）をオープンしている。また、2012 年には、東急電鉄が 12 億ドルを投資し、ビンズン省に住宅や商業施設などを含む約 110 ha の都市開発を実施している。

製造業の大型投資では、2012 年に LIXIL のアルミ工場（ドンナイ省、4.4 億ドル、2013 年稼動）、2013 年には丸善食品の飲料工場（ビンズン省、1.1 億ドル、2014 年に MARUZEN FOODS VIETNAM CO., LTD. 設立）、2014 年には SMC（1.1 億ドル、2014 年 9 月 SMC マニュファクチュアリング ベトナム設立）などが認可されている。2015 年 11 月には、ニトリホールディングスがバリア・ヴンタウ省にて投資ライセンスを取得し、同省内のフーミー 3 工業団地で、2017 年に工場が竣工している。

新電力のイーレックスは、ベトナムでのバイオマス発電所の設置やバイオマス燃料「ニューソルガム」の開発を計画しており、バイオマス燃料のベトナムにおける地産地消の生産量を 2030 年時点で 500 万トンとするというビジョンを示している。2021 年には、このバイオマス燃料のニューソルガムのテスト栽培をロンアン省、タイニン省など南部の省で行っている（同社ウェブサイトより）南部地域では部品メーカーの集積も進みつつある。ベトナムやタイなど東南アジアに先行して進出している取引先を追い形や、もしくは同時に進出する部品メーカーが多く、部品メーカーの集積により現地調達率が向上し、一段のコスト削減が期待される。

(2) 南部進出企業のベトナム戦略（ベトナム拠点の位置付け）

2011年以降に実施した現地ヒアリング（ホーチミン市、ドンナイ省、ビンズン省、ロンアン省にて実施）をもとに南部への進出背景を整理すると、①総じてインフラが整備されている、②納入先や調達先に近接している、③消費市場としての潜在性が高い、④住環境が良い、の4点にまとめられる。

ホーチミン市は1990年代より工業団地が整備され、日系企業の進出も同時期から進んでいる。特に、ホーチミン市やその周辺に進出する輸出加工型の企業は、港湾までの距離や周辺国などへのアクセスなど物流条件を考慮して進出している。また、進出企業の中には、季節による寒暖の差が小さく安定した気候の方が作業工程上好ましいという理由を挙げる企業もあった。また、ホーチミン市は住環境が整っており、通勤可能な距離に工業団地が立地することもホーチミン市やその周辺地域に投資が集まる大きな要因となっている。

ベトナム国内販売を意識・目的とした日本企業の進出は、南部の方に多い傾向がある。9,000万人を超える人口のうち、2割に相当する約1,600万人がホーチミン市及びその周辺省に居住している。また、ホーチミン市、ビンズン省の1人あたりGRDPは6,000ドルを超え、ドンナイ省も4,000ドルを上回っている。耐久消費財を購入しはじめる3,000ドルの水準を既に大きく超えているなど、消費市場としての潜在性も高いと言える。

4. 主要工業団地

ベトナム南部には、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークが、日系企業からの投資が多いホーチミン市、ドンナイ省、ビンズン省、ロンアン省に集中している。南部の工業団地の立地の特徴は、ホーチミンから東西に延びる国道1号線沿線、あるいはホーチミンから北に延びる国道13号線沿線、またはドンナイ省からバリア・ヴンタウ省に続く国道51号線沿線に多くの工業団地が建設されていることである。代表的な工業団地として、ビンズン省のVSIP、ミーフック工業団地、ドンナイ省のアマタ工業団地、ニョンチャック工業団地、ロンアン省のロンハウ工業団地などが挙げられる。

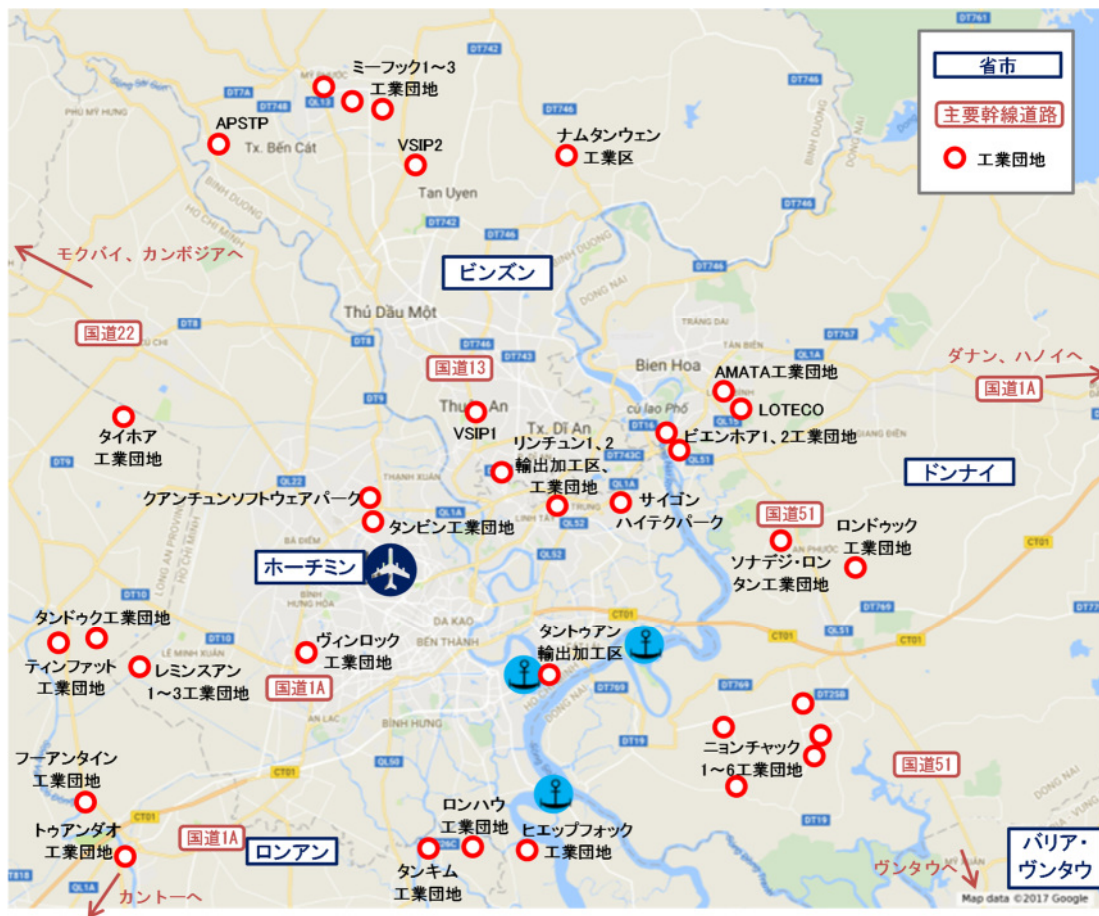
なお、ホーチミン市の工業団地は空きスペースが十分でなく、残されている土地も限られ開発余地も残されていないことから、郊外での工業団地造成が進められている。その中には日系企業が開発を手掛ける工業団地もある。

例えば、アマタ工業団地は伊藤忠商事がアマタコーポレーションに出資している工業団地である。ドンナイ省のロテコ工業団地は、1996年に双日と地場企業とで開発が行われ、レンタル工場サービスも提供している日本企業が参画する工業団地として、ロンドウック工業団地（双日、大和ハウス工業、神鋼環境ソリューション）や、VSIP（シンガポール系、三菱商事が間接出資）などが挙げられる。これらの日系工業団地は、土地リース料などは地場企業が開発する工業団地と比較して高いものの、日本人スタッフによるサポートやインフラ整備の質の面で安心できる。

また、最近はレンタル工場も増加している。初期投資コストを抑制したい中堅・中小企業は、レンタル工場に入居するのも一手である。工業団地によって100m²、500m²など比較的小さなスペースから工場サイズを揃え、建屋と電気などの設備が予め配備され、入居企業は内装工事や生産設備の搬入だけで事業を開始できる。

さらには、自らも工具の製造企業であるユニカホールディングス（株）のグループ会社が運営する日系中小企業専用工業団地、VIE-PAN TECHNO PARK（VPTP、ホーチミン市）のように、人材の採用、通関手続、経理、環境報告の作成、駐在員の就労許可などの事務をサポートするマネジメント機能を備えるレンタル工場も存在する。レンタル工場の活用に関しては、生産規模が小さい初期段階ではレンタル工場に進出し、その後、生産体制を拡大するために郊外の工業団地に自社工場を建設、移転する事例も見受けられる。また、移転に際し、既存のワーカーやスタッフが引き続き通勤できるかどうかという点も重要視される。

図表 27-3 南部の主要工業団地



(出所) Google Map、各種資料より作成

5. 投資申請・相談窓口

ベトナム南部に進出する際は、北部、中部と同様に、各省市の人民委員会計画投資局（DPI）あるいは工業団地管理公社で投資証明書の取得手続を行う。ホーチミン市の場合は、ホーチミン市計画投資局（Department of Planning and Investment of Ho Chi Minh City : HCMC DPI）、ホーチミン市輸出加工区工業団地管理委員会（Ho Chi Minh City Export Processing And Industrial Zones Authority : HEPZA）、ホーチミン市ハイテク区管理委員会（Management Board of Saigon Hi-Tech Park）で手続を行える。

また、DPI ではホーチミン市の工業団地に進出を希望する企業の事務手続きが迅速に行えるよう、ワンストップサービスを提供し、最近ではインターネットによる申請が可能となるなど、手続きの簡素化を進めている。また、日系工業団地では、日本人駐在員が常駐し、進出企業に各種サポートを提供している。

6. インフラ

(1) 港湾

サイゴン港はベトナム国内最大級の港であり、サイゴン川沿いにいくつもの港湾が並ぶ港湾群でもある。貨物やコンテナの取扱量は非常に多いが、いずれも河川港であるため、3万トン級の船しか入港できない。コンテナ化などの整備を進めているが、港がホーチミン市内から10分程度と近接しているため交通渋滞の原因ともなっており、大型車両の交通規制が導入されるなど、物流に課題を抱える。地域経済の成長に伴う港湾貨物の増加に対応するため、ベトナム初の国際ゲートウェイを目指し、ホーチミン市の南東に位置するバリア・ヴンタウ省のカイメップ・チーバイ港が日本政府のODAや民間資金で整備されている。

既に最大水深14m級のコンテナ・ターミナルが4カ所完成しており、更に複数のプロジェクトが進行中である。将来的にはカイメップ・チーバイ港内に計14港が開港予定である。

南部からの海運の所要日数については、日本までは約1週間（ダイレクトベース）を要する。ただし、多くの場合は、複数の寄港地を経由してベトナムに入港するため、寄港地などにより輸送期間は異なる。ASEAN便については、ASEAN域内であれば、輸送期間は通常2～5日である。なお、ホーチミンからタイ、シンガポールまでは2～3日、マレーシア・ペナン島までは4日程度かかる。この他、米国西海岸まで3週間、東海岸までは1ヵ月程度要する。

(2) 空港

ホーチミンのタンソンニャット国際空港はホーチミン市内から北西約8kmに位置する。国際航空需要の増加を受けて、日本政府のODAにより新ターミナルが建設され、2007年9月から供用されている。2022年1月～6月のタンソンニャット国際空港の利用者数は4,070万人に達し、2022年の年間旅客数は前年比2.9倍の約8,780万人に達すると予想されている。同空港は過負荷状態のため拡張が予定されているが、土地収用などで計画に遅れが生じている。2022年9月時点で、日本からホーチミンへの直行便は、羽田、成田、関西国際空港から運行している。

また、タンソンニャット国際空港の大幅な需要超過を受けて、国道51号線沿いに新たな国際空港としてロンタイン国際空港の建設が計画されている。ロンタイン国際空港は、4,000mの滑走路4本を備え、現在のタンソンニャット国際空港の4倍の規模となる計画であり、2021年1月に建設第1期が着工している。建設プロジェクトは第1期から第3期の3段階となっており、完成予定は2025年となっている。

(3) 道路

ホーチミンでは渋滞が頻発しており、道路事情は良いとは言えない。渋滞緩和を目指し、2011年11月にホーチミンを東西に走り1区と2区を結ぶ東西ハイウェイが日本政府のODAにより完成した。この東西ハイウェイに合わせて、ホーチミン市内を流れるサイゴン川の下を通行するトゥーティエムトンネルも建設された。東西ハイウェイは市内を横断する全長22kmの高速道路で、ホーチミン市の南西部と東北部でそれぞれ国道1号線に接続しており、市内中心部に流入する車両の数を減少させることにより、渋滞緩和に貢献している。

ホーチミン、ドンナイ、ロンアン、ビンズンを結ぶ環状3号線、環状4号線の開発計画があるものの、着工が遅れている。2022年8月時点で、環状3号線の着工時期は2023年6月、完工は2026年6月が予定されてる。

内陸に位置するビンズン省は港湾整備の必要がないため、道路整備に注力している。同省は、沿線で工業団地の開発が進められる国道13号線を片側3車線に拡幅し、ミーフッカータンバン間の環状道路の整備も実施したことにより、港湾へ貨物を運ぶ際にホーチミン市内の渋滞や交通規制に留意する必要がなくなった。

(4) 南部回廊

南部経済回廊（アジアハイウェイ1号線）は、ベトナムのヴンタウからホーチミン、カンボジアのプノンペン、タイのバンコク、ミャンマーのダウエーまでを結ぶ計画である。ホーチミンープノンペン間の距離は約250kmで移動時間は6時間程度を要する。全線が高速道路化すれば、約2.5時間に移動時間が短縮される見通しである。

(5) 鉄道

南北を縦断する南北統一鉄道は1,726km全線が単線であるため、ホーチミンーハノイ間は約30時間を要する。1日5便運行されているが、傷んだ線路や橋梁の復旧工事が行われているため、途中停車が多い。旅客と貨物を一緒に輸送するため旅客が優先される上、貨物をハンドリングする鉄道駅の運営レベルが低いことや、貨物のトレースができないなど改善点が多い。また、現地調査では、鉄道輸送は積荷の積み替え作業が多く、荷物が傷む可能性があるため、利用していないとの声も聞かれた。ただし、輸送コストが安いと、重く嵩張る貨物について鉄道を利用する日系企業もある。

(6) 交通

ホーチミン市では非常に多くのバイクが走っている。逆走や歩道の走行なども見られ、交通渋滞の原因の一つとなっている。市政府は交通渋滞緩和のため、ホーチミン市内の交通量の多い大通りにおいて、2.5トン超のトラックに対し6～22時の時間帯で通行規制を導入している。更に、2.5トン以下のトラックに対しても、交通量のピークである6～9時及び16～22時の時間帯で通行を規制している。このような交通事情を背景に、ホーチミン市では高速道路の整備や地下鉄網の建設による渋滞緩和を目指している。

合計で8線の地下鉄路線の建設が計画されており、うち地下鉄1号線の建設は日本政府のODAにより進められている。しかし、土地収用の遅れや設計変更に加えて、ベトナム政府からホーチミン市への工事代金の未払いも発生しており、2018年営業開始とする当初の目標から遅延している。2022年5月現在においても、依然として建設中である。

(7) 電力

ホーチミン市周辺地域では、気候などの影響を受ける水力発電などへの依存度が低く、火力発電の比率が高いため、電力事情は比較的良好である。ただし、2010年の渇水による電力不足の際には、政府関係施設が集中する北部に優先的に電力が配分されたため、南部で停電が頻発したとの不満の声が聞かれた。

2022年時点でも、場所によっては瞬間停電が発生しているようだ。停電は以前に比べればかなり頻度は少なくなっている模様だが、ホーチミン市よりも周辺省の方が停電は多いようである。停電の主な原因は、蛇や鳥による断線から工事ミス、クレーン車による断線など多岐にわたる。停電が発生すると生産中の製品が不良品となるが、電力会社からの補償は得られない。日本商工会よりベトナム電力会社に窮境を訴えたことがあるが、最終的に解決には至らず、製造業では防衛策としてバックアップ用の電源の設置や、電力安定化装置を導入している企業も多い。

(8) ガス

ホーチミン市内であっても都市ガスは整備されておらず、基本的にはガス供給はプロパンガスとなっている。南部においても日系企業のガス利用は工場では少量で、社員食堂用の利用が大半を占める。燃焼効率の観点から、生産設備のボイラーにはガスではなく石炭火力とバイオマスを併用している企業が多い。

(9) 水道

工業団地内に進出している企業からは、上水の質や量に関する懸念は特に聞かれなかった。排水については、工業団地ごとに排出基準が設定されており、2~3ヵ月に1度の頻度で、環境警察による排水の抜き打ちチェックが実施されている。現在、工場設立にあたり浄化設備の設置は必須とされていないものの、近年、政府が環境問題に対して厳しくなっている状況に鑑み、将来的なリスクも考慮して自主的に浄化設備を取り付けた企業もある。

(10) 通信

ベトナム全土において通信環境は非常に良好であり、現地調査でも、日本よりもインターネットのスピードが速いとの声が多く聞かれた。したがって、企業によってはCADやQRコードを利用するなど、工場内のIT化も進展している。日本のデータセンターなどを利用している日系企業では、光海底ケーブルのベトナムへの支線が断線すると通信速度が大幅に低下するなど障害が生じることがある。なお、ホーチミン市内には無料Wi-Fiが設置されている地点が多いとのことである。

5G については、地場 Viettel が 2019 年 1 月に試験免許を受け、5 月にハノイ及びホーチミン市での実験に成功している。Mobifone が同年 4 月に試験免許を受けハノイ、ハイフォン、ダナンで 5G 基地局を設置し試験を実施したほか、VNPT-Vinaphone が 7 月に 5G 試験免許を受けハノイ、ホーチミン市での基地局設置を進めている。

7. 労働事情

(1) 労働者の確保

ワーカーの募集は、南部においても、北部、中部と同様に、工業団地内や工場前の掲示板への貼り紙、ロコミ、インターネットなどで行う企業が多く、新聞広告は効果が薄いと捉える企業も多い。現状、南部において進出企業に優良な労働力として求められるのは、器用で、単純労働にも根気良く長時間従事できるワーカーであり、一般的に女性であることが多い。しかし、求める人材層が集中しているため、南部においても、労働者の確保が難しくなっている。特に都市周辺部での労働力確保が困難になりつつあり、通常、ワーカーは近辺から通勤することが多いが、地方からの出稼ぎ人材を採用する企業も増え始めている。この場合、自治体や工業団地などが寮を用意するケースもあるという。しかし、近年、北部にも工業団地が増加していることから、北部からの出稼ぎ者は減少傾向にあるという。

南部においても、スタッフクラスやマネージャークラスの採用は、ワーカーほど容易ではない。インターネットや人材派遣会社、新聞広告を通じて採用することが主である。特殊な技能については、専門のウェブサイトが存在し、企業間の引き抜きも行われている。派遣会社を利用した場合、1～2 ヶ月の試用期間の後、正社員とするかどうかを決めるが、正社員となった場合は、当該社員の 2 ヶ月分の給料と同額の報酬を派遣会社に支払うこととなる。南部においては、大卒者の採用は、ほとんどがホーチミン市での採用であるという。よって、ビンズン省、ドンナイ省の工業団地内に立地する日系企業のスタッフ、マネージャー、エンジニアクラスの従業員は、ホーチミン市から通勤するケースが多い。

図表 27-4 南部の主要大学

学校名	特徴
カントー大学	農業、水産、経済、工科、環境資源、情報通信、農村開発、理科。1966 年創立。学生数 54,000 人（学部）
ベトナム国家大学 ホーチミン市校	工科、自然科学、人文社会学、国際、情報工学、経済・法学。1995 年創立。学生数約 60,000 人
ホーチミン工科大学	全日制（4 年半）、機械、化学、電気電子、情報、土木工学など 11 学部。1957 年創立。学生数 26,000 人

（出所）“Ranking Web of World Universities”、各大学ウェブサイトより作成

日本の本社で3年間のベトナム人技能実習生を受け入れている企業では、実習生がベトナムに帰国した際に、現地法人などに入社し、将来的に幹部候補生になって欲しいと期待している。日本語と日本人の仕事の仕方を理解しているベトナム人はどの地域でも重宝される。南部においてはカントー大学、ベトナム国家大学、ホーチミン工科大学などが有力校として優秀な人材を輩出している。

(2) 労働管理

ベトナムにおいては、企業は労働組合を結成することができ、企業内の労働組合は、上部組織であるベトナム労働総同盟と共産党の管理下にある。労使間で定期的に会合が開かれ、例えば、現地会社のマネジメントと労働組合の対話は四半期に1回実施される。議論の中心は賃金水準ではなく、むしろ昼食の値段や質など、就業環境に関する事項であるとのことである。また、工業団地の入居企業の中には、従業員が1,000人規模などになると、組合活動を扇動する者が現れることもあるため、組合との良好な関係を築くことが重要となっている。

例えば2006年2月、複数の日系企業で、賃上げを求める従業員によるストライキが発生した。参加した従業員数は数十社1万人以上に達する大規模なストライキとなった。同国における日系企業の大規模ストは初めてであったが、背景には、最低賃金引き上げにより賃金の上位層と下位層の格差が縮まったことに対して、もともと上位の待遇であった従業員から不満が生じたことがあると言われている。2008年にはインフレ昂進を背景に日系企業を含む大規模なストライキに発展した。

この要因は、ベトナム人ワーカーが情報ネットワークを通じてストライキを他社に波及させたり、外部の扇動者がストライキを増幅させたりしたとも言われる。しかしながら、これらは労使交渉を経ない違法なストライキであり、3日程度で収束することが多いと言われる。ストライキへの対応については「第19章 労働事情」の「8. 労働紛争の解決」を参照されたい。

(3) 雇用契約（残業時間、有給休暇、退職、転職）

ベトナムでの残業代は、通常の残業で1.5倍、休日は2倍で、祝日は3倍となることから、ベトナム人は残業を厭わない傾向にある。有給休暇は、未消化分を買い取る制度もあり、企業によっては年末に未消化分の有給買い取りコストにより一時的に支出が増大するケースも見られる。雇用関係については、短期契約では最長3年で更新は1回のみ可能であり、2回目の更新から終身雇用が適用される。このような解雇が困難な現状の法制度下で、どのように労働者の入れ替えをしていくか、地域を問わず、十分な検討が必要とされる。

南部においても、ワーカー、スタッフクラスともに、少しでも給料の高い企業に転職する傾向が強い。また、日系企業での勤務経験を武器に転職する者も多い。なお、ホーチミンではスタッフクラスへの就職が人気であり、他の地域よりもオフィスで働くことを重視する傾向にある。

また、南部では家族への帰属意識が強く、遠隔地からの出稼ぎ者の場合、故郷へ帰りたがる傾向が強い。テト（旧正月）に故郷に帰郷すると、テト明けにそのまま職場に戻らないことがあるため、企業ではその対策としてテト時に支払う賞与を、テトの前後に分割して支給などの工夫を行っている企業も多い。

また、優秀な従業員に長く在籍してもらえよう待遇面で工夫をしている日系企業も多い。更に、人材供給がタイトになりつつあるため従業員の補充時には、余剰人員になっても良い人材はバックアップ要員として多めに採用する企業もあると聞く。

(4) 労働者の評価

進出日系企業のベトナム人ワーカーに対する評価は概して高い。ベトナム人はまじめで熱心であり、手先が器用で、作業の効率性も高く、使いやすいとの評価が多く、電気関係のトラブルシューティングは大卒レベルの能力を必要とするものの、通常の機械メンテナンスであればワーカーレベルで対応が可能であるとの声が聞かれた。エンジニアにしても、1人ひとりの技術力が高いとの評価であった。

ホーチミンの労働者の特徴としては、南部らしく明るい性格の人が多い一方、気温が高く、果物も豊富なことから、寝食に関して生命の危険に直面するリスクが低いいため、計画性やハングリ精神に欠けるとも言われ、かなり上のポストに就いているベトナム人も、比較的簡単に仕事を辞める傾向にある。一方、北部の人の方が南部の人よりも勤勉で教育水準が高いと見る意見は少数であった。

他の地域ではベトナム人は「改善や創意工夫が苦手」との声が多かったが、南部地域では、なぜそれが必要なかを納得させた上で教育を行うことで対処可能との意見も聞かれた。ベトナム人の特性の一つに「話をして欲しい」、「説明して欲しい」といったコミュニケーションを重視する特性があるのに対し、外資系企業はプロセスを伝えることなく、賃下げや解雇などに際しても結果のみを伝達する傾向があり、大規模なストライキを誘発することもある。

特に南部においては、結果だけ伝えるのではなく、事前に考え方を詳しく説明する必要がある。

ベトナム人はプライドが高く、人前で実績について高い評価を示されるとモチベーションが高まり、仕事により懸命に打ち込む傾向がある。この性質を活用して、成果を出した労働者には、全員の前で表彰して報酬金などを渡す、反対に、ミスをした場合には反省文を書かせ次年度の給与を引き下げるなどの成果主義に基づく人事制度を導入している企業もあると聞く。

(5) コミュニケーション

こちらも南部特有ではなく、ベトナム人全般に当てはまることであるが、コミュニケーションの課題として、伝えたことがどこまで理解されているか確認が難しいことが挙げられる。また、通訳のレベルも高くないことから、ベトナム人従業員がどの程度、命令を理解しているかの確認は容易ではない。更に、現地調査では、ベトナム人は分からないことを分からないとは言わない傾向があるため、出来上がった製品を見てはじめて、彼らが理解していないことに気付くことがあると聞く。

(6) 賃金水準

ベトナムでは毎年最低賃金の引き上げが行われている。経済の発展度合に応じて全国を4地域(第1地域～第4地域)に分類し、それぞれの最低賃金を設定している。

2022年7月には、2020年1月以来、約2年半ぶりに改訂があり、平均6%の引き上げとされている。地域区分は、南部では、ホーチミン市区部に加え、ドンナイ省、ビンズン省及びバリア・ヴァンタウ省の一部が「第1地域」に分類されている。

南部では、新入りのワーカーでも最低賃金での採用は困難な状況となっている。従業員が他社に引き抜かれることを防ぐためにも、給与水準を少なくとも他社と同水準とすることが必要とされる。過去の現地調査においては、日系企業では、基本給は最低賃金とするが、住宅・通勤手当など諸手当を上乗せすることで対応していると聞く。また、日系企業は、最低賃金を上回る水準で採用している企業が多いが、最低賃金が更新される度に、ベトナム人従業員より最低賃金の上昇率と同率で給与を上げてほしいと要求されるとの声もあったようである。

8. 消費市場として見た南部

ホーチミン市及びその周辺省には約1,600万人が住んでいる。ホーチミン市、ビンズン省の1人あたりGRDPは6,000ドルを超え、ドンナイ省でも4,000ドルを超えている。耐久消費材を購入し始める3,000ドルの水準を既に大きく上回っている。このように消費意欲の強い南部は、魅力的なマーケットと評価される。

現地では「南の人は新しいもの好きで、北の人は比較的保守的である」と、南北でのベトナム人の気質の違いが表現されるように、ベトナムでは南北で消費に対する姿勢が異なる点に留意する必要がある。例えば2014年にベトナムにスターバックスコーヒーが進出した際、ホーチミンでは開店時に大行列ができたが、ハノイではあまり騒がれず静かであったと言われている。

なお、ベトナムでは統計情報が正確ではなく、マーケティングやリサーチのための統計データの取得が困難な国であるため数値に基づいた市場調査がしにくい上、南北で消費動向に違いがあることから、市場調査には十分な留意が必要である。

9. 生活環境

南部に住む日本人からは、ホーチミンは住みやすいとの良い評価が多かった。特に、日本食店が多く食生活が充実している点を評価する声が多かった。一方で、ASEAN諸国の首都と比較すると、ホーチミンでは公共交通手段などに未だ遅れが目立つとの声が聞かれた。また、治安が良く凶悪犯罪はないものの、スリ、置き引き、ひったくり程度の軽犯罪は頻繁にあるので注意が必要である。

日本人駐在員は、部屋の掃除、クリーニング、リネン交換、光熱費などがサービスに含まれるサービスアパートメントへの居住が中心である。サービスアパートメントの需要増に伴い賃料も上昇しつつあるため、駐在員の生活コストの算出には留意が必要である。多くの日本人は、ホーチミン市1区のレタントン通り周辺や3区に居住していたが、最近では2区や7区の開発が進み高層マンションが多く建設されており、日本人が居住するエリアが広がっている。特に、7区は治安が良く、日本人学校があるため、家族を帯同した駐在員が多く居住している。一方、単身者は1区への渋滞による通勤時間を考慮し、7区を選択する人は多くないようだ。

ビンズン省の工業団地が多く立地するエリアは、ホーチミン市内から 1~1.5 時間の場所に位置する。ホーチミン市からの通勤も可能であるが、東急電鉄と BECAMEX 社の都市開発によりマンション（ソラ・ガーデンズ、2014 年竣工）が建設された後、同エリアに住む日本人が増加している。日本食店、コンビニなどの商業・飲食施設のほか、医療機関やインターナショナルスクール 3 校の開設など、家族連れでも住みやすい環境となっている。

公共交通機関はバスや鉄道があり、一部東急グループが運営する路線バスも走っている。しかしながら、都市内交通の観点で、ホーチミンはバンコクやシンガポールに劣ると言える。

食事の面では、好みにもよるが、概して日本人には合うという声が多く聞かれた。周辺国の料理と比較すると、ベトナム料理は中華料理よりあっさりしており、タイよりも甘辛くなく、パクチーなどの香草も他国よりも多くないという。また、商業施設の増加により日本食レストランも増加しており、現地調査では「だいたい日本食を食べている」という駐在員を多く見かけた。日本食材は、イオンやファミリーマート、ミニストップなど日系小売店や、日本食材専門店などで入手できる。イオンが提携する Citimart では、トップバリュの商品が売られている。野菜をはじめとした安心安全な食材や、弁当の宅配サービスも利用可能である。



ホーチミン市内のファミリーマート



日本人好みの料理を提供する
レストランも多い

南部の娯楽は、ゴルフ、プール、テニス、フィットネスクラブ、サッカー、ラグビー、ダイビング、カラオケなど幅広く楽しめる。日本人コミュニティを中心とした各種クラブ活動も盛んである。また、子女向けに遊園地やウォーターパーク、動物園といったアトラクションも多く立地する。ショッピングセンターにも室内遊園地が併設されている。施設面で日本のショッピングセンターに匹敵する水準のショッピングセンターが増加しているが、日本人への訴求力は高くない。その一因として、ベトナムは贅沢品に対する関税及び税金が高率であり、輸入された日本品は手を出しにくい価格設定であることが挙げられる。

南部では、ホーチミンやビンズン省、ドンナイ省などにゴルフ場がある。ホーチミン市街地から 1 時間圏内には有名ゴルフ場が 4~5 ヲ所ほど立地している。1 年間などの期間限定のゴルフ会員権が販売され、このようなゴルフ会員権を購入する日本人駐在員も多い。

また、ゴルフ会員権を会社で保有している日系企業もある。ホーチミンには現在、日本人学校、日本人補習校のほか、インターナショナルスクールがある。

病院について、ホーチミンには、日本人医師が常駐し、緊急用にも対応できる病院・クリニックが立地するものの、専門医ではないため、手術はできない。医療全般の水準は、シンガポール、バンコク、マレーシアよりも低いとの評価である。更に、現地駐在員からはホーチミンには日本の大学病院クラスの施設がなく、MRI といった高額機器はあるものの、それらの機器を使って症状を判断できる医師がいないなど、現地の医療体制を不安視する意見が寄せられた。現在、日本政府がベトナムに対して医療支援を実施しており、現地における医療サービスの改善が期待される。なお、ビンズン省では、都市部の病院で受診する必要がある。ちょっとした手術や虫歯の治療も、問題が耳に入ってくるため、日本に帰って対応しているという声があった。

図表 27-5 ホーチミン市・ビンズン省の学校

学校名、URL	場所	対象
ホーチミン日本人学校 (The Japanese School in Ho Chi Minh City) URL : https://jschoolhcmc.com/	Saigon South, Block M9, Tan Phu Ward, District 7	小学生 中学生
ホーチミン日本人補習校 (Ho Chi Minh city Japanese Supplementary School) URL : https://jss-hcmc.asia/	Block M9, TAN PHU WARD, DIST7	小学生 中学生
サイゴン・サウス・インターナショナル・スクール (Saigon South International School) URL : https://www.ssis.edu.vn/	78 Nguyen Duc Canh Tan Phong Ward, District 7	小学生から 高校生
インターナショナル・スクール・ホーチミンシティ (International School, Ho Chi Minh City) URL : https://www.ishcmc.com/	(Primary Campus) 28 Vo Truong Toan Street, An Phu Ward, District 2	2~18 歳
オーストラリアン・インターナショナル・スクール (Australian International School (AIS)) URL : https://www.aivietnam.com/	XI Campus (Kindergarten):190 Nguyen Van Huong Street, Thao Dien Ward, District 2 Thao Dien Campus (Kindergarten & Primary School):36 Thao Dien Street, District 2 Thu Thiem Campus (Kindergarten, Primary, Middle&Senior School):264 Mai Chi Tho (East-West Highway), An Phu Ward, District 2	2~18 歳
ブリティッシュ・インターナショナル・スクール (British International School (BIS)) URL : https://www.nordangliaeducation.com/our-schools/vietnam/ho-chi-minh-city/bis	(Early Years & Infant Campus) 101 Thao Dien Thu Duc City (Junior Campus) 225 Nguyen Van Huong Thu Duc City (Secondary Campus) 246 Nguyen Van Huong Thu Duc City	2~18 歳
ルネッサンスインターナショナルスクールサイゴン (Renaissance International School Saigon) URL : https://www.renaissance.edu.vn/	74 Nguyen Thi Thap Street, Binh Thuan Ward, District 7	2~18 歳
シンガポールインターナショナルスクール (Singapore International School (SIS)) URL : https://bdnewcity.sis.edu.vn/	Lot F7, Le Loi Street, Binh Duong New City, Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City, Binh Duong Province	1~18 歳

(出所) 各校ウェブサイトより作成 (閲覧日 2022 年 9 月 28 日)

図表 27-6 南部の主な医療機関

病院名、URL	診察科目	住所	電話番号
Family Medical Practice, Ho Chi Minh City (ファミリー メディカル プラクティス ホーチミンシティ) https://poste-vn.com/fmp-hcmc 日本人医師1名、日本人スタッフ5名	総合診療科、内科、小児科、整形外科・外科、皮膚科、婦人科、耳鼻咽喉科、理学療法など	1区: Diamond Plaza 34 Le Duan Street, District 1, HCMC 2区: 95 Thao Dien Street, District 2, HCMC 7区: 41 Dang Duc Thuat, Tan Phong, District 7, HCMC	028-3822-7848 (24時間対応) 緊急アシスタンス&救急車サービス: *9999 (24時間対応) 日本語直通: 028-3822-1919
Raffles Medical Ho Chi Minh (ラッフルズ メディカル ホーチミン) https://rafflesmedical.vn/ja/raffles-medical-ho-chi-minh-city/ 日本人医師1名、日本人看護師(日本の看護師資格保有)1名	総合診療科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、外科、整形外科、泌尿器科、放射線科、精神科、呼吸器科、消化器科、歯科、整体、心理カウンセリングなど	167A Nam Ky Khoi Nghia Street, District 3, HCMC	028-3824-0777 (24時間対応) * 救急外来は24時間体制。救急車の依頼も可能(有料)
Lotus Clinic (ロータス クリニック) https://lotus-clinic.com/clinic 日本人医師2名、日本人看護師(日本の看護師資格)2名、日本人スタッフ1名。ベトナム人スタッフは全員日本語で対応可能。	総合診療科(プライマリーケア)	22-22 Bis Le Thanh Ton Street, Ben Nghe Ward, District 1, HCMC	028-3827-0000
Franco-Vietnamese Hospital (フランコ ベトナムーズ ホスピタル) https://www.fvhospital.com/ 日本語で対応可能なベトナム人スタッフ1名	総合診療科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、口腔外科、歯科、放射線治療、整体、理学療法、カウンセリングなど	6 Nguyen Luong Bang Street, Tan Phu Ward, District 7, HCMC	028-5411-3333 (日本語: 内線 1183) 日本語直通: 096-262-7803 (24時間救急 028-5411-3500)

(出所) 外務省「世界の医療事情 ベトナム」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html> などより作成

最終更新日 2020年10月1日、閲覧日 2022年9月28日

ひとくちメモ 18： 南部物流についてのまとめ

南部の物流は改善しつつある。北部、中部と比較してもその整備水準は高いものの、鉄道の利便性の低さ、港湾処理能力が逼迫し、物流コストも高騰するなど、改善が期待される点は多々ある。特に物流コストは、他の東南アジア諸国と比較すると、港から港への輸送コストは特別高くはないが、工場から港までの陸路の輸送コストが高いことが分かる。また、警察、トラック車両事故、トールフィー（通行料金）など、やや不透明な物流コストが発生することも問題視されている。また、南部はすでに進出企業も多く、それ故に都市部では交通渋滞が深刻化していることには留意が必要である。

現在、日本の ODA を含む資金を活用して、ベトナム全土で道路整備が進められている。しかし、用地収用が進まず、計画が大幅に遅れているケースが散見される。ベトナムでは強権的な土地収用は実施されず、「民主的」な用地の確保が行われるため、道路建設をはじめとする大規模なインフラプロジェクトには時間がかかると言われる。

10. 主要工業団地

南部の主要な工業団地の概要を省毎にまとめると、以下となる。

ビンズン省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	バウバン(Bau Bang)工業団地 / ミーフオック 5(My Phuoc 5)工業団地	Lai Hung and Lai Uyen Ward of Ben Cat District- Binh Duong Province	2,000
2	ビンアン・テキスタイル・ガーメント (Det May Binh An) 工業団地	Xa Binh Thang, thi xa Di An, tinh Binh Duong	26
3	ビンドゥオン(Binh Duong)工業団地	An Binh Commune, Di An District, Binh Duong Province	17
4	ダーデン(Da Den) / ダイダン(Dai Dang)工業団地	Thu Dau Mot Township, Binh Duong Province	274
5	ダットクオック(Dat Cuoc)工業団地	Xa Dat Cuoc, huyen Tan Uyen, tinh Binh Duong	213
6	ドンアン1(Dong An 1)工業団地	KCN Dong An, phuong Binh Hoa, thi xa Thuan An, tinh Binh Duong	140
7	ドンアン2(Dong An 2)工業団地	KCN Dong An II, P. Hoa Phu, T.P Thu Dau Mot, tinh Binh Duong	235
8	キムフイ(Kim Huy)工業団地	Phuong Phu Tan-Thi xa Thu Dau Mot- Tinh Binh Duong	216
9	マイチュン(Mai Trung)工業団地	An Tay Commune, Ben Cat District, Binh Duong.	51
10	ミーフオック(My Phuoc)工業団地 1~3	H. Ben Cat - Binh Duong	4,200
11	ナム・タンウエン(Nam Tan Uyen)工業団地	Khanh Binh commune, Tan Uyen district, Binh Duong province	332
12	フーザー(Phu Gia)工業団地	xa Hoa Loi, huyen Ben Cat, tinh Binh Duong	33
13	プロトレード・インターナショナル・テックパーク (Protrade International Tech Park)	Xã An Tây, Thị xã Bến Cát, Tỉnh Bình Dương	n/a
14	ラックバップーアンディエン(Rach Bap - An Dien)工業団地	An Dien - An Tay Communes, Ben Cat Dist., Binh Duong Province	279
15	ソントアン1(Song Than 1)工業団地	63 Yersin, phuong Hiep Thanh, thi xa Thu Dau Mot, tinh Binh Duong	178
16	ソントアン2(Song Than 2)工業団地	Thi tran Di An va xa Tan Dong Hiep, thi xa Di An, tinh binh Duong	279
17	ソントアン3(Song Than 3)工業団地	Thi tran Di An va xa Tan Dong Hiep, thi xa Di An, tinh binh Duong	534
18	タンビン(Tan Binh)工業団地	Xa Tan Binh, Huyen Bac Tan Uyen, Tinh Binh Duong	353
19	タンドンヒエプB(Tan Dong Hiep B)工業団地	Tan Dong Hiep Commune, Di An District, Binh Duong Province	164
20	トイホア(Thoi Hoa)/ミーフオック 4(My Phuoc4)工業団地	Thoi Hoa Commune, Ben Cat District, Binh Duong Province	202
21	ビエットフオン1(Viet Huong 1)工業団地	Phuong Thuan Giao, Thi xa Thuan An, tinh Binh Duong	46
22	ビエットフオン2(Viet Huong 2)工業団地	An Tay Commune, Ben Cat District, Binh Duong Province	250
23	ベトナム・シンガポール工業団地 1(VSIP-1)	8 Huu Nghi Boulevard, VSIP, Thuan An, Binh Duong province	500
24	ベトナム・シンガポール工業団地 2(VSIP-2)	8 Huu Nghi Boulevard, VSIP, Thuan An, Binh Duong province	2045

ビンズン省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
25	ベトナム・シンガポール工業団地 3 (VSIP-3)	8 Dai Lo Huu Nghi, VSIP, Thuan An, Binh Duong, Vietnam	1,000

バリア・ヴンタウ省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	カイメップ (Cai Mep) 工業団地	Phuoc Hoa Town, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	670
2	チャウドゥック (Chau Duc) 都市工業団地	Xa Nghia Thanh, Xa Suoi Nghe, Huyen Chau Duc, Tinh Ba Ria - Vung Tau	2,287
3	ダー・バック (Da Bac) 工業団地	Bau Disn, Da Bac, Chau Duc, Ba Ria-Vung Tau	295
4	ダットドー1 (Dat Do 1) 工業団地	Xa Phuoc Long Tho, Huyen Dat Do, Tinh Ba Ria - Vung Tau	496
5	ドンスエン (Dong Xuyen) 工業団地	Phuong Rach Dua, Thanh pho Vung Tau	168
6	ミースアン A (My Xuan A) 工業団地	Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	304
7	ミースアン A2 (My Xuan A2) 工業団地	My Xuan Commune, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	422
8	ミースアン B1-コナック (My Xuan B1 - CONAC) 工業団地	Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	212
9	ミースアン B1-ダイズオン (My Xuan B1 - Dai Duong) 工業団地	My Xuan Commune, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	146
10	ミースアン B1-ティエンフン (My Xuan B1 - Tien Hung) 工業団地	My Xuan Commune, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	200
11	フーミー1 (Phu My 1) 工業団地	Thi Tran Phu My, Huyen Tan Thanh, Tinh Ba Ria - Vung Tau	951
12	フーミー2 (Phu My 2) 工業団地	Phu My Town, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	621
13	フーミー2 拡張 (Phu My 2 Mo Rong) 工業団地	Phu My Town, Tan Thanh Dist., Ba Ria - Vung Tau Province	400
14	フーミー3 特別工業団地 (Phu My 3 Specialized IP)	Phuoc Hoa Commune, Tan Thanh District, Ba Ria - Vung Tau Province	1,046

ドンナイ省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	アグテックス・ロンビン (AGTEX Long Binh) 工業団地	Long Binh Ward, Bien Hoa City, Dong Nai Province	50
2	アマタシティ・ビエンホア (Amata City Bien Hoa) 工業団地	Long Binh Ward, Bien Hoa City, Dong Nai Province	700
3	アマタシティ・ロンタン (Amata City Long Thanh) 工業団地	n/a	n/a
4	アンフオック (An Phuoc) 工業団地	An Phuoc Commune, Long Thanh District, Dong Nai Province	201
5	バウセオ (Bau Xeo) 工業団地	Song Trau Commune, Trang Bom Dist., Dong Nai Province	500
6	ビエンホア 1 (Bien Hoa 1) 工業団地	An Binh Ward, Bien Hoa city, Dong Nai province	335

ドンナイ省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
7	ビエンホア 2(Bien Hoa 2) 工業団地	Long Binh Tan & An Binh Ward, Bien Hoa city, Dong Nai	331
8	ブーステッド工業団地 (Boustead Industrial Park)	Street No.3, Nhon Trach II Industrial Park, Nhon Trach, Dong Nai	19
9	ザウザイ (Dau Giay) 工業団地	Bau Ham Commune & Xuan Thanh Commune, Thong Nhat District, Dong Nai Province	331
10	ニョンチャック・テキスタイル・ガーマント (Det may Nhon Trach) 工業団地	Khu Cong Nghiep Det May Nhon Trach, Duong 319B, xa Hiep Phuoc, Huyen Nhon Trach, Tinh Dong Nai	n/a
11	ディンクアン (Dinh Quan) 工業団地	La Nga Commune, Dinh Quan District, Dong Nai Province	54
12	ザンディエン (Giang Dien) 工業団地	Xa Giang Dien, An Vien Huyen Trang Bom va Xa Tam Phuoc Tinh Dong Nai	529
13	ゴーザウ (Go Dau) 工業団地	Phuoc Thai commune, Long Thanh district, Dong Nai	182
14	ホーナイ (Ho Nai) 工業団地	Son Ho Nai 3, Trang Bom District, Dong Nai Province	第 1 期:226 第 2 期:270
15	ロックアン・ビンソン (Loc An Binh Son) 工業団地	Xa Loc An, Long An & Binh Son, H. Long Thanh, Bien Hoa, Dong Nai	498
16	ロンドゥック (Long Duc) 工業団地	Long Duc Industrial Park, Long Duc Ward, Long Thanh District, Dong Nai Province	270
17	ロンカイン (Long Khanh) 工業団地	Suoi Tre Commune, Long Khanh Township, Dong Nai Province	281
18	ロテコ (LOTECO) / ロン・ビン (Long Binh) 工業団地	Route 15A Long Binh Ward, Bien Hoa city, Dong Nai province	100
19	ロンタイン (Long Thanh) 工業団地	Xã Tam An, Huyện Long Thành, Tỉnh Đồng Nai	488
20	ニョンチャック 1 (Nhon Trach 1) 工業団地	Phu Hoi, Phuoc Thien and Hiep Phuoc Communes, Nhon Trach Dist., Dong Nai Province	447
21	ニョンチャック 2 (Nhon Trach 2) 工業団地	25 Hoang Hoa Tham, Phuong 6, Quan Binh Thanh, Tp. Ho Chi Minh	183
22	ニョンチャック 2-ロックカン (Nhon Trach 2 - Loc Khang) 工業団地	xa Hiep Phuoc & Phu Hoi, huyen Nhon Trach,	70
23	ニョンチャック 2-ニョンフー (Nhon Trach 2 - Nhon Phu) 工業団地	25 Hoang Hoa Tham, Phuong 6, Quan Binh Thanh, Tp. Ho Chi Minh	183
24	ニョンチャック 3 (Nhon Trach 3) 工業団地	Long Tan and Hiep Phuoc Commune, Nhon Trach District, Dong Nai	第 1 期: 337 第 2 期: 360
25	ニョンチャック 5 (Nhon Trach 5) 工業団地	Long Tho Commune, Nhon Trach District, Dong Nai Province	309
26	ニョンチャック 6 (Nhon Trach 6) 工業団地	Nhon Trach District, Dong Nai Province	314
27	オンケオ (Ong Keo) 工業団地	Phuoc Khanh Commune, Nhon Trach District, Dong Nai Province	856
28	ソンマイ (Song May) 工業団地	Bac Son Commune, Trang Bom District, Dong Nai Province	474

ドンナイ省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
29	スオイチェー(Suoi Tre)工業団地	Suoi Tre and Bao Vinh commune, Long Khanh town, Dong Nai province	150
30	タムフオック(Tam Phuoc)工業団地	Road no 6, Tam Phuoc Village, Bien Hoa City, Dong Nai Province	323
31	タンフー(Tan Phu)工業団地	Tan Phu Town, Tan Phu Dist., Dong Nai Province	50
32	タインフー(Thanh Phu)工業団地	Thanh Phu Commune, Vinh Cuu Dist., Dong Nai Province	177
33	スアンロック(Xuan Loc)工業団地	Xuan Tam & Xuan Hiep commune, Xuan Loc district, Dong Nai province	108

ホーチミン市			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	アンハ(An Ha)工業団地	Pham Van Hai commune, Binh Chanh district, Ho Chi Minh city	124
2	ビンチエウ(Binh Chieu)工業団地	Binh Chieu Ward, Thu Duc Dist., HCMC	27
3	カッタライ 2 (Cat Lai 2)工業団地	No. 936 Nguyen Thi Dinh St., Thanh My Loi Ward, Dist. 2, HCMC	137
4	コーキー・オート(Co Khi Oto)機械・自動車工業団地	Tinh lộ 8, xã Hoà Phú, xã Tân Thạnh Đông, huyện Củ Chi, TP. HCM.	99
5	ドンナム(Dong Nam)工業団地	Hoa Phu and Binh My Communes, Cu Chi Dist., HCMC	343
6	ヒエップフオック(Hiep Phuoc)工業団地	Division B, Road No. 1, Hiep Phuoc Industrial Park, Hiep Phuoc Commune, Nha Be District, HCMC	2,000
7	レミンスアン(Le Minh Xuan)工業団地	Tan Nhut & Le Minh Xuan Communes, Binh Chanh Dist., HCMC	100
8	レミンスアン3(Le Minh Xuan 3)工業団地	Binh Chanh District, HCMC	310
9	リンチュン1(Linh Trung 1)輸出加工区	Linh Trung Ward, Thu Duc District, Ho Chi Minh City	62
10	リンチュン2(Linh Trung 2)輸出加工区	Binh Chieu Ward, Thu Duc District, Hochiminh City	62
11	クアンチュン・ソフトウェアシティ(Quang Trung Software City)	Hall 3, Quang Trung Software City, Tan Chanh Hiep Ward, District 12, Ho Chi Minh City	43
12	サイゴン・ハイテク・パーク(Saigon Hi-Tech Park)	"D1, Saigon Hi-Tech Park Tan Phu Ward, District 9, Hochiminh City"	913
13	タンビン(Tan Binh)工業団地	108 Tay Thanh, Ward 15, Tan Binh Dist., HCMC	129
14	タンフーチュン(Tan Phu Trung)工業団地	Highway 22, Tram Bom hamlet, Tan Phu Trung Commune, Cu Chi District, HCMC	543
15	タンタオ(Tan Tao)工業団地	Tan Tao Industrial Park, Tan Tao A Ward, Binh Tan District, Ho Chi Minh City	392
16	タントイヒエップ(Tan Thoi Hiep)工業団地	No 27/40B, National Road 80, Tan Chanh Hiep Ward, Dist. 12, HCMC	215

ホーチミン市			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
17	タントゥアン(Tan Thuan)輸出加工区	KCX Tan Thuan, Phuong Tan Thuan Dong, Quan 7, Tp. Ho Chi Minh, Viet Nam	300
18	タイバック・クチ(Tay Bac Cu Chi) 工業団地	National Road 22, Cu Chi Dist., HCMC	150
19	ビンロック (Vinh Loc) 工業団地	Lo A59/I duong so 7, KCN Vinh Loc, phuong Binh Hung Hoa Commune, District Binh Tan, Tp. HCM	207

ロンアン省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
1	カウカン・フオックドン(Cau Cang Phuoc Dong) 工業団地	Ap 5, duong tinh 826B, xa Phuoc Dong, huyen can Duoc, tinh Long An	129
2	カウチャム(Cau Tram) 工業団地	Cau Tram Hamlet, Long Trach Ward, Can Duoc Dist., Long An	98
3	ディエヌエヌ・タンフー (DNN Tan Phu) 工業団地	Tan Phu commune, Duc Hoa district, Long An province	262
4	ドンナムアー (Dong Nam A) 工業団地	Tan Tap and Phuoc Vinh Dong commune, Can Giuoc district, Long An Province	396
5	ドゥックホア1-ハインフック(Duc Hoa 1- Hanh Phuoc) 工業団地	hamlet 5, Duc Hoa Dong commune, Duc Hoa district, Long An province	255
6	ドゥックホア3-アインホン(Duc Hoa 3 - Anh Hong) 工業団地	Ap Duc Hanh 2, xa Duc Lap Ha, huyen Duc Hoa, tinh Long An	45
7	ドゥックホア3-レスコ(Duc Hoa 3 - RESCO) 工業団地	Xa My Hanh Bac, huyen Duc Hoa, tinh Long An	296
8	ドゥックホア3-スリコ(Duc Hoa 3 - Slico) 工業団地	Xã Đức Lập Hạ, Huyện Đức Hòa, Tỉnh Long An	n/a
9	ドゥックホア3-タン・ア・ダイ・タン(Duc Hoa 3 - Tan Dai Thanh) 工業団地	Xã Đức Lập Hạ, huyện Đức Hòa, tỉnh Long An	n/a
10	ドゥックホア3-ビエツトホア(Duc Hoa 3 - Viet Hoa) 工業団地	Xa Duc Lap Ha, huyen Duc Hoa, tinh Long An	832
11	ハイソン(Hai Son) 工業団地	Ấp Bình Tiên 2 - Xã Đức Hòa Hạ - Huyện Đức Hòa - Tỉnh Long An	443
12	ヒュー・ティアン (Huu Thanh) 工業団地	Thị trấn Phú Mỹ - H. Tân Thành - T. Bà Rịa - Vũng Tàu.	524
13	ロンハウ(Long Hau) 工業団地	Long Hau Commune, Can Giuoc District, Long An Province	373
14	ロン・ハウ3 (Long Hau 3) 工業団地	n/a	n/a
15	ロンハウ・ホアビン(Long Hau Hoa Binh) 工業団地	Nga 3 Binh Anh, Quoc Lo 1A, Huyen Thu Thua, Tinh Long An	125
16	ナムトゥアン (Nam Thuan) 工業団地	xã Đức Hòa Đông, huyện Đức Hòa, tỉnh Long An	300
17	ニュットチャイン(Nhut Chanh) 工業団地	Hamlet 5, Nhut Chanh commune, Ben Luc district, Long An province	123
18	フーアンタン(Phu An Thanh) 工業団地	Tinh Lo 830, Xa An Thanh, Huyen Ben Luc, Tinh Long An	307

ロンアン省			
No.	工業団地名	所在地	総開発面積 (ha)
19	フックロン(Phuc Long)工業団地	400, highway 1A, Area 9, Ben Luc Townlet, Ben Luc district, Long An province, Viet Nam	79
20	タンドー(Tan Do)工業団地	Lo A1, duong so 1, KCN Tan Do, xa Duc Hoa Ha, Huyen Duc Hoa, Tinh Long An	n/a
21	タンドウック(Tan Duc)工業団地	Duc Hoa Ha Commune, Duc Hoa Dist., Long An Province	275
22	タンキム(Tan Kim)工業団地	Tan Kim commune, Can Giuoc district, Long An Province	104
23	タイホア(Thai Hoa)工業団地	Tan Hoa Hamlet, Duc Lap Ha Commune, Duc Hoa Dist., Long An Province	100
24	ティンファット(Thinh Phat)工業団地	tinh lo 830, ap 3 xa Luong Binh, huyen Ben Luc, tinh Long An	200
25	トゥアンダオ(Thuan Dao)工業団地	Khu Cong Nghiep Thuan Dao, thi tran Ben Luc, huyen Ben Luc, tinh Long An	765
26	テウーテウア(Thu Thua)工業団地	Thị trấn Thủ Thừa, huyện Thủ Thừa, tỉnh Long An	189
27	ベトファット(Viet Phat)工業団地	Quốc lộ N2, Tân Long, Thủ Thừa, Long An	1213,7
28	ビンロック-ベンルック(Vinh Loc - Ben Luc)工業団地	National Highway No. 01, Voi La Village, Long Hiep Commune, Ben Luc District, Long An Province	226
29	スアンA(Xuyen A)工業団地	Provincial Road No. 824, My Hanh Bac Commune, Duc Hoa District, Long An Province	306

付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、ベトナムに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

■ ベトナム現地の顧客・人材確保が重要

ベトナム進出に成功している会社の多くは、ベトナム現地の顧客をつかんでいたり、現地の人材を雇用して活用したりしているように思います。日系企業のみを相手にビジネスが成立する場合もあるとは思いますが、ベトナムの現地事情に適用していかなければ長期でのビジネスは成立しづらいのではないのでしょうか。

■ 日本の強みを生かしつつベトナムに合ったビジネスを

海岸線が長いベトナムは、アジアマーケットのハブとなる可能性があり、タイなどの他国と比較しても輸出に適した地理にあると思います。ベトナム政府からも、アジアをマーケットと捉えてベトナムに進出する方が喜ばれるのではないのでしょうか。マーケットインを行う際は、長い目で見ていく必要があります。日本ブランドや日本の強みを生かしつつ、ベトナム現地に合わせたビジネスを考えるのが重要です。

■ 日本の昭和～平成を感じられるベトナム

ベトナムにいと、日本の昭和から平成のような雰囲気を感じられます。現地で雇用しているベトナムの皆さんは、社員旅行や社内のチームビルディングイベント、カラオケ大会などが好きで、会社のイベントとして開催すると盛り上がります。ただし、一足飛びに成長している国でもあるので、10年前のベトナムを想像して来越するとイメージと大きく異なることも多いと思います。

■ 地場企業のオーナーにとって会社は「自分の子供」

地場企業のオーナーの多くは、「会社は自分の子供」という感覚を持っており、悪気なく会社資産を個人使用していることもあるようです。また、個人的に親しいことを理由にして、特定の取引先との取引が多いという事例もあります。M&Aを検討する際には、デューデリジェンスにおいて可能な限り見定めて、譲渡価格に反映する必要があります。

■ 検討が進捗していることを相手に伝えることが交渉のコツ

ベトナムには多くの韓国企業などの外資系企業が進出していますが、その中でも日本企業は他国の企業に比べて意思決定が遅いと思われています。ベトナム企業側が日本の意思決定を待てず案件がクローズしてしまうこともあるほどです。ただし、実際には意思決定が遅いから待てない、ということではなく、「何もニュースがないから、私たちのことはどうでも良いのだ」と誤解してしまっているパターンが多いと聞きます。

意思決定をベトナム側のスピードに合わせる必要はありませんが、面談を頻繁に行う、全体スケジュールを可視化して都度更新し共有するなど、検討が前に進んでいることを相手に示すことが重要だと思います。

■ 日本では競合でもベトナムでは協業できる可能性あり

マーケットとして急成長をしているベトナムでは、パワーゲームが展開されることもあります。株主から大量に資本調達をし、サービスの形が出来上がり次第、プロモーションで支出し、消費者を確保して市場シェアを獲得しに行く、といった方法です。このようなパワーゲームには、日本のトラディショナルなやり方に固執しては対応できません。ベトナムの財閥企業もこのようなパワーゲームに参加して、エコシステムの形成を試みているように思います。

日本企業も、日本では競合であってもベトナムでは協業し、パートナーシップを組み合わせながらエコシステムを作っていくことができるのではないのでしょうか。ベトナムは親日国です。日本の製品やサービスには良い印象を持ってもらっている今、その日本ブランドを活用しながら日本企業がベトナムマーケットでのパワーゲームに対抗できるような素地を作れたら良いと思っています。

■ 輸出加工企業（Export Processing Enterprises : EPE）でも査察対応の準備を

輸出加工企業の場合、設備、建築に対しても関税がかかりません。最近では、「EPEの特性を悪用し、免税で仕入れた材料を使って国内向けに販売をしているのではないか」という疑いがかかり、EPE企業に査察が入るケースが増えていると聞きます。

以前であれば、輸出加工企業は四半期毎に在庫の報告義務がありましたが、半年、1年と報告期間が長くなり、最終的には報告義務がなくなりました。このため、輸出加工企業の中には在庫の管理を怠るようになってしまったところもあったようです。しかし、これでは相手（税務署）の思う壺とも言えます。査察に備えて、日常的に在庫管理をしておくことをお勧めします。

■ 日本への留学生は多いけれど…

現在、ベトナムから日本に多くの若者が留学しています。確かに、ベトナムの若者の間で日本に留学を希望する人は多いのですが、彼らの本当の留学希望先は米国や欧州のようです。勿論、日本の文化だけでなく、日本企業に対しても良い印象を持っている若者は多いのですが、ビジネスで成功するのであれば、留学先は日本ではなく、欧米諸国だと考える人も少なくないようです。

日本やベトナムにいと、ベトナム人の方々が親日的だと感じる機会が多いのですが、本音のところは欧米企業で働きたいのかなど感じることもあります。ですので、「日本人はベトナム人から好かれている」と安易に考えるのではなく、彼らにとって「日本人や日本企業からまだまだ学ぶことが多い」と思ってもらえるように頑張らなくてはならないなと思っています。

このような意識で当地での業務に取り組んで行くことが、些細なことかもしれませんが、従業員の離職率の低下や優秀なスタッフの育成につながるのではないかと思います。

■ ローカライズのバランスには留意。日本本社の理解を得るタフさも必要

仕事のローカライズを進めすぎると、コンプライアンス面でリスクが大きくなります。また、優秀だからといって、特定の人に権限が集中すると、次第に情報を抱え込んだり、業者から賄賂を受け取ったりと、トラブルにつながる恐れもあります。特定の人に委任しすぎないことが重要だと思います。

また、途上国であるベトナムで発生する様々な理不尽な出来事について、シンガポールや日本本社にしっかり説明し、理解してもらうだけのタフさが必要です。

■ 消費者の価値観に訴求できるかが重要

近年は日系メーカーが製造拠点としてだけでなく、ベトナム市場での販売を目的に進出するケースが増えています。しかし、当社は耐久消費財メーカーですが、この分野で日本製が浸透するかは分かりません。ベトナムの風習を理解しないことには、製品を購入してもらうことはできないと思います。

例えば食に関しては、ベトナムでは若者であっても西洋食を食べず、朝から麺を食べる傾向にあります。米国系のハンバーガー・チェーンも店舗数は少ないです。彼らに、「良い」と思わせるようなものでなければ、受け入れられないということだと思います。

また、洗濯機にしても4割しか普及していませんが、根底には洗濯物は手で洗えばよいという発想があるようです。お金を落とす先についての優先順位があり、車を購入できる財力があっても、バイクが良ければ買わないようです。「便利なら良いという価値観ではない」と感じる事が現地では多いです。

■ 長い目で見た育成が大事

ベトナムでは法律が曖昧で、且つ頻繁に改正されます。加えて、お金を取られても授業料と思えるところがなければ、事業を継続していくことは大変だと思います（勿論、良いことではありませんが）。

ベトナムでは人材の育成が必要ですが、短絡的にアウトプットを刈り取ろうとすると失敗する確率が高くなると思います。長い目で見て、ベトナムに根差すのが良いでしょう。

ベトナムは超がつく親日国で、子供が夜に外を歩けるほどアジアの中でも治安の良い国です。平均年齢が若く、日常生活では社会主義国であることを感じさせない程です。政府も外資企業の進出を歓迎しており、更地からでも半年程度で工場を建設できるでしょう。但し、ホーチミンでは会社設立の審査に時間を要する場合がありますため、進出するならばダナン以北の方が良いかもしれません。政府（北ベトナム）は、南ベトナムにおける資本主義経済の繁栄を苦々しく思っている節があり、ハノイの経済発展をより重視していると指摘する人もいます。

■ 現場の教育は実演で

技術指導は紙に書いたマニュアルだけでは不十分で、日本人が必ず現地に赴く必要があります。ベトナムでの教育は、時間をかけ、実際に日本人が動作を見せることが重要です。

付録2 よくある質問 (FAQ)

(1) ベトナムへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

ベトナムの一般的な投資情報であれば駐日ベトナム社会主義共和国大使館に、中部のダナンに関する投資情報であればダナン駐日代表部で収集が可能です。

■ 駐日ベトナム社会主義共和国大使館 (<http://www.vnembassy-jp.org/ja>)

所在地：〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11

電話： 03-3466-3313

E-mail： vietnamembassy-japan@vnembassy.jp

■ ダナン駐日代表部 (<http://www.oeri.co.jp/danang/>)

所在地：〒167-0053 東京都杉並区西荻南 1-13-15

電話： 03-6264-3655

(2) ベトナムは世界でも少ない社会主義の国だと思いますが、労務面で気を付けるべき点について、アドバイスをください。

以前は「北部地域はこれまで一度も資本主義による経済基盤を持ったことがない地域であり、農村出身の多くの労働者は会社勤めの経験がないから、まず仕事に対する考え方や意識などから教育する必要がある」と言われていました。しかし、北部地域の社会インフラが整備され、工業団地などに多くの外資系企業が進出したことで、所謂「会社勤めとは…」などの教育の負担感は軽くなっています。

他方、ストライキなどの労働紛争は外資系企業（非日系）でしばしば発生しています。ベトナムの労働法には、法で定められた手続に従って労働者がストライキを行う権利を認めていますが、実際には決められた手順を踏まない違法スト（いわゆる山猫スト）が多いと言われています。

このようなストライキの場合、労働者側の代表者の顔が分かりにくいいため、日本人の代表者も話し合おうとしても打つ手が限られてしまいます。月並みではありますが、日ごろから組合や労働者側との良好な関係構築を図ることが重要です。ある現地進出日系企業は、月1回の誕生会を開催したり、年に1回、社員旅行を企画したりして社員と良好な関係を築いているそうです。また、従業員100名未満のある日系企業では、社内の人間関係を円滑にするために、朝礼・昼会・夕会において社員全員で掃除を行って連帯感を高めているとも聞いています。

(3) ベトナムでは法令、通達が多いと聞きますが、最新情報を把握するにはどうすれば良いでしょうか？

ベトナム語で発出される法令、通達を日本人が把握することは大変です。全てをカバーすることはできませんが、①グローバルに展開している大手監査法人のニュースレターを参考にする、②日本人商工会に入会して情報収集に努める、③ベトナム人の現地スタッフに情報収集を指示する、などの対応が考えられます。

一般的には③の現地スタッフによる情報収集が望ましいのですが、こちらが知りたい内容を本当に正しく伝えているかなどの裏取りをする必要もありますので、やはり①や②を併用するなど、多面的にあたっていくのが現実的だと思います。

(4) ベトナムの税務面の特徴に、「外国契約者税」というものがあると聞いたことがありますが、どのようなものですか？

外国契約者税とは、外国法人や個人（外国契約者）がベトナムの個人または組織と契約などを締結し、ベトナム国内でサービスを実施・提供した際の対価に対して課される税を指します。外国契約者税は法人税と付加価値税（VAT）からなっており、みなし税率で算出された税額を、「ベトナム側当事者（サービスなどの受け手）」が支払うこととなります。

例えば、日本の親会社がベトナムの子会社に対して現地スタッフのトレーニングを提供し、ベトナムの子会社はその対価を親会社に支払う場合の支払額が外国契約者税の対象となります。

みなし税率は、提供する内容によって異なりますが、最大税率は法人税が10%、VATが5%となっています。サービスを受けた側が、提供した側に対価を支払ったのち、10日以内に申告・納税する必要があります。

(5) ベトナムでレストランや小売店を開きたいのですが、外資比率や出店に関する規制にはどのようなものがありますか？

2019年9月時点では、ベトナムでは小売事業や外食（レストラン）事業での外資比率の規制はなく、完全子会社（100%出資）の設立が可能です。ただし、小売店の場合、2013年に一旦緩和した外国企業による小売店の設立条件が、現在では再び厳格になっています。

2018年1月に、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法及び外国貿易管理法の細則を定める政令（Decree09/2018/ND-CP）が公布・施行されました。株式の保有比率に関わらず、外国企業などが直接出資するベトナム企業（外資系企業）が小売店を展開しようとする場合、企業登録証明取得後30日以内に、小売店許可証の申請を行う必要があります。また、1号店の出店にあたっては、①小売店設立の財務計画を有する、②税金の滞納がない、③出店予定地が地域の基本計画に適合している、の三つの条件を満たすことが規定されました。

更に、2店舗目以降の小売店舗の設立にあたっては、関連当局にエコノミック・ニーズ・テスト（Economic Needs Test：ENT）を受ける必要があると規定されました。

2013年4月の商工省の通達「08/2013/TT-BCT」では、このENTを受ける必要がない例外を規定し、「物品取引活動のために計画され既にそのインフラ設備の建設が完了している地域においては、面積が500㎡未満の小売店舗であればENTが適用されない」ことが明示されましたが、2018年の政令により、ENTが免除されるのは、(1)2店舗目の敷地が500㎡未満である、(2)ショッピングモール内にある、(3)コンビニエンスストアまたは小型スーパーマーケットとして指定されていない、の三つの条件を全て満たす場合に限られました。

このような改訂により、特に小型の食品小売店の出店は厳しくなったと言えるでしょう。

(6) ベトナムの小売業での商慣行の特徴を教えてください。

ベトナムでは、メーカーと小売との間の発言力について「メーカーの方がやや強い」と言われています。小売企業が前払いを求められるケースは少なく、決済期間も30～45日とするケースが一般的ですが、中には5日、19日といったケースもあるようです。また、テレビなどのいわゆる黒物家電では「出荷から2週間後に代金支払い」を求められることもあったとの声もありました。

小売店とメーカーの間に限ったことではないですが、ベトナムでは契約書の原本（紙ベース）が重要な役割を果たします。取引先との交渉・やりとりについても、メール文書は証跡にならないので注意してください。例えば、小売店で売れ残った商品をメーカーに返品したり、値引きしたりして売り切ることが実際にはありますが、事前取引契約書に値引き販売や返品に係る条件を記載する必要があります。

(7) ベトナムの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、ベトナムにはハノイとホーチミンに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生が対象です。

（ウェブサイト）

ハノイ日本人学校：<http://www10.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=4810002>

ホーチミン日本人学校：<http://www.jschool-hcmc.net/>

医療面では、在ベトナム日本大使館のウェブサイト上に、医療情報が掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>）。このサイトには、ハノイ9件（歯科医療機関は5件）、ホーチミン4件（同2件）、ダナン1件（歯科医療機関の情報なし）の医療機関の住所、連絡先、診療時間及び日本語対応の有無などの情報が記載されています。

ただし、現地調査では、医療の質に対する不安を感じる方も多くいらっしゃいました。特に手術を要するような病気の場合は、日本、シンガポールの病院を勧める意見がほとんどでした。

娯楽に関しては、日本人駐在員の場合はやはりゴルフが多いようです。プレーフィーは地域やコースによって異なりますが、北部ハノイ近郊で13,000～18,000円、南部ホーチミンで15,000円前後であり、プレーフィーの水準はあまり安くはないようです。

食事に関しては、人によって印象が大きく異なりますが、日本食の店舗数や種類は随分増えているようです。ベトナム料理の味付けが日本食と親和性があると感じる方も多く、また、ベトナムには野菜も豊富にあるため、他の新興国と比べると満足されておられる方が多いように思われます。日本食を提供する店舗数は、北部、南部とも増加していますが、中部では日本食を提供する店舗数は限りがあるようです。

交通面では、公共輸送機関が実質的にない点を不満に挙げる声が多く聞かれました。現地に公共バス網はありますが、日本人の駐在員はほとんど利用していません。

(8) ベトナムの治安に関する情報はどこで入手できますか。

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_015.html#ad-image-0) または在ベトナム日本国大使館 (http://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) ウェブサイトで入手可能です。また、渡航前に外務省のたびレジ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に連絡先を登録しておく、緊急時に情報提供を受けることができます。

付録3 日本国内での相談窓口

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
日本貿易振興機構（ジェトロ） https://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル（総合案内 6階）	TEL: 03-3582-5511
日本アセアンセンター （東南アジア諸国連合貿易投資 観光促進センター） https://www.asean.or.jp/ja/	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1階	（貿易投資クラスター） TEL: 03-5402-8006 FAX: 03-5402-8007
駐日ベトナム社会主義共和国 大使館 Embassy of The Socialist Republic of Vietnam in Japan https://vnembassy-jp.org/ja	〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町 50-11	TEL: 03-3466-3311 FAX: 03-3466-3312
在大阪ベトナム社会主義共和国 総領事館 Consulate-General of the Socialist Republic of Viet Nam in Osaka https://vnconsulate-osaka.org/en	〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東 4-2-15	TEL: 072-221-6666 FAX: 072-221-6667 E-mail: vnconsulate- info@vnconsulate-osaka.org
在福岡ベトナム社会主義共和国 総領事館 Consulate-General the Socialist Republic of Vietnam in Fukuoka https://vnconsulate-fukuoka.org/ja/	〒810-0801 福岡県福岡市博多区中洲 5丁目 3-8 アクア博多 4階	TEL: 092-263-7668 FAX: 092-263-7676 E-mail: tlsxvn- fukuoka@mofa.gov.vn
ベトナム商工会議所日本代表事 務所	〒102-0093 千代田区平河町 1-9-5 第三大盛丸平河町ビル	TEL: 03-5215-7040

付録4 ベトナム国内での相談窓口

1. 外国投資主要行政機関（投資関連情報の入手が可能）

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
MINISTRY OF PLANNING AND INVESTMENT (計画投資省) https://www.mpi.gov.vn/en/Pages/default.aspx	No. 6B, Hoang Dieu, Ba Dinh, Hanoi	TEL: 84-80-43485 84-24-38455298 (Ministry Office) FAX: 84-24-38234453 (Ministry Office) E-mail: banbientap@mpi.gov.vn
Foreign Investment Agency (FIA) (海外投資庁) http://fiajp.mpi.gov.vn/	6B Hoang Dieu, Ba Dinh, Ha Noi. (ジャパングデスク) 4F, Building D, 6B Hoang Dieu, Ba Dinh, Ha Noi	TEL: (日本語対応) ハノイ 84-4-3747-6445 ホーチミン 84-8- 39306671 Ext: 27 (ジャパングデスク) TEL: 84-4-37343759 E-mail: fia.japandesk@mpi.gov.vn
Investment Promotion Center for North Viet Nam (IPCN) (北部投資促進センター) https://ipcn.vn/	3F&4F, New Building, 65 Van Mieu, Dong Da, Ha Noi	TEL: 84-4-38458419 E-mail: fia.japandesk@mpi.gov.vn
Investment Promotion Center for Central Viet Nam (IPCC) (中部投資促進センター) http://centralinvest.gov.vn/	5th Floor, Office No.3 - Ministry of Planning and Investment 103 Le Sat Str, Hai Chau Dist, Da Nang city	TEL: 84-511-3797669 FAX: 84-511-3797679 E-mail: ipcmientrung@gmail.com
Investment Promotion Center for South Viet Nam (IPCS) (南部投資促進センター)	178 Nguyen Dinh Chieu, Dist.3, Ho Chi Minh City	TEL: 84-8-39306112 E-mail: fia.japandesk@mpi.gov.vn

2. 地方省市の計画投資局など（投資関連情報の入手が可能）

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
Hanoi Authority for Planning and Investment (HAPI) (ハノイ市計画投資局) http://www.hapi.gov.vn/en-US/	16 Cat Linh, Dong Da Hanoi	TEL: 84-4-38256637 FAX: 84-4-38251733 Email: duongdaynong_sokhdt@hanoi.gov.vn
Department of Planning and Investment of Ho Chi Minh City (HCMC) (ホーチミン市計画投資局) http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/	32 Le Thanh Ton Street, District 1, Ho Chi Minh City	TEL: 84-28-3829-3179 84-28-3822-7495 84-28-3829-3174 FAX: 84-28-3829-5008 84-28-3829-0817
Haiphong People's Committee (ハイフォン市人民委員会) https://haiphongdpi.gov.vn/eng/haiphong-peoples-committee-holds-regular-conference-in-april/	18 Hoang Dieu, Hong Bang district, Hai Phong City	TEL: 0225-3821-055 Email: congthongtindientu@haiphong.gov.vn
Danang Investment Promotion Agency (ダナン市投資促進支援委員会) http://jp.investdanang.gov.vn/	18th Floor Danang Administrative Centre, 24 Tran Phu Street, Danang city, Vietnam	TEL: 84-236-3886243 84-236-3886244 (ジャパンデスク：英語対応)
Dong Nai Provincial People's Committee (ドンナイ省人民委員会) https://dongnai.gov.vn/	No. 02 Nguyen Van Tri, Thanh Binh ward, Bien Hoa city, Dong Nai province.	TEL: 0251-3847292
Binh Duong Province (ビンズン省) https://eng.binhduong.gov.vn/	14th floor Building A Integrated Administration Center, Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City, Binh Duong Province	TEL: 84-274-3856856 E-mail: banbientap@binhduong.gov.vn

3. 工業区／輸出加工区 管理機関（工業団地入居関連情報などの入手が可能）

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
Hanoi Industrial and Export Processing Zones Authority (HIZA) http://hiza.gov.vn	7-storey Building, CC02, Mo Lao Urban Area, Mo Lao Ward, Ha Dong	TEL: 84-4-3356 0426 E-mail: vanthu_bqlkcnx@hanoi.gov.vn
Hochiminh City Export Processing and Industrial Zone Authority (HEPZA) http://www.hepza.gov.vn/	35 Nguyen Binh Khiem St, Dist 1, HCM City, Viet nam	TEL: 84-28-38290414 38290405 FAX: 84-28-38294271 E-mail: hepza@tphcm.gov.vn
Haiphong Economic Zone Authority (HEZA) http://en.heza.gov.vn/ja	24 Cu Chinh Lan , Minh Khai , Hong Bang , Hai Phong	TEL: 84-02253-569-170 Hotline:84-0869-256-256 E-mail: banquanlykkt@haiphong.gov.vn
Da Nang Industrial and Export Processing Zones Authority (DIEPZA) https://danang.eregulations.org/Contacts/4?l=en	Floor 30th, Danang Administration Centre building, No. 24 Tran Phu street	TEL: 84-511-3830017 E-mail: diepza@danang.gov.vn
Binh Duong Industrial Zones' Authority (BDIZA) https://kcn.binhduong.gov.vn/Pages/Home.aspx	5th Floor, Tower A centralized administrative center of Binh Duong Province, Hoa Phu Ward, Thu Dau Mot City, Binh Duong Province	TEL : 84-274-3831-215 FAX : 84-274-3823-984 E-mail: bqlkcn@binhduong.gov.vn
Can Tho Export Processing & Industrial Zone Authority (CEPIZA)	-	-
The Vietnam Singapore Industrial Park (VSIP) https://www.vsip.com.vn/	No. 8 Dai lo Huu Nghu, VSIP, Thuan An City, Binh Duong Province	TEL: 84-274-3743-898 FAX: 84-274-3743-430 E-mail: marketing@vsip.com.vn
Dong Nai Industrial Zones Authority (DIZA) https://diza.dongnai.gov.vn/	No.26, 2A St., Bien Hoa II Industrial Zone, Bien Hoa city, Dong Nai Province	TEL: 84-251-3892378 FAX: 84-251-3892379 E-mail:bqlkcn@dongnai.gov.vn, diza@diza.vn

4. 現地政府関係機関（投資関連、生活環境などに関する情報の入手が可能）

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
在ベトナム日本国大使館 https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	27 Lieu Giai, Ba Dinh, Hanoi	TEL: 84-24-3846-3000 FAX: 84-24-3846-3043
在ホーチミン日本国総領事館 https://www.hcmc.gj.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	261, Dien Bien Phu Street, District 3, Ho Chi Minh City	TEL: 84-28-3933-3510 FAX: 84-28-3933-3520 E-mail: ryoujikan@hc.mofa.go.jp
日本貿易振興機構（JETRO） ハノイ事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hanoi/	CornerStone Building 9th Floor, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi	TEL: 84-24-3825-0630 FAX: 84-24-3825-0552
日本貿易振興機構（JETRO） ホーチミン事務所 https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/vn_hochiminh/	14th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Street, District 1, Ho Chi Minh City, VIETNAM	TEL: 84-28-3821-9363 FAX: 84-28-3821-9362
国際協力銀行（JBIC） ハノイ駐在員事務所 https://www.jbic.go.jp/ja/about/hanoi.html	Unit 6.02, 6th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi	TEL: 84-24-3824-8934 ～6 FAX: 84-24-3824-8937
ベトナム日本商工会議所（JCCI） https://jcci.vn/	Room605, Sun Red River Building, 23 Phan Chu Trinh St., Hanoi	TEL: 84-24-2220-9907/8 FAX: 84-24-2220-9909 E-mail: jcci-info@jcci.vn
ホーチミンベトナム日本商工会議所（JCCH） https://jcchvn.org/	Room1407, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue St., Dist.1, Ho Chi Minh City	TEL: 84-28-3821-9369 FAX: 84-28-3821-9370 E-mail: info@jcchvn.org

5. 日系金融機関（資金調達などに係る相談、投資関連情報の入手が可能）

名称/HP	所在地	Tel/Fax/E-mail
三菱UFJ銀行 ハノイ支店 https://www.bk.mufg.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	6th Floor, Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet Street, Hanoi, Socialist Republic of Vietnam	TEL:84-24-3946-0600
三菱UFJ銀行 ホーチミン支店 https://www.bk.mufg.jp/ippan/tempo/network/asa_ose.html	8th Floor, The Landmark, 5B Ton Duc Thang Street, District 1, Ho Chi Minh City, Socialist Republic of Vietnam	TEL:84-28-3823-1560
みずほ銀行 ハノイ支店 https://www.mizuhogroup.com/asia-pacific/vietnam/about#HN	4th Floor, 63 LTT Building, 63 Ly Thai To Street, Hanoi	TEL:84-24-3936-3123 /3124
みずほ銀行 ホーチミン支店 https://www.mizuhogroup.com/asia-pacific/vietnam/about#HN	18th Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue Boulevard, District 1, Ho Chi Minh City	TEL:84-28-3827-8260 /8292
三井住友銀行 ハノイ支店 https://www.smbc.co.jp/global/vietnam_01.html	Unit 1201, 12th Floor, Lotte Center Hanoi, 54 Lieu Giai Street, Cong Vi Ward, Ba Dinh District, Hanoi	TEL:84-24-3946-1100 FAX:84-24-3946-1133
三井住友銀行 ホーチミン支店 https://www.smbc.co.jp/global/vietnam_02.html	15th Floor, Times Square Building, 22-36 Nguyen Hue Street, District 1, Ho Chi Minh City	TEL:84-28-3520-2525 FAX:84-28-3822-7762

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	タイの投資環境	(2023. 2 月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)
	中国の投資環境	(2021. 10 月)
	フィリピンの投資環境	(2021. 10 月)
	メキシコの投資環境	(2021. 10 月)
	ミャンマーの投資環境	(2018. 8 月)
	ラオスの投資環境	(2014. 7 月)
	マレーシアの投資環境	(2014. 2 月)
	カンボジアの投資環境	(2013. 4 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



株式会社国際協力銀行
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

サイトマップ | アクセス

English | Other Languages

JBICメニュー



[主な掲載情報]

- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
TEL : 03-5218-3100
FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
ハービス ENT オフィスタワー 23 階
TEL : 06-6345-4100
FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



ベトナムの投資環境

発行日 2005年 3月 初版
2006年 9月 第2版
2007年 11月 第3版
2011年 4月 第4版
2012年 8月 第4版（一部改訂）
2014年 1月 第5版（一部改訂）
2017年 8月 第6版
2019年 12月 第7版
2023年 2月 第8版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料はベトナムに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。